

さが市政概要

令和7年度版



あたりまえ
ハッピー
佐賀市

佐賀市議会事務局

佐賀市議会基本条例

平成 21 年 3 月 26 日
条 例 第 17 号

目次

前文

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）
- 第 2 章 市民との関係（第 6 条—第 8 条）
- 第 3 章 市長等との関係（第 9 条—第 12 条）
- 第 4 章 議会の機能の強化（第 13 条—第 19 条）
- 第 5 章 政治倫理（第 20 条）
- 第 6 章 見直し手続（第 21 条）

附則

平成 12 年のいわゆる地方分権一括法の施行により、本格的な地方分権に向けたスタートが切られ、その後、全国的に市町村合併が進むなど、地方公共団体を取り巻く環境は大きく変容し、地方公共団体の自己決定及び自己責任の原則がより一層拡大してきたところである。

このような地方分権の時代にあっては、議員の合議体である議会は、市長とともに市民の直接選挙により選出された市民の代表であるという二代表制の一翼を担う存在として、その果たすべき役割及び責務がますます増大してきており、議会のあるべき姿を再確認し、明確にすることが求められている。

このため佐賀市議会は、市民との協調の下、市民を代表する機関の一つとして自らの創意と工夫により政策立案及び政策提言を行うとともに、積極的に議会改革に取り組み、市長との緊張関係を保持しながら、真の地方自治の実現を目指すことを決意する。

よって、ここに議会が果たすべき役割と責務の重さを深く自覚し、市民の負託に全力でこたえていくことを誓い、この条例を制定する。

第 1 章 総 則

（目的）

第 1 条 この条例は、議会、議員及び議長の活動原則を明らかにするとともに、議会と市民及び市長等との関係並びに議会に関する基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく市民の負託に的確にこたえ、もって市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。

（最高規範性）

第 2 条 この条例は、議会における最高規範であって、この条例の趣旨に反する議会に関する条例、議会規則、議会告示等を制定してはならない。

2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、議員の任期開始後、速やかに、この条例の研修を行わなければならない。

（議会の活動原則）

第 3 条 議会は、議会が、議員、市長、市民等の交流及び自由な討論の場であるとの認識に立つものとする。

2 議会は、主権者である市民の代表機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を重んじ、市民に開かれた議会として、市民参加を目指して活動するものとする。

3 議会は、市の施策に対する意思決定を行う議決機関として、市政運営状況の監視及び評価を行うとともに、適切な判断と責任ある活動を行わなければならない。

（議員の活動原則）

第4条 議員は、市民福祉の向上を目指して活動しなければならない。

2 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を尊重するものとする。

3 議員は、自己の能力を高める不断の研さんに努め、市政全般についての課題及び市民の意見、要望等を的確に把握しなければならない。

（議長の活動原則）

第5条 議長は、議会を代表して中立公正な職務遂行に努め、民主的な議会運営を行わなければならない。

第2章 市民との関係

（市民との関係の基本原則）

第6条 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会は、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第12項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を原則として公開するものとする。

3 議会は、本会議、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

4 議会は、議会及び議員の政策形成能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るために、議員の全部又は一部と市民等との意見交換の場を設けることができる。

（議会広報の充実）

第7条 議会は、前条第1項の責務を果たすとともに、多くの市民が議会及び市政に関心を持つよう、多様な手段を活用し、広報の充実に努めるものとする。（議会報告会）

（議会報告会）

第8条 議会は、議会活動の報告の場として、議会報告会を行うものとする。

2 議会報告会に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 市長等との関係

（市長等との関係の基本原則）

第9条 議会は、市長との立場及び権能の違いを踏まえ、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案及び市長等への政策提言を通じて、市政の発展に取り組まなければならない。

2 市長等の職員は、本会議、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会において、議長又は委員長長の許可を得て、質問することができる。

（市長等による政策等の形成過程の説明）

第10条 議会は、市長等が提案する計画、政策、施策、事業等（以下「政策等」という。）について、政策等の水準を高めるため、市長等に対して、次に掲げる事項の説明を求めるものとする。

- (1) 必要とする背景及び目的
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 期待される効果
- (4) 総合計画における根拠又は位置付け
- (5) 関係する法令及び条例等
- (6) 財源措置
- (7) 将来負担すべき経費

2 議会は、前項の政策等を審議するに当たっては、当該政策等の立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

（予算及び決算の審議における政策説明）

第11条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明を市長等に求めるものとする。

（市政に係る重要な計画の議決等）

第12条 地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及びそれに基づく基本計画の策定、変更等とする。

2 議会は、市長等が各行政分野における基本的な計画の策定、変更等をするために計画の概要を公表し、広く市民等から意見等を募集するときは、あらかじめ、市長等に当該計画の策定、変更等を行う理由及び概要の説明を求めるものとする。

第4章 議会の機能の強化

（会派）

第13条 議員は、議会活動を行うため、会派（議会において基本的政策が一致する3人以上の議員をもって構成し、活動を行う団体をいう。以下同じ。）を結成することができる。

2 会派は、政策立案、政策決定及び政策提言に関し、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

（政務活動費）

第14条 会派及び会派に準ずるクラブ等は、調査研究その他の活動に資するために政務活動費の交付を受けたときは、証拠書類を公開すること等により、その使途の透明性を確保するものとする。

2 前項に定めるもののほか、政務活動費の交付に関しては、佐賀市議会政務活動費の交付に関する条例（平成17年佐賀市条例第248号）の定めるところによる。

（議会改革の推進）

第15条 議会は、議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する議会運営等改革検討会を設置する。

（専門的事項に関する調査）

第16条 議会は、議案の審査又は市の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調

査に当たり、学識経験を有する者等を積極的に活用するものとする。

（議員研修の充実強化）

第 17 条 議会は、議員の政策の形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。

（議会図書室）

第 18 条 議会図書室は、誰もが利用することができる。

2 議会図書室の利用に関しては、佐賀市議会図書管理規程（平成 17 年佐賀市議会規程第 6 号）の定めるところによる。

3 議会は、議会及び議員の調査研究に資するため、議会図書室の図書等の充実に努め、その有効活用を図るものとする。

（議会事務局の体制整備）

第 19 条 議会は、議会及び議員の政策の形成及び立案機能の支援体制を強化するため、議会事務局の調査及び法制機能の充実を図るものとする。

第 5 章 政治倫理

（政治倫理）

第 20 条 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、市民の代表として良心及び責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、政治倫理の確立及び向上に関しては、佐賀市政治倫理条例（平成 17 年佐賀市条例第 5 号）の定めるところによる。

第 6 章 見直し手続

（見直し手続）

第 21 条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを定期的に検証するものとする。

2 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 7 月 1 日条例第 9 号）

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 35 号）中地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条の改正規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則（平成 24 年 12 月 21 日条例第 46 号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 14 条の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 72 号）附則第 1 条ただし書の政令で定める日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 23 日条例第 17 号）

この条例は、公布の日から施行する。

市 政 概 要 目 次

市 勢

1 沿 革	1
2 自 然	2
3 位置と広ぼう	2
4 人口と世帯	3
5 市町村合併（平成の大合併）	4

総合計画

1 第3次佐賀市総合計画 （マスタープラン）	6
---------------------------	---

議 会

1 議長・副議長	8
2 議員名簿	9
3 構 成	10
4 議会運営	14
5 議会活動状況	15
6 報酬・費用弁償等	18
7 議会事務局	19
8 議会基本条例	21

総務委員会

総 務 部

1 行政機構	22
2 市長・副市長	24
3 人事・給与	25
4 特別職職員等の報酬等	31
5 財 政	34
6 基 金	40
7 財 産	41
8 市 庁 舎	42
9 契約・工事検査	46
10 広 報	48

11 広 聴	50
12 シティプロモーション （佐賀市情報総合発信）	52
13 防 災	53
14 消 防 団	54
15 住 居 表 示	55
16 自 治 会	56
17 平和展事業	57
18 情 報 公 開	58
19 国際交流・多文化共生	67

政策推進部

1 行政評価	69
2 行政改革事業	71
3 自治体 DX の推進	73
4 電算自己処理業務一覧	74
5 統 計	79
6 男女共同参画	80
7 定住促進事業	82

地域振興部

1 まちづくり自治基本条例推進事業	83
2 地域コミュニティ推進事業	84
3 市民活動推進	85
4 公民館・農村環境改善センター・ コミュニティセンター	88
5 誰もが親しめる市民スポーツの充実	89
6 佐賀市健康運動センター	97
7 三重津海軍所跡の保存・整備・ 活用に関する事業	100
8 歴史まちづくり推進事業	102

市 政 概 要 目 次

9 未来につなげる文化の振興	103
10 佐賀市立東与賀文化ホール	113
11 佐賀市文化会館	114
監査委員会	116
公平委員会	121
選挙管理委員会	122

福祉生活委員会

市民生活部

1 戸籍・住民基本台帳事務	124
2 総合窓口	129
3 市民サービスセンター	131
4 市民相談	132
5 つくし斎場	134
6 川副葬祭公園	135
7 東与賀火葬場	136
8 市 税	137
9 交通安全・防犯	144
10 消費生活	148
11 人権・同和政策	151

保健福祉部

1 救急医療	154
2 佐賀市健康づくり計画 「いきいきさがし21」	159
3 保健予防	169
4 予防接種事業	172
5 佐賀市保健福祉会館	176
6 保健センター	178

7 佐賀勤労者総合福祉センター	180
8 高齢者の福祉	182
9 障がい者の福祉	197
10 その他の福祉	204
11 民生委員・児童委員	211
12 生活保護	214
13 福祉・就労支援と生活困窮者自立支援	217
14 国民健康保険	220
15 国民年金	229
16 後期高齢者医療制度	233

佐賀市立富士大和温泉病院	236
--------------	-----

教育環境委員会

環 境 部

1 公害対策	240
2 環境衛生	243
3 環境マネジメントシステムの普及	246
4 地球温暖化対策の推進	247
5 バイオマス産業都市さかの構築	251
6 自然環境保全活動の推進	253
7 ラムサール条約湿地賢明利用推進事業	255
8 「トンボ王国・さが」づくり事業	257
9 学校教育における環境学習	258
10 大学と連携した環境学習の推進 (SDGs 実践行動の推進)	259
11 佐賀市環境保健推進協議会	260
12 佐賀市エコプラザ管理運営事業	262
13 ごみ処理	263
14 し尿処理	266

市 政 概 要 目 次

こども未来部

- 1 少子化への対応 268
- 2 安心して子育てできる環境の充実 272
- 3 就学前教育の充実 289
- 4 母子保健 290

教育委員会

- 1 佐賀市教育振興基本計画 297
- 2 教育長・教育委員 298
- 3 就学後の教育の充実 299
- 4 家庭・地域・企業等の教育力の向上 319
- 5 自ら学ぶ生涯学習の推進 323
- 6 佐賀市立図書館 324

産業建設委員会

経 済 部

- 1 商工業の振興 328
- 2 中心市街地の活性化 338
- 3 佐賀駅周辺整備 340
- 4 観光の振興 341

農林水産部

- 1 農 林 水 産 345
- 2 土地改良事業 366

都市戦略部

- 1 都 市 計 画 379
- 2 区 画 整 理 391
- 3 都市緑化の推進 397
- 4 建 築 指 導 397
- 5 生活バス路線の確保 404

建 設 部

- 1 地籍調査事業 406
- 2 道 路 411
- 3 排 水 対 策 418
- 4 河 川 浄 化 420
- 5 市 営 住 宅 421

農業委員会 423

交 通 局 428

上下水道局

- 1 水 道 432
- 2 工業用水道 436
- 3 下 水 道 438

広域連合等

- 佐賀中部広域連合 458
- 佐賀県後期高齢者医療広域連合 473
- 佐賀市土地開発公社 478
- 佐賀東部水道企業団 480
- 脊振共同塵芥処理組合 482
- 天山地区共同衛生処理場組合 484
- 三神地区環境事務組合 485
- 天山地区共同斎場組合 486
- 佐賀市シルバー人材センター 487
- 佐賀市社会福祉協議会 489

1 沿革

佐賀市は平成 17 年 10 月 1 日に佐賀市、諸富町、大和町、富士町及び三瀬村が合併して誕生しました。さらに平成 19 年 10 月 1 日には川副町、東与賀町及び久保田町と合併しました。また、人口 233,301 人（令和 2 年国勢調査）、面積 431.81 平方キロメートル（令和 7 年 1 月 1 日現在）です。

新しい佐賀市は、脊振山系の山ろく部の山林や清流、古代肥前の国の行政府跡「肥前国庁」、中心部の長崎街道に代表される歴史遺産や佐賀城公園、日本の近代化を先導した「幕末維新期の佐賀」の魅力を紹介している佐賀城本丸歴史館、筑後川にかかる昇開橋や佐賀平野に広がるクリークや田園風景、豊饒の海といわれる「有明海」など素晴らしい環境に恵まれています。特に観光面においては、山間部にある観光りんご園、温泉、また沿岸部における干潟の個性的な動植物など、多様な魅力を備えるまちとなりました。

今後も市民や地域が、それぞれの個性や魅力を発揮しながら、市の将来像として掲げている『佐賀らしさでみんなが上を向くまち』の実現をめざしてまいります。

旧佐賀市

明治22年4月1日	市制施行
大正11年10月1日	神野村を編入
昭和29年3月31日	隣接5村を編入（西与賀村、嘉瀬村、高木瀬村、巨勢村、兵庫村）
昭和29年10月1日	隣接5村を編入（北川副村、本庄村、鍋島村、金立村、久保泉村）
昭和30年4月1日	蓮池町の一部を編入

旧諸富町

明治22年4月1日	町村制施行により東川副村、新北村となる。
昭和30年3月1日	東川副村と新北村の2村が対等合併し、諸富町となる。

旧大和町

明治22年4月1日	町村制施行により、春日村、川上村、松梅村となる。
昭和30年4月16日	春日村、川上村、松梅村の3村合併にて大和村となる。
昭和33年6月1日	富士村大字八反原を編入
昭和34年1月1日	町制施行により大和町となる。
平成8年4月1日	松瀬地区の一部と梅野地区の一部を境界変更により富士町に分割

旧富士町

明治22年4月1日	町村制施行により佐賀郡小関村、小城郡南山村、小城郡北山村となる。
昭和31年9月30日	小関村、南山村、北山村が合併により富士村となる。
昭和33年6月1日	八反原を境界変更により大和村に分割
昭和41年10月1日	町制施行により富士町となる。
平成8年4月1日	境界変更により大和町松瀬地区と大和町梅野地区を編入

旧三瀬村

明治22年 4 月 1 日	町村制施行により三瀬村となる。
---------------	-----------------

平成17年10月 1 日 佐賀市、諸富町、大和町、富士町、三瀬村が新設合併し、佐賀市となる。

旧川副町

明治22年 4 月 1 日	町村制施行により佐賀郡南川副村、中川副村、大詫間村、西川副村となる。
昭和28年 4 月 1 日	町制施行により南川副町となる。
昭和30年 4 月 1 日	南川副町、中川副村、大詫間村が合併により川副町となる。
昭和31年 9 月30日	西川副村を編入

旧東与賀町

明治22年 4 月 1 日	町村制施行により下古賀村、田中村、飯盛村が合併し東与賀村となる。
昭和41年10月 1 日	町制施行により東与賀町となる。

旧久保田町

明治22年 4 月 1 日	市町村制施行により久保田村、徳万村、新田村、久富村が合併し久保田村となる。
昭和42年 4 月 1 日	町制施行により久保田町となる。

平成19年10月 1 日 川副町、東与賀町、久保田町が佐賀市に編入合併をする。

2 自然

佐賀平野は亜熱帯のクスノキが多く、またアコウやサザンカの自生北限地帯となっています。これは佐賀市の位置が日本列島の南部に近く、表日本式気候の影響を受けているからです。気候は温暖で、令和 6 年の年平均気温は摂氏 18.8 度、年間雨量は 2098.5 ミリです。

3 位置と広ぼう

位 置	佐賀市栄町 1 番 1 号（佐賀市役所） 東経 130° 18′ 03″ 北緯 33° 15′ 49″ （日本測地系）
面 積	431.81 km ²
標 高	3.7m
海岸線	29.9km
距 離	東西 22.32 km 南北 37.83 km
経 度	極東 130° 22′ （諸富町） 極西 130° 08′ （富士町）
緯 度	極南 33° 08′ （川副町） 極北 33° 28′ （富士町）

4 人口と世帯

(1) 世帯数、人口（令和 2 年 10 月 1 日現在）及び人口動態（令和 2 年 10 月 1 日から令和 3 年 9 月 30 日までの合計）

世帯数 (世帯)	人口（人）			自然動態（人）		社会動態（人）			
	計	男	女	出生	死亡	転入		転出	
						県内	県外	県内	県外
96,874	233,301	110,191	123,110	1,668	2,639	2,524	5,162	2,260	5,643

※ 世帯数、人口は、総務省統計局「国勢調査」、人口動態は、佐賀県統計分析課「佐賀県人口移動調査」による。

(2) 産業別人口（国勢調査）

	平成 27 年		令和 2 年		
	実 数 (人)	構 成 比 (%)	実 数 (人)	構 成 比 (%)	対前回比 (%)
総 数	115,222	100.0	113,388	100.0	98.4
第 1 次産業	6,668	5.8	5,901	5.2	88.5
農 業	5,180	4.5	4,518	4.0	87.2
林 業	103	0.1	102	0.1	99.0
漁 業	1,385	1.2	1,281	1.1	92.5
第 2 次産業	21,156	18.4	20,742	18.3	98.0
鉱 業	20	0.0	8	0.0	40.0
建 設 業	8,279	7.2	8,241	7.3	99.5
製 造 業	12,857	11.2	12,493	11	97.2
第 3 次産業	81,520	70.8	83,465	73.6	102.4
卸小売業・飲食店	24,483	21.2	24,233	21.4	99.0
金融・保険・不動産業	5,070	4.4	4,926	4.3	97.2
運輸・通信業	5,968	5.2	6,156	5.4	103.2
電気・ガス・水道業	665	0.6	669	0.6	100.6
サービス業	39,679	34.4	41,280	36.4	104.0
公 務	5,655	4.9	6,201	5.5	109.7
分類不能の産業	5,878	5.1	3,280	2.9	55.8

(3) 人口集中地区（D. I. D : DENSELY INHABITED DISTRICT）

人口集中地区とは、国勢調査区を単位地域として、人口密度の高い国勢調査区（人口密度 1 k m² 当たり 4 千人以上）が隣接して、人口 5 千人以上を有する地域をいう。

人口集中地区（佐賀市）

10 月 1 日現在

年 次	面 積 (k m ²)			人 口 (人)			人口密度 (人/k m ²)	
	行政区域	人 口 集中地区	比率 (%)	行政区域	人 口 集中地区	比率 (%)	行政区域	人 口 集中地区
平 27	431.84	27.45	6.4	236,372	139,012	58.8	547	5,064
令 2	431.84	28.37	6.6	233,301	139,060	59.6	540	4,902

5 市町村合併（平成の大合併）

(1) 1 市 3 町 1 村合併（平成 17 年 10 月 1 日）

主な協議結果

- ① 合併の方式（期日） 新設合併（平成 17 年 10 月 1 日）
- ② 市の名称 「佐賀市」
- ③ 市の事務所の位置 現佐賀市庁舎の位置（佐賀市栄町 1 番 1 号）
- ④ 事務組織及び機構の取扱い
 - ア 役場の統廃合については、段階的に縮小していくが、本庁舎までの距離、交通手段、地域住民の意向及び社会情勢の動向を考慮し、合併から概ね 10 年後に再度議論する。
 - イ 3 町 1 村の庁舎は、合併後当分の間それぞれの区域を所管する支所とする。
- ⑤ 議員の定数及び任期の取扱い
 - ア 議会議員の定数
議員定数 38 人で設置選挙（合併の日から 50 日以内）
- ⑥ 地域審議会及び地域自治組織の取扱い
 - ア 地域審議会を 3 町 1 村の区域にそれぞれ設置する。
 - イ 設置期間は平成 17 年 10 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。

(2) 1 市 3 町合併（平成 19 年 10 月 1 日）

主な協議結果

- ① 合併の方式（期日） 編入合併（平成 19 年 10 月 1 日）
- ② 市の名称 「佐賀市」
- ③ 市の事務所の位置 現佐賀市庁舎の位置（佐賀市栄町 1 番 1 号）
- ④ 事務組織及び機構の取扱い
 - ア 役場の統廃合については、段階的に縮小していくが、本庁舎までの距離、交通手段、地域住民の意向及び社会情勢の動向を考慮し、合併から概ね 8 年後に再度議論する。
 - イ 3 町の庁舎は、合併後当分の間それぞれの区域を所管する支所とする。

⑤ 議員の定数及び任期の取扱い

ア 議会議員の定数

定数特例により、議会の議員の定数は、佐賀市議会議員の残任期間（平成 21 年 10 月 22 日）に限り、6 人増員して 44 人とする。

イ 増員選挙の選挙区

川副町の区域に定数 3 人、東与賀町の区域に定数 1 人、久保田町の区域に定数 2 人の選挙区を設ける。（告示日平成 19 年 10 月 21 日、投票日平成 19 年 10 月 28 日）

ウ 合併後最初の一般選挙

平成 21 年 10 月に行われる一般選挙の議員の定数は、38 人とする。

⑥ 地域審議会及び地域自治組織の取扱い

ア 地域審議会を 3 町の区域にそれぞれ設置する。

イ 設置期間は平成 19 年 10 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。

1 第3次佐賀市総合計画（マスタープラン）

(1) 計画策定の趣旨

総合計画は、佐賀市が“長期的な視点に立って、どのような姿を目指し、何を行っていくのか”をまとめた計画です。

これから先の時代を見据えたとき、様々な変化が待ち受けています。この変化に向き合い、一人一人が幸せに暮らせるまちをつくるためには、市民や市民活動団体、事業者のみならず行政が力を合わせてまちづくりを進めることが大切です。

多くの方の声をもとに描いた目指す姿を共有し、その実現に向けて取り組む指針を示すものとして、「第3次佐賀市総合計画」を策定しました。

(2) 計画の役割・位置づけ

「第3次佐賀市総合計画」は、まちづくりの指針を示すものであり、市の最上位計画に位置づけられます。

一方、私たちが協力してまちづくりを進めるためには、それぞれが担う役割等を定めるルールが必要で、そのルールは「佐賀市まちづくり自治基本条例」に示されています。

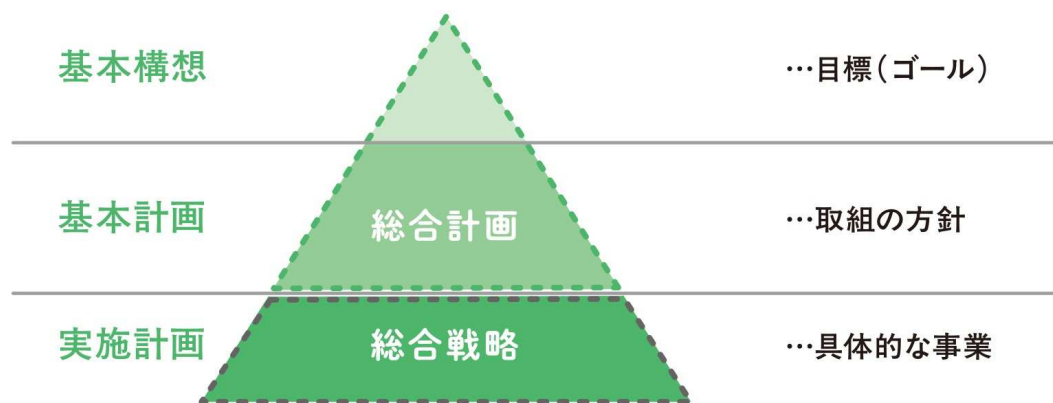
この計画と条例が相互に補完しながら、佐賀市のまちづくりを進めます。

(3) 計画の構成

総合計画は、市の目標（ゴール）を定める「基本構想」と、取組の方針を定める「基本計画」で構成されています。

その下位に、具体的な事業を定める「総合戦略」を別途、定めることとしています。

「総合戦略」は、総合計画の実施計画として位置づけ、重点的に取り組む事業を選定・体系化したものです。



(4) 計画の期間

総合計画のうち、「基本構想」は2025年度から2040年度までの16年間を計画期間として設定し、「基本計画」は前期・後期の8年間を計画期間に設定しています。また、「総合戦略」については、概ね4年間を計画期間に設定しています。

2040年に目指す姿

計画体系図

基本構想

2040年の
将来像

佐賀らしさで
みんなが上を向くまち



将来像に
向けた
目標

- 変化に向き合い挑み続けることで進化し続ける「まち」になろう
- どんな「ひと」も自分らしく幸せに暮らせるまちにしよう
- どんなひとでも自分らしい「しごと」で新たな価値を生めるまちにしよう

AI等の最新技術と
データを活用した
まちづくり



土地利用



基本計画

横断的な
視点

主体性

多様性

持続性

柔軟性

国際性

基本
政策

01

子育て・教育

02

健康・福祉

03

文化・スポーツ

04

経済・観光

05

農林水産

06

生活・環境

07

コミュニティ

08

防災・安全

09

都市・交通

10

行政経営

議会

1 議長・副議長



議長 松永幹哉



副議長 永瀬史孝

歴代市議会議長

歴順	氏名	就任年月日
1	福井久男	平 17. 10. 31
2	福井久男	平 19. 11. 7
3	福井章司	平 21. 10. 29
4	福井久男	平 23. 11. 1
5	黒田利人	平 25. 10. 30
6	福井章司	平 27. 10. 9
7	武藤恭博	平 29. 10. 30
8	川原田裕明	令 1. 10. 29
9	堤正之	令 3. 11. 1
10	重田音彦	令 4. 12. 23
11	山口弘展	令 5. 10. 30
12	松永幹哉	令 7. 10. 29

歴代市議会副議長

歴順	氏名	就任年月日
1	武藤恭博	平 17. 10. 31
2	武藤恭博	平 19. 11. 7
3	江頭弘美	平 21. 10. 29
4	山本義昭	平 23. 11. 1
5	平原嘉徳	平 25. 10. 30
6	武藤恭博	平 27. 10. 28
7	重松 徹	平 29. 10. 30
8	嘉村弘和	令 1. 10. 29
9	重田音彦	令 3. 11. 1
10	野中宣明	令 4. 12. 23
11	松永幹哉	令 5. 10. 30
12	永瀬史孝	令 7. 10. 29

2 議員名簿

令和 7 年 11 月 4 日現在 36 人

役 職	氏 名	会 派
議 長 教育環境	松 永 幹 哉	自 民 さ が
副 議 長 福祉生活	永 渕 史 孝	自民市政会
総 務	南 里 朱 美	(STEP-UP FOR SAGA)
福祉生活	山 本 愛	(日本共産党)
総 務	山田 宏一郎	自民市政会
産業建設	山 下 勝 也	(参 政 党)
福祉生活	江口 由里子	ネットワーク 佐 賀
総 務	草 場 健 次	ネットワーク 佐 賀
教育環境	徳 永 文 子	ネットワーク 佐 賀
総 務	吉 川 正 剛	公 明 党
総 務	中 尾 和 幸	自 民 さ が
教育環境	山 崎 純	自民市政会
福祉生活	岡 山 香 織	自民市政会
産業建設	藤 井 英 貴	自民市政会
教育環境	御 厨 洋 行	自 民 清 流
福祉生活 委 員 長	西 岡 真 一	自 民 清 流
総 務 副委員長	諸 富 八 千 代	自民市政会
産業建設 副委員長	稲 葉 嵩 広	自 民 さ が

役 職	氏 名	会 派
教育環境	川 崎 健 二	自 民 さ が
福祉生活	宮 崎 健	自 民 さ が
総 務 委 員 長	江 原 新 子	自 民 さ が
福祉生活 副委員長	中 島 妙 子	公 明 党
教育環境 副委員長	藤 田 佳 典	ネットワーク 佐 賀
産業建設	山田 誠一郎	ネットワーク 佐 賀
教育環境 委 員 長	村 岡 卓	公 明 党
産業建設	野 中 宣 明	公 明 党
福祉生活	川副 龍之介	自 民 さ が
総 務	江 頭 弘 美	自 民 さ が
教育環境	山 口 弘 展	自民市政会
産業建設	重 田 音 彦	自民市政会
総 務	重 松 徹	自 民 清 流
産業建設	平 原 嘉 徳	自 民 清 流
産業建設 委 員 長	黒 田 利 人	自民市政会
福祉生活	山 下 明 子	(市民共同)
教育環境	千 綿 正 明	自 民 さ が
産業建設	西 岡 義 広	自 民 さ が

※正副議長を除く議員は、議席順に記載 ※所属議員 3 名以上を会派とする。() は諸派の名称

3 構成

- (1) 議員定数と現員 (令和7年11月4日現在)
 議員定数・・・36人(平成25年10月23日から)
 現 員・・・36人(男性26人 女性10人)

(2) 会派等・党派別構成

(令和7年11月4日現在)

会 派 \ 党 派		自由民主党	公明党	立憲民主党	国民民主党	日本共産党	参政党	STEP-UP FOR SAGA	無所属	計
会派	自 民 さ が	10								10
	自 民 市 政 会	7							2	9
	ネットワーク佐賀			3	1				1	5
	公 明 党		4							4
	自 民 清 流	4								4
諸派	(市 民 共 同)								1	1
	(日 本 共 産 党)					1				1
	(STEP-UP FOR SAGA)							1		1
	(参 政 党)						1			1
計		21	4	3	1	1	1	1	4	36

※所属議員3名以上を会派とする。()は諸派の名称

(3) 年齢別構成

(令和7年12月22日現在)

年 齢 別	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	平均年齢
人 数	0	0	11	8	13	4	0	57.1歳

※最年長76歳、最年少40歳

(4) 居住小学校区別構成

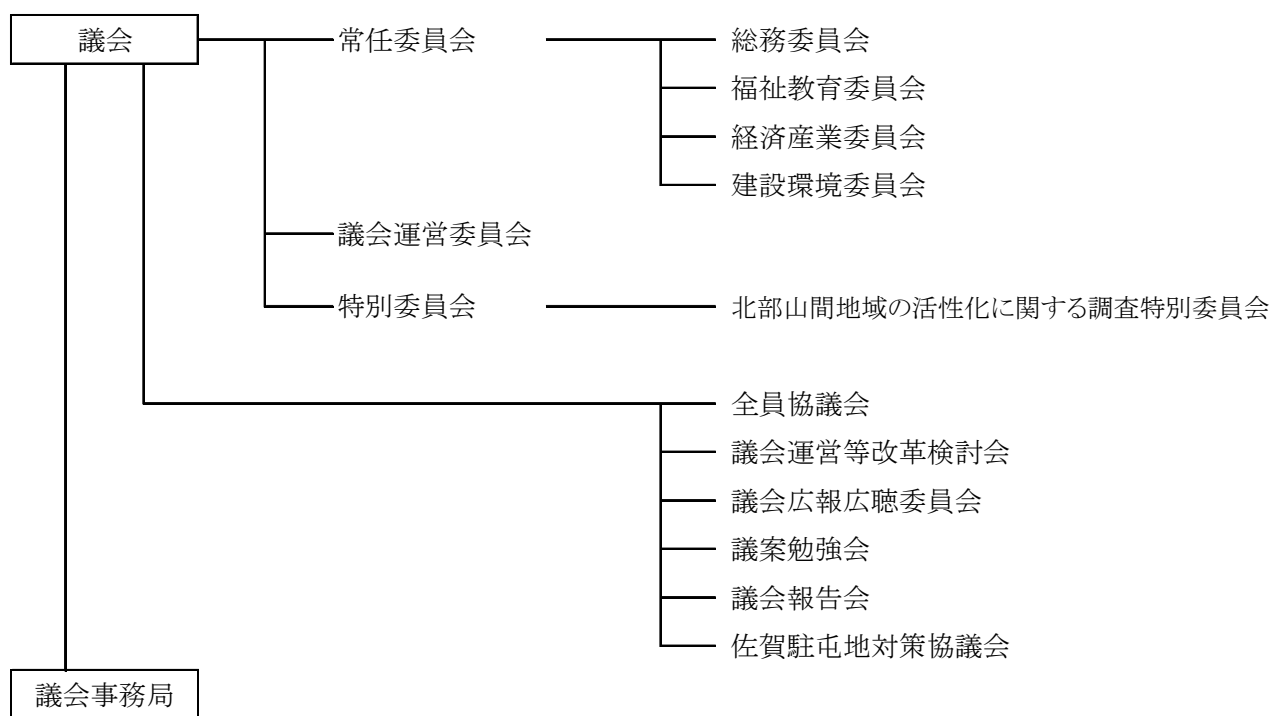
(令和7年11月4日現在)

校 区 名	人数	校 区 名	人数	校 区 名	人数	校 区 名	人数
勸 興	3	高 木 瀬	2	開 成	1	北 山 東 部	
循 誘	1	北 川 副	2	諸 富 北	2	三 瀬	
日 新	1	本 庄		諸 富 南		中 川 副	1
赤 松	1	鍋 島	2	春 日		大 詫 間	1
神 野	2	金 立	1	川 上		南 川 副	1
西 与 賀	1	久 保 泉	1	松 梅	1	西 川 副	
嘉 瀬	1	芙 蓉		春 日 北	2	東 与 賀	2
巨 勢		新 栄	2	富 士		思 斉	1
兵 庫	2	若 楠	1	北 山	1		

(5) 議会構成

① 議会構成

(令和7年12月22日現在)



② 常任委員会・議会運営委員会・特別委員会の定数、所管（調査）事項

委 員 会 名	定数	所 管 事 項
総 務 委 員 会	9	総務部、政策推進部、地域振興部、出納室、固定資産評価審査委員会、監査委員、選挙管理委員会及び公平委員会の所管事務並びに他の常任委員会の所管に属さない事務
福 祉 生 活 委 員 会	9	市民生活部、保健福祉部及び富士大和温泉病院の所管事務
教 育 環 境 委 員 会	9	環境部、こども未来部及び教育委員会の所管事務
産 業 建 設 委 員 会	9	経済部、農林水産部、都市戦略部、建設部、農業委員会、交通局及び上下水道局の所管事務
議 会 運 営 委 員 会	10	議会の運営、議会の会議規則・委員会に関する条例等、議長の諮問に関する事項
北部山間地域の活性化に関する調査特別委員会	11	北部山間地域の活性化に関する諸種調査

③ 地方自治法第 100 条第 12 項の規定による協議又は調整を行うための場

名 称	目 的	構 成 員	招集権者
全員協議会	市政に関する重要事項又は議会の運営に関し協議又は調整を行うため	全議員	議長（一般選挙後議長が選任されるまでの間にあっては、議会事務局長）
議会運営等改革検討会	議会改革に関し協議又は調整を行うため	会派・諸派から選出された議員	議会運営等改革検討会会長
議会広報広聴委員会	議会の広報広聴に関し調査、協議又は調整を行うため	会派・諸派から選出された議員	議会広報広聴委員会委員長
議案勉強会	議案等に関し提出者の説明を受けるため	全議員	議長
議会報告会	議会活動に関し市民等に対し報告等を行うため	全議員	議長
佐賀駐屯地対策協議会	佐賀駐屯地に係る政策課題に関し調査、協議又は調整を行うため	会派・諸派から選出された議員	佐賀駐屯地対策協議会会長

※ほかに任意の会議として、会派代表者会議、常任委員研究会、政務活動費調整会議、ICT 推進担当者会議がある。

(6) 常任委員会

4 つの常任委員会を設置し、それぞれ所管事項の審査・調査を行う。議員は、必ず 1 つの常任委員会に所属し、任期は条例で 2 年と定めている。なお、常任委員会委員の複数所属は認めていない。

(7) 議会運営委員会

会期や議事日程などの議会の運営に関することを協議する委員会。委員定数は 10 名とし、各会派（所属議員 3 人以上）から推薦した者を議長が指名する。議長は地方自治法 105 条の規定により出席。副議長は運用内規により、オブザーバーとして出席。委員会での合意により諸派（所属議員 2 人以下）からもオブザーバーとして 1 名ずつ出席している。

(8) 特別委員会

特定の事件、重要な問題の審査など、議会が特に必要と認めるとき、その案件ごとに設置する委員会。令和 7 年 12 月 22 日現在、1 つの特別委員会を設置している。

4 議会運営

(1) 定例会日程の例（概要）

開会 1 週間前	招集告示 の翌日	招集告示 の翌々日	招集告示の 翌々日以降	開会日	2～3 日間	5～8 日間	2～3 日間	1 日	1 日	閉会日
招集 告示	一般質問 通告締切	議会運営 委員会	議案 勉強会	開会、諸報告、 特別委員長中間 報告、議案上 程、提案理由説 明等	休会	一般質問 議案等質疑	常任 委員会	議会運営 委員会	休会	委員長報告、 質疑、討論、 採決、閉会

(2) 議案勉強会

議会運営委員会の終了後から開会日の前日までの間で、議案等に関し提出者の説明を受ける。

(3) 一般質問・議案等に対する質疑 ※議案等質疑には報告に対する質疑を含む。

いずれも通告制を採っており、一般質問は一問一答方式、議案等質疑は分割質疑方式で実施している。（ただし、1 回目は総括方式）

① 通告の締切

一 般 質 問・・・招集告示日の翌日の正午まで

議案等質疑・・・議案等質疑日程の 3 日前の午後 5 時まで

② 質問・質疑の順序・・・抽せん（通告書の提出順によるくじ引き）により決定

③ 議案等質疑の回数・・・総括質疑を含めて各項目 3 回まで

④ 一般質問の発言時間・・・答弁を含め 60 分以内

(4) 意見書案・決議案の取扱い

意見書案・決議案の提出締切日は、定例会当初の休会日程（市の休日を除く）の最終日の正午までとする。

提出された意見書案・決議案は、一般質問日程の 2 日目に各会派に配付し、一般質問・議案等質疑日程の間を各会派の検討期間としている。

(5) 請願・陳情の取扱い

請 願・・・定例会当初の休会日程（市の休日を除く）の最終日の午後 5 時までに受理した請願書は、所管の常任委員会又は議会運営委員会へ付託し、これ以後提出された請願書は、閉会前の議会運営委員会で取り扱いを協議する。

陳 情・・・陳情書が提出された場合は、速やかにその写しを全議員に配付する。

(6) 予算・決算の審査

一般会計については、予算・決算ともに常任委員会に分割付託し審査している。ただし、歳入については連合審査を行っている。特別会計、企業会計については、予算・決算ともに各会計を所管する常任委員会に付託している。また、決算審査の充実並びに次年度の予算及び事業運営への議会意思の反映のため、常任委員会での決算審査を踏まえた意見・提言を議会として提出し、市長に処理方針の報告を求める。

5 議会活動状況

(1) 議会開催状況（令和6年度）

会 別	会期 日数	本会議 日数	常任委 員会審 査日数	開 催 日	会議時間	一般質問 者数	議案質疑 者数
6月 定例会	23	10	2	6/10, 6/14, 6/17～6/21, 6/24～/27, 7/2	25時間58分	29	2
9月 定例会	15	7	5	8/21～8/23, 8/26, 8/28～8/30, 9/2～9/4	11時間23分	12	2
11月 定例会	22	10	3	11/28, 12/3～12/6, 12/9～12/13, 12/16, 12/19	23時間15分	28	0
2月 定例会	23	10	5	2/27, 3/3～3/7, 3/10～3/14, 3/17, 3/21	23時間03分	26	1
合 計	83	37	15		83時間39分	95	5

(2) 議案審議状況（令和6年度）

区 分			可 決	否 決	修正可決	継続審査	撤 回	合 計
市長提出議案	条 例		37					37
	予 算		29					29
	決 算		9					9
	人 事		12					12
	一 般		29					29
	専決処分	条 例	2					2
		予 算	4					4
		そ の 他	1					1
そ の 他								
小 計			123					123
議員提出議案	条 例		2					2
	規 則							
	意 見 書		2					2
	動 議							
	決 議	委員会提出	4					4
		委員会提出以外						
	そ の 他							
小 計			8					8
請 願								
合 計			131					131

※可決は認定、同意、採択等を含む。否決は不認定、不同意、不採択等を含む。

専決処分（報告）	16
----------	----

(3) 意見書・決議案（令和6年度提出分）

件 名	議決日	議 決 結 果
厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書案	7 月 2 日	可 決
聴覚補助器・装具等の活用を広く推進し、高齢者等の社会参加に役立てることを求める意見書案	9 月 4 日	可 決
第81号議案 令和5年度佐賀市一般会計歳入歳出決算（総務委員会付託分）に対する附帯決議案	9 月 4 日	可 決
第81号議案 令和5年度佐賀市一般会計歳入歳出決算（経済産業委員会付託分）に対する附帯決議案	9 月 4 日	可 決
第90号議案 令和6年度佐賀市一般会計補正予算（第4号）（建設環境委員会付託分）に対する附帯決議案	9 月 4 日	可 決
第20号議案 佐賀市立公民館条例に対する附帯決議案	3 月 21 日	可 決

(4) 陳情・請願の受理状況

(件 数)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
陳 情	17	16	18	19	16	16
請 願	1	1	0	2	2	0

(5) 行政視察来訪件数・人員

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件 数（件）	50	1	1	47	53	48
人 員（人）	407	10	1	358	403	351
うち宿泊（件）	23	0	0	24	18	31

※他にオンラインによる視察の受け入れあり 令和3年度・・・2件

(6) テレビ放映・動画配信

平成14年6月定例会から本会議のケーブルテレビ放映を開始。平成20年6月定例会から本会議の動画配信（ライブ配信、※オンデマンド（録画）配信）を開始。令和3年6月定例会から、スマートフォン・タブレット端末での視聴に対応。

※最大で5か年分を掲載

(7) 広報啓発活動

平成26年度から、開かれた議会として議会情報を分かりやすく伝えることを目的に、市議会単独のホームページ（スマートフォン対応）を作成。また、平成28年度からより多くの方に議会情報が伝わるようにFacebookを開設。

(8) タブレット端末の活用

平成28年12月（H29.3月本格実施）からタブレット端末を活用した議会運営を開始。

①議案や資料をデータ化し、過去の書類もクラウド上で保管することにより、時間や場所を問わず容易に閲覧できるようにした。

②通知や緊急的な情報を電子メールで送信することにより、時間や場所を問わず、確認できるようにした。

③アプリを活用することにより、スケジュールを共有できるようにした。

(9) 会議録検索システム

市議会の会議録をデータベース化することにより、大量にある議員及び執行部の発言の中から必要な情報を迅速かつ容易に検索することができる。検索機能としては、議会の年月日検索をはじめ、発言者名での検索、単語による検索等が可能である。平成 2 年以降の本会議及び平成 21 年以降の常任委員会の会議録を掲載している。

(10) 傍聴席に文字情報用モニターを設置

令和 2 年 6 月から聴覚障がい者の議会傍聴を支援する「文字情報用モニター」を設置。モニターは 43 インチで、登壇者の発言を順次、文字に変換して画面に表示する。傍聴者の文字の見え方に応じて、表示する文字のサイズを調整することが可能である。モニター前に 10 人分の利用者優先席を設けている。

6 報酬・費用弁償等

(1) 議員報酬

	H24. 4. 1 適用
議 長	692,000 円／月額
副 議 長	607,000 円／月額
議 員	553,000 円／月額

(2) 議員期末手当

	R6. 4. 1 適用	R6. 12. 1 適用	R7. 4. 1 適用
6 月 支 給 率	1.70 月×1.15	1.70 月×1.15	1.725 月×1.15
12 月 支 給 率	1.70 月×1.15	1.75 月×1.15	1.725 月×1.15
合 計	3.40 月×1.15	3.45 月×1.15	3.45 月×1.15

(3) 費用弁償

	H17. 10. 1 適用
日 当	な し
宿 泊 料	13,100 円
食 卓 料	2,600 円
出席費用弁償	な し

(4) 旅行雑費

旅行経費相当の額を「旅行雑費」として、旅行先区分に応じ 1 日当たりの定額により支給する。

旅 行 先	東京都特別区 及び大阪府大阪市	左欄以外の全路程が 100km 以上の地域	全路程が 50km 以上 100km 未満の地域
1 日当たりの金額	1,000 円	800 円	300 円

(5) 視察旅費（令和 7 年度当初予算）

※以下予算額については、(3)費用弁償の宿泊料・食卓料、(4)旅行雑費を含む
 常任委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・165,000 円／人
 議会運営委員会・特別委員会・議会広報広聴委員会・議会運営等改革検討会
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・92,600 円／人

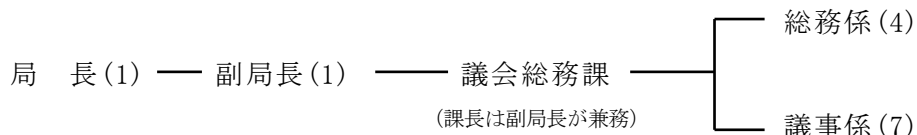
(6) 政務活動費・・・総額 2,160 万円（令和 7 年度当初予算）

各会派（会派に準ずるクラブ等を含む。）の所属議員数に月額 5 万円を乗じて得た額を 1 月分とし、年 2 回に分けて交付する。

7 議会事務局

(1) 機構

職員数・・・13人



※他に再任用（短時間）1人、会計年度任用職員2人

(2) 議会費予算（令和7年度当初予算）

587,539千円（前年度比4,766千円減・一般会計構成比 0.52%）

（単位：千円）

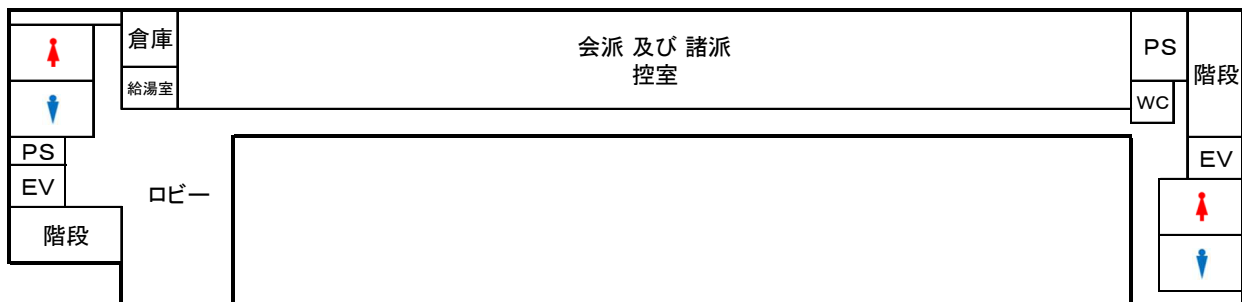
節 区 分	金 額	節 区 分	金 額
1 報 酬	243,336	9 交 際 費	700
2 給 料	61,553	10 需 用 費	13,148
3 職 員 手 当 等	113,933	11 役 務 費	3,511
4 共 済 費	84,757	12 委 託 料	22,713
5 災 害 補 償 費	1	13 使用料及び賃借料	3,824
7 報 償 費	68	17 備 品 購 入 費	575
8 旅 費	15,496	18 負担金、補助及び交付金	23,894

(3) 定期刊行物（令和7年度）

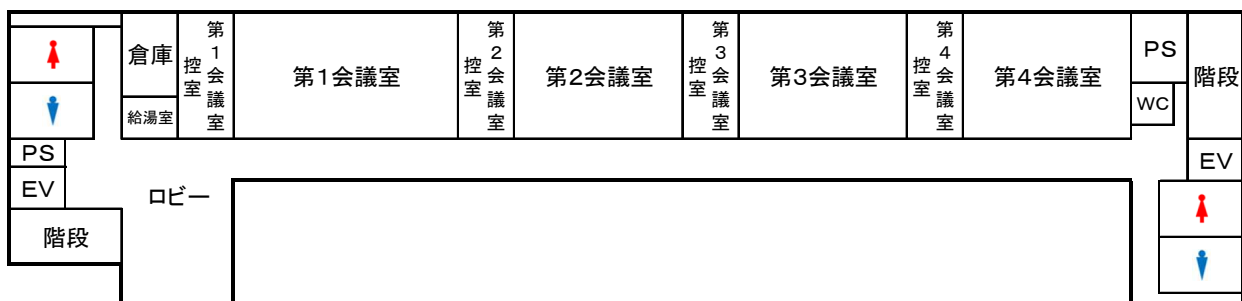
刊 行 物 名 称	部 数	判 型	発 行 回 数	配 布 先
会議録	85	A4	定例会ごと	議員、執行部、その他
さが市議会だより	108,600	A4	定例会ごと	市内全世帯、その他
さが市議会だより （点字版）	59	A4	定例会ごと	市内視覚障がい者及び 関係施設
さが市議会だより （音声版）	60	C D	定例会ごと	市内視覚障がい者及び 関係施設
議会要覧	（適宜）	A4	（必要に応じて）	議員
市政概要	—	データ	年1回	佐賀市議会ホームページにて公開（紙媒体での発行なし）
佐賀市議会のあらまし	（適宜）	A4	年1回	議員、来訪市
佐賀市議会のしおり	（適宜）	A4	（必要に応じて）	議員、来訪市、その他
政務活動費の手引き	（適宜）	A4	（必要に応じて）	議員、その他
よくわかる市議会 （児童用）	（適宜）	A4	（必要に応じて）	議場見学

(4) 議会棟平面図

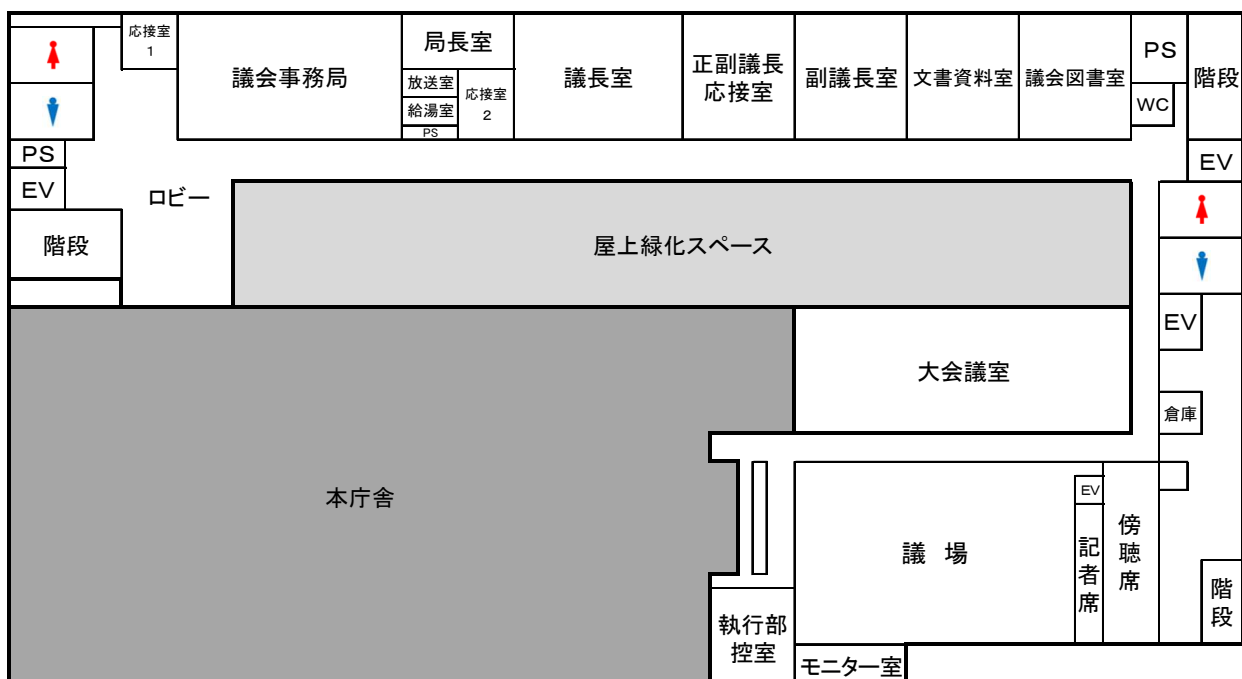
4階



3階



2階



8 議会基本条例

佐賀市議会は、市民との協調の下、市民を代表する機関の一つとして自らの創意と工夫により政策立案及び政策提言を行うとともに、積極的に議会改革に取り組み、市長との緊張関係を保持しながら、真の地方自治の実現を目指すことを決意し、平成 21 年 4 月に県内で初めて、議会基本条例を制定しました。

※ 巻頭に条例文を掲載しています。

1 行政機構

市長

副市長

総務部

- 総務法制課
 - 総務係
 - 文書法制係
 - 情報公開係
- 秘書課
 - 原簿係
 - 広報係
- 広域課
 - 広域係
 - シニアプロジェクト室
- 人事課
 - 人事係
 - 給与係
 - 人材育成係
- 財政課
 - 財政係
 - 資金係
- 契約管理課
 - 契約係
 - 調達係
 - 技術監理係
- 財産活用課
 - 財産活用係
 - 施設営繕係
- 危機管理防災課
 - 防災対策係
 - 地域防災係
 - 消防係
- 国際課
 - 国際交流係
 - 多文化共生係

政策推進部

- 企画政策課
 - 企画係
 - 未来創造・移住促進係
 - ふるさと納税推進係
 - 県立大学(後期)連携室
- 行政マネジメント課
 - 行政マネジメント係
 - 施設マネジメント係
 - 中核市検討室
- デジタル推進課
 - 行政情報係
 - 基幹情報係
- D-X推進課
 - スマートシティ推進室
 - D-X支援係
 - 統計データ活用係
- 男女共同参画課
 - 男女共同参画係
- 駐屯地対策室
 - 対策係

経済部

- 経済政策課
 - 経営支援係
- 企業立地課
 - 企業誘致係
 - 新産業団地推進室
- 観光振興課
 - 観光企画係
 - パルーン係
 - 佐賀インタナショナルハルーンファスチア推進室
 - マーケティング推進室
 - [佐賀ハルーンジョージア]
- 中心市街地振興課
 - 戦略係
 - 再生係

農林水産部

- 農業振興課
 - 農政係
 - 生産者育成係
 - 施設整備支援係
 - 水田対策係
- 農村環境課
 - 土地改良係
 - 農村環境整備係
 - 農業土木係
 - ほ場整備係
- 農村環境課
 - 森林整備係
 - 林業振興係
 - 基盤整備係
 - 森林管理係
- 水産振興課
 - 振興係
 - 基盤整備係

都市戦略部

- 都市政策課
 - 都市計画係
 - 空き家対策室
- 緑化推進課
 - 公園係
 - 緑化推進係
- 建築指導課
 - 指導係
 - 建築審査係
 - 開発審査係
 - 景観係
- 交通政策課
 - 交通政策係

建設部

- 建設監理課
 - 政策総務係
 - 管理一係
 - 管理二係
 - 有明海岸沿道対策室
 - 施設管理センター
- 用地対策課
 - 用地対策係
 - 国土調査係
- 建築住宅課
 - 建築一係
 - 建築二係
 - 設備係
 - 住宅政策係
- 道路整備課
 - 事業一係
 - 事業二係
 - 街路整備係
 - 維持係
- 河川砂防課
 - 事業係
 - 維持係
 - 水閘対策室
- 北部建設事務所
 - 事業係
 - 維持係
- 南部建設事務所
 - 事業係
 - 維持係

環境部

- 環境政策課
 - ゼロカーボンシティ推進室
 - 自然環境係
 - 生活環境係
- 循環型社会推進課
 - 総務係
 - 3R推進係
 - 資源物対策係
 - 施設管理係
 - 佐賀市清掃工場南部中継所
- 環境保全課
 - 環境保全係
 - クリーン業務係
 - 環境ヘルソール係
- 衛生センタ―
 - 管理・相談係
 - 検疫係
- C-X推進課
 - 政策推進室
 - 拠点化推進室

市民生活部

- 庶務係
- 窓口一係
- 窓口二係
- 窓口三係
- 窓口四係
- マイナンバーカード
- 窓口業務改革推進室
- 戸籍一係
- 戸籍二係
- つくし市場
- 交通安全課
 - 交通安全・防犯係
 - 資格試験係
 - 消費生活センター
- 市民税課
 - 庶務税制係
 - 個人市民税一係
 - 個人市民税二係
 - 個人市民税三係
 - 諸税係
- 資産税課
 - 管理・相談係
 - 家屋一係
 - 家屋二係
 - 土地一係
 - 土地二係
- 出稼課
 - 収納係
 - 整理一係
 - 整理二係
 - 整理三係
- 人権、回和政策課
 - 人権普及係
 - 同和对策係
 - (調停 版)
 - (調和解委員会)
 - (旧たふしかいせつ)
 - (旧たふしかいせつ)
 - (大和教育局会)
 - (久保田教育局会)

保健福祉部

- 福祉総務課
 - 政策係
 - 地域福祉係
- 生活福祉課
 - 生活福祉係
 - 健康医療係
 - 介護一係
 - 介護二係
 - 福祉・視覚支援室
- 保険年金課
 - 健康事業・財政係
 - 給付係
 - 資格試験係
 - 国民年金係
- 健康づくり課
 - 健康企画係
 - 健康推進係
 - 保健予防一係
 - 保健予防二係
 - 予防接種係
- 障がい福祉課
 - 障がい総務係
 - 生活支援一係
 - 生活支援二係
- 高齢福祉課
 - 長寿推進係
 - 介護予防係
 - 地域包括支援係
- 三瀬診療所
 - [旧三瀬診療所(三瀬町)]
- 臨時特別給付金室

こども未来部

- こども政策課
 - こども企画係
 - 児童育成係
- 子ども家庭課
 - 子育て給付係
 - 子育てコーディネーター係
- 保育助産課
 - [若菜保育所]
 - [城東保育所]
 - [松嶋保育所]
 - [本社こども園]
 - [子育て支援施設]
- こども健康課
 - 健康企画係
 - 健康推進係
 - 保健予防一係
 - 保健予防二係
 - 子どもの発達支援室

地域振興部

- 地域政策課
 - 地域政策係
 - 中山間地域支援係
- 協議推進課
 - 公民館支援係
 - 公民館支援係
 - 施設整備係
 - [公民館]
- スポーツ振興課
 - スポーツ係
 - スポーツ・フットボール推進室
 - 管理係
- 歴史・文化課
 - 政策係
 - 歴史資産活用係
 - [松野町民と三重津海軍野戦の歴史史]
- 文化財課
 - 総務企画係
 - 調査係
 - 史料整備係

会計管理課

- 出納係
- 審査係
- 出納係

教育委員会

- 事務局
- 教育部
 - 教育総務課
 - 総務係
 - 教育政策係
 - 施設係
 - 社会教育課
 - 総務企画係
 - 子どもへのまなび運動・若者支援推進室
 - [「教育シンク」場]
 - [星空学習館]
 - [青少年センター]
 - 図書館
 - 総務企画係
 - サート・エー二係
 - サート・ヌ二係
 - [市立図書館]
 - [分館]
 - [分室]
 - 学事課
 - 学務係
 - 生涯学習係
 - 学校支援係
 - [中部学校給食センター]
 - [語言学校給食センター]
 - [富士学校給食センター]
 - [川副学校給食センター]

議会

- 事務局
- 議会議務課
 - 議事係
 - 議事係
- 議員委員会
 - 事務局
- 公平委員会
 - 事務局
- 選挙管理委員会
 - 事務局
- 農業委員会
 - 事務局

上下水道局

- 総務課
 - 庶務係
 - 人事労務係
- 業務課
 - 業務係
 - 企画係
 - 整備工場
- 下水道工務課
 - 下水道工務係
 - 管渠計画係
 - 維持係
 - 改修整備係
- 下水道施設課
 - 施設計画係
 - 施設維持係
 - 整備係
- 給排水設備課
 - 給排水設備係
 - 浄化槽係
- 水道工務課
 - 管渠計画係
 - 維持管理係
 - 建設係
- 水本課
 - 配水管管理係
 - 浄水施設係
 - 水質管理係
 - 浄水施設再構築準備室

語学支所

- 総務・地域振興グループ
- 市民サービスグループ

大和支所

- 総務・地域振興グループ
- 市民サービスグループ

富土支所

- 総務・地域振興グループ
- 市民サービスグループ

三瀬支所

- 総務・地域振興グループ
- 市民サービスグループ

川副支所

- 総務・地域振興グループ
- 市民サービスグループ

東与賀支所

- 総務・地域振興グループ
- 市民サービスグループ

久保田支所

- 総務・地域振興グループ
- 市民サービスグループ

富士大和産業病院

- 事務部門
 - 経営企画係
 - 管理係
 - 医事係
- 診療部門
 - 内科
 - 外科
 - 整形外科
 - 眼科
 - 耳鼻科
 - 消化器科
 - 放射線科
 - 腫瘍科
- 診療支援部門
 - 薬剤科
 - 検査科
 - 放射線科
 - 栄養管理科
 - リハビリテーション科
 - 透析科
- 看護部門
 - 外来係
 - 通所係
 - 2階病棟係
 - 3階病棟係
- 地域ケア部門

(2) 機構改編

令和 6 年 8 月

(政策推進部)

- ・ 県立大学（仮称）の佐賀市への設置及び周辺施設の整備を検討していくための体制を強化するため、企画政策課内に「県立大学（仮称）連携室」を設置した。

令和 7 年 4 月

(政策推進部)

- ・ バイオマス産業都市構想からグリーン化推進戦略への事業展開を見据え、「バイオマス産業推進課」を環境部へ移管した。

(環境部)

- ・ 施設機能に加えて、新産業の創出、農業の発展に関する事業等を環境の視点で包括的に推進するため、「バイオマス産業推進課」と「施設機能向上推進室」を統合し、「GX 推進課」を設置した。

(都市戦略部)

- ・ 佐賀駅周辺の整備事業が一定程度終了したため、「佐賀駅周辺振興室」を廃止した。当該室の分掌事務は経済部に移管し、『SAGA アリーナ⇄佐賀駅⇄街なか』の南北軸の連動性の推進に取り組む。

(保健福祉部)

- ・ こども家庭センター設置に伴い、健康づくり課「母子保健係」と障がい福祉課「発達支援室」をこども未来部へ移管した。

(こども未来部)

- ・ こども家庭庁が設立されたことに伴い、『子育て』から『こども』へ施策の取組を更に強化するため、「子育て支援部」を「こども未来部」へ改称した。
- ・ 母子保健事業の体制強化のため、保健福祉部健康づくり課「母子保健係」と障がい福祉課「発達支援室」を移管し、関連事業と統合し、「こども健康課」を新設した。

(地域振興部)

- ・ SAGA2024 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の終了に伴い、「国スポ・全障スポ推進部」を廃止した。大会で得た知識、経験を活用する等、スポーツの力を引き続き地域振興につなげるため、スポーツ振興課「スポーツコンベンション係」を「スポーツコンベンション推進室」に改称した。

2 市長・副市長



市長 坂 井 英 隆



副市長 池 田 一 善



副市長 溝 尾 彰 人

歴代市長

令和 7 月 6 月 1 日現在

歴 順	氏 名	就任年月日	退任年月日
1	秀 島 敏 行	平 17. 10. 24	令 3. 10. 22
2	坂 井 英 隆	令 3. 10. 23	在職中

歴代副市長

令和 7 月 6 月 1 日現在

歴 順	氏 名	就任年月日	退任年月日
1	大 西 憲 治	平 17. 12. 5 ※地方自治法の改正により助役から副市長に 名称変更(平 19. 4. 1～)	平 21. 12. 4
2	古 賀 盛 夫	平 19. 4. 1	平 23. 3. 31
3	神 谷 俊 一	平 22. 4. 1	平 24. 7. 8
4	御 厨 安 守	平 23. 4. 1	平 31. 3. 31
5	赤 司 邦 昭	平 24. 8. 1	平 28. 7. 31
6	馬 場 範 雪	平 28. 8. 1	平 30. 3. 31
7	畑 瀬 信 芳	平 30. 7. 1	平 31. 2. 18
8	伊 東 博 巳	平 31. 4. 1	令 4. 3. 31
9	白 井 誠	平 31. 4. 1	令 5. 3. 31
10	池 田 一 善	令 4. 4. 1	在職中
11	鈴 木 宏 一 郎	令 5. 4. 1	令 7. 3. 31
12	溝 尾 彰 人	令 7. 4. 1	在職中

3 人事・給与

(1) 職員

① 定数と現員 (令和7年4月1日現在) (単位:人)

区 分	定 数	現 員 数
市 長 部 局	1,486	1,453
議 会 事 務 局	13	13
選挙管理委員会事務局	8	8
公 平 委 員 会	5	
監 査 事 務 局	9	8
農業委員会事務局	24	19
教育委員会事務局	125	103
小 計	1,670	1,604
交 通 局	64	50
上 下 水 道 局	139	137
小 計	203	187
合 計	1,873	1,791

② 職員の配置状況 (令和7年4月1日現在) (単位:人)

部 局 名	部長・副部長級	課長級	副課長級	係長級	一般職級	技術員	計
総 務 部	5	6	15	43	42	0	111
政 策 推 進 部	3	5	10	11	20	0	49
経 済 部	3	3	5	12	24	0	47
農 林 水 産 部	2	4	11	34	19	0	70
都 市 戦 略 部	3	5	8	25	20	0	61
建 設 部	4	9	18	53	52	22	158
環 境 部	3	4	11	19	24	72	133
市 民 生 活 部	2	10	22	56	93	5	188
保 健 福 祉 部	3	9	17	70	85	0	184
こ じ ゃ ん 未 来 部	3	8	8	40	79	3	141
地 域 振 興 部	3	6	15	22	57	0	103
諸 富 支 所	1	2	3	8	1	0	15
大 和 支 所	1	2	8	7	6	0	24
富 士 支 所	1	2	3	6	1	0	13
三 瀬 支 所	1	2	2	6	1	0	12
川 副 支 所	1	2	5	8	5	0	21
東 与 賀 支 所	1	2	3	7	1	0	14
久 保 田 支 所	1	2	4	5	3	0	15
富士大和温泉病院	4	5	5	39	28	0	81
出 納 室	1	1	2	6	3	0	13
小 計	46	89	175	477	564	102	1,453
議 会 事 務 局	2	1	0	9	1	0	13
監 査 事 務 局	1	1	1	5	0	0	8
選挙管理委員会事務局	1	1	0	3	3	0	8
農業委員会事務局	1	1	5	7	5	0	19
教育委員会事務局	4	4	18	32	28	17	103
小 計	9	8	24	56	37	17	151
交 通 局	0	1	4	12	33	0	50
上 下 水 道 局	2	10	41	37	47	0	137
小 計	2	11	45	49	80	0	187
合 計	57	108	244	582	681	119	1,791

③ 職員の採用

(令和 6 年度)

職 種	男 性	女 性	計
一般事務	21 人	18 人	39 人
土木	7 人		7 人
建築	2 人		2 人
機械	1 人		1 人
電気	1 人		1 人
保健師		5 人	5 人
保育教諭		1 人	1 人
看護師	2 人	1 人	3 人
作業員	11 人		11 人
運転士	5 人		5 人
弁護士	1 人		1 人
計	51 人	25 人	76 人

※ 一般事務は、採用職種的一般事務 A、一般事務（埋蔵文化財）、一般事務（早期卒）、一般事務（社会人経験者卒）、一般事務（行政経験者卒）及び一般事務 B の合計

④ 職員採用試験の状況

(令和 7 年 3 月 31 日現在)

職 種	申込者数	受験者数	最終合格者数	競争率
一般事務 A	595 人	489 人	53 人	9.2 倍
一般事務（埋蔵文化財）	12 人	10 人	2 人	5.0 倍
土木（上級）	25 人	18 人	12 人	1.5 倍
建築（上級）	11 人	10 人	7 人	1.4 倍
機械（上級）	4 人	3 人	3 人	1.0 倍
電気（上級）	3 人	3 人	2 人	1.5 倍
保健師	43 人	30 人	7 人	4.3 倍
保育教諭	0 人	0 人	0 人	-
看護師	8 人	5 人	3 人	1.7 倍
一般事務 B	97 人	94 人	1 人	94.0 倍
一般事務 B（障がい）	10 人	10 人	0 人	-
土木（初級）	9 人	9 人	4 人	2.3 倍
作業員（技能労務職）	47 人	44 人	14 人	3.1 倍

保育教諭（任期付）	1人	1人	1人	1.0倍
弁護士（任期付）	1人	1人	1人	1.0倍

⑤ 職員の退職（令和5年度）

職 種	男 性	女 性	計
定 年 退 職	19人	9人	28人
早 期 退 職	9人	3人	12人
そ の 他	58人	33人	91人
計	86人	45人	131人

(2) 給与関係

① 職種別平均給料等（企業を除く。）（令和7年4月1日現在）

職 種 (給料表)	人 員	平 均 給 料	平 均 扶 養 手 当	平 均 住 居 手 当	平 均 勤 働 手 当	合 計	平 均 年 齢	平 均 年 職 数
行 政 職 等	人 1,445	円 333,920	円 8,418	円 6,809	円 4,993	円 354,140	歳 43.3	年 17.2
医 療 職 (1)	8	521,088	21,250	3,375	8,363	554,076	51.6	12.1
医 療 職 (2)	19	302,221	11,368	6,868	5,668	326,125	41.9	12.7
医 療 職 (3)	51	334,433	6,745	2,990	8,294	352,462	47.7	16.9
技能労務職	119	309,442	7,055	4,399	5,998	326,894	52.0	17.2
合計	1,641	332,605	8,369	6,504	5,196	352,674	44.1	17.2

② ラスパイレス指数

年 度	6	【 参 考 】 過去の推移				
		31	2	3	4	5
指 数	98.5	100.1	99.8	98.9	98.7	98.4

③ 期末勤勉手当（令和7年4月1日現在）

区 分 月	期末手当	勤勉手当	計
6	100分の125	100分の105	100分の230
12	100分の125	100分の105	100分の230
計	100分の250	100分の210	100分の460

④ 旅費 (平成 17 年 10 月 1 日施行)

区 分	支 給 額
宿泊料 (1 夜につき)	13,100 円
食卓料 (1 夜につき)	2,600 円

(3) 研修

令和 6 年度研修

区分	研 修 名	対 象 者 (派遣者)
一 般 研 修	新規採用職員研修Ⅰ (採用時)	令和 6 年度採用職員
	新規採用職員研修Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ	令和 6 年度採用職員
	一般職員研修 (3 年次キャリアデザイン研修)	令和 4 年度採用職員
	一般職員研修 (6 年次)	令和元年度採用職員
	一般職員研修 (11 年次)	平成 26 年度採用職員
	新任主任研修	令和 6 年度新任主任
	係長級職員研修	令和 6 年度新任係長級職員
	新任係長研修	令和 6 年度新任係長
	係長 2 年目研修	令和 5 年度新任係長
	係長 3 年目研修	令和 4 年度新任係長
	上級監督者研修	令和 6 年度新任副課長級職員のうち副課長又は主幹兼係長の職にある者
	課長級研修	令和 6 年度新任課長級職員
	定年延長者等研修	令和 6 年度定年延長者・再任用職員
特 別 研 修	新規採用職員育成者研修	新規採用職員の配属先の所属長、係長、チューター
	チューターフォローアップ研修	新規採用職員育成担当職員
	男女共同参画推進研修	令和 6 年度新任管理・監督職員
	人権・同和問題研修	指定年次の職員
	接遇研修	令和 6 年度採用職員・指定管理施設担当職員等
	法令実務研修 (基礎)	令和 5 年度採用職員
	法令実務研修 (応用)	希望者
	接遇力向上講座	希望者
	メンタルヘルス研修	令和 6 年度新任所属長、 令和 6 年度新任係長
	D X 推進に関する研修	管理・監督職

	人事評価に関する研修	令和6年度新任係長、令和6年度採用職員、指定の職員
区分	研 修 名	対 象 者（派遣者）
派遣研修	市町村職員中央研修所	推薦職員
	全国市町村国際文化研修所	推薦職員
	国土交通大学校	推薦職員
	全国建設研修センター	推薦職員
	（公財）佐賀県市町村振興協会主催研修	希望者
	市政研究視察	推薦職員
	国（総務省、内閣府、経済産業省）	37歳以下の職員から選考した職員
	佐賀県（首都圏事務所・有明海沿岸道路整備事務所）	37歳以下の職員から選考した職員 推薦職員
	九州朝日放送株式会社	37歳以下の職員から選考した職員
	（一社）佐賀青年会議所	推薦職員
自主研修	自主研究グループ助成	希望グループ
	通信教育助成	希望者
	公開講座受講助成	希望者

(4) 厚生

① 健康管理

健康診断実施状況（令和6年度）

検診名	検診項目	対象者	人 員	実施機関
定期健康診断	問診等、身体計測、聴力検査、検尿、心電図、貧血検査、血液生化学検査、胸部X線等	常勤職員 （人間ドック受診者以外）	810人	一般財団法人 佐賀県産業医学協会
人間ドック	各実施機関の人間ドック検診項目	希望者	813人	各医療機関
胃 検 診	デジタル撮影	希望者	74人	一般財団法人 佐賀県産業医学協会

② 福利制度

ア 佐賀県市町村職員共済組合の事業

i 給付事業

短期（療養、出産等の給付など）

長期（退職共済年金、遺族共済年金など）

ii 福利事業

貸付：普通、住宅、災害、特別（医療、入学、修学、結婚、葬祭）

保健：人間ドック助成、諸検診助成、インフルエンザ予防接種助成等

貯金：共済貯金

イ 佐賀市職員厚生会の事業

i 給付事業

結婚、出産、傷病、弔慰等の給付

ii レクリエーション事業

スポーツ大会等の開催

iii 福利厚生専門企業への委託

宿泊施設、レジャー施設、スポーツ施設等の利用斡旋等

4 特別職職員等の報酬等

(1) 常勤特別職等

(令和7年4月1日現在)

区 分	単 位	金 額 (円)	適用年月日
市 長	月 額	1,039,000	H24.4.1
副 市 長	〃	820,000	H24.4.1
常 勤 の 監 査 委 員	〃	486,000	H24.4.1
企 業 管 理 者 自動車運送事業管理者 上下水道事業管理者	〃	679,000	H24.4.1
教 育 長	〃	679,000	H24.4.1

(2) 非常勤特別職

	区 分	単 位	金 額 (円)	適用年月日
1	選挙管理委員会	委員長	月 額	48,000
		委 員	〃	37,500
		補充員	1 回	8,800
2	選挙長	〃	10,800	R1.7.2
	開票管理者	〃	10,800	〃
3	投票所及び共通投票所の投票管理者	〃	12,800	〃
4	期日前投票所の投票管理者	〃	11,300	〃
	勤務 11.5 時間超のとき	1 時間	983 円を加算	〃
5	投票所及び共通投票所の投票立会人	1 回	10,900	〃
	勤務 7 時間以内のとき	〃	5,450	〃
6	期日前投票所の投票立会人	〃	9,600	〃
	勤務 11.5 時間超のとき	1 時間	835 円を加算	〃
7	開票立会人	1 回	8,900	〃
	選挙立会人	〃	8,900	〃
8	議会選出の市監査委員	月 額	50,550	H17.10.1
9	農業委員会	会 長	月 額	67,800
			年 額	240,000 円 以内を加算
		副 会 長	月 額	40,850
			年 額	240,000 円 以内を加算
		調査会長 及び調査会副会長	月 額	38,800
			年 額	240,000 円 以内を加算

	区 分		単位	金額（円）	適用年月日
9	農業委員会	委 員	月額	31,640	H29.3.23
			年額	240,000 円 以内を加算	〃
		農地利用最適化 推進委員	月額	22,520	〃
			年額	240,000 円 以内を加算	〃
10	教育委員会委員		月額	75,530	H17.10.1
11	固定資産評価審査委員会	委 員 長	日額	6,120	〃
		委 員	〃	5,630	〃
12	公平委員会委員		〃	5,630	H19.4.1
13	国民健康保険運営協議会委員		〃	5,630	H17.10.1
14	消防団員等公務災害補償審査委員会委員		〃	5,630	〃
15	農林漁業災害復旧融資審議会委員		〃	5,630	〃
16	行政不服審査会委員		〃	5,630	H28.4.1
17	防災会議委員		〃	5,630	H17.10.1
18	消防賞じゅつ金審査委員会委員		〃	5,630	〃
19	社会教育委員		〃	5,630	〃
20	スポーツ推進委員		年額	35,270	〃
21	特別職給料等審議会委員		日額	5,630	〃
22	文化財保護審議会委員		〃	5,630	〃
23	公民館運営審議会委員		〃	5,630	〃
24	民生委員推薦会委員		〃	5,630	〃
25	公務災害補償等認定委員会委員		〃	5,630	〃
26	公務災害補償等審査会委員		〃	5,630	〃
27	小学校及び中学校通学区域審議会委員		〃	5,630	〃
28	都市計画審議会委員及び臨時委員		〃	5,630	〃
29	建築審査会委員		〃	5,630	〃
30	スポーツ推進審議会委員		〃	5,630	〃
31	教育研究所	顧 問	年額	33,700	〃
		所 員	〃	27,040	〃
32	個人情報保護審査会委員		日額	5,630	〃
33	隣保館運営審議会委員		〃	5,630	〃
34	景観審議会委員		〃	5,630	〃
35	放置自転車等対策協議会委員		〃	5,630	〃
36	老人ホーム入所審査委員会委員		〃	5,630	〃
37	政治倫理審査会委員		〃	5,630	〃
38	予防接種健康被害調査委員会委員		〃	5,630	〃
39	図書館協議会委員		〃	5,630	〃

	区 分		単位	金額（円）	適用年月日
40	部落差別撤廃・人権擁護審議会委員		日額	5,630	H17.10.1
41	生活安全推進協議会委員		〃	5,630	〃
42	環境審議会委員		〃	5,630	〃
43	情報公開審査会委員		〃	5,630	〃
44	建築紛争調停委員会委員		〃	5,630	〃
45	空家等対策協議会委員		〃	5,630	H28.4.1
46	学校医等公務災害補償認定委員会委員		〃	5,630	H17.10.1
47	佐賀市暴走族追放審議会委員		〃	5,630	〃
48	学校医	1校につき	年額	224,000 円以内	〃
49	学校歯科医	1校につき	〃	224,000 円以内	〃
50	学校薬剤師	1校につき	〃	157,000 円以内	〃
51	教育支援委員会委員		日額	7,250	H26.10.3
52	学校給食運営委員会委員		〃	4,900	H17.10.1
53	温泉管理運営委員会委員		〃	5,630	〃
54	浮立の里展示館運営委員会委員		〃	5,630	〃
55	総合計画審議会委員		〃	5,630	〃
56	国民保護協議会委員、専門委員及び幹事		〃	5,630	H18.4.1
57	自治基本条例検証委員会委員		〃	5,630	H26.4.1
58	子ども・子育て会議委員		〃	5,630	H25.8.1
59	佐賀市市民総参加子ども育成運動推進委員会委員		〃	5,630	H20.4.1
60	男女共同参画審議会委員		〃	5,630	〃
61	有線テレビ放送番組審議会委員		〃	5,630	H22.3.29
62	退職手当審査会委員		〃	5,630	H22.4.1
63	住居表示整備審議会委員		〃	5,630	H23.4.1
65	開発審査会委員		〃	5,630	H26.4.1
66	災害弔慰金等支給審議会委員		〃	5,630	R2.4.1
67	上記以外の非常勤職員		月額	350,000 円以内	H17.10.1
68	〃		日額	16,000 円以内	〃

5 財政

(1) 当初予算規模の推移

(単位：千円、%)

科 目		令 和 5 年 度		令 和 6 年 度		令 和 7 年 度	
		当 初 予 算 額	構 成 比	当 初 予 算 額	構 成 比	当 初 予 算 額	構 成 比
一 般 会 計		104,600,000	65.1	112,100,000	66.1	113,200,000	66.4
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険	26,479,070	16.5	26,529,754	15.6	26,130,248	15.3
	国民健康保険診療所	128,335	0.1	119,395	0.1	122,913	0.1
	後 期 高 齢 者 医 療	3,838,379	2.4	4,255,751	2.5	4,470,460	2.6
	小 計	30,445,784	19.0	30,904,900	18.2	30,723,621	18.0
企 業 会 計	自 動 車 運 送 事 業	1,225,167	0.8	1,295,580	0.8	1,394,867	0.8
	水 道 事 業	7,140,524	4.4	7,035,891	4.2	6,740,307	4.0
	下 水 道 事 業	15,282,120	9.5	16,239,610	9.6	16,310,615	9.6
	工 業 用 水 道 事 業	29,451	0.0	46,680	0.0	71,109	0.0
	病 院 事 業	1,927,627	1.2	1,898,264	1.1	2,030,959	1.2
	小 計	25,604,889	15.9	26,516,025	15.7	26,547,857	15.6
合 計		160,650,673	100.0	169,520,925	100.0	170,471,478	100.0

※端数処理のため構成比合計が一致しない場合がある。

(2) 一般会計（歳入）

区 分		令和6年度			令和7年度		
		当初予算額 (千円)	構成比 (%)	市民一人当 たり (円)	当初予算額 (千円)	構成比 (%)	市民一人当 たり (円)
自 主 財 源	市 税	31,929,179	28.5	140,616	33,683,293	29.8	149,239
	分 担 金 及 び 負 担 金	362,970	0.3	1,599	165,660	0.1	734
	使 用 料 及 び 手 数 料	1,769,998	1.6	7,795	1,721,665	1.5	7,628
	財 産 収 入	342,917	0.3	1,510	515,656	0.5	2,285
	寄 附 金	1,800,520	1.6	7,930	1,300,520	1.1	5,762
	繰 入 金	4,906,034	4.4	21,606	3,180,508	2.8	14,092
	繰 越 金	100	0.0	0	100	0.0	0
	諸 収 入	3,015,986	2.7	13,282	2,836,965	2.5	12,570
	小 計	44,127,704	39.4	194,339	43,404,367	38.3	192,310
依 存 財 源	地 方 譲 与 税	808,126	0.7	3,559	809,000	0.7	3,584
	利 子 割 交 付 金	11,000	0.0	48	15,000	0.0	66
	配 当 割 交 付 金	126,000	0.1	555	136,000	0.1	603
	株式等譲渡所得割交付金	150,000	0.1	661	226,000	0.2	1,001
	法 人 事 業 税 交 付 金	582,000	0.5	2,563	612,000	0.5	2,712
	地 方 消 費 税 交 付 金	6,168,198	5.5	27,165	6,389,000	5.6	28,307
	ゴルフ場利用税交付金	39,000	0.0	172	38,000	0.0	168
	自動車取得税交付金	-	-	-	-	-	-
	環境性能割交付金	67,000	0.1	295	82,000	0.1	363
	地 方 特 例 交 付 金	1,196,680	1.1	5,270	242,500	0.2	1,074
	地 方 交 付 税	18,400,000	16.4	81,034	19,700,000	17.4	87,284
	交通安全対策特別交付金	60,000	0.1	264	60,000	0.1	266
	国 庫 支 出 金	20,373,254	18.2	89,724	23,086,105	20.4	102,287
	県 支 出 金	13,766,838	12.3	60,629	11,370,028	10.0	50,377
	市 債	6,224,200	5.6	27,411	7,030,000	6.2	31,148
	小 計	67,972,296	60.6	299,350	69,795,633	61.7	309,241
歳 入 合 計		112,100,000	100.0	493,689	113,200,000	100.0	501,551
人 口		(R6. 3. 31現在) 227,066人			(R7. 3. 31現在) 225,700人		

※各年度末現在の佐賀市の住民基本台帳人口

※端数処理のため構成比合計、市民一人当たり合計が一致しない場合がある。

(3) 一般会計（歳出）

款 別		令和6年度			令和7年度		
		当初予算額 （千円）	構成比 （％）	市民一人当 たり（円）	当初予算額 （千円）	構成比 （％）	市民一人当 たり（円）
1	議 会 費	582,773	0.5	2,567	587,539	0.5	2,603
2	総 務 費	11,766,539	10.5	51,820	12,150,017	10.7	53,833
3	民 生 費	46,462,252	41.4	204,620	51,237,600	45.3	227,016
4	衛 生 費	9,223,643	8.2	40,621	9,535,934	8.4	42,250
5	労 働 費	59,510	0.1	262	59,338	0.1	263
6	農 林 水 産 業 費	3,707,257	3.3	16,327	3,646,463	3.2	16,156
7	商 工 費	2,583,046	2.3	11,376	2,585,984	2.3	11,458
8	土 木 費	7,925,049	7.1	34,902	7,743,779	6.8	34,310
9	消 防 費	3,969,895	3.5	17,483	4,457,532	3.9	19,750
10	教 育 費	13,920,125	12.4	61,304	11,267,601	10.0	49,923
11	災 害 復 旧 費	2,249,429	2.0	9,906	387,426	0.3	1,717
12	公 債 費	9,423,850	8.4	41,503	9,282,463	8.2	41,127
13	諸 支 出 金						
14	予 備 費	226,632	0.2	998	258,324	0.2	1,145
歳 出 合 計		112,100,000	100.0	493,689	113,200,000	100.0	501,551
人 口		(R6. 3. 31現在) 227,066人			(R7. 3. 31現在) 225,700人		

※各年度末現在の佐賀市の住民基本台帳人口

※端数処理のため構成比合計、市民一人当たり合計が一致しない場合がある。

(4) 一般会計歳出予算性質別比較

区 分		令和6年度			令和7年度		
		当初予算額 （千円）	構成比 （％）	市民一人当 たり（円）	当初予算額 （千円）	構成比 （％）	市民一人当 たり（円）
消 費 的 経 費	人件費	16,283,181	14.5	71,711	16,631,898	14.7	73,690
	物件費	12,331,018	11.0	54,306	13,166,486	11.6	58,336
	維持補修費	2,342,806	2.1	10,318	2,488,572	2.2	11,026
	扶助費	33,156,473	29.6	146,021	36,566,578	32.3	162,014
	補助費等	10,845,524	9.7	47,764	7,870,095	7.0	34,870
	小 計	74,959,002	66.9	330,120	76,723,629	67.8	339,936
そ の 他	公債費	9,424,966	8.4	41,508	9,283,335	8.2	41,131
	積立金	1,091,199	1.0	4,806	830,792	0.7	3,681
	出資金	5,065	0.0	22	2,243	0.0	10
	貸付金	930,000	0.8	4,096	730,000	0.6	3,234
	繰出金	12,857,398	11.5	56,624	13,017,538	11.5	57,676
	予備費	226,632	0.2	998	258,324	0.2	1,145
小 計		24,535,260	21.9	108,053	24,122,232	21.3	106,877
投 資 的 経 費		12,605,738	11.2	55,516	12,354,139	10.9	54,737
事 業 費 の 内 訳	(1) 普通建設事業費	10,364,131	9.2	45,644	11,966,713	10.6	53,020
	ア 補 助	4,650,683	4.1	20,482	4,122,444	3.6	18,265
	イ 単 独	5,713,448	5.1	25,162	7,844,269	6.9	34,755
	(2) 災害復旧事業費	2,241,607	2.0	9,872	387,426	0.3	1,717
	(3) 失業対策事業費						
歳 出 合 計		112,100,000	100.0	493,689	113,200,000	100.0	501,551
人 口		(R6. 3. 31現在) 227,066人			(R7. 3. 31現在) 225,700人		

※各年度末現在の佐賀市の住民基本台帳人口

※端数処理のため構成比合計、市民一人当たり合計が一致しない場合がある。

(5) 最近3力年間の一般会計決算状況

(歳入)

(単位:千円、%)

			令和4年度		令和5年度		令和6年度	
			決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比
1	市	税	31,634,122	27.8	31,940,188	27.8	31,973,640	27.0
2	地 方 譲 与	税	758,542	0.7	765,789	0.7	781,209	0.7
3	利 子 割 交 付 金		12,964	0.0	10,700	0.0	12,531	0.0
4	配 当 割 交 付 金		104,570	0.1	123,847	0.1	192,053	0.2
5	株式等譲渡所得割交付金		89,609	0.1	139,636	0.1	236,998	0.2
6	法 人 事 業 税 交 付 金		558,018	0.5	582,794	0.5	631,842	0.5
7	地 方 消 費 税 交 付 金		5,884,749	5.2	5,876,223	5.1	6,372,066	5.4
8	ゴルフ場利用税交付金		37,166	0.0	37,054	0.0	35,529	0.0
9	環 境 性 能 割 交 付 金		52,644	0.0	61,094	0.1	69,899	0.1
10	地 方 特 例 交 付 金		269,082	0.2	265,102	0.2	1,255,518	1.1
11	地 方 交 付 税		18,080,488	15.9	18,973,581	16.5	20,708,512	17.5
12	交通安全対策特別交付金		50,670	0.0	43,160	0.0	39,373	0.0
13	分 担 金 及 び 負 担 金		404,059	0.4	446,727	0.4	277,994	0.2
14	使 用 料 及 び 手 数 料		1,719,057	1.5	1,692,351	1.5	1,653,651	1.4
15	国 庫 支 出 金		24,797,144	21.8	24,648,355	21.4	25,567,645	21.6
16	県 支 出 金		10,884,150	9.6	11,032,613	9.6	12,216,128	10.3
17	財 産 収 入		372,991	0.3	247,488	0.2	355,213	0.3
18	寄 附 金		1,840,552	1.6	1,299,052	1.1	1,190,873	1.0
19	繰 入 金		2,066,511	1.8	3,924,781	3.4	3,760,473	3.2
20	繰 越 金		3,958,886	3.5	2,950,423	2.6	1,999,739	1.7
21	諸 収 入		2,837,945	2.5	2,944,303	2.6	2,972,232	2.5
22	市 債		7,467,482	6.6	7,045,541	6.1	6,207,000	5.2
23	自 動 車 取 得 税 交 付 金		1,365	0.0	4,421	0.0	-	-
歳 入 合 計			113,882,767	100.0	115,055,223	100.0	118,510,118	100.0

※端数処理のため決算額合計、構成比合計が一致しない場合がある。

(歳出)

(単位:千円、%)

			令和4年度		令和5年度		令和6年度	
			決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比
1	議 会 費		566,975	0.5	566,724	0.5	559,543	0.5
2	総 務 費		15,044,952	13.6	12,804,332	11.3	12,453,143	10.7
3	民 生 費		46,953,409	42.3	49,882,512	44.1	51,401,245	44.0
4	衛 生 費		10,210,172	9.2	9,687,709	8.6	9,407,252	8.1
5	労 働 費		62,069	0.1	62,023	0.1	58,744	0.1
6	農 林 水 産 業 費		4,146,285	3.7	4,335,918	3.8	3,814,194	3.3
7	商 工 費		3,133,846	2.8	3,039,139	2.7	2,893,326	2.5
8	土 木 費		6,791,328	6.1	7,906,404	7.0	7,621,986	6.5
9	消 防 費		3,880,261	3.5	3,971,263	3.5	3,991,756	3.4
10	教 育 費		9,417,603	8.5	10,079,358	8.9	13,484,900	11.6
11	災 害 復 旧 費		1,015,312	0.9	1,214,041	1.1	1,686,142	1.4
12	公 債 費		9,710,132	8.8	9,506,062	8.4	9,377,488	8.0
13	諸 支 出 金							
歳 出 合 計			110,932,344	100.0	113,055,484	100.0	116,749,722	100.0

※端数処理のため決算額合計、構成比合計が一致しない場合がある。

(6) 財政指数の総括表（普通会計）

（単位：千円、％、人）

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
歳 入 総 額 A	113,882,747	115,055,193	118,508,922
歳 出 総 額 B	110,932,324	113,055,454	116,748,526
歳入歳出差引額 C A - B	2,950,423	1,999,739	1,760,396
翌年度へ繰り越すべき繰り越財源 D	848,984	790,876	598,801
実質収支 E C - D	2,101,439	1,208,863	1,161,595
単 年 度 収 支 F	△ 1,038,521	△ 892,576	△ 47,268
積 立 金 G	1,608,624	1,111,331	1,035,852
繰上償還金 H			
積立金取崩し額 I	663,214	2,321,158	1,069,564
実質単年度収支 J F + G + H - I	△ 93,111	△ 2,102,403	△ 80,980
基 準 財 政 需 要 額	45,308,049	46,781,876	48,985,562
基 準 財 政 収 入 額	29,084,989	29,837,524	30,198,895
標 準 財 政 規 模	55,093,331	56,033,669	57,670,952
財 政 力 指 数	0.64	0.63	0.63
公 債 費 負 担 比 率	13.9	13.2	12.8
実 質 収 支 比 率	3.8	2.2	2.0
実 質 公 債 費 比 率	2.0	2.4	2.4
積 立 金 現 在 高	23,354,812	21,694,177	19,874,932
地 方 債 現 在 高	92,405,727	90,158,010	87,322,735
債 務 負 担 行 為 額	13,409,136	16,034,936	20,335,333
経 常 収 支 比 率	(97.1) 93.8	(96.6) 95.1	(94.3) 93.4
人 件 費 経 常 収 支 比 率	(25.0) 24.1	(23.4) 23.0	(24.6) 24.4
年 度 末 住 民 基 本 台 帳 人 口	228,553	227,066	225,700

※注：（ ）は減収補填債（特例分）、臨時財政対策債を経常一般財源等から除いた経常収支比率

(7) 市債現在高調 (8月補正後)

① 一般会計

(単位：千円)

区 分			令和6年度末 現在高	令和7年度中 起債見込額	令和7年度中 元金償還見込額	令和7年度末 現在高見込額
1.	普 通 債		54,356,338	6,946,800	5,385,629	55,917,509
(1)	総 務		11,170,020	807,500	887,082	11,090,438
(2)	民 生		2,474,664	386,900	130,938	2,730,626
(3)	衛 生		1,148,814	96,500	106,474	1,138,840
(4)	農 林 水 産		1,920,560	172,200	331,872	1,760,888
(5)	商 工		468,980	70,000	207,519	331,461
(6)	土 木		9,176,890	2,264,500	964,603	10,476,787
(7)	公 営 住 宅		3,239,661	58,400	308,870	2,989,191
(8)	消 防		1,918,224	701,300	307,320	2,312,204
(9)	教 育		22,838,525	2,389,500	2,140,951	23,087,074
2.	災 害 復 旧 債		951,205	37,400	95,805	892,800
(1)	農 林 水 産		266,228	37,400	32,003	271,625
(2)	土 木		444,077		37,036	407,041
(3)	そ の 他		240,900		26,766	214,134
3.	そ の 他		32,015,192	3,500	3,407,250	28,611,442
(1)	同和地区中小企業振興事業債		56,795		816	55,979
(2)	災 害 援 護 貸 付 債			3,500		3,500
(3)	減 税 補 填 債		49,650		40,277	9,373
(4)	臨 時 財 政 対 策 債		31,720,968		3,334,861	28,386,107
(5)	減 収 補 填 債		187,779		31,296	156,483
合 計			87,322,735	6,987,700	8,888,684	85,421,751

② 特別会計及び企業会計

(国民健康保険診療所)

(単位：千円)

区 分			令和6年度末 現在高	令和7年度中 起債見込額	令和7年度中 元金償還見込額	令和7年度末 現在高見込額
1.	普 通 債		12,236	300	2,437	10,099
(1)	衛 生		12,236	300	2,437	10,099
合 計			12,236	300	2,437	10,099

(企業)

(単位：千円)

区 分			令和6年度末 現在高	令和7年度中 起債見込額	令和7年度中 元金償還見込額	令和7年度末 現在高見込額
自 動 車 運 送 事 業						
水 道 事 業			5,129,883	359,000	448,778	5,040,105
工 業 用 水 道 事 業			87,505	3,000	6,654	83,851
下 水 道 事 業			53,653,370	2,445,700	3,875,803	52,223,267
富 士 大 和 温 泉 病 院 事 業			1,229,665	247,200	190,899	1,285,966
合 計			60,100,423	3,054,900	4,522,134	58,633,189

(8) 一般会計から他会計への繰り出し状況

(単位：千円)

区 分 \ 年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (当初予算)
自 動 車 運 送 事 業	139,273	136,087	123,164	321,052
水 道 事 業	56,342	54,172	66,030	23,555
工 業 用 水 道 事 業	8,296	18,288	9,226	52,984
下 水 道 事 業	2,890,444	2,843,585	2,980,952	2,539,744
富 士 大 和 温 泉 病 院 事 業	327,759	327,711	316,132	348,168
国 民 健 康 保 険 特 別 会 計	2,040,366	2,025,248	2,073,017	2,163,938
国 民 健 康 保 険 診 療 所 特 別 会 計	26,038	37,359	30,735	44,617
後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計	815,686	839,059	904,801	1,060,858
計	6,304,204	6,281,509	6,504,057	6,554,916

(9) 水道企業団等負担金

(単位：千円)

区 分 \ 年 度		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (当初予算)
一般会計	佐賀東部水道企業団	3,395	3,102	2,294	2,887
	佐賀西部広域水道企業団	62	68	79	100
	計	3,457	3,170	2,373	2,987

6 基金（令和6年度末現在）

（単位：千円）

財 政 調 整 基 金	7,694,496
減 債 基 金	4,435,954
公 共 用 施 設 建 設 基 金	2,480,631
地 域 福 祉 基 金	2,081,568
休 日 夜 間 こ ど も 診 療 所 基 金	133,263
廃 棄 物 処 理 施 設 建 設 基 金	534,682
ふ る さ と づ く り 基 金	361,677
諸 富 地 区 ふ る さ と 創 生 基 金	22,473
大 和 地 区 ふ る さ と 創 生 基 金	0
富 士 地 区 ふ る さ と 創 生 基 金	49,160
三 瀬 地 区 ふ る さ と 創 生 基 金	181,451
川 副 地 区 ふ る さ と 創 生 基 金	0
東 与 賀 地 区 ふ る さ と 創 生 基 金	30,642
久 保 田 地 区 ふ る さ と 創 生 基 金	12,352
合 併 振 興 基 金	824,000
や ま び こ の 湯 管 理 基 金	16,862
郭 沫 若 記 念 碑 管 理 基 金	3,496
大 和 町 松 梅 地 区 活 性 化 施 設 等 整 備 基 金	14,224
土 井 旗 ・ 土 井 杯 争 奪 柔 剣 道 大 会 基 金	1,719
ふ る さ と 応 援 基 金	801,107
有 線 テ レ ビ 基 金	95,504
森 林 環 境 譲 与 税 基 金	99,671
土 地 開 発 基 金	3,105,756
退 職 手 当 基 金	0
国 民 健 康 保 険 基 金	68,759
国 民 健 康 保 険 高 額 療 養 費 貸 付 基 金	30,042
国 民 健 康 保 険 三 瀬 診 療 所 運 営 基 金	3,025

7 財産（令和6年度末現在）

(1) 土地・建物 (㎡)

区 分			土 地	建 物
行政財産	公用 財産	庁 舎	82,508.61	52,997.99
		消防施設	33,481.89	7,329.10
		その他の施設	467,851.03	55,114.70
	公共用 財産	学 校	1,251,117.89	338,874.78
		公営住宅	308,910.07	160,979.42
		公 園	581,033.35	5,764.30
		その他の施設	1,842,936.51	182,879.13
山 林		24,954,900.96	—	
普通財産		3,116,785.71	6,456.58	
合 計		32,639,526.02	810,396.00	

(2) 有価証券 (千円)

区 分	現 在 額
受益証券	64
株 券	210,350
合 計	210,414

(3) 出資による権利 (千円)

佐賀県国際交流協会出捐金	19,319
佐賀県防犯協会出捐金	2,373
（公財）佐賀市文化振興財団出捐金	30,000
（財）佐賀県暴力追放運動推進センター出捐金	23,820
佐賀市土地開発公社出資金	5,000
佐賀東部水道企業団出資金	2,962,900
佐賀東部水道企業団水道用水供給事業福岡導水施設地震対策事業出捐金	11,366
佐賀県信用保証協会出捐金	146,534
佐賀県漁業信用基金協会出資金	17,600
佐賀県園芸農業振興基金協会入会預り金	4,000
佐賀県農業公社出捐金	900
佐賀県農業信用基金協会出資金	12,290
佐賀県畜産公社入会預り金	14,020
さが緑の基金協会出捐金	35,233
佐賀県筑後川土地改良事業推進協議会出資金	37,225
（公財）佐賀県建設技術支援機構出捐金	1,063

リバーフロント整備センター出捐金	1,000
嘉瀬川水辺環境整備センター出捐金	1,000
佐賀県アイバンク協会出捐金	1,113
佐賀県臓器バンク出捐金	4,761
佐賀県地域福祉振興基金出資金	35,848
佐賀市社会福祉協議会福祉資金貸付事業出資金	1,200
（公財）佐賀市スポーツ協会出捐金	55,000
佐賀県環境クリーン財団出捐金	5,003
富士大和森林組合出資金	12,500
佐賀東部森林組合出資金	832
（有）熊の川温泉ちどりの湯出資金	1,500
佐賀県地域産業支援センター出捐金	522
（財）スマイルアース出捐金	0
佐賀西部広域水道企業団出資金	121,888
地方公共団体金融機構出資金	20,200
計	3,586,010

8 市庁舎

(1) 庁舎概要

庁 舎 名	竣 工	敷地面積	延床面積
本 庁	昭和 50 年 3 月	17,487 m ²	31,722 m ²
大 財 別 館	平成 11 年 11 月	1,151 m ²	1,817 m ²
諸 富 支 所	令和 4 年 10 月	1,500 m ²	1,113 m ²
大 和 支 所	昭和 59 年 11 月	14,548 m ²	5,636 m ²
富 士 支 所	昭和 59 年 6 月	9,751 m ²	3,855 m ²
三 瀬 支 所	昭和 51 年 7 月	8,155 m ²	2,087 m ²
川 副 支 所	令和 4 年 10 月	12,698 m ²	2,213 m ²
東 与 賀 支 所	平成 4 年 10 月	10,676 m ²	3,712 m ²
久 保 田 支 所	令和 2 年 3 月	6,543 m ²	843 m ²

庁 舎 名	構 造	階 数	建設費（千円）	備 考
本 庁	S R C 造	地上 7 階 地下 1 階	4,071,193	平成 28 年 10 月増築
大 財 別 館	S 造	4 階	418,681	
諸 富 支 所	R C 造	2 階	347,045	産業振興会館 1 階を改修
大 和 支 所	R C 造	3 階	920,716	
富 士 支 所	R C 造	3 階	407,636	
三 瀬 支 所	R C 造	2 階	294,660	平成 9 年 3 月改修
川 副 支 所	木造	1 階	526,007	
東 与 賀 支 所	R C 造	3 階	1,255,254	
久 保 田 支 所	R C 造	2 階	291,589	久保田公民館と合築

※ S R C 造：鉄骨鉄筋コンクリート造、R C 造：鉄筋コンクリート造、S 造：鉄骨造

(2) 庁舎配置図

① 本庁

(本庁舎)

R7.4.1 現在

			南棟
7 階			人事課 監査事務局 公平委員会 デジタル推進課 選挙管理委員会事務局
6 階			経済政策課 企業立地課 観光振興課 6-1 会議室 中心市街地振興室 都市政策課 緑化推進課 建築指導課 交通政策課
5 階			契約監理課 建設監理課 用地対策課 建築住宅課 道路整備課 河川砂防課 5-1 会議室 入札室
4 階	北棟 議員控室		農業振興課 農村環境課 農業委員会事務局 大会議室 4-1 会議室 統計データ活用係
3 階	第 1～4 会議室 第 1～4 控室	中棟	市民税課 納税課 資産税課 3-2 会議室
2 階	議長室 副議長室 応接室 図書室 文書資料室 議会事務局 議会事務局長室 議会ロビー	総務法制課 財政課 財産活用課 危機管理防災課 企画政策課 総務部長室 行政マネジメント課 DX 推進課 男女共同参画課 駐屯地対策室 危機管理室 コールセンター 災害対策本部室 本会議場 大会議室 執行部控室	市長室 副市長室 (2) 庁議室 来賓室 秘書課 広報課 市政記者室 2-1 会議室
1 階	市民生活課 人権・同和政策課 福祉総務課 生活福祉課 保険年金課 健康づくり課 高齢福祉課 障がい福祉課 こども政策課 こども家庭課 保育幼稚園課 こども健康課 環境政策課 出納室 守衛室 佐賀銀行派出所 市民ホール 家庭児童相談室 おたっしや本舗		
地下	食堂 職員組合事務局		

(大財別館)

4 階	4-1 会議室 4-2 会議室 4-3 会議室
3 階	教育総務課 学校教育課
2 階	学事課 歴史・文化課 文化財課
1 階	地域政策課 スポーツ振興課

② 諸富支所

2 階	会議室
1 階	総務・地域振興グループ 市民サービスグループ 諸富土地改良区 おたっしや本舗

③ 大和支所

3 階	佐賀県後期高齢者医療広域連合 旧議場 会議室
2 階	会議室
1 階	総務・地域振興グループ 市民サービスグループ 川上南部土地改良区 高木瀬土地改良区 おたっしや本舗 会議室

④ 富士支所

3 階	会議室 旧議場
2 階	保健運動センター 会議室 ふれあいルーム
1 階	総務・地域振興グループ 市民サービスグループ 森林整備課 北部建設事務所（上下水道局雨水事業対策室） おたっしや本舗

⑤ 三瀬支所

2 階	会議室 自治会室 無線室 電算室 旧議会事務局室 旧議長室 旧議員控室 旧議場
1 階	総務・地域振興グループ 市民サービスグループ 会議室 宿日直室

⑥ 川副支所

1 階

総務・地域振興グループ	市民サービスグループ
水産振興課	会議室 おたっしゅ本舗

⑦ 東与賀支所

3 階

会議室	旧議場	学校教育課ひまわり相談室
佐賀更生保護サポートセンター		

2 階

会議室	九州農政局筑後川下流右岸農地防災事業所東与賀分室
施設管理センター（南部分室）	

1 階

総務・地域振興グループ	市民サービスグループ
南部建設事務所（上下水道局雨水事業対策室）	
東与賀町土地改良区	おたっしゅ本舗 自治会事務局

⑧ 久保田支所

2 階

会議室

1 階

総務・地域振興グループ	市民サービスグループ	会議室
久保田土地改良区	おたっしゅ本舗	

(3) 支所の空き室開放

合併により生じた各支所の空き室を有効活用するため、市民が利用する会議、研修、打ち合わせなどに開放している。

現在開放している部屋は、以下のとおり。

支所	部屋	広さ（㎡）
大 和	旧 議 場	213
富 士	旧 議 場	153
	3 - 1 会 議 室	83
三 瀬	旧 議 長 室	13
	旧 議 員 控 室	20

9 契約・工事検査

(1) 工事契約

○ 工事契約実績（令和 6 年度）

種 類	件 数（件）	契約金額（円）
工 事	284	6,459,255,572
委 託	246	1,316,401,845
合 計	530	7,775,657,417

本市では、事務の効率化を図るため、平成 23 年度から A S P 方式電子入札コアシステムによる電子入札を実施している。

なお、令和 6 年度の電子入札の実施率は、工事が 99.6%、工事関連業務委託が 100%となっている。

(2) 物品調達

○ 物品購入契約実績（令和 6 年度）

種 類		件 数（件）	契約金額（円）
備 品	一 般	202	57,341,385
	重 要	21	220,424,134
被 服		82	10,232,715
印 刷		320	43,337,142
報償物品		31	1,553,328
合 計		656	332,888,704

本市では、調達行為を通して、環境への配慮や市産木材の利用促進に寄与している。

なかでも、コピー用紙を本市富士町産などの九州の間伐材を使った再生紙「木になる紙」に切り替えた取組が評価され、平成 23 年度には、グリーン購入ネットワークから「第 13 回グリーン購入大賞」で最高位の「環境大臣賞」の表彰を受けた。

また、「木になる紙」は元々「カーボン・オフセット」付き商品のため、令和 3 年度からは、購入実績に応じて取得したカーボン・クレジットを本市の C O₂ 総排出量から差引く（オフセットする）取組を新たに開始し、さらに「木になる紙」の環境価値を高めるよう深化させている。

このような取組の継続性と森林保全に加え C O₂ 削減、雇用創出、環境教育、官民協働などの多方面へ好影響をもたらしたことが評価され、令和 4 年度には「第 23 回グリーン購入大賞」で最高位の「農林水産大臣賞」の表彰を受けた（2 回目の大臣賞受賞）。

さらに、この取組が他自治体に波及していることや、自治体が森林保全と地域経済循環を仕組み化していることが評価され、令和 6 年度には「第 7 回エコプロアワード」で「奨

励賞」の表彰を受けた。

(3) 技術職員及び関係職員の研修

契約監理課職員による職員研修会（監督員説明会、技術基礎研修）を開催した。
（延べ参加者 159 人）

(4) 佐賀市工事業者説明会、佐賀市建設工事功労賞表彰式

開催日：令和 6 年 5 月 20 日

① 佐賀市工事業者説明会

- ・入札契約等について（令和 6 年度入札制度、入札・契約について等）
- ・工事検査等について（工事検査結果、工事成績評定、事故防止について等）

② 佐賀市建設工事功労賞表彰式

各企業の全工事成績評定点の平均点より順位を決め、土木部門、建築部門で各々上位 3 社を表彰した。

(5) 工事等検査

- ① 佐賀市（上下水道局を除く。）が発注する契約金額 130 万円以上の工事における土木工事、建築工事、電気設備工事、機械設備工事等の成工検査、中間検査、既済部分検査等を行った。

○ 工事検査実績(令和 6 年度)

工事検査件数 (件)	成工検査件数 (件)	その他の検査件数 (件)	成工検査金額 (円)
343	281	62	7,248,544,082

本市では、工事管理図書の書類作成の簡素化を進めている。

また、維持管理業務や事業の効率化を図るため、土木工事等管理図書の電子納品を実施し、電子納品保管・管理システムによりデータの一元管理を行っている。

- ② 佐賀市（上下水道局を除く。）が発注する契約金額が 130 万円以上の建設計画及び建設事業に関する調査・設計等の委託業務の完了検査等を行った。

○ 委託業務検査実績(令和 6 年度)

委託検査件数 (件)	完了検査件数 (件)	その他の検査件数 (件)	完了検査金額 (円)
89	86	3	603,847,310

10 広報

(1) 定期刊行物

- ① 市報さが
発行部数 107,500 部（毎月 1 日・15 日発行）
仕 様 A4 判 12～32 ページ
- ② 点字市報さが
発行回数と部数 年 24 回 62 部／回
仕 様 1 日号・15 日号をあわせて最大 100 ページ
- ③ 声の市報さが
発行回数と部数 年 24 回 60 枚／回
仕 様 CD 版

(2) ホームページ・SNS 等

- ① 公式ホームページ
アクセス数 7,484,374 件／年
- ② 公式 SNS 等
種類 X・Facebook・Instagram・LINE・YouTube（佐賀市チャンネル・佐賀市シティプロモーション室）

(3) メディア等による広報

- ① テレビ
 - ア テレビ CM（サガテレビ） 毎週水曜日 17 時 48 分から 19 時「かちかち LIVE 3 部」内 15 秒間
 - イ 知ろう！佐賀なう（ぶんぶんテレビ） 毎週火曜日 17 時 45 分頃から（約 7 分間）
 - ウ おさんぽさがし（ぶんぶんテレビ） 年 3 回 約 3 分間（2 週間・再放送あり）
 - エ 市長定例記者会見（ぶんぶんテレビ） 年 12 回 定例記者会見当日に 2 回放送（19 時 30 分・21 時 30 分）
- ② ラジオ
 - ア Good Morning SAGA City（FM 佐賀） 毎週水曜日 08 時 30 分から 5 分間
 - イ SAGA “C” WAVE（NBC ラジオ佐賀） 毎週月曜日 16 時 10 分から 5 分間
 - ウ いいね！佐賀市（えびす FM） 毎週月～金曜日 07 時 50 分から 2 分間
- ③ 新聞（定期広告）
 - ア 佐賀新聞 毎月 5・15・25 日
 - イ 西日本新聞 年 4 回
- ④ タウン誌
 - ア 月刊ぷらざ佐賀 年間 24 ページ（12 回掲載）
 - イ モテモテさが 年間 24 ページ（12 回掲載）
- ⑤ ウェブ広告 YouTube 動画広告、SNS 広告等

(4) 報道機関等に対する情報の提供

① 記者発表

ア 市長記者会見 定例会見（毎月 1 回）と新春記者会見（1 月）
会見の様子をライブ配信、ぶんぶんテレビでの録画放送、
市公式 YouTube チャンネルによる配信

イ 記者レクチャー 随時

② プレスリリース 市政記者等に情報発信

※市政記者クラブ加盟社（12 社）

朝日新聞、サガテレビ、NHK、NBC、共同通信、佐賀新聞、
時事通信、西日本新聞、日本経済新聞、毎日新聞、読売新聞、
ぶんぶんテレビ

③ PR TIMES 全国に広報したい市政情報を、主に WEB メディアに配信

※上記はすべて令和 6 年度実績値

1 1 広聴

(1) 市政への提言

① 目 的

市民等からの意見、提言、要望等を幅広く受け付け、市政に反映させていくとともに、行政の説明責任を果たすことを目的とする。

② 内 容

市庁舎等、市内 47 か所に設置する提言箱、市ホームページの「電子提言箱」、ファックス、電子メールなどにより、市政に対する意見や提言などを受け付け、市政に反映していくとともに、提言者に対して市の考え方を回答する。

③ 実 績（令和 6 年度の提言件数）

492 件

(2) 職員出前講座

① 目 的

市政に関する情報を提供するとともに、わかりやすく親しみやすい市役所の実現を図ることを目的とする。

② 内 容

市内に在住、または通勤、通学している 10 名以上の団体やグループを対象に、要望のあったテーマに対して、市職員が出向いて制度の仕組みや事業の内容などをわかりやすく説明する。

③ 実 績（令和 6 年度の実施回数及び参加者数）

実施回数 195 回

参加者数 5,997 人

(3) パブリックコメント制度

① 目 的

市の行政運営における公正の確保と透明性の向上を図ることにより、市民の市政への参画を進め、もって市民とのパートナーシップによる市政の推進に資することを目的とする。

② 内 容

市の基本施策を定める計画や基本方針、市民等に義務を課したり、権利を制限する条例の制定・改廃などにあたってその案を公表し、広く市民等に意見を求め、寄せられた意見を考慮し、政策等の決定を行う。また、提出された意見及び意見に対する市の考え方を公表する。

③ 実 績（令和 6 年度の実施件数）

19 件

(4) インターネット市政モニター制度「e さがモニター」

① 目 的

市のホームページを活用した市政アンケートを行うことで、市の施策や事業について市民の意向や意見を調査し、市政運営や施策決定の参考とする。

② 内 容

市内在住の 16 歳以上の人にモニター登録を行ってもらい、登録者のパソコンや携帯電話を使って、市政アンケートに参加してもらう。

③ 実 績（令和 6 年度の実施件数）

11 件

(5) 市長、出動！まちトーク

① 目 的

市長が地域に出向き、市民に市の計画や施策の説明を行い、意見交換などを行うことによって、市民に市政に対する理解を深めてもらうとともに、市政に対する意見や要望を行政施策に反映することを目的とする。

② 内 容

市長が政策の概要を説明するとともに、市民と地域の課題等についての意見交換を行う。

③ 実 績（令和 6 年度の実施件数）

10 回

1 2 シティプロモーション

(1) 目的

市の認知度向上、イメージアップのために、様々な魅力をわかりやすく発信し、魅力ある地域として人々に「選ばれるまち」となることで、市外からの来訪者や移住者等の増加、企業進出等の投資の誘導を図る。

また、市民に市の魅力や暮らしやすさを再認識してもらい、郷土に対する誇りや愛着の気持ち（シビックプライド）の醸成を図る。

(2) 取組内容

① バルーンブランド強化プロモーション

首都圏を対象に「バルーンのまち佐賀市」という認知・イメージをつくるための話題化を図る各種プロモーションの実施

② 市内外に向けたプロモーション

佐賀市の食やイベント、観光スポット等を福岡都市圏に向けて集中的に発信するプロモーション、市長の各種メディア出演による魅力発信や参加型SNSキャンペーンの実施

③ プロモーション大使による情報発信

本市ゆかりの著名人6名のSNS等を通じた特産品等の情報発信

④ 情報発信強化アドバイザー業務

情報発信に係る専門家による広報物のキャッチコピーやデザインへのアドバイス、分かりやすい情報発信に関する職員向けセミナーの実施

⑤ デジタルサイネージによる情報発信

市役所本庁舎、佐賀空港サイネージによるPR動画等の放映

1 3 防災

(1) 佐賀市地域防災計画

佐賀市地域防災計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、本市における地震及び風水害等の災害の実態を分析・検証し、佐賀市の防災体制や関係機関の行う対策等を明確にするものである。

必要に応じ、佐賀市防災会議において検討を加え、市民の安全安心に繋がる各種施策に取り組んでいる。

(2) 国民保護計画の見直し及び推進

市民の生命、身体及び財産を武力攻撃事態等から保護するために、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 35 条の規定に基づき作成された「佐賀市国民保護計画」を、国の研究成果や新たなシステムの構築、県の計画の見直し等を踏まえて必要な見直しを行い、市民の保護のための措置を講じている。

(3) 災害対策本部及び水防本部

本市において災害が発生し、または発生のおそれがある場合には、災害対策基本法第 23 条の 2 第 1 項の規定に基づき、災害対策本部を設置して応急対策及び救助活動を行う。

また、大雨注意報及び洪水注意報、若しくは大雨警報、洪水警報、高潮警報が発表されたとき、水防法第 10 条第 3 項の規定に基づく知事からの洪水、津波及び高潮に関する通知があったとき、又は風水害の発生が予想される場合には、水防本部を設置し、大雨・洪水等による水災を警戒・防御することにより、被害の軽減に努めている。

(4) 自主防災組織の育成・強化

本市では、「安心・安全なまちづくり」を推進するために、住民一人ひとりが日頃から地域の安全を考え、災害発生時にも的確な行動ができるよう地域の実情に応じた自主防災組織の育成・強化を図っている。

自主防災組織が行う防災用資機材の整備や活動に対して、補助金を交付することにより地域での防災への取組を啓発している。

(5) 佐賀市総合防災訓練の実施

本市において地震・水害等の大災害が発生した場合を想定し、地域住民と行政が一体となって総合防災訓練に取り組むことにより、災害対策の円滑な推進、防災意識の高揚を図ることを目的とし、住民参加型の訓練を実施している。

1 4 消防団

(1) 佐賀市消防団の概要（令和 7 年 4 月 1 日現在）

	団本部所在地	消防団長	団	分団	部	定員	実員
佐賀市消防団	佐賀市役所 危機管理防災課内	原田 司	1	47	210	3,500	3,026 (80)

※ （ ）内はうち女性団員数

(2) 団員及び機械配置（令和 7 年 4 月 1 日現在）

区分	人 員 (人)								消防機械 (台)			
	団 長	副 団 長	分 団 長	副 分 団 長	部 長	班 長	団 員	合 計	ポン プ 車	付 積 載 車	小型 動力 ポン プ	合 計
佐賀市消防団	1	15	54	56	220 (7)	410 (14)	2,270 (59)	3,026 (80)	4	200		204

※ （ ）内はうち女性団員数

(3) 報酬：年額（令和 7 年 4 月 1 日現在）

（単位：円）

階級	団 長	副 団 長	分 団 長	副 分 団 長	部 長	班 長	団 員	又 援 団 員
佐賀市消防団	123,000	73,000	58,000	43,000	33,000	15,000	13,000	5,200

(4) 出動状況（令和 6 年中）

		計	火災	風水害 等災害	演習 訓練	救助 活動	広報 指導	警防 調査	特別 警戒	捜索	誤報	その他
佐賀市 消防団	出動 回数	3,336	61	12	443	0	148	36	57	4	37	2,538
	延べ 人員	38,136	860	66	10,098	0	2,079	279	3,413	31	386	20,924

1 5 住居表示

○ 実施概要

区 分		面 積	備 考
①	市 の 面 積	431.81 km ²	
②	実 施 計 画 面 積	22.36 km ²	①に対し 5.2%
③	実 施 済 面 積	21.85 km ²	②に対し 97.7%
④	未 実 施 面 積	0.51 km ²	②に対し 2.3%

1 6 自治会

○ 自治会数（令和 7 年 3 月末現在）

自治会長会名	自治会数	自治会長会名	自治会数
勸 興	22	若 楠	11
循 誘	20	開 成	14
日 新	24	諸 富	32
赤 松	11	春 日	28
神 野	13	春 日 北	19
西 与 賀	16	川 上	27
嘉 瀬	14	松 梅	19
巨 勢	16	富 士	33
兵 庫	24	三 瀬	15
高 木 瀬	15	南 川 副	31
北 川 副	30	西 川 副	20
本 庄	23	中 川 副	16
鍋 島	21	大 詫 間	11
金 立	18	東 与 賀	32
久 保 泉	21	久 保 田	31
蓮 池	18		
新 栄	15	計	660

17 平和展事業

戦争の悲惨さを伝え知ることが難しくなっているなか、より多くの市民に戦争の悲惨さと平和の尊さについてあらためて考える機会を提供することを目的に、平成4年から毎年8月に「佐賀市平和展」を開催している。

令和6年度は、8月3日から7日までの（5日を除く）4日間、佐賀市立図書館で開催し、延べ2,191人の来場者があった。

○ 最近3年間の開催実績

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
場 所	佐賀市立図書館 2 階		
テ ー マ	「語り継ごう、平和の尊さ」	「語りつごう、平和の尊さ」	「語りつごう、平和の尊さ」
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・戦時中の映画のポスターやチラシ等の展示 ・長崎原爆資料館被災資料・パネル展示 ・特攻隊員の出撃までを描いた演劇の上演 ・アフリカの子ども兵に関する動画の上映及び資料の展示 ・佐賀空襲に関する朗読劇及び語り部の「戦争にまつわるお話」の収録映像上映 ・平和へのメッセージを寄せて作る「平和の木」の展示ほか 	<ul style="list-style-type: none"> ・戦中・戦後の歌について資料展示、護国神社の遺留品の展示 ・体験記、朗読劇「佐賀空襲」「佐賀県遺族会のお話」の収録映像放映 ・特攻隊員の出撃までを描いた演劇の上演 ・地雷レプリカ展示、ウクライナ情勢に関するパネル展示 ・平和へのメッセージを直接書き込めるピースボードの設置ほか 	<ul style="list-style-type: none"> ・特攻隊員に関する資料、戦中、戦後の資料展示 ・佐賀県遺族会のお話、特攻隊員にまつわる証言の映像や子供向け映画の放映 ・佐賀市遺族会による朗読劇 ・特攻隊員の出撃までを描いた演劇の上演 ・地雷レプリカ展示、世界の紛争等に関するパネル展示 ・平和について来場者が書き込むボードの設置ほか
来場者数	1,781 人	1,564 人	2,191 人

18 情報公開

(1) 情報公開制度

① 目的

市民の市政に関する知る権利を保障し、市の諸活動について説明する責任が全うされるようにするとともに、市政への市民参加を推進し、信頼を確保し、公正で開かれた市政を実現することを目的とする。

② 令和6年度情報公開請求等の状況

ア 実施機関別公開請求・公開申出の状況

(単位：件)

実 施 機 関		公 開 請 求		公 開 申 出		計	
		件 数	公文書数	件 数	公文書数	件 数	公文書数
市 長	総 務 部	8	8			8	8
	政 策 推 進 部	3	1			3	1
	経 済 部						
	農 林 水 産 部	1	1			1	1
	都 市 戦 略 部	21	28	41	41	62	69
	建 設 部	22	48			22	48
	環 境 部	7	13			7	13
	市 民 生 活 部	12	9			12	9
	保 健 福 祉 部	9	11			9	11
	子 育 て 支 援 部	1	1			1	1
	地 域 振 興 部	1	1			1	1
	国スポ・全障スポ推進部						
	支 所 ・ 病 院						
	出 納 室						
	小 計	85	121	41	41	126	162
議 会							
教 育 委 員 会		3	19			3	19
選 挙 管 理 委 員 会							
公 平 委 員 会							
監 査 委 員							
農 業 委 員 会							
固定資産評価審査委員会							
公営企業 管 理 者	上 下 水 道 局	12	16			12	16
	交 通 局	6	7			6	7
計		106	163	41	41	147	204

※「公開請求」の対象となる公文書は、合併前の旧条例の施行日以後に作成され、又は取得した公文書。

「公開申出」の対象となる公文書は、旧条例の施行日以前に作成され、又は取得した公文書。

イ 実施機関別公開決定等の状況

(単位：件)

実 施 機 関		公開請求 等の件数	処 理 状 況				
			公開	部分公開	非 公 開	(うち公文書不存 在による非公開)	取下げ
市 長	総 務 部	8	4	3	1	1	
	政 策 推 進 部	3		1	1		1
	経 済 部						
	農 林 水 産 部	1		1			
	都 市 戦 略 部	62		61	1		
	建 設 部	22	2	19	1	1	
	環 境 部	7	3	4			
	市 民 生 活 部	12	3	6	2	1	1
	保 健 福 祉 部	9		6	3	3	
	子 育 て 支 援 部	1	1				
	地 域 振 興 部	1		1			
	国スポ・全障スポ推進部						
	支 所 ・ 病 院						
	出 納 室						
	小 計	126	13	102	9	6	2
議 会							
教 育 委 員 会		3	2				1
選 挙 管 理 委 員 会							
公 平 委 員 会							
監 査 委 員							
農 業 委 員 会							
固定資産評価審査委員会							
公営企業 管 理 者	上 下 水 道 局	12		12			
	交 通 局	6	3	3			
計		147	18	117	9	6	3

ウ 部分公開及び非公開の決定理由別内訳

(単位：件)

区分	部分公開及び 非公開決定件数	決 定 理 由							
		6条1号	6条2号	6条3号	6条4号	6条5号	6条6号	9条	公文書不存在
		法令秘情報	個人に関する情報	法人等に関する情報	公共の安全等に関する情報	意思形成過程に関する情報	事務事業に関する情報	公文書の存否に関する情報	
部分公開	117		74	87			5		11
非公開	9		1			1	1	1	6

※ 1件の事案で複数の決定理由となることがあり、決定理由の計と件数は一致しない。

エ 審査請求件数 2件

③ 令和6年度行政資料コーナーの閲覧者数 44人

④ 令和6年度公文書及び行政資料の写しの交付状況

写しの交付方法（枚）		
白黒コピー	カラーコピー	その他
1,735	170	9

⑤ 令和6年度審議会等の公開状況

実 施 機 関		会 議 の 開 催 数 (回)	公 開、非公開の別 (回)			傍 聴 者 延 人 数 (人)
			公 開	部分公開	非 公 開	
市 長	総 務 部	9	3	1	5	2
	政 策 推 進 部	25	23	1	1	13
	経 済 部	1	0	0	1	0
	農 林 水 産 部	7	2	0	5	0
	都 市 戦 略 部	17	8	4	5	7
	建 設 部	8	6	0	2	8
	環 境 部	15	10	0	5	7
	市 民 生 活 部	1	1	0	0	0
	保 健 福 祉 部	13	7	0	6	6
	子 育 て 支 援 部	12	12	0	0	5
	地 域 振 興 部	34	27	0	7	26
	国スポ・全障スポ推進部	0	0	0	0	0
	支 所 ・ 病 院	0	0	0	0	0
	出 納 室	0	0	0	0	0
	小 計	142	99	6	37	74
議 会		0	0	0	0	0
教 育 委 員 会		34	18	8	8	14
選 挙 管 理 委 員 会		13	7	6	0	1
公 平 委 員 会		0	0	0	0	0
監 査 委 員		0	0	0	0	0
農 業 委 員 会		14	14	0	0	3
固定資産評価審査委員会		0	0	0	0	0
公営企業 管 理 者	上 下 水 道 局	5	5	0	0	3
	交 通 局	0	0	0	0	0
計		208	143	20	45	95

※審議会等は原則公開。法令等により非公開とされている場合若しくは佐賀市情報公開条例に規定する非公開情報
に関し審議等を行う場合、又は公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合は非公開。

(2) 個人情報保護制度

① 目 的

実施機関が保有する自己の個人情報の開示等を請求する権利を保障し、個人の権利利益の保護を図り、基本的人権の擁護及び公正で信頼される市政の推進に資することを目的とする。

② 令和6年度個人情報開示請求等の状況

ア 実施機関別開示請求等の状況

(単位：件)

実 施 機 関		開 示 請 求		訂 正 請 求 等		計	
		件 数	公文書数	件 数	公文書数	件 数	公文書数
市 長	総 務 部	2	2			2	2
	政 策 推 進 部						
	経 済 部						
	農 林 水 産 部	1	1			1	1
	都 市 戦 略 部						
	建 設 部						
	環 境 部	2	1			2	1
	市 民 生 活 部	30	25			30	25
	保 健 福 祉 部	7	6			7	6
	子 育 て 支 援 部						
	地 域 振 興 部						
	国スポ・全障スポ推進部						
	支 所 ・ 病 院	3	5			3	5
	出 納 室						
	小 計	45	40			45	40
教 育 委 員 会		3	1			3	1
選 挙 管 理 委 員 会							
公 平 委 員 会							
監 査 委 員							
農 業 委 員 会		1	1			1	1
固定資産評価審査委員会							
公営企業 管 理 者	上 下 水 道 局						
	交 通 局						
計		49	42			49	42

イ 実施機関別開示決定等の状況

(単位：件)

実 施 機 関		開示請求 等の件数	処 理 状 況				
			開 示	部分開示	不 開 示	(うち公文書不存在による不開示)	取 下 げ
市 長	総 務 部	2	1	1			
	政 策 推 進 部						
	経 済 部						
	農 林 水 産 部	1		1			
	都 市 戦 略 部						
	建 設 部						
	環 境 部	2		1			1
	市 民 生 活 部	30	2	23	4	3	1
	保 健 福 祉 部	7	2	4	1	1	
	子 育 て 支 援 部						
	地 域 振 興 部						
	国スポ・全障スポ推進部						
	支 所 ・ 病 院	3	1	2			
	出 納 室						
	小 計	45	6	32	5	4	2
教 育 委 員 会							
選 挙 管 理 委 員 会		3		1	2	2	
公 平 委 員 会							
監 査 委 員							
農 業 委 員 会		1	1				
固定資産評価審査委員会							
公営企業 管 理 者	上 下 水 道 局						
	交 通 局						
計		49	7	33	7	6	2

ウ 部分開示及び不開示の決定理由別内訳

(単位：件)

区分	部分開示及び不開示決定件数	決 定 理 由										
		第78条 第1項 第1号	第78条 第1項 第2号	第78条 第1項 第3号	第78条 第1項 第4号	第78条 第1項 第5号	第78条 第1項 第6号	第78条 第1項 第7号	第81条	第88条	その他	公文書不存在
		開示請求者の個人に関する情報	開示請求者以外の個人に関する情報	法人等に関する情報	国の安全等に関する情報	公共の安全等に関する情報	審議、検討等に関する情報	事務又は事業に関する情報	存否応答拒否	他の法令による開示の実施との調整	戸籍法第129条による適用除外	
部分開示	33	4	27	13			1	5		3		5
不開示	7	1									1	6

※ 1件の事案で複数の決定理由となることがあり、決定理由の計と件数は一致しない。

エ 審査請求件数 0 件

③ 令和6年度死者情報の開示請求の状況

ア 実施機関別開示請求の状況 (単位：件)

実 施 機 関		開 示 請 求	
		件 数	公文書数
市 長	総 務 部		
	政 策 推 進 部		
	経 済 部		
	農 林 水 産 部		
	都 市 戦 略 部		
	建 設 部		
	環 境 部		
	市 民 生 活 部	1	1
	保 健 福 祉 部		
	子 育 て 支 援 部		

地 域 振 興 部			
国スポ・全障スポ推進部			
支 所 ・ 病 院			
出 納 室			
小 計		1	1
教 育 委 員 会			
選 挙 管 理 委 員 会			
公 平 委 員 会			
監 査 委 員			
農 業 委 員 会			
固定資産評価審査委員会			
公営企業 管 理 者	上 下 水 道 局		
	交 通 局		
計		1	1

イ 実施機関別開示決定等の状況

(単位：件)

実 施 機 関		開示請求 の件数	処 理 状 況				取 下 げ
			開 示	部分開示	不 開 示	(うち公文書不存在による不開示)	
市 長	総 務 部						
	政 策 推 進 部						
	経 済 部						
	農 林 水 産 部						
	都 市 戦 略 部						
	建 設 部						
	環 境 部						
	市 民 生 活 部	1	1				
	保 健 福 祉 部						
	子 育 て 支 援 部						
	地 域 振 興 部						
	国スポ・全障スポ推進部						
	支 所 ・ 病 院						
	出 納 室						
	小 計	1	1				
教 育 委 員 会							
選 挙 管 理 委 員 会							
公 平 委 員 会							

監 査 委 員						
農 業 委 員 会						
固定資産評価審査委員会						
公営企業 管 理 者	上 下 水 道 局					
	交 通 局					
計		1	1			

④ 個人情報ファイル簿の取扱状況（R7.4 末現在）

実 施 機 関		事務取扱数（件）
市 長	総 務 部	67
	政 策 推 進 部	19
	経 済 部	25
	農 林 水 産 部	90
	都 市 戦 略 部	80
	建 設 部	48
	環 境 部	49
	市 民 生 活 部	55
	保 健 福 祉 部	187
	子 育 て 支 援 部	56
	地 域 振 興 部	79
	支 所 ・ 病 院	8
	出 納 室	0
	小 計	763
教 育 委 員 会		82
選 挙 管 理 委 員 会		13
公 平 委 員 会		1
監 査 委 員		1
農 業 委 員 会		11
固定資産評価審査委員会		0
公営企業 管 理 者	上 下 水 道 局	57
	交 通 局	4
計		932

※ 個人情報ファイル簿には、条例個人情報ファイル簿も含む

19 国際交流・多文化共生

(1) 姉妹都市・友好都市

- ① アメリカ・ニューヨーク州・グレンズフォールズ市及びウォーリン郡（昭和 63 年 9 月 23 日締結）
バルーンをきっかけに姉妹都市を締結し、中高生生徒訪問団の派遣・受入れ、バルーン交流、短大生派遣・受入れ等の交流を行っている。
- ② 韓国・釜山広域市・蓮堤区（平成 10 年 10 月 9 日締結）
10 年来の相互交流のもとに姉妹都市締結をした。現在、小学校間交流など、市民主体の交流にまで広がっている。
- ③ 中国・江蘇省・連雲港市（平成 10 年 11 月 27 日締結）
徐福が縁となって友好都市締結をした。行政と市民団体が連携して交流を行っている。
- ④ フランス・ジロンド県・クサック村（昭和 63 年 4 月 19 日締結）
観光牧場開発をきっかけに姉妹都市を締結し、平成 2 年から中学生の派遣・受入れが始まり、交流の幅が青少年に広がっている。
- ⑤ ブラジル・サンパウロ州・リメイラ市（昭和 56 年 4 月 16 日締結）
両市に工場をもつ民間会社の仲介により姉妹都市締結をした。

(2) 国際交流事業

- ① 国際交流員招致事業
英語圏からの国際交流員を招致し、佐賀市の国際交流関連業務の補助、国際交流のイベントの企画・実行、在留外国人の支援等を行っている。
- ② 国際交流協会等支援事業
佐賀市国際交流協会の運営費を助成することにより、姉妹友好都市との交流事業や、外国人留学生を含む在留外国人の支援など、協会が実施する事業が円滑に実施されるよう支援を行っている。
 - 佐賀市国際交流協会の事業内容
 - ア 姉妹都市・友好都市との交流事業
 - イ 在留外国人との共生事業（バルーンホームステイ、国際家庭料理講座、初級日本語集中講座、子育て支援等）
 - ウ 国際理解講座（各国の文化等、在留外国人による紹介）

(3) 多文化共生事業

- ① 留学生奨学金給付事業
市内の大学等に在籍する私費留学生を対象に、各大学長が推薦した留学生 20 人を上限に月額 2 万円の奨学金を毎年度給付している。また、奨学生に対し、佐賀市や佐賀市国際交流協会が実施する事業への積極的な参加を要請し、市民との交流を促している。
- ② 多文化共生推進事業
在留外国人と日本人が違いを認め合い、共に暮らす地域の一員として活躍する多文化共生を推進するために、生活に必要な情報等を伝えることや様々なコミュニティとつながること、やさしい日本語を活用してお互いを認め合う取組等を推進している。

③ 日本語学習推進事業

在留外国人が日本語を学び、学校・職場そして地域において円滑にコミュニケーションを図り安心安全に生活することができるように、日本語学習の環境整備に取り組んでいる。

政策推進部

1 行政評価

(1) 目的

市は、市民満足度の向上を目指し、様々なサービスを行っている。そのため、市民がどの程度現状のサービスに満足しているかを認識することが必要である。また、施策及び事業の改善や市民満足度の向上を図るための戦略立案を行う仕組みの確立も重要となる。

「総合計画の実現」、「住民起点での行政体質改善」、「透明性の高い行政運営の実現」を達成するための戦略立案の具体的な手法として、行政評価を導入している。

総合計画の実現

- ◆予算、人事、定数、計画、組織と連携を図る。
- ◆施策ごとの成果を把握し、効果的に事業を実施する。

住民起点での行政体質改善

- ◆納税者が納得できるサービスを提供する。

透明性の高い行政運営の実現

- ◆市民へ、目指すべき方向・目的・手段などを説明し、行政への信頼度を高める。

(2) 概要

行政評価は、市が戦略的に人・物・金・時間といった資源を用いて施策や事業を実施した結果、効果的に目的を達成しているかを市民と共に評価して、現状と問題点を把握し、今後の施策や事務事業を考えていくための手段である。

- 《PLAN》 佐賀市のビジョンである総合計画の体系に沿った施策や事務事業の目的・目標を設定し、事業内容を企画・立案する。
- 《DO》 目標達成のために、予算と人を活用して効果的・効率的な事業を実施する。
- 《SEE》 取組の結果をきちんと把握したうえで、施策体系に沿った評価を行い、その結果を市民へ公表する。評価結果と市民からの意見を受け、次年度の計画・予算と事業実施に反映させる。

以上のような、「PLAN-DO-SEE」のマネジメントサイクルを市政経営の中に組み込み、目的・成果重視の市政経営を行い、市民満足度の向上を目指す。

(3) 行政評価の体系

① 事務事業評価

市役所が行っている事務事業について、成果目標に対する達成状況とその分析・対策の3点から評価し、事業の見直しに活かしている。評価結果については公表し、市民からいただく意見をふまえて次の事業計画に活かし、市民と行政が一体となったまちづくりを目指す。

② 施策評価

“政策展開の基本方向”の現状把握やまちづくりの達成水準、さらに、市民生活の向上の度合いなどをより広い視点で確認するため、事務事業を包括する施策単位で成果目標の達成具合の確認を行い、「佐賀市総合計画」の確実な推進を図る。

2 行政改革事業

(1) 佐賀市スマート行政推進プラン（令和 7 年度～）

第 1 次行政改革大綱（実施期間：平成 19～23 年度）及び第 2 次行政改革大綱（実施期間：平成 24～27 年度）の基本方針を継承しつつ策定した「佐賀市行政経営推進プラン（実施期間：平成 28～令和 6 年）」について、社会環境の変化等を踏まえ、新たな行政経営の取組の指針となる「佐賀市スマート行政推進プラン」を策定した。

① 目指す姿

「社会の変化を変革の転機と捉え、果敢に挑戦し、市民満足度を高める行政経営」

② 必要な視点

取組を着実に前進させるために、職員一人ひとりが、以下の 3 つの視点を強く意識する。

スマート行政の実現



常に成長を意識する自己変革力の強化

未来志向によるポジティブシンキング

③ 推進項目

人材や財源など限られた経営資源を大切にしながら、その能力や機能を最大限発揮し、質の高いサービスの提供に努めていくため、【職員・組織(ヒト)】・【施設・財務(モノ・カネ)】・【サービス】にカテゴライズし、以下の 9 つの推進項目に整理した。

区分	推進項目
職員・組織(ヒト)	① 自ら考え行動できる、多様な人材の確保・育成
	② ワーク・ライフ・インテグレーション の推進
	③ 社会課題に即応できる組織体制の構築
施設・財務(モノ・カネ)	④ 将来を見据えた公共施設の適正配置
	⑤ 中長期的な視点に立った財政運営
サービス	⑥ 最新技術やデータの利活用によるサービス向上
	⑦ 市民目線に立った相談環境の充実
	⑧ ピンポイントかつタイムリーな情報発信と市民ニーズの把握
	⑨ 多様な主体との連携

④ 実施計画

9 つの推進項目に沿った具体的な取組（35 項目）を掲げたアクションプランを策定。アクションプランの内容については毎年度見直しを行い、修正や追加、削除を行う。

(2) 佐賀市行政経営推進プラン取組実績

①組織力の強化

ワーク・ライフ・バランスの推進のために、特定事業主行動計画の目標である年次有給休暇の取得促進や超過勤務縮減の取組を実施した。また、重点施策の推進及び円滑な事務遂行のための組織改編を実施した。

- ◆職員一人当たりの年次休暇取得日数割合：68.4%（R1）⇒73.8%（R6）
- ◆組織改編の主な内容：こども家庭センターの設置や SAGA2024 国スポ・全障スポの終了に伴う組織改編 等

②サービスの質の向上

マイナンバーカード普及によるサービス拡大を目的として、高齢者福祉施設、公民館等でのマイナンバーカード出張申請・交付受付等を実施した。また、支所と本庁をオンラインで接続し、今まで支所でできなかった手続等をできるようにするリモート窓口の運用を開始した。

- ◆マイナンバーカード交付率：18.3%（R1）⇒79.9%（R6）
- ◆コンビニでの証明書等交付割合：8.5%（R1）⇒40.2%（R6）

③健全財政の堅持

市税及び国民健康保険税において、納付機会の拡充や適切な滞納処分の徹底等により、収納率の維持・向上に努めた。また、市ホームページ、公用封筒、公用車など各種広告媒体を活用し、広告事業を実施した。

- ◆市税収納率：99.23%（R1）⇒98.84%（R6）
- ◆国民健康保険税収納率：96.70%（R1）⇒95.67%（R6）
- ◆広告事業による広告収入額：3,033万円（R6）、歳出削減額29万円（R6）

④地域力の向上

まちづくり協議会設立準備段階校区へ事務的支援を行った結果、全校区においてまちづくり協議会が設立された。

- ◆校区まちづくり協議会の設立数：30校区（R1）⇒32校区／32校区（R6）

3 自治体DXの推進

情報通信技術（ICT）の発展は目覚ましく、IoTやAI、ビッグデータ、ロボット等新たな情報技術の革新が急速に進み、第4次産業革命と呼ばれる産業・経済活動の大きな転換期を迎えている。市民生活や企業活動を含む社会全体において、ビッグデータやオープンデータが付加価値創出の中核となり、創出した情報・価値によって産業の活性化や社会問題の解決を図っていく「データ駆動型社会」へシフトしつつある。

こうした流れは、行政サービスの在り方にも大きな変革を迫るものであり、単なる新技術の導入ではなく、制度や政策、組織の在り方等を変革し新たな価値を創出していくことが求められている。市民の利便性向上のためにICTを積極的かつ効果的に活用するとともに、地域の実情に応じて、発想の転換により新しい「まちづくり」を進めることや課題を解決することが求められている。

一方で、コンピューターウイルスの感染や情報漏えい事故など、情報資産に対する脅威は極めて大きく、特に昨今では、特定の組織を狙った標的型攻撃が拡大している。万一、個人情報の流出等の情報セキュリティ事故があった場合には、市政に対する市民の信頼を著しく損ねる重大な事態となる。マイナンバーによる情報連携の本格運用が2019年（平成29年）11月から開始されたことなどもあり、情報資産を守り抜くための十分な対策が必要である。

このような社会状況を踏まえ、本市は、さらなる市民サービス向上と行政運営の簡素化・効率化を目指して、電子自治体化の推進を図るものである。

(1) 国の動向

国は2021年（令和3年）9月、デジタル社会形成の司令塔としてデジタル庁を創設した。2022年（令和4年）12月23日には「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が閣議決定され、デジタル化の恩恵を国民や事業者が享受できる社会、いわば、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指している。また、自治体がデジタル・トランスフォーメーション（DX）を推進することで、デジタル活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せを実現できる社会の実現につながるとしている。

(2) 佐賀市のDX・スマートシティ推進施策の方向性

国の政策や本市の「第3次佐賀市総合計画」との整合性を図りつつ、これまでのDX関連事業をより一層加速させる。本市では令和4年7月に、住民・地域・企業・行政が一体となって、地域経済の活性化を測り、暮らしや生活がより便利に、より快適に、そして生活に合わせた多様で柔軟な働き方ができる社会を目指して、「佐賀市スマートシティ宣言」を行った。佐賀市スマートシティ宣言で示した将来像「スマート・ローカル！SAGACITY」の実現に向け、佐賀市公式スーパーアプリやAI、各種データの活用など、

着実にDX関連事業を進めるため、令和7年3月に、第3次総合計画に掲げる10分野について、DX関連施策の方向性を示す「佐賀市スマートシティ推進方針」を策定した。

目指す将来像

『スマート・ローカル！SAGACITY』

最新技術を効果的に日常に取込み、社会が人に合わせる仕組みを創り出し、誰もが「幸せである」と実感できるまち

4 電算自己処理業務一覧

(1) 基幹システム業務

課 名	電 算 処 理 業 務	開 始 年 月
市民生活課	住民基本台帳管理	平成 2 年 4 月
保険年金課	国民健康保険（資格・賦課・給付）	平成 2 年 4 月
	国民年金	
	福祉年金	
市民税課	市県民税（特徴・普徴・年特）	平成 2 年 4 月
	軽自動車税	
	法人市民税	
	税証明	
納税課	税収納（普徴・特徴・固定・軽自・年特・たばこ・入湯）	平成 2 年 4 月
	税収納（国保）	平成 2 年 4 月
障がい福祉課	障がい医療	平成 2 年 4 月
建築住宅課	市営住宅使用料	平成 2 年 4 月
選挙管理委員会	選挙人名簿	平成 2 年 4 月
各課共通	口座	平成 2 年 4 月
	住民登録外	
	送付先	
資産税課	固定資産税（土地・家屋・償却）	平成 3 年 4 月
	都市計画税	
上下水道局	下水道受益者負担金	平成 3 年 4 月
こども家庭課	ひとり親医療	平成 4 年 4 月
	乳幼児医療	
	児童手当	
納税課	税収納（法人）	平成 6 年 4 月
高齢福祉課	高齢者福祉	平成 7 年 1 月
農業委員会	農政管理	平成 7 年 4 月
農業振興課	農政管理	平成 7 年 4 月
保険年金課	後期高齢者医療	平成 19 年 12 月
福祉総務課	こども手当 ※平成 23 年度まで	平成 22 年 4 月
選挙管理委員会	国民投票	平成 22 年 5 月
保育幼稚園課	保育料	平成 23 年 4 月
建設監理課	道路占用	平成 24 年 3 月
	河川占用	平成 24 年 3 月
協働推進課	市民活動応援制度 ※平成 28 年度まで	平成 25 年 6 月
福祉総務課	臨時福祉給付金 ※平成 29 年度まで	平成 26 年 5 月
企画政策課	プレミアム付商品券 ※令和元年度まで	令和元年 8 月
特別定額給付金室	特別定額給付金 ※令和 2 年度まで	令和 2 年 5 月

課 名	電 算 処 理 業 務	開始年月
こども家庭課	子育て世帯臨時特別給付金 ※令和 4 年度まで	令和 3 年 6 月
臨時特別給付金室	住民税非課税世帯臨時特別給付金 ※令和 4 年度まで	令和 4 年 2 月
こども家庭課	子育て世帯生活支援特別給付金 ※令和 5 年度まで	令和 4 年 5 月
臨時特別給付金室	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金 ※令和 4 年度まで	令和 4 年 10 月
高齢福祉課	高齢者・障がい者支援金 ※令和 4 年度まで	令和 4 年 12 月
健康づくり課	出産・子育て応援給付金	令和 5 年 2 月
臨時特別給付金室	住民税非課税世帯に対する生活支援給付金_3 万円 ※令和 5 年度まで	令和 5 年 7 月
臨時特別給付金室	住民税非課税世帯に対する生活支援給付金_7 万円	令和 6 年 1 月
臨時特別給付金室	住民税均等割のみ課税世帯に対する臨時給付金	令和 6 年 3 月
臨時特別給付金室	子育て加算臨時給付金	令和 6 年 3 月
臨時特別給付金室	定額減税補足給付金	令和 6 年 6 月

(2) その他個別システム

課 名	電 算 処 理 シ ス テ ム 名	開始年月
生活福祉課	生活保護システム	平成 7 年 1 月
契約監理課	公共事業設計積算共同利用システム	平成 7 年 10 月
建築指導課	建築確認支援システム	平成 8 年 5 月
図書館	図書館情報システム	平成 8 年 6 月
危機管理防災課	水防災情報システム	平成 8 年 8 月
危機管理防災課	消防団管理システム	平成 8 年 8 月
デジタル推進課	財務会計システム ※平成 26 年度まで	平成 9 年 4 月
デジタル推進課	情報系システム	平成 9 年 10 月
保険年金課	国保高額医療費支給システム※平成 29 年 12 月まで	平成 10 年 5 月
資産税課	家屋評価システム	平成 10 年 10 月
デジタル推進課	グループウェアシステム	平成 11 年 5 月
高齢福祉課	介護保険事務処理システム	平成 12 月 4 月
教育総務課	公立学校施設台帳管理システム	平成 12 月 4 月
選挙管理委員会	期日前・不在者投票システム	平成 13 年 7 月
人事課	人事給与システム	平成 13 年 9 月
市民生活課	戸籍情報システム	平成 13 年 10 月
企業立地課	企業情報検索システム※令和元年度まで	平成 14 年 4 月
森林整備課	森林施業計画システム	平成 14 年 4 月
森林整備課	造林補助金集計システム	平成 14 年 4 月
協働推進課	佐賀市民活動プラザホームページ※平成 25 年度まで	平成 14 年 4 月
福祉総務課	保健福祉医療総合情報システム※平成 28 年 2 月まで	平成 14 年 4 月
富士大和温泉病院	病院総合情報システム	平成 14 年 7 月
市民生活課	住民基本台帳ネットワークシステム	平成 14 年 8 月

秘書課	電子看板システム※平成 21 年 6 月まで	平成 14 年 9 月
納税課 保険年金課	滞納整理支援システム	平成 16 年 2 月
行政マネジメント課	行政評価システム ※令和 3 年度まで	平成 16 年 4 月
デジタル推進課	市有施設予約システム	平成 16 年 4 月
秘書課	動画配信システム※平成 24 年度まで	平成 16 年 10 月
建築住宅課	C A D システム※令和 3 年度まで	平成 16 年 10 月
循環型社会推進課	エコプラザホームページ	平成 16 年 12 月
市民生活課	自動交付機 ※平成 28 年度まで	平成 17 年 3 月
学校教育課	統合型校務支援システム	平成 17 年 4 月
保険年金課	国保情報データベースシステム	平成 17 年 7 月
建築住宅課	公営住宅管理システム※平成 29 年度まで	平成 17 年 10 月
環境政策課	畜犬管理システム	平成 18 年 2 月
総務法制課	例規執務サポートシステム	平成 18 年 4 月
総務法制課	現行法令 W e b システム	平成 18 年 4 月
議会総務課	会議録検索システム	平成 18 年 4 月
契約監理課	電子入札システム	平成 18 年 4 月
デジタル推進課	ホームページ管理システム※平成 26 年度まで	平成 18 年 4 月
上下水道局	下水道受益者分担金管理システム	平成 18 年 4 月
建築指導課	建築行政情報管理システム	平成 18 年 6 月
障がい福祉課	障害程度区分訪問調査支援システム	平成 18 年 6 月
学校教育課	学校図書館情報ネットワークシステム	平成 18 年 9 月
デジタル推進課	統合型 G I S (地理情報システム)	平成 19 年 4 月
富士大和温泉病院	健康管理システム	平成 19 年 4 月
富士大和温泉病院	薬品在庫管理システム	平成 19 年 8 月
市民税課	課税資料原票管理システム	平成 19 年 9 月
保険年金課	後期高齢者医療広域連合電算処理システム	平成 19 年 9 月
富士大和温泉病院	公営企業会計システム	平成 20 年 3 月
森林整備課	森林土木積算システム	平成 20 年 4 月
保険年金課	特定健診等データ管理システム	平成 20 年 4 月
資産税課	固定資産評価システム	平成 20 年 8 月
農業振興課	水田情報管理システム	平成 20 年 8 月
議会事務局	会議録作成支援システム	平成 20 年 9 月
こども政策課	放課後児童クラブシステム	平成 20 年 9 月
保険年金課 健康づくり課	健診保健指導システム	平成 20 年 10 月
市民税課	e L T A X	平成 20 年 11 月
上下水道局	設計積算 C A D システム	平成 21 年 1 月
D X 推進課	統計調査支援システム	平成 21 年 3 月

福祉総務課	地域福祉支援システム	平成 21 年 3 月
学事課	学齢簿・就学援助システム	平成 21 年 3 月
学校教育課	教職員用 PC 管理システム	平成 21 年 6 月
学事課	学校情報携帯メール配信システム	平成 21 年 6 月
保険年金課	退職者振替支援システム※令和 5 年度まで	平成 21 年 10 月
建設監理課	道路台帳管理システム	平成 22 年 4 月
文化財課	地域資源データベース	平成 22 年 4 月
上下水道局	浄化槽使用料システム	平成 22 年 4 月
学事課	給食費管理システム	平成 22 年 7 月
生活福祉課	生活保護等版レセプト管理システム	平成 23 年 4 月
危機管理防災課	被災者支援システム	平成 24 年 3 月
健康づくり課	栄養指導管理システム	平成 24 年 3 月
学事課	校納金徴収システム	平成 24 年 10 月
健康づくり課	メンタルヘルスチェックシステム	平成 24 年 11 月
緑化推進課	公園施設管理システム※平成 28 年 4 月まで	平成 25 年 3 月
危機管理防災課	防災総合システム	平成 25 年 6 月
市民税課	市民税額シミュレーションシステム※令和 6 年度まで	平成 26 年 1 月
議会総務課	佐賀市議会ホームページ	平成 26 年 6 月
財政課	財務会計システム	平成 26 年 10 月
森林整備課	森林 G I S	平成 26 年 12 月
総務法制課	電子文書管理システム	平成 27 年 4 月
広報課	ホームページ管理システム	平成 27 年 4 月
保育幼稚園課	保育所等栄養計算ソフト	平成 27 年 10 月
資産税課	家屋評価調書検索システム	平成 27 年 10 月
福祉総務課	保健福祉総合システム	平成 27 年 10 月
企画政策課	ふるさと納税管理システム	平成 27 年 11 月
市民生活課	コンビニエンスストア証明書発行システム	平成 28 年 1 月
デジタル推進課	統合宛名システム	平成 28 年 10 月
デジタル推進課	指紋認証システム（基幹行政システム用）	平成 28 年 11 月
農業振興課	有害鳥獣捕獲管理システム※令和 5 年度まで	平成 28 年 12 月
デジタル推進課	指紋認証システム（個別システム用）	平成 29 年 1 月
用地対策課	国土調査成果管理システム	平成 29 年 4 月
契約監理課	土木汎用 CAD システム	平成 29 年 6 月
デジタル推進課	セキュリティ強靱化システム	平成 29 年 7 月
保険年金課	国保総合システム	平成 30 年 1 月
こども家庭課	家庭児童相談システム	平成 30 年 4 月
保育幼稚園	保育業務支援システム	平成 30 年 4 月
都市政策課	空家台帳システム	平成 30 年 4 月
契約監理課	電子納品 保管・管理システム	平成 30 年 7 月

保育幼稚園課	園納金システム	令和元年 10 月
D X 推進課	AI 議事録等作成支援システム	令和元年 10 月
D X 推進課	AI-OCR サービス	令和 2 年 1 月
D X 推進課	RPA ソフト	令和 2 年 3 月
D X 推進課	AI チャットボットシステム	令和 2 年 3 月
保育幼稚園課	AI 保育施設入所調整システム	令和 2 年 3 月
財産活用課	公有財産管理システム	令和 2 年 4 月
新型コロナウイルス ワクチン接種対策室	新型コロナウイルスワクチン接種予約システム ※令和 5 年度まで	令和 3 年 4 月
循環型社会推進課	ごみ搬入予約管理システム	令和 3 年 5 月
資産税課	登記情報管理システム	令和 3 年 9 月
公民館支援課	公民館予約システム	令和 4 年 4 月
デジタル推進課	申請管理システム	令和 5 年 2 月
障がい福祉課	障がい福祉相談記録システム	令和 5 年 4 月
D X 推進課	佐賀市公式スーパーアプリ	令和 5 年 4 月
図書館	佐賀市電子図書館システム	令和 5 年 6 月
D X 推進課	データ分析システム	令和 5 年 8 月
D X 推進課	データ連携基盤	令和 5 年 9 月
建築住宅課	営繕積算システム	令和 5 年 10 月
行政マネジメント課	電子契約サービスシステム	令和 5 年 11 月
納税課	Web 口座振替受付サービスシステム	令和 6 年 1 月
市民生活課	オンライン申請システム	令和 6 年 10 月
市民生活課	戸籍の遡り窓口予約システム	令和 6 年 10 月
総務法制課	公用車管理システム	令和 6 年 12 月
市民生活課	リモート窓口システム	令和 7 年 2 月
D X 推進課	データ・マネジメント・システム	令和 7 年 3 月
教育総務課	営繕積算システム	令和 7 年 4 月

※ 同一システムについて、部署によって導入年が異なるものは、最初の開始年月で掲載しています。

※ 令和 7 年 4 月 1 日現在の課名を記載しています。

5 統計

(1) 統計実績（令和 6 年度）

① 「佐賀市のすがた」の発行

佐賀市の概要を紹介する「佐賀市のすがた」を発行。佐賀市の現状を知ることができる資料として、官公庁および自治会をはじめ市民の利便に供した。

令和 6 年版佐賀市のすがた音声版 10 部

令和 7 年版佐賀市のすがた 4,000 部

② 基幹統計調査

国、県の委託を受けて行った調査は以下のとおりである。

調 査 名	対 象 数	調査基準日	指導員・調査員
令和 6 年度学校基本調査	123 校(園)	5 月 1 日	—
令和 6 年経済センサス-基礎調査 (乙調査)	233 事業所	6 月 1 日	—
令和 6 年度経済センサス調査区管理	—	6 月 1 日	—
令和 7 年国勢調査第 3 次試験調査	670 世帯	6 月 19 日	指導員 1 人 調査員 7 人
令和 7 年国勢調査調査区設定	—	10 月 1 日	—
令和 6 年家計構造調査 (基本調査)	192 世帯	10 月～ 11 月	指導員 8 人 調査員 16 人
令和 6 年家計構造調査 (簡易調査)	252 世帯	10 月～ 11 月	指導員 8 人 調査員 21 人
令和 6 年度 2025 年農林業センサス	9,294 経営体	2 月 1 日	指導員 28 人 調査員 406 人

(2) 調査員確保対策事業

国の各種統計調査に対する調査員の確保と知識・技術の向上を図ることを主たる目的とする事業である。

登録調査員数 160 名（令和 7 年 3 月末現在）

6 男女共同参画

(1) 佐賀市男女共同参画を推進する条例

佐賀市における男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにし、男女一人ひとりが互いに認め合い、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現をめざし、平成 20 年 4 月 1 日に「佐賀市男女共同参画を推進する条例」を施行。前文と 6 章（全 21 条）から成り、「市」「市民」「事業者」「自治組織等」「教育に携わる者」それぞれの責務と市の基本的施策を定め、積極的に推進していくこととしている。

(2) 第 4 次佐賀市男女共同参画計画

「佐賀市男女共同参画を推進する条例」に定める基本計画として、総合的かつ計画的に男女共同参画を推進するため「第 4 次佐賀市男女共同参画計画 一人ひとりが輝くダイバーシティ社会の実現へ」を策定。「男女共同参画社会の実現」をめざし、次の 5 つの基本方向を掲げて具体的な推進を図っている。

基本方向 I	人権の尊重と男女共同参画の意識づくり
基本方向 II	男女がお互いを認め合う社会づくり
基本方向 III	あらゆる分野への男女共同参画を促す社会づくり
基本方向 IV	男女が共に働きやすい環境づくり
基本方向 V	ドメスティック・バイオレンス（DV）のない社会づくり

(3) 男女共同参画社会推進への啓発事業

① パートナーデー推進事業

男女共同参画を身近に感じ理解してもらうために、4 月 14 日を家庭、職場、学校、地域などで日頃お世話になっている人に感謝の気持ちを伝える日 “パートナーデー” として発信している。また、メッセージカードを作成し、講座や市の公共施設等で市民に配布している。

② 女性の活躍推進事業

参加者が自身のキャリア充実のヒントとして、様々な場で活躍する女性の働き方や考え方に触れることができる女性活躍推進セミナーを開催している。

③ 情報の発信

市民向けには、大学や公民館等において男女共同参画講座を行っているほか、男女共同参画に関する情報や啓発記事を掲載した情報誌「ぱすぽーと」を年 2 回発行するとともにホームページに掲載している。庁内向けには、「男女共同参画の窓から」を配信し、市職員の意識啓発を行っている。

④ 男性の家事・育児参画推進事業

男性の家事・育児参画や育児休業取得に対する意欲を高め、それが当たり前であるという意識変容や風土づくりを促すセミナーの開催している。

(4) 男女共同参画に関する調査・促進事業

① 佐賀市男女共同参画審議会

条例に基づき、市民及び学識経験者等の 15 名以内で構成する「佐賀市男女共同参画審議会」を設置しており、男女共同参画推進のための調査や審議を行っている。

② 男女共同参画に関する調査

男女共同参画社会形成の進捗把握の指標として「各種審議会等における女性の参画状況調査」を行っている。また、計画に沿った各課事業の進捗状況について毎年調査を実施している。

【法令に基づく各種審議会・委員会等における女性委員の参画率の推移（％）】

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
参 画 率	44.2	44.0	43.1	44.5	45.0

③ 女性人材リストの拡充と活用

各分野にわたって専門的な知識や技術を有する女性や市政に関心を持つ女性を登録する人材リストを作成し、各種審議会等への委員推薦や公募委員の募集に活用している。（自薦・他薦 随時受付）

④ 意識調査の実施

市民の現状や意識を反映した男女共同参画施策展開を行うため、5 年ごとに男女共同参画に関する「市民意識調査」「中学 2 年生意識調査」「事業所意識調査」を実施している。また、職員の男女共同参画意識を把握するため、2～3 年おきに男女共同参画に関する「佐賀市職員意識調査」を実施している。

⑤ 相談窓口の設置

市が行う施策のうち、男女共同参画の推進を阻害すると思われるものに対する意見や、性別による差別扱いを受けたことに対する相談等を受ける窓口を設けている。

(5) ワーク・ライフ・バランス推進事業

ワーク・ライフ・バランスの取組を促進するために、仕事と家庭の両立や男女とも働きやすい職場づくりに取り組む企業を男女共同参画推進協賛事業所として、佐賀市のホームページ等で P R する。また、有識者による公開セミナーの開催や、男女共同参画推進協賛事業所への啓発を行っている。

7 定住促進事業

(1) 定住情報発信事業

佐賀市への移住者の増加を図るため、首都圏や福岡都市圏等の移住希望者を対象に、移住フェア等への出展及び移住パンフレットの配布等により定住情報を発信する。

(2) 地方創生移住支援事業

東京圏又は佐賀県外から佐賀市に移住し、就業又は起業した者等に対して地方創生移住支援金、さが暮らしスタート支援事業補助金及び未来につなぐさが移住支援事業補助金を交付することにより、中小企業における人手不足の解消と定住人口の増加を図る。

※支給額 … 世帯 100 万円、単身 60 万円

※さが暮らしスタート支援事業補助金は令和 6 年度で廃止（経過措置分のみ受付）

※未来につなぐさが移住支援事業補助金は令和 7 年度新規事業

◎ 交付実績（地方創生移住支援金）

	交付件数	
	世帯	単身
令和 6 年度	8 件	1 件

交付実績（さが暮らしスタート支援事業補助金）

	交付件数	
	世帯	単身
令和 6 年度	16 件	20 件

地域振興部

1 まちづくり自治基本条例推進事業

市民等が主体のまちづくりを進めるためのルールとなる「佐賀市まちづくり自治基本条例」の市民への周知啓発のため、市民向け啓発講座や職員研修を実施するとともに、市内全中学校2年生に漫画版パンフレットを配布し、授業等での活用を図る。

また、自治基本条例検証委員会を開催し、条例の運用状況及び規定について検証する。

(1) 令和6年度啓発実績

内容	回数	時期	対象
市民向け啓発講座	4回	7月	西九州大学短期大学部：120人
		8月	佐賀市役所インターンシップ大学生：19人
		1月	ゆめさが大学：89人
			市民活動応援制度「チカラット」募集説明会：15人
事業者向け労政だよりへの記事掲載	1回	9月	—
職員研修	3回	5月	協働推進員研修：72人
		7月	新規採用職員研修：72人
		11月	勤続年数5年目の職員等：41人
職員向け条例周知強化週間	1回	7月	—

(2) 自治基本条例検証委員会

条例の運用状況及び規定について検証するため、自治基本条例検証委員会を開催
実施回数：3回（7月、10月、3月）

2 地域コミュニティ推進事業

まちづくり協議会の運営支援及び設立支援を行うことにより、住民自身による地域の活性化及び課題解決に向けた取り組みを進めた。令和6年度に市内全域（32校区）でまちづくり協議会が設立されている。

また、多様な主体が自らの役割や連携のあり方について認識を深めるとともに、今後の事業の広がりや協働の可能性を見出し、実践につなげるため、まちづくり協議会をはじめ市民活動団体等が交流することを目的として「佐賀市地域づくり交流会」を開催するとともに、地域コミュニティサイト「つながるさがし」の運営を行う。

○設立状況

協議会名称		設立年月	協議会名称		設立年月
1	勸興まちづくり協議会	平成27年6月	17	新栄まちづくり協議会	平成26年5月
2	循誘まちづくり協議会	平成28年5月	18	若楠まちづくり協議会	平成30年7月
3	日新校区まちづくり協議会	平成28年6月	19	開成まちづくり協議会	平成27年3月
4	赤松まちづくり協議会	平成29年7月	20	諸富町まちづくり協議会	平成24年7月
5	神野まちづくり協議会	平成26年6月	21	春日まちづくり協議会	平成27年2月
6	西与賀まちづくり協議会	平成26年5月	22	春日北まちづくり協議会	平成27年3月
7	嘉瀬まちづくり協議会	平成24年2月	23	川上校区まちづくり協議会	平成24年9月
8	巨勢まちづくり協議会	平成26年1月	24	松梅まちづくり協議会	平成30年9月
9	兵庫まちづくり協議会	平成26年3月	25	富士まちづくり協議会	令和3年11月
10	高木瀬まちづくり協議会	平成28年7月	26	三瀬村まちづくり協議会	令和7年2月
11	北川副まちづくり協議会	平成25年2月	27	南川副まちづくり協議会	平成26年6月
12	本庄まちづくり協議会	平成23年11月	28	西川副まちづくり協議会	平成26年3月
13	鍋島まちづくり協議会	平成28年3月	29	博愛の里中川副まちづくり協議会	平成26年3月
14	金立まちづくり協議会	平成24年3月	30	大詫間まちづくり協議会	平成29年7月
15	久保泉まちづくり協議会	平成30年7月	31	東与賀まちづくり協議会	平成25年6月
16	蓮池まちづくり協議会	平成29年6月	32	久保田まちづくり協議会	平成26年3月

3 市民活動推進

(1) 市民活動推進事業

① 情報の提供

市民と行政との協働を行っていくために、市民と情報を共有する。同様に、市民活動団体の情報を把握・整理し発信する。

市報による広報及び各種の広報媒体による情報提供を行う。

② 協働推進窓口

「佐賀市まちづくり自治基本条例」や「参加と協働をすすめる指針」の全庁的な理解を深め、市民等との協働による社会や地域の課題解決の取組を進める全庁的な体制を構築するため、佐賀市の全部署（学校・公民館を除く）に協働推進窓口を設置し、窓口担当者として協働推進員を配置している。

(2) 市民活動補償制度

安心して市民活動を行うことができるように、市民活動を補償対象とする保険契約を締結し、市が保険料を全額負担することにより、市民が行うボランティア活動中の事故に対して傷害補償及び賠償責任補償を行う。

① 市民活動補償制度の特徴

ア 市内に活動拠点を置く市民活動団体が年間を通じて計画的・継続的に実施し、広く公共の利益を目的として市内において実施する自発的な無報酬の活動が対象

イ 補償対象となる人は指導者や活動者、活動を伴う参加者で、単なる観覧者や活動を伴わない参加者などは除く

ウ 保険料は市が全額負担

エ 申し込みや事前登録手続きは不要

オ スポーツ活動や、活動地と自宅等の往復途上時の事故などは対象に含まない

② 令和6年度事故受付件数

傷害事故 28 件、賠償責任事故 0 件

(3) 市民活動拠点運営事業（市民活動プラザ）

① 市民活動プラザ設置の趣旨

佐賀市の市民活動の拠点施設として、多様な市民活動を支援すること及び市民活動に関する情報の収集及び提供に関することなどを目的として設置している。

② 貸出施設の利用案内

ア 申し込み 使用日の属する月の4カ月前の月の初日からインターネット又は市民活動プラザ窓口で受付

イ 休館日 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

ウ 利用時間 午前9時から午後10時まで

③ 会議室等の利用料金について

ア 会議室

種 類	数	単位	利用料金
大会議室 (36 人程度)	1	1 時間	2,500 円 (500 円)
中会議室 (18 人程度)	3	1 時間	1,500 円 (300 円)
小会議室 (12 人程度)	3	1 時間	1,000 円 (200 円)

※ 利用料金欄の () は市民活動目的利用の場合

イ その他の設備

種 類	数		利用料金
貸ブース (活動共同スペース)	6 ブース		月 5,000 円
ロッカー	大	5 個	月 500 円
	中	42 個	月 300 円
	小	48 個	月 200 円
レターケース	198 団体分		無 料

※ 貸ブース、ロッカーの年間利用料金を 4 月に一括して支払うと、9 割の金額

ウ コピー機

種 類	内 容	利 用 料 金	
コピー機	白黒	A4・B5	5 円／1 枚
		A3・B4	10 円／1 枚
	カラー	A4・B5	30 円／1 枚
		A3・B4	50 円／1 枚

エ 印刷機 ※用紙持参

種 類	内 容	利 用 料 金
印刷機	製版	50 円／1 枚
	印刷	1 円／1 枚 (0.5 円／1 枚)

※ () は市民活動利用登録団体の場合

オ 市民活動プラザの利用状況

項 目	令和 5 年度実績	令和 6 年度実績
利用者数	51,470 人	53,408 人
利用登録団体数	640 団体	657 団体
貸ブース貸出数	6 ブース	6 ブース
ロッカー貸出数	74 個	71 個
レターケース貸出数	88 個	92 個
相談支援件数	117 件	122 件
情報収集・発信件数	5,381 件	6,379 件

(4) 市民活動プラザにおける市民活動支援のための事業

市民活動プラザや市民活動について広く一般市民に向けて発信し、施設の利用促進や市民活動に対する関心を高め、佐賀市の市民活動の裾野を広げ活性化につなげることを目的とし、事業を実施する。（令和6年度：スポテンSAGA2024と共同開催）

事業名：スポテンSAGA2024×市民活動プラザフェスタ

令和6年度実績

① 主な内容

- ・ 市民活動団体による体験コーナー及びマルシェ
- ・ 市民活動団体を紹介するラジオの公開録音（佐賀弁ラジオ体操）
- ・ バルーンアーティストショー
- ・ ワークショップ
- ・ BMXフラットランド（体験&デモ）
- ・ BMXパンプトラック（体験）
- ・ スケートボード（体験&デモ）
- ・ バスケットフリースローチャレンジ
- ・ スタンプラリー

② 開催日

令和6年11月30日（土）10時～16時

③ 来場者数

2,450人

(5) 佐賀市市民活動応援制度「チカラット」

市民活動団体の活動基盤の強化を図り、市民のまちづくりへの参加と実践をすすめるために、市民活動団体が行う公益的な事業に対して補助金を交付する。

令和6年度実績

① 補助概要、実績

部門名	補助率	補助限度額	交付事業	交付額
ちかっと部門	補助対象経費の 2/3 以内	上限 100,000 円 ※総事業費 150,000 円 以下の事業が対象	13 事業	964,050 円
カラット部門		上限 300,000 円	14 事業	3,690,160 円
合 計			27 事業	4,654,210 円

4 公民館・農村環境改善センター・コミュニティセンター

(1) 施設の整備・運営

佐賀市では、市民の生涯学習や社会教育の推進及び地域コミュニティ活動の拠点として、公民館・農村環境改善センター・コミュニティセンターを設置している。

① 施設の設置状況

種 類	該 当 施 設	運 営 形 態
公民館 (32 館)	勸興、循誘、日新、赤松、神野、西与賀、嘉瀬、巨勢、兵庫、高木瀬、北川副、本庄、鍋島、金立、久保泉、蓮池、新栄、若楠、開成、諸富町、春日、春日北、川上、松梅、富士、三瀬、南川副、西川副、中川副、大詫間、東与賀、久保田	直営
農村環境改善センター (2 施設)	東与賀、久保田	直営
コミュニティセンター (2 施設)	富士南部、富士北部	指定管理者 (富士南部：富士町内野自治会、富士北部：富士町中原区)

② 施設の管理運営

公民館（農村環境改善センター・コミュニティセンター含む）の管理運営を行い、地域の拠点として、親しみやすく利便性の高い施設となるよう必要な整備を進め、市民が集い、学び、つながる場としての機能向上を図る。

(2) 利用時間

午前 8 時 30 分から午後 10 時まで

(3) 休館日

毎月第 3 日曜日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

(4) 利用実績（公民館及び農村環境改善センター）

（単位）利用件数：件、利用者数：人

年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利用件数	41,536	45,720	50,514	53,154	55,343
利用者数	423,883	451,408	559,491	610,780	652,463

5 誰もが親しめる市民スポーツの充実

(1) 生涯スポーツの推進

① スポーツ少年団育成事業

スポーツ少年団は日本最大の青少年スポーツ団体で、小学生を中心に、中学生、高校生まで加入できる。

佐賀市スポーツ少年団に補助を行うとともに、事務局として団の運営を支援し、少年団育成と活動の活発化を図り、青少年の健全な育成に資する。

○佐賀市スポーツ少年団状況（令和6年度実績）

登録状況	登録団 46 団 ・ 団員 856 人 ・ 指導者 147 人
主な活動	市スポーツ少年団大会（8、9月）3 競技 29 チーム 416 人 親子SHIP交流大会（10月）14 チーム 122 人

② スポーツきっかけづくり推進事業

年齢や性別、体力、障がいの有無に関わらず、だれもが気軽に楽しめるニュースポーツの特長を活かし、地域スポーツの普及促進の手段の一つとして、ニュースポーツ用具の整備、貸出等を行うとともに、佐賀市スポーツ推進委員と連携して各地区で出前講座等を行い、ニュースポーツの指導・普及に努める。

職員出前講座	参加者数	種 目
小・中学生・高校生対象（3回）	288 人	ラダーゲッター、スカットボール、ボッチャ、モルックなど
一般・高齢者等対象（9回）	116 人	いごてだま、スカットボール、ボッチャ、カーレットなど

③ 総合型地域スポーツクラブ支援事業

総合型地域スポーツクラブとは、多世代、多種目、多志向の3つの多様性を柱とし、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブである。市は連絡会を開催し、クラブ間の情報共有による運営の活発化、効率化と広報支援による会員拡大を図る。また、クラブ設立支援のための補助金を交付する。

○令和6年度会員数 8クラブ 2,172 人

○令和6年度佐賀市総合型地域スポーツクラブ設立支援補助金 1 件

④ スポーツ推進委員協議会活動推進事業

スポーツ推進委員相互の連携を密にするとともに、スポーツ推進委員の資質の向上と地域での実技指導等の活動を円滑にするため、市はスポーツ推進委員協議会の活動に補助等を行う。協議会は、自主的活動、自主的運営の体制づくりを確立するため、理事会、総務委員会、研修委員会、事業委員会の各専門委員会を定期的に開催し、各委員会等での協議・研修をふまえて市民スポーツの推進のための各種活動を行う。

○スポーツ推進委員数 112 人

○各種会議等（理事会、総務委員会、研修委員会、事業委員会）

○研修会（定例研修会、女性委員研修会）

○自主活動（佐賀市まなざしスポ・レク祭・佐賀市研究大会の開催、佐賀県実技研修会・佐賀県研究大会への参加）

- バルーンフェスタ、さが桜マラソンへの支援
- 市老人クラブ連合会ニュースポーツ体験講習会

⑤ スポーツ推進審議会

本市のスポーツ行政に反映させるため、審議会を開催し佐賀市のスポーツ推進に関し、スポーツに造詣の深い方々に専門的立場から調査、審議、建議していただく。

- 佐賀市スポーツ推進審議会委員 14人（任期：令和8年7月31日までの2年間）
- スポーツ推進審議会の開催 6回（令和6年度実績）

⑥ さが桜マラソン大会開催事業

佐賀新聞社、佐賀陸上競技協会、佐賀県、佐賀市、神埼市の五者で、平成25年度にフルマラソン化した「さが桜マラソン」を開催する。コース沿線の住民及び事業所に十分な周知と協力を依頼し、広報等による市民の機運醸成、ボランティアの確保・管理や、参加者及び来訪者の心に残る大会とするためのおもてなしを行う。

- さが桜マラソン2025 令和7年3月23日（日）開催

区 分	出走者数	完走者数	完走率
フルマラソン	8,123人	7,292人	89.8%
ファンラン	1,588人	1,568人	98.7%

- ・ボランティア数 約2,200人

⑦ スポーツボランティア登録・養成事業

スポーツを「ささえる」人材を市スポーツボランティアとして登録し、活躍できる環境を提供する。

- 佐賀市スポーツボランティア登録者数 96人

⑧ アーバンスポーツ推進事業

近年若者、子どもを中心に広がりを見せるアーバンスポーツを推進することにより、市民にスポーツのすばらしさを伝え、スポーツ実施のきっかけづくりを行う。

令和6年度は、市民活動プラザフェスタと同時開催の「スポテンSAGA2024」でアーバンスポーツの体験会やデモンストレーションを実施した。

(2) 競技スポーツの推進

① 佐賀市スポーツ協会との連携事業

公益財団法人佐賀市スポーツ協会（市スポ協）は、地区スポーツ（体育）協会・競技団体等の育成、選手の強化、大会の開催などの事業を通し、市民の体力向上とスポーツ精神の高揚を図り、市民の健全な心身の発展に取り組む団体である。市スポ協に補助金を交付して、市スポ協の組織の充実と強化、事業活動の活発化を図り、本市のスポーツの普及・発展を推進する。

- 令和6年度加盟団体 地区29 種目等34
- 主な事業
 - ・各種大会選手派遣費補助（67件）
 - ・各種スポーツ教室開催（15教室）
 - ・各種スポーツ大会開催（1大会）

② 市民スポーツ大会開催事業

市民のスポーツに参加する意欲と関心を盛り上げ、スポーツが生活の中に密着し、健康で明るい郷土づくりに寄与するため、市民スポーツの祭典として開催する。

市内各会場において競技会を行い（競技によっては県民スポーツ大会の予選を兼ねる）、小

学校区及び地区対抗で得点を競う。

○令和 6 年度 第 77 回市民スポーツ大会（7 月）

・得点競技：14 競技、オープン競技：3 競技を実施 ・参加者 3,128 人

③ 校区対抗駅伝大会開催事業

市と市スポ協が主催し、校区対抗の駅伝競走を開催し、健康と体力の維持・増進を図る。
また、市民に大会情報を提供し、みるスポーツを推進する。

佐賀市千潟よか公園周辺において、6 区間、23.3 kmで開催。

○令和 6 年度校区対抗駅伝大会（1 月）26 チーム参加

④ 県民スポーツ大会への参加

県民スポーツ大会に参加することにより、市民の競技力向上を図る。また、市民に大会情報を提供し、みるスポーツを推進する。

開催地は、県内を 4 ブロックに分け、持ち回りで開催。

⑤ 各種スポーツ大会開催補助事業

スポーツの振興を図るため、各種スポーツ大会の開催経費を補助する。

○令和 6 年度実績

大 会 名	参加者数
神代勝利公顕彰第 12 回三瀬旗少年剣道大会（9 月）	768 人
第 61 回全九州ろうあ者スポーツ大会 in 佐賀（5 月）	237 人
第 65 回郡市対抗県内一周駅伝大会（2 月）	382 人

⑥ スポーツ合宿推進事業

市内に宿泊し合宿を行うアマチュアスポーツ団体に、宿泊費を補助する。

また、佐賀市スポーツキャンプ誘致・交流推進協議会で各種団体への誘致活動等に取り組みほか、国内外のトップレベルチーム等の合宿・キャンプの受入を行い、練習環境の整備や選手と市民の交流事業を実施する。

○佐賀市スポーツキャンプ誘致・交流推進協議会の活動

- ・合宿・キャンプ誘致のためのプロモーション活動
- ・合宿・キャンプ等の受入れ及び受入れ時の交流
- ・おもてなし力向上に関する取組
- ・合宿・キャンプ誘致、受入に係る情報の収集・発信、機運醸成

○令和 6 年度実績

補助金交付団体	延べ 17 団体（延べ宿泊数 1,353 泊）
代表・プロチーム等キャンプ	タイ王国カヌースプリント代表チーム アジア大陸 予選事前キャンプ（4 月）

⑦ スポーツ指導者育成事業

少年スポーツクラブ指導者の資質向上及び指導力向上のため、「少年スポーツ指導者研修会」を実施する。また、所定の資格を取得する市内の少年スポーツの指導者に資格取得に必要な経費の一部を補助する。

⑧ 各種大会出場補助事業

スポーツ活動をする本市の児童・生徒の活躍を祈念し、大会出場の激励金を交付する。

○令和6年度実績

- ・各種大会出場補助金（高校） 6件
- ・小中学生各種スポーツ大会等出場激励金 150件

⑨ アスリート育成支援事業

競技スポーツの推進を目的として、県や関係機関と連携し、市外、県外から佐賀県内へ進学した高校生アスリートが入寮する寮の運営団体に補助金を交付する。競技に打ち込むための快適な住環境を提供することで入寮する高校生アスリートの競技力向上が図られるほか、市内高校の他の生徒と切磋琢磨することにより、競技全体のレベルアップが期待できる。

⑩ スポーツコミッション研究経費

地域の様々な社会課題をスポーツの力を活用して解決する『スポーツによるまちづくり』を促進するための組織設立について研究する。

⑪ 佐賀バルーナーズ連携事業

株式会社佐賀バルーナーズ（旧：株式会社サガスポーツクラブ）と締結した連携協定に基づき、本市をホームタウンとして活動する佐賀バルーナーズと連携した各種事業を実施する。

○親子ふれあいスポーツ教室

佐賀バルーナーズの選手、コーチを講師に未就学児とその保護者を対象とした託児付きスポーツ教室を実施する。

○佐賀バルーナーズ「夢」先生

佐賀バルーナーズの選手2名が市内中学校3校を訪問し、夢や目標を持つことの大切さをテーマに授業を行う。

○保育施設等へ室内用ミニバスケットゴール・ボールセット贈呈

保育施設等へ室内用ミニバスケットゴール・ボールセットを贈呈し、体を動かすことの楽しさを伝え、スポーツへの関心を高める環境を整えることで、スポーツ文化（する・みる・ささえる）の裾野拡大を図る。

○クラブ地域活動促進事業

市イベントへの選手等の出演、本市と佐賀バルーナーズのコラボグッズの配布、動画メッセージ提供等、地域に密着した交流を促進することで、市民の応援機運醸成とシビックプライドの醸成を図る。

○佐賀バルーナーズゲームデースポンサー

ホームゲーム1節2試合を冠試合として協賛し、市民招待や市のPR等を実施することで、みるスポーツの推進、市民の一体感や応援機運の醸成を図る。

○佐賀バルーナーズB1リーグ戦ホームゲーム値引きチケット販売

SAGAアリーナで開催されるB1リーグ戦ホームゲームチケットを、値引きして販売することで、みるスポーツの推進、交流人口の拡大による地域経済の振興を図る。

○佐賀県プロバスケットボール振興協議会への負担金拠出

県内プロバスケットボールチームと連携して、スポーツを活かした地域づくり、スポーツ文化の裾野拡大を図ることを目的とする官民連携の協議会に負担金を拠出し、

プロバスケットボールチームと市民との交流事業等を実施する。

⑫ サガントス交流宣言事業

佐賀市・サガントス交流宣言に基づき、サガン鳥栖と連携した各種事業を実施する。

○サガン鳥栖マッチスポンサー（7月）

ホームゲーム1試合のマッチスポンサーを務め、抽選会の実施や本市のPRを行う。

○地域担当選手配置

サガン鳥栖のサガン鳥栖U-18出身選手を、本市主催のイベントや市事業の広報への出演担当として配置して情報発信することで、チームと共に本市を盛り上げる。

○巡回サッカー教室

サガン鳥栖のOB及びコーチが市内小学校3校を訪問し、サッカーを通じてスポーツが心の豊かさや仲間づくりにつながることを感じてもらうことで、スポーツが好きな子どもを増やすことを目的としたサッカー教室を実施する。

○サガン鳥栖「夢」先生

サガン鳥栖の選手2名が市内中学校3校を訪問し、夢や目標を持つことの大切さをテーマに授業を行う。

⑬ SAGA久光スプリングス連携事業

SAGA久光スプリングス株式会社と締結した連携協定に基づき、本市をホームアリーナタウンとして活動するSAGA久光スプリングと連携した事業を実施する。

○SAGA久光スプリングマッチスポンサー

ホームゲーム1試合のマッチスポンサーを務め、本市のPR等を行う。

(3) スポーツ施設の整備と活用

① スポーツ施設の整備

市民が日常生活の中で、いつでも気軽にスポーツ施設を利用できるよう、スポーツ施設の環境整備を進める。

② スポーツ施設の管理・運営

市民が、快適にスポーツや運動に親しむことができるように、利用者の視点に立ったサービスや利便性の向上に努めるとともに、利用者が安全かつ公平に利用できるよう適正な管理・運営を行う。

また、指定管理者制度を導入し、民間の能力を活用して住民サービスの向上と施設の効果的な運営を図る。

③ 施設のネットワーク化及び情報提供

市民がインターネットを活用してパソコンや携帯電話からスポーツ施設の空き状況の確認や利用申込等ができる「公共施設予約システム」を運用し、身近なスポーツ施設の情報を発信している。

④ 学校体育施設の開放

市民のもっとも身近にある学校体育施設を有効活用し、スポーツ活動や地域のふれあいの場として、学校教育に支障のない範囲で一般に開放する。佐賀市内の48校において、学校体育施設開放運営委員会により管理を行っている。

また、市内の小学校10校のグラウンド及び中学校1校のテニスコートに夜間照明施設を設置し、利便性向上に努めている。

○ 体育施設一覧

名 称		施 設 の 概 要
体育館	佐賀勤労者体育センター	バレーボール・バスケットボール2面(ミニバスケットボール対応可)、バドミントン8面、フットサル1面、卓球台16台、2階:卓球台2台
	市立体育館	バレーボール・バスケットボール2面(ミニバスケットボール対応可)、バドミントン8面、トレーニング室、卓球台24台
	諸富文化体育館	バレーボール・バスケットボール2面(ミニバスケットボール対応可)、バドミントン6面、ミニテニス6面、トレーニング室、ステージ 座席数1,294席、卓球台24台
	大和勤労者体育センター	バレーボール・バスケットボール2面、バドミントン6面、2階:卓球台5台
	三瀬勤労福祉センター	バレーボール2面、バドミントン3面、フットサル1面、剣道4面、卓球台5台
	スポーツパーク川副体育センター	バレーボール3面、バスケットボール2面、バドミントン6面、フットサル1面、卓球台19台
野球場	市立野球場	両翼93m、中堅120m 磁気反転式スコアボード 屋内ブルペン
グラウンド	市民運動広場	野球1面、ソフトボール1面、サッカー1面 夜間照明
	西神野運動広場	サッカー、ゲートボール、グラウンドゴルフ
	嘉瀬川河川敷北グラウンド	野球4面
	諸富公園多目的広場	野球1面、ソフトボール2面、 夜間照明(4月～10月)
	大和中央公園自由広場	野球2面、ソフトボール4面 夜間照明
	春日運動広場	野球1面、少年野球2面、ソフトボール2面、グラウンドゴルフ
	富士運動広場	野球1面、ソフトボール1面 夜間照明
	三瀬グラウンド	野球1面、ソフトボール2面 夜間照明
	スポーツパーク川副多目的広場	野球2面、ソフトボール4面、サッカー2面 夜間照明
	川副運動広場	野球1面、ソフトボール1面、グラウンドゴルフ
	東与賀運動公園運動広場	野球1面、ソフトボール1面 夜間照明
	久保田グラウンド	野球1面、ソフトボール1面、サッカー、グラウンドゴルフ、陸上競技等 夜間照明(4月～11月)
	健康運動センター多目的グラウンド	野球2面、ソフトボール4面、サッカー2面 夜間照明
	健康運動センターサッカー・ラグビー場	人工芝グラウンド1面(夜間照明)、天然芝グラウンド1面、管理棟(更衣室等)
テニスコート	市立テニスコート	砂入り人工芝コート8面 夜間照明
	諸富公園テニスコート	クレーテニスコート2面 夜間照明
	大和中央公園テニスコート	全天候型ハードコート2面(夜間照明)、クレーテニスコート2面
	春日運動広場多目的コート	クレーテニスコート4面
	東与賀運動公園テニスコート	人工芝テニスコート2面・クレーテニスコート2面(夜間照明) ゲートボール場4面
武道館等	市立弓道場	近的射場10人立、遠的射場6人立
	諸富文化体育館多目的室	柔道1面
	スポーツパーク川副武道館	剣道場2面、柔道場2面、弓道場近的射場3人立
	富士運動広場屋内練習場	剣道1面、卓球台4台
	スポーツパーク川副トレーニングハウス	バラエティールーム、トレーニングルーム、ミーティングルーム
	東与賀運動公園スポーツルーム	第1体育室、第2体育室 卓球台5台
プール	三瀬プール	25m 5コース(内1コース徒歩用)
	スポーツパーク川副市民プール	50m 8コース
	健康運動センター健康運動館(温水プール等)	メインプール(25m 7コース)、可動床・流水プール、こども用プール、ジャグジー、スタジオ、トレーニングルーム、浴室、多目的室
水上競技場	富士しゃくなげ湖水上競技場	ローイング(ボート)・カヌー兼用コース、管理棟(更衣室等)、艇庫

○ 体育施設別利用状況

施設 分類	施 設 名	区 分	令和5年度			令和6年度		
			件数	人数	計	件数	人数	計
体 育 館	佐賀勤労者体育センター	個人利用	3,365	6,200	49,204	3,614	5,824	49,638
		団体利用	3,952	43,004		4,129	43,814	
	市立体育館	個人利用	4,853	8,924	57,171	4,439	6,674	56,724
		団体利用	2,773	48,247		2,855	50,050	
	諸富文化体育館	個人利用	0	0	53,401	0	0	37,001
		団体利用	2,305	53,401		1,350	37,001	
	大和勤労者体育センター	個人利用	2,497	3,135	35,477	2,398	3,255	36,370
		団体利用	2,314	32,342		2,399	33,115	
	三瀬勤労福祉センター	個人利用	209	1,208	3,905	259	1,831	4,586
		団体利用	124	2,697		116	2,755	
グ ラ ウ ン ド	市立野球場	一般	58	4,506	11,199	71	4,504	10,080
		高校生以下	70	6,693		59	5,576	
	市民運動広場	野球	42	651	29,153	55	750	20,443
		ソフトボール	45	818		37	720	
		その他	551	27,684		404	18,973	
	西神野運動広場	野球	25	517	10,194	0	0	8,326
		ソフトボール	17	1,314		1	210	
		その他	231	8,363		224	8,116	
	嘉瀬川河川敷北グラウンド	野球	433	1,297	1,467	437	2,848	3,074
		ソフトボール	4	48		6	80	
		その他	113	122		6	146	
	諸富公園多目的広場	野球	43	2,092	24,549	52	3,134	22,737
		ソフトボール	96	1,811		84	1,381	
		その他	352	20,646		355	18,222	
	スポーツパーク川副多目的広場	野球	163	6,627	31,774	194	5,800	31,548
		ソフトボール	51	3,112		43	4,267	
		その他	864	22,035		834	21,481	
	川副運動広場	野球	285	8,630	15,687	308	7,786	12,753
		ソフトボール	0	0		0	0	
		その他	343	7,057		296	4,967	
	大和中央公園自由広場	野球	431	17,728	23,766	380	12,749	17,087
		ソフトボール	89	1,872		38	1,103	
		その他	112	4,166		104	3,235	
	春日運動広場	野球	265	5,333	10,519	241	4,839	9,731
		ソフトボール	49	715		46	563	
		その他	284	4,471		244	4,329	
	富士運動広場	野球	33	820	3,010	22	490	3,272
		ソフトボール	4	100		2	80	
		その他	31	2,090		82	2,702	
	三瀬グラウンド	野球	85	4,215	6,394	71	3,558	5,357
		ソフトボール	1	15		2	160	
		その他	71	2,164		92	1,639	
	東与賀運動公園運動広場	野球	391	13,991	22,835	399	11,931	21,858
		ソフトボール	6	200		15	685	
		その他	274	8,644		322	9,242	
	久保田グラウンド	野球	72	2,272	10,191	48	2,393	14,591
		ソフトボール	3	230		6	265	
		その他	285	7,689		318	11,933	

施設 分類	施 設 名	区 分	令和5年度			令和6年度		
			件数	人数	計	件数	人数	計
テ ニ ス コ ー ト	市 立 テ ニ ス コ ー ト	個人利用	13,451	33,471	44,192	13,845	34,957	46,739
		団体利用	203	10,721		213	11,782	
	諸 富 公 園 テ ニ ス コ ー ト	個人利用	426	3,970	3,970	381	2,806	2,806
		団体利用	0	0		0	0	
	大 和 中 央 公 園 テ ニ ス コ ー ト	個人利用	1,439	2,589	6,176	1,117	1,961	6,164
		団体利用	658	3,587		696	4,203	
	春 日 運 動 広 場 テ ニ ス コ ー ト	個人利用	0	0	6,660	0	0	5,261
		団体利用	566	6,660		431	5,261	
	東 与 賀 運 動 公 園 テ ニ ス コ ー ト	個人利用	0	0	5,580	0	0	6,470
		団体利用	1,382	5,580		1,566	6,470	
武 道 館 等	市 立 弓 道 場	個人利用	7,840	7,840	13,085	6,416	6,416	11,393
		団体利用	202	5,245		177	4,977	
	諸 富 文 化 体 育 館 多 目 的 室	個人利用	0	0	4,637	0	0	5,090
		団体利用	304	4,637		331	5,090	
	ス ポ ー ツ パ ー ク 川 副 武 道 館	個人利用	258	263	9,998	334	336	9,990
		団体利用	1,953	9,735		1,867	9,654	
	富 士 運 動 広 場 屋 内 練 習 場	個人利用	0	0	380	0	0	50
		団体利用	16	380		1	50	
	ス ポ ー ツ パ ー ク 川 副 ト レ ー ニ ン グ ハ ウ ス	ハラエティールーム	655	6,592	7,254	690	6,170	6,689
		ミーティングルーム	61	662		71	519	
	東 与 賀 運 動 公 園 ス ポ ー ツ ル ー ム	個人利用	0	0	6,377	0	0	5,773
		団体利用	760	6,377		621	5,773	
	市 立 体 育 館 ト レ ー ニ ン グ 室	個人利用	7,243	7,243	7,243	8,415	8,415	8,415
	諸 富 文 化 体 育 館 ト レ ー ニ ン グ 室	個人利用	5,136	5,136	5,136	2,883	2,883	2,883
	ス ポ ー ツ パ ー ク 川 副 ト レ ー ニ ン グ ル ー ム	個人利用	3,715	3,715	3,715	4,109	4,109	4,109
	三 瀬 プ ー ル	個人利用	0	0	1,064	0	0	552
		団体利用	62	1,064		45	552	
	ス ポ ー ツ パ ー ク 川 副 市 民 プ ー ル	個人利用	381	381	957	384	384	2,201
		団体利用	12	576		86	1,817	
	富 士 し ゃ く な げ 湖 水 上 競 技 場	個人利用	0	0	3,821	0	0	10,129
		団体利用	179	3,821		199	10,129	

6 佐賀市健康運動センター

(1) 施設の設置

運動を中心とした活動や交流を通じて、市民の健康増進及びスポーツの推進に寄与するため、佐賀市健康運動センターを設置している。

(2) 施設の概要

- ① 所在地 佐賀市高木瀬町大字長瀬 2553 番地 (Tel 36-9309)
- ② 敷地面積 97,517.70 m² (サッカー・ラグビー場 37,546.25 m²を含む)
- ③ 延床面積 5,201.01 m²
 - ※ 健康運動館 4,769.23 m² (1階 4,529.18 m²、地下 240.05 m²)
 - ※ サッカー・ラグビー場管理棟 431.78 m²
- ④ 総事業費 『健康運動館・多目的グラウンド』 27 億 9500 万円 (用地費含む)
(地域総合整備事業債〈ふるさとづくり事業〉)
『サッカー・ラグビー場』 10 億 4100 万円 (用地費含む)
(緊急防災・減災事業債等)
- ⑤ 施設内容 『健康運動館』
温水プール (25m、可動床、子ども用、ジャグジー)、トレーニング
ルーム (各種トレーニング機器有)、スタジオ、入浴施設、更衣室、
管理室、多目的室
『多目的グラウンド』
グラウンド (夜間照明設置)、ウォーキングコース (2 コース)
『サッカー・ラグビー場』
天然芝グラウンド 1 面、人工芝グラウンド 1 面 (夜間照明設置)、
管理棟 (ミーティング室、シャワー室有)
『駐車場』
健康運動館南側駐車場 (203 台：多目的駐車場 8 台を含む)
サッカー・ラグビー場駐車場 (334 台：多目的駐車場 4 台を含む)
サッカー・ラグビー場第 2 駐車場 (210 台：多目的駐車場 5 台を含む)
- ⑥ 竣 工 平成 16 年 5 月 10 日 (建設期間 平成 13～15 年度の継続事業)
※ サッカー・ラグビー場は、平成 26 年 3 月 31 日 (平成 24～25 年度
の継続事業)
- ⑦ 供 用 日 平成 16 年 5 月 11 日
※ サッカー・ラグビー場は、平成 26 年 4 月 5 日
- ⑧ 特 徴 敷地北西側に位置する佐賀市清掃工場 (焼却炉) の余熱利用施設
※ サッカー・ラグビー場を除く

(3) 利用時間

午前 9 時から午後 9 時まで (平日は有料エリアの利用を午後 9 時 30 分まで延長)

- ① 多目的グラウンド 4 月 1 日～10 月 31 日 午前 6 時から午後 9 時まで
11 月 1 日～ 3 月 31 日 午前 7 時から午後 9 時まで

② サッカー・ラグビー場

ア 天然芝グラウンド 火、木、土、日曜日 午前 10 時から午後 2 時まで

※原則として上記の 4 時間以内

イ 人工芝グラウンド及び管理棟 午前 9 時から午後 9 時まで

(4) 休館日

毎週月曜日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

(5) 管理運営

佐賀市で初めて指定管理者制度を導入した施設であり、現在は 5 期目の指定期間（2024～2028）を迎えている。指定管理者は運動指導や施設管理に関して専門的な能力を有するサガン・ドリームス／健康科学研究所／古賀商事グループを指定し、施設の管理運営の全般を任せている。

(6) 有料エリアの利用実績

年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
営業日数	290	286	307	311	309
幼 児	4,308	3,207	4,209	3,625	5,764
小中学生	7,664	8,339	11,188	10,408	13,312
大 人	52,396	41,018	50,605	52,426	65,879
65 歳以上	55,755	41,625	54,051	59,274	73,619
しょうがい者・介助者	18,276	12,451	15,714	16,300	20,150
総利用者	138,399	106,640	135,767	142,033	21,066

※ 有料エリアは、プール、トレーニング室、スタジオ等の個人の利用料金が設定されたエリア

(7) 多目的グラウンドの利用実績

年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
件 数	535	625	548	543	515
人 数	21,398	24,877	24,488	28,049	25,804

(8) 多目的室の利用実績

年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
件 数	93	106	139	144	142
人 数	2,013	1,884	1,773	2,180	2,621

(9) サッカー・ラグビー場（人工芝、天然芝）の利用実績

施設名	令和 5 年度		令和 6 年度	
	件数	人数	件数	人数
人工芝グラウンド	605	47,205	568	46,739
天然芝グラウンド	133	15,097	134	13,235

※天然芝グラウンドは平成 26 年 8 月から供用開始

7 三重津海軍所跡の保存・整備・活用に関する事業

佐賀市の「三重津海軍所跡」を構成資産に含む「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」が平成 27 年 7 月に世界遺産一覧表に記載された。

この「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」は、幕末から明治期にかけての日本の急速な近代化の原動力となった産業遺産及び近代化遺産で構成されており、8 県 11 市に分布する 23 資産が 1 つの群として、世界遺産としての価値を有している。「三重津海軍所跡」は、幕末期の造船分野における試行錯誤の実験段階の取組を具体的に証言するものとして、その構成資産になっている。

本市では、世界遺産登録の目的である資産の管理保全及び次世代への継承を実現するため、構成資産が所在する 8 県 11 市で構成する「『明治日本の産業革命遺産』世界遺産協議会」に加盟し、構成自治体や国（内閣官房）と連携を図りながら、世界遺産委員会の勧告に沿った世界遺産の保存・整備・活用のための取組を実施している。

平成 29 年度には、世界遺産と史跡の保全措置や整備・活用の方向性を一体的に示した「三重津海軍所跡の保存・整備・活用に関する計画」を策定しており、この計画に基づき各種事業を進めている。

(1) 保存事業

地下遺構の保全強化のため、地下水位等のモニタリング調査を令和元年度から開始した。また、史跡指定地内の駐車場を史跡外に移転整備し、令和 2 年 10 月から本格供用を開始した。

(2) 整備事業

「三重津海軍所跡の保存・整備・活用に関する計画」及びガイダンス施設整備の方針を示した「三重津海軍所跡ガイダンス施設基本計画」をもとに史跡現地と、隣接する佐野常民記念館を活用したガイダンス施設の一体的な整備を行い、来訪者に双方を循環し見学することを促すことにより、三重津海軍所跡への理解を深めてもらうことを目指している。

平成 30 年度に史跡現地及びガイダンス施設整備の基本設計、令和元年度にガイダンス施設整備の実施設計を行い、令和 2 年度当初からガイダンス施設整備工事を本格的に開始した。ガイダンス施設については、館名を佐野常民記念館から「佐野常民と三重津海軍所跡の歴史館」と改め令和 3 年 9 月 25 日にオープンした。

令和 4 年度から史跡の現地整備に本格的に着手し、有明海沿岸道路・有明早津江川大橋下部の土地を史跡として追加指定するとともに、地下水位等のモニタリング調査や平成 30 年度以降の発掘調査の成果を反映させるため現地整備の追加基本設計を行った。令和 5 年度には追加指定地内に含まれる民有地の公有地化及び現地整備の実施設計を行い、令和 6 年度から整備工事に着手している。

(3) 活用事業

世界遺産を適切に保全し、次世代に引き継ぐためには、その歴史遺産に対する市民の理解と継続的な保全活動への参加が不可欠である。そのため、市民団体や企業等との協働体制のもと、定期的な意見交換や史跡周辺の清掃活動を行うとともに、広報活動や講座・イベントの開催、パンフレットや子ども向け学習教材の配布などにより、市民の理解増進に取り組んでいる。

また、遺構の多くが地下に保存されている三重津海軍所跡では、来訪者に正しく歴史や価値

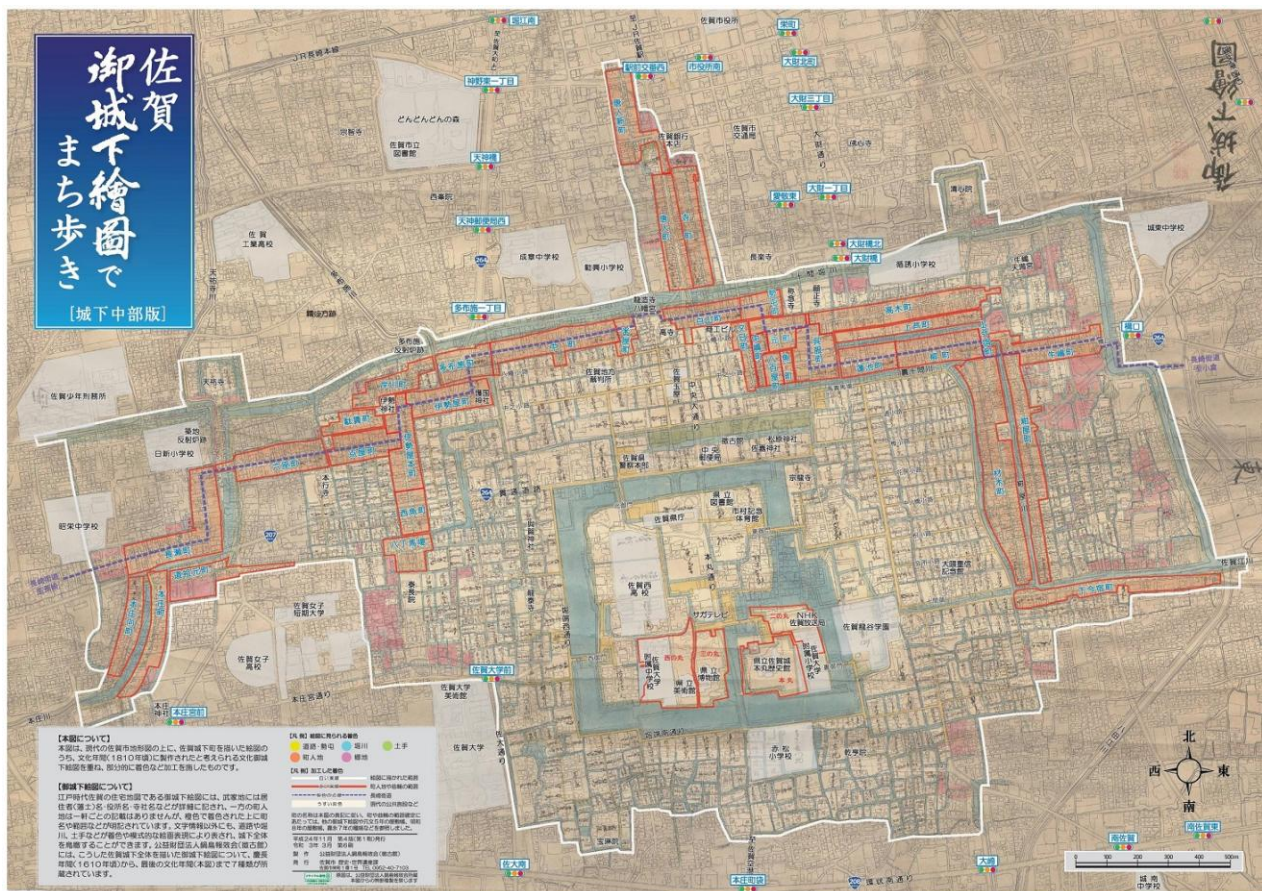
を伝えるにあたって、ガイドの存在が必要不可欠である。そのため、「『明治日本の産業革命遺産』世界遺産協議会」などが実施するガイド研修会への参加や、市独自の定期的なガイド研修会の開催により、ガイドの資質の向上を図っている。

8 歴史まちづくり推進事業

平成 20 年 11 月に施行された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（歴史まちづくり法）に基づき策定した佐賀市歴史的風致維持向上計画が、平成 24 年 3 月 5 日に国の認定を受けた。

この計画に基づき、平成 24 年度から 10 年間、認定計画に記載した事業を重点区域（佐賀城下町地区）内で展開し、地域の歴史的・文化的資産を活かしたまちづくりを推進してきた。

令和 3 年度末で第 1 期計画が終了することから、引き続き本市固有の歴史的風致を後世に引き継いでいくため、三重津海軍所跡周辺を新たに重点区域に追加した第 2 期計画（計画期間：令和 4 年度～令和 13 年度）を策定し、令和 4 年 3 月 22 日に国の認定を受けた。



「佐賀御城下絵図でまち歩き」マップ

文化年間（1810 年頃）に作られたとされる文化御城下絵図と現代地図を重ね合わせ、部分的に着色などの加工を施している。マップは無料で配布しており、まち歩きや歴史講座などで活用され、佐賀市の歴史や文化に関する市民や来訪者の知識と理解を深めることに寄与している。

9 未来につなげる文化の振興

(1) 文化財の保存・活用

① 文化財の調査

ア 歴史の調査

一般文化財を含んだ歴史的な事柄について様々な調査を行う。文化財指定を行うための基礎的な調査をはじめ、市民からの歴史的な事柄の問合せに対する調査・回答なども行う。

イ 埋蔵文化財発掘調査

埋蔵文化財の保存や、開発事業に先立つ記録保存を目的とした調査を行う。現地調査終了後は、出土遺物や作成した記録類の整理・分析調査を行った上で、発掘調査報告書を刊行し、研究や学習教材として資料を提供する。

また、市内で行われる開発に先立ち、埋蔵文化財の確認調査を行い、開発と文化財保護との調整を図っている。

令和6年度実施事業	内 容
市内遺跡発掘調査	市内で行われる開発行為に先立ち、開発対象地内で埋蔵文化財の有無、内容を確認する調査を実施した。 (確認調査実施件数：116件)
出土遺物保存処理事業	発掘調査で出土した遺物について、保存処理を実施した。
東名遺跡出土遺物整理事業	遺跡から出土した遺物の整理作業を実施した。
高木瀬地区発掘調査	高木瀬地区ほ場整備事業に伴う発掘調査を実施した。
七ヶ瀬遺跡発掘調査	佐賀コロニー跡地発掘調査に伴う記録資料や出土遺物の整理作業を実施した。
久保泉工業団地発掘調査	久保泉工業団地発掘調査に伴う記録資料の整理・報告書作成を実施した。
精煉方跡発掘調査	精煉方跡の発掘調査及び整理作業を実施した。
民間開発事業に伴う緊急発掘調査	緊急的に発生する民間開発事業に伴う発掘調査及び整理・報告書作成を実施した。

ウ 世界遺産関連事業

平成27年7月8日に世界遺産一覧表に登録された「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産の一つである史跡三重津海軍所跡については、市民に対して発掘調査成果等の情報発信や来訪者対策を行っていく。

② 文化財の保護と活用

ア 文化財保護審議会を開催

文化財の保護や活用に関する重要事項について、佐賀市文化財保護審議会に諮って調査審議を行う。

イ 文化財の指定

佐賀市域には、国・県・市による指定文化財が多数所在している。

市指定文化財については、市内に残る歴史遺産の調査を行い、その中から重要なものを選び、佐賀市文化財保護審議会へ諮って指定し、恒久的な保存を図っている。

ウ 文化財の維持管理

指定文化財の所有者と協力しながら、維持管理に努めている。修理が必要な際には、佐賀市文化財保護条例に基づき、修理の一部を補助し、適切な保存を図っている。

埋蔵文化財発掘調査で出土した遺物や寄贈された民具等に関しては、文化財資料館や富士文化財収蔵庫で保管している。また、市内に所在する指定された天然記念物の樹木については、より良い保存を図るため、樹勢調査を行っている。

エ 肥前国庁跡の活用

平成 17 年度に整備・建設が完了した、肥前国庁跡歴史公園や国庁跡資料館の企画展や講座等によって歴史遺産の重要性を啓発し、文化財保護意識の高揚を図る。

オ 東名遺跡の保存と活用

東名縄文館において東名遺跡から出土した遺物の展示を行っている。また、市内の小学 6 年生を対象に東名遺跡の発掘調査で実際に出土した遺物を活用した出前授業のほか、体験学習、講座、企画展を実施している。また、東名遺跡の史跡整備として、東名遺跡ガイダンスと埋蔵文化財センターの機能を兼ねた施設の整備を進める。

カ 歴史遺産の紹介

市内に所在する文化財について、その内容を各種講座で紹介している。

(2) 伝統文化の継承

各地域で伝統的に行われている地域文化活動を支援し、伝統文化の継承者育成や保存に努める。

① 指定無形民俗文化財への支援

佐賀市無形民俗文化財継承支援補助金により、国県市指定の無形民俗文化財への支援を行う。

また、指定無形民俗文化財の映像記録を作成する佐賀市文化財総合活用推進事業実行委員会に対して補助を行う（令和元年度～令和 7 年度）。

② 未指定文化財等への支援

地域文化保存・継承支援補助金により、地域が主体となって担っている未指定の文化財等への支援を行う。

佐賀市所在主要指定文化財一覧

(1) 佐賀市指定文化財 [123件]

令和7年5月2日現在

文化財の区分	番号	文化財名称	所有者及び管理者	所在地	指定年月日
重要文化財	絵画	1 絹本淡彩金立神社縁起図一幅	金立神社	城内一丁目15番23号 佐賀県立博物館	昭和47年2月11日
	絵画	2 絹本着彩与賀神社縁起図一幅	与賀神社	与賀町2番50号	昭和53年3月1日
	絵画	3 (高伝寺所蔵) 大涅槃像一幅	高伝寺	本庄町大字本庄1112番地1	昭和59年3月26日
	建造物	4 神野のお茶屋(建物二棟 付庭園)	佐賀市	神園四丁目1番地	昭和42年2月11日
	建造物	5 武家屋敷の門一棟	佐賀地方検察庁	中ノ小路3番14号	昭和46年2月11日
	建造物	6 佐賀(龍造寺)八幡宮石造肥前鳥居一基	龍造寺八幡神社	白山一丁目3番2号	昭和47年2月11日
	建造物	7 御位牌所一字 附一、木造阿弥陀如来坐像一軀 二、御位牌二〇二霊分	高伝寺	本庄町大字本庄1112番地1	昭和49年2月11日
	建造物	8 鐘楼一棟	真覚寺	伊勢町6番22号	昭和50年2月11日
	建造物	9 勝宿神社本殿一棟	勝宿神社	久保泉町大字川久保4199番地	昭和52年2月11日
	建造物	10 武家屋敷の門一棟	佐賀市	水ヶ江二丁目8番13号	昭和54年3月1日
	建造物	11 伊勢神社の石造肥前鳥居及び肥前狛犬像一對	伊勢神社	伊勢町9番8号	昭和57年3月1日
	建造物	12 武家屋敷の門一棟	佐賀市	八幡小路4番10号	昭和58年3月1日
	建造物	13 旧古賀銀行及び旧古賀家二棟	佐賀市	柳町2番9号、同3番15号	平成7年3月22日
	建造物	14 旧牛島家一棟	佐賀市	柳町4番9号	平成7年10月23日
	建造物	15 旧福田家住宅一棟	佐賀市	松原四丁目3番15号	平成10年5月26日
	建造物	16 旧三省銀行(付属棟含む)一棟	佐賀市	柳町3番12号	平成11年5月25日
	建造物	17 旧嬉野家の武家屋敷の門(薬医門一棟)	佐賀市	松原二丁目29	平成27年6月15日
	工芸品	18 石造六地藏一基	個人	嘉瀬町大字荻野2514番1	昭和49年2月11日
	工芸品	19 本庄神社石燈籠一對	本庄神社	本庄町大字本庄1156番地	昭和50年2月11日
	工芸品	20 石造六地藏二基	東善寺	鍋島町大字森田2030番地	昭和50年2月11日
	工芸品	21 石造六地藏六観音像一基	坪の上天満宮	高木瀬町大字長瀬字坪の上	昭和52年2月11日
	考古資料	22 上和泉遺跡出土瓦塔	佐賀市	大和町大字久池井2754 (肥前国跡資料館)	平成16年3月23日
	古文書	23 長尾山年譜	長尾山福満寺	北川副町大字江上345番地	昭和43年2月11日
	古文書	24 末代念仏授手印	大覚寺	伊勢町14番5号	昭和45年2月11日
	古文書	25 有田家文書九〇通	個人	城内二丁目1番41号 佐賀県立図書館	昭和49年2月11日
	古文書	26 上林家文書一〇五六通	個人	呉服元町5番18号	昭和59年3月26日
	書跡	27 大興寺所蔵大般若経一括	大興寺	神野東三丁目10番3号	昭和57年3月1日
	書跡	28 島義勇の旅日記一卷	個人	本庄町大字本庄8番地	昭和47年2月11日
	書跡	29 副島種臣の書二幅	願正寺	呉服元町6番5号	平成5年3月31日
	彫刻	30 石造十六羅漢像並びに石造釈迦三尊像付石造駒形標柱一九軀 付一一基	岩松軒	木原一丁目12番10号	昭和48年2月11日
	彫刻	31 木造鍋島忠直坐像一軀	高伝寺	本庄町大字本庄1112番地1	昭和48年2月11日
	彫刻	32 石造十一面観世音菩薩立像一軀	個人	久保泉町大字川久保	昭和49年2月11日
	彫刻	33 銅造地藏菩薩立像一軀	西峰院地藏寺	多布施二丁目2番30号	昭和49年2月11日
	美術工芸	34 木彫毘沙門天立像	本行寺	西田代一丁目4番6号 本行寺	昭和43年2月11日
	美術工芸	35 鬼丸聖堂の聖像三体と天縦殿の額	鍋島報效会	松原二丁目5番22号	昭和45年2月11日
	美術工芸	36 不動明王立像一軀	清心院	大財二丁目4番5号	昭和46年2月11日
	歴史資料	37 多久安輝の墓誌	龍雲寺	八戸一丁目6番35号	昭和62年3月25日

文化財の区分		番号	文 化 財 名 称	所有者及び管理者等	所 在 地	指定年月日
重要文化財	歴史資料	38	木造了意和尚像	静元寺	本庄町大字本庄799番地	平成5年3月31日
	歴史資料	39	木原隆忠の墓誌	大覚寺	伊勢町14番5号	平成5年3月31日
	歴史資料	40	赤松小学校の校務日誌（一括）	佐賀市教育委員会	中の館町1番39号 赤松小学校	平成7年10月23日
	歴史資料	41	石長寺中興記碑	石長寺	与賀町257番地1	平成31年1月7日
	歴史資料	42	江里天満宮石造多宝塔	江里桜自治会	鍋島町大字森田2273番地 江里天満宮	平成31年1月7日
	絵画	43	實相院絵画二幅	實相院	大和町大字川上949-2 實相院	平成9年5月23日
	建造物	44	興止日女神社三ノ鳥居一基	興止日女神社	大和町大字川上 1	昭和58年10月17日
	建造物	45	久留間六地藏一基	蔵福寺	大和町大字久留間1224	昭和62年7月25日
	工芸品	46	（四天社）石造四天王像立像四軀、石造宝篋印塔一基・石塔残欠一個	池上地区	大和町大字池上1501	平成9年5月23日
	考古資料	47	佐熊遺跡出土一括（鐔形土製品一個）	佐賀市	大和町大字尼寺1870	昭和62年7月25日
	考古資料	48	本村籠遺跡310号土壙墓出土遺物一括（青磁碗二個、土師器小皿四個、刀子一口）	佐賀市	大和町大字尼寺1870	平成2年5月30日
	考古資料	49	大願寺二本松遺跡出土一括（八花鏡一面、青銅製鉈尾）	佐賀市	大和町大字川上	平成3年5月29日
	考古資料	50	尼寺一本松遺跡甕棺墓出土遺物（一括）	佐賀市	本庄町本庄1121番地 佐賀市文化財資料館	平成29年3月13日
	彫刻	51	木造金剛力士像（仁王像）二軀	實相院	大和町大字川上949-2 實相院	平成6年2月27日
	彫刻	52	春日山高城寺仏像五軀	高城寺	大和町大字久池井3625-1 高城禪寺	平成8年3月5日
	彫刻	53	實相院彫刻十二軀	實相院	大和町大字川上949-2 實相院	平成9年5月23日
	彫刻	54	神變社仏像一軀	神變社	大和町大字久留間3420-1 神變社	平成9年5月23日
	彫刻	55	木造湛然梁重座像一軀	通天寺	大和町大字松瀬2142番地 通天寺	平成13年9月11日
	絵画	56	涅槃図一幅	東光寺	諸富町大字徳富1936番地 東光寺	昭和57年4月1日
	建造物	57	肥前鳥居	新北神社	諸富町大字為重1073番地 新北神社	昭和54年6月30日
	建造物	58	肥前鳥居一基	若宮神社	諸富町大字徳富1201番地 若宮神社	昭和54年6月30日
	工芸品	59	太田神社肥前狛犬一對	太田神社	諸富町大字大堂1663番地 太田神社	昭和57年4月1日
	工芸品	60	大黒天坐像	宝光院	諸富町大字大堂1363番地 宝光院	昭和57年4月1日
	工芸品	61	道祖神「なんじゃもんじゃさん」（一對）	安龍寺	諸富町大字為重1586番地口 安龍寺	昭和57年4月1日
	工芸品	62	銅造弁財天坐像	安龍寺	諸富町大字為重1586番地口 安龍寺	昭和57年4月1日
	工芸品	63	一石五輪塔	多聞院	諸富町大字為重873番地 多聞院	昭和57年4月1日
	工芸品	64	六地藏2基（一對）	多聞院	諸富町大字為重873番地 多聞院	昭和57年4月1日
	工芸品	65	天女絵柄半鐘一口	東光寺	諸富町大字徳富1936番地 東光寺	昭和57年4月1日
	彫刻	66	一木七仏薬師如来立像一軀	東光寺	諸富町大字徳富1936番地 東光寺	昭和57年4月1日
	彫刻	67	木造阿弥陀如来立像	光専寺	諸富町大字寺井津436番地 光専寺	昭和57年4月1日
	彫刻	68	木造不動明王坐像	宝光院	諸富町大字大堂1363番地 宝光院	昭和57年4月1日
	彫刻	69	木造阿弥陀如来坐像	個人	諸富町大字大堂1141番地 土師公民館	昭和57年4月1日
	建造物	70	神代勝利公の墓一基（石造宝篋印塔）	宗源院	富士町大字閑屋 宗源院墓地	平成10年5月27日
	彫刻	71	大串社（櫛田神社）の肥前狛犬一對	大串社	富士町大字大串三本松 大串社	平成10年11月26日
	建造物	72	香椎神社肥前鳥居一基	香椎神社	久保田町大字徳万1550番地	平成14年1月21日
	考古資料	73	築山古墳出土盾持人埴輪	佐賀市	本庄町本庄1121番地 佐賀市文化財資料館	令和6年2月6日
	考古資料	74	増田遺跡（7区）木棺墓出土遺物	佐賀市	本庄町本庄1121番地 佐賀市文化財資料館	令和7年3月27日
重要無形文化財		1	ガラス工芸技術（宙吹き等）	個人	道祖元町106番地	平成5年3月31日

文化財の区分	番号	文 化 財 名 称	所有者及び管理者等	所 在 地	指定年月日
重要無形民俗文化財	1	小松の浮立	小松浮立保存会	蓮池町大字小松	昭和42年2月11日
	2	浮立玄蕃一流	堀江神社	神野西二丁目2番	昭和43年2月11日
	3	高木八幡ねじり浮立	高木八幡ねじり浮立保存会	高木瀬東二丁目12番8号 高木八幡宮	平成20年11月12日
	4	太田の浮立	諸富町無形文化財保存会	諸富町大字大堂1663番地の1	昭和63年3月1日
	5	海童神社奉納浮立	海童神社奉納浮立保存会	川副町大字犬井道	昭和56年12月15日
	6	松枝神社奉納浮立	松枝神社奉納浮立保存会	川副町大字大詫間	昭和56年12月15日
	7	東与賀銭太鼓	東与賀銭太鼓を育てる会	東与賀町大字田中	平成19年9月26日
	8	快万浮立	快万浮立保存会	久保田町快万	平成19年9月27日
重要有形民俗文化財	1	堀江神社神像群	堀江神社	城内一丁目15番23号佐賀県立博物館 (19. 8. 27)	昭和42年2月11日
	2	石造えびす坐像一軀	西宮社	北川副町大字光法字角町	昭和44年2月11日
	3	木彫彩色婦人坐像（観世音胎内仏一軀）	慈音院	久保泉町大字川久保	昭和44年2月11日
	4	旧城下町の道標（1基）	長瀬町自治会	長瀬町5番54号地先	昭和46年2月11日
	5	木造河童像一軀	宗眼寺	蓮池町大字蓮池386番地1	昭和52年2月11日
	6	虫供養塔一基	個人	嘉瀬町大字扇町	昭和55年3月1日
	7	石造恵比須半跏像一軀	相応下自治会	西与賀町大字相応相応下	平成7年10月23日
	8	有蓋類形板碑（鳥獣供養塔）	杉神社	三瀬村杉神社	昭和49年8月22日
	9	六尊六地藏塔	詰瀬地区	三瀬村詰瀬	昭和49年8月22日
	10	鳥類供養塔	個人	川副町大字福富（米納津）	昭和63年5月14日
史 跡	1	築地反射炉跡	鍋島報効会	長瀬町9番 日新小学校校庭	昭和42年2月11日
	2	葉隠発祥の地	佐賀市	金立町大字金立字黒土原	昭和42年2月11日
	3	鍋島直茂誕生地	鍋島報効会	本庄町大字本庄836番地2	昭和42年2月11日
	4	高伝寺墓所	高伝寺	本庄町大字本庄1112番地1	昭和42年2月11日
	5	龍造寺隆信誕生地	佐賀市	中の館町7番	昭和43年2月11日
	6	万部塔と六地藏	鍋島報効会	水ヶ江一丁目7番9号（万部島）	昭和43年2月11日
	7	金立神社上宮	金立神社	金立町大字金立	昭和48年2月11日
	8	初代肥前国忠吉の墓地	真覚寺	伊勢町6番22号 真覚寺	昭和48年2月11日
	9	鍋島家発祥の地 御館の森	蠣久天満宮	鍋島町大字鍋島	昭和56年3月1日
	10	高麗人の墓碑・逆修碑	佐賀市	金立町大字金立3101番地	昭和60年12月12日
	11	乱斗山古墳群	松尾学園	金立町大字金立字六本黒木1544番地 353内	平成5年3月31日
	12	導善寺前方後円墳	池上地区	大和町大字池上1339-1他	昭和58年10月17日
	13	華藏庵跡	通天寺	大和町大字松瀬2988番地3	昭和62年7月25日
	14	肥前国分寺跡	宗龍寺	大和町大字尼寺958 宗龍寺	平成2年5月30日
	15	大野代官所	大野地区	富士町大字大野字一本松	平成14年6月24日
	16	燈堂	佐賀市	川副町大字犬井道4357番地6	昭和60年2月25日
	17	此荷大明神	佐賀市	川副町大字小々森254番地	昭和60年2月25日
	18	牛嶋口跡	佐賀市	東佐賀町2 7 1 番及び2 9 1 番1 か ら2 9 1 番3 まで並びに河川の一部	令和5年3月20日
	19	思案橋荷揚げ場跡	佐賀市	柳町1 9 9 番及び河川の一部	令和5年3月20日

文化財の区分	番号	文 化 財 名 称	所有者及び管理者等	所 在 地	指定年月日
天然記念物	1	国相寺の楠一株	国相寺	愛敬町4番54号	昭和44年2月11日
	2	牛島神社の楠一株	牛島神社	東佐賀町15番30号	昭和53年3月1日
	3	大小野の石楠花一株	個人	金立町大字金立字大小野	昭和54年3月1日
	4	高伝寺の梅一株	高伝寺	本庄町大字本庄1112番地1	昭和55年3月1日
	5	日枝神社の楠一株	日枝神社	木原一丁目8番35号	昭和58年3月1日
	6	浄円寺のイチョウ一株	浄円寺	金立町大字千布2336番地	平成7年3月22日
	7	楠木No.1	新北神社	諸富町大字為重1073番地 新北神社	昭和54年6月30日
	8	楠木No.2	新北神社	諸富町大字為重1073番地 新北神社	昭和54年6月30日
	9	えの木No.1	個人	諸富町大字寺井津3 3 8-1 個人宅	昭和54年6月30日
	10	大堂神社楠No.1	大堂神社	諸富町大字大堂 大堂神社	昭和54年6月30日
	11	大堂神社楠No.2	大堂神社	諸富町大字大堂 大堂神社	昭和54年6月30日

(2)佐賀県指定文化財

[75件]

うち市外3件

文化財の区分	番号	文 化 財 名 称	所有者及び管理者等	所 在 地	指定年月日
重要文化財	絵画	1 紙本着色福満寺古図一幅	福満寺	北川副町大字江上345番地	昭和51年2月25日
	絵画	2 釈迦・迦葉・阿難図 狩野探幽筆	高伝寺	本庄町大字本庄1112番地1	平成9年5月9日
	絵画	3 山水図模谷文晁筆十二面	個人	城内一丁目15番23号 佐賀県立博物館	平成10年5月11日
	絵画	4 矢調べ岡田三郎助筆一面	佐賀県立美術館	城内一丁目15番23号 佐賀県立美術館	平成10年5月11日
	絵画	5 紙本着色龍造寺隆信像一幅	宗龍寺	城内一丁目15番23号 佐賀県立博物館	平成7年5月26日
	絵画	6 マンドリンを持つ少女 百武兼行筆 一面	鍋島報効会	松原二丁目5番22号 鍋島報効会	平成9年5月9日
	絵画	7 鍋島直大像 百武兼行筆	鍋島報効会	松原二丁目5番22号 鍋島報効会	令和3年5月11日
	建造物	8 本庄神社石造肥前鳥居一基	本庄神社	本庄町大字本庄1156番地	昭和39年5月23日
	建造物	9 高伝寺釈迦堂	高伝寺	本庄町大字本庄1112番地1	平成12年4月28日
	工芸品	10 短刀一口（肥前国住藤原忠広寛永八年八月日の銘あり）	佐嘉神社	松原二丁目10番	昭和42年4月22日
	工芸品	11 薙刀一口（銘 表 貞治元年十二月日、裏備前長船政光）	個人	城内一丁目15番23号 佐賀県立博物館	昭和51年2月25日
	工芸品	12 太刀 国行朱銘 1口	鍋島報効会	城内一丁目15番23号 佐賀県立博物館	昭和59年3月21日
	工芸品	13 太刀 来国光朱銘 1口	鍋島報効会	城内一丁目15番23号 佐賀県立博物館	昭和59年3月21日
	工芸品	14 刀 銘 肥前国住藤原忠広 寛永七年八月吉日 1口	鍋島報効会	城内一丁目15番23号 佐賀県立博物館	昭和48年4月23日
	工芸品	15 刀 長巻なおし 銘 正平十口肥州末貞	鍋島報効会	城内一丁目15番23号 佐賀県立博物館	昭和54年3月31日
	工芸品	16 色絵（流水文碗（台付）、瑠璃地桜花散らし文碗（台付））二組	鍋島報効会	松原二丁目5番22号 鍋島報効会	平成13年2月28日
	歴史資料	17 蒸気車雛形 附貨車他 1台	鍋島報効会	松原二丁目5番22号 鍋島報効会	平成17年3月30日
	歴史資料	18 蒸気船雛形（外輪船） 1隻	鍋島報効会	松原二丁目5番22号 鍋島報効会	平成17年3月30日
	歴史資料	19 蒸気船雛形（スクリュール船） 1隻	鍋島報効会	松原二丁目5番22号 鍋島報効会	平成17年3月30日
	工芸品	20 青漆塗萌黄糸威二枚胴具足	鍋島報効会	松原二丁目5番22号 鍋島報効会	平成22年3月12日
	考古資料	21 関行丸古墳出土遺物	佐賀県立博物館	城内一丁目15番23号 佐賀県立博物館	昭和48年4月23日
	考古資料	22 花納丸古墳出土遺物 附花納丸古墳出土遺物の記録	佐賀県立博物館	城内一丁目15番23号 佐賀県立博物館	昭和56年3月16日
	考古資料	23 丸山遺跡一・二・六・七号墳石室四基及び出土遺物一括	佐賀市	（石室）金立町大字金立（遺物）城内一丁目15番23号	昭和59年3月21日
	考古資料	24 丸山遺跡三号墳舟形石棺	佐賀県	神埼市神埼町鶴3658番地2 佐賀県文化財調査研究資料室	平成3年3月30日
	考古資料	25 西原古墳出土石製表飾遺物一個	佐賀市	本庄町本庄1121番地 佐賀市文化財資料館	平成4年5月27日

文化財の区分		番号	文 化 財 名 称	所有者及び管理者等	所 在 地	指定年月日
重要文化財	考古資料	26	鍋島本村南遺跡出土遺物一括 細形銅剣・細形銅戈鋳型・石製把頭飾 各一個	佐賀市	本庄町本庄1121番地 佐賀市文化財資料館	平成4年5月27日
	考古資料	27	増田遺跡甕棺墓出土多鈕細文鏡一面	佐賀市	本庄町本庄1121番地 佐賀市文化財資料館	平成13年2月28日
	古文書	28	泰長院文書一二巻一〇五通	泰長院	与賀町精	昭和59年3月21日
	古文書	29	正法寺文書	正法寺	城内二丁目1番41号 佐賀県立図書館	昭和61年3月19日
	古文書	30	深江家文書	個人	城内一丁目15番23号 佐賀県立博物館	昭和62年3月16日
	典籍	31	東遊歌風俗歌譜	鍋島報効会	松原二丁目5番22号 鍋島報効会	令和3年5月11日
	彫刻	32	大日如来坐像一軀	妙福寺	久保泉町大字川久保4365番地	平成20年3月14日
	書跡	33	正法寺所蔵大般若經一括	正法寺	城内一丁目15番23号 佐賀県立博物館	昭和49年2月25日
	書跡	34	紺紙金字法華經七巻	高伝寺	本庄町大字本庄1112番地1	平成8年5月29日
	書跡	35	紺紙金字法華經七帖	鍋島報効会	松原二丁目5番22号 鍋島報効会	平成8年5月29日
	書跡	36	紺紙銀字法華經八帖	鍋島報効会	松原二丁目5番22号 鍋島報効会	平成10年5月11日
	書跡	37	「帰雲飛雨」副島種臣筆	佐賀県	城内一丁目15番23号 佐賀県立美術館	令和7年5月2日
	絵画	38	絹本着色普賢延命菩薩騎象像一幅	實相院	大和町大字川上949-2 實相院	昭和50年2月24日
	建造物	39	實相院仁王門一棟	實相院	大和町大字川上949-2 實相院	昭和55年3月21日
	建造物	40	興止日女神社西門一棟	興止日女神社	大和町大字川上1番地1 興止日女神社	昭和61年3月19日
	工芸品	41	水上懸仏一面	水上地区	佐賀県立博物館（寄託）	昭和28年11月3日
	工芸品	42	戒体箱（一合）及び説相箱（二口）・如意（一柄）	實相院	大和町大字川上949-2 實相院	昭和49年2月25日 （追加：平成9年5月9日）
	工芸品	43	小袖地ドレス 1着	鍋島報効会	松原二丁目5番22号 鍋島報効会	平成31年4月26日
	歴史資料	44	鍋島直正肖像写真 6枚	鍋島報効会	松原二丁目5番22号 鍋島報効会	令和2年4月30日
	考古資料	45	銅戈一口	個人	佐賀県立博物館（寄託）	昭和52年3月11日
	考古資料	46	西山田二本松遺跡2号住居跡出土銅釦一点	佐賀県	神埼市神埼町鶴3658番地2 佐賀県文化財調査研究資料室	昭和62年3月16日
	考古資料	47	惣座遺跡出土遺物一括 （銀製指輪、銅剣銅矛の鋳型、ガラス製小玉）（附）弥生土器一点	佐賀市	大和町大字尼寺1870 大和町	平成2年3月30日
	考古資料	48	本村龍遺跡出土遺物一括（多鈕細文鏡、鉈、管玉、斧）（附）甕棺二基	佐賀市	大和町大字尼寺1870 大和町	平成5年3月31日
	考古資料	49	一本木遺跡出土湖州鏡 （附）鐻子、土師器杯・土師器皿	佐賀市	大和町大字尼寺1870 大和町	平成10年5月11日
	古文書	50	高城寺文書百通	高城寺	佐賀県立博物館（寄託）	昭和61年3月19日
	彫刻	51	無著妙融像一軀	玉林寺	大和町大字久池井3257 玉林寺	平成13年2月28日
	考古資料	52	十三塚遺跡出土鏡	佐賀県立博物館	佐賀県立博物館（寄託）	平成18年3月31日
	建造物	53	銅造明神鳥居 （寛永十七年二月十五日建）	大堂神社	諸富町大字大堂695番地 大堂神社	昭和46年6月23日
	考古資料	54	石塚一号墳出土遺物	佐賀市	城内一丁目15番23号 佐賀県立博物館	平成8年5月29日
	彫刻	55	薬師如来立像	中原区	富士町大字中原 中原薬師堂	平成15年3月10日
	彫刻	56	木造阿弥陀如来坐像	三学寺	県立博物館（寄託）	昭和53年3月20日
	建造物	57	香椎神社四脚門	香椎神社	久保田町大字徳万1550	昭和33年1月23日
	考古資料	58	牟田寄遺跡出土銅印	佐賀市	大和町大字久池井2754 （肥前国庁跡資料館）	平成24年4月27日
	考古資料	59	牟田寄遺跡出土土骨	佐賀市	本庄町本庄1121番地 佐賀市文化財資料館	平成24年4月27日
	考古資料	60	地蔵平遺跡出土石器47点	佐賀県	神埼市神埼町鶴3658番地2 佐賀県文化財調査研究資料室	平成25年4月30日
	考古資料	61	佐賀市上高木出土銅鉾	鍋島報効会	松原二丁目5番22号 鍋島報効会	昭和55年3月21日
	建造物	62	旧佐賀城本丸御座間・堪忍所	佐賀県	城内二丁目18番1号	令和5年4月25日
重要無形文化財		1	名尾紙	名尾紙保存会	大和町大字名尾	令和2年4月30日

文化財の区分	番号	文 化 財 名 称	所有者及び管理者等	所 在 地	指定年月日
重要有形民俗文化財	1	大堂神社奉納北前型弁財船模型	県立博物館	城内一丁目15番23号 佐賀県立博物館	平成10年5月11日
	2	佐賀県内農耕生活用具 512点	佐賀県農業試験センター	佐賀市川副町大字南里 佐賀県農業試験センター	昭和52年3月11日
重要無形民俗文化財	1	三重の獅子舞	諸富町無形文化財保存会	諸富町大字為重三重 新北神社	昭和39年5月23日
	2	市川の新舞浮立	市川の新舞浮立保存会	富士町大字市川	昭和40年7月23日
史跡	1	関行丸古墳	個人	久保泉町大字川久保4097番地	昭和47年3月29日
	2	佐賀城跡	佐賀市	城内	平成13年2月28日
	3	船塚	国・佐賀市	大和町大字久留間字東	昭和28年11月3日
	4	大願寺廃寺跡	五社明神社	大和町大字川上字大願寺	昭和33年1月23日
	5	小隈山古墳	個人	大和町大字川上2691-1他	平成9年5月9日
天然記念物	1	佐嘉城址の楠(群)	佐賀県	城内	昭和28年11月3日
	2	与賀神社の楠一株	与賀神社	与賀町2番50号	昭和40年7月23日
	3	新北神社のビャクシン一株	新北神社	諸富町大字為重1080番地 新北神社	令和2年4月30日

(3) 国指定文化財 [33件]

文化財の区分	番号	文 化 財 名 称	所有者及び管理者等	所 在 地	指定年月日
国宝	書跡	1 催馬楽譜	鍋島報効会	松原二丁目5番22号 鍋島報効会	昭和27年11月22日
重要文化財	建造物	1 与賀神社楼門一棟	与賀神社	与賀町2番50号	昭和25年8月29日
	建造物	2 佐賀城跡の門及び続櫓一棟	佐賀市	城内二丁目	昭和32年6月18日
	建造物	3 与賀神社三の鳥居及び石橋二基	与賀神社	与賀町2番50号	昭和45年6月17日
	工芸品	4 太刀一口銘康伝康光	与賀神社	与賀町2番50号	昭和25年8月29日
	考古資料	5 熊本山出土の舟形石棺とその一括遺物	佐賀市	城内一丁目15番23号 佐賀県立博物館	平成元年6月12日
	古文書	6 深堀家文書三八六通	鍋島報効会	松原二丁目5番22号 鍋島報効会	昭和56年7月2日
	古文書	7 松浦山代家文書	鍋島報効会	松原二丁目5番22号 鍋島報効会	昭和56年7月2日
	書跡	8 紙本墨書東遊歌神楽歌	鍋島報効会	松原二丁目5番22号 鍋島報効会	昭和9年1月30日
	彫刻	9 木造普賢延命菩薩騎象像一軀	龍田寺	久保泉町大字上和泉	昭和32年2月19日
	工芸品	10 銅鐘一口	健福寺	大和町大字川上3881 健福寺	昭和25年8月29日
文化財の区分	番号	文 化 財 名 称	所有者及び管理者等	所 在 地	指定年月日
重要文化財	工芸品	11 金銅製宝塔一基	實相院	大和町大字川上949-2 實相院	平成9年6月30日
	考古資料	12 瓦経(築山経塚出土)二二九枚	佐賀市	城内一丁目15番23号 佐賀県立博物館	平成11年6月7日
	古文書	13 河上神社文書二四七通	興止日女神社	佐賀県立図書館(寄託)	昭和55年6月6日
	彫刻	14 木造円鑑禪師座像一軀	高城寺	大和町大字久池井3625-1 高城寺	昭和25年8月29日
	建造物	15 旧筑後川橋梁(筑後川昇開橋)	佐賀市・大川市	諸富町大字為重地先	平成15年5月30日
	建造物	16 吉村家住宅	個人	富士町大字上無津呂字羽金	昭和49年2月5日
	建造物	17 山口家住宅	個人	川副町大字大詫間930番地	昭和49年2月5日
	工芸品	18 色絵 山水竹鳥文輪花大皿 鍋島1枚 (附指定)色絵 山水竹鳥文輪花大皿 景德鎮	鍋島報効会	松原二丁目5番22号 鍋島報効会	平成25年6月19日
	工芸品	19 色絵椿文大皿鍋島 二枚	鍋島報効会	松原二丁目5番22号 鍋島報効会	平成30年10月31日
重要有形民俗文化財	1	有明海漁撈具 293点	佐賀県立博物館	城内一丁目15番23号 佐賀県立博物館	昭和40年6月9日
重要無形民俗文化財	1	白鬚神社の田楽	白鬚神社の田楽保存会	久保泉町大字川久保	平成12年12月27日
	2	見島のカセドリ行事	加勢島保存会	蓮池町大字見島 熊野神社	平成15年2月20日

文化財の区分	番号	文 化 財 名 称	所有者及び管理者等	所 在 地	指定年月日
史跡	1	帯隈山神籠石	佐賀市	久保泉町大字川久保	昭和26年6月9日
	2	大隈重信旧宅	佐賀市	水ヶ江二丁目11番11号	昭和40年6月4日
	3	西隈古墳	佐賀市	金立町大字金立2936番地5	昭和50年6月26日
	4	銚子塚	佐賀市	金立町大字金立2355番地	昭和53年3月11日
	5	肥前国庁跡	佐賀市	大和町大字久池井2738-2	平成元年9月22日
	6	三重津海軍所跡	国・有明海漁協 佐賀市	川副町大字早津江 諸富町大字為重	平成25年3月27日 (追加:平成26年10月6日) (追加:令和5年3月20日)
	7	東名遺跡	佐賀市	金立町大字千布	平成28年10月3日
天然記念物	1	カササギ生息地	佐賀県	佐賀平野一帯	大正12年3月7日
	2	えひめあやめ自生南限地帯	佐賀市	久保泉町大字川久保	大正14年10月8日
	3	下合瀬の大カツラ	佐賀市	富士町大字下合瀬字樋口	昭和37年5月16日

(4) 県登録文化財 [1件]

文化財の区分	番号	文 化 財 名 称	所有者及び管理者等	所 在 地	登録年月日
登録有形文化財	1	龍造寺天満宮縁起絵	鹿子地区	本庄町鹿子179 鹿子天満宮(菅原神社)	令和5年4月25日

(5) 国登録文化財 [20件]

文化財の区分	番号	文 化 財 名 称	所有者及び管理者等	所 在 地	登録年月日
登録有形文化財	建造物	1 徴古館	鍋島報効会	松原二丁目5番22号 鍋島報効会	平成9年11月5日
	建造物	2 野中島屋園	個人	材木一丁目82番	平成12年2月15日
	建造物	3 与賀神社本殿・幣殿・拝殿	与賀神社	与賀町92番	平成25年6月21日
	建造物	4 旧百崎家住宅主屋	個人	水ヶ江三丁目231	平成29年5月2日
	建造物	5 大隈重信記念館 一棟	佐賀市	水ヶ江二丁目360-2	平成29年6月28日
	建造物	6 願正寺本堂 一棟	願正寺	呉服元町182他	令和3年10月14日
	建造物	7 願正寺貴賓室 一棟	願正寺	呉服元町182他	令和3年10月14日
	建造物	8 願正寺大広間 一棟	願正寺	呉服元町182他	令和3年10月14日
	建造物	9 願正寺大玄関 一棟	願正寺	呉服元町182他	令和3年10月14日
	建造物	10 願正寺鐘楼 一棟	願正寺	呉服元町182他	令和3年10月14日
	建造物	11 願正寺山門 一棟	願正寺	呉服元町182他	令和3年10月14日
	建造物	12 旧枝梅酒店舗兼主屋 一棟	佐賀市	八戸一丁目124-2	令和3年10月14日
	建造物	13 岡田三郎助アトリエ 一棟	佐賀県	城内一丁目15-23	令和4年6月29日
	建造物	14 庄野家住宅金蔵(旧佐賀城本丸御蔵) 一棟	庄野歴史資料館	本庄町大字本庄字一本黒木七角5他	令和4年10月31日
	建造物	15 庄野家住宅隠居所 一棟	庄野歴史資料館	本庄町大字本庄字一本黒木七角5他	令和4年10月31日
	建造物	16 旧松野家住宅(野口家住宅)主屋	個人	大和町大字梅野字水無3068番地	令和6年3月6日
	建造物	17 旧松野家住宅(野口家住宅)小屋	個人	大和町大字梅野字水無3068番地	令和6年3月6日
	建造物	18 旧松野家住宅(野口家住宅)門柱および石垣	個人	大和町大字梅野字水無3068番地	令和6年3月6日
	建造物	19 旧松野家住宅(野口家住宅)取水池	個人	大和町大字梅野字水無3068番地	令和6年3月6日
	建造物	20 戸上電機製作所本館	個人	大財北町385-1他	令和6年12月3日

(3) 市民文化活動の創造

① 文化連盟補助事業

市民文化祭等の文化連盟の活動を補助することで、市民が見て参加して、芸術文化に接する機会を増やすための支援を行い、市民生活の癒しや潤いに結びつけるための取組を行う。

② 自主文化事業費補助事業

公益財団法人佐賀市文化振興財団が実施する自主文化事業に対し補助を行うことにより、市民に芸術文化の鑑賞や体験の機会を提供し、地域文化の活性化と文化振興を図る。

令和 6 年度実績	自主文化事業数	17 企画：26 公演
	入場者総数	7,453 人

③ 市民芸術祭開催事業

「佐賀市民芸術祭」の開催を通して、佐賀市で活動する芸術団体・芸術家に発表の場を提供するとともに、市民が芸術を身近に感じ、親しむ機会を設け、全市が一体となった文化振興を図る。

令和 6 年度実績	来場者数	7,000 人
-----------	------	---------

(4) 文化施設の運営・整備

① 文化会館及び東与賀文化ホールの施設改修

利用者の快適性と安全性の確保のため、施設の改修や老朽化した設備の更新等を行う。

② 文化会館管理運営委託事業

佐賀市の文化情報の発信拠点として多様な文化事業を企画し、市民が文化芸術に親しむ機会を提供するとともに、各種コンベンションの利用による広域的な人、物、情報交流を図ることを目的として佐賀市文化会館の管理運営及び文化事業の企画運営を委託する。
(施設の詳細は後述)

③ 東与賀文化ホール管理運営委託事業

市民に文化芸術に親しむ機会と多様な文化活動を行う場を提供することを目的として、東与賀文化ホールの管理運営及び文化事業の企画運営を委託する。(施設の詳細は後述)

④ 山口亮一旧宅管理事業

江戸期の建築物といわれる、佐賀の美術界の振興に努めた山口亮一画伯の旧宅の保存・活用を図る。令和 7 年 4 月から茅葺屋根の修復と耐震化工事のために休館中。令和 9 年度から再開予定。

10 佐賀市立東与賀文化ホール

※ 図書館東与賀館との複合施設

(1) 管理運営（令和6年度）

（指定管理者） 公益財団法人 佐賀市文化振興財団
職 員 数 事務局 2

(2) 建物概要

所 在 地 佐賀市東与賀町大字下古賀 1228 番地 3 (Tel 45-3939)
敷地面積 4,092.64 m²
建築面積 2,869.74 m²
構 造 鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造
地上 2 階
工 期 平成 7 年 5 月～平成 8 年 3 月
総事業費 13 億 7,800 万円
開 館 平成 8 年 5 月

○ 文化ホール

収容人員 500 席（車椅子席 2）、親子室 4 席
舞 台 間口 12m、高さ 6m、奥行 11.5m
設 備 音響反射板
楽 屋 2 室（和室）

○ そ の 他 ホワイエ、ミーティング室

○ 駐 車 場 平日 103 台 休日 167 台 ※東与賀支所・東与賀図書館と共用
身体障がい者用（パーキングパーミットを含む）11 台

(3) 令和6年度施設別利用状況

○ 施設利用年度対比

（単位：％・人）

	令和5年度		令和6年度	
	利用率	人 数	利用率	人 数
ホ ー ル	58.02	21,612	57.53	28,622
ミーティング室	54.48	3,673	56.97	4,844
控 室	60.06	1,985	58.55	2,851
ホ ワ イ エ	27.12	13,375	33.53	15,806
合 計	49.74	40,645	51.57	52,123

1 1 佐賀市文化会館

(1) 管理運営（令和 6 年度）

（指定管理者） 公益財団法人 佐賀市文化振興財団
職 員 数 佐賀市文化会館 常務理事 1 事務局 8

(2) 建物概要

所 在 地 佐賀市日の出一丁目 21 番 10 号（Tel 32-3000）
敷地面積 34,008.57 m²
建築面積 9,702 m²
構 造 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造
地上 4 階、地下 1 階
工 期 昭和 62 年 8 月～平成元年 7 月
総事業費 76 億 4,000 万円
開 館 平成元年 10 月 1 日

○ 大ホール（音楽を主とした多目的ホール）

収容人員 1,811 席（固定席 1,806、車椅子席 5）
舞 台 間口 20m、高さ 10m、奥行 18m
設 備 オーケストラピット、小迫り、音響反射板、残響可変装置、
楽屋 5 室、幼児室

○ 中ホール（演劇を主とした多目的ホール）

収容人員 814 席（固定席 808、車椅子席 6）
舞 台 間口 16m、高さ 8m、奥行 18m
設 備 大迫り、小迫り、音響反射板、楽屋 4 室、幼児室

○ イベントホール（調光、音調設備を有する多目的な平土間ホール）

収容人員 立席 500 人、椅子のみ 400 人、机・椅子 300 人
面 積 492 m²

○ リハーサル室 204 m²

○ 練 習 室 第 1 練習室 135 m²、第 2 練習室 97 m²、第 3 練習室 63 m²

○ 大会議室 205 m² 収容人員 130 人

○ 小会議室 56 m² 収容人員 20 人

○ 特別会議室 56 m² 収容人員 20 人

○ 和 室 30 畳 収容人員 36 人（机・椅子の場合）

○ 駐 車 場 普通車 384 台（有料）、身体障がい者用 12 台（ゲート外・無料）

○ 喫茶・レストラン 70 席

(3) 令和 6 年度施設別利用状況

① 催物別利用状況

単位（件）

	大ホール	中ホール	イベント
音 楽	49	43	1
講 演 ・ 大 会	22	46	38
演 劇	10	17	0
舞 踏 ・ 芸 能	10	12	0
展 示 そ の 他	28	38	90
合 計	119	156	129

② 施設利用年度対比

（単位：％・人）

	令和 5 年度		令和 6 年度	
	利用率	人 数	利用率	人 数
大 ホ ー ル	78.30	147,480	80.86	132,067
中 ホ ー ル	82.59	71,991	87.50	65,415
イ ベ ン ト ホ ー ル	73.01	25,709	74.30	30,188
大 会 議 室	72.20	14,370	77.15	14,246
小 会 議 室	54.10	1,949	62.68	2,282
特 別 会 議 室	36.89	1,509	45.04	1,834
和 室	32.92	1,683	42.77	1,850
リ ハ ー サ ル 室	85.36	11,771	88.28	12,859
練 習 室 1	51.82	4,169	59.21	3,954
練 習 室 2	55.48	2,694	58.43	2,907
練 習 室 3	75.60	2,347	73.87	2,866
合 計	63.34	285,672	68.09	270,468

監査委員

(1) 委員数

識見委員 1人

議会選出委員 1人

(2) 監査等執行状況（令和6年度）

① 監査

ア 定期監査

i 財務及び経営管理監査

対 象	監査の期間	対 象	監査の期間
D X 推 進 課	令和 6 年 4 月 ～ 令和 6 年 9 月	神 野 小 学 校	令和 6 年 4 月 ～ 令和 6 年 9 月
バ イ オ マ ス 産 業 課 推 進	令和 6 年 4 月 ～ 令和 6 年 9 月	北 山 東 部 小 学 校	令和 6 年 4 月 ～ 令和 6 年 9 月
観 光 振 興 課	令和 6 年 4 月 ～ 令和 6 年 9 月	金 泉 中 学 校	令和 6 年 4 月 ～ 令和 6 年 9 月
資 産 税 課	令和 6 年 4 月 ～ 令和 6 年 9 月	川 副 中 学 校	令和 6 年 4 月 ～ 令和 6 年 9 月
納 税 課	令和 6 年 4 月 ～ 令和 6 年 9 月	選 挙 管 理 委 員 会 局 事 務	令和 6 年 4 月 ～ 令和 6 年 9 月
障 が い 福 祉 課	令和 6 年 4 月 ～ 令和 6 年 9 月	総 務 法 制 課	令和 6 年 10 月 ～ 令和 7 年 3 月
高 齢 福 祉 課	令和 6 年 4 月 ～ 令和 6 年 9 月	秘 書 課	令和 6 年 10 月 ～ 令和 7 年 3 月
公 民 館 支 援 課	令和 6 年 4 月 ～ 令和 6 年 9 月	国 際 課	令和 6 年 10 月 ～ 令和 7 年 3 月
文 化 財 課	令和 6 年 4 月 ～ 令和 6 年 9 月	農 業 振 興 課	令和 6 年 10 月 ～ 令和 7 年 3 月
諸 富 支 所	令和 6 年 4 月 ～ 令和 6 年 9 月	農 村 環 境 課	令和 6 年 10 月 ～ 令和 7 年 3 月
川 副 支 所	令和 6 年 4 月 ～ 令和 6 年 9 月	都 市 政 策 課	令和 6 年 10 月 ～ 令和 7 年 3 月
日 新 小 学 校	令和 6 年 4 月 ～ 令和 6 年 9 月	建 設 監 理 課	令和 6 年 10 月 ～ 令和 7 年 3 月

対 象	監 査 の 期 間	対 象	監 査 の 期 間
建 築 住 宅 課	令和 6 年 10 月 ～ 令和 7 年 3 月	上 下 水 道 工 務 局 課	令和 6 年 10 月 ～ 令和 7 年 3 月
北 部 建 設 事 務 所	令和 6 年 10 月 ～ 令和 7 年 3 月	上 下 水 道 工 務 局 課	令和 6 年 10 月 ～ 令和 7 年 3 月
環 境 政 策 課	令和 6 年 10 月 ～ 令和 7 年 3 月	勸 興 小 学 校	令和 6 年 10 月 ～ 令和 7 年 3 月
衛 生 セ ン タ ー	令和 6 年 10 月 ～ 令和 7 年 3 月	兵 庫 小 学 校	令和 6 年 10 月 ～ 令和 7 年 3 月
福 祉 総 務 課	令和 6 年 10 月 ～ 令和 7 年 3 月	高 木 瀬 小 学 校	令和 6 年 10 月 ～ 令和 7 年 3 月
保 育 幼 稚 園 課	令和 6 年 10 月 ～ 令和 7 年 3 月	川 上 小 学 校	令和 6 年 10 月 ～ 令和 7 年 3 月
上 下 水 道 工 務 局 課 総 務	令和 6 年 10 月 ～ 令和 7 年 3 月	小 中 一 貫 校 北 山 校	令和 6 年 10 月 ～ 令和 7 年 3 月
上 下 水 道 工 務 局 課 財 政	令和 6 年 10 月 ～ 令和 7 年 3 月	教 育 総 務 課	令和 6 年 10 月 ～ 令和 7 年 3 月
上 下 水 道 工 務 局 課 業 務	令和 6 年 10 月 ～ 令和 7 年 3 月	社 会 教 育 課	令和 6 年 10 月 ～ 令和 7 年 3 月

ii 工事監査

○ 監査の方法

工事技術面の調査については、国家資格である「技術士」を有する者に委託し実施した。

○ 監査の期間

令和6年8月26日～令和7年1月10日

実施部署	工事名
道路整備課	市道大井樋緑ヶ丘線道路拡幅工事（2工区）（繰越）
河川砂防課	R4準用河川地蔵川護岸整備工事（繰越）

イ 財政援助団体等監査

対象	所管課	監査の期間
一般社団法人佐賀市南部特産物直売所運営協議会	観光振興課	令和6年4月 ～ 令和6年9月
佐賀市鳥獣害対策協議会	農業振興課	令和6年10月 ～ 令和7年3月

② 検 査

例月出納検査（会計管理者所管、交通局、上下水道局、富士大和温泉病院）

対 象	検査執行期間	対 象	検査執行期間
令和 5 年度 2 月分	令和 6 年 4 月 18 日～25 日	令和 6 年度 8 月分	令和 6 年 10 月 18 日～25 日
令和 5 年度 3 月分	令和 6 年 5 月 20 日～27 日	令和 6 年度 9 月分	令和 6 年 11 月 18 日～25 日
令和 5 年度 4 月分 （会計管理者所管のみ） 令和 6 年度 4 月分	令和 6 年 6 月 18 日～25 日	令和 6 年度 10 月分	令和 6 年 12 月 18 日～25 日
令和 5 年度 5 月分 （会計管理者所管のみ） 令和 6 年度 5 月分	令和 6 年 7 月 18 日～29 日	令和 6 年度 11 月分	令和 7 年 1 月 20 日～27 日
令和 5 年度 6 月分 （会計管理者所管のみ） 令和 6 年度 6 月分	令和 6 年 8 月 19 日～26 日	令和 6 年度 12 月分	令和 7 年 2 月 17 日～25 日
令和 6 年度 7 月分	令和 6 年 9 月 17 日～25 日	令和 6 年度 1 月分	令和 7 年 3 月 17 日～25 日

③ 審 査

ア 決算審査

対 象	審 査 の 期 間	意見書提出年月日
令和 5 年度 佐賀市公営企業会計 佐賀市自動車運送事業会計 佐賀市水道事業会計 佐賀市工業用水道事業会計 佐賀市下水道事業会計 佐賀市立富士大和温泉病院事業会計	令和 6 年 7 月 1 日 ～ 令和 6 年 7 月 23 日	令和 6 年 8 月 15 日
令和 5 年度 佐賀市一般会計・特別会計	令和 6 年 7 月 1 日 ～ 令和 6 年 7 月 24 日	令和 6 年 8 月 15 日

イ 財政健全化判断比率及び資金不足比率審査

対 象	審 査 の 期 間	意見書提出年月日
令和 5 年度 佐賀市公営企業会計 佐賀市自動車運送事業会計 佐賀市水道事業会計 佐賀市工業用水道事業会計 佐賀市下水道事業会計 佐賀市立富士大和温泉病院事業会計	令和 6 年 7 月 19 日 ～ 令和 6 年 8 月 7 日	令和 6 年 8 月 15 日
令和 5 年度 佐賀市一般会計・特別会計	令和 6 年 7 月 19 日 ～ 令和 6 年 8 月 7 日	令和 6 年 8 月 15 日

ウ 基金運用状況審査

対 象	審 査 の 期 間	意見書提出年月日
令和 5 年度 佐賀市土地開発基金 佐賀市国民健康保険高額療養費貸付基金	令和 6 年 7 月 1 日 ～ 令和 6 年 7 月 24 日	令和 6 年 8 月 15 日

④ 報告の徴取

指定金融機関等に対する検査の報告の徴取

会計管理者並びに自動車運送事業、上下水道事業及び富士大和温泉病院事業の管理者から検査結果の報告を受けた。

公平委員会

(1) 公平委員会の設置

委員会の審査を通じて職員の利益の保護と公正な人事権の行使を保障するために、地方公共団体の長その他の任命権者から独立した地位を有する機関として公平委員会を設置する。

① 根拠規定

ア 地方自治法第 180 条の 5 第 1 項第 3 号

イ 地方公務員法第 7 条第 2 項

ウ 佐賀市公平委員会設置条例

② 設置年月日

平成 19 年 4 月 1 日

(2) 公平委員会の委員

委員は非常勤であり、議会の同意を得て、長が選任する。

委員数：3 人 任期：4 年 （地方公務員法第 9 条の 2）

職 名	氏 名	就 任 日	任期満了日
委 員 長	松 永 政 文	令和 5 年 4 月 1 日	令和 9 年 3 月 31 日
委 員	梅 田 博 文	令和 4 年 4 月 1 日	令和 8 年 3 月 31 日
委 員	江 崎 匡 慶	令和 7 年 4 月 1 日	令和 11 年 3 月 31 日

(3) 公平委員会の事務

- ① 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置要求についての審査、判定及び必要な措置をとること。
- ② 職員に対する不利益処分への審査請求に対する裁決をすること。
- ③ 管理職員等の範囲を規則で定めること。
- ④ 職員団体の登録等に関する事務を処理すること。
- ⑤ 職員の苦情処理に関する事務を処理すること。
- ⑥ 再就職者による依頼等の届出に関する事務を処理すること。
- ⑦ その他、法律で定める権限に属する事務を処理すること。

(4) 公平委員会の事務処理状況

年度	勤務条件に関する措置要求	不利益処分に対する不服申立て	管理職員等の範囲を定める規則改正	職員団体登録等
令和 6 年度	0 件	0 件	1 件	1 件

選挙管理委員会

(1) 選挙管理委員

職 名	氏 名	党 派	職 業	就任日	任期満了日
委 員 長	井 上 和 弘	無 所 属	弁 護 士	R3. 12. 20	R7. 12. 19
委員長職務代理者	永 渕 義 久	無 所 属	無 職	R3. 12. 20	R7. 12. 19
委 員	亀 井 雄 治	無 所 属	〃	R3. 12. 20	R7. 12. 19
委 員	武 重 信一郎	無 所 属	〃	R3. 12. 20	R7. 12. 19

(2) 選挙人名簿登録状況

名 簿 名	基準（調製）日	登録者数（人）	備 考
永 久 選 挙 人 名 簿	R7. 6. 1	187, 817	年 4 回及び選挙時に登録

(3) 市長選挙及び市議会議員選挙の執行状況

選挙名 区 分	市長選挙	市議会議員選挙
執行年月日	R3. 10. 17	R3. 10. 17
定数（人）	1	36
立候補者数（人）	6	44
当日有権者数（人）	190, 140	190, 140
投票者数（人）	106, 540	106, 532
棄権者数（人）	83, 600	83, 608
投票率（％）	56. 03	56. 03
無効投票数（票）	2, 067	2, 470
最高得票数（票）	42, 908	5, 084
最低得票数（票）	2, 573	576. 322
開票時間	21:30～23:55	21:42～01:47
投票所数	44	44
ポスター掲示場数	360	360

(4) 各種選挙の執行状況（令和 5 年 4 月～令和 7 年 6 月）

選挙名 区 分	佐賀県議会議員選挙	衆議院議員総選挙	
		小選挙区	比例代表
執行年月日	R5. 4. 9	R6. 10. 27	R6. 10. 27
定数（人）	11	1	20
立候補者数（人）	13	2	95
当日有権者数（人）	187, 156	188, 172	188, 172
投票者数（人）	73, 964	100, 800	100, 797
棄権者数（人）	113, 192	87, 372	87, 375
投票率（％）	39. 52	53. 57	53. 57
投票所数	44	44	44

(5) 各種選挙の任期満了日程

選挙名	定数	任期満了日	備考
参議院議員通常選挙	選挙区 74 比例代表 50	R7. 7. 28	選挙区 佐賀県選挙区 1 人 比例代表（全国） 50 人
佐賀市長選挙	1	R7. 10. 22	
佐賀市議会議員選挙	36	R7. 10. 22	
佐賀県知事選挙	1	R9. 1. 10	
佐賀県議会議員選挙	37	R9. 4. 29	13 選挙区 37 人 佐賀市選挙区 11 人
参議院議員通常選挙	選挙区 74 比例代表 50	R10. 7. 25	選挙区 佐賀県選挙区 1 人 比例代表（全国） 50 人
衆議院議員総選挙	小選挙区 289 比例代表 176	R10. 10. 26	小選挙区 佐賀県第 1 区 1 人 比例代表 九州ブロック 20 人

(6) 選挙公営

公職選挙法第 141 条第 8 項、第 142 条第 11 項及び第 143 条第 15 項の規定による条例の定めるところにより、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成に要する費用を公費で負担する。

(7) 常時啓発

明るい選挙啓発ポスター募集事業及び学校選挙支援事業など常時啓発に積極的に取り組み、選挙意識の高揚を図るとともに公職選挙法の基本理念である明るい選挙の推進に努める。

市民生活部

1 戸籍・住民基本台帳事務

(1) 人口・世帯数

令和 7 年 3 月 31 日現在

登 録 人 口	住 民 基 本 台 帳	男	106,795 人	225,700 人	世 帯 数	104,772 世帯
		女	118,905 人			
	本 籍	248,859 人			本 籍 数	104,189 戸籍
	印 鑑	147,058 人				

※ 平成 24 年 7 月 9 日の住民基本台帳法改正に伴い、外国人住民を含む。

(2) 届出事件数（令和 6 年度）

（住民票）

種別	異動事由	処理件数	種別	異動事由	処理件数
転入届	転入	5,789	職権記載等	職権記載	0
	未届転入	7		職権回復	6
転居届	転居	5,036		帰化	4
転出届	転出	6,143		職権消除	87
	国外移住	357		国籍喪失	0
世帯変更届	世主変更	169		戸籍届出	2,116
	世帯変更	19		戸籍通知	290
	世帯合併	180	その他	転出取消	12
	世帯分離	427		職権修正	1,829
職権記載等	出生	1,376	合計	修正	4,581
	死亡	3,024			31,452

※ 「その他」の「職権修正」には、転入通知を含む。

（戸籍の附票）

種別	件数
記載	22,142
消除	2,067
計	24,209

(印鑑)

種 別	件 数
登 録	7,133
修 正	4,387
抹 消	7,669
計	19,189

(戸籍事務)

区 分		件 数	区 分		件 数	
1	出 生	1,966	19	帰 化	3	
2	国 籍 留 保	15	20	国 籍 喪 失	3	
3	認 知	42	21	国 籍 選 択	4	
4	養 子 縁 組	138	22	外 国 国 籍 喪 失	0	
5	養 子 離 縁	48	23	氏 の 変 更	38	
6	法 73 条の 2・法 69 条の 2	3	24	名 の 変 更	7	
7	婚 姻	2,218	25	転 籍	757	
8	離 婚	537	26	就 籍	0	
9	法 77 条の 2・法 75 条の 2	244	27	訂 正 ・ 更 正	①市町村長職権	85
10	親権・未成年者の後見・後見監督	18			②法 24 条 2 項	5
11	死 亡	3,976			③法 113 条・114 条	3
12	失 踪	2			④法 116 条	1
13	復 氏	7			⑤続柄の記載更正（嘱託）	2
14	姻 族 関 係 終 了	6			⑥続柄の記載更正（申出）	3
15	相 続 人 廃 除	0			計	99
16	入 籍	413	28	追 完	3	
17	分 籍	79	29	そ の 他	7	
18	国 籍 取 得	2	30	不 受 理 申 出	71	
				計	10,706	

(3) 住民基本台帳ネットワークシステム

住民基本台帳ネットワークシステムは、市町村が管理している住民基本台帳を他の市町村や都道府県、指定情報処理機関と専用回線で結んでネットワーク化することで、全国共通の本人確認ができるシステムである。市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務

処理や、国の機関及び都道府県に対する本人確認情報の提供を行っている。これにより、法律で定められた事務について住民票の写しの添付を省略できるとともに、全国の市町村で住民票の写しを取得できるようになった。

また、マイナンバー制度の導入に伴い、マイナンバーの付番、マイナンバーカードの交付、マイナンバーカードに搭載される電子証明書の発行等の事務にも使用されている。

○ 住民基本台帳ネットワークシステム関係統計表（令和 6 年度）

月	広域交付 住民票の写し	特例転出入
4	20	1,412
5	30	569
6	13	423
7	18	534
8	11	415
9	15	479
10	16	407
11	19	367
12	19	390
1	26	439
2	16	531
3	20	1,981
合計	223	7,947

(4) コンビニ交付サービス

平成 28 年 1 月 12 日から、マイナンバーカードを利用して、コンビニエンスストアで各種証明書を受け取れるサービスを開始した。

① 利用対象者

マイナンバーカード所有者で利用者証明用電子証明書を発行（カードに記録）し、その暗証番号を認定されている者

② 取り扱う証明の種類

住民票の写し、印鑑登録証明書、所得課税証明書、納税証明書

③ 取得可能な店舗

セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、
イオン九州株式会社

④ サービス提供時間

午前 6 時 30 分から午後 11 時まで（12 月 29 日～1 月 3 日、保守点検時、店舗営業時間外を除く。）

○ 月別コンビニ交付集計表（令和 6 年度）

月	住民票の写し	印鑑登録証明書	所得課税証明書	納税証明書
4	3,847	2,426	350	24
5	2,791	2,574	185	19
6	3,033	2,625	996	29
7	2,908	2,560	495	24
8	2,519	2,168	576	15
9	2,693	2,529	623	17
10	2,946	2,493	379	16
11	2,660	2,294	300	21
12	2,576	2,199	186	21
1	2,960	2,711	210	31
2	3,139	2,668	218	24
3	5,332	3,448	375	33
合計	37,404	30,695	4,893	274

(5) 郵便局証明書発行サービス

市役所から遠隔地にお住まいのお客様の時間的・経済的負担の軽減を目的として、平成 16 年 6 月 1 日から実施している。

① 取扱郵便局

蓮池郵便局、北山郵便局、三反田郵便局

※佐賀嘉瀬郵便局、川久保郵便局は令和 4 年 12 月 28 日で終了

② 取扱日時

月曜日から金曜日の午前 9 時から午後 5 時まで（祝日、12 月 29 日～1 月 3 日を除く。）

③ 取り扱う証明書の種類

住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍、戸籍の附票の写し、税証明

○ 郵便局証明書発行サービスでの交付枚数（令和 6 年度）

郵便局	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
蓮池	5	6	9	13	5	10	8	13	6	2	7	14	98
北山	5	8	11	2	0	1	4	0	3	4	1	1	40
三反田	2	9	5	6	2	1	2	3	2	2	2	1	37
合計	12	23	25	21	7	12	14	16	11	8	10	16	175

(6) 証明書のオンライン申請サービス

令和6年10月15日から、マイナンバーカードやスマートフォンを利用してオンラインで各種証明書を申請し、郵送により自宅で受け取れるサービスを開始した。

① 必要なもの

マイナンバーカード、スマートフォン、クレジットカード

署名用電子証明書暗証番号（6～16桁の英数字のパスワード）

② 取り扱う証明の種類

住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍証明書、除籍証明書、戸籍の附票の写し、
身分証明書、独身証明書

○ オンライン申請サービス交付件数（令和6年度）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
住民票の写し	—	—	—	—	—	—	0	5	4	0	1	8	18
印鑑登録証明書	—	—	—	—	—	—	0	5	2	0	0	2	9
戸籍謄本	—	—	—	—	—	—	6	24	30	34	32	30	156
戸籍抄本	—	—	—	—	—	—	1	5	7	6	5	7	31
除籍謄本	—	—	—	—	—	—	7	4	7	2	8	18	46
除籍抄本	—	—	—	—	—	—	0	0	0	0	1	0	1
戸籍の附票	—	—	—	—	—	—	3	24	6	13	8	8	62
戸籍の附票(除票)	—	—	—	—	—	—	0	1	0	2	1	0	4
戸籍の附票(改製原)	—	—	—	—	—	—	0	0	1	3	0	0	4
身分証明書	—	—	—	—	—	—	3	5	12	12	6	8	46
独身証明書	—	—	—	—	—	—	0	6	5	6	4	5	26
計	—	—	—	—	—	—	20	79	74	78	66	86	403

2 総合窓口

(1) 概 要

平成 13 年 10 月 29 日開設

① 「届出のこと」

戸籍の届出、住所の変更、印鑑登録、住所の変更に伴う国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療、小中学校の指定等の手続きを一括して取り扱う。

② 「証明書のこと」

住民票の写し、戸籍、戸籍の附票の写し、印鑑登録証明書、税証明などの証明書の交付を取り扱う。

③ 「マイナンバーカードのこと」

マイナンバーカードの申請受付・交付等を取り扱う。

(2) 火曜延長窓口サービス（本庁のみ）

開始：平成 12 年 10 月 3 日

① 受付時間

毎週火曜日（祝日を除く）は窓口の受付時間を 2 時間延長し、午前 8 時 30 分から午後 7 時までとする。

② 取扱業務

戸籍の届出、住所の変更、印鑑登録、住民票の写しなどの各種証明書の発行、マイナンバーカードの申請受付・交付等

(3) 日曜窓口サービス（本庁のみ）

開始：平成 16 年 2 月 15 日（同年 6 月 27 日まで試行。その後継続実施）

① 受付時間

毎週日曜日 午前 9 時から 12 時まで、午後 1 時から 4 時まで

② 取扱業務

戸籍の届出、住所の変更、印鑑登録、住民票の写しなどの各種証明書の発行、マイナンバーカードの申請受付・交付等

※ただし、マイナンバーカード業務については、第 3 土曜日に続く日曜日は休止

(4) 各種手数料及び取扱件数一覧（令和 6 年度）

種別	手数料（円）	件数（件）
住民票の写し	300	102,195
住民票記載事項証明書	300	1,541
印鑑登録証明書	300	61,091
戸籍謄本	450	29,735
戸籍抄本	450	5,224
広域交付戸籍謄本	450	5,508
戸籍一部事項証明書	450	10

戸籍記載事項証明書	350	3
戸籍符号	400	0
除籍謄本	750	35,018
除籍抄本	750	354
広域交付除籍謄本	750	7,219
除籍一部事項証明書	750	0
除籍記載事項証明書	450	0
除籍符号	700	0
受理証明	350・1,400	342
届出証明	350	33
戸籍の附票の写し	300	15,345
住民票閲覧	300・無料	11,142
広域交付住民票の写し	300	223
印鑑登録証再登録	500	2,039
転出証明書	無料	2,327
身分証明書	300	2,139
その他の諸証明	300・無料	1,742
自動車臨時運行許可	750	1,521
所得証明書	300	2,698
課税証明書	300	787
所得課税証明書	300	16,342
納税証明書	300	4,371
事業所証明書	300	100
固定資産証明書	300	6,208
合計		315,257

※ 税証明については総合窓口取扱分のみ。

(5) キャッシュレス決済サービス

開始：令和3年3月1日（月）

窓口で交付する証明書等の手数料について、電子マネー及びクレジットカードによる支払いの取扱を開始。令和5年12月14日からは、コード決済による支払いの取扱を開始した。

(6) 戸籍の遡り予約窓口サービス（本庁のみ）

開始：令和6年10月15日（火）

相続等で過去にさかのぼって複数の戸籍等を請求される方が、スマートフォンやパソコンを使って請求内容や来庁日時を予約しておくことで、スムーズに戸籍等を受け取ることができるようにする。

3 市民サービスセンター

エスプラッツ 2 階に市民サービスセンターを設置し、各種証明書の発行や、県からの権限移譲により一般旅券の申請受理及び交付事務を行っている。

開始：住民票等の各種証明発行 平成 19 年 8 月 1 日

一般旅券の申請受理及び交付 平成 19 年 9 月 1 日

(1) 窓口時間

平 日 午前 10 時から午後 6 時 30 分まで（火曜日は午後 7 時まで）

日曜日 旅券の受け取りのみ可能。時間は正午から午後 4 時まで

閉所日 土曜日、祝日（ただし日曜日が祝日の場合は開所）、年末年始

(2) 取り扱う事務

① 一般旅券申請の受理及び交付（紛失、渡航先追加を含む。）

② 各種証明書の発行（次の証明書の発行を行っている。）

住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、戸籍、除籍、身分証明書、戸籍の附票の写し、納税証明書（軽自動車、国民健康保険税に関する証明は除く。）、所得課税証明書、完納証明書、固定資産証明書、事業所証明書

③ マイナンバーカードの交付（令和 3 年 1 月から開始）

○ 市民サービスセンター旅券申請件数及び証明書発行件数（令和 6 年度）

月	旅券申請	戸籍	住民票等	印鑑登録 証明書	諸証明	税証明
4	503	416	180	68	11	94
5	545	474	164	57	12	62
6	574	444	173	43	10	112
7	642	423	108	41	4	81
8	601	449	114	53	2	82
9	499	358	136	50	8	62
10	446	420	139	60	3	70
11	422	342	109	46	5	45
12	350	350	108	41	10	49
1	488	381	118	54	31	4
2	423	338	121	43	5	25
3	528	350	159	64	6	53
合計	6,021	4,745	1,629	620	107	739

4 市民相談

市民相談コーナーで、市民からの行政一般に関するお尋ねへの対応と、目的に沿った相談事業を実施している。

◎ 本庁 1 階市民相談コーナーでの相談

令和 7 年 4 月 1 日現在

相 談 名	開 催 日 時	担 当	相 談 内 容
一 般 相 談	月～金曜日 9:00～16:30	市民相談コーナー	日常生活上の悩みごと、心配ごとなど
法 律 相 談	毎週木曜日 13:30～15:30 ※第 1・3 木曜日は 10:00～12:00 も実施	佐賀県弁護士会	民事上の法律問題、土地家屋、相続、離婚、消費者金融等の金銭貸借など
人権・心配ごと 相 談	毎週火曜日 13:30～16:30	佐賀県人権擁護 委 員 連 合 会	人権を侵害されたと思われる相談、日常生活上の悩みごと、心配ごとなど
税 務 相 談	第 1・3 水曜日 13:30～16:30	九州北部税理士会 佐 賀 支 部	所得税、法人税、贈与税などの手続き全般
土 地 建 物 相 談	第 2・4 月曜日 13:30～16:30	佐賀県宅地建物 取 引 業 協 会	借地、借家などの契約及び苦情全般
行 政 相 談	第 1・2 金曜日 13:30～16:00	行 政 相 談 委 員	役所や特殊法人などに関する相談
行政書士による 相 談	第 4 金曜日 14:00～16:00	佐賀県行政書士会 佐 賀 支 部	官公署に提出する書類、その他権利義務又は事実証明に関する書類の作成にかかる相談
司法書士による 相 談	第 4 水曜日 13:30～16:30	佐賀県司法書士会 佐 賀 支 部	登記や供託の手続、法務局等に提出する書類作成に関する相談
土地家屋調査士 に よ る 相 談	第 3 月曜日 13:30～16:30	佐賀県土地家屋 調 査 士 会	土地、建物の表題登記や境界問題に関する相談

◎ 支所での相談

令和 7 年 4 月 1 日現在

支所名	相 談 名	開 催 日 時	場 所
諸 富	人 権 ・ 行 政 相 談	毎月第 4 金曜日 13:30～15:30	佐賀市産業振興会館
大 和	法 律 相 談	偶数月第 2 木曜日 13:30～15:30	大和支所
	人 権 ・ 行 政 相 談	毎月第 3 木曜日 10:00～12:00	
富 士	人 権 相 談	偶数月第 4 水曜日 10:00～12:00	富士支所
	行 政 相 談	毎月第 4 水曜日 10:00～12:00	
三 瀬	人 権 ・ 行 政 相 談	毎月第 2 水曜日 9:30～11:30	三瀬公民館
川 副	法 律 相 談	奇数月第 2 木曜日 13:30～15:30	川副支所
	人 権 ・ 行 政 相 談	毎月第 2 水曜日 9:30～11:30	
東 与 賀	人 権 ・ 行 政 相 談	毎月第 3 水曜日 13:30～15:30	東与賀支所
久 保 田	人 権 相 談	毎月第 1 木曜日 10:00～12:00	久保田公民館
	行 政 相 談	毎月第 2 水曜日 10:00～12:00	

◎ 本庁での相談・案内等件数

相 談 の 種 類	一 般 相 談	特 別 相 談								そ の 他			合 計
		法律相談（大和・川副支所含む）	人 権 ・ 心 配 ご と 相 談	税 務 相 談	土 地 建 物 相 談	行 政 相 談	行 政 書 士 に よ る 相 談	司 法 書 士 に よ る 相 談	土 地 家 屋 調 査 士 に よ る 相 談	総 合 案 内	交 通 災 害 共 済 加 入 申 込	交 通 系 I C カ ー ド 取 扱	
R 5	3, 114	466	110	112	57	7	8	140	23	117, 204	60	171	121, 472
R 6	3, 151	458	65	121	53	5	10	125	17	174, 362	62	251	178, 680

5 つくし斎場

(1) 施設の概要

- ① 位 置 佐賀市金立町大字金立 1197 番地 465
- ② 敷地面積 5,787 m²
- ③ 延床面積 1,336.48 m²
- ④ 建物構造 鉄筋コンクリート 2 階建
- ⑤ 施設内容
 - ア 待合棟
 - 1 階 ホール、待合室(5 室)、事務室、応接室、湯沸室、便所、機械室
 - 2 階 ホール、待合室(2 室)、湯沸室、便所
 - イ 火葬棟
 - 受付、ホール、炉前室、拾骨室(3 室)、遺体安置室、作業室、電気室、火葬炉 7 基(1 炉 1 再燃焼炉付)、作業員控室
 - ウ 駐車場
 - 45 台収容
- ⑥ 着工及び竣工 昭和 54 年 2 月 24 日着工 昭和 55 年 3 月 15 日竣工
- ⑦ 業務開始 昭和 55 年 4 月 1 日
- ⑧ 事業費 3 億 8,300 万円

(2) 使用料

令和 7 年 4 月 1 日現在

① 遺がいの火葬 (1 体につき)	市内居住者	市外居住者
大人	6,500 円	60,000 円
子ども (10 歳以下)	4,600 円	40,000 円
死産児	3,300 円	20,000 円
② 改葬遺がいの火葬 (1 体につき)	死亡後 3 年未満	死亡後 3 年以上
大人	6,500 円	4,600 円
子ども (10 歳以下)	4,600 円	2,600 円
③ 身体の一部等の焼却	10 kg まで	10 kg を超え 1 kg 増すごとに
	1,300 円	130 円
④ 遺体安置室 (24 時間以内) の使用	市内居住者	市外居住者
	1,300 円	5,200 円

(3) 利用状況 (令和 6 年度)

区 分		件 数	区 分		件 数
大 人	市 内	2,235 件	死産児	市 内	25 件
	市 外	47 件		市 外	3 件
子ども	市 内	4 件	身体の一部等		17 件
	市 外	1 件	安置室使用		126 件

6 川副葬祭公園

(1) 施設の概要

- ① 位 置 佐賀市川副町大字犬井道 5722 番地
- ② 敷地面積 2,494.70 m²
- ③ 延床面積 176 m²
- ④ 建物構造 鉄骨平屋建
- ⑤ 施設内容
玄関ホール、休憩室（2 室）、事務室、湯沸室、便所、炉前ホール、機械室、作業室、火葬炉 2 基、駐車場（20 台収容）
- ⑥ 着工及び竣工 昭和 51 年 12 月 20 日着工 昭和 52 年 3 月 31 日竣工
- ⑦ 業務開始 昭和 52 年 6 月 1 日
- ⑧ 事業費 6,250 万円

(2) 使用料

令和 7 年 4 月 1 日現在

① 遺がいの火葬（1 体につき）	市内居住者	市外居住者
大 人	5,000 円	60,000 円
子ども（12 歳未満）	3,000 円	40,000 円
死産児	2,000 円	20,000 円
② 改葬遺がいの火葬（1 体につき）	市内居住者	市外居住者
	2,000 円	10,000 円
③ 身体の一部等の焼却	市内居住者	市外居住者
	2,000 円	10,000 円

(3) 利用状況（令和 6 年度）

区 分		件 数	区 分		件 数
大 人	市 内	253 件	死産児	市 内	0 件
	市 外	3 件		市 外	0 件
子ども	市 内	0 件	身体の一部等	市 内	0 件
	市 外	0 件		市 外	0 件

7 東与賀火葬場

(1) 施設の概要

- ① 位 置 佐賀市東与賀町大字田中 172 番地 3
- ② 敷地面積 997.06 m²
- ③ 延床面積 167.09 m²
- ④ 建物構造 鉄筋コンクリート平屋建
- ⑤ 施設内容
待合室（和室・ロビー）、拾骨室、炉前ホール、湯沸室、便所、倉庫、作業員控室、火葬炉 1 基、駐車場
- ⑥ 着工及び竣工 昭和 61 年 12 月 10 日着工 昭和 62 年 4 月 25 日竣工
- ⑦ 業務開始 昭和 62 年 5 月 1 日
- ⑧ 事業費 5,318 万円

(2) 使用料

令和 7 年 4 月 1 日現在

① 遺がいの火葬（1 体につき）	市内居住者	市外居住者
大 人	6,000 円	60,000 円
子ども（10 歳以下）	4,500 円	40,000 円
死産児	3,000 円	20,000 円
② 改葬遺がいの火葬（1 体につき）	死亡後 3 年未満	死亡後 3 年以上
大 人	6,000 円	4,000 円
子ども（10 歳以下）	4,500 円	2,500 円
③ 身体の一部等の焼却	10 kg まで	10 kg を超え 1 kg 増すごとに
	1,000 円	100 円
④ 遺体安置室（24 時間以内）の使用	市内居住者	市外居住者
	1,000 円	4,000 円

(3) 利用状況（令和 6 年度）

区 分		件 数	区 分		件 数
大 人	市 内	377 件	死産児	市 内	1 件
	市 外	2 件		市 外	0 件
子ども	市 内	0 件	身体の一部等		1 件
	市 外	0 件	安置室使用		0 件

8 市税

(1) 市税の一覧

税目	区分	課税客体・納税義務者	申告書等提出期限	納期等
市 民 税		(個人) ・ 市内に住所を有する個人（均等割、所得割） ・ 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しないもの（均等割）	(個人) ・ 個人申告書 3月15日 ・ 給与支払報告書 1月31日 ・ 異動届出書 徴収する義務がなくなる事由が発生した月の翌月10日	(個人) ・ 普通徴収 第1期 6月1日～6月末日 第2期 8月1日～8月末日 第3期 10月1日～10月末日 第4期 12月1日～12月28日 ・ 特別徴収 月割額を徴収した月（6月から翌年5月までの月）の翌月10日
		(法人) ・ 市内に事務所又は事業所を有する法人（均等割、法人税割） ・ 市内に寮、宿泊所等を有する法人で、当該市内に事務所又は事業所を有しないもの及び市内に事務所、事業所を有する公益法人等で収益事業を行わないもの（均等割） ・ 市内に事務所や事業所がある法人課税信託の受託者（法人税割）	(法人) ・ 中間申告 事業年度開始日から6カ月を経過した日から2カ月以内 ・ 確定申告 事業年度終了日の翌日から2カ月以内（提出期限の特例あり）	(法人) ・ 申告書の提出期限
固定資産税		土 地 家 屋 償却資産 } 当該固定資産の所有者	・ 償却資産 1月31日	・ 第1期 5月1日～5月末日 ・ 第2期 7月1日～7月末日 ・ 第3期 9月1日～9月末日 ・ 第4期 11月1日～11月末日
軽自動車税 (環境性能割)		3輪以上の軽自動車の取得者 ・ 自動車の燃費性能などに応じて、取得された車両（取得価額50万円を超えるもの）に対して課税	・ 軽自動車の登録（届出）と併せて申告・納付	

賦課期日	課税標準及び税率																																						
1月1日 (個人市民税のみ)	<div>(個人)</div> <div><div><div>・ 個人市民税課税標準額＝所得金額－所得控除額</div><div>・ 個人所得割 税率＝6／100</div><div>・ 個人均等割 3,000円</div></div></div>																																						
	<div>(法人)</div> <div><div><div>・ 法人市民税課税標準額＝法人税額(国税)</div><div>・ 法人税割 法人税額の8.4／100 (平成26年9月30日以前に始まる事業年度分は、法人税額の14.7／100) (平成26年10月1日から令和元年9月30日までに始まる事業年度分は、法人税額の12.1／100)</div><div>・ 法人均等割</div></div><table><tr><th colspan="2">法人等の区分</th><th>税額</th></tr><tr><td colspan="2">資本金等の額が50億円を超え 従業員数の合計数が50人を超えるもの</td><td>3,600,000円</td></tr><tr><td colspan="2">資本金等の額が10億円を超え50億円以下 従業員数の合計数が50人を超えるもの</td><td>2,100,000円</td></tr><tr><td colspan="2">資本金等の額が10億円を超え 従業員数の合計数が50人以下のもの</td><td>492,000円</td></tr><tr><td colspan="2">資本金等の額が1億円を超え10億円以下 従業員数の合計数が50人を超えるもの</td><td>480,000円</td></tr><tr><td colspan="2">資本金等の額が1億円を超え10億円以下 従業員数の合計数が50人以下のもの</td><td>192,000円</td></tr><tr><td colspan="2">資本金等の額が1千万円を超え1億円以下 従業員数の合計数が50人を超えるもの</td><td>180,000円</td></tr><tr><td colspan="2">資本金等の額が1千万円を超え1億円以下 従業員数の合計数が50人以下のもの</td><td>156,000円</td></tr><tr><td colspan="2">資本金等の額が1千万円以下 従業員数の合計数が50人を超えるもの</td><td>144,000円</td></tr><tr><td colspan="2">上記以外の法人等</td><td>60,000円</td></tr></table></div>				法人等の区分		税額	資本金等の額が50億円を超え 従業員数の合計数が50人を超えるもの		3,600,000円	資本金等の額が10億円を超え50億円以下 従業員数の合計数が50人を超えるもの		2,100,000円	資本金等の額が10億円を超え 従業員数の合計数が50人以下のもの		492,000円	資本金等の額が1億円を超え10億円以下 従業員数の合計数が50人を超えるもの		480,000円	資本金等の額が1億円を超え10億円以下 従業員数の合計数が50人以下のもの		192,000円	資本金等の額が1千万円を超え1億円以下 従業員数の合計数が50人を超えるもの		180,000円	資本金等の額が1千万円を超え1億円以下 従業員数の合計数が50人以下のもの		156,000円	資本金等の額が1千万円以下 従業員数の合計数が50人を超えるもの		144,000円	上記以外の法人等		60,000円					
法人等の区分		税額																																					
資本金等の額が50億円を超え 従業員数の合計数が50人を超えるもの		3,600,000円																																					
資本金等の額が10億円を超え50億円以下 従業員数の合計数が50人を超えるもの		2,100,000円																																					
資本金等の額が10億円を超え 従業員数の合計数が50人以下のもの		492,000円																																					
資本金等の額が1億円を超え10億円以下 従業員数の合計数が50人を超えるもの		480,000円																																					
資本金等の額が1億円を超え10億円以下 従業員数の合計数が50人以下のもの		192,000円																																					
資本金等の額が1千万円を超え1億円以下 従業員数の合計数が50人を超えるもの		180,000円																																					
資本金等の額が1千万円を超え1億円以下 従業員数の合計数が50人以下のもの		156,000円																																					
資本金等の額が1千万円以下 従業員数の合計数が50人を超えるもの		144,000円																																					
上記以外の法人等		60,000円																																					
1月1日	<div><div><div>・ 税率＝1.4／100</div><div>・ 免税点</div><div>土地 家屋 償却資産</div><div>30万円 20万円 150万円</div></div></div>																																						
	<div><div><div>・ 3輪以上の軽自動車</div><table><tr><th colspan="3">区分</th><th>税率（自家用）</th><th>税率（営業用）</th></tr><tr><td colspan="3">電気自動車・燃料電池自動車・天然ガス自動車</td><td>非課税</td><td>非課税</td></tr><tr><td rowspan="4">乗用車</td><td rowspan="4">ガソリン車・ ハイブリット車 等</td><td>令和12年度燃費基準80％以上達成かつ 令和2年度燃費基準達成車</td><td>非課税</td><td>非課税</td></tr><tr><td>令和12年度燃費基準75％以上達成かつ 令和2年度燃費基準達成車</td><td>1.0%</td><td>0.5%</td></tr><tr><td>令和12年度燃費基準70％以上達成かつ 令和2年度燃費基準達成車</td><td>2.0%</td><td>1.0%</td></tr><tr><td>令和4年度燃費基準105%達成</td><td>非課税</td><td>非課税</td></tr><tr><td rowspan="3">2.5 t 以下 トラック</td><td rowspan="3">ガソリン車・ ハイブリット車 等</td><td>令和4年度燃費基準達成</td><td>1.0%</td><td>0.5%</td></tr><tr><td>令和4年度燃費基準95%達成</td><td>2.0%</td><td>1.0%</td></tr><tr><td>上記以外の軽自動車（3輪以上）</td><td>2.0%</td><td>2.0%</td></tr></table><div>・ ガソリン車、ハイブリット車については、平成17年排出ガス基準値比75％低減達成車（★★★★）または平成30年排出ガス基準値比50％低減達成車（★★★★）に限る。</div></div></div>				区分			税率（自家用）	税率（営業用）	電気自動車・燃料電池自動車・天然ガス自動車			非課税	非課税	乗用車	ガソリン車・ ハイブリット車 等	令和12年度燃費基準80％以上達成かつ 令和2年度燃費基準達成車	非課税	非課税	令和12年度燃費基準75％以上達成かつ 令和2年度燃費基準達成車	1.0%	0.5%	令和12年度燃費基準70％以上達成かつ 令和2年度燃費基準達成車	2.0%	1.0%	令和4年度燃費基準105%達成	非課税	非課税	2.5 t 以下 トラック	ガソリン車・ ハイブリット車 等	令和4年度燃費基準達成	1.0%	0.5%	令和4年度燃費基準95%達成	2.0%	1.0%	上記以外の軽自動車（3輪以上）	2.0%	2.0%
区分			税率（自家用）	税率（営業用）																																			
電気自動車・燃料電池自動車・天然ガス自動車			非課税	非課税																																			
乗用車	ガソリン車・ ハイブリット車 等	令和12年度燃費基準80％以上達成かつ 令和2年度燃費基準達成車	非課税	非課税																																			
		令和12年度燃費基準75％以上達成かつ 令和2年度燃費基準達成車	1.0%	0.5%																																			
		令和12年度燃費基準70％以上達成かつ 令和2年度燃費基準達成車	2.0%	1.0%																																			
		令和4年度燃費基準105%達成	非課税	非課税																																			
2.5 t 以下 トラック	ガソリン車・ ハイブリット車 等	令和4年度燃費基準達成	1.0%	0.5%																																			
		令和4年度燃費基準95%達成	2.0%	1.0%																																			
		上記以外の軽自動車（3輪以上）	2.0%	2.0%																																			

軽自動車税 (種別割)	原動機付自転車 軽自動車 小型特殊自動車 2輪の小型自動車	所有者又は 使用者	・ 取得申告 軽自動車等の所有者等 となった日から15日以内 ・ 廃車申告 軽自動車等の所有者等 でなくなった日から30 日以内	・ 5月11日～5月末日
市たばこ税	・ 市内の小売販売業者に製造たばこを売り渡した「製造たばこの製造者」、「特定販売業者」又は「卸売業者」		・ 毎月の販売につき翌月末日までに申告・納付	
特 別 土 地 保 有 税			・ 平成15年度以降、当分の間、新たな課税の停止	
入 湯 税	・ 鉱泉浴場の入湯客		・ 翌月15日までに申告・納付	
都市計画税	・ 市街化区域内に所在する土地家屋の所有者		・ 固定資産税と同じ	
国有資産等 所在市交付 金	国・地方公共団体所有の 固定資産で貸付資産等	} 国 } 地方公共団体		・ 6月30日

4月1日

・ 原動機付自転車、小型特殊自動車、2輪の軽自動車及び2輪の小型自動車

区分		税率（年税額）
原動機付自転車	50cc（600w）以下	2,000円
	50ccを超え90cc以下	2,000円
	90ccを超え125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	2,400円
	その他のもの	5,900円
2輪の軽自動車（125ccを超え250cc以下）		3,600円
2輪の小型自動車（250ccを超えるもの）		6,000円

・ 3輪以上の軽自動車

区 分			税率(年税額)		
			平成27年3月31日までに最初の新規検査をした車両	平成27年4月1日以降に最初の新規検査をした車両	新規検査から13年を経過した車両(経年重課)
3輪(排気量660cc以下)			3,100円	3,900円	4,600円
4輪（排気量660cc以下）	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	貨物	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円

※動力源又は内燃機関の燃料が電気、天然ガス、メタノール、混合メタノール、ガソリン・電力併用の軽自動車及び被けん引車は重課の対象外

・ 3輪以上の軽自動車（グリーン化特例（軽課）適用後）

※基準達成車両（新車に限る。）取得の翌年度分のみ

区 分			税率（年税額）		
			約25%軽減	約50%軽減	約75%軽減
3輪(排気量660cc以下)					1,000円
4輪（排気量660cc以下）	乗用	営業用	5,200円	3,500円	1,800円
		自家用			2,700円
	貨物	営業用			1,000円
		自家用			1,300円

・ グリーン化特例（軽課）の適用は、令和7年3月までに取得した車両に限る。

・ 売渡本数1,000本につき6,552円

・ 宿泊する者 1人1泊につき150円

1月1日

・ 税率＝0.25／100

・ 算定標準額の1.4／100

※法で特別定めのあるものを除き、算定標準額は前年の3月31日現在において国有財産台帳等に記載された価格

(2) 市税の調定状況

(単位：円，％)

科目		年度	令和5年度		令和6年度	
		区分	調定額	対前年比	調定額	対前年比
市民税	個人	現年分	12,404,733,910	102.9	11,740,937,254	94.6
		繰越分	120,910,853	117.0	140,563,201	116.3
		小計	12,525,644,763	103.0	11,881,500,455	94.9
	法人	現年分	2,357,526,260	83.2	2,824,885,840	119.8
		繰越分	17,864,364	93.8	18,951,577	106.1
		小計	2,375,390,624	83.3	2,843,837,417	119.7
	合計		14,901,035,387	99.3	14,725,337,872	98.8
固定資産税	現年分		13,066,256,800	102.5	13,293,502,200	101.7
	繰越分		163,044,322	92.0	131,540,629	80.7
	小計		13,229,301,122	102.4	13,425,042,829	101.5
	交付金		121,248,900	108.0	122,517,300	101.0
	合計		13,350,550,022	102.5	13,547,560,129	101.5
軽自動車税	環境性能割		33,788,100	94.7	49,562,600	146.7
	種別割	現年分	792,587,000	102.6	809,928,400	102.2
		繰越分	10,627,924	104.5	12,357,993	116.3
	合計		837,003,024	102.2	871,848,993	104.2
市たばこ税	現年分		1,734,570,234	101.0	1,715,862,764	98.9
	繰越分		0	-	0	-
	合計		1,734,570,234	101.0	1,715,862,764	98.9
入湯税	現年分		14,316,900	103.4	15,699,150	109.7
	繰越分		0	-	0	-
	合計		14,316,900	103.4	15,699,150	109.7
都市計画税	現年分		1,425,383,300	102.5	1,459,601,100	102.4
	繰越分		17,603,828	91.8	14,297,434	81.2
	合計		1,442,987,128	102.4	1,473,898,534	102.1
総計	現年分		31,950,411,404	100.9	32,032,496,608	100.3
	繰越分		330,051,291	100.4	317,710,834	96.3
	合計		32,280,462,695	100.9	32,350,207,442	100.2

(3) 市税の決算状況

(単位：円，％)

科目	年度		令和5年度			令和6年度		
	区分		収入額	収納率	対前年比	収入額	収納率	対前年比
市民税	個人	現年分	12,330,839,503	99.4	102.9	11,660,149,209	99.3	94.6
		繰越分	46,030,604	38.1	108.9	45,559,473	32.4	99.0
		小計	12,376,870,107	98.8	102.9	11,705,708,682	98.5	94.6
	法人	現年分	2,351,519,201	99.8	83.1	2,819,701,700	99.8	119.9
		繰越分	2,155,146	12.1	84.2	7,219,412	38.1	335.0
		小計	2,353,674,347	99.1	83.1	2,826,921,112	99.4	120.1
	合計		14,730,544,454	98.9	99.1	14,532,629,794	98.7	98.7
固定資産税	現年分		13,022,156,020	99.7	102.5	13,243,624,390	99.6	101.7
	繰越分		66,146,341	40.6	217.1	30,470,834	23.2	46.1
	小計		13,088,302,361	98.9	102.8	13,274,095,224	98.9	101.4
	交付金		121,248,900	100.0	108.0	122,517,300	100.0	101.0
	合計		13,209,551,261	98.9	102.8	13,396,612,524	98.9	101.4
軽自動車税	環境性能割		33,788,100	100.0	94.7	49,562,600	100.0	146.7
	種別割	現年分	786,671,892	99.3	102.4	802,538,274	99.1	102.0
		繰越分	2,949,165	27.8	84.5	3,323,411	26.9	112.7
	合計		823,409,157	98.4	102.0	855,424,285	98.1	103.9
市たばこ税	現年分		1,734,570,234	100.0	101.0	1,715,862,764	100.0	98.9
	繰越分		0	-	-	0	-	-
	合計		1,734,570,234	100.0	101.0	1,715,862,764	100.0	98.9
入湯税	現年分		14,316,900	100.0	103.4	15,699,150	100.0	109.7
	繰越分		0	-	-	0	-	-
	合計		14,316,900	100.0	103.4	15,699,150	100.0	109.7
都市計画税	現年分		1,420,572,404	99.7	102.5	1,454,124,609	99.6	102.4
	繰越分		7,223,627	41.0	217.3	3,286,666	23.0	45.5
	合計		1,427,796,031	99.0	102.8	1,457,411,275	98.9	102.1
総計	現年分		31,815,683,154	99.6	100.8	31,883,779,996	99.5	100.2
	繰越分		124,504,883	37.7	151.6	89,859,796	28.3	72.2
	合計		31,940,188,037	99.0	101.0	31,973,639,792	98.8	100.1

(4) 歳入に占める市税割合

(単位：千円)

年度 区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般会計	118,726,316	113,882,767	115,055,223	118,510,118
市税	31,073,231	31,634,122	31,940,188	31,973,640
割合 (%)	26.2	27.8	27.8	27.0

(5) 原動機付自転車・軽自動車保有台数

(単位：台)
(各年4月1日現在)

種別	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
総数	103,157	103,679	104,467	104,679	104,824
原付自転車					
50cc以下	7,239	6,923	6,652	6,340	6,030
50ccを超え90cc以下	829	854	852	839	843
90ccを超えるもの	1,645	1,743	1,829	1,942	2,022
小計	9,713	9,520	9,333	9,121	8,895
軽自動車					
2輪のもの	2,240	2,355	2,417	2,503	2,528
3輪のもの	6	7	7	6	6
4輪乗用	63,854	64,414	64,979	65,250	65,519
4輪貨物	17,842	17,739	17,868	17,896	17,923
小計	83,942	84,515	85,271	85,655	85,976
小型特殊車					
農耕作業用	5,546	5,521	5,526	5,506	5,494
その他	696	714	769	783	778
小計	6,242	6,235	6,295	6,289	6,272
2輪の小型自動車	3,260	3,409	3,568	3,614	3,681

9 交通安全・防犯

(1) 交通安全対策

交通安全を確保するため、警察などの関係機関と連携し、高齢者や幼児、児童への交通安全教育や、佐賀市交通安全指導員などとの交通安全運動を積極的に啓発する事業。

○ 交通事故発生状況

令和4年			令和5年			令和6年		
発生	死者	傷者	発生	死者	傷者	発生	死者	傷者
1,085	6	1,363	1,138	4	1,415	963	2	1,249

○ 主な取組内容

- ① 幼稚園、保育園等及び小中学校向けの交通安全教室の実施
- ② スケアード・ストレート方式交通安全教室の実施（中学校向け、毎年1校）
- ③ 事業者、地域の高齢者等向けの出前講座の実施
- ④ 駅周辺での自転車街頭指導の実施
- ⑤ 商業施設等での街頭キャンペーンの実施
- ⑥ 市営バス車体広告での啓発
- ⑦ 高齢者交通安全教育グラウンド・ゴルフ大会の実施
- ⑧ 交通安全指導員による朝の立哨・児童見守り活動 等

(2) 交通災害共済制度

交通事故による災害の財政的負担を軽減し、生活を安定させ、交通安全と交通事故防止に対する意識の高揚を図るため、佐賀県市町総合事務組合が運営主体となり実施する事業。

① 制度のあらまし

- 市民であれば、だれでも年額一人500円の掛金で加入できる。
- 共済期間は4月1日から翌年3月31日まで。4月1日以降の加入の場合、共済期間は手続き完了日の翌日からとなる。翌年度分の受付けは、2月上旬から開始する。

② 災害見舞金表

区分	災害の程度	見舞金額
交通事故証明書有り	死亡	100万円
	自賠法施行令別表第1及び別表第2の第1級に該当する後遺障害	100万円
	入院・通院実日数150日以上	10万円
	〃 100日以上	5万円
	〃 50日以上	3万5千円
	〃 25日以上	2万5千円
	〃 10日以上	1万5千円
現認書のみのみ	〃 25日以上	2万円
	〃 10日以上	1万2千円

ア 対象となる交通事故

国内で一般交通の用に供する道路、公共駐車場、鉄道、定期航路等における、自転車、バイク、自動車、電車、定期旅客船、フェリー、旅客航空機等の走行（運行）中の交通事故による人身事故。または、歩行中のこれらの交通乗用具との衝突。

イ 対象とならない事故

交通事故の原因が加入者の故意、無免許、自殺、犯罪行為、天災等による場合。

私有地、公園、広場、河川敷等の一般に通行できない場所での事故。

③ 佐賀県市町交通災害共済制度の加入実績

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
加 入 者 数 (人)	3,123	2,135	1,863
年 掛 け 金 (円)	500	500	500
掛け金(保険料)合計 (円)	1,561,500	1,067,500	931,500
加 入 率 (%)	1.4	0.9	0.8

(3) 生活安全対策

市民の生活安全意識の高揚、自主的な生活安全運動の推進、及び生活安全のための環境整備を図り、もって安全で住み良い社会を実現するための事業。

① 生活安全推進条例の制定、施行

市民の生活安全を確保するため、市及び市民等の責務を明らかにし、生活安全のための啓発活動や自主的活動を推進し、市民生活の安全と安心を確保する。

② 佐賀市生活安全推進協議会の設置、運営

条例施行に合わせ、佐賀市生活安全推進協議会(委員20名以内)を設置し、市民の生活安全の確保を推進するための対策などについて協議、意見する。(年間1回開催予定)

(4) 犯罪被害者等支援

犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援するための事業。

① 佐賀市犯罪被害者等支援条例の制定、施行

生活安全課に総合相談窓口を設置し、犯罪被害者等の支援については、庁内関係各課及び県、県警察、NPO法人被害者支援ネットワーク佐賀VOISS等の関係機関と連携を図りながら、状況に応じた適切な支援を行う。

② 見舞金の支給

犯罪被害を受けたことによる経済的負担の軽減を図るため、一時的な生活資金として見舞金を支給する。

名 称	遺族見舞金	傷害見舞金
金 額	30 万円	10 万円
対 象	被害者遺族	全治1ヶ月以上の重傷病を負った被害者本人

(5) 防犯対策

青少年の非行や犯罪を抑止又は防止するための啓発活動や自主防犯活動を推進し、犯罪の発生を減少させるための事業。

○ 犯罪発生状況

(単位：件)

令和4年			令和5年			令和6年		
窃盗犯	その他 刑法犯	計	窃盗犯	その他 刑法犯	計	窃盗犯	その他 刑法犯	計
631	314	945	824	413	1,237	882	456	1,338

(6) 防犯灯対策

市民等の夜間における犯罪及び交通事故を抑止し、生活安全を確保するため、自治会等が設置、管理する防犯灯に係る負担軽減を図る事業。令和6年度から助成上限額と補助率の見直しを行った。

① 防犯灯設置助成金制度の内容

助成金の区分			助成対象経費	助成限度額
設置費	新規設置	新たに電柱等に設置	1灯当たり設置に要した経費の2分の1	10,000円
		新たに灯柱を立てて設置	1基当たり設置に要した経費の2分の1	40,000円
補修費	補修	灯柱を取り替える場合	1基当たり補修に要した経費の2分の1	18,000円
		防犯灯の照明部分を補修する場合	1灯当たり補修に要した経費の2分の1	8,000円

② 防犯灯助成の実績

区分		令和4年度	令和5年度	令和6年度
件数 助成	新設灯数	133 灯	83 灯	78 灯
	補修灯数	54 灯	47 灯	82 灯
助成金額		964,600 円	646,100 円	1,497,394 円

(7) 防犯カメラ対策

市民の安全で安心な生活環境を実現するため、佐賀駅・バスセンター周辺、エスプラッツ外周壁及び繁華街の街頭等に設置した防犯カメラの維持管理事業。犯罪等が発生した場合、必要に応じて警察へ映像を提供している。

○ 設置台数及び画像データ提供状況

設置場所	設置台数 (台)	捜査対応画像データ提供件数 (件)		
		令和4年度	令和5年度	令和6年度
佐賀駅・バス センター周辺	20	20	30	23
エスプラッツ	12	11	17	34
街頭等	6	—	0	6
合計	38	31	47	63

10 消費生活

(1) 消費者啓発

経済社会環境の変化に即応し、自主的かつ合理的に行動する自立した消費者を育成・支援するための事業。

① 消費生活フェアの開催

消費者が安全安心で心豊かに暮らすための知識や情報を発信し、自主的・主体的に行動できるような消費者啓発の場を提供する。

② 消費者月間記念事業の実施

5月の「消費者月間」、5月30日の「消費者の日」にあわせ、消費者意識の喚起を目的として、啓発キャンペーン等を実施する。

③ 楽しいくらしの講座の開催

児童やその保護者を対象に金銭教育や食の在り方などについての講座を開催し、消費生活に係る価値判断や意思決定能力を育む機会を提供する。

④ 消費生活サポーターの育成

地域で、自主的な見守りや啓発を行い、消費者被害の未然防止、拡大防止等に資する消費生活サポーターを育成する。養成講座、啓発講座や情報提供を実施する。

⑤ 地域連携型佐賀大学公開講座の開催

佐賀大学と連携し、一般市民を対象に消費生活に係る情報を提供する講座を開催する。

⑥ 出前講座の開催

各種団体、グループ等からの要請により講師の派遣を行い、地域で消費者被害防止などについて出前講座を開催する。

○ 出前講座開催件数と参加人数

年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
開 催 件 数	20 件	22 件	17 件
参 加 人 数	442 人	513 人	477 人

⑦ その他一般的啓発

複雑多様化する消費者問題に対応するための情報を、市報・市ホームページなどに掲載するほか、市営バス車内広告の掲載や福祉の関係機関にチラシやパンフレットの配布を実施する。

また、小中学校、大学等にパンフレットを提供し、若年者の教育に寄与する。

(2) 消費者保護

① 消費生活相談

消費者と事業者との間に生じた苦情・トラブル等の相談に対して、佐賀市消費生活センターに配置する消費生活相談員が、解決のための助言及びあっせんを行う。

ア 相談窓口

相 談 窓 口	相 談 日 時	電話番号
佐賀市消費生活センター	月～金曜日 (祝日除く) 9:00～16:00	40-7087 (佐賀市消費生活センター)
各支所	※事前予約制 (佐賀市消費生活センターへ電話予約し、相談日時調整)	

イ 消費生活相談件数

年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相 談 件 数	1,333 件	1,362 件	1,444 件

ウ 消費生活相談内容 (令和6年度、上位10位)

順位	内 容	件 数 (%)
1	化粧品	104 (7.2%)
2	融資サービス	85 (5.9%)
3	健康食品	77 (5.3%)
4	インターネット回線契約	70 (4.8%)
5	不動産賃貸借	58 (4.0%)
6	役務その他 (申請代行等)	56 (3.9%)
7	戸建住宅 (リフォーム工事)	52 (3.6%)
8	移動通信サービス (携帯)	50 (3.5%)
9	空調・冷暖房・給湯設備	42 (2.9%)
10	自動車	28 (1.9%)

② 無料法律相談会の実施

佐賀県弁護士会 (消費者問題委員会) に所属の弁護士による、昼間に月4回、夜間に月1回の無料法律相談を実施

③ 消費生活関連法の立入検査

ア 消費生活用製品安全法による立入検査

イ 家庭用品品質表示法による立入検査

ウ 電気用品安全法による立入検査

エ ガス事業法に基づく立入検査

オ 液化石油ガスの保安の確保および取引の適正化に関する法律に基づく立入検査

(3) 計量事務

計量法に基づく適正な計量の実施を確保し、一般消費者の利益と安全を図るため、事業者を対象とした特定計量器の定期検査や立入検査及び一般消費者を対象とした計量啓発事業を行う。

① 特定計量器の定期検査

取引・証明のために用いられる特定計量器の定期検査（2年ごと）が義務付けられている。佐賀市では旧市内と旧町村に分け、毎年交互に検査を実施している。

年 度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
実 施 区 域	旧町村	旧市内	旧町村	旧市内
受 検 数	579 件	671 件	544 件	765 件
計 量 器 数	942 台	1,707 台	914 台	1,779 台

② 商品量目立入検査

大規模小売店舗において計量販売されている商品の内容量が正しく計量されているかを検査する。

年 度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
店 舗 数	20 店舗	19 店舗	24 店舗
検 査 個 数	572 個	582 個	805 個

③ その他の立入検査・調査

上記以外の特定制量器に関する調査や立入検査を実施する。

④ 計量啓発事業

一般市民に対して、佐賀県計量協会の協力などにより、計量行政に関する理解と適正計量への関心を高める。

1 1 人権・同和政策

(1) 同和行政推進機関

- ① 佐賀市同和対策推進委員会（33 名程度）
委 員 長 市民生活部を担当する副市長
副委員長 市民生活部長
委 員 各部長、市長事務部局の部副部長、各支所長、委員長が指名する者
幹 事 職員のうちから委員長が任命
目 的 同和対策事業に関する重要事項の調査・審議
- ② 佐賀市部落差別撤廃・人権擁護審議会（15 名以内）
会 長 1 名
副 会 長 1 名
委 員 13 名以内
目 的 人権・同和問題に関する重要事項の調査・審議
- ※ 委員は、学識経験を有する者及び各種団体から推薦を受けた者から市長が委嘱

(2) 隣保館

- ① 隣保館の設置目的
地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、地域住民に対して生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を行い、もって地域住民の社会的、経済的、文化的生活の向上を図ることを目的とする。
- ② 名 称 佐賀市隣保館
着 工 昭和 61 年 10 月 24 日
完 成 昭和 62 年 3 月 16 日
開 館 昭和 62 年 4 月 1 日
所在地 佐賀市多布施三丁目 16 番 10 号
構 造 鉄骨 2 階建
建 物 延床面積 340 平方メートル
内 容 1 階 事務室 調理実習室 児童研修室
2 階 保健相談室 和室（教養娯楽室） 大会議室
- ③ 隣保館の組織及び職員構成
- ア 組 織
市民生活部-----人権・同和政策課-----隣保館
- イ 職員構成
館 長 1 名
職 員 3 名

④ 事業

ア 各種相談事業

i 生活相談

地域住民の生活上の各種相談を受け、適切な助言と指導を行い、関係機関と十分な連携を取り合って、生活の安定と向上を図る。

ii 健康相談

地域住民の健康上の相談を受け、関係機関と十分な連携をとりあって、適切な助言と指導を行い、健康維持、増進を図る。

iii 福祉相談

生活困窮者、身体障がい者、高齢者、母子、父子家庭の生活向上と安定のため各関係課と十分に連携をとりあって指導助言を行う。

iv その他の相談

青少年健全育成、教育問題、住宅問題、人権、職業等にかかわる相談を受け、関係機関と十分に連携をとりあって指導助言を行い、地域住民の生活の向上を図る。

イ 啓発活動

i 憲法の理念である人権尊重の立場から、人権擁護思想の普及及び高揚に努める。

ii 学習会、各種教室の開催

成人解放学習会 識字学級 書道教室 茶道教室 音楽サロン等

⑤ 佐賀市隣保館運営審議会

委員 10名以内

任務 隣保館に関する重要事項の調査審議

※ 委員は、各種団体代表者等から市長が委嘱

(3) 人権・同和教育及び啓発

① 社会人権・同和教育の推進

人権・同和教育について、市民の人権意識の高揚を図るため、生涯を通じた人権・同和教育を進め、すべての市民の人権が尊重され、共に支えあい、共に生きる「共生社会の実現」を目指す。

ア 人権・同和教育研修会等の開催

人権ふれあい学級、同和教育講演会、人権ふれあい講演会等を開催し、市民が様々な人権問題に対する正しい理解と認識を深め、人権について考える機会を提供する。

イ 人権・同和教育推進体制の充実

地域社会人権・同和教育推進協議会と協力し、推進体制の充実や人権啓発推進リーダーの育成を図る。

ウ 人権・同和教育機会の拡充

人権・同和教育にかかわる講師の派遣や研修教材の提供等を行い、地域や企業等で実施される同和教育をはじめとする人権問題に係る啓発及び研修の推進を図る。

エ 教育集会所等の機能充実

地域住民の生活の改善・安定と福祉の向上を図るため、相談事業の充実・強化等、必要な施策を実施するとともに、地域のコミュニティセンターとして、教育集会所等の機能の充実を図る。

② 啓発活動の推進

人権・同和問題に対する正しい認識と理解をいっそう深めるため、啓発活動を推進していく。

ア 広報誌等による啓発

市報やホームページに、人権・同和問題の記事や身近な人権問題を題材にした人権コラムを掲載する。また、メディアを活用した啓発もあわせて行う。

イ 街頭キャンペーンによる啓発

関係機関と連携して啓発チラシやグッズを配布し、市民の人権・同和問題に対する関心を深めるとともに、人権相談窓口の周知を行う。

ウ 教育・啓発に係る調査・研究

各種研修会等の参加者へアンケートや市民意識調査を行い、市民の人権・同和問題に関する意識と実態を把握し、今後の人権施策の効果的な推進を図る。

保健福祉部

1 救急医療

(1) 在宅当番医制度

昭和 40 年 11 月 1 日から佐賀市医師会が、自主的に日曜在宅医制度を取り入れ、内科 3・外科 1・婦人科 1 を一組として日曜日当番による診療を開始したのが、この制度の始まりである。その後、昭和 50 年から日曜在宅医の案内を行うため、市衛生課にテレホンサービスを設け、事業の充実を図った。さらに平成 3 年 10 月からは、佐賀市医師会の自主的な社会活動として夜間救急在宅医当番制が開始された。

救急時の初期医療（プライマリ・ケア）は、初期症状の患者を診察し、将来重篤な疾病に移行するか否かの判断等、適切な処置を講じなければならない。そのため、救急医療体制の基盤となる一次救急医療体制（在宅当番医制）の整備は、極めて重要なものであり、昭和 52 年度から国・県の補助制度が設けられたことに伴い定額助成を行い、現在は委託事業として実施している。

※ 1 当番日につき、内科：3 医療機関、外科：2 医療機関の当番体制

（年末年始は眼科 1、12 月 31 日・1 月 2 日は耳鼻科 1 を追加で実施）

※ 日曜・休日在宅医テレホンサービス案内 TEL 0952-30-0114

※ 平成 16 年度から国・県補助金は廃止

○ 診療科目別内訳 （令和 6 年度） （単位：人）

診療科目	①佐賀市民	②その他	合計①+②	割合（％）
内科・小児科	8,202	1,192	9,394	70.5
外科・整形外科・脳神経外科	2,600	859	3,459	26.0
その他	299	165	464	3.5
合 計	11,101	2,216	13,317	100.0

○ 初診、再診別内訳 （令和 6 年度） （単位：人）

初診・再診の別	診 療 科 目		①佐賀市民	②その他	合 計①＋②
	初診患者	内科・小児科	7,468	1,067	8,535
		外科・整形外科・脳神経外科	2,274	791	3,065
		その他	223	123	346
		小 計	9,965	1,981	11,946
	再診患者	内科・小児科	734	125	859
		外科・整形外科・脳神経外科	326	68	394
		その他	76	42	118
		小 計	1,136	235	1,371
合 計		11,101	2,216	13,317	

(2) 病院群輪番制病院

二次救急医療体制（病院群輪番制）は、昭和 54 年度から佐賀市郡の広域圏で一次救急医療体制（在宅当番医制）の後方体制として、内科 1・外科 1 を一組としてスタートし、現在は、佐賀市・多久市・小城市の 3 市で運営（内科 1・外科 1 を一組）している。事業内容は、日曜休日及び年末年始に診療機関から転送される患者を参加病院が輪番で診療にあたる制度で、事務局を佐賀市に設置し、圏内市（2 市）から負担金の徴収、参加病院への補助金の交付等の事務を行っている。

※ 三次救急医療体制については、全県下を一つの圏域と考え、佐賀県医療センター好生館の館内に最重篤な救急患者の受入れ施設として救命救急センターが設置され、脳血管障害・心筋梗塞・頭部外傷等に対応できる高度医療機器の整備、機能の充実が図られている。

また、昭和 60 年には佐賀大学医学部附属病院にも救急部が設けられ、平成 17 年に救命救急センターとして指定を受けている。

① 病院群輪番制病院診療科目別患者数調べ（令和 6 年度）

ア 患者数等

（単位：人）

内 訳	内 科	小児科	外 科 整形外科 脳外科	産婦人科	その他	合 計
入 院	166	8	173	21	31	399
外 来	2,621	2	1,119	27	40	3,809
合 計	2,787	10	1,292	48	71	4,208

イ 取扱患者の来院・方法別内訳

（単位：人）

内 訳	初期救急医療施設からの転送			そ の 他			合 計
	救急車	その他	小計①	救急車	その他	小計②	①＋②
入 院	6	6	12	174	215	389	401
外 来	1	7	8	134	3,665	3,799	3,807
合 計	7	13	20	308	3,880	4,188	4,208

(3) 救急医療情報システム

昭和 57 年 3 月 1 日から、県、県医師会及び県内市町村がそれぞれ出資し設立した財団法人「佐賀県救急医療財団」による救急医療情報システムの供用を開始した。その後、平成 4 年 3 月には、双方向性多機能端末の設置や情報のリアルタイム化などシステムの更新を行い、集信業務及び照会業務の充実を図ってきた。財団法人「佐賀県救急医療財団」は解散しており、救急医療情報システムの運営は平成 19 年度から佐賀県救急医療情報センター（佐賀県）で行われている。運営費については、国の負担金のほか、経費の一部を県内市町村が負担している。

また、平成 14 年度からインターネット等のメディアの拡充、平成 23 年度からは多機能情報端末の全救急車への配備を行っている。

当該救急医療情報システム（「99 さがネット」）は、医療機関、救急医療情報センター、

各地区消防本部を相互に専用回線（オンライン）で結び、医療機関の応需可否状況、その他救急医療及び患者の搬送等に必要な医療情報を適確に提供するものである。また、同システムの正確な医療情報を活用した「医療機関情報検索機能」により、住民は医療機関や薬局を探すことができる。なお、当該検索機能は令和 6 年 4 月 1 日から、厚生労働省が提供する全国統一システムである「医療情報ネット（ナビイ）」に移行し、更なるサービスの向上が図られている。

(4) 佐賀市休日歯科診療所

休日等における救急歯科診療体制の整備を行うため、佐賀市が開設者となり佐賀市歯科医師会館の一部を借用し、施設・医療機械等を整備後、昭和 61 年 8 月 3 日に佐賀市休日救急歯科診療所を開設した。

以降、平成 12 年 4 月 8 日にはほえみ館東側（兵庫北）に「佐賀市休日急患センター」として歯科と小児科を開設し、平成 15 年 1 月 12 日に歯科診療所のみをほえみ館内へ移設した。現在は県病院跡地（水ヶ江）に移設した「佐賀市休日等急患センター」内にて平成 30 年 4 月 15 日から歯科診療所を運営している。

管理運営については、平成 18 年 4 月 1 日から佐賀市歯科医師会を指定管理者に指定している。

なお、当診療所は、佐賀市、多久市、小城市、神崎市、吉野ヶ里町（4 市 1 町）の広域的な救急歯科医療機関であることから、佐賀市、神埼地区及び小城・多久歯科医師会の全面的な協力のもと、三地区の歯科医師会会員の輪番制による診療体制をとっている。

① 佐賀市休日歯科診療所の概要

名 称	佐賀市休日歯科診療所
所 在 地	佐賀市水ヶ江一丁目 12 番 11 号
設 置 者	佐賀市
管 理 運 営	指定管理者 一般社団法人 佐賀市歯科医師会
設 立 年 月 日	昭和 61 年 8 月 3 日
延 床 面 積	100.12 m ²
診 療 日	日曜日、休日、12 月 31 日～1 月 3 日
診 療 時 間	午前 9 時 30 分～午後 4 時
電 話 番 号	0952-24-1426

② 佐賀市休日歯科診療所の市町別患者数（単位：人）

年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
診 療 日 数	70	69	69	71	71
佐 賀 市	602	558	528	584	598
多 久 市	15	23	12	17	22
小 城 市	73	87	73	71	82
神 埼 市	61	51	42	42	57
吉 野 ヶ 里 町	19	17	15	13	33
そ の 他	84	82	105	105	133
合 計	854	818	775	832	925

(5) 佐賀市休日夜間こども診療所

休日の昼夜間における小児科の急病患者について初期救急医療を確保し、子育てに対する親の不安感、負担感の解消・軽減を図るため、平成 12 年 4 月 8 日に「佐賀市休日急患センター」（佐賀市休日こども診療所）を開設した。

開設当初は、「土曜日」及び「日曜・休日」の診療であったが、平成 17 年 9 月 1 日から「平日夜間」（午後 8 時から午後 10 時まで）の診療を開始しており、小児初期救急医療体制の充実並びに第二次・第三次救急医療体制との連携について強化を図っている。

平成 18 年 4 月 1 日からは、佐賀市医師会を指定管理者に指定し、管理運営を任せている。

平成 30 年 4 月 9 日に、ほほえみ館敷地内（兵庫北）から県病院跡地（水ヶ江）に移転した。

① 佐賀市休日夜間こども診療所の概要

名 称	佐賀市休日夜間こども診療所
所 在 地	佐賀市水ヶ江一丁目 12 番 11 号
設 置 者	佐賀市
管 理 運 営	指定管理者 一般社団法人 佐賀市医師会
設 立 年 月 日	平成 12 年 4 月 8 日
延 床 面 積	444.01 m ²
診 療 日	年間 365 日
診 療 時 間	土曜日 : 午後 5 時～午後 10 時 日曜日、休日、12 月 31 日～1 月 3 日 : 午前 9 時～午後 10 時 平日 : 午後 8 時～午後 10 時
電 話 番 号	0952-24-1400

② 佐賀市休日夜間こども診療所の市町別患者数 (単位：人)

年度 市町名	令和 4 年度			令和 5 年度			令和 6 年度		
	平日	土・日 休日	合計	平日	土・日 休日	合計	平日	土・日 休日	合計
佐 賀 市	1,127	5,248	6,375	1,663	7,281	8,944	1,517	5,837	7,354
多 久 市	40	145	185	46	204	250	43	167	210
小 城 市	164	988	1,152	258	1,332	1,590	221	1,032	1,253
神 埼 市	107	434	541	137	591	728	133	552	685
吉野ヶ里町	39	177	216	50	260	310	39	183	222
その他県内	82	446	528	109	467	576	103	450	553
県 外	46	272	318	60	425	485	62	417	479
合 計	1,605	7,710	9,315	2,323	10,560	12,883	2,118	8,638	10,756

(6) 看護学校運営費補助事業

平成 18 年の診療報酬改定により、新たな看護師の配置基準が設けられ、地域医療を担う看護師不足の問題が生じていたことから、平成 20 年度から看護学生の経済的負担の軽減と、

看護教育の充実を図り、看護師及び准看護師の養成を行うため、佐賀市医師会立看護専門学校に対し運営費の一部を助成している。

この補助事業は、佐賀中部保健医療圏の４市１町（佐賀市・多久市・小城市・神埼市・吉野ヶ里町）で取り組み、補助金に関する事務を佐賀市で行っている。

① 補助金額

年 度	補助金総額	うち佐賀市負担額
令和 6 年度	13,509,000 円	10,552,224 円

② 佐賀市医師会立看護専門学校生徒数（令和 7 年 3 月末現在）（単位：人）

課 程	生徒定員				生徒数			
	1 年	2 年	3 年	計	1 年	2 年	3 年	計
看護専門課程（看護科）	80	80	80	240	35	52	65	152
看護高等課程（准看護科）	80	80		160	51	52		103
合 計	160	160	80	400	86	104	65	255

③ 卒業生の進路状況（単位：人）

区 分		令和 6 年度		
		専門課程	高等課程	計
看護職としての就職先	佐 賀 市	29	31	60
	多 久 市	0	0	0
	小 城 市	2	4	6
	神 埼 市	0	1	1
	吉 野 ヶ 里 町	2	0	2
	そ の 他 県 内	6	3	9
	県 外	14	1	15
	小 計	53	40	93
進 学		0	8	8
その他（未就職等）		9	4	13
合 計		62	52	114

2 佐賀市健康づくり計画「いきいきさがし21」

本計画は、本市の健康づくり施策に関する基本的な考え方について定めるものであり、「第2次佐賀市総合計画」の方針に沿った健康づくりに関する個別計画として、また「第2次佐賀県健康プラン（佐賀県健康増進計画）」や国の「健康日本21（第2次）」の基本的方向性を踏まえ、市民の生涯を通じた健康づくりのための計画として平成26年度に策定した。

さらに、本市において策定している「佐賀市子ども・子育て支援事業計画」、「第3次佐賀市食育推進基本計画」、「佐賀市第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）及び第4期特定健康診査等実施計画」、「佐賀市高齢者保健福祉計画」、「佐賀市自殺対策計画」等とも整合性を図ったものである。

(1) 策定の目的

市民の生活習慣の改善及び環境整備等を図ることで、健康寿命を延伸することを目的とする。

(2) 基本理念

全ての市民が共に支え合い、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現

(3) 基本的方向

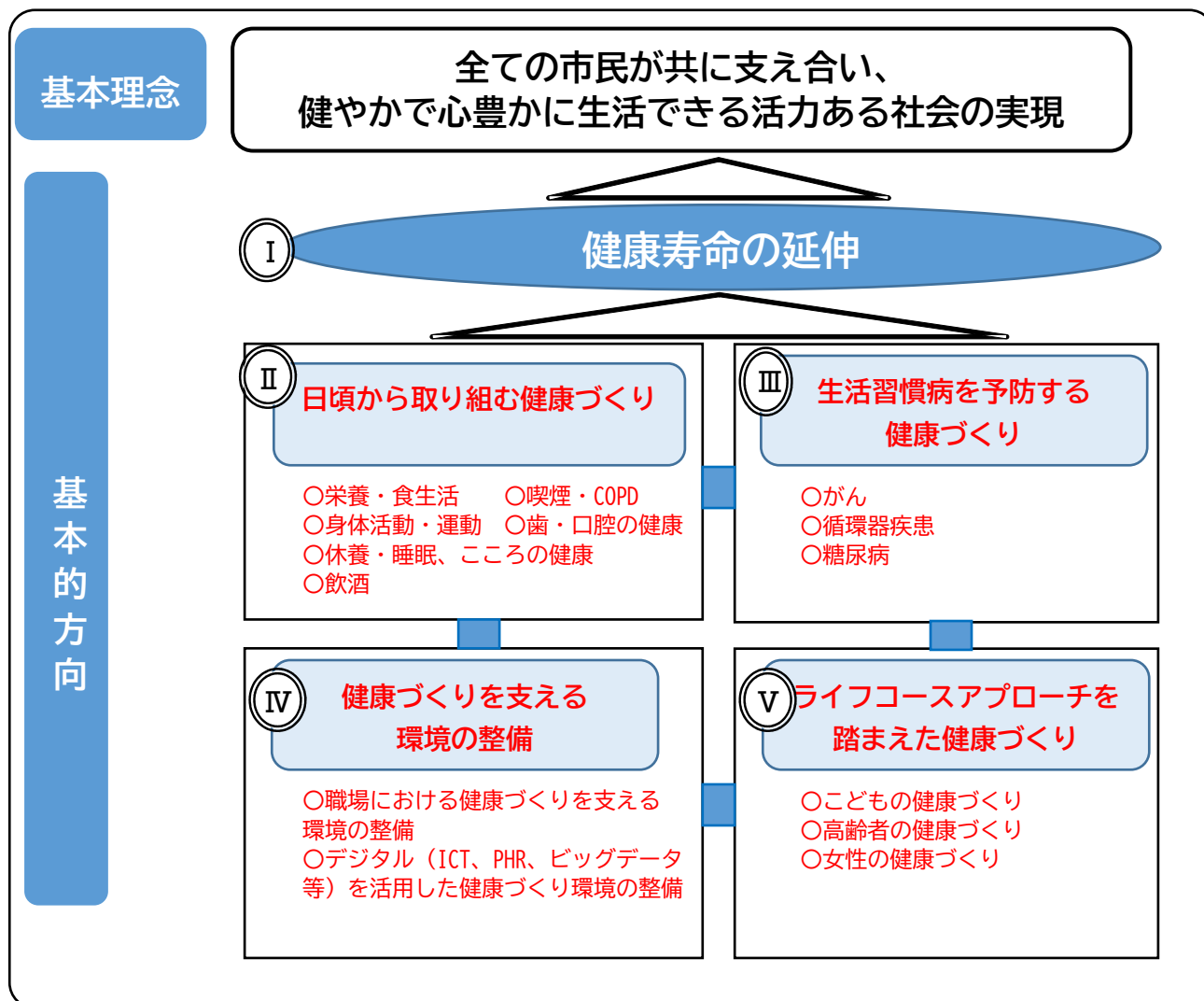
- ① 健康寿命の延伸
- ② 日頃から取り組む健康づくり
- ③ 生活習慣病を予防する健康づくり
- ④ 健康づくりを支える環境の整備
- ⑤ ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり

(4) 計画の期間

本計画は、国の「健康日本21（第3次）」等との整合を図り、計画期間を令和7年度から令和18年度までの12年間とする。また、社会情勢の変化や各種制度、法令の改正などを踏まえ、中間年度である令和12年度に中間評価を行い、必要に応じて見直しを行うものとする

(5) 第3次計画の基本理念と基本的方向

急激な少子高齢化や疾病構造の変化が進む中で、個々人の生活習慣の改善に加え社会環境の改善を図るとともに、前計画の理念を踏まえて、以下を計画の理念とする。



(6) 「いきいきさがし 21 (第3次)」の目標項目 (別紙のとおりをお願いします)

基本的方向	施策の柱	目標項目
I 健康寿命の延伸		○ 平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加 ○ 市民の主観的な幸福感の向上
II 日頃から取り組む健康づくり	栄養・食生活	○ 適正体重を維持している人の増加(肥満及びやせの減少) ○ 高血圧の改善 ○ 脂質(LDL コレステロール)高値の人の減少 ○ 糖尿病有病者の増加の抑制 ○ バランスの良い食事をとっている人の増加
	身体活動・運動	○ 運動習慣者の増加 ○ 日常生活における歩数の増加 ○ 身体活動量の増加 ○ 運動やスポーツを習慣的に行っていないこどもの減少
	休養・睡眠、 こころの健康	○ 睡眠で休養がとれている人の増加 ○ 自殺者の減少
	飲酒	○ 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している人の減少 ○ 妊娠中の飲酒率の減少
	喫煙・COPD	○ 成人の喫煙率の減少 ○ 妊娠中の喫煙率の減少 ○ COPD による死亡の減少
	歯・口腔の健康	○ 乳幼児・学童期におけるむし歯のないこどもの増加 ○ 歯周病を有する人の減少 ○ 喪失歯のない人の増加 ○ よく噛んで食べることができる人の増加
III 生活習慣病を 予防する健康づくり	がん	○ がんによる死亡の減少 ○ がん検診受診者の増加 ○ HPV ワクチンの実施率の増加
	循環器疾患	○ 脳血管疾患による死亡の減少 ○ 【再掲】高血圧の改善 ○ 【再掲】脂質(LDL コレステロール)高値の人の減少 ○ メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少 ○ 特定健康診査・特定保健指導の実施率の向上
	糖尿病	○ 糖尿病性腎症による年間新規透析導入患者数の減少 ○ 治療継続者の増加 ○ 血糖コントロール不良者の減少 ○ 【再掲】糖尿病有病者の増加の抑制 ○ 【再掲】特定健康診査・特定保健指導の実施率の向上
IV 健康づくりを支える 環境の整備	職場における健康づくり を支える環境の整備	○ スマート・ライフ・プロジェクト活動企業・団体の増加 ○ 健康経営に取り組む事業所数の増加
	デジタル(ICT、PHR、ビッグデータ等)を活用した健康づくり環境の整備	
V ライフコース アプローチを踏ま えた健康づくり	こどもの健康づくり	○ 【再掲】適正体重を維持している人の増加 ○ 【再掲】運動やスポーツを習慣的に行っていないこどもの減少 ○ 妊娠中の喫煙率・飲酒率の減少
	高齢者の健康づくり	○ 中重度の要介護者(要介護2～5)の増加の抑制 ○ 生活機能の維持向上 ○ 低栄養傾向(BMI20以下)の高齢者の減少 ○ 社会活動を行っている高齢者の増加
	女性の健康づくり	○ 20～30 歳代女性のやせの減少 ○ 骨粗しょう症検診受診率の向上 ○ 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している女性の減少 ○ 【再掲】妊娠中の喫煙率・飲酒率の減少

(7) 評価項目一覧（別紙のとおり）

I 健康寿命の延伸

【いきいきさがし21（第3次）】						参考：国【健康日本21（第3次）】					
分野	項目		市の現状値		市の目標値 （R16）	データ ソース	項目		国の現状値		国の目標値 （R14）
健康 寿命 の 延 伸	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加					健康寿命の延伸					
	男性	平均寿命	81.18 年	R4	平均寿命と健康 寿命の差の 縮小	①	男性	平均寿命	81.41 年	R1	平均寿命の増加 分を上回る健康 寿命の増加
		健康寿命	80.30 年					健康寿命	72.68 年		
		差	0.88 年					差	8.73 年		
	女性	平均寿命	87.15 年				女性	平均寿命	87.45 年		
		健康寿命	84.94 年					健康寿命	75.38 年		
		差	2.21 年					差	12.07 年		
	市民の主観的な幸福感の向上										
	幸福の程度を 10 点満点中 7 点以 上と回答した人の 割合		60.3%	R4	増加	②					

II 日頃から取り組む健康づくり

【いきいきさがし21（第3次）】						参考：国【健康日本21（第3次）】			
分野	項目	市の現状値		市の目標値 （R16）	データ ソース	項目	国の現状値		国の目標値 （R14）
栄養・食生活	適正体重を維持している人の増加（肥満及びやせの減少）								
	全出生中の低出生体重児の割合	8.1%	R4	減少	③				
	肥満傾向にあるこどもの割合	10.3%			④	児童・生徒における肥満傾向児の割合	10.96%	R3	減少（R7）
	20～30 歳代女性のやせの割合	14.2%			⑤	BMI18.5 以上 25 未満（65 歳上は BMI20 を 超え 25 未満）の者の割合	60.3%	R1	66.0%
	30～60 歳代男性の肥満者の割合	36.0%			⑥				
	40～60 歳代女性の肥満者の割合	20.9%			⑦				
	低栄養傾向（BMI20 以下）の高齢者（65～74 歳）の割合	19.1%							
	高血圧の改善								
	I 度高血圧以上の人の割合	21.0%	R4	減少	⑦	収縮期血圧の平均値（40 歳以上、内服加療中の人を含む）	131.1mmHg	R1	R6 から 5mmHg の 低下

栄養・食生活	脂質（LDL コレステロール）高値の人の減少								
	LDL コレステロール 160mg/dl 以上の人の割合	10.6%	R4	減少	⑦	LDL コレステロール 160mg/dl 以上の人の割合 (40 歳以上、内服加療中の人も含む)	11.0%	R1	R6 から 25% の減少
	糖尿病有病者の増加の抑制					糖尿病有病者の増加の抑制			
	HbA1c (NGSP 値) 6.5 以上または糖尿病の内服治療薬の人の割合	14.7%	R4	増加の抑制	⑦	糖尿病有病者数 (糖尿病が強く疑われる人) の推計値	約 1,000 万人	H28	1,350 万人
	バランスの良い食事をとっている人の増加								
身体活動・運動	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を 1 日 2 回以上、ほぼ毎日食べている人の割合	71.1%	R2	80.0% (R8)	⑧	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が 1 日 2 回以上の日々がほぼ毎日の者の割合	なし (参考値) 37.7%	R3	50.0%
	運動習慣者の増加								
	運動習慣者の割合 (1 回 30 分以上の運動を週 2 回以上実施し、1 年以上継続している人)	42.5%	R4	増加	⑨	運動習慣者の割合 (1 日 30 分以上の運動を週 2 回以上実施し、1 年以上継続している者の割合)	28.7%	R1	40.0%
	日常における歩数の増加								
	SAGATOCO 登録者の平均歩数	5,409 歩	R4	7,000 歩	⑩	1 日の歩数の平均値	6,278 歩	R1	7,100 歩
	身体活動量の増加								
	日常において身体活動を 1 日 1 時間以上実施している人の割合	53.4%	R4	増加	⑪				
	運動やスポーツを習慣的に行っていないこどもの減少								
	1 週間の総運動時間 (体育授業除く) が 60 分未満の児童の割合 (小 5 女子)	15.5%	R5	減少	⑫	1 週間の総運動時間 (体育授業除く) が 60 分未満の児童の割合 (小 5 女子)	14.4%	R3	7.2% (R8)

【いきいきさがし21(第3次)】						参考:国【健康日本21(第3次)】			
分野	項目	市の現状値		市の目標値 (R16)	データ ソース	項目	国の現状値		国の目標値 (R14)
休養・睡眠・こころの健康	睡眠で休養がとれている人の増加								
	睡眠で休養がとれている人の割合	77.3%	R4	80.0%	⑪	睡眠で休養が 取れている人 の割合	78.3%	H30	80.0%
	自殺者の減少								
	自殺死亡率 (人口 10 万対)	15.2	R4	10.4 (R10)	⑬				
飲酒	生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している人の減少								
	(男性) 1 日当 たりの純アルコ ール摂取量が 40g以上の人の 割合	13.0%	R4	減少	⑪	1 日当たりの純 アルコール摂 取量が男性 40 g以上、女性 20g以上の人 の割合	11.8%	R1	10.0%
	(女性)1 日当 たりの純アルコ ール摂取量が 20g以 上の人の割合	8.6%							
	妊娠中の飲酒率の減少								
	妊娠中の飲酒率	0.3%	R4	減少	⑤				
喫煙・COPD	成人の喫煙率の減少								
	男性の喫煙率	22.2%	R4	減少	⑪	20 歳以上の人 の喫煙率	16.7%	R1	12.0%
	女性の喫煙率	5.0%							
	妊娠中の喫煙率の減少					妊娠中の喫煙をなくす			
	妊娠中の喫煙率	2.4%	R4	減少	⑤	妊婦の喫煙率	1.9%	R3	0% (R7)
	COPD による死亡の減少								
	COPD の死亡率 (人口 10 万対)	15.2	R4	減少	③				
歯・口腔の健康	乳幼児・学童期におけるむし歯のないこどもの増加								
	3 歳児における むし歯のないこ どもの割合	85.1%	R4	95.0%	⑭				
	12 歳時における むし歯のないこ どもの割合	68.8%		80.0%					
	歯周病を有する人の減少								
	40 歳以上にお ける歯周炎を有 する人の割合	47.1%	R4	減少	⑮	40 歳以上にお ける歯周炎を 有する人の割 合	57.2%	H28	40.0%

歯・口腔の健康	喪失歯のない人の増加								
	40 歳における喪失歯のない人の割合	84.9%	R4	増加	⑮				
	よく噛んで食べることができる人の割合								
	50 歳以上における咀嚼良好者の割合	73.9%	R4	80.0%	⑨	50 歳以上における咀嚼良好者の割合	71.0%	R1	80.0%

Ⅲ 生活習慣病を予防する健康づくり

【いきいきさがし21（第3次）】						参考：国【健康日本21（第3次）】						
分野	項目		市の現状値		市の目標値 （R16）	データ ソース	項目		国の現状値		国の目標値 （R14）	
がん	がんによる死亡者の減少						がんの年齢調整死亡率の減少					
	佐賀市におけるがんの年齢調整死亡率 （人口10万対）※H27 モデル人口						（人口10万対）※S60 モデル人口					
	悪性新生物 （全部位）		304.4	H24 ～R4	減少	③	悪性新生物（全 部位）		110.1		R3	減少 （R10）
	肝及び肝内胆管		30.7									
	胃		36.0									
	気管、気管支 及び肺		57.1									
	直腸 S 字結腸移 行部及び直腸		9.3									
	乳房		12.8									
	子宮		10.1									
	がん検診受診者の増加											
	69歳以下のがん検診受診率											
	胃がん		17.6%	R4	60.0%	⑩	胃がん		男性	48.0%	R1	60.0% （R10）
	肺がん		20.8%				女性		37.1%			
							肺がん		男性	53.4%		
	大腸がん		24.0%				女性		45.6%			
							大腸がん		男性	47.8%		
	乳がん		44.1%		女性		40.9%					
	子宮がん		70.8%	80.0%	乳がん		女性	47.4%				
	子宮頸がん				子宮頸がん		女性	43.7%				
	がん検診精密検査受診率											
	胃がん		82.2%	R3	90.0%	⑩						
	肺がん		82.9%									
	大腸がん		73.3%									
	乳がん		87.4%									
	子宮がん		88.0%									
	HPV ワクチンの実施率の増加											
	HPV ワ クチンの 実施率		第1回	53.6%	R4	増加	⑰					
			第2回	52.6%								
			第3回	42.4%								

【いきいきさがし21(第3次)】					参考:国【健康日本21(第3次)】					
分野	項目	市の現状値		市の目標値 (R16)	データ ソース	項目	国の現状値		国の目標値	
循環器疾患	脳血管疾患による死亡の減少					脳血管疾患・心疾患の年齢調整死亡率の減少				
	佐賀市における脳血管疾患の年齢調整死亡率(人口 10 万対)					脳血管疾患・心疾患の年齢調整死亡率(人口 10 万対)				
	全体	82.4	H24～ R4	減少	③	男性	287.5	R3	減少 (R10)	
	男性	112.3				女性	165.3			
	女性	64.1								
	【再掲】高血圧の改善									
	I 度高血圧以上の人の割合	21.0%	R4	減少	⑦	収縮期血圧の 平均値(40 歳以上、内服加療中の人も含む)	131.1 mmHg	R1	R6 から 5 mmHg の低下	
	【再掲】脂質(LDL コレステロール)高値の人の減少									
	LDL コレステロール値が 160mg/dl 以上の人の割合	10.6%	R4	減少	⑦	LDL コレステロール値が 160mg/dl 以上の人の割合(40 歳以上、内服加療中の人も含む)	11.0%	R1	R6 から 25%の減少	
	メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少									
メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の割合	33.6%	R4	減少	⑦	メタボリックシンドロームの該当者数及び予備軍の人数	約 1,619 万人	R3	H20 と比べて 25%減少		
特定健康診査・特定保健指導の実施率の向上										
特定健康診査の実施率	33.5%	R4	60.0%	⑱	特定健康診査の実施率	56.5%	R3	70%(R11)		
特定保健指導の実施率	53.5%				特定保健指導の実施率	24.6%		45%(R11)		
糖尿病	糖尿病性腎症による年間新規透析導入患者数の減少					糖尿病の合併症(糖尿病腎症)の減少				
	糖尿病性腎症による年間新規透析導入患者数(人／人中)	33 人 /64 人中	R4	減少	⑲	糖尿病腎症による年間新規透析導入患者数	15,271 人	R3	12,000 人	
	治療継続者の割合の増加									
	HbA1c(NGSP 値)6.5%以上のうち糖尿病の内服治療中の人の割合	60.7%	R4	増加	⑦	治療継続者の割合	67.6%	R1	75.0%	
	血糖コントロール不良者の減少									
	HbA1c(NGSP 値)8.0%以上の人の割合	1.7%	R4	減少	⑦	HbA1c8.0%以上の者の割合	1.32%	R1	1.0%	
	【再掲】糖尿病有病者の増加の抑制					糖尿病有病者の増加の抑制				
	HbA1c(NGSP 値)6.5%以上または糖尿病の内服治療中の人の割合	14.7%	R4	増加の抑制	⑦	糖尿病有病者数の推計値	約 1,000 万人	H28	1,350 万人	
	【再掲】特定健康診査・特定保健指導の実施率の向上									
	特定健康診査の実施率	33.5%	R4	60.0%	⑱	特定健康診査の実施率	56.5%	R3	70% (R11)	
特定保健指導の実施率	53.5%	特定保健指導の実施率				24.6%	45% (R11)			

IV 健康づくりを支える環境の整備

【いきいきさがし21(第3次)】						参考:国【健康日本21(第3次)】			
分野	項目	市の現状値		市の目標値 (R16)	データ ソース	項目	国の現状値		国の目標値 (R14)
職場における健康づくりを支える環境の整備	スマート・ライフ・プロジェクト活動企業・団体の増加								
	スマート・ライフ・プロジェクト活動企業・団体数	県内 27	R4	増加	㉔	スマート・ライフ・プロジェクトへ参画し活動している企業・団体数	なし	—	1,500 団体
	健康経営に取り組む事業所数の増加								
	健康経営に取り組む事業所数	県内 769	R4	県内 1,000	㉕	保険者とともに健康経営に取り組む企業数	12 万 9,040 社	R4	10 万社 (R7)

V ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり

【いきいきさがし21(第3次)】						参考:国【健康日本21(第3次)】			
分野	項目	市の現状値		市の目標値 (R16)	データ ソース	項目	国の現状値		国の目標値 (R14)
子どもの健康づくり	【再掲】適正体重を維持している人の増加(肥満及びやせの減少)								
	【再掲】全出生中の低出生体重児の割合	8.1%	R4	減少	③				
	【再掲】肥満傾向にあるこどもの割合	10.3%			④	【再掲】児童・生徒における肥満傾向児の割合	10.96%	R3	減少(R7)
	【再掲】20～30歳代女性のやせの割合	14.2%			⑤	【再掲】BMI18.5未満の20～30歳代の女性の割合	18.1%	R1	15.0%
	【再掲】運動やスポーツを習慣的に行っていないこどもの減少								
	1週間の総運動時間(体育授業除く)が60分未満の児童の割合(小5女子)	15.5%	R5	減少	⑫	1週間の総運動時間(体育授業除く)が60分未満の児童の割合(小5女子)	14.4%	R3	7.2%(R8までに)
	妊娠中の喫煙率・飲酒率の減少								
	【再掲】妊娠中の喫煙率	2.4%	R4	減少	⑤	妊婦の喫煙率	1.9%	R3	0%
	【再掲】妊娠中の飲酒率	0.3%							
高齢者の健康づくり	中重度の要介護者(要介護2～5)の増加の抑制								
	1号被保険者における中重度の要介護者の割合	7.3%	R4	減少	㉒				
	1号被保険者における中重度の要介護者の数	4,881人		増加の抑制					
	生活機能の維持向上								
	ほぼ同じ年齢の同性と比較して歩く速度が速い人の割合(65歳以上)	54.5%	R4	増加	⑨				

高齢者の健康づくり	日常において身体活動を1日1時間以上実施している人の割合(65歳以上)	55.0%							
	低栄養傾向(BMI20以下)の高齢者の減少								
	【再掲】低栄養傾向(BMI20以下)の高齢者65～74歳の割合	19.1%	R4	減少	⑥	【再掲】BMI20以下の高齢者(65歳以上)の割合	16.8%	R1	13.0%
	社会活動を行っている高齢者の増加								
	地域の行事や活動に参加している人の割合(70歳以上)	35.0%	R4	増加	②	いずれかの社会活動(就労・就学を含む)を行っている高齢者(65歳以上)の割合	なし	—	R6から10%の増加
女性の健康づくり	20～30歳代女性のやせの減少								
	【再掲】20～30歳代女性のやせの割合	14.2%	R4	減少	⑤	【再掲】BMI18.5未満の20～30歳代女性の割合	18.1%	R1	15.0%
	骨粗しょう症検診受診率の向上								
	骨粗しょう症検診受診率	8.1%	R4	15.0%	⑳	骨粗しょう症検診受診率	5.3%	R3	15.0%
	生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している女性の減少								
	【再掲】1日当たりの純アルコール摂取量が20g以上の女性の割合	8.6%	R4	減少	⑪	【再掲】1日当たりの純アルコール摂取量が20g以上の女性の割合	9.1%	R1	6.4%
	【再掲】妊娠中の喫煙率・飲酒率の減少					妊娠中の喫煙をなくす			
	【再掲】妊娠中の喫煙率	2.4%	R4	減少	⑤	妊婦の喫煙率	1.9%	R3	0%
	【再掲】妊娠中の飲酒率	0.3%							

【データソース】

- ① 佐賀市健康づくり課調べ
- (平成24年度厚生労働科学研究費補助金による健康寿命の算定方法の指針)
- ② 市民意向調査
- ③ 保健統計年報(佐賀県)
- ④ 学校保健統計
- ⑤ プレママアンケート
- ⑥ 30代の検診・佐賀市国民健康保険の特定検診結果
- ⑦ 佐賀市国民健康保険の特定検診結果
- ⑧ 佐賀市食育推進基本計画
食育に関するアンケート調査(20～69歳)
- ⑨ 特定検診問診票による聞き取り(佐賀市)
- ⑩ 佐賀県公式ウォーキングアプリ「SAGATOCO」
- ⑪ 30代の検診・特定検診問診票による聞き取り(佐賀市)
- ⑫ 全国体力・運動能力、運動習慣等調査
- ⑬ 地域における自殺の基礎資料(自殺日、居住地)
- ⑭ ヘルシースマイル佐賀21
- ⑮ 佐賀市歯周病検診
- ⑯ 佐賀市がん検診結果
- ⑰ 佐賀市健康づくり課調べ
- ⑱ 特定検診等データ管理システム
《国保連合会 法定報告》
- ⑲ 人工透析患者数調(佐賀県)
- ⑳ スマート・ライフ・プロジェクト HP
- ㉑ 佐賀県健康福祉政策課調べ
- ㉒ 佐賀中部広域連合認定審査会データ
- ㉓ 佐賀市骨粗しょう症検診

3 保健予防

(1) 概要

高齢化の急速な進展や過食、偏食等の食生活の変化などに伴い、疾病構造も変化し、疾病全体に占めるがん、心疾患、脳血管疾患等の生活習慣病による死亡者数が増加し、その割合は全死因の約半数を占めています。また、医療費に占める割合も国民医療費の約 3 分の 1 となっており、生活習慣病の予防に重点を置いた取組が重要かつ喫緊の課題となっています。

そこで、本市においても健康寿命の延伸をめざし、栄養・運動等の生活習慣改善を支援するための情報発信や健康教室等の実施、また、糖尿病をはじめとする生活習慣病の発症予防と重症化予防に努めています。

○ 佐賀市における主要死因別死亡者数・死亡割合（令和 5 年）

順 位	主 要 死 因	死亡者数 (人)	割 合 (%)
1	悪性新生物	697	23.1
2	心疾患	371	12.3
3	老衰	364	12.1
4	脳血管疾患	207	6.9
5	肺炎	170	5.6
6	誤嚥性肺炎	99	3.3
7	アルツハイマー病	73	2.4
8	新型コロナウイルス感染症	70	2.3
9	不慮の事故	59	2.0
10	腎不全	48	1.6
	その他	858	28.4
合 計		3,016	100.0

(2) 健康診査事業・結核予防事業の実施状況（令和 6 年度）

健(検)診 の 種 類	対象者	健(検)診内容	1 人当たりの経費(税込) (自己負担額を含む) (円)	うち自己 負担額 (円)
特定健診	佐賀市国民健康保険の加入者で 40～74 歳の者	〔必須〕問診、身体計測、理学的検査、血圧測定、尿検査、血液検査 〔詳細〕心電図、貧血、クレアチニン、眼底検査	(集団) 6,604	1,000
			(個別) 8,382	

健康増進法 に基づく 健康診査	40 歳以上の者で生 活保護世帯に属す る者等	〔必須〕問診、身体計測、理学的 検査、血圧測定、尿検査、血液検 査 〔詳細〕心電図、貧血、クレアチ ニン、眼底検査	(集団)	6,604	無 料	
			(個別)	8,382		
30 代の健診	30～39 歳の者	問診、身体計測、血圧測定、尿 検査、血液検査 新規：B 型 C 型肝炎ウイルス検査 C 型のみ：C 型肝炎ウイルス検査 B 型のみ：B 型肝炎ウイルス検査	(集団)	30～39 歳の新規 30～39 歳の C 型のみ 30～39 歳の B 型のみ 30～39 歳の継続	7,798 6,830 6,478 5,453	700
肝 炎 ウイルス 検 査	佐賀市国保の特定 健診、後期高齢者 健診又は健康増進 法に基づく健康診 査受診者	新規：B 型 C 型肝炎ウイルス検査 C 型のみ：C 型肝炎ウイルス検査 B 型のみ：B 型肝炎ウイルス検査	(集団)	40 歳以上の新規 40 歳以上の C 型のみ 40 歳以上の B 型のみ	2,345 1,377 1,025	無 料
結核検診	65 歳以上で肺がん 検診を受診する者	胸部 X 線検査	(集団)		1,412	無 料
肺がん検 診	40 歳以上の者	胸部 X 線検査 ハイリスク者には、3 日間 連続の喀痰検査	(集団)	撮影+読影 読影 喀痰	1,937 577 2,550	無 料
胃がん検 診	40 歳以上の者	胃部 X 線検査	(集団)		4,897	無 料
	50・52・54・56・ 58・60・62・64・ 66・68 歳の者	胃内視鏡検査	(個別)		17,574	4,000
子宮がん 検診	20 歳以上の女性	視診、内診、細胞診	(集団)	頸がん	4,374	500
			(個別)	頸がん	5,841	1,300
				頸がん・体がん	9,471	2,100
				細胞診検査	2,163	
H P V 検 査	30 歳以上で子宮頸 がん検診を受診す る者	ウイルス検査	(集団)		3,960	1,000
			(個別)		3,960	
乳がん 検診	40 歳以上の女性	マンモグラフィ (40 歳代は 2 方向、50 歳以上は 1 方向撮影)	(集団)	X 線検査 (1 方向)	4,051	500
				X 線検査 (2 方向)	6,062	
			(個別)	X 線検査 (1 方向)	4,726	
				X 線検査 (2 方向)	6,626	
大腸がん 検診	40 歳以上の者	便潜血検査 (2 日法)	(集団)		1,672	無 料
			(個別)	(検診)		
				令和 6 年 5 月まで	2,880	
				令和 6 年 6 月以降 (検査)	3,201 1,342	
前立腺 がん検診	50 歳以上の男性 ＊ 佐賀市国保の特 定健診、後期高齢 者健診又は生活保 護者の健診との同 時実施	P S A 検査	(集団)		1,980	500
			(個別)	令和 6 年 5 月まで 令和 6 年 6 月以降	2,948 2,915	
骨粗し ょう症検診	40・45・50・55・60・ 65・70 歳の女性	骨量測定 (X 線検査又は超音波検査)	(集団)		1,980	500
			(個別)		5,156	1,400
歯周病 検診	20 歳以上の者	歯科医師の診察及び歯科衛生士 のブラッシング指導	(集団)	歯科医師の診察(委託) ブラッシング指導(直営)	3,364 1,964	無 料
	40・50 歳の者		(個別)		4,070	

健（検）診 の種類	受診者数 （人）				再掲：要精密者数 （人）
		積極的 支援	動機付 け支援	情報提供	
特定健診	9,890	298	964	8,628	1,771
健康増進法に 基づく健康診査	50	3	3	44	14

※精密結果は、令和7年5月末現在の数値を掲載

健（検）診 の種類	受診者数 （人）	要精密者 数 （人）	要精密 率 （%）	精 密 結 果 内 訳（人）				
3 0 代の健診	361	37	10. 2	要医療	要観察・要指導		異常なし	
				5	6		4	
肝炎ウイルス 検査	787							
結核検診	6, 012	82	1. 4	活動性	陳旧性		その他	異常なし
				0	0		47	10
肺がん検診	9, 120	131	1. 4	肺がん	がん疑い		その他	異常なし
				1	7		51	41
胃がん検診	3, 001 (再掲:内視 鏡) (156)	193 (7)	6. 4 (4. 5)	胃がん	がん疑い		その他	異常なし
				3	2		109	10
子宮がん検診	9, 013 (再掲:体 部) (401)	396 (6)	4. 4 (1. 5)	子宮がん	高度異形 成(CIN3) (上皮内が ん含む)	軽～中等 度異形成 (CIN1～ 2)	その他	異常なし
				3	34	145	65	44
HPV検査	5, 244							
乳がん検診	6, 332	353	5. 6	乳がん	がん疑い		その他	異常なし
				12	2		114	130
大腸がん検診	10, 310	718	7. 0	大腸がん	がん疑い		その他	異常なし
				15	3		312	57
前立腺がん検診	2, 554	250	9. 8	前立腺 がん	がん疑い		その他	異常なし
				12	0		80	40
骨粗しょう症検 診	754	110	14. 6	骨粗鬆症	骨粗鬆症以外		異常なし	
				29	7		7	
歯周病検診	553	349	63. 1	治療	経過観察		指導	他機関紹介
				105	20		3	1

4 予防接種事業

予防接種事業の概要（令和 6 年度）

法	種 別	対象者	対象者数 (人)	接種者数 (人)	接種率 (%)	医療機関委託料 (接種 1 回当たり)		自己負担額	実施時期
						4 月～5 月	6 月～3 月		
予 防 接 種 法	ロタウイルス	ロタリックス （2 回接種）： 生後 6 週 0 日 後から生後 24 週 0 日後まで ロタテック （3 回接種）： 生後 6 週 0 日 後から 32 週 0 日後まで	1,391	1,526 (3,284)	109.7	ロタリックス 16,500 円 ロタテック 11,473 円	ロタリックス 16,566 円 ロタテック 11,539 円	無料	通 年
	接種者数の（）は、延接種者数								
	B C G	1 歳に至るまで	1,477	1,399	94.7	12,815 円	12,881 円		
	B 型肝炎	1 歳に至るまで	4,173	4,107	98.4	8,459 円	8,525 円		
	ヒブ （インフルエンザ 菌 b 型）	生後 2 か月か ら 5 歳に至る まで 接種者数の （）は、延接 種者数	2,912	1,322 (1,616)	55.5	3 歳の誕生日 の前々日まで 11,265 円 3 歳以上 9,835 円	3 歳の誕生日 の前々日まで 11,331 円 3 歳以上 9,901 円		
	小児用肺炎球菌	生後 2 か月か ら 5 歳に至る まで 接種者数の （）は、延接 種者数	5,629	2,702 (5,541)	98.4	3 歳の誕生日 の前々日まで 13,750 円 3 歳以上 12,320 円	3 歳の誕生日 の前々日まで 13,816 円 3 歳以上 12,386 円		
	五種混合 （ジフテリア 百日咳 破傷風 不活化ポリオ ヒブ）	生後 2 か月か ら 7 歳 6 か月 に至るまで	5,564	3,872	69.6	3 歳の誕生日 の前々日まで 22,242 円 3 歳以上 20,812 円	3 歳の誕生日 の前々日まで 22,308 円 3 歳以上 20,878 円		

法	種 別	対象者	対象 者数 (人)	接種 者数 (人)	接種 率 (%)	医療機関委託料 (接種1回当たり)		自己 負担 額	実施時期
						4 月～5 月	6 月～3 月		
予 防 接 種 法	四種混合 (ジフテリア 百日咳 破傷風 不活化ポリオ)	生後 2 か月か ら 7 歳 6 か月 に至るまで	6,804	2,092	30.7	3 歳の誕生日 の前々日まで 13,442 円 3 歳以上 12,012 円	3 歳の誕生日 の前々日まで 13,508 円 3 歳以上 12,078 円	無料	通 年
	不 活 化 ポ リ オ	生後 2 か月か ら 7 歳 6 か月 に至るまで	0	0	0	3 歳の誕生日 の前々日まで 11,825 円 3 歳以上 10,395 円	3 歳の誕生日 の前々日まで 11,891 円 3 歳以上 10,461 円		
	麻 し ん ・ 風 し ん	第 1 期：1 歳か ら 2 歳に至る まで	1,509	1,370	90.8	12,320 円	12,386 円		
		第 2 期：5 歳か ら 7 歳に至る までの小学校 就学前の 1 年 間にある者	1,953	1,817	93.0	10,890 円	10,956 円		
	風 し ん	第 5 期：昭和 37 年 4 月 2 日から 昭和 54 年 4 月 1 日生まれの男 性	16,177	抗体検査数 582 接種者数 163(131)		7,348 円 (10,890 円)	7,414 円 (10,956 円)		
		接種者数の () は、麻しん風しん混合 接種者数				() は麻しん風しん混合接種			
水痘	1 歳から 3 歳に 至るまで	3,138	2,715	86.5	3 歳の誕生日 の前々日まで 10,780 円 3 歳以上 9,350 円	3 歳の誕生日 の前々日まで 10,846 円 3 歳以上 9,416 円			

法	種 別	対 象 者	対 象 者 数 (人)	接 種 者 数 (人)	接 種 率 (%)	医 療 機 関 委 託 料 (接種1回当たり)		自 己 負 担 額	実 施 時 期
						4 月～5 月	6 月～3 月		
予 防 接 種 法	日 本 脳 炎	第1期：生後6 か月から7歳6 か月に至るまで	15,311	5,812	38.0	3歳の誕生日 の前々日まで 9,240円	3歳の誕生日 の前々日まで 9,306円	無料	通 年
		第2期：9歳か ら13歳に至る まで (標準接種：小 学4年生)	3,002	2,161	72.0	3歳以上 7,810円	3歳以上 7,876円		
	二 種 混 合 (ジフテリア 破傷風)	11歳から13歳 に至るまで(標 準接種：小学6 年生)	2,021	1,926	95.3	5,830円	5,896円		
	H P V (子 宮 頸がん 予防)	小学6年から高 校1年に相当す る女子 接種者数の() は、延接種者数	4,986	1,207 (2,017)	24.2	2価(サーバリ ックス)、 4価(ガーダシ ル) 17,017円	2価(サーバリ ックス)、 4価(ガーダシ ル) 17,083円		
		キャッチアップ 接種者 ※1 接種者数の() は、延接種者数	9,197	2,855 (6,282)	31.0	9価(シルガード9) 26,939円	9価(シルガード9) 27,005円		

法	種 別	対象者	対象 者数 (人)	接種 者数 (人)	接種 率 (%)	医療機関委託料 (接種1回当たり)		自己 負担 額	実施時期
						4月～5月	6月～3月		
予 防 接 種 法	高 齢 者 肺 炎 球 菌	65 歳 ※2	2,786	610	21.9	6,120 円 (生活保護者は 自己負担額が無 料のため 8,620 円)	6,186 円 (生活保護者は 自己負担額が無 料のため 8,686 円)	2,500 円	通 年
		60 歳以上 65 歳 未満で特定の障 害を有する者	142	2	1.4				
	インフ ルエン ザ	65 歳以上又は 60 歳以上 65 歳 未満で特定の障 害を有する者	66,979	34,186	51.0		3,923 円 (生活保護者は 自己負担額が無 料のため 5,423 円)	1,500 円	10 月 ～ 1 月
	新型コ ロナウ イルス	65 歳以上又は 60 歳以上 65 歳 未満で特定の障 害を有する者	66,979	8,829	13.2		13,576 円 (生活保護者は 自己負担額が無 料のため 15,576 円)	2,000 円	10 月 ～ 3 月

○接種方法は個別接種です。

○予防接種に係る業務委託先は、県医師会、県国保連合会（支払事務）、その他医療機関、養護老人ホーム等です。

○周知の方法：「市報さが」やホームページに予防接種の記事を掲載し、周知徹底を図っています。

・麻疹及び風しん（2 期、5 期）、二種混合、日本脳炎（2 期・特例対象者）、高齢者肺炎球菌は、個別通知します。

・HPV（子宮頸がん予防）ワクチンの定期接種対象者については、小学 6 年生及び高校 1 年生の未完了者を対象に個別通知します。

・乳幼児の予防接種については出生の翌月に予防接種手帳を送付します。

※1 HPV キャッチアップ接種対象者は、接種勧奨差し控えの期間に接種を逃した平成 9.4.2～平成 20.4.1 生まれの女子です。

※2 高齢者肺炎球菌については、令和 6 年度より接種日時点で 65 歳の者が対象です。

5 佐賀市保健福祉会館

佐賀市では、市民の健康の増進及び福祉の向上に寄与することを目的として、佐賀市保健福祉会館（愛称：ほほえみ館）を設置している。

現在ほほえみ館内には、福祉団体等の事務所があり、保健と福祉の拠点（情報の発信地）として、市民サービスの向上に努めている。

その他、館内には生涯学習施設を設けており、有料で貸し出している。

(1) 施設の概要

- | | |
|--------|---------------------------------------|
| ① 所在地 | 佐賀市兵庫北三丁目 8 番 36 号 (TEL 0952-30-0100) |
| ② 建物構造 | 鉄筋コンクリート造 4 階建て |
| ③ 延床面積 | 5,642 m ² |
| ④ 総事業費 | 24 億 8,999 万 8 千円・・・地域福祉推進特別対策事業 |
| ⑤ 建設期間 | 平成 4 年度から平成 6 年度 |
| ⑥ 竣工 | 平成 6 年 10 月 |
| ⑦ 供用開始 | 平成 7 年 4 月 |

(2) 利用案内

- | | |
|---------|--|
| ① 開館時間 | 午前 9 時から午後 5 時 30 分（利用時間は午前 9 時から午後 5 時） |
| ② 休館日 | 年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日） |
| ③ 使用申込み | 使用日の 6 月前の日の属する月の初日から受付 |

(3) 貸室の概要及び使用料

室 名	面 積	収 容 人 員	午前 9 時から 正 午 ま で	午後 1 時から 午後 5 時まで	午前 9 時から 午後 5 時まで
① 教養講座室(和室)	125 m ²	70 人	2,200 円	3,300 円	5,500 円
② 健康料理講習室	125 m ²	50 人	2,200 円	3,300 円	5,500 円
③ 視聴覚室	204 m ²	100 人	3,300 円	4,400 円	7,700 円
④ 音楽演劇室	83 m ²	32 人	2,200 円	3,300 円	5,500 円
⑤ 趣味の講座室	83 m ²	32 人	2,200 円	3,300 円	5,500 円
⑥ 軽スポーツ室	270 m ²	150 人	3,300 円	4,400 円	7,700 円
			(個人利用) 1 回につき 210 円		

(4) 貸室の利用実績

利用区分		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度	
		利用 件数 (件)	利用 人員 (人)	利用 件数 (件)	利用 人員 (人)	利用 件数 (件)	利用 人員 (人)	利用 件数 (件)	利用 人員 (人)
一般貸出	① 教養講座室(和室)	148	1,544	70	1,460	58	1,264	67	1,385
	② 健康料理講習室	57	724	47	628	48	684	51	833
	③ 視聴覚室	60	2,481	67	2,855	70	3,504	95	3,758
	④ 音楽演劇室	111	2,023	166	2,990	176	2,908	178	2,927
	⑤ 趣味の講座室	254	4,699	258	4,360	239	3,746	233	2,833
	⑥ 軽スポーツ室	120	2,950	114	2,311	121	2,757	124	2,907
	小計	750	14,421	722	14,604	712	14,863	748	1,4643
事業利用	① 教養講座室(和室)	0	0	10	370	12	658	0	0
	② 健康料理講習室	21	471	12	414	12	427	14	466
	③ 視聴覚室	30	546	21	326	6	168	6	168
	④ 音楽演劇室	0	0	0	0	0	0	0	0
	⑤ 趣味の講座室	0	0	0	0	0	0	0	0
	⑥ 軽スポーツ室	27	192	25	346	22	418	27	527
	小計	78	1,209	68	1,456	52	1,671	47	1,161
合計	① 教養講座室(和室)	148	1,544	80	1,830	70	1,922	67	1,385
	② 健康料理講習室	78	1,195	59	1,042	60	1,111	65	1,299
	③ 視聴覚室	90	3,027	88	3,181	76	3,672	101	3,926
	④ 音楽演劇室	111	2,023	166	2,990	176	2,908	178	2,927
	⑤ 趣味の講座室	254	4,699	258	4,360	239	3,746	233	2,833
	⑥ 軽スポーツ室	147	3,142	139	2,657	143	3,175	151	3,434
	合計	828	15,630	790	16,060	764	16,534	795	15,804

6 保健センター

佐賀市では、市民に密着した総合的な健康づくり対策を推進し、市民の健康増進を図ることを目的として、保健センターを設置し、各種健診や健康相談・健康教室を行っている。

(1) 保健センター施設概要

名 称	住 所	建設年	建物（延床）面積	構 造	備 考
富士保健運動センター	富士町大字古湯 2685 番地 （富士支所内）	平成 21 年 (2009)	193.29 m ²	鉄筋コンクリート 3 階建（2 階の一部）	保健相談室、子育て支援室、健康増進室、男女更衣室、シャワー室
三瀬保健センター	三瀬村藤原 3882 番地 6	平成 14 年 (2002)	755.91 m ²	木造平屋建	事務室、診察室、調理実習室、多目的ホール、流水浴施設、会議室、リラクゼーションルーム
川副保健センター	川副町大字鹿江 442 番地	昭和 60 年 (1985)	761.31 m ²	鉄筋コンクリート 2 階建	事務室、診察室、集団指導室、保健指導・健康相談室、多目的室、会議室
東与賀保健センター	東与賀町大字 下古賀 1193 番地 （東与賀保健福祉センター内）	平成 4 年 (1992)	630.00 m ² (2 階含む) 1,159.49 m ²	鉄筋コンクリート 2 階建（1 階部分）	事務室、診察室、歯科検診室、消毒室、機能訓練室、集団指導室、健康相談室、調理実習室
久保田保健センター	久保田町大字新田 3323 番地	平成 12 年 (2000)	740.30 m ²	鉄骨平屋建	事務室、資料室、診察室、検尿室、消毒室・薬品保管庫、保健相談室兼指導室、栄養指導室、多目的ホール

※平成 28 年(2016 年)3 月末日 諸富保健センター・大和健康管理センター廃止

令和 7 年(2025 年)3 月末日 久保田保健センター廃止

(2) 保健センター利用人数

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
富士保健運動センター	766 人	794 人	579 人	714 人
三瀬保健センター	5,565 人	4,999 人	5,428 人	5,215 人
川副保健センター	2,535 人	2,927 人	3,325 人	3,279 人
東与賀保健センター	7,946 人	4,226 人	4,036 人	3,970 人
久保田保健センター	3,836 人	5,447 人	2,645 人	3,065 人
計	20,648 人	18,393 人	16,013 人	16,243 人

7 佐賀勤労者総合福祉センター

佐賀勤労者総合福祉センター（愛称：メートプラザ佐賀）は、勤労者に教養・文化、研修、スポーツ等の活動の場を提供し、勤労者福祉の充実と勤労意欲の向上を図るため、平成 2 年 12 月、当時の雇用促進事業団により建設された施設である。

その後、平成 15 年 7 月 31 日に佐賀市に譲渡され、以降は市民の健康増進及び福祉向上を目的に利用されている。

また、平成 18 年 4 月からは「指定管理者制度」を導入しており、現在まで㈱マベックを指定管理者に指定し、施設の管理を行っている。

(1) 施設の概要

- ① 所在地 佐賀市兵庫北三丁目 8 番 40 号（Tel 33-0003）
- ② 敷地面積 4,500 m²
- ③ 建物構造 鉄筋コンクリート造 2 階建て
- ④ 建物総面積 2,203.606 m²
- ⑤ 建設費総額 7 億 9,500 万円
- ⑥ 竣工 平成 2 年 12 月 25 日

(2) 利用案内

- ① 開館時間 午前 9 時～午後 9 時
 - ② 休館日 年末年始（12 月 29 日～翌年 1 月 3 日）
 - ③ 使用申込み 使用日の 6 月前の日の属する月の初日から受付
- ※ 多目的ホールでの体育利用は、使用日の 1 月前からの受付

(3) 貸室の概要及び使用料

室 名	面積	収容 人員	利用形態	午前 9 時から 正 午 ま で	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 9 時まで
①教養文化室	93 m ²	48 人		1,900 円	2,620 円	2,620 円
②視聴覚室	96 m ²	48 人		1,270 円	1,750 円	1,750 円
③研修室	79 m ²	48 人		1,900 円	2,620 円	2,620 円
④大会議室	98 m ²	72 人		2,620 円	3,850 円	3,850 円
⑤小会議室	43 m ²	12 人		1,200 円	1,900 円	1,900 円
⑥多目的ホール	493 m ²	406 人	ホール利用	7,030 円	9,670 円	9,670 円
			体育利用	1,270 円	1,750 円	1,750 円
⑦多目的室	80 m ²	48 人		1,900 円	2,620 円	2,620 円

(4) 貸室の利用実績

区 分	令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度	
	件数 (件)	人員 (人)	件数 (件)	人員 (人)	件数 (件)	人員 (人)	件数 (件)	人員 (人)	件数 (件)	人員 (人)
①教養文化室	384	5,598	413	6,305	394	6,690	443	7,560	515	6,754
②視聴覚室	445	8,465	616	12,124	713	15,007	726	15,858	715	13,418
③研修室	439	7,512	534	10,157	605	12,811	626	13,584	612	10,094
④大会議室	470	15,433	566	17,448	654	18,550	641	23,162	614	16,742
⑤小会議室	537	4,031	613	4,670	724	4,773	672	4,716	599	3,786
⑥多目的ホール	559	55,539	644	54,185	677	71,116	811	94,798	780	73,007
⑦多目的室	551	9,857	621	11,536	671	12,781	708	13,767	655	11,665
計	3,385	106,435	4,007	116,425	4,438	141,728	4,627	173,445	4,490	135,466

8 高齢者の福祉

(1) 高齢者人口の推移

高齢者人口は年次を追って増加している。

年 度	人口総数 (人)	高齢者人口区分（65 歳以上）（人）					総数に対 する比率 (%)
		65 歳～ 69 歳	70 歳～ 74 歳	75 歳～ 79 歳	80 歳 以上	計	
令和 2 年度	230,970	15,834	16,722	11,338	22,086	65,980	28.57
令和 3 年度	229,433	15,410	17,134	11,297	22,647	66,488	28.98
令和 4 年度	228,553	14,894	16,811	12,069	22,759	66,533	29.11
令和 5 年度	227,066	14,645	16,229	13,008	22,903	66,785	29.41
令和 6 年度	225,700	14,304	15,530	14,020	22,967	66,821	29.61

（住民基本台帳人口：各年度 3 月末現在）

(2) 高齢者の実態 ※佐賀市高齢者実態調査による

① 調査対象

調査対象者
48,609 人

※令和 6 年 4 月 1 日に 70 歳以上で、民生委員
による訪問調査の対象となった方

② 在宅状況

在宅高齢者	入院中	施設入所中	その他
42,421 人	1,063 人	2,758 人	2,367 人

③ 在宅高齢者の状況

世 帯 構 成	該 当 者 数
一人暮らし	8,878 人
高齢者のみ世帯人員	16,082 人
家族と同居	17,461 人
計	42,421 人

(3) 老人クラブ

① 老人クラブ数及び会員数

(令和 7 年 3 月現在)

年 度	60 歳以上人口 (A)	老人クラブ数	会員数 (B)	加入率 (B/A)
令和 6 年度	81,070 人	236	8,367 人	10.3%

② 校区別老人クラブ結成状況

(令和 7 年 3 月現在)

校 区 名	クラブ数	会員数 (人)	校 区 名	クラブ数	会員数 (人)
勸 興	15	489	蓮 池	4	130
循 誘	5	161	新 栄	6	242
日 新	0	0	若 楠	6	286
赤 松	3	65	開 成	0	0
神 野	5	236	諸 富	21	954
西 与 賀	7	319	大 和	8	302
嘉 瀬	16	543	富 士	11	520
巨 勢	6	234	三 瀬	6	288
兵 庫	11	347	中 川 副	13	385
高 木 瀬	8	361	大 詫 間	0	0
北 川 副	5	67	南 川 副	10	250
本 庄	8	246	西 川 副	9	304
鍋 島	12	386	東 与 賀	10	334
金 立	7	275	久 保 田	15	405
久 保 泉	9	238			

(4) 老人福祉センター・老人いこいの家

本市に老人福祉センター・老人いこいの家を設置し、老人の健康増進、各種相談、教養の向上、レクリエーション等の場として利用されている。

区 分	老人福祉法第 15 条 5 項に基づく老人福祉センター				
名 称	設 置 者	設置年月日	敷 地 面 積	収 容 人 員	令和 6 年度 利用 状 況
所 在 地 (電話番号)	管理運営	構 造	建 物 延面積		1 日 平 均 利 用 数
いきがい館巨勢 (佐賀市巨勢老人福祉センター)	佐 賀 市	昭和 43 年 5 月 10 日 平成 12 年 12 月改築	3,791 m ²	250 人	人 16,893
佐賀市巨勢町大字高尾 83 番 地 7 (TEL 24-5433)	市社会福 祉協議会	鉄骨造 平家建	800 m ²		58

名 称	設 置 者	設置年月日	敷 地 面 積	収 容 人 員	令和6年度 利用状況
所 在 地 (電話番号)	管理運営	構 造	建 物 延面積		1 日 平 均 利 用 数
いきがい館平松 (佐賀市平松老人福祉センター)	市社会福祉協議会	昭和 53 年 2 月 13 日	3,445 m ²	160 人	人 30,239
佐賀市末広二丁目 12 番 5 号 (TEL 22-0441)	市社会福祉協議会	鉄筋コンクリート造 平家建	598 m ²		103
いきがい館開成 (佐賀市開成老人福祉センター)	佐 賀 市	平成 6 年 4 月 1 日	3,665 m ²	200 人	6,482
佐賀市鍋島町大字森田 27 番 地 5 (TEL 32-1730)	市社会福祉協議会	鉄筋コンクリート造 平家建	955 m ²		23
いきがい館大和 (佐賀市大和老人福祉センター)	佐 賀 市	昭和 54 年 3 月 25 日	2,488 m ²	520 人	6,155
佐賀市大和町大字久池井 2970 番地 (TEL 62-0461)	市社会福祉協議会	鉄筋コンクリート造 2 階建	1,218 m ²		21

区 分	老人いきいの家の設置運営について（厚生省社会局長通知）に基づく老人いきいの家				
名 称	設 置 者	設置年月日	敷 地 面 積	収 容 人 員	令和6年度 利用状況
所 在 地 (電話番号)	管理運営	構 造	建 物 延面積		1 日 平 均 利 用 数
いきがい館金立 (佐賀市金立いきいの家)	佐賀市	昭和 47 年 5 月 1 日	4,013 m ²	150 人	人 6,920
佐賀市金立町大字千布 2314 番地 1 (TEL 98-0540)	市社会福祉協議会	鉄筋コンクリート造 平家建	531 m ²		24

(5) 高齢者福祉事業

区 分	事 業 名	事 業 の 概 要	対 象
高齢者の自立生活支援	高齢者保健福祉計画策定経費	令和5年度に策定した「佐賀市高齢者保健福祉計画」を、令和6年度から令和8年度まで実行・管理を行う	—
	高齢者住宅等安心確保経費	高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)に居住する高齢者に対し、生活援助員を派遣して、生活指導・相談、安否確認、一時的な家事援助、緊急時の対応等のサービスを提供し、在宅生活を支援する	自炊が可能な程度の健康状態であるが身体機能の低下等又は高齢等のため独立して生活するには不安があると認められる高齢者
	寝具洗濯乾燥消毒サービス事業	寝具類の洗濯乾燥消毒を年2回実施する	概ね65歳以上の単身世帯及び高齢者のみ世帯、又は身体障がい者の方で、寝具の衛生管理が困難な市県民税非課税世帯の方
	日常生活用具等経費	介護保険で給付対象とならない電磁調理器・火災警報器・自動消火器を給付する	概ね65歳以上の心身機能の低下に伴い防災等の配慮が必要な一人暮らし高齢者等で市県民税非課税世帯の方
	高齢者実態調査事業	高齢者施策の資料とするため、高齢者の世帯状況・身体状況等の実態を調査する(令和7年度については中部広域連合から郵送調査が行われるため実施しない)	令和5年度:65歳以上の在宅の方 令和6年度:70歳以上の在宅の方
	安否確認事業	安否確認が必要な高齢者等に対して、定期的に居宅に訪問し、当該利用者の安否を確認し、異常があった場合は関係機関への連絡を行う	安否確認が必要かつ、概ね65歳以上の単身、高齢者のみ世帯又はこれに準ずる世帯に属する高齢者の方
	緊急通報システム整備経費	在宅の高齢者等が、佐賀市緊急通報システムを利用することで、緊急時の即応体制を整え、高齢者等の不安を解消し、生活の安全の確保を図る	概ね65歳以上の高齢者のみ世帯又は日中独居の高齢者で身体病弱な者、及び身体障がい者で緊急事態に機敏に行動することが困難な方

区 分	事 業 名	事 業 の 概 要	対 象
高齢者の自立生活支援	軽度生活援助事業	一人暮らしや高齢者のみ世帯などで生活支援が必要な方に軽易な援助を行うことにより、自立した生活の継続と要介護状態への進行を防止する	概ね 65 歳以上の一人暮らし及び高齢者のみ世帯等の方※介護保険の要支援・要介護者は利用できない
	老人ホーム措置経費	家庭環境などの事情によって自宅での生活が困難な方を養護老人ホームに措置する	概ね 65 歳以上で、環境上及び経済的な理由により自宅での生活が困難な方
	老人ホーム入所審査経費	養護老人ホーム等への入所措置の適性を図る	老人ホーム入所審査会開催に要する経費
	生活支援ハウス運営経費	職員が 24 時間常駐し、入居者に対し、日常生活の援助、緊急時の対応、必要なサービス利用手続きの援助等の生活支援を行う	60 歳以上の単身世帯、夫婦のみの高齢者世帯及び家族による援助を得ることが困難な方で、高齢等により独立して生活するには不安のある方
	はり・きゅう・マッサージ扶助事業	施術院によるあん摩、はり、きゅう等の施術を受ける 65 歳以上の高齢者に対し、1 回につき 1,000 円、年度内 30 回までを助成する施術券を交付する	65 歳以上の方
	地域包括支援センター運営経費	地域の高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行うために、地域包括支援センターを直営で運営する	概ね 65 歳以上の方
	成年後見制度利用支援経費	成年後見制度に関する相談支援や広報啓発を行い、成年後見制度の利用に関して、特に必要と認められる方を対象に、後見人等の申立て支援や後見人等に支払う報酬を助成する	65 歳以上の方
	生活・介護支援サポーター養成事業	市民向けに地域づくり、福祉・介護に関する知識や技術についての講座を開催し、地域で高齢者を支える生活・介護支援サポーターを養成する	一般市民

区 分	事 業 名	事 業 の 概 要	対 象
高齢者の自立生活支援	生活支援体制整備事業	第1層協議体（佐賀市介護予防・生活支援推進協議会）を設置、第2層生活支援コーディネーターを配置し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活していくことができるよう、地域づくりを推進する	一般市民
	医療連携相談支援事業	高齢者が、医療や介護が必要となっても住み慣れた地域で最期まで暮らすことができるよう、佐賀市在宅医療・介護連携支援センターの設置(令和6年度から高齢福祉課内に設置)や多職種連携研修会の実施等により、関係団体とともに医療と介護の切れ目のない連携を推進する	一般市民・医療関係者・介護関係者
	高齢者福祉施設マップ更新事業	介護保険施設や在宅の高齢者施設等の施設情報をいつでも閲覧できるようにするため、佐賀市ホームページに掲載している「高齢者福祉施設マップ」の施設情報を更新する	一般市民
	入院時コミュニケーション支援事業	重度のALS（筋萎縮性側索硬化症）患者が保険医療機関に入院した場合に、医師、看護師等と円滑な意思疎通が図れるよう支援することを目的として、当該患者とのコミュニケーションについて熟知している支援者がその入院中に付き添うために必要な費用の一部を補助する	要支援又は要介護認定を受けている重度のALS患者の方で、居宅サービス又は重度訪問介護を利用しており、入院にあたり特別なコミュニケーション技術による支援が必要な方
家族介護への支援	家族介護教室事業	高齢者を介護している家族等に対し、介護の悩みや具体的な関り方についての教室を開催し、知識や技術を習得していただくことにより、在宅生活の継続・向上を図る	高齢者を介護している家族や援助者
	介護用品支給事業	在宅で介護を受けている高齢者等に対して紙おむつ等の介護用品を支給することにより、高齢者の在宅生活の継続を支援する	65歳以上の要介護3、4または5の認定をもつ方で市県民税非課税世帯

区 分	事 業 名	事 業 の 概 要	対 象
介護予防の推進	生活支援サービス事業 (生活支援員派遣)	社会適応困難な高齢者に日常生活や家事に対する支援・指導を行う	概ね 65 歳以上の一人暮らし高齢者等で、日常生活の援助が必要と認められる方 ※介護保険の要支援・要介護者は利用できない
	生活支援サービス事業 (短期宿泊)	65 歳以上の人で、社会適応が困難な高齢者に短期間の宿泊で要介護状態への進行を予防し、日常生活での自立を促す	基本的習慣の欠如等で社会適応が困難になった、概ね 65 歳以上の方 ※介護保険の要支援・要介護者は利用できない
	高齢者ふれあいサロン事業	地域ボランティアの協力のもと、家に閉じこもりがちな高齢者等に対し、公民館等で健康増進活動・創作活動・娯楽活動等を実施し、高齢者の閉じこもりを防止し、生きがいづくりを支援する	家に閉じこもりがちな 概ね 65 歳以上の高齢者等
	認知症施策推進事業	ア．ものわすれ相談室 ものわすれに関する相談を受け、必要に応じて、早期に適切な医療や介護保険・福祉サービスなどに結びつける	ものわすれが気になる方やその家族
		イ．認知症サポーター養成講座 認知症サポーター養成講座を開催し、一般市民へ認知症についての正しい知識の普及を図る	一般市民・小中学校・各種団体・市職員等
		ウ．認知症サポーター・ステップアップ講座 認知症サポーターが、地域で具体的な支援活動を行うための更なる知識や活動の場に向けての心構えや対応方法を身につけるとともに、地域で認知症に関するボランティア活動ができる人材を育成する	認知症サポーター養成講座の受講修了者で地域のボランティア活動に理解や熱意がある方

区 分	事 業 名	事 業 の 概 要	対 象
介護予防の推進	認知症施策推進事業	エ．認知症地域支援推進員配置事業 医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐ役割を担う認知症地域支援推進員を配置し、医療と介護の連携強化及び地域における支援体制の構築を図る	認知症の方、または認知症の疑われる方及びその家族
		オ．チームオレンジコーディネーター配置 認知症の方や家族の支援ニーズと認知症サポーター・ステップアップ講座受講者を中心とした支援をつなぐコーディネーターの役割を担うチームオレンジコーディネーターを配置し、認知症の方やその家族の支援・社会参加を促す	認知症の方、または認知症の疑われる方及びその家族
		カ．認知症初期集中支援事業 専門職からなるチームを配置し、医療・介護等必要なサービスへつなぐため包括的・集中的に関わる	認知症の方、または認知症の疑われる方及びその家族
		キ．認知症ケアパス もの忘れが気になる方やその家族を対象に、早期受診・早期対応の必要性について啓発を行う。また、相談窓口や関連する支援サービスについての情報提供を行う	認知症の方、または認知症の疑われる方及びその家族
		ク．あんしん見守り事前登録事業 認知症等により行方不明になる恐れがある方の情報を市に登録してもらい、警察署等の関係機関と事前に情報共有しておくことで、行方不明等の早期発見及び保護につなげる	認知症などが原因で行方不明になる恐れがある高齢者等
	介護予防教室事業	ア．センター版元気アップ教室 高齢者の生活習慣の改善を図るとともに、運動習慣を身に付け介護予防につなげる。	65歳以上の方 (介護保険の要介護認定者は除く)

区 分	事 業 名	事 業 の 概 要	対 象
介護予防の推進	介護予防教室事業	イ．地域版元気アップ教室 高齢者の生活習慣の改善を図るとともに、運動習慣を身に付け介護予防につなげる、教室終了後は自主化につなげる	教室開催地区在住の65歳以上の方（お世話人は65歳未満でも参加可能）
		ウ．介護予防支援者養成講座 市が主催する体操を主体とした介護予防教室の支援者の養成・育成および支援者同士の交流機会を提供し、支援者が活動を継続できるよう技術的・精神的フォローを行う	市が主催する体操を主体とした介護予防教室終了後の自主グループのお世話人等
		エ．介護予防に資する通いの場支援 自主活動を継続中のグループに対し、運動等の技術指導のフォローを実施する	にこにこ運動教室、（地域版）元気アップ教室、転ばん教室終了後、自主化したグループ
		オ．脳いきいき健康塾自主グループ支援 自主活動を継続中のグループに対し、学習サポーターの配置や運営支援を実施する	脳いきいき健康塾終了後、自主化したグループ
	介護予防・生活支援サービス事業	ア．訪問型サービスB 掃除、洗濯、調理、薬の受け取りなど日常生活の困りごとに対する生活支援サービスを提供する団体に対し、助成を行う	介護保険の要支援認定者、事業対象者
		イ．訪問型サービスD 通所型サービスや一般介護予防事業における送迎を実施する団体に対し、助成を行う	
		ウ．通所型サービスB 運動やレクリエーションなどの介護予防に資する活動で、週に1回以上の通所をする団体に対し、助成を行う	
		エ．通所型サービスC 入浴や外出等の日常生活行動改善のための個別プログラムを専門職により短期間集中して実施する	

区 分	事 業 名	事 業 の 概 要	対 象
介護予防の推進	指定介護予防支援事業	要支援 1・要支援 2 認定者及び事業対象者に対し、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務を実施する	介護保険の要支援 1・要支援 2 認定者及び事業対象者
	高齢者健康教育事業	高齢者ふれあいサロンや老人クラブなどに出向き、介護予防のための健康教育を実施する	65 歳以上の方
	データ活用による介護予防推進事業	医療・介護や健診、高齢者実態調査のデータを活用し、フレイルの状態に応じたアプローチ等を実施する	65 歳以上の方
介護保険事業の円滑な推進	佐賀中部広域連合負担金	広域的な事務処理の共同化を推進することにより、介護保険制度の安定的かつ効率的な運用を図る	佐賀中部広域連合規約により、構成市町は、均等割 1 割、人口割 6 割、高齢者人口割 3 割の負担をする（一般経費分）
	介護保険関係経費	介護保険制度に関するシステム運用等の事務処理を行う	65 歳以上の方 40 歳～64 歳の要介護認定を受けた方
	社会福祉法人利用者負担減免事業	低所得の介護保険サービス受給者の利用者負担額を軽減した社会福祉法人に対し、軽減した額の一部を助成する	低所得者の介護保険サービスに係る利用者負担を軽減した社会福祉法人
	高齢者相談事業	高齢者とその家族を対象とした介護保険・高齢者福祉・生活支援サービスの相談窓口を設置し、サービスの充実・強化を図り、高齢者の在宅生活を支援する	概ね 65 歳以上の方
	地域介護施設開設補助事業 （佐賀市地域医療介護総合確保基金事業）	地域密着型サービス施設等の開設を行う法人に対して、整備助成及び間接準備経費等の一部を補助し、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進する	地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域密着型サービス施設等の開設を行う法人

区 分	事 業 名	事 業 の 概 要	対 象
高齢者の生きがいづくり・社会参加の促進	老人センター各種講座	ア．巨勢シルバーカレッジ事業 高齢者の生きがい対策として、健康料理、健康体操、郷土史、園芸等の講座をいきがい館巨勢で実施する	市内在住の 60 歳以上で学習意欲のある方
		イ．大和いきがい文化講座 高齢者の生きがい対策として、健康麻雀、体操、ヨガ等の講座をいきがい館大和で実施する	市内在住の 60 歳以上で学習意欲のある方
		ウ．金立いこいの家文化講座 高齢者の生きがい対策として、健康体操、郷土史、園芸等の講座をいきがい館金立で実施する	市内在住の 60 歳以上で学習意欲のある方
		エ．平松清風大学運営費補助金 高齢者の生きがい対策として、健康料理、健康体操、郷土史、園芸等の講座をいきがい館平松で実施する	高齢者の生きがいづくり・社会参加の促進
	高齢者スポーツ大会	高齢者の健康と生きがいを高めるため、毎年開催する	市内在住の 60 歳以上の方
	高齢者趣味の作品展	高齢者の趣味を通して生きがいを高めるため毎年実施する	60 歳以上の方（自作未発表の作品 1 人 1 点）
	敬老行事交付金	校区又は行政区で開催される敬老行事に対し助成する	市内の敬老行事開催町区及び老人ホーム施設

区 分	事 業 名	事 業 の 概 要	対 象
高齢者の 生きが いづく り・社 会参 加の促 進	敬老祝金	88 歳の高齢者及び最高齢者に敬老祝記念品を贈呈し、100 歳の高齢者に敬老祝金を支給する	最高齢者 記念品 88 歳 記念品 100 歳 50,000 円
	シルバー人材センター助成事業	高齢者の社会参加と生きがいづくりを目的に、会員に就労の場を提供するシルバー人材センターに助成を行う	概ね 60 歳以上の方
	高齢者バス優待乗車券購入助成事業	高齢者に対して、市交通局と昭和自動車(株)がそれぞれ発行する高齢者バス優待乗車券の購入費の一部を助成する	市内に住民登録がある 70 歳以上の方
	老人クラブ 助成事業	① 老人クラブ連合会運営補助金 地域を基盤とする高齢者の自主的な組織である老人クラブに対し補助金を交付する	60 歳以上の方
		② 単位老人クラブ補助金 地域を基盤とする高齢者の自主的な組織である単位老人クラブに対し補助金を交付する	老人クラブ会員
		③ 老人クラブ連合会活動促進事業補助金 ア. 老人クラブ連合会活動促進事業 老人クラブの組織や活動の充実を図るため、老人クラブ連合会に対し補助金を交付する	老人クラブ連合会
		イ. 健康づくり事業補助金 高齢者向けのスポーツや体力づくり、文化的活動などを通して高齢者の社会活動への参加意欲を高めるとともに、高齢者自らの健康づくりの増進を図る	老人クラブ会員

区 分	事 業 名	事 業 の 概 要	対 象
高齢者の生きがいきづくり・社会参加の促進	老人クラブ助成事業	ウ. 地域支え合い事業補助金 元気な高齢者が、一人暮らしや病弱な高齢者を訪問し、見守り活動や支援活動を行う友愛活動を実施し、高齢者の孤立を防ぎ、地域の支え合いを推進する。高齢者のネットワークづくり、老人クラブの広報と加入促進活動として、機関紙を発行する。次世代育成支援活動として、地域の小学生と交流を図るとともに、高齢者自身の生きがいきづくりを促進する。地域の美化活動を実施し、社会奉仕活動を行うことにより高齢者自身の生きがいきづくりを促進する	老人クラブ会員
		エ. 若手高齢者組織化・活動支援事業補助金 若手高齢者を対象としたサークル活動・グループ活動の支援として、パソコン教室・花木剪定講習会・ボランティア研修会を実施する	老人クラブ会員
	老人福祉センター等運営事業	高齢者が健康で明るい生活を送ることができるよう、生活や健康などの各種相談に応じ、健康増進、教養の向上及びレクリエーションの便宜を図る	60 歳以上の方

(6) 介護保険制度

① 運営主体（保険者）

介護保険の運営主体は佐賀中部広域連合であり、その構成自治体は次のとおりである。

・佐賀市 ・多久市 ・小城市 ・神埼市 ・吉野ヶ里町

② 第 1 号被保険者の状況（各年度 3 月末現在 単位：人）

	男	女	計
令和 2 年度	27,538	38,343	65,881
令和 3 年度	27,720	38,638	66,358
令和 4 年度	27,773	38,623	66,396
令和 5 年度	27,861	38,748	66,609
令和 6 年度	27,903	38,770	66,673

③ 要介護（要支援）認定者の状況（各年度 3 月末現在 単位：人）

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
令和 2 年度	2,445	2,613	3,399	1,580	1,644	1,037	753	13,471
令和 3 年度	2,402	2,548	3,440	1,606	1,603	955	765	13,319
令和 4 年度	2,425	2,582	3,371	1,613	1,588	926	787	13,292
令和 5 年度	2,462	2,508	3,401	1,707	1,574	907	775	13,334
令和 6 年度	2,679	2,653	3,388	1,632	1,492	834	699	13,377

※認定者数は第 1 号被保険者と第 2 号被保険者の合計

④ 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、「地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする機関であり、介護保険者である佐賀中部広域連合から委託を受けて設置・運営している。

センターの名称 〔通称〕	担当区域	所在地	電話番号
佐賀市地域包括支援センター 〔おたっしや本舗佐賀〕	勸興、神野	佐賀市栄町 1 番 1 号	40-7284
佐賀市城南地域包括支援センター 〔おたっしや本舗城南〕	赤松、北川副	佐賀市南佐賀一丁目 13 番 5 号	41-5770
佐賀市昭栄地域包括支援センター 〔おたっしや本舗昭栄〕	日新、嘉瀬、 新栄	佐賀市嘉瀬町大字扇 町 2358 番地 1	41-7500
佐賀市城東地域包括支援センター 〔おたっしや本舗城東〕	循誘、巨勢、 兵庫	佐賀市兵庫町大字淵 1906 番地 1	33-5294
佐賀市城西地域包括支援センター 〔おたっしや本舗城西〕	西与賀、本庄	佐賀市本庄町大字本 庄 289 番地 3	41-8323

佐賀市城北地域包括支援センター 〔おたっしや本舗城北〕	高木瀬、若楠	佐賀市若楠三丁目 1 番 11 号	20-6539
佐賀市金泉地域包括支援センター 〔おたっしや本舗金泉〕	金立、久保泉	佐賀市金立町大字千 布 2991 番地 1	71-8100
佐賀市鍋島地域包括支援センター 〔おたっしや本舗鍋島〕	鍋島、開成	佐賀市鍋島三丁目 3 番 20 号	97-9040
佐賀市諸富・蓮池地域包括支援センター 〔おたっしや本舗諸富・蓮池〕	蓮池、諸富町	佐賀市諸富町大字為 重 529 番地 5	47-5164
佐賀市大和地域包括支援センター 〔おたっしや本舗大和〕	大和町	佐賀市大和町大字尼 寺 1870 番地	51-2411
佐賀市富土地域包括支援センター 〔おたっしや本舗富士〕	富士町	佐賀市富士町大字古 湯 2685 番地	58-2810
佐賀市三瀬地域包括支援センター 〔おたっしや本舗三瀬〕	三瀬村	佐賀市三瀬村藤原 3882 番地 6	56-2417
佐賀市川副地域包括支援センター 〔おたっしや本舗川副〕	川副町	佐賀市川副町大字鹿 江 620 番地 1	97-9034
佐賀市東与賀地域包括支援センター 〔おたっしや本舗東与賀〕	東与賀町	佐賀市東与賀町大字 下古賀 1193 番地	45-3238
佐賀市久保田地域包括支援センター 〔おたっしや本舗久保田〕	久保田町	佐賀市久保田町大字 新田 3331 番地 3	51-3993

9 障がい者の福祉

(1) 身体障がい者

身体障がい者は、1 級から 6 級までの等級による身体障害者手帳を受け、その手帳に基づいて施設の入所、補装具費の支給、更生医療の給付、重度障がい者に対する日常生活用具の給付、ホームヘルパーの派遣などの援護を受けることができる。

障がいの原因は、大半が疾病によるものであるが、交通災害、労働災害によるもののほか、医学の進歩等にみられる平均寿命の伸びによる高齢化に伴う障がいが増加しつつある。

今後は、2 種類以上の身体の障がいのある重複障がい、身体障がいと精神障がいの合併障がい、重度の知的障がいと重度の肢体不自由との重症心身障がい児の問題など、障がいの種別や程度に応じた社会復帰対策や社会活動促進対策を中心に、きめ細かい施策を積極的に推進する必要がある。

① 身体障害者手帳所持者数（令和 7 年 3 月末現在）

種 別 \ 年 度	6 年度
視 覚 障 が い	635
聴覚・平衡機能障がい	888
音声・言語・そしゃく機能障がい	95
肢 体 不 自 由	5,334
内 部 機 能 障 が い	3,193
計	10,145

※ 未届出の異動者を除く。

② 障がいの等級別内訳（令和 7 年 3 月末現在）

種 別 \ 等 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
視 覚 障 が い	233	198	27	40	115	22	635
聴覚・平衡機能障がい	51	145	95	258	9	330	888
音声・言語・そしゃく機能障がい	5	7	36	47	0	0	95
肢 体 不 自 由	650	790	650	1,363	1,341	540	5,334
内 部 機 能 障 が い	1,657	53	718	765			3,193
計	2,596	1,193	1,526	2,473	1,465	892	10,145

(2) 知的障がい者

知的障がい者とは、主として知能の発達が遅れている状態の人で、児童相談所や知的障害者更生相談所で判定を受けた人を行い、次のように大別される。

① 最重度（I Q 20 以下）

日常生活において全面的に介助が必要

② 重 度（I Q 21～35）

日常生活においてかなりの介助が必要

③ 中 度（I Q 36～50）

日常生活能力はかなりあり、単純労働は可能

④ 軽 度（I Q 51～70）

日常生活、社会生活能力はかなり高く、やさしい条件のもとでは独立自活も可能

知的障がい者と判定された人には、福祉事務所を通じて療育手帳が交付され、手帳に基づいて、各種の援護を受けることができる。

○ 療育手帳所持者数 （令和 7 年 3 月末現在）

年 度		6 年度
区 分		
療育手帳 A	18 歳未満	145
	18 歳以上	728
	小 計	873
療育手帳 B	18 歳未満	334
	18 歳以上	1,305
	小 計	1,639
計		2,512

(3) 精神障がい者

精神障がい者とは、統合失調症・精神作用物質による急性中毒症、その他の精神疾患（てんかんを含む。）を持つ人のことをいい、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人は、手帳に基づいて各種の援護を受けることができる。

また、通院による精神医療を継続的に要する病状にある人には、その通院医療に係る自立支援医療費を支給する制度がある。

平成 18 年度に施行された障害者自立支援法（平成 25 年より「障害者総合支援法」とされる。）により、障がいの種別（身体障がい・知的障がい・精神障がい）にかかわらず、障がいのある人が必要とする障害福祉サービスを利用できるようになっている。

○ 精神障害者保健福祉手帳等所持者数 （令和 7 年 3 月末現在）

年 度		6 年度
区 分		
自立支援医療受給者証（精神通院）所持者数		4,660
精神障害者保健福祉手帳所持者数		2,855
	1 級	148
	2 級	1,691
	3 級	1,016

(4) 障がい者福祉対策

事業名	事業の概要	令和6年度実績
特別障害者手当支給事業	日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の重度障がい者に対し、月額28,840円（令和6年度）を支給する。	給付件数 延べ2,610件
障害児福祉手当支給事業	日常生活において常時介護を必要とする在宅の障がい児に対し、月額15,690円（令和6年度）を支給する。	給付件数 延べ1,634件
重度心身障害者医療費助成事業	重度の心身障がい者の医療費のうち本人一部負担額（入院時食事療養費を除く。高額療養費等の給付がある場合その額を控除する。）から、月額500円を控除した額を助成する。	助成件数 一般 53,862件 後期高齢者医療 49,450件
福祉タクシー利用助成事業	重度の心身障がい者に対し、福祉タクシー利用助成券（年間10,000円）を交付する。	助成件数 2,284件
盲導犬飼育助成事業	盲導犬の飼育管理等に要した経費に対し、助成金を交付する。	給付件数 2件
自立支援医療給付事業	障がいの除去又は軽減、機能の回復等を目的とした手術治療等にかかる費用の一部を支給する。	給付件数 腎臓 14,124件 心臓 227件 肢体 164件
介護給付費・訓練等給付費	障がい者がその障がいの程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスを提供する。	サービス利用者 延べ 45,519人
補装具費支給事業	障がいのある部位を補って日常生活や社会活動を増進するため、必要な用具の製作や修理に要する費用の一部を支給する。（付表1参照）	支給決定件数 505件

事業名	事業の概要	令和6年度実績
障害者相談支援事業	在宅の障がい者に対し、在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用及び社会生活力の向上のための支援並びに情報の提供を総合的に行うことにより、障がい者及びその家族の地域における生活を支援する。また、基幹相談支援センターでは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援等の業務を総合的に行う。2市1町で実施。	延べ相談件数 12,392件
意思疎通支援事業	障がい者とその他の者の意思疎通を仲介するため、本庁1階総合案内及び障がい福祉課に手話通訳者を配置し、また、一般社団法人佐賀県聴覚障害者協会に委託して手話通訳者及び要約筆記者を派遣する。	配置人員 2人 (派遣回数) 手話通訳者 369回 要約筆記者 2回
奉仕員養成研修事業	手話奉仕員の養成及び要約筆記講座を開講する。	(受講者数) 手話 46名 要約筆記 9名
日常生活用具給付事業	日常生活の便宜を図るため、入浴補助用具などの日常生活用具の給付を行う。(付表2参照)	給付決定件数 4,756件
移動支援事業	屋外での移動が困難な在宅の障がい者等に外出のための支援を行う。	利用者数 136人 延べ利用時間数 6,974時間
地域活動支援センター事業	障がい者の日中の活動の場として地域活動支援センターを設置し、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う。	延べ利用者数 4,188人
福祉ホーム事業	家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障がい者に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行う。	利用者数 10人
障害者訪問入浴サービス事業	歩行が困難で移送に耐えられない身体障がい者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介助を行う。	利用者数 10人 延べ利用回数 753回
日中一時支援事業	日中、障がい者支援施設等において、障がい児等に活動の場を確保することで、その家族の就労支援及び介護している家族の一時的な負担軽減を図る。	利用者数 48人 延べ利用回数 958回

事業名	事業の概要	令和6年度実績
自動車運転免許取得・改造助成事業	自動車運転免許を取得する場合、または、就労等に伴い、自ら所有し、運転する自動車の改造を必要とする場合に要する経費の一部（限度額 10 万円）を助成する。	（助成件数） 自動車運転免許 4 件 自動車改造 8 件
障害者虐待防止対策支援事業	在宅の障がい者の権利擁護を目的として、24 時間・365 日対応の相談窓口を設置し、虐待に関する通報・相談に対応し、虐待の予防及び早期発見を図る。また、事案の発生時には、事実確認、立入調査等、必要な措置を講じるとともに虐待をうけた障がい者及び養護者への支援を行う。その他、広報啓発活動を行う。	相談件数 633 件 支援した障がい者数 38 人
療養介護医療費給付事業	介護給付費（療養介護に係るものに限る。）に係る支給決定を受けた障がい者が、医療機関から療養介護医療を受けたとき、療養介護医療費を支給する。	延べ利用件数 1,023 件
障害児通所支援事業	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要が認められる未就学の障がい児や、小・中・特別支援学校等に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障がい児に必要なサービスを提供する。	延べ利用件数（月単位・事業所単位） 23,886 件
障害者就労支援施設等支援事業	農業など福祉以外の業種との連携推進、商品開発や販路拡大、販売ツールの確保などに取り組む就労支援施設等の支援や、市をはじめ行政機関等が物品や役務などを発注する際の施設等との調整を行うため補助金を交付する。	事業の対象となる事業所数 70 事業所 受注件数 37 件

事業名	事業の概要	令和6年度実績
難聴児補聴器購入費助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中度の難聴児に対し、言語の習得や健全な発達を支援するため、補聴器購入に要する費用の一部を助成する。 ※令和2年度から、片耳難聴児及び人工内耳体外機の更新についても助成対象	補助件数 19件
障がい者等緊急時居室確保事業	介護者の急病等の理由で必要な介護が受けられなくなった在宅の障がい者に対し、常時の緊急受入体制を確保することで、障がい者の地域における生活の安心感を担保する。2市1町で実施	協力事業所数 8法人9事業所 緊急受入件数 3件
重度障害者地域生活重点支援事業	医療機関以外の福祉施設（障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、重度障害者グループホームほか）で、日中一時支援事業、短期入所事業又はグループホーム事業により、たん吸引等医療的ケアが必要な在宅の重症心身障害児（者）を受け入れた場合に、運営経費を補助する。	補助対象事業所数 10事業所

(付表 1) 補装具の種目

種 目
義肢
装具
姿勢保持装置
車載用姿勢保持装置
視覚障害者安全つえ
義眼
眼鏡
補聴器
人工内耳用音声信号処理装置 (修理のみ)
車椅子
電動車椅子
歩行器
起立保持具 (児童のみ)
排便補助具 (児童のみ)
歩行補助つえ (一本づえ除く)
重度障害者用意思伝達装置

(付表 2) 日常生活用具の種目

種 目	
介護・訓練支援用具	特殊寝台
	特殊マット
	特殊尿器
	体位変換器
	移動用リフト
	訓練いす (児のみ)
	浴槽内昇降機
	訓練用ベッド
	入浴補助用具
自立生活支援用具	便器
	頭部保護帽
	歩行補助つえ
	移動・移乗支援用具
	特殊便器
	火災警報機
	自動消火器
	電磁調理器
	歩行時間延長信号機用小型送信機
	聴覚障害者用屋内信号装置
	視覚障害者用音声 IC タグレコーダー
	透析液加温器
	ネブライザー
	自家発電機、外部バッテリー
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器
	酸素ボンベ運搬車
	視覚障害者用体温計 (音声式)
	視覚障害者用体重計
	視覚障害者用血圧計 (音声式)
	動脈中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)
	携帯用会話補助装置
	情報・通信支援用具
	点字ディスプレイ
	点字器
	点字タイプライター
	視覚障害者用ポータブルレコーダー
	視覚障害者用活字文書読上げ装置
	視覚障害者用拡大読書器
情報・意思疎通支援用具	暗所視支援眼鏡
	視覚障害者用時計
	聴覚障害者用通信装置
	聴覚障害者用情報受信装置
	人工喉頭
	人工内耳専用電池
	人工内耳用充電電池
	人工内耳用充電器
	点字図書
	点字図書
排泄管理支援用具	ストーマ装具
	紙おむつ等
	収尿器
費 改修 住宅	居住生活動作補助用具
	天井走行型リフト

10 その他の福祉

(1) 災害救助

① 災害救助法にもとづく救助

自然災害が広範囲に及び救助を必要とする者が多数ある場合には、法律の適用を受けて救助が行われる。

② 災害弔慰金の支給等に関する法律による救済

一定規模以上の自然災害により死亡した者又は重度の障害を受けた者があるときは、災害弔慰金又は災害障害見舞金を支給する。また、世帯主が1ヵ月以上の傷を負った場合や住家が全壊、又は半壊した場合等には、その生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸付申請を受け付ける。（対象となる自然災害の規模は、弔慰金・見舞金と貸付金では異なる。）

③ 小災害罹災者に対する見舞金の支給

火災又は洪水等の災害によって、一定以上の住居の被害を受けた場合には、被害の程度により罹災者の自立更正を助けるため見舞金・弔慰金を支給している。

○ 見舞金・弔慰金支給基準

区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯
見 舞 金	全壊、全焼、全流失等	30,000 円	40,000 円	50,000 円	60,000 円	70,000 円	5人世帯の金額に1人増すごとに10,000円を加える。
	半壊、半焼、半流失等	20,000 円	25,000 円	30,000 円	35,000 円	40,000 円	5人世帯の金額に1人増すごとに5,000円を加える。
弔慰金		死亡した者1人につき150,000円					

○ 罹災状況

(単位：世帯数)

年度 種類	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
全壊、全焼、全流失等	5	9	4	10	8
半壊、半焼、半流失等	0	1	1	1	0

(2) 避難行動要支援者支援対策事業

災害時に自力での避難が困難であり支援を必要とする高齢者や障がいがある人などの「避難行動要支援者」について、佐賀市と地域で情報を共有することで、平常時の見守りや避難支援の体制づくりを目指す。

具体的には、対象者要件を満たす全員について避難行動要支援者名簿（全体名簿）を作成し、その名簿に記載されている人に対して、地域への情報提供について同意確認を行う。その後、同意者を集約した同意方式名簿を作成し、民生委員・児童委員や自治会などの避難支援等関係者に提供する。

この名簿をもとに、平常時からの見守り活動や災害時の安否確認・避難支援等を行うことで、「地域力」を活かした見守りや避難支援の体制づくりを推進する。

① 対象者

主として高齢者及び障がいがある人並びにその他の特に配慮を要する人のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、生活の基盤が自宅にあり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する以下の要件に該当する人をいう。

イ 要介護認定を受けている人（要介護 1～5）

ロ 身体障がいがある人（身体障害者手帳〔肢体（下肢・体幹）・視覚 1～3 級、聴覚 2～3 級〕のいずれかを所持）

ハ 知的障がいがある人（療育手帳 A を所持）

ニ 精神障がいがある人（精神障害者保健福祉手帳 1～2 級をもつ単身世帯者）

ホ 難病・発達障がい者で支援が必要な人

ヘ 病気やケガなどにより支援が必要な人

ト 市又は避難支援等関係者が避難支援の必要性を認めた人（旧災害時要援護者を含む）

② 登録者数一覧

■避難行動要支援者名簿登録数一覧（各年 2 月末現在）

年	避難行動要支援者	同意者	避難支援員	避難支援員確保率
R3	12,603	2,925	1,275	43.5%
R4	13,078	2,715	1,183	43.5%
R5	12,261	2,383	1,037	43.5%
R6	12,647	2,253	1,330	59.0%
R7	11,562	1,957	1,130	57.7%

③ 福祉避難所・福祉避難施設

高齢者や障がいがある人、妊産婦や乳幼児など、公民館等の指定避難所での生活が困難な方などに対し、必要に応じて開設する。

○福祉避難所（13ヶ所）

施 設 名	所 在 地	電話番号
平松老人福祉センター	末広二丁目 12 番 5 号	0952-22-0441
巨勢老人福祉センター	巨勢町大字高尾 83 番地 7	0952-24-5433
開成老人福祉センター	鍋島町大字森田 27 番地 5	0952-32-1730
金立いこいの家	金立町大字千布 2314 番地 1	0952-98-0540
諸富町公民館	諸富町大字諸富津 47 番地 1	0952-47-4995
諸富文化体育館	諸富町大字諸富津 52 番地	0952-47-7977
春日公民館	大和町大字尼寺 1875 番地	0952-62-3151
大和老人福祉センター	大和町大字久池井 2970 番地	0952-62-0461
富士公民館	富士町大字古湯 2624 番地	0952-58-2882
富士北部デイサービスセンター	富士町大字大野 1060 番地 12	0952-57-2250
三瀬保健センター	三瀬村藤原 3882 番地 6	0952-56-2200
川副保健センター	川副町大字鹿江 442 番地	—
東与賀保健福祉センター	東与賀町大字下古賀 1193 番地	0952-45-8022

○福祉避難施設（33ヶ所）

【介護老人福祉施設（12ヶ所）】

施 設 名	所 在 地	電話番号
特別養護老人ホーム 扇寿荘	嘉瀬町大字中原 2585 番地	0952-28-6166
特別養護老人ホーム ケアポート晴寿	高木瀬町大字東高木 1170 番地	0952-30-1165
特別養護老人ホーム つぼみ荘	北川副町大字光法 1480 番地 2	0952-25-2803
特別養護老人ホーム 春庵	鍋島町大字蛸久 1313 番地	0952-31-0711
特別養護老人ホーム 桂寿苑	久保泉町大字川久保 1986 番地	0952-98-3521
特別養護老人ホーム 福壽園	諸富町大字諸富津 209 番地 3	0952-47-5091
特別養護老人ホーム シオンの園	大和町大字久留間 3865 番地 1	0952-62-5566
特別養護老人ホーム ロザリオの園	大和町大字久池井 1386 番地 2	0952-62-0303
特別養護老人ホーム なごみ荘	富士町大字小副川 562 番地	0952-64-2314
特別養護老人ホーム シルバーケア三瀬	三瀬村三瀬 38 番地 1	0952-56-2947
特別養護老人ホーム けやき荘	川副町大字福富 866 番地 1	0952-45-5193

特別養護老人ホーム 南鷗荘	久保田町大字久富 3459 番地 2	0952-68-2136
---------------	--------------------	--------------

【養護老人ホーム（1ヶ所）】

施 設 名	所 在 地	電話番号
佐賀整肢学園・佐賀向陽園	金立町大字金立 801 番地 1	0952-98-1074

【地域密着型介護老人福祉施設（1ヶ所）】

施 設 名	所 在 地	電話番号
きんりゅうケアセンター 桂寿苑	金立町大字千布 4088 番地 1	0952-71-8055

【介護老人保健施設（11ヶ所）】

施 設 名	所 在 地	電話番号
介護老人保健施設 エバーグリーン	嘉瀬町大字中原 1965 番地 1	0952-22-2300
独立行政法人地域医療機能推進機構 佐賀中部病院附属介護老人保健施設	兵庫南三丁目 8 番 1 号	0952-22-3121
介護老人保健施設 みどりの園	兵庫町大字渚 1912 番地 1	0952-33-9977
介護老人保健施設 きりん	金立町大字薬師丸 1274 番地 1	0952-98-0120
介護老人保健施設 ライフエイド	久保泉町大字川久保 5403 番地	0952-98-3377
介護老人保健施設 徐福の里	諸富町大字大堂 1049 番地の 4	0952-34-8880
介護老人保健施設 白壽園	諸富町大字諸富津 220 番地	0952-47-5115
介護老人保健施設 しょうぶ苑	大和町大字尼寺 3227 番地 1	0952-62-6511
介護老人保健施設 メイプルハウス	川副町大字早津江 265 番地	0952-45-8161
介護老人保健施設 レストピア	東与賀町大字下古賀 1349 番地	0952-45-8181
介護老人保健施設 シンフォニー佐賀	久保田町大字新田 3679 番地	0952-68-4070

【認知症対応型共同生活介護（グループホーム）（1ヶ所）】

施 設 名	所 在 地	電話番号
グループホーム愛らんど	蓮池町小松 843 番地 2	0952-97-1318

【障がい者福祉施設（7ヶ所）】

施 設 名	所 在 地	電話番号
長光園障害者支援センター	兵庫南二丁目 16 番 39 号	0952-29-5284
佐賀整肢学園 こども発達医療センター	金立町大字金立 2215 番地 27	0952-98-2211

佐賀整肢学園 オークス	金立町大字金立 168 番地 1	0952-98-3770
障害者支援施設 はがくれ学園	久保泉町大字川久保 4466 番地 1	0952-98-2575
いとし子の家	大和町大字久池井 1407 番地 11	0952-62-1611
富士学園	富士町大字内野 209 番地 8	0952-63-0107
めぐみ園	東与賀町大字飯盛 1584 番地	0952-34-7722

(3) 戦傷病者及び戦没者の遺家族等の援護

① 戦没者（軍人・軍属・準軍属）の遺族援護

ア 恩給法・・・普通恩給（加算関係）・傷病恩給・扶助料

イ 援護法・・・弔慰金・遺族年金・給与金・障害年金

ウ 特別法・・・戦没者等の妻に対する特別給付金・戦傷病者等の妻に対する特別給付金・戦没者の父母等に対する特別給付金・戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等の受給関係の受付事務

○ 受付事務等の処理状況

（単位：件）

年 度 区 別		30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
特 別 弔 慰 金		7	0	1815	69	129	0	0
特別給付金 （戦没者等の妻）		0	0	0	0	1	4	0
〃 （戦傷病者等の妻）		0	0	0	6	0	0	1
〃 （戦没者の父母等）		0	0	0	0	0	0	0
特別給付金	国債貸付	0	0	0	0	0	0	0
	〃 買上	0	0	0	0	0	0	0
特別弔慰金	国債貸付	0	0	0	0	0	0	0
	〃 買上	0	0	0	1	0	1	0

② 戦没者慰霊祭への補助等

市単独事業として戦没者の慰霊祭等への補助金の交付、その他の助成を行っている。

(4) 社会福祉法人の監査等

主たる事務所が佐賀市内にあり、佐賀市内のみでその事業を実施する社会福祉法人について、所轄庁として、社会福祉法人の設立認可、定款変更等の認可及び届出の受領や、法人運営及び会計経理などに対する助言、改善指導を行う。

○ 対象となる法人数（62 法人：令和 7 年 4 月 1 日現在）

該当施設・団体	法人数
障がい者福祉施設関係	15
老人福祉施設関係	12
保育所・認定こども園関係	33
児童養護施設	1
社会福祉協議会	1

(5) 多機関協働事業

多分野・多職種にわたる支援関係機関等の連携体制を構築するとともに、地域に必要な社会資源を創出することで、複合的な課題を抱える世帯への包括的相談支援を行う。

① 支援の対象者

次のいずれかに該当する人（世帯）

- ・世帯の中に、福祉の悩みや問題を抱える人が複数人いる。
- ・複数の福祉の問題や悩みを抱えている。
- ・既存の福祉サービスの活用が困難な悩みや問題を抱えている。

② 事業内容

相談支援包括化推進員を配置し、下記の取組を実施する。

- ・相談者等に対する相談の受け止め・支援の調整
- ・相談支援包括化ネットワークの構築
- ・重層的支援会議の開催
- ・自主財源確保のための取組の推進
- ・新たな社会資源の創出
- ・相談支援業務の向上に必要な事業（研修等）

③ 事業の委託先

社会福祉法人 佐賀市社会福祉協議会

④ 相談窓口

＜福祉まるごと相談窓口＞

- ・本庁舎 1 階 14 番窓口
- ・電話 0952-40-7247

＜社会福祉法人 佐賀市社会福祉協議会 地域支援課＞

- ・佐賀市保健福祉会館（ほほえみ館）3 階
- ・電話 0952-32-6670

(6) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

住民が主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みる体制を構築することを支援するコミュニティソーシャルワーカー（ＣＳＷ）を配置し、支援を届ける人との信頼関係の構築やつながりの形成に力点を置きながら、地域に出向いて支援を行う。

① ＣＳＷの活動内容

- ・ 支援関係機関や地域住民等の地域の関係者との連携を通じた情報収集
- ・ 事前調整
- ・ 関係性構築に向けた支援
- ・ 家庭訪問及び同行支援

② 事業の委託先

社会福祉法人 佐賀市社会福祉協議会

(7) 参加支援事業

地域の社会資源等とマッチングを行いながら、個別性の高い支援メニューをつくり、社会とのつながりづくりに向けて、多様な社会参加の実現を目指す事業を行う。

① ＣＳＷの活動内容

- ・ 相談受付
- ・ プラン作成
- ・ 支援の実施
- ・ 終結

② 事業の委託先

社会福祉法人 佐賀市社会福祉協議会

1 1 民生委員・児童委員

(1) 制度のあゆみ

民生委員・児童委員制度は、我が国特有の制度であり、社会福祉事業の歴史の中で極めて重要な役割を果たしてきた。

- ① 岡山県で「済生顧問制度」が創設（大正 6 年）
- ② 大阪府で「方面委員制度」が創設（大正 7 年）
- ③ 佐賀県で「方面委員制度」が創設（大正 13 年）
佐賀県社会事業協会が設置主体となり「佐賀県方面委員制度」が創設された。
- ④ 全国で「方面委員制度」が創設（昭和 3 年頃）
済世顧問と方面委員の両制度を基に、各都道府県に方面委員制度が置かれた。
- ⑤ 方面委員令が公布され、法令に基づく制度が確立（昭和 11 年）
国の法令に基礎を置く制度が確立し、今日の民生委員制度の原型ができた。
- ⑥ 方面委員から民生委員に名称変更（昭和 21 年）
民生委員令の制定に伴い、名称が方面委員から民生委員に変更され、職務内容も貧困者の指導援助だけでなく、児童、母子、老人等広く地域住民を対象とした。
- ⑦ 児童福祉法の制定（昭和 22 年 12 月 2 日）
児童福祉法が制定され、民生委員は児童委員を兼任することとなった。
- ⑧ 民生委員法の制定（昭和 23 年 7 月 29 日）
民生委員制度をより適正に組織づけるため、民生委員法が制定された。
- ⑨ 主任児童委員制度の創設（平成 6 年 1 月 1 日）
児童を取り巻く社会環境変化に対応するため、児童福祉に関する事項を専門に担当する民生委員・児童委員として「主任児童委員制度」が発足した。

(2) 任務・定数・任期・身分

- ① 任務（民生委員法第 1 条）
民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとする。
- ② 定数（民生委員法第 4 条）
民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準を参酌して、都道府県の条例で定める。
条例を制定する場合においては、都道府県知事があらかじめ市町村の区域ごとにその区域の市町村長の意見を聞くものとする。
- ③ 任期（民生委員法第 10 条）
民生委員の任期は、3 年（補欠委員の任期は、前任者の残任期間）とする。
- ④ 身分（地方公務員法第 3 条第 3 項第 2 号）
「法令により設けられた委員の職で非常勤のもの（地方公務員法第 3 条第 3 項第 2 号）」にあたり、特別職の地方公務員に該当するが、地方公務員法の適用はなく、民間奉仕者としての特色ある活動は制限されない。

(3) 職務内容

- ① 民生委員の職務内容（民生委員法第 14 条）

- ア 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと
- イ 生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと
- ウ 福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供、その他の援助を行うこと
- エ 社会福祉事業者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること
- オ 福祉事務所その他の関係機関の業務に協力すること
- カ その他、住民の福祉の増進を図るための活動を行うこと

② 児童委員の職務内容（児童福祉法第 17 条）

- ア 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと
- イ 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと
- ウ 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を経営する者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業または活動を支援すること
- エ 児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること
- オ 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること
- カ その他、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと

③ 主任児童委員の職務内容（児童福祉法第 17 条）

- ア 児童の福祉に関する機関と区域を担当する児童委員との連絡調整を行うこと
- イ 区域を担当する児童委員の活動に対する援助及び協力を行うこと

(4) 民生委員・児童委員の定数（令和 7 年 4 月 1 日現在）

545 人（うち主任児童委員定数 54 人）

(5) 地区協議会別民生委員・児童委員の実数（令和 7 年 4 月 1 日現在 単位：人）

地区名	民生委員・ 児童委員数	内 訳		地区名	民生委員・ 児童委員数	内 訳	
		男	女			男	女
勸 興	16 (2)	2	14	久保泉	10 (2)	5	5
循 誘	22 (2)	8	14	蓮 池	7 (2)	3	4
日 新	26 (2)	5	21	新 栄	14 (2)	8	6
赤 松	18 (2)	3	15	若 楠	17 (1)	7	10
神 野	25 (2)	6	19	開 成	18 (2)	8	10
西与賀	14 (2)	5	9	諸 富	24 (2)	12	12
嘉 瀬	10 (2)	5	5	大 和	51 (3)	24	27
巨 勢	11 (2)	2	9	富 士	27 (2)	12	15
兵 庫	22 (2)	13	9	三 瀬	10 (2)	6	4
高木瀬	28 (2)	9	19	川 副	47 (3)	33	14
北川副	25 (2)	11	14	東与賀	20 (2)	7	13
本 庄	23 (2)	14	9	久保田	18 (2)	9	9
鍋 島	15 (2)	8	7	合 計	528 (53)	228	300
金 立	10 (2)	3	7				

※（ ）は、うち主任児童委員数（民生委員・児童委員数に含む。）

(6) 経験年数調 (令和 7 年 4 月 1 日現在)

(単位: 人)

3 年未満	3 年以上 6 年未満	6 年以上 10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上 30 年未満	30 年以上
256	117	62	77	14	2

(7) 活動状況 (令和 6 年度)

項 目		年間総数	年間 1 人あたり総数		
相 談 ・ 支 援 件 数	(内 容 別)	在宅福祉	885 件	1.6 件	
		介護保険	377 件	0.7 件	
		健康・保健医療	1,419 件	2.6 件	
		子育て・母子保健	219 件	0.4 件	
		子どもの地域生活	1,797 件	3.3 件	
		子どもの教育・学校生活	713 件	1.3 件	
		生活費	220 件	0.4 件	
		年金・保険	27 件	0.0 件	
		仕 事	39 件	0.1 件	
		家族関係	432 件	0.8 件	
		住 居	191 件	0.4 件	
		生活環境	734 件	1.3 件	
		日常的な支援	6,095 件	11.2 件	
		その他	6,006 件	11.0 件	
		計	19,154 件	35.1 件	
		(分 野 別)	高齢者に関すること	12,457 件	22.9 件
			障がい者に関すること	628 件	1.2 件
	子どもに関すること		3,377 件	6.2 件	
	その他		2,692 件	4.9 件	
	計		19,154 件	35.1 件	
そ の 他 の 活 動 件 数	調査・実態把握	50,510 件	92.7 件		
	行事・事業・会議への参加協力	15,784 件	29.0 件		
	地域福祉活動・自主活動	34,052 件	62.5 件		
	民児協運営・研修	17,461 件	32.0 件		
	証明事務	533 件	1.0 件		
	要保護児童の発見の通告・仲介	59 件	0.1 件		
	計	118,399 件	217.2 件		
訪問回数	訪問・連絡活動	111,858 回	205.2 回		
	その他	77,801 回	142.8 回		
連絡調整 回数	委員相互	21,017 回	38.6 回		
	その他の関係機関	13,819 回	25.4 回		
活動日数		87,022 日	159.7 日		

※年間 1 人あたりの取扱件数は、民生委員・児童委員定数 (545 人) で除して算出

1 2 生活保護

昭和 60 年度から減少を続けてきた佐賀市の被保護世帯数は、バブル崩壊後の長引く不況等経済雇用情勢の悪化により平成 10 年度から増加傾向にある。とりわけ、平成 20 年秋のリーマンショックの影響による急激な景気の悪化により、生活保護の申請が急増し、被保護世帯数は増え続けてきた。

このような状況の中、保護の実施体制の整備充実、他法他施策の活用及び関係機関との連携に努め、被保護世帯の適正な保護の確保と自立助長を図っている。

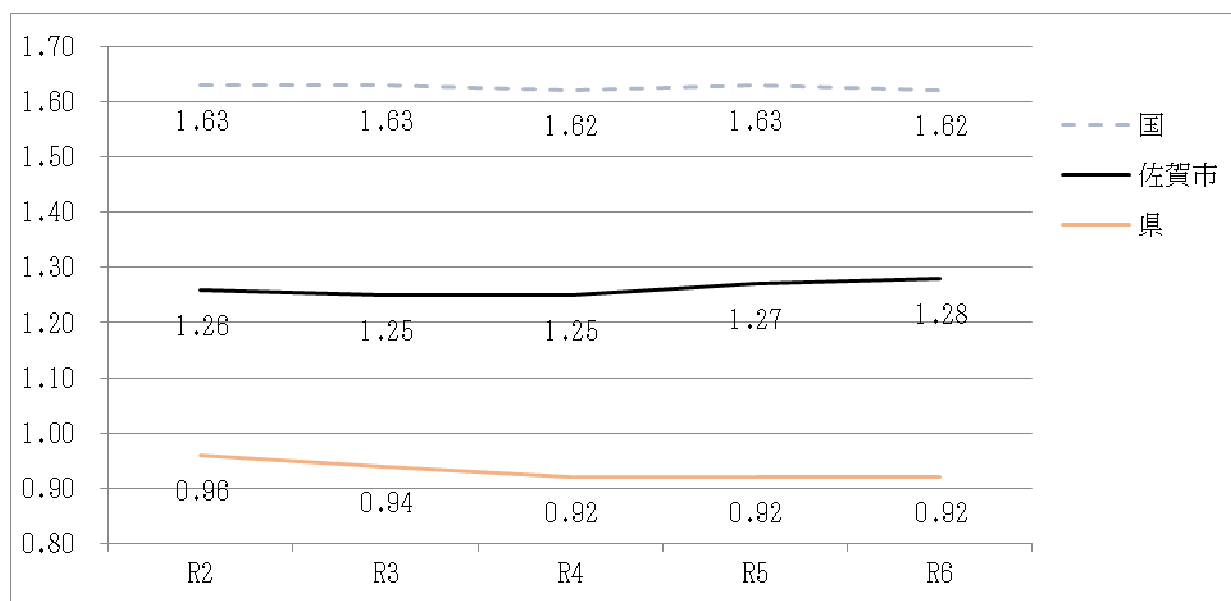
(1) 被保護世帯・人員の推移（年度平均値）

年度	被保護世帯	指 数	被保護者数	指 数	保護率(%) (人口100人当たり)		
					本市	県	国
R2	2,507	100	2,939	100	1.26	0.96	1.63
R3	2,494	99	2,895	99	1.25	0.94	1.63
R4	2,484	99	2,876	98	1.25	0.92	1.62
R5	2,513	100	2,900	99	1.27	0.92	1.63
R6	2,521	101	2,899	99	1.28	0.92	1.62

$$\text{※ 指 数} = \frac{\text{各年度}}{\text{R2 年度}} \times 100$$

$$\text{保護率} = \frac{\text{被保護者数}}{\text{推 計 人 口}} \times 100$$

(図 1) 保護率の推移（年度平均値）（人口 100 人当たりの比率）



(2) 扶助費の年度別比較

(世帯・人員)

(年度別月平均)

区分 (月平均)	R2		R3		R4		R5		R6	
	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員
保護世帯数及び 保護人員数	2,507	2,939	2,494	2,895	2,484	2,876	2,513	2,900	2,521	2,899
生活扶助	2,237	2,649	2,219	2,603	2,214	2,585	2,212	2,577	2,197	2,545
住宅扶助	1,650	2,020	1,662	2,020	1,645	2,002	1,644	1,997	1,638	1,977
教育扶助	69	102	60	88	61	93	56	87	49	75
介護扶助	786	795	795	804	804	815	822	835	802	815
医療扶助	2,437	2,836	2,422	2,792	2,406	2,760	2,385	2,705	2,369	2,682
出産扶助	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生業扶助	32	34	28	29	23	24	25	28	21	24
葬祭扶助	6	6	6	6	7	7	9	9	8	8

(扶助費)

(単位：千円、%)

扶助別 区分	R2		R3		R4		R5		R6	
	扶助費	構成比	扶助費	構成比	扶助費	構成比	扶助費	構成比	扶助費	構成比
生活扶助	1,349,223	25.42	1,312,782	25.28	1,303,300	25.41	1,307,611	25.94	1,278,198	24.54
住宅扶助	649,227	12.23	649,198	12.50	655,765	12.79	663,039	13.15	659,586	12.66
教育扶助	9,129	0.17	8,170	0.16	8,422	0.16	8,103	0.16	6,799	0.13
介護扶助	188,915	3.56	197,088	3.79	194,920	3.80	194,656	3.86	183,344	3.52
医療扶助	2,979,942	56.14	2,898,976	55.82	2,847,331	55.51	2,736,449	54.29	2,951,314	56.65
出産扶助	0		0		14		248		226	
生業扶助	4,454	0.23	3,823	0.24	3,271	0.24	3,803	0.30	4,177	0.31
葬祭扶助	7,859		8,623		9,078		10,837		11,533	
施設事務費	118,048	2.22	112,858	2.17	105,945	2.07	113,996	2.26	112,636	2.16
就労自立給付金	793	0.02	859	0.02	593	0.01	1,076	0.02	1,427	0.03
進学準備給付金	600	0.01	900	0.02	400	0.01	700	0.01	400	0.01
計	5,308,190	100.00	5,193,277	100.00	5,129,039	100.00	5,040,518	100.00	5,209,640	100.00

(3) 世帯類型別被保護世帯数（令和 7 年 4 月分）

（単位：世帯数、％）

区分	世帯数・比率	世帯数	比 率
高 齢 者 世 帯		1,520	61.4
母 子 世 帯		56	2.3
障 が い 者 世 帯		281	11.4
傷 病 世 帯		342	13.8
そ の 他		276	11.2
計		2,475	100.0

(4) 労働力類型別の保護世帯の状況（令和 7 年 4 月分）

（単位：世帯数、％）

世帯類型		現に保護を受けた世帯（月中）						計	構成比
労働力類型		高齢者	母子	障がい者	傷病	その他	医療扶助 単給(再掲)		
世帯主が働いている	常用勤労者	29	16	68	43	73	0	229	10.9
	日雇労働者	4	4	8	9	7	0	32	
	内 職 者	1	0	1	0	0	0	2	
	そ の 他	1	0	2	2	1	0	6	
世帯員が働いている		3	3	2	4	21	1	33	1.3
働いているものがない		1,482	33	200	284	174	27	2,173	87.8
計		1,520	56	281	342	276	28	2,475	100.0

1 3 福祉・就労支援と生活困窮者自立支援

(1) 福祉・就労支援事業

平成 24 年 8 月 1 日から佐賀市と厚生労働省佐賀労働局（ハローワーク佐賀）が共同で本庁 1 階窓口に「佐賀市福祉・就労支援コーナー（愛称：えびすワークさがし）」を開設し、自立が見込める生活保護受給者や児童扶養手当受給者等の福祉サービスが必要な方の就労による経済的、社会的自立を支援している。

①令和 6 年度実績

○えびすワークさがし相談件数 (件)

新規相談件数		再相談件数		合 計	
	支援対象者		支援対象者		支援対象者
400	193	1,465	907	1,865	1,100

※支援対象者＝生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住居確保給付金受給者等

○支援対象者の就職者数 (人)

生活保護受給者		児童扶養手当受給者		住居確保給付金受給者		生活保護相談段階の者		合 計	
	HW		HW		HW		HW		HW
76	58	106	66	11	8	0	0	193	132

※HW＝ハローワーク佐賀の職業紹介による就職者数（内数）

(2) 生活自立支援センター事業

生活困窮者等が経済的、社会的に早期に自立することを支援するため、平成 25 年 10 月 25 日に「佐賀市生活自立支援センター」を開設し、本人の状態に応じた包括的な自立相談支援事業、就労促進のための就労準備支援事業、貧困の連鎖の防止を図るための子どもの学習・生活支援事業等を実施している。

①佐賀市生活自立支援センターの概要

所在地 佐賀市八幡小路 2 番 3 号 八幡小路ビル 2 階

開設時間 午前 10 時～午後 6 時（土日、祝日、年末年始は閉館）

委託先 特定非営利活動法人スチューデント・サポート・フェイス

②支援実績 (人)

区 分		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
新規相談者数		726	581	609	578	617
支援プランを作成し、支援をした者		488	559	395	463	513
内 訳	就労準備支援	20	21	21	21	23
	学習・生活支援	46	24	74	92	77
	自立相談支援	422	514	300	350	413

※支援プランを作成し、支援をした者には、本人同意がない体験中の者を含む。

③就職、進学等の実績

(人)

区 分		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
就 労 等 を 開 始 し た 者	就職者	91	57	82	58	60
	福祉的就労参加者	0	1	6	5	6
	公共職業訓練受講者	0	0	2	2	1
	合 計	91	58	90	65	67
進 学 等 を し た 者	高等学校進学者	12	7	14	20	16
	高等学校卒業程度認定 試験合格者	2	0	0	0	0
	大学等進学者	3	1	6	3	8
	夜間中学入学者	0	0	0	0	1
	合 計	17	8	20	23	25

(3) 家計改善支援事業

家計の課題を抱える生活困窮者等からの相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにして家計改善の意欲を引き出した上で、必要な情報提供や専門的助言・指導等を行っている。

①佐賀市家計見直し相談室の概要

所在地 佐賀市白山一丁目 2 番 13 号 諸永ビル 2 階

開設時間 午前 9 時～午後 6 時（土日、年末年始は閉所）

委託先 社会福祉法人グリーンコープ

②支援実績

(人)

区分		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
被保護者	新規相談者	13	14	15	22	38
	支援対象者	16	14	15	24	41
	支援終了者	16	14	13	16	33
生活困窮者	新規相談者	411	381	163	203	245
	支援対象者	447	517	187	261	309
	支援終了者	311	493	129	197	198
合計	新規相談者	424	395	178	225	283
	支援対象者	463	531	202	285	350
	支援終了者	327	507	142	213	231

(4) 生活困窮者住居確保給付事業

一定の要件を満たす者に対して、住まいの確保を目的とした給付金の支給を行っている。

①家賃の補助

住居確保就労支援員を配置し、離職、廃業から 2 年以内、もしくは休業等により収入が

減少した者であって、就労能力と就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している者又は失うおそれのある者を対象として、家賃相当分の住居確保給付金を支給するとともに、就職支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行っている。

ア 支給額

生活保護の住宅扶助額に準拠した額（上限の例）

（単身世帯：30,300 円、2 人世帯：36,000 円）

イ 支給期間

原則として 3 か月間とする。ただし、一定の条件を満たす場合には、3 か月を限度に支給期間を 2 回まで延長することができる。（最大 9 か月）

ウ 支援実績 (人)

年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
相談者数	198	127	134	107	132
支給者数	61	8	9	10	15
実就職者	4	2	5	6	8
延べ就職者数	4	2	6	6	11

②転居費用の補助（令和 7 年度から）

配偶者の死亡や離職等により収入が減少し、住宅を喪失している者又は失うおそれのある者で、家計改善のために家賃が安い住宅に転居する必要があると認められる者を対象に、転居費用相当分の給付金の支給を行っている。

ア 対象経費

転居先への家財の運搬費用、転居先の住宅に係る初期費用（礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料）、ハウスクリーニングなどの原状回復費用（転居前の住宅に係る費用を含む）、鍵交換費用 ※敷金や前家賃等は対象外

イ 支給上限額

単身世帯：90,900 円、2 人世帯：108,000 円、3 人～5 人世帯：118,200 円など

1 4 国民健康保険

(1) 国民健康保険事業のあゆみ

昭和 20 年 7 月	佐賀国民健康保険組合（任意設立・任意加入制）
昭和 24 年 1 月	市公営（任意実施・強制加入制）
昭和 32 年 4 月	市全域国保実施事業内容完全統一（5 割給付）
昭和 36 年 10 月	世帯主の結核・精神病の 7 割給付
昭和 38 年 10 月	世帯主の 7 割給付実施
昭和 42 年 1 月	世帯員の 7 割給付実施
昭和 47 年 4 月	賦課事務を電算に委託
昭和 48 年 1 月	老人医療費支給制度実施、70 歳以上医療費無料化
昭和 49 年 4 月	高額療養費制度を任意給付として実施（個人負担限度額 30,000 円）
昭和 53 年 4 月	高額療養費委任払方式の実施
昭和 58 年 2 月	老人保健法施行
昭和 59 年 10 月	退職者医療制度の創設
平成 5 年 3 月	改正国民健康保険法 国保財政安定化支援事業の制度化、保険基盤安定制度の国庫負担の定額化
平成 6 年 6 月	改正国民健康保険法 付添看護・介護の解消、訪問看護療養費、入院時食事療養費、出産育児一時金の創設、移送費の給付見直し、保健事業の推進、住所地主義特例の創設
平成 7 年 4 月	改正国民健康保険法 高額医療費共同事業の法定化、住所地主義の特例の拡大、国保税軽減制度の拡充、老人医療費拠出金算定の見直し
平成 9 年 9 月	国民健康保険条例準則の一部改正 外来の薬剤に係る一部負担の制度化
平成 10 年 6 月	改正国民健康保険法 老人医療費拠出金の負担及び算定の見直し、市町村国民健康保険の事務費負担金の一般財源化
平成 11 年 7 月	老人医療受給者に関する薬剤一部負担軽減特例措置
平成 12 年 4 月	介護保険制度施行 改正国民健康保険法 滞納者対策の強化（被保険者証の返還及び被保険者資格証明書の交付義務化、保険給付の支払の一時差し止めの義務化等）、住所地特例の見直し、介護納付金分保険料の賦課
平成 13 年 6 月	健康保険法等一部改正 高額療養費自己負担額の引き上げ、入院時食事療養費にかかる標準負担額の引き上げ、老人一部負担金の原則定率 1 割負担の導入、老人保健制度に高額医療支給制度の創設

平成 14 年 10 月	健康保険法等一部改正 一部負担金の見直し(3 歳未満：2 割、3 歳以上 69 歳以下：3 割、70 歳以上：1 割又は 2 割)、老人医療受給対象年齢の引き上げ(5 年間で 70 歳から 75 歳に段階的に引き上げ)
平成 15 年 4 月	一部負担金の見直し(退職被保険者等：3 割) 保険者支援制度の創設 高額医療費共同事業の拡充・制度化 保険税の所得割算定方法の見直し
平成 16 年 4 月	国民健康保険税の税率・税額改定
平成 17 年 10 月	佐賀市・諸富町・大和町・富士町・三瀬村が合併し新佐賀市となる 市町村合併に伴う国民健康保険条例の制定
平成 18 年 10 月	健康保険法等一部改正 高額療養費自己負担額の引き上げ、人工透析を要する 70 歳未満上位所得者の自己負担限度額の引き上げ、一部負担金の見直し(70 歳以上現役並み所得者：3 割)、70 歳以上の高齢者に係る入院時生活療養費の創設、保険財政共同安定化事業の創設 出産育児一時金の支給額の引き上げ、出産育児一時金受取代理制度の導入
平成 19 年 4 月	健康保険法等一部改正 70 歳未満の入院に係る高額療養費の現物給付化
平成 20 年 4 月	健康保険法等一部改正 65 歳以上を対象とした保険税の年金からの特別徴収の開始 70 歳～74 歳の高齢者の患者負担の見直し(1 割→2 割) ※ ただし、指定公費負担制度が創設され 1 割負担に据え置き(以後毎年 1 年ずつ延長) 乳幼児の患者負担軽減(2 割)措置の拡大(3 歳未満→義務教育就学前) 老人保健法を「高齢者の医療の確保に関する法律」に改正 保険者に対する一定の予防健診等の義務付け 高額介護合算療養費の施行 後期高齢者(75 歳以上)を対象とした後期高齢者医療制度の創設 前期高齢者(65 歳～74 歳)の医療費に係る財政調整制度の創設
平成 21 年 1 月	出産育児一時金の支給額の引き上げ、産科医療補償制度の創設 75 歳到達月の一部負担金の自己負担額を 1/2 とする措置
平成 21 年 2 月	国民健康保険法の一部改正 資格証明書交付世帯に属する中学生以下の被保険者への短期被保険者証の交付
平成 21 年 4 月	70 歳～74 歳の高齢者の患者負担の運用延期(1 割→2 割→1 割) 指定公費負担制度の運用を 1 年延期
平成 21 年 8 月	高額医療高額介護合算制度(施行 平成 20 年 4 月)の本格運用開始
平成 21 年 10 月	出産育児一時金支給額の引き上げ(380,000 円から 420,000 円に)

	ただし、産科医療補償制度の対象医療機関以外での出産の場合は、 390,000 円
	出産育児一時金の直接支払制度の創設
	佐賀市国民健康保険出産費資金貸付基金条例廃止
平成 22 年 4 月	資格証明書交付世帯に属する高校生相当年齢以下の被保険者へ短期被保険者証の交付（有効期間 6 箇月）
	非自発的失業者に対する保険税軽減措置
	被保険者証様式の変更（二つ折タイプへ拡大）
平成 22 年 7 月	「被保険者証」「高齢受給者証」「特定健診受診券」の一体化
	短期証交付世帯に属する高校生相当年齢以下の被保険者への有効期間 6 箇月以上の短期被保険者証の交付
平成 24 年 4 月	限度額適用認定証の外来・調剤・訪問看護への使用範囲拡大
平成 25 年 4 月	国民健康保険税の税率・税額改定
平成 26 年 4 月	70 歳～74 歳の高齢者の患者負担（2 割）運用開始
平成 27 年 1 月	高額療養費にかかる所得区分の見直し（3 区分⇒5 区分）
	産科医療補償制度掛金の引き下げ（30,000 円⇒16,000 円）及び出産育児一時金の引き上げ（390,000 円⇒404,000 円）
平成 28 年 4 月	国民健康保険税の税率・税額改定
平成 29 年 8 月	高額療養費制度にかかる 70 歳以上の方の上限額の見直し（年間上限額の設定等）
平成 30 年 4 月	財政運営の責任主体が市町村から都道府県に変更
	国民健康保険税の税率・税額改定
平成 30 年 8 月	高額療養費制度にかかる 70 歳以上の方の所得区分の見直し（現役並み所得者を細分化、1 区分⇒3 区分）及び一般区分の外来限度額の引き上げ（14,000 円⇒18,000 円）
令和 2 年 4 月	国民健康保険税の税率・税額改定
令和 3 年 4 月	国民健康保険税の税率・税額改定
令和 4 年 1 月	産科医療補償制度掛金の引き下げ（16,000 円⇒12,000 円）及び出産育児一時金の引き上げ（404,000 円⇒408,000 円）
令和 4 年 4 月	国民健康保険税の税率・税額改定
	未就学児に対する保険税軽減措置
令和 5 年 4 月	国民健康保険税の税額改定
	出産育児一時金の引き上げ（408,000 円⇒488,000 円）
令和 6 年 1 月	出産被保険者に対する産前産後期間の国民健康保険税軽減措置
令和 6 年 4 月	国民健康保険税の税率・税額改定
	短期被保険者証の廃止
	退職者医療制度の廃止
令和 6 年 12 月	被保険者証の新規交付を廃止
	被保険者証の新規交付廃止に伴い「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」の交付を開始
令和 7 年 4 月	国民健康保険税の税率・税額改定

(2) 加入状況 R6 年度実績

(単位：世帯・人・%)

年度	世 帯			人 口			家 族 構 成	
	全市[A]	国保[B]	加入率	全市[C]	国保[D]	加入率	全市 [C/A]	国保 [D/B]
6	[104,772] 104,582	[26,407] 26,920	[25.20] 25.74	[225,700] 226,615	[39,988] 41,074	[17.72] 18.13	[2.15] 2.17	[1.51] 1.53

※ 年度年間平均 (R6 年 4 月～R7 年 3 月) の数[]内の数値は R7 年 3 月 31 日現在の数

(3) 保険給付の状況

① 療養諸費の状況

(単位：件・円)

年度	種 別	件 数	費 用 額	1 件当たり 費用額	1 人当たり 費用額
6	療養の給付	842,710	20,909,841,064	24,813	507,459
	療 養 費	21,026	179,394,027	8,532	4,354

※ 令和 6 年度事業年報による。

② 療養の給付 [診療費]

年度	件 数 (件)	日 数 (日)	費 用 額 (円)	1件当たり 日数 (日)	1件当たり 費用額 (円)	1人当たり 受診件数 (件)	1人当たり 費用額 (円)
6	520,154	1,063,997	16,395,377,827	2.05	31,520	12.62	397,898

※ 令和 6 年度事業年報による。

③ 高額療養費

(単位：件・円)

年 度	件 数	高額療養費
6	41,445	2,483,539,275

※ 令和 6 年度事業年報による。

④ 鍼灸施設利用費助成

対象者 65 歳未満の被保険者

助成額 施術 1 回につき 1,000 円

ただし、被保険者一人につき 1 日 1 回、1 年度中 24 回まで

○ 鍼灸施設利用状況

利用証 交付人数 (A)	施術回数 (B)	市負担金交付額 (決算額) (C)	利用証交付率 (A) / 65 歳未満 の平均被保険者 数	1 人当たり 利用回数 (B) / (A)
224 人	1,077 回	1,077,000 円	0.96%	4.81 回

※ 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの実績

(4) 保険財政（6年度）

○ 歳 入

科 目	予算総額 (円)	調 定 額 (円)	収入済額 (円)	不納欠損額 (円)	収入未済額 (円)	収入率 (%)	
						対 予算	対 調定
国 民 健 康 保 険 税	5,191,954,000	5,855,741,535	5,154,289,955	23,453,132	677,998,448	99.28	88.02
一部負担金	2,000	0	0	0	0	0.00	-
使用料及び 手 数 料	2,773,000	2,633,935	2,633,935	0	0	94.99	100.0
県 支 出 金	19,237,600,000	19,007,092,000	19,007,092,000	0	0	98.80	100.00
財 産 収 入	179,000	178,376	178,376	0	0	99.65	100.00
繰 入 金	2,212,568,000	2,203,849,302	2,203,849,302	0	0	99.60	100.00
繰 越 金	100,895,000	100,893,831	100,893,831	0	0	100.00	100.00
諸 収 入	36,937,000	40,055,490	34,220,575	921,657	4,913,258	92.65	85.43
国庫支出金	0	13,397,000	13,397,000	0	0	-	100.00
計	26,782,908,000	27,223,841,469	26,516,554,974	24,374,789	682,911,706	99.01	97.40

※ 収入済額には、還付未済額 3,396,800 円を含む。

○ 歳 出

科 目	予算総額 (円)	支出済額 (円)	不用額 (円)	執行率 (%)
総 務 費	428,545,000	414,671,572	13,873,428	96.76
保 険 給 付 費	18,743,661,000	18,081,150,746	662,510,254	96.47
国民健康保険事業費納付金	7,188,528,000	7,188,526,063	1,937	100.00
財政安定化基金拠出金	1,000	0	1,000	0.00
保 健 事 業 費	161,093,000	129,097,517	31,995,483	80.14
基 金 積 立 金	101,073,000	101,072,207	793	100.00
公 債 費	1,000	0	1,000	0.00
諸 支 出 金	148,633,000	145,957,825	2,675,175	98.20
予 備 費	11,373,000	0	11,373,000	0.00
計	26,782,908,000	26,060,475,930	722,432,070	97.30

(5) 国民健康保険特別会計決算

(単位:千円)

年 度	令和6年度
区 分	
歳 入 総 額A	26,516,555
歳 出 総 額B	26,060,476
歳入歳出差引額C (A-B)	456,079
基 金 繰 入 金D	130,832
繰 越 金E	100,894
国庫負担金等精算額F	62,640
単年度経常収支G (C-D-E+F)	286,993

(6) 保険税

賦課の概要（令和7年4月1日現在）

- ① 賦課期日 4月1日
- ② 賦課方法 3方式
- ③ 保険税額の計算 所得割額＋均等割額＋平等割額＝保険税額（年額）
- ④ 賦課限度額 医療分 66万円、後期高齢者支援金分 26万円、介護分 17万円
- ⑤ 地方税法第703条の5の規定による国民健康保険税の減額内容

前年中の減税対象所得が以下の金額を超えない場合、均等割額並びに平等割額をそれぞれ減額する。

ア 7割相当額の減額：43万円＋（給与・公的年金所得者等の数－1）×10万円

イ 5割相当額の減額：43万円＋（30.5万円×世帯の被保険者数）
＋（給与・公的年金所得者等の数－1）×10万円

ウ 2割相当額の減額：43万円＋（56万円×世帯の被保険者数）
＋（給与・公的年金所得者等の数－1）×10万円

※減額対象所得は擬制世帯主（国保の被保険者でない世帯主）を含む。

- ⑥ 未就学児の均等割額は、半額を減額する。

区 分 \ 年 度		令和6年度	令和7年度
医 療 分	所 得 割 額（％）	10.2	10.7
	均 等 割 額（円）	28,500	30,500
	平 等 割 額（円）	33,500	35,500
支 援 金 分 後期高齢者	所 得 割 額（％）	3.2	3.2
	均 等 割 額（円）	10,000	10,500
	平 等 割 額（円）	8,600	8,800
介 護 分 （40歳以上 未満の人） 65歳	所 得 割 額（％）	2.9	2.9
	均 等 割 額（円）	11,600	10,700
	平 等 割 額（円）	6,200	6,000

(7) 徴収状況（現年課税分）

年度	調 定 額（円）		収 納 額（円）		収納率 （％）
		うち居所不明者分		うち還付未済額	
6	5,260,356,300	1,062,300	5,035,065,973	3,330,400	95.67%

※ 収納率の算定にあたっては、居所不明者分調定額及び還付未済額を控除している。

(8) 保険給付の内容

- ① 療養の給付

マイナ保険証等を提示して医療機関にかかることを療養の給付という。被保険者が医療

機関の窓口で自己負担額を支払い、残りの治療費等は国保がまとめて医療機関に支払う。

- 自己負担割合
- ・ 義務教育就学前 2割
 - ・ 義務教育就学後 70歳未満 3割
 - ・ 70歳以上 75歳未満 2割
- ※現役並み所得者（課税所得 145万円以上）は 3割

② 療養費

次のような場合には、自己負担額を除いた額が支給される。

- ・ マイナ保険証等の未提示又は喪失後受診のため全額自己負担となったとき、医師が認めたコルセット等治療用の装具代を支払ったとき、海外渡航中に現地で治療を受けたとき、はり・きゅう・マッサージの施術を受けたとき、柔道整復師の施術を受けたとき、生血を輸血したとき等

③ 入院時食事療養費

入院時の食事代のうち被保険者の自己負担分（標準負担額）を除いた額は、国保がまとめて医療機関に支払う。住民税非課税世帯の標準負担額は申請により減額される。

④ 高額療養費

医療機関に支払う自己負担額が高額になったとき、限度額を超えた分が後で国保から世帯主に支給される。医療機関の窓口で、マイナ保険証を利用し、又は限度額適用認定証を提示した被保険者は、高額療養費相当額の療養を現物給付で受けられる。

⑤ 高額介護合算療養費

医療機関に支払う自己負担額と、介護サービスを受けたときに支払う利用者負担額を世帯単位で合算し、限度額を超えた分が後から支給される。

⑥ 移送費

傷病等により移動が困難な人が、療養の給付を受けるため、医師の指示により一時的、緊急的な必要性があつて医療機関に移送され費用がかかった場合、移送費が支給される。移植用の臍帯血や骨髄等の搬送費用は、その他の療養費として実費分が支給される。

⑦ 出産育児一時金

被保険者が出産したとき、48.8万円支給される。ただし、産科医療補償制度に加入している医療機関で出産したとき（在胎週数 22 週以降）は 1.2 万円を加算。妊娠 85 日以上であれば、死産、流産も対象となる。

⑧ 葬祭費

被保険者が死亡したとき、喪主に 3 万円支給される。

(9) 三瀬診療所

① 沿革

昭和 26 年 4 月	三瀬村国保組合診療所として組織発足 三瀬村大字三瀬 2677 番地に診療所建設着工
昭和 26 年 12 月 20 日	診療所（木造瓦葺平屋建 100.75 坪）医師住宅（木造瓦葺平屋建 23.25 坪）完成 三瀬村国保直営診療所に改称し診療開始
昭和 35 年 7 月 1 日	三瀬村国民健康保険診療所に改称
昭和 47 年 9 月 19 日	診療所老朽化により、三瀬村大字三瀬 2615 番地に新築工

事着工

昭和 48 年 5 月 1 日 新診療所で診療開始（診療所 鉄筋コンクリート 2 階建
400.298 m² 医師住宅 木造瓦葺平屋建 85.598 m²）

昭和 54 年 4 月 1 日 歯科診療開始

平成 14 年 4 月 18 日 三瀬村大字藤原 3882 番地 6 にスマイルセンター（診療
所・保健センター）完成 5 月 1 日から診療開始
診療所分 木造瓦葺平屋建 555.95 m²
医師住宅 ” 115.93 m²

平成 17 年 10 月 1 日 市町村合併により、佐賀市立国民健康保険三瀬診療所として診療開始

② 事業概要

ア 診療所開設年月日

平成 17 年 10 月 1 日（当初 昭和 26 年 12 月 20 日）

イ 医療圏名

佐賀中部保健医療圏

ウ 医療圏人口

333,630 人（R7.3 月末現在）

エ 診療圏面積

三瀬村 40.70 K m²

オ 診療圏人口

1,071 人（R7.3 月末現在）

カ 診療科目（4 科）

内科、外科、小児科、歯科

キ 診療時間

平 日 9：00～17：00

土曜日 内科・外科・小児科…9：00～12：00、歯科…9：00～17：00

（休診：日曜日、祝日、年末年始、内科…火・金・土曜日午後、歯科…木曜日）

ク 病床数

一般病床 6 床

ケ 医療機器の整備状況

X線撮影装置、生化学自動分析装置、超音波診断装置、全自動血球計測器、心電計

コ 診療所の性格

国民健康保険直診施設、へき地診療施設

③ 受診者数（単位：人）

区 分	6 年度
内 科	4,827
歯 科	2,198
合 計	7,025

④ 診療収入状況 (単位：円)

区 分	6 年度
内 科	29,230,476
歯 科	18,241,598
合 計	47,472,074

15 国民年金

(1) 国民年金のあらまし

国民年金は、すべての国民を対象として、老齢・障がい・死亡に対して必要な給付を行い、健全な国民生活の維持・向上に寄与することを目的とした制度である。昭和 61 年 4 月 1 日から、従来別々の制度に加入されていたサラリーマンと自営業者などを一本化して、基礎年金という共通した制度となった。

① 加入種別

加入者の種別は、次の第 1 号被保険者から第 3 号被保険者までの 3 つがあり、給付面や保険料納付方法に違いがある。

	第 1 号被保険者	第 2 号被保険者	第 3 号被保険者
種別	日本国内に住んでいる 20 歳以上 60 歳未満の自営業者や農林漁業従事の方とその配偶者、学生など	厚生年金保険に加入している人	厚生年金保険に加入されている人に扶養されている配偶者で、20 歳以上 60 歳未満の人
納付方法	納付書払いや口座振替などにより自ら納付	給料から控除	配偶者が加入している制度から拠出されるため自ら納める必要なし

② 国民年金の適用の推移

国民年金が発足した昭和 36 年 4 月 1 日からの国民年金の適用範囲は、下表のように推移している。昭和 61 年 3 月以前は、日本国内に住所がある 20 歳以上 60 歳未満の人でも、適用除外や任意適用の対象が多かった。しかし、昭和 61 年 4 月以降はほぼ強制適用となり、現在国民年金の適用除外となっている人は被用者年金の老齢（退職）年金の受給権者のみとなっている。

昭 36.4 昭 37.12 昭 55.4 昭 57.1 昭 61.4 平 3.4

1	(1)被用者年金制度の加入者	適用除外		強制適用
	(2)その配偶者	任意適用		強制適用
2	(1)国会議員	適用除外	任意適用	強制適用
	(2)その配偶者	任意適用		強制適用
3	(1)地方議会議員	強制適用	任意適用	強制適用
	(2)その配偶者	強制適用	任意適用	強制適用
4	(1)被用者年金制度の老齢給付受給権者	任意適用		
	(2)その配偶者	任意適用		強制適用

昭 36.4 昭 37.12 昭 55.4 昭 57.1 昭 61.4 平 3.4

		▼	▼	▼	▼	▼	▼
5	(1)被用者年金制度の老齢給付 受給資格期間満了者	任 意 適 用					強 制 適 用
	(2)その配偶者	任 意 適 用					強 制 適 用
6	(1)被用者年金制度の障害給付 受給権者	任 意 適 用					強 制 適 用
	(2)その配偶者	任 意 適 用					強 制 適 用
7	被用者年金制度の遺族給付 受給権者	任 意 適 用					強 制 適 用
8	学生	任 意 適 用					強制適用
9	在日外国人	適 用 除 外			強 制 適 用		
10	国内在住の 60 歳以上 65 歳 未満の者	適 用 除 外			任 意 適 用		
11	海外在住の 20 歳以上 65 歳 未満の邦人	適 用 除 外			任 意 適 用		

(2) 被保険者数・適用状況

(単位：人)

区分 年度	第 1 号被保険者 ・任意加入被保険者			第 3 号被保険者数	被保険者総数
	第 1 号被保険者数 A	任意加入被保険者数 B	計 C (A + B)		
6	24,781	274	25,055	10,296	35,351

(3) 保険料納付状況

年 度	対象月数	納付月数	納付率 (%)	佐賀県 (%)
6	155,739	125,597	80.6	81.4

(4) 保険料免除状況

(単位：人)

区分 年度	第 1 号 被保険 者数 (A)	免 除 被 保 険 者 数								免 除 率 $\frac{(B)}{(A)}$ (%)	佐 賀 県 (%)
		法定 免除	申 請 免 除					学 生 納 付 特 例	計 (B)		
			全額免除	3/4 免除	半額免除	1/4 免除	納付猶予				
6	24,781	2,839	4,495	340	254	184	1,267	3,381	12,760	51.5	50.4

(5) 基礎年金受給者数及び年金額

(年金額単位：千円)

区分 年度	老齢基礎年金		障害基礎年金		遺族基礎年金		合 計	
	受給権 者数	年金額	受給権 者数	年金額	受給権 者数	年金額	受給権 者数	年金額
6	64,508	45,964,093	5,313	4,758,267	414	340,860	70,235	51,063,220

(6) 福祉年金支給状況

年度	受給権者数 (人)	総年金額 (円)
6	0	0

(7) 寡婦年金支給状況

年度	受給権者数 (人)	総年金額 (円)
6	33	13,508,467

(8) 年金の種類と金額

	年金の受けられる資格と条件	年 金 額	所得制限
老 齢 基 礎 年 金	<ul style="list-style-type: none"> 原則として 65 歳から。 保険料を納めた期間、保険料の免除を受けた期間及び合算対象期間を合わせて 10 年以上あること。 ※平成 29 年 8 月から、資格期間が 25 年から 10 年に短縮された。 <p>(主な計算例 H21.4 月から適用)</p> $831,700 \text{ 円} \times \frac{\text{保険料納付月数}}{\text{保険料全額免除月数}} + \frac{1}{2} + \frac{\text{保険料 1/4}}{\text{納付月数}} \times \frac{5}{8} + \frac{\text{保険料半額}}{\text{納付月数}} \times \frac{3}{4} + \frac{\text{保険料 3/4}}{\text{納付月数}} \times \frac{7}{8}$ <p>40 年(加入可能年数)×12</p> <p>H21.3 月までの適用 保険料全額免除月数×1/3 1/4 納付月数×1/2 半額納付月数×2/3 3/4 納付月数×5/6</p>	<ul style="list-style-type: none"> 満額で年 831,700 円【829,300 円】(月額)69,308 円【69,108 円】 ※【】は昭和 31 年 4 月 1 日以前生まれの場合 加入可能期間(昭和 16 年 4 月 2 日以降生まれの人は 40 年)中に保険料未納期間や免除期間があれば、その分は減額となる。 	なし
障 害 基 礎 年 金	<ul style="list-style-type: none"> 対象者は、20 歳以上で国民年金法の障害等級表の 1・2 級に該当する人。なお、20 歳前傷病による受給者には、本人について所得制限が設けられている。 初診日前に保険料納付済期間(免除期間を含む)が初診日の前々月までの加入期間の 2/3 以上であること。なお、令和 8 年 3 月 31 日までは、初診日の前々月までの 1 年間に保険料未納期間がなければよい。 	<ul style="list-style-type: none"> 1 級 1,039,625 円【1,036,625 円】 2 級 831,700 円【829,300 円】 ※【】は昭和 31 年 4 月 1 日以前生まれの場合 18 歳到達年度の末日(3 月 31 日)を経過していない等の子の加算額 2 人目まで 1 人につき 239,300 円 3 人目以降 1 人につき 79,800 円 	なし *無拠出障害基礎年金(障害福祉年金からの裁定替及び 20 歳前傷病)は所得制限あり
特 別 障 害 給 付 金	<ul style="list-style-type: none"> 下記の人で、任意加入をしていなかった期間に初診日があり現在の障害基礎年金 1・2 級に該当する程度の障害の状態にあるものとして認定された人に支給。 ①昭和 61 年 3 月以前の国民年金任意加入対象であった被用者(厚生年金・共済組合等の加入者)の配偶者 ②平成 3 年 3 月以前に国民年金任意加入対象であった学生 	<ul style="list-style-type: none"> 障害基礎年金 1 級に該当する人 月額 56,850 円 障害基礎年金 2 級に該当する人 月額 45,480 円 	あり
遺 族 基 礎 年 金	<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれかに該当する国民年金の被保険者または被保険者であった人が死亡したとき、その人によって生計を維持されていた子(死亡当時、18 歳到達年度の末日(3 月 31 日)を経過していない、または 20 歳未満で障害年金の障害等級 1 級または 2 級)のある配偶者か子 ①保険料の納付期間(免除期間を含む)が死亡日の属する月の前々月までの加入期間の 2/3 以上であること。なお、令和 8 年 3 月末日までは、死亡日の属する月の前々月までの 1 年間に保険料の未納期間がなければよい。 ②老齢基礎年金の受給資格を満たしていること。(死亡時の配偶者の年収が 850 万円未満) 	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者の年金額 831,700 円 子の加算額 2 人目まで 1 人につき 239,300 円 3 人目以降 1 人につき 79,800 円 	あり
寡 婦 年 金	<ul style="list-style-type: none"> 第 1 号被保険者としての保険料納付期間と保険料免除期間を合算した期間だけで老齢基礎年金の受給資格期間を満たした夫が、何の年金も受けないで死亡したときに、10 年以上婚姻期間がある妻が 60 歳から 65 歳に達するまで受けられる。(年収 850 万円未満の妻) 	<ul style="list-style-type: none"> 夫が受けることができた老齢基礎年金の 3/4 	あり
死 亡 一 時 金	<ul style="list-style-type: none"> 第 1 号被保険者(任意加入被保険者を含む)としての保険料納付済期間の月数が 36 月以上ある人が何の年金も受けないで死亡したとき、その遺族が遺族基礎年金及び寡婦年金を受けられない場合、死亡した人の保険料納付期間に応じて支給。 	<ul style="list-style-type: none"> 納付済期間により、120,000 円～320,000 円が支給される。 	なし
老 齢 福 祉 年 金	<ul style="list-style-type: none"> 昭和 36 年 4 月 1 日の国民年金発足当時すでに高齢に達していた人で、老齢年金の支給要件に該当しない場合に、明治 44 年 4 月 1 日以前に生まれた人に 70 歳から支給される。 	<ul style="list-style-type: none"> 年金額 424,900 円 (月額) 35,408 円 	受給権者、配偶者、扶養義務者の所得制限がある
未 支 給 年 金	<ul style="list-style-type: none"> 受給者が死亡し、未支給の年金がある場合、受給者から見て 3 親等内の生計を同じくしていた遺族に支給。 		なし

1 6 後期高齢者医療制度

(1) 後期高齢者医療制度の創設の経緯と趣旨

わが国は、すべての国民が健康保険組合や国民健康保険などの公的な医療保険制度に加入し、誰もが安心して医療を受けることができる「国民皆保険制度」の下で世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を実現してきた。

しかしながら、急速な高齢化の進展と高齢者医療費の増加、経済の低成長への移行は、近年、医療保険制度の持続可能性に影響を与えるまでになり、抜本的な見直しが迫られるようになった。

このような状況に対応するため、平成 18 年 6 月、健康保険法等の一部を改正する法律により、老人保健法が改正され、平成 20 年 4 月から新たに後期高齢者医療制度が創設された。

後期高齢者医療制度は、75 歳以上（一定の障がいのある方は 65 歳以上）の高齢者を対象とした独立した医療制度であり、それまでの老人医療制度で不明確であった高齢者自身の医療費の費用負担について、患者負担分を除き現役世代からの支援金が 4 割、公費 5 割のほか、高齢者からの保険料が 1 割と、現役世代と高齢者の負担割合が財政運営の面で明確となり、制度運営については、後期高齢者医療広域連合という新たな運営主体が創設された。

(2) 運営主体

佐賀県後期高齢者医療広域連合（以下、「広域連合」）

※ 保険料徴収・窓口業務は市区町村が行う。

(3) 被保険者

① 75 歳以上の人

② 65 歳以上で一定の障がいのある人（ただし、申請し広域連合の認定を受けた人）

（令和 7 年 3 月末現在）

	65～69 歳	70～74 歳	75～79 歳	80～84 歳	85～89 歳	90～94 歳	95～99 歳	100 歳～	計（人）
佐賀市	169	321	13,657	9,957	6,792	4,039	1,325	197	36,457
佐賀県	473	946	51,550	35,921	25,883	15,164	5,230	840	136,007

(4) 保険給付の内容（令和 7 年度）

① 療養の給付

医療保険を使って医療機関にかかることを療養の給付という。被保険者が医療機関の窓口で自己負担額を支払い、残りは広域連合がまとめて医療機関に支払う。

※ 自己負担割合 外来・入院とも医療費の 1 割、2 割、3 割（所得に応じる）。

② 療養費

やむを得ない事情等で、保険医療機関等で療養の給付等を受けることができず、例外的に被保険者が医療費の全額をいったん保険医療機関等の窓口で支払ったとき、その支払った分から一部負担金等相当額を除いた一定額について支給される。

- 例) ・急病でやむなくマイナ保険証などを持たずに受診したとき
- ・医師が認めたコルセット等の治療用装具を作成したとき
- ・療養の給付を受けるため緊急その他やむを得ず医療機関に移送されたとき

③ 入院時食事療養費

保険医療機関等に入院したとき、入院時の食事代のうち被保険者の自己負担分（標準負担額）を除いた額を、広域連合がまとめて医療機関に支払う。

④ 入院時生活療養費

保険医療機関等に長期入院したとき、入院時の生活療養に要した費用のうち被保険者の自己負担分（標準負担額）を除いた額を、広域連合がまとめて医療機関に支払う。

⑤ 高額療養費

医療機関に支払う医療費の自己負担額が高額になり限度額を超えた場合、超えた分が広域連合から支給される。

⑥ 高額介護合算療養費

被保険者の属する世帯が、後期高齢者医療制度と介護保険制度のどちらの制度でも一部負担金等を支払っていて、その1年間の合計額が一定の限度額を超えた場合に、広域連合及び介護保険者から支給される。

⑦ 葬祭費

被保険者が死亡したとき、喪主に3万円支給される。

(5) 健康診査

広域連合では、糖尿病・高血圧症・脂質異常症（高脂血症）などの生活習慣病を早期に発見するために、1年に1回自己負担なしで受診できる健康診査を実施している。

【令和6年度】	受診者数（人）	被保険者数（人）	対被保険者受診率
佐賀市	5,268	35,451	14.86%
佐賀県	27,537	132,341	20.81%

(6) 保険料（令和7年度）

① 賦課期日 毎年4月1日

② 保険料額の計算

保険料は被保険者本人の所得に応じて負担する「所得割額」と被保険者全員が定額で負担する「均等割額」を合計して個人単位で算定する。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{保険料額} \\ \hline 80\text{万円を限度} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{①所得割額} \\ \hline \text{被保険者の所得} \\ \text{に応じて算定} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{②均等割額} \\ \hline \text{被保険者一人} \\ \text{当たりの定額} \\ \hline \end{array}$$

所得割額＝賦課のもととなる所得金額(※)×所得割率（11.09／100）
 均等割額＝57,100円 } 確定保険料 (80万円を限度)

※ 賦課のもととなる所得金額＝前年中の総所得－基礎控除（43万円。合計所得が2,400万円超の場合は段階的に縮小）

③ 保険料の軽減措置

ア 所得が低い方に対する軽減(均等割額の軽減)

世帯主及び世帯の後期高齢者医療の被保険者全員の軽減判定所得の合計額	均等割額の軽減割合
43 万円 + 10 万円 × (年金・給与所得者の数 - 1) 以下	7 割
43 万円 + 10 万円 × (年金・給与所得者の数 - 1) + 30.5 万円 × (被保険者数) 以下	5 割
43 万円 + 10 万円 × (年金・給与所得者の数 - 1) + 56 万円 × (被保険者数) 以下	2 割

イ 被用者保険の被扶養者だった人

後期高齢者医療制度加入の前日まで被用者保険（全国健康保険協会管掌健康保険、健康保険組合、共済組合など。国民健康保険は含まれない。）の被扶養者だった人は、均等割額は 5 割軽減（資格取得後 2 年間）され、所得割は賦課されない。

④ 保険料の納め方

特別徴収の対象となる年金支給額が年額 18 万円以上の方で、介護保険料とあわせた保険料額が対象となる年金の支給額の 2 分の 1 を超えない方、介護保険料が特別徴収されている方は原則として年金からの引き落とし（特別徴収）となる。それ以外の場合は個別に金融機関等の窓口や口座振替（普通徴収）で納める。

なお、特別徴収の人でも手続きにより口座振替に変更することができる。

(7) 保険料収納状況（令和6年度 現年度分）

	種別	特別徴収（円）	普通徴収（円）	合計（円）	特・普合計収納率
					普徴収収納率
佐賀市	調定	1,723,952,700	1,446,797,100	3,170,749,800	99.63%
	収納	1,723,952,700	1,435,380,030	3,159,332,730	99.21%
佐賀県	調定	6,264,724,500	4,368,944,000	10,633,668,500	99.63%
	収納	6,264,724,500	4,329,975,772	10,594,700,272	99.10%

佐賀市立富士大和温泉病院

佐賀市立富士大和温泉病院は、昭和 23 年 4 月に旧松梅村、旧小関村、旧南山村の共立病院として、無医村地域の医療環境の向上を図るために開設されました。平成 14 年 7 月には現在の場所に移転新築し、国民健康保険直営診療施設として医療・保健・福祉の連携をさらに強化して、地域包括ケアの理念に基づく医療サービスの提供を行っています。

当初開設以来、結核病床、伝染病床、介護療養型病床等の社会要請に応えながら病棟再編を重ね、設置主体も共立病院組合（旧富士町、旧大和町）、佐賀市という変遷を辿りながら、現在も安定的・持続的な中山間地域（日常診療圏：富士町、大和町北部（松梅地区）、三瀬村）の地域医療を提供しています。



（平成 14 年 7 月移転新築・供用開始）

(1) 施設概要

- | | |
|-----------|---|
| ① 名 称 | 佐賀市立富士大和温泉病院 |
| ② 所 在 地 | 佐賀市富士町大字梅野 1721 番地 1 |
| ③ 敷 地 面 積 | 18,245.97 m ² |
| ④ 建 築 面 積 | 4,765.09 m ² |
| ⑤ 延べ床面積 | 8,391.99 m ² （1 床当り 85.63 m ² ） |
| ⑥ 構造・階数 | 鉄筋コンクリート造 地上 3 階（一部 4 階） |

(2) 事業概要

- ① 診療科目（9 科）
内科（総合診療、血液内科、人工透析含む）、呼吸器科、消化器科、循環器科
外科、整形外科、眼科、リハビリテーション科、放射線科
- ② 病床数（98 床）
2 階：一般急性期病床 44 床（うち HCU 室 5 床、特別室 2 床）
2 階：地域包括ケア病床 10 床
3 階：医療療養病床 44 床
- ③ 医師数（常勤医師 7 人）
内科 5 人（専門分野：消化器 1 人、呼吸器 1 人、総合診療 3 人）
外科 1 人、整形外科 1 人
- ④ 診療時間
平 日 9:00～12:00、13:00～17:00
土曜日 9:00～12:00
- ⑤ 休 診
日曜日、祝日、年末年始、土曜日午後
- ⑥ 病院の性格
国民健康保険直営診療施設、不採算地区病院、救急告示病院
佐賀大学医学部附属病院地域総合診療センター（総合診療科）

⑦ 附帯事業／介護保険（居宅・介護予防）サービス事業所

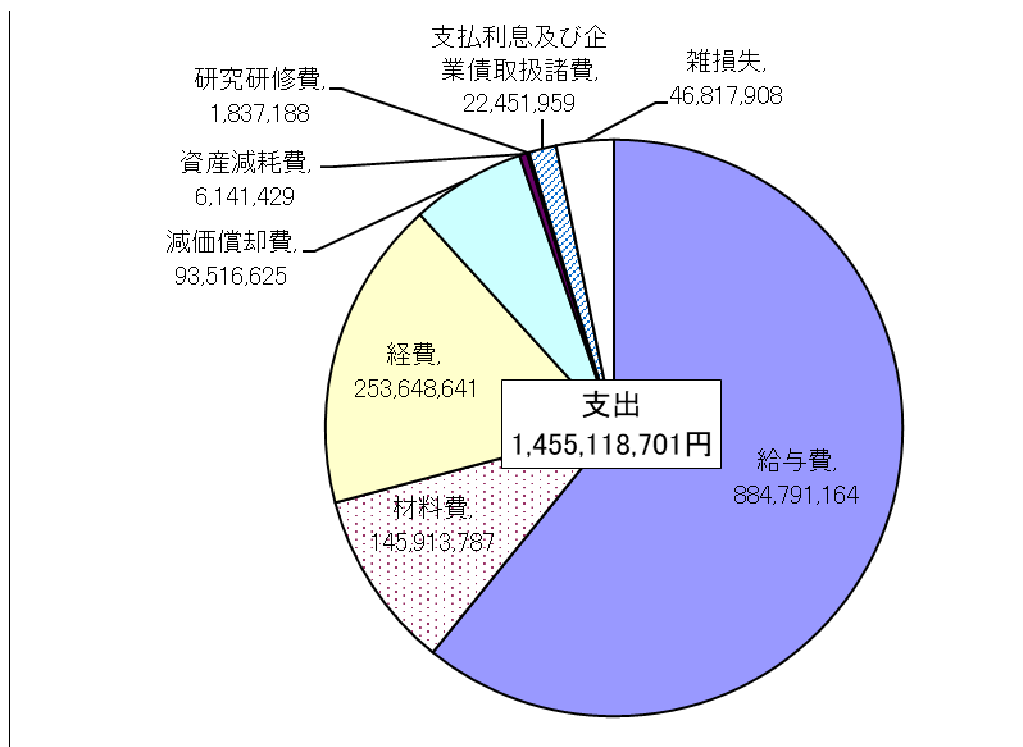
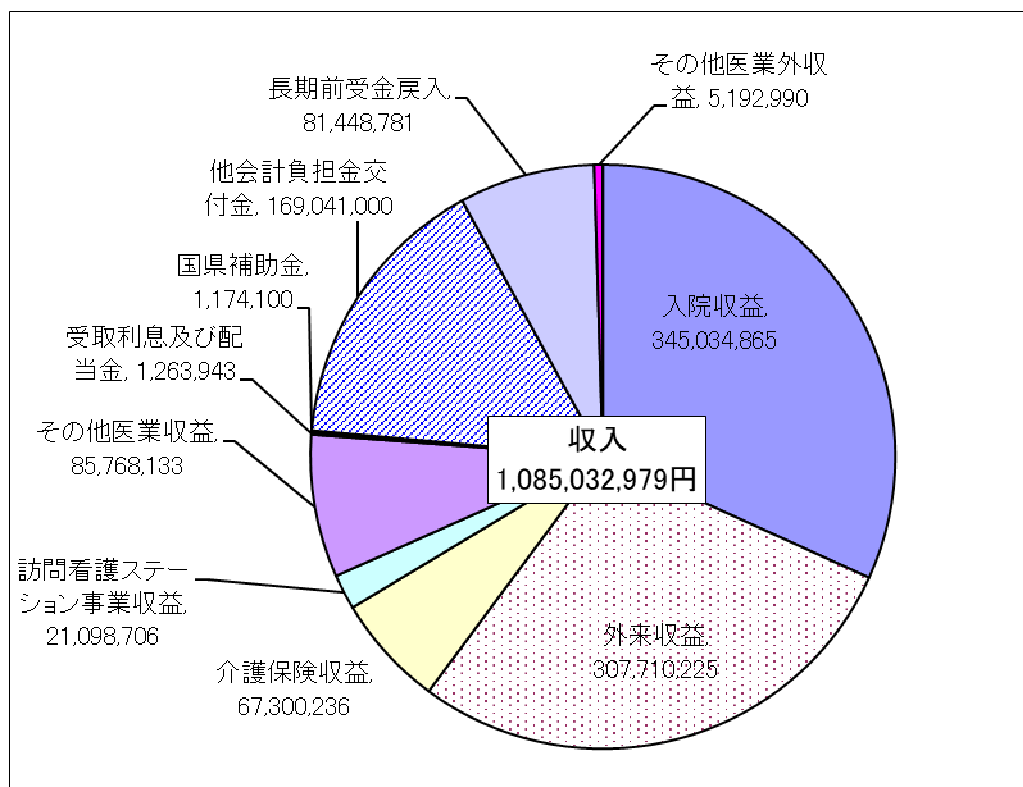
事業所名	営業日（曜日）
ケアマネジメントふじ（居宅介護支援）	月～金
訪問看護ステーションふじ（訪問看護）	月～土
訪問リハビリテーションふじ（訪問リハビリテーション）	月～金
リハビリセンターふじ（通所リハビリテーション定員 60 名）	月～土

(3) 業務状況

区 分 摘 要	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
病床利用率	%	51.4	53.4	51.7	43.0	36.4
うち 一般病床	%	64.9	64.4	61.1	51.6	49.9
うち 療養病床	%	33.3	36.2	36.7	29.6	15.0
平均在院日数 （一般病床）	日	21.4	19.0	18.9	22.2	21.3
延べ入院患者数	人	18,379	19,119	18,478	15,436	13,007
延べ外来患者数	人	35,472	36,716	35,572	32,771	30,933
1 日平均入院患者数	人	50.4	52.4	50.6	42.2	35.6
1 日平均外来患者数	人	121.1	125.3	121.4	111.8	105.6
延べ通所リハビリ テーション利用者数	人	8,208	8,082	7,177	6,299	5,752

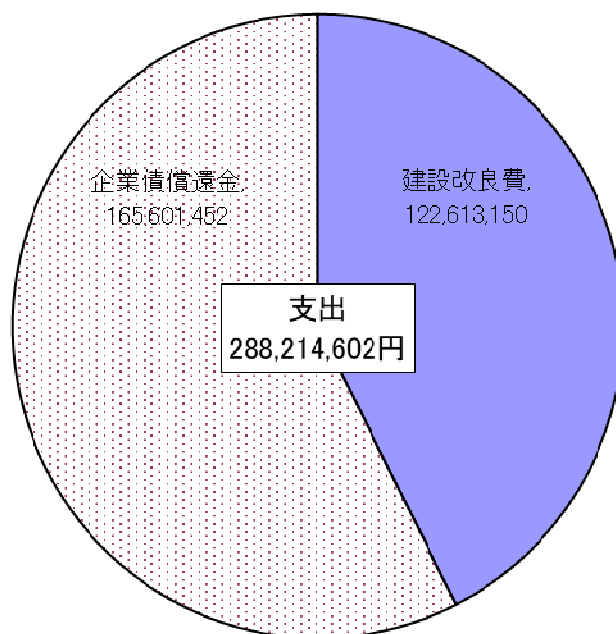
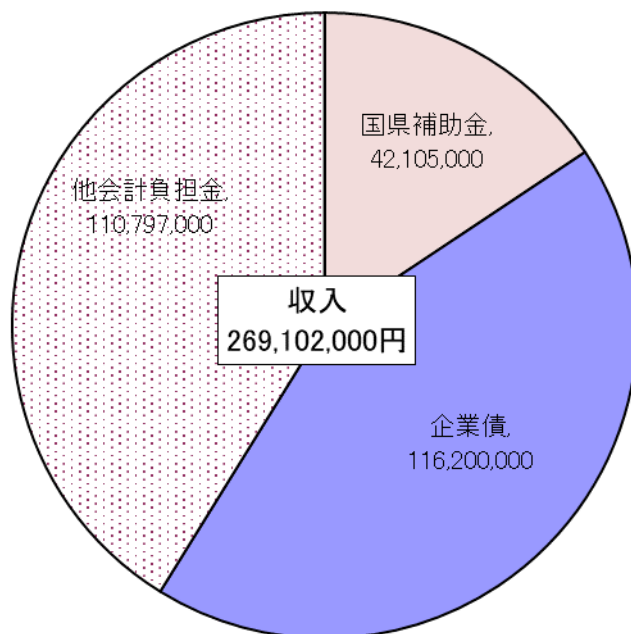
(4) 令和 6 年度決算状況

① 収益的収支



令和 6 年度経常損益	△ 370,085,722 円
令和 6 年度純損益	△ 370,085,722 円
令和 6 年度末繰越利益剰余金	411,805,652 円

② 資本的収支



令和 6 年度末企業債残高 1, 229, 665, 033 円

環境部

1 公害対策

(1) 公害関係苦情事務

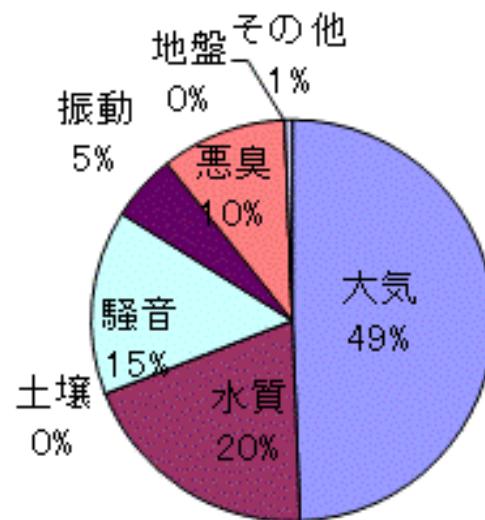
公害苦情紛争処理制度の一つとして、公害に関する苦情を紛争に発展する前の段階で迅速かつ適切に処理することにより、苦情申立者はもとより、地域住民の健康と生活環境を保持するという重要な役割を負っている。

近年の苦情の傾向としては、近隣住民同士のトラブルによるものが増加している。

<令和6年度公害苦情処理状況>

① 苦情処理件数

		令和6年度	
		件	%
典型7公害	大 気	83	49
	水 質	33	20
	土 壌	0	0
	騒 音	25	15
	振 動	9	5
	悪 臭	17	10
	地 盤	0	0
その他		1	1
合 計		168	100



② 被害の種類別件数

区 分	健 康	財 産	動・植物	感覚的 心理的	その他	合 計
件 数	59	0	0	92	17	168

③ 発生源の用途地域別件数

	住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	市街化調整区域	その他	合 計
苦情 件数	34	3	8	2	3	1	112	5	168

(2) モニタリング業務

佐賀市の環境を客観的な数値等で把握するため、水質、騒音・振動、大気などの定期的な測定を行っている。

① 水質測定

ア 公共用水域水質調査

河川等の水質汚濁状況監視のため市内主要河川 86 地点で調査を実施

水域			年間調査回数	地点数	
河川	市内中心部		4	24	32
			12	8	
	南部地域	諸富町	4	5	32
		川副町	4	10	
		東与賀町	4	7	
		久保田町	4	10	
	北部地域	大和町	4	4	12
		富士町	4	4	
		三瀬地区	4	4	
湖沼	北山ダム		12	4	4
海域	有明海		12	6	6
				合計	86

イ 河川農薬調査（9ヶ所：年1回）

農薬による水質汚染を監視するため河川の水質調査を実施

ウ 事業場等からの排水影響調査（11 地点：年 1～6 回）

事業場から河川に排出された後の河川において水質汚濁状況監視のため 11 地点で調査を実施

エ 地下水調査（15ヶ所：年1回）

地下水汚染を監視するため調査を実施

オ 飲用井戸水監視地域調査（14ヶ所：年1回）

北部地域において飲用井戸水の地下水汚染を監視するため調査を実施

② 騒音・振動測定

ア 自動車騒音・振動調査（1ヶ所：年1回）

市内の道路に面した区域で道路交通に伴う騒音・振動の調査を実施

イ 一般環境騒音調査（2ヶ所：年1回）

市内の道路に面しない区域で一般環境騒音の調査を実施

ウ 自動車騒音常時監視（4 区間：年 1 回）

市内の主な幹線道路における自動車交通等により発生する騒音を 24 時間連続測定し、道路に面する地域の環境基準達成状況を面的に評価

③ 大気測定（7ヶ所：年6回）

ガスパック法による二酸化窒素の測定を実施

(3) 各種届出

大気汚染防止法、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法、騒音規制法、振動規制法、及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく各種届出を受け付けている。

＜令和6年度届出件数＞

大気	水質	土壌	騒音	振動	公害防止	合計
8 (4)	77 (7)	64	74 (1)	47	23	293

* 大気は一般粉じんのみ

* 公害防止は公害防止主任管理者設置事業場を除く

* 大気、水質、騒音の()内の数字は、届出受付件数のうち県条例に基づくもの。

(4) 立入調査

事業者の各法令遵守確認のため立入調査を実施し、監視指導を行っている。

＜令和6年度立入調査件数＞

大気	水質	騒音	振動	合計
6	47 (42)	0	0	53

* 水質の()内の数字は、立入調査件数のうち排水の水質検査を伴うもの

2 環境衛生

(1) 衛生害虫（蚊）防除業務

佐賀大学医学部に「蚊の駆除に関する基礎研究」を委託し、「幼虫期（ボウフラ等）に対し、低魚毒性かつ汚染の低い薬剤を散布する方法が最善である。」との報告結果に基づき、昭和 61 年度から河川・水路等における幼虫の発生調査を行い、発生が確認されれば、薬剤 {スミラブ（昆虫成長制御剤）、ミディ（脱皮阻害剤）} を散布する方法に切り替えて実施している。

対象範囲は佐賀市内（長崎自動車道以南）で、防除期間は 4 月から 9 月まで行っている。

○ 令和 6 年度 蚊防除対策事業集計表

	河川の箇所数			薬剤使用量 (kg)		回数 (延)	
	調査	幼虫発生	さなぎ発生	スミラブ	ミディ	調査	散布
通常	1,122	213	97	29.1	0.0	12,342	489
特別	91	18	12	0.0	2.4	1,001	46
総計	通常＋特別			通常＋特別			
	1,213	231	109	29.1	2.4	13,343	535

※ スミラブ（昆虫成長制御剤）

0.05～0.1PPM の濃度で、手で直接河川に散布する。

※ ミディ（脱皮阻害剤）

0.5～1.25PPM の濃度で、動力噴霧器にて直接河川に散布する。

※ どちらも、河川等への汚染・魚毒性が少なく、幼虫・さなぎに抵抗力がつきにくい。

※ 「通常」は、4～9 月までの期間、調査・散布を行う。

※ 「特別」は、同期間、大きな河川などに、セット動噴を使用して幼虫駆除を行う。

※ いずれも佐賀市内（長崎自動車道以南）を対象とする。

(2) 狂犬病予防注射及び犬の適正な飼育

① 犬の新規登録数及び狂犬病予防注射済数（令和 6 年度）

新規登録数	狂犬病予防注射済数
1,031 頭	7,245 頭

※ 犬の登録数 11,069 頭（令和 7 年 3 月 31 日現在）

※ 狂犬病予防法により犬の登録（生涯 1 回）及び年 1 回の狂犬病予防注射の接種が義務づけられている。

② 犬の登録手数料等（1 頭につき）

登録手数料	狂犬病予防注射済票 交付手数料	鑑札再交付 手数料	狂犬病予防注射済票 再交付手数料
3,000 円	550 円	1,600 円	340 円

※ 狂犬病予防注射料別途 2,700 円（佐賀県獣医師会等）

③ 犬に関する苦情件数等（令和 6 年度）

苦 情 件 数						
放し飼い	吠 え 声	咬傷事故	フンの放置	徘徊犬	そ の 他	合 計
3 件	10 件	1 件	4 件	0 件	4 件	22 件

※ 平成 20 年 10 月 1 日から市による犬の引き取りは廃止

④ 犬のしつけ方教室

犬の飼い主が犬に対する正しい認識をもって飼育できるように犬のしつけ方教室を開催している。

○ 令和 6 年度実績

開 催 数
4 回

(3) その他の業務

① 地域猫推進事業

地域猫活動とは、地域住民の方々が、野良猫の不妊・去勢手術、エサの管理、フン尿の清掃など、これ以上野良猫が増えないようにしたうえで適正な管理を行い、野良猫による被害のない住み良い街づくりを目指す活動である。

市では、平成 21 年度から「地域猫推進事業」を導入し、地域住民の合意のもとに自治会または 3 人以上のグループで活動に取り組む場合、不妊・去勢手術の全部、または一部について助成を行なっている。

年 度	助成団体数	助成頭数	助成頭数累計
令和 6 年度	21 団体	103 匹	2,322 匹

野良猫は、飼い猫が外に出ることにより増加する一面があるため、市では平成 24 年度から、「飼い猫に対する不妊・去勢手術助成金事業」を導入した。これにより飼い猫の適正飼養を推進し、野良猫の増加を抑える一助としている。

年 度	助成者数	助成頭数	助成頭数累計
令和 6 年度	74 人	91 匹	1,077 匹

市等が管理する公園等に生息する野良猫が多数存在し、野良猫の増加にも影響していることから、市内の公園等に生息する野良猫の不妊・去勢手術を実施する団体に対し、平成 27 年度から、手術費用の全部について助成を行っている。

年 度	助成団体数	助成頭数	助成頭数累計
令和 6 年度	1 団体	98 匹	556 匹

② カラス対策事業

○ 令和 6 年度カラス威嚇攻撃対応実績

カラスによる繁殖期中（4 月～7 月）の威嚇攻撃から市民の安全を確保する対策として、平成 22 年度からヒナの捕獲や卵、巣の撤去を行っている。

雛の捕獲	巣の撤去	卵の回収
25 羽	34 箇所	15 個

○ 令和 6 年度カラス捕獲処分数

平成 26 年度から、カラスによる生活被害を軽減するため、箱わなを使用したカラスの捕獲・駆除事業を実施している。

年度	ハシブトガラス	ハシボソガラス	ミヤマガラス	合計
令和 6 年度	406 羽	1, 181 羽	0 羽	1, 587 羽

○ 令和 6 年度カラス生息数調査

平成 27 年度から、佐賀市内での留鳥（ハシブトガラス、ハシボソガラス）のみの生息数と、渡り鳥（ミヤマガラス）を含めた生息数の調査を行っている。令和 4 年度からは営巣期である 5 月時点の生息数調査を開始。

年度	5 月	10 月	2 月
令和 6 年度	625 羽	4, 182 羽	7, 101 羽

3 環境マネジメントシステムの普及

(1) 取組の理由

「ISO14001」や「エコアクション 21 (EA21)」等の環境マネジメントシステム (EMS) は、事業者が事業活動における環境への負荷を減らすための有効な手段である。本市では、市内企業へのEMS普及を積極的に図り、事業者の自主的な環境活動を促進することで、佐賀市全域の環境負荷の低減を目指している。市役所自身も、旧佐賀市にて平成14年3月にISO14001適合事業所として認定を受け、環境施策の進捗管理を行うとともに、職員一人ひとりが環境問題への認識を深め、省エネルギー・省資源等に取り組んできた。平成22年度からは、ISO14001をベースとした独自の環境マネジメントシステムを運用し、引き続き環境負荷の低減に取り組んでいる。

(2) 佐賀市環境マネジメントシステムの仕組み

ISO (国際標準化機構) が定めた環境管理の国際規格である ISO14001 をベースに市役所が独自に構築した環境マネジメントシステムである。市役所では、まず市長が環境保全の将来方向 (環境方針) を決め、各部局で重点目標及び具体的な取組を設定し、これを達成するために環境組織を作って実行している。そして、これが確実に行われているのかをチェックし、必要に応じてシステムを見直し、改善を行っていく。

(3) 市内事業所への環境マネジメントシステムの普及

環境マネジメントシステムの認証を取得した市内の事業所は、令和6年度末までに142事業所ある (現在運用中の事業所は55)。佐賀市では、エコアクション21等の環境経営認証を初めて取得する市内の事業者を取得経費の一部を助成している。

令和6年度は1事業者が助成金を活用し、認証を取得した。

	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
認証取得事業所数 (延べ数)	123	131	132	133	136	139	141	142

※エコアクション21とは、ISO14001規格をベースとしつつ、より広範な中小企業、学校、公共機関などが取り組めるように環境省が策定した環境経営システム。省エネルギー、廃棄物の削減・リサイクル、節水及びグリーン購入等への取組みを必須の要件とし、環境活動レポートを作成して公表することなどが規定されている。

(4) 市役所自身の取組

市役所では、平成21年度までは国際規格ISO14001に基づき構築した環境マネジメントシステムを運用してきた。平成22年度からは独自システムを運用しており、環境に配慮するための目標を設定し、その目標達成のため職員一人ひとりが日々努力している。

全庁共通の取組目標のうち、「コピー用紙購入量」については前年度に比べて2%増加、「職場排出物の削減」は4%増加、「施設エネルギー (電気、ガス等) 使用量の削減」は、使用量を原油に換算すると前年度比約2%増加し、「自動車燃料使用量の削減」は7%増加し、「グリーン購入」については、達成率96.4%となった。

4 地球温暖化対策の推進

(1) 佐賀市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

地球温暖化は、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つである。平成 9 年 12 月に採択された京都議定書を受けて、平成 10 年 10 月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が制定され、地方公共団体は、その事務事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画の策定と、実施状況の公表が義務づけられている。

これに基づき、佐賀市では現在、平成 28 年 7 月に策定した「第 2 次佐賀市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、市の事務事業に伴い発生する温室効果ガス排出量の削減への取組を進めている。

【第 2 次計画の目標】

市の事務事業に伴い発生する温室効果ガス総排出量を、2024 年度までに 2013 年度比で 13.3%削減する。

【直近（2023 年度）の状況】

温室効果ガス排出量 64,076 t-CO₂（2013 年度比 9.7%減）

※温室効果ガス排出量が減少した主な要因は、電力使用量が減少したことが挙げられる。

(2) 佐賀市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、佐賀市域を対象に地球温暖化防止のための施策を総合的・計画的に進めていくために、平成 31 年 3 月に「佐賀市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定した。世界共通目標である「産業革命前からの平均気温の上昇を 1.5℃に抑える努力を迫及」の達成に向け、温暖化対策と同時に地域の魅力向上や SDGs の達成に貢献するよう、市民・事業者・団体等と協働しながら温暖化対策に取り組む。

また、令和 2 年 10 月 20 日に、2050 年までに本市の二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティさがし」を目指すことを表明し、計画にある中期目標（2030 年度の市域の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 27%削減）の早期実現や、2050 年の長期目標を計画改定時に「100%削減」（ゼロカーボンシティ）にすること等を見据えている。

【直近（2022 年度）の状況】

温室効果ガス排出量 1,402.5 千 t-CO₂（2013 年度比 31.1%減）

(3) 省エネルギーの推進（令和 6 年度実績）

佐賀市では、長寿命で消費電力が少ない「LED 照明」への切り替え等、省エネ設備の導入を推進しエネルギー消費量の削減を図っている。

① LED 照明の普及推進

自治会が LED 防犯灯を新設及び補修する場合に助成金を支給した。

【実績】新設 78 灯、補修 82 灯

② 市施設の省エネルギー推進の取組

市役所自身も省エネの取組や再生可能エネルギーの導入を進めている。

ア 小中学校の省エネ改修

市内 1 校（東与賀中学校）において、蛍光水銀ランプを使用している屋内運動場等

の照明器具のLED化を行い、電気使用量の低減を図っている。

イ 証明書発行時等の省資源化

コンビニエンスストア等での証明書発行や市税納入時の口座振替利用を促進し、申請書や納付書の削減による省資源化を目指している。

(4) 再生可能エネルギーの推進

地球温暖化やエネルギー問題に対処するために、エネルギー消費の削減とともに「再生可能エネルギーの創出」はその対処方法として大きな柱となっている。このため佐賀市では、公共施設への再生可能エネルギーの導入を進めるとともに、市内への再生可能エネルギーの普及を図っている。なお、佐賀市の施設で導入している再生可能エネルギーは下記のとおり。

① 廃棄物発電（平成 15 年 3 月導入）

佐賀市清掃工場では、ごみを燃やした際に発生する熱を利用して廃棄物発電を行っている。発電した電気は清掃工場や健康運動センターで消費され、余った電気は電力会社を通して市内の小中学校等に供給されている。

② 廃棄物熱利用（平成 15 年 3 月導入）

ごみを燃やした熱は、廃棄物発電の他に、健康運動センター内の温水プールの水を温めることにも利用されている。温水プールに必要な熱は、全てごみを燃やした熱でまかされており、温水プールの運営にボイラー等を使用しないため、その分温室効果ガス排出量を削減している。



健康運動センター



温水プール

③ 廃食用油再生プラント（平成 16 年 3 月導入、令和 2 年 3 月プラント更新）

家庭や事業所から排出される使用済み天ぷら油（廃食用油）を回収し、清掃工場内の再生プラントにて軽油の代替燃料であるバイオディーゼル燃料を精製し、市のごみ収集車や市営バス等の燃料として使用している。

従来のバイオディーゼル燃料（BDF）は、利用できる車両が旧型エンジンに限られていたことから、軽油と同等質の高品質バイオディーゼル燃料（HiBD）を精製できるプラントに更新した。HiBD 使用車両の実装は安定しており、今後も安定精製を続けていく。



廃食用油再生プラント



市営ラッピングバス

④ 太陽光発電

1	市立図書館	30 k W (平成 22 年 5 月 導入)
2	本庁舎東側駐車場	3.44 k W (平成 23 年 10 月 導入)
3	南川副公民館	10.1 k W (平成 24 年 3 月 導入)
4	神野第 2 浄水場	100 k W (平成 25 年 3 月 導入)
5	市立小中学校(10 校)	計 735.36 k W (平成 25 年 導入)
6	嘉瀬公民館	11 k W (平成 25 年 4 月 導入)
7	兵庫小学校	11 k W (平成 25 年 4 月 導入)
8	成章中学校	11 k W (平成 25 年 4 月 導入)
9	春日北公民館	10 k W (平成 26 年 4 月 導入)
10	神野公民館	10.26 k W (平成 26 年 4 月 導入)
11	本庁舎	40 k W (平成 26 年 10 月 導入)
12	新栄公民館	9.4 k W (平成 27 年 4 月 導入)
13	久保泉公民館	9.34 k W (平成 29 年 3 月 導入)
14	松梅公民館	9.74 k W (平成 30 年 3 月 導入)
15	洞鳴の滝ふれあい館	4.41 k W (平成 30 年 7 月 導入)
16	若楠公民館	9.9 k W (平成 30 年 9 月 導入)
17	大詫間公民館	10 k W (平成 30 年 11 月 導入)
18	久保田公民館	9.99 k W (令和 2 年 3 月 導入)
19	中川副公民館	9.22 k W (令和 2 年 6 月 導入)
20	勸興公民館	9.99 k W (令和 3 年 6 月 導入)
21	循誘公民館	9.72 k W (令和 3 年 7 月 導入)
22	川上公民館	9.44 k W (令和 5 年 7 月 導入)
23	西川副公民館	9.84 k W (令和 6 年 8 月 導入)
24	嘉瀬小学校	5 k W (令和 6 年 9 月 導入)
25	佐賀市営 光法団地	9.90 k W (令和 6 年 11 月 導入)
26	そよ風館	69.80 k W (令和 7 年 3 月 導入)



市立図書館

⑤ 消化ガス発電 (平成 23 年 4 月より稼動)

下水浄化センターでは、下水処理の過程で発生する消化ガスを使って発電し、発電した電気で、施設で使用する電力を補っている。また、発電設備の余熱を利用した消化槽の加温を行い、熱効率の向上を図っている。



消化ガス発電設備

⑥ 小水力発電 (平成 27 年 3 月より稼動)

佐賀市清掃工場では、機器を冷却するために循環している水を利用した小水力発電を行っており、発電した電気は電力会社を通して市内の小中学校に供給されている。



佐賀市清掃工場
小水力発電設備

(5) 電気自動車の普及促進

平成 26 年度に電気自動車普及促進のため、富士支所、道の駅大和そよかぜ館、諸富文化体育館、久保田特産物直売所味らん館に急速充電設備を設置した。

(令和 5 年 1 月末に民間譲渡し、充電サービスは譲渡先により継続している。)

(6) 佐賀市環境行動指針

望ましい環境像を実現するため、環境基本計画には 4 つの基本目標と 2 つの基本目標横断プロジェクトを設定している。その目標を達成するため、市民や事業所がどのような環境配慮行動をすべきかをわかりやすい指針としてまとめ、平成 21 年度に「佐賀市環境行動指針」を策定した。その後、地球温暖化対策の国民運動など新たな取組が開始されたことから、平成 28 年度に「佐賀市環境行動指針」を改訂した。

この指針は、市民や事業所が日常生活及び仕事の中で実践すべき具体的な行動を示しており、各行動によって得られる効果について、二酸化炭素の削減量及び節約金額に可能な限り換算している。

名称	項目数	内容
佐賀市環境行動指針市民編	54 項目	家庭でできる省エネ、ごみの減量 他
佐賀市環境行動指針事業所編	26 項目	事業所内でできる行動、移動時の行動 他

(7) 普及啓発等

ゼロカーボンシティの実現に向けて、市民や事業所が取組む脱炭素施策を支援するため、市民及び事業者に向けた様々な温暖化対策事業の実施や普及啓発に努めている。

① 出前講座の実績

職員出前講座制度や団体等からの直接依頼などを通じて、「佐賀市環境行動指針」及び気候変動対策に関する出前講座を実施している。

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
実施回数	6 回	0 回	1 回	3 回	4 回	3 回
参加者数	139 人	-	17 人	35 人	76 人	84 人

※令和元年度から講座名を変更している。

② ゼロカーボンシティさがし推進パートナー制度

「ゼロカーボンシティさがし」の実現に向けて、事業者と協働で取り組むためゼロカーボンシティさがし推進パートナー制度を令和 4 年度から開始した。令和 6 年度は先進的に脱炭素の取組を行っている企業への視察研修や脱炭素経営の参考となるセミナーの開催、会員の取組に対する表彰を実施した。パートナー認定者数：172 事業者

- ・脱炭素経営事例視察会 1 回
- ・GX 推進セミナー及びゼロカーボンシティさがし推進パートナー表彰式 1 回
- ・会員メーリングリストによる情報提供

② 産業グリーン化の推進

国によるGX推進に向けた動き、本市の持つCCU（二酸化炭素回収・活用）技術に関する優位性を踏まえ、CCU技術に関する研究開発を行う事業者を誘致し、共同研究開発や企業マッチング等の支援を行うことで、本市へのGXに関する投資を呼び込む。

③ GX事業環境の創出

産業グリーン化に必要な事業環境を整備するため、民間事業者と連携した研究開発を通じて高圧ガスに関する保安上の規制緩和等の必要な制度措置を国に対して求めている。また、CE（サーキュラーエコノミー）に関する国の各種支援制度を活用し、産業グリーン化を推進する。

(3) 「佐賀市バイオマス産業都市構想」に基づく主なプロジェクト

① 清掃工場二酸化炭素分離回収事業

光合成で成長する農作物や藻類の生育促進など、二酸化炭素を資源として活用することを目的に、ごみ焼却時に発生する排ガスから二酸化炭素のみを回収できる設備を整備し、清掃工場周辺に藻類培養企業や植物工場などを誘致することで、新たな産業の創出や藻類産業の集積化を図っている。



② 藻類産業集積化事業

雇用の創出と地域活性化を目的として、藻類産業の集積化を進めている。

清掃工場北側では、約21ヘクタールの事業拡張用地を取得した藻類培養企業が新たに施設を整備し、培養事業を稼働させている（令和4年11月～）。

同社は今後、関連企業との連携・協業による展開も予定されており、新たな産業としての広がりや地場産業強化への貢献が期待されている。



③ 微細藻類の利活用による産業創出

低炭素社会の実現と新たな産業の創出を両立する「藻類によるまちづくり」を目指して、平成29年7月に「さが藻類バイオマス協議会」（令和7年6月に「バイオサーキュラーエコノミー協議会」に改称）を設立し、会員企業88社（令和7年3月末現在）と共に藻類産業の発展に繋げる活動に取り組んでいる。

また、平成30年3月、佐賀大学構内に設置した「さが藻類産業研究開発センター」では、藻類の培養から加工抽出、利活用に関する研究開発を行っており、協議会と連携しながら産業化に向けた取組を進めている。



6 自然環境保全活動の推進

(1) 公共工事に係る環境調査

市が実施する公共工事が自然環境や野生の動植物に及ぼす影響の低減を図るため、動植物の専門家から助言を受け、工事の参考にしている。

- ① 公共工事予定についての情報提供（事業課）
- ② 公共工事予定地の下見（環境政策課）
- ③ 調整が必要な事業の選別（専門家、環境政策課）
- ④ 選別した事業の環境調査（専門家、環境政策課、事業課）
必要に応じて専門家から助言を受ける。
- ⑤ 環境政策課所見を報告（環境政策課）
専門家（自然環境調査員）の意見及び調査結果を参考に環境政策課所見を事業課へ報告する。
- ⑥ 実施内容の検討、実施・施工（事業課）
環境政策課所見を基に、対応の可否や内容について事業課にて検討、実施・施工する。
- ⑦ 工事完了及び移植等の報告（事業課）
- ⑧ 工事後及び移植等後の環境調査（環境政策課）

(2) 佐賀市自然環境懇話会

動植物等の専門家（佐賀市自然環境懇話会委員）からなる「佐賀市自然環境懇話会」を設置し、公共工事や市が抱える環境に関する諸課題に対して助言を受けている。

委員は次の事項について検討し、助言を行う。

- ① 自然環境の保全に関すること。
- ② 自然環境の調査に関すること。
- ③ 自然環境に関する教育及び啓発に関すること。
- ④ その他自然環境に関して必要と認められること。

なお、令和6年度の実績は以下のとおり。

- | | |
|---------|---|
| ・委員数 | 4名 |
| ・開催数 | 1回 |
| ・工事検討件数 | 合計20件 |
| ・その他の議題 | ナガエツルノゲイトウ、ブラジルチドメグサの防除状況について
環境基本計画（素案）について |

(3) 海洋プラスチックごみ対策の啓発

プラスチックごみの海洋流出については、近年、地球規模の問題となっている。気候変動の影響もあり、ここ数年、豪雨災害により有明海に面した佐賀市も毎回大きな影響を受けている。この問題は世界規模ではあるが、一人ひとりの意識や行動により抑制できることもある。令和6年度は、11月23日（土）に、サガテレビが主催するアクトクリーンSAGA2024の第2部として環境イベントを開催した。海洋プラスチックごみ問題に関する映写会やワークショップ、スタンプラリー等を実施し、環境啓発を行った。

○アクトクリーンSAGA2024 第2部環境イベントについて

(令和6年11月23日)

場所：東よか干潟ビジターセンター「ひがさす」

① 環境映写会「プラスチックの海」

海洋プラスチックごみ問題を啓発する場として、「プラスチックの海」（短編、日本語吹替版）を上映し、市民等に海洋プラスチックごみ問題について啓発を行った。上映後、環境宣言を書いた参加者に73個のオリジナルマイボトルを配布し、プラスチックごみ削減を促した。

② ワークショップ

マイクロプラスチックを使った万華鏡づくりとみつろうラップづくりを実施した。

マイクロプラスチックを使った万華鏡づくりでは、海洋プラスチックごみ問題等について学習する機会として、海のごみの話を10分、万華鏡作成を20分の合計30分で実施し、計17人が参加した。

みつろうラップづくりでは、みつろうラップと環境の話を10分、みつろうラップ作成を30分の合計40分で実施し、計19人が参加した。

7 ラムサール条約湿地賢明利用推進事業

国際的に重要な湿地として、平成 27 年 5 月に「東よか干潟」がラムサール条約湿地に登録された。

湿原、沼沢地、干潟等の湿地は、多様な生物を育てており、水鳥の生息地として重要である。多くの水鳥は、国境を越えて渡りをすることから、湿地とそこに生息する生態系を保全する国際的な取組として、1971 年に「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」が採択された。条約が採択された場所がイランのラムサールであったことから、一般的に「ラムサール条約」と呼ばれている。

この条約は、湿地と生態系の保全だけでなく、そこから得られる恵みを人々の生活に持続的に利用することを目的としている。

令和 7 年 6 月現在、締約国は 172 カ国で、日本では 53 カ所の湿地が登録されている。

東よか干潟の価値が国際的に認められたことで、多くの人々が有明海や干潟に目を向け、その価値や魅力について再認識し、有明海の保全・再生のきっかけの一つになることが期待される。

市では、干潟の保全を図るとともに、自然環境学習の場や観光資源としての利活用を図り、地域振興に繋げる取組を推進する。

(1) 東よか干潟の概要

- 東と賀町南端の有明海沿岸から沖合に広がる広大な泥干潟
- ムツゴロウやワラスボなどの魚類や、シオマネキなどの底生生物が多く生息し、地域特有の伝統的な漁法による漁業が営まれている。
- クロツラヘラサギ、ズグロカモメ、ツクシガモなどの絶滅危惧種を含む水鳥の国内有数の渡りの中継地・越冬地であり、シギ・チドリ類の渡来数は日本一。
- 秋の紅葉が美しい塩生植物シチメンソウ（絶滅危惧種）の国内最大の群生地

登録	平成 27 年 5 月 28 日
登録面積	218ha
湿地のタイプ	干潟
保護の制度	国指定鳥獣保護区特別保護地区

(2) ラムサール条約の 3 つの柱

保全・再生	動植物の生息地としてだけでなく、私達の生活を支える重要な自然環境として、湿地を保全・再生していくことが重要である。
ワイズユース (賢明な利用)	湿地を守るために厳しく規制するのではなく、湿地から得られる恵みなどを利用しながら、人と自然環境が永続的に共存することを求めている。
交流・学習 (CEPA)	湿地の保全やワイズユースのために、交流、能力養成、教育、参加、普及啓発（CEPA：Communication, Capacity building, Education, Participation and Awareness）を進めることが重要である。

(3) 東よか干潟の環境保全及びワイズユースの推進

○第2次東よか干潟環境保全及びワイズユース計画

東よか干潟の豊かな自然環境を郷土の、そして世界の財産として守り、未来へ引き継ぐとともに、観光、教育、研究、交流の拠点となることを目指し、東よか干潟に関わる関係者、市民及び行政が、相互に連携・協力しながら、東よか干潟の環境保全とワイズユースを進めていくための指針となる第2次計画を令和7年3月に策定。

○佐賀市東よか干潟環境保全及びワイズユース推進会議

ラムサール条約湿地「東よか干潟」において、条約で掲げられる3つの柱（保全・再生、ワイズユース、交流・学習）を軸とした取組を推進し、第2次東よか干潟環境保全及びワイズユース計画に基づいた取組内容の進捗確認、検証等を行うために設置。地域住民、学識者、研究者、農協、漁協、野鳥の会、商工会、観光協会等、12人で構成。

(4) 計画に基づく主な取組（令和6年度実績）

○「保全・再生」関係

- ・東よか干潟底生生物調査

東よか干潟の環境情報を収集するため、底生生物の実態調査を実施した。

- ・東与賀海岸清掃の活動支援

企業やボランティアが主体となって実施する清掃活動を支援した。

○「ワイズユース（賢明な利用）」関係

- ・東よか干潟周辺でのイベント開催

地域や関係団体等と連携し、シギチフェス、夕暮れコンサート、有明海の十三夜、さすフェス等のイベントを開催した。また、シチメンソウまつりも開催され、東よか干潟周辺へ観光客等の集客ができた。

- ・農業へのブランド活用

シギの恩返し米プロジェクトにより干潟と農業の共生の取組が行われた。

○「交流・学習」関係

- ・東よか干潟ボランティアガイドの運営

東よか干潟の価値や魅力を現地で伝える東よか干潟ボランティアガイドを運営し、来訪者の満足度向上とリピーターの確保に繋げた。

- ・東よか干潟ビジターセンター「ひがさす」の運営

東よか干潟の自然環境及び生物多様性の保全を推進するとともに、持続可能な利用による地域の活性化を図るための拠点施設である東よか干潟ビジターセンターの運営を行い、東よか干潟の価値や魅力を発信するとともに、環境保全の取組や交流・学習を推進した。

8 「トンボ王国・さが」づくり事業

佐賀市は網の目のように張り巡らされた河川やクリークを有している。平成元年にふるさと創生事業に取り組むにあたり、多様な水辺を愛する市民のシンボルとして「トンボ」を掲げた。豊かな水辺環境を積極的に活かしたまちづくりを推進するため、「トンボ王国・さが」づくりに取り組んでいる。

(1) 令和 6 年度事業内容

① 自然観察会「さかの生きものさがし 2024」

	月 日	内 容	場 所
第 1 回	5 月 18 日 11 名	春のトンボの採集と観察	金立公園
第 2 回	6 月 22 日 24 名	夏のトンボの採集と観察	神野公園
第 3 回	8 月 10 日 31 名	平野の魚の採集と観察	多布施川河畔公園周辺

② トンボ写真コンクール

ア 第 35 回トンボ写真コンクール

i 応募総数 606 点（県内撮影部門：183 点、県外撮影部門：423 点）

ii 入賞作品展示 佐賀市エコプラザ（令和 6 年 10 月 11 日～20 日）

東よか干潟ビジターセンター「ひがさす」

（令和 6 年 10 月 23 日～11 月 4 日）

佐賀市立図書館 2 階中央ギャラリー

（令和 6 年 11 月 7 日～17 日）

イオンモール佐賀大和（令和 6 年 11 月 22 日～12 月 3 日）

イ トンボカレンダー 入賞作品を掲載したカレンダーを作製し、公共施設等に配布した（1,000 部作製）。

③ トンボ保全活動

佐賀県が絶滅危惧Ⅰ類種に指定するトンボ「ミヤマアカネ」を保全するため、富士小学校 5 年生及び N P O 法人と生息地の環境を整備した。

9 学校教育における環境学習

持続可能な社会を実現するためには、子どもたちが身近な体験の中から環境問題を学び、正しい知識を身につけ、その成果を生活に結び付けられる環境学習を行うことが必要である。このため、全佐賀市立小中学校における継続的な学習システムの普及に、佐賀市教育委員会と連携して取り組んでいる。

学校生活において子どもたちが自ら環境保全活動を企画・実践し、環境にやさしい学校づくりを目指す「佐賀市学校版環境 I S O」制度を平成 14 年度に設け、平成 22 年度には全ての佐賀市立小中学校（50 校）が認定を受け、取り組んでいる。

(1) 令和 6 年度事業内容

① 教職員対象研修会の開催

ア 小中学校環境教育関係者研修会

② 環境学習の成果発表

ア 子ども環境ポスター展

③ 佐賀市学校版環境 I S O

ア 令和 6 年度佐賀市学校版環境 I S O 審査

i 報告審査 1 21 校

ii 報告審査 2 14 校

iii 認定（更新）審査 15 校

イ 令和 6 年度環境 I S O 看板の新設または更新 通常更新 3 校 臨時更新 3 校

④ その他

ア 小学校 4 年生社会科副読本「くらしとごみ」作成、配布

イ 東よか干潟学習及び清掃工場等見学バス借上げ助成事業

10 大学と連携した環境学習の推進（SDGs 実践行動の推進）

佐賀市では、SDGs の目標達成に向けた人材育成及び実践的な行動を促進することを目的とし、佐賀大学全学教育機構、リコージャパン株式会社マーケティング本部佐賀支社、佐賀 SDGs 官民連携円卓フォーラムと連携し、佐賀大学の授業科目「佐賀 SDGs グローカルアクションⅠ・Ⅲ」の一般開放や市内事業所等を対象とした「佐賀 SDGs アクション会議」を実施し、市内事業所等の SDGs への取組を支援している。

(1) 令和 6 年度実績

①佐賀 SDGs グローカルアクションⅠ（佐賀大学授業開放科目）

一般受講者（佐賀大学生除く）：7 名

佐賀 SDGs グローカルアクションⅢ（佐賀大学授業開放科目）

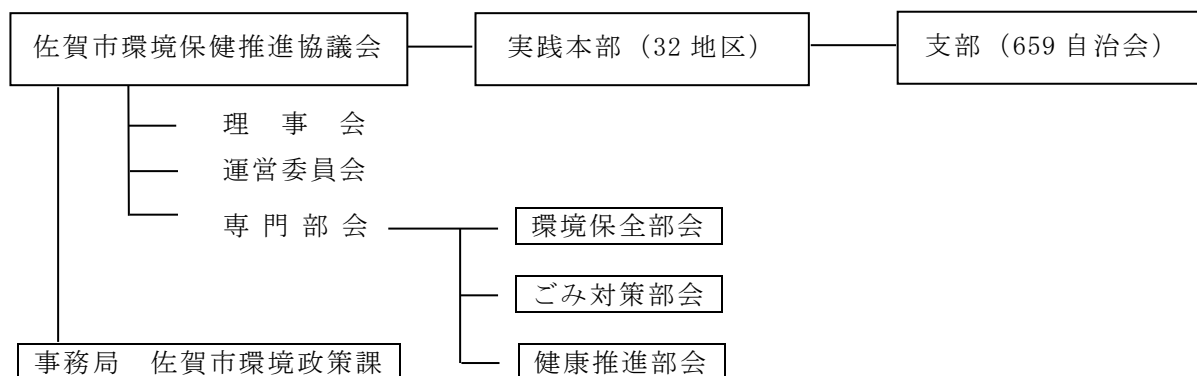
一般受講者（佐賀大学生除く）：2 名

②佐賀 SDGs アクション会議

	月 日	概 要
第 1 回	7 月 3 日 (36 名)	<ul style="list-style-type: none"> ・講演「なぜ、世界経済フォーラムがジェンダーを重視するのか」 （公財）佐賀県女性と生涯学習財団 アバンセ館長 田口 香津子 氏 ・事例発表 佐賀市環境部長 宮崎 圭子 氏 リコージャパン（株）佐賀支社 佐賀営業部長 田町 幸子 氏 ・パネルディスカッション など
第 2 回	10 月 23 日 (18 名)	<ul style="list-style-type: none"> ・講演「SDGs とディーセントワーク」 佐賀大学名誉教授 五十嵐 勉 氏 ・講演「社員一人ひとりの思いやりとやりがい大切に、木村情報技術の人的資本経営」 木村情報技術（株）管理本部 人事総務部 課長 山口 真悟 氏 ・意見交換会 など
第 3 回	12 月 8 日 (20 名)	<ul style="list-style-type: none"> ・学生と企業の交流イベント「サガシル」に出展し佐賀 SDGs 推進ネットワークや佐賀 SDGs アクション会議に関してパネルで周知を図る ・連携メンバーの所属組織での SDGs に関する取り組みや、佐賀 SDGs 推進ネットワークに加入している企業等の SDGs の取り組みをパネルで紹介（パネルは佐賀大学生が作成）

1 1 佐賀市環境保健推進協議会

(1) 組織



(2) 事業

年 月 日	事 業 内 容
令和 6 年 7 月 9 日	環境保全部会 伊万里サテライト海洋エネルギー研究所視察 ：参加者 20 名
令和 6 年 7 月 18 日	健康推進部会 熱中症予防講座 開催 ：参加者 25 名
令和 6 年 7 月 19 日	ごみ対策部会 プラスチックリサイクル工場（エコポート九州）視察 ：参加者 12 名
令和 6 年 8 月 31 日	ごみ対策部会 SAGA2024 国スポ・全障スポ応援 ボランティア清掃参加 ：参加者 527 名
令和 6 年 8 月 31 日～9 月 1 日	環境保全部会 クリーク等に生息する魚の展示見学および環境ワークショップ参加（さすフェス佐賀） ：参加者 6 名
令和 6 年 9 月 18 日～19 日	視察研修 大野木場砂防みらい館、サイエンスファーム・みんなめキッチン、長崎市西工場、チョーコー醤油、大村湾南部浄化センター視察 ：参加者 48 名
令和 6 年 10 月 17 日	健康推進部会 食生活講和 開催 ：参加者 12 名

令和 7 年 1 月 28 日	<p>第 63 回環境保健推進大会</p> <p>功労者表彰：</p> <p>個人功労 3 名、団体功労 2 団体、事業所功労 4 事業所</p> <p>退職者功労 9 名、永年勤続者 7 名</p> <p>参加者 360 名</p>
令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月	地区組織活動、部会活動事業
令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月	環境保健推進協議会理事会 3 回
令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月	<p>【環境保全部会】</p> <p>1. 佐賀の自然環境の豊かさ、生物多様性について学びましょう。</p> <p>2. 環境保全につながる再生可能エネルギーについて、学びましょう。</p> <p>3. 正しい電気と水の使い方に取り組み、エネルギー資源を大切にしましょう。</p>
	<p>【ごみ対策部会】</p> <p>1. プラスチックの分別リサイクル（トレーの店頭回収や市のモデル事業等）に協力しましょう。</p> <p>2. ごみ拾いの輪を広げ、街をきれいにしましょう。</p> <p>3. 電池類（充電式電池やコイン電池等）の分別回収に協力しよう。</p>
	<p>【健康推進部会】</p> <p>1. 年一回は健診を受け、健康状態を確認しましょう。</p> <p>2. 日頃から身体を動かし、運動を習慣づけましょう。</p> <p>3. 主食、主菜、副菜が揃った栄養バランスの良い食事を心掛けましょう。</p>

1 2 佐賀市エコプラザ管理運営事業

○ 令和 6 年度エコプラザ総来館者数実績

区 分		団体数・実施回数	来館者数
施設見学	幼稚園/保育園	24 団体	362 名
	小学校	63 団体	3,353 名
	中学/高校/大学	4 団体	196 名
	その他団体	21 団体	476 名
	個人見学	—	1,750 名
	視察（行政・企業等）	111 団体	1,032 名
	計	223 団体	7,169 名
講座・イベント	3 R に関する講座	92 回	478 名
	3 R に関するイベント	23 回	3,809 名
	リペア・レンタル	75 回	248 名
	再生ゾーン個人来館	—	17,680 名
	計	190 回	22,215 名
貸 出	2 階大会議室	209 団体	6,837 名
	環境ラボ	26 団体	97 名
	計	235 団体	6,934 名
合 計			36,318 名

(1) 佐賀市エコプラザごみ減量啓発ゾーン管理運営事業

◎ 事業内容

環境学習の拠点として位置づけられた「佐賀市エコプラザ」において、施設見学案内、再生品の展示、広報活動、各種講座の実施など、3 R の推進に係る啓発業務を行った。

◎ 事業目的

佐賀市の環境学習の拠点として、市民に 3 R（ごみの減量・再利用・再資源化）の推進を目的としたごみ問題の啓発業務を展開し、市民の自発的な環境に配慮した行動に繋げることで、脱炭素社会、循環型社会及び自然共生型社会の構築と生活環境の向上に繋げることを目的とする。

◎ 事業開始年度 平成 15 年度（平成 15 年 8 月 17 日開館）

※平成 17 年度から「ごみ減量啓発業務」として N P O 法人に運営委託

※平成 28 年 2 月に、廃棄物に関する情報だけでなく、環境全般に関する情報の発信拠点として、「佐賀市エコプラザ」をリニューアルオープン

※令和 5 年 3 月に、施策の変化や展示機器の老朽化等に伴い、2 階中央ホールと体験学習コーナーの一部更新を行った。

1 3 ごみ処理

(1) 分別収集

区分	対象物	収 集			処 理	
		回数	体制	場所	体制	方法
燃えるごみ	生ごみ、紙くず、廃プラスチック等	週 2 回	直営/ 委託	ステーション	委託	焼却→資源化・埋立て
燃えないごみ	金属、ガラスくず、陶磁器、電球	月 2 回	委託			プレス→資源化 破砕→埋立て
資源物	新聞・チラシ	月 2 回	直営/ 委託			資源化
	雑誌・包装紙・箱類					
	ダンボール					
	牛乳パック					
	布類					
	ペットボトル					
	ビン・缶	委託				
	廃食用油	週 1 回	直営	拠点回収		
電池類	乾電池、コイン電池、ボタン電池、二次電池、電気シェーバー、電動歯ブラシ、電子タバコ、モバイルバッテリー	月 2 回	委託	ステーション		
蛍光管・体温計	蛍光管、水銀の体温計・温度計					
粗大ごみ	指定袋に入らない大型家具等	定期収集： 月 1 回 臨時収集： 随時		戸別	直営/ 委託	リユース→リユース品販売 焼却→資源化・埋立て 破砕→資源化・埋立て

※令和 6 年度（8 月 1 日～12 月 25 日）の期間中、5 か所（循誘公民館、神野公民館、巨勢公民館、本庄公民館、エコプラザ）でプラスチックの分別拠点回収モデル実証を実施。直営で週 2 回回収し、再資源化を図った。

(2) ごみ処理事業の内容

① 指定袋制度

【歳入】

ア 指定袋ごみ処理手数料	403,538 千円（13,093,200 枚）
イ 指定袋広告料	250 千円

【歳出】

ア 指定ごみ袋製造経費	144,102 千円（14,156,000 枚）
イ 指定ごみ袋販売手数料等	63,135 千円

② ごみ減量啓発事業

事 業 名	件 数	事業費（補助金交付額）
資源物回収奨励金	175 団体	1,819 千円
家庭用生ごみ処理容器購入費補助金	非電動タイプ 66 件 電動タイプ 67 件	1,363 千円

③ ごみステーションの適正管理

事業名	件数	事業費（補助金交付額）
ごみステーション維持管理活動補助金	660 団体	39,531 千円
カラス被害防止ネット等購入費補助金	ネット 48 枚 BOX 型 27 カ所 ネット BOX 型 45 カ所	2,507 千円

(3) 施設の概要

① 佐賀市の施設

ア 清掃工場

- i 所在地 佐賀市高木瀬町大字長瀬 2369 番地
- ii 竣工 平成 15 年 3 月
- iii 処理品目 燃えるごみ及び可燃粗大ごみ（燃えるもの）
- iv 処理能力
 - ごみ処理施設 300 t / 日（100 t / 24h × 3 系列）全連続燃焼ストーカ式焼却炉

イ リサイクル工場

- i 所在地 佐賀市高木瀬町大字長瀬 2369 番地
- ii 竣工 平成 16 年 3 月
- iii 処理品目 燃えないごみ及び不燃粗大ごみ（燃えないもの）、ペットボトル、紙類、布類
- iv 処理能力 24 t / 日
 - 不燃ごみ、不燃性粗大ごみ処理設備 13t/5 h
 - 紙類圧縮梱包設備 9 t / 5 h
 - ペットボトル減容梱包設備 2 t / 5 h
 - 古紙、古布等貯留保管設備 約 370 m²

ウ 廃食用油再生工場

- i 所在地 佐賀市高木瀬町大字長瀬 2369 番地
- ii 竣工 令和 2 年 3 月
- iii 処理品目 廃食用油
- iv 処理能力 7200 / 日

エ 佐賀市一般廃棄物最終処分場

- i 所在地 佐賀市嘉瀬町大字十五新地籠内
- ii 埋立開始 昭和 56 年 10 月
- iii 埋立地面積 146,400 m²
- iv 全埋立容量 450,900 m³
- v 残余容量 73,784 m³（令和 7 年 3 月末現在）

オ 清掃工場南部中継所

- i 所在地 佐賀市川副町大字犬井道 5727 番地
- ii 機能 主に家庭系ごみを受け入れ、一時的に仮置きした後、中間処理施設へ収集運搬する。

② 関連施設

株式会社佐賀資源化センター（第3セクター方式による法人）

- i 所在地 佐賀市嘉瀬町大字十五 2724 番地 1
- ii 処理品目 ビン・缶類
- iii 処理内容 選別、圧縮減容、保管
- iv 処理能力 20t／日

③ 脊振共同塵芥処理組合（広域連合等の章「脊振共同塵芥処理組合」参照）

※脊振広域クリーンセンターは、令和5年度で稼働終了

(4) ごみ総排出量（佐賀市全域）

（単位：トン）

年度			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
収集人口（人） 10 月 1 日			230, 531	229, 662	228, 289	226, 719
収集	可燃ごみ	直営	9, 902	9, 840	9, 313	9, 053
		委託	30, 440	30, 113	28, 779	27, 909
		許可	18, 465	18, 525	17, 801	16, 883
		小計	58, 807	58, 478	55, 893	53, 845
	不燃ごみ	直営	—	—	—	—
		委託	1, 679	1, 537	1, 521	1, 397
		許可	6	5	4	4
		小計	1, 685	1, 542	1, 525	1, 401
	資源物	ペットボトル	626	662	619	604
		ビン・缶	1, 933	1, 880	1, 761	1, 731
		紙・布類	3, 060	2, 858	2, 713	2, 556
		廃食用油	110	106	107	103
		小計	5, 729	5, 506	5, 200	4, 994
	粗大ごみ	直営	0	0	0	0
		委託	756	684	679	606
		許可	43	31	44	39
		小計	799	715	723	645
	有害ごみ	委託	8	6	6	6
	計		67, 028	66, 247	63, 347	60, 891
直接	計		12, 115	11, 296	10, 398	10, 255
処分	可燃ごみ		1, 045	2, 320	3, 812	3, 479
総量			80, 188	79, 863	77, 557	74, 625
集団回収			799	722	673	606
合計			80, 987	80, 585	78, 230	75, 231

※ 令和6年度は速報値です。

1 4 し尿処理

収 集：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において定められた「一般廃棄物処理実施計画」において収集の地区割りを行い、許可業者（一部委託業者）が各地区を収集している。

処 理：佐賀市衛生センター（佐賀地区、諸富町、富士町、川副町、東与賀町）
クリーンセンター天山（大和町、久保田町）
三神地区汚泥再生処理センター（三瀬地区）

(1) 処理状況

（単位：K L）

年 度			R2	R3	R4	R5	R6
収 集 量	し 尿	委託	152	145	135	136	126
		許可	21, 941	21, 062	20, 003	19, 091	18, 151
		計	22, 093	21, 207	20, 138	19, 227	18, 277
	浄 化 槽 汚 泥	委託	10, 783	11, 084	10, 722	11, 830	11, 940
		許可	14, 401	13, 361	14, 694	13, 190	13, 435
		計	25, 184	24, 445	25, 416	25, 020	25, 375
	合 計		47, 277	45, 652	45, 554	44, 247	43, 652
処 理 量	し 尿	佐賀市衛生センター	16, 285	15, 588	14, 698	14, 021	13, 314
		クリーンセンター天山	5, 242	5, 072	4, 937	4, 716	4, 504
		三神地区汚泥再生処理センター	566	547	503	490	459
		計	22, 093	21, 207	20, 138	19, 227	18, 277
	浄 化 槽 汚 泥	佐賀市衛生センター	15, 644	15, 239	15, 885	15, 297	15, 592
		クリーンセンター天山	8, 156	7, 879	8, 152	8, 333	8, 401
		三神地区汚泥再生処理センター	1, 384	1, 327	1, 379	1, 390	1, 382
		計	25, 184	24, 445	25, 416	25, 020	25, 375
合 計		47, 277	45, 652	45, 554	44, 247	43, 652	

○ 令和 6 年度地区別処理状況

(単位：K L)

地 区	佐 賀	諸 富	大 和	富 士	三 瀬	川 副	東与賀	久保田	合 計
し 尿	7, 583	990	4, 033	256	459	3, 944	541	471	18, 277
浄化槽 汚 泥	9, 717	850	7, 505	1, 474	1, 382	2, 865	686	896	25, 375
合 計	17, 300	1, 840	11, 538	1, 730	1, 841	6, 809	1, 227	1, 367	43, 652

(2) 施設の概要

- 名 称 佐賀市衛生センター
- 所 在 地 佐賀市巨勢町大字牛島 528 番地
- 全体敷地 16, 828 m²
- 処理施設 し尿等前処理施設
(下水道事業で建設、詳細は「3 下水道」を参照)
- 稼働日 令和 5 年 7 月 1 日
- 処理能力 72K L / 日

※令和 5 年 7 月以降、佐賀市衛生センターでは、公共下水道投入に必要な前処理を実施。
し尿等の処理は、佐賀市下水浄化センターで実施。

こども未来部

1 少子化への対応

(1) ひとり親家庭への支援

① 児童扶養手当の支給

児童扶養手当は、ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、下記のいずれかの状態にある児童を扶養しているその父若しくは母又はその養育者に支給する。

ア 支給対象児童

- i 父母が離婚した後、父又は母と別れて生活している児童
- ii 父又は母が死亡又は生死不明である児童
- iii 父又は母が一定以上の障がいの状態にある児童
- iv 父又は母に引き続き1年以上遺棄されている児童
- v 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- vi 父又は母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- vii 母が婚姻によらないで生まれた児童

※ 児童とは ○ 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
○ 20歳未満で一定以上の障がいの状態にある者

イ 支給期間及び支払期月

奇数月に、それぞれの前々月分と前月分を支払う。

ウ 所得制限限度額

受給者本人や扶養義務者（受給者と同居している父母など）等の前年の所得額が、下表の限度額以上である場合は、その年度（11月分から翌年10月分まで）の手当の支給が停止となる。

なお、受給者及び児童の受け取った養育費の8割が受給者の所得額に加算される。

扶養親族等の数	本 人		扶養義務者、配偶者、 孤児等の養育者
	全 部 支 給	一 部 支 給	
0 人	690 千円	2,080 千円	2,360 千円
1 人	1,070 千円	2,460 千円	2,740 千円
2 人	1,450 千円	2,840 千円	3,120 千円
3 人	1,830 千円	3,220 千円	3,500 千円
4 人	2,210 千円	3,600 千円	3,880 千円
5 人	2,590 千円	3,980 千円	4,260 千円

エ 手当額（令和 7 年 4 月分からの月額）

手当額は、受給者の所得額及び対象児童数により決定する。

区 分	全 部 支 給	一 部 支 給 (受給者の所得額によって異なる。)
児童 1 人のとき	46,690 円	11,010 円～46,680 円
児童 2 人目以降 (児童が 1 人増すごと)	11,030 円加算	5,520 円～11,020 円加算

オ 児童扶養手当受給者数

(各年度 3 月 31 日現在)

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
受給者数（全部・一部）	1,995 人	1,964 人	1,921 人
受給対象児童数	3,063 人	2,995 人	2,939 人
受給資格者数	2,292 人	2,301 人	2,223 人

※ 受給資格者数は全部支給停止者を含む人数

② ひとり親家庭等医療費の助成

ひとり親家庭の生活の安定と健康の向上を図るため、入院・通院・調剤に要する医療費の自己負担分の一部を助成する。

ア 対象者（所得制限あり）

- i 母子家庭の母と児童
- ii 父子家庭の父と児童
- iii 父母のいない児童

※ 父又は母が重度の障がいを含む。

イ 助成対象

保険診療の医療費のうち、保険給付を受ける者が負担すべき額（一部負担金等）。ただし、受給者が 1 月に支払った一部負担金の合計額から 500 円を控除する。

ウ 所得制限

本人や扶養義務者の前年の所得が、下表の所得制限の限度額以上の場合、その年度（9 月分から翌年 8 月分まで）の助成対象者にならない。

なお、受給者及び児童が受け取った養育費の 8 割が受給者の所得額に加算される。

○ 所得制限の限度額 (単位：千円)

扶 養 親 族 数	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
本 人	2,080	2,460	2,840	3,220	3,600	3,980
扶養義務者、配偶者、 孤児等の養育者	2,360	2,740	3,120	3,500	3,880	4,260

エ 助成実績

(単位：件・千円)

区 分		令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度	
		件 数	助成額	件 数	助成額	件 数	助成額
母 子	母	29,123	77,369	29,943	78,131	29,015	81,500
	児 童	19,186	20,249	22,193	22,770	21,985	21,673
父 子	父	1,159	3,548	1,127	3,869	1,024	3,279
	児 童	545	861	524	693	675	896
合 計		50,013	102,027	53,787	105,464	52,699	107,348

※ 表中の数字の単位未満は、四捨五入することを原則としているので、内訳の計と総数が一致しない場合がある。

(2) 子育て家庭への経済的支援

① 児童手当

次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童を養育している者に支給する。

ア 支給要件 高校生年代まで（※）の児童を養育していること。

※18歳に達する日以後の最初の3月31日までをいう。

イ 手当月額

3歳未満 第1子・第2子 15,000円、第3子以降 30,000円

3歳以上高校生年代 第1子・第2子 10,000円、第3子以降 30,000円

ウ 支給期間及び支払期月

毎年4月、6月、8月、10月、12月及び2月の6期にそれぞれの前2か月分を支払う。

エ 支給対象児童数

(各年度2月末現在)

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
児童手当受給者数	14,590 人	14,276 人	17,663 人
児童手当対象児童数	25,527 人	24,945 人	31,872 人
特例給付受給者数	486 人	510 人	0 人
特例給付対象児童数	755 人	804 人	0 人

※令和6年10月の制度改正により、高校生年代まで拡充され、所得制限が撤廃された。

② 子どもの医療費の助成

子どもの保健の向上及び福祉の増進を図るため、子どもの医療費の一部を助成する。

ア 助成対象者

中学生まで（15歳に達する日以後の最初の3月31日まで）のこども

【令和8年1月1日診療分より、高校生年代（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）のこどもを対象とする。】

イ 助成対象医療

保険診療による一部負担金（入院時食事療養費を除く。高額療養費等の保険給付があ

る場合は、その額を控除する。)

i 0歳以上就学前

全診療科目（入院、通院、調剤）

〔入院は1医療機関ごと1月当たり保護者負担額1,000円。通院は1医療機関ごと1月当たり保護者負担額上限500円を2回まで。調剤は負担なし。〕

ii 小学生・中学生・高校生年代

全診療科目（入院、通院、調剤）

〔入院は1医療機関ごと1月当たり保護者負担額1,000円。通院及び調剤は1医療機関・1調剤薬局ごと1月当たり保護者負担額上限500円を2回まで。〕

ウ 助成件数・助成額

(単位：件・千円)

区 分	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	件 数	助成額	件 数	助成額	件 数	助成額
3歳未満	112,518	200,686	124,054	235,275	113,744	211,643
3歳以上就学前	129,785	178,328	152,366	213,284	142,231	192,946
小学生	153,164	279,325	184,710	340,027	184,215	343,206
中学生	55,721	118,956	70,195	155,091	75,766	178,135
合 計	451,188	777,295	531,325	943,678	515,956	925,931

※ 表中の数字の単位未満は、四捨五入することを原則としているので、内訳の計と総数が一致しない場合がある。

2 安心して子育てできる環境の充実

(1) 子育てと仕事の両立のための支援

① 保育所等管理運営事業〔公立〕

佐賀市立4保育所（認可外保育施設含む）および市立本庄こども園において、児童福祉法に定められている施設及び運営の基準を維持し、入所児童が安全で健康的に保育されるよう保育環境の向上に努める。また、入所児童の健全な育成のため、延長保育や一時保育の実施など、多様化する保育ニーズに適応した保育サービスの充実を図る。

② 私立保育園運営事業〔私立〕

私立認可保育園・管外公立保育所に対し、児童福祉法に規定する保育所での保育を実施した場合において、保育の実施に要する費用を支払う。

③ 認定こども園施設型給付事業〔私立〕

認定こども園に対し、子ども・子育て支援法に規定する認定こども園での教育・保育を実施した場合において、教育・保育の実施に要する費用を支払う。

④ 地域型保育給付事業〔私立〕

地域型保育事業（家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業）に対し、子ども・子育て支援法に規定する地域型保育事業での保育を実施した場合において、保育の実施に要する費用を支払う。

⑤ 施設等利用費〔私立〕

幼稚園等の預かり保育事業や認可外保育施設等の利用者のうち、保育の必要性の認定を受けた者に対し、利用料の無償化を実施する。

⑥ 延長保育促進事業〔公立・私立〕

入所（園）児童のうち、保護者の就業等のため教育・保育施設における施設の開所時間及び短時間認定児童の利用時間前後の時間帯まで保育を必要とする家庭の児童に対し、延長保育を実施する。

⑦ 一時保育事業〔公立・私立〕

パートタイム就労など保護者の就労形態の多様化に伴う一時的な保育や、保護者の疾病等による緊急時の保育に対応するため、一時保育を実施する。

○ 特別保育事業等の補助等の実績

（令和6年度実績）

事業名 施設種別	延長 保育	休日 保育	一時的 保育	保育所地域活動				障がい児 保育事業	地域子育 て支援セン ター事業
				世代間 交流事業	異年齢 児交流等 事業	育児講座・ 育児と仕事 両立支援事業	小学校低学 年児童の受入		
保育所	13	2	4	5	3	-	-	11	6
認定こども園	33	0	8	15	13	9	2	38	2
その他	2	-	3	-	-	-	-	-	-

⑧ 病児・病後児保育事業

保護者が仕事の都合などで、「病中」・「病気回復期」にあるこどもを自宅で世話することが難しい場合に、小児科医院に併設した保育室で一時的にこどもを預かる制度であり、市内 2 か所の小児科医に委託して実施している。また、令和 2 年度から小城市病児保育室「ひつじさんの部屋」も利用可能となっている。

実施施設	かるがものへや（おおたゆうこ小児科） 木原二丁目 23-1	
	ぞうさん保育室（橋野こどもクリニック） 高木瀬東四丁目 14-3	
対 象 者	佐賀市・多久市・神埼市・吉野ヶ里町に居住する生後 2 か月から小学 3 年生までの児童	
利用日時	月曜日～金曜日	8 時 00 分～18 時 00 分
	土曜日	8 時 00 分～13 時 00 分
利用料金	1 日	1,500 円＋診察料
	半日（5 時間以内）	750 円＋診察料

⑨ 本庄こども園預かり保育事業〔公立〕

市立本庄こども園において、在園児（教育認定）を対象に、教育時間終了後から 18 時まで預かり保育を実施する（夏休みなど長期休業日を含む）。

⑩ 子育て支援短期利用事業

・短期入所生活援助（ショーツステイ）事業

保護者が、疾病等の理由によって家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童福祉施設において原則連続 7 日間以内（月 7 日以内）で児童を養育する。

利 用 期 間	原則 連続して 7 日以内（月 7 日以内）	
実 施 施 設	児 童 養 護 施 設	佐賀清光園
	ファミリーホーム	かみぞのホーム
	児童家庭支援センター	絆
	乳 児 院	みどり園
令和 6 年度 利用実績	人 数	880 人
	延 べ 日 数	1,882 日

・夜間養護等（トワイライトステイ）事業

保護者が仕事その他の理由で緊急一時的に平日の夜間または休日に養育することが困難となった場合に児童福祉施設において児童を養育する。

利 用 期 間	週 3 日以内、月 14 日以内（利用開始から 3 か月以内の利用を限度とする）	
実 施 施 設	児 童 養 護 施 設	佐賀清光園
	フ ァ ミ リ ー ホ ー ム	かみぞのホーム
	児童家庭支援センター	絆
	乳 児 院	みどり園
令 和 6 年 度 利 用 実 績	人 数	2 人
	延 べ 日 数	2 日

⑪ 私立保育園等整備助成事業

保育提供体制の維持を目的に私立保育園等が老朽化した保育園舎の整備を行う場合に、その施設整備にかかる経費に対して助成を行う。

⑫ 保育所地域活動事業〔公立・私立〕

核家族化の進行等で、地域や異なる世代との関わりが少なくなっている保育所（園）の園児が、地域の人たちとのふれあいや交流を通して情操教育を行い、育児講座などにより地域に開かれた保育所（園）を目指す取組を支援する。

⑬ 認可外保育施設保育従事者健康対策事業

佐賀県認証保育施設基準に適合する認可外保育施設が実施する保育従事者の健康診断及び調理・調乳職員に月 1 回実施する検便に要する経費に対し、1 人あたり 6,400 円を上限として補助する。

⑭ 認可外保育施設児童健康・安全対策事業

佐賀県認証保育施設基準に適合する認可外保育施設が行う児童の健康診断及び歯科検診に要する経費に対して、児童 1 人あたり 3,000 円、児童の傷害保険加入費を児童 1 人あたり 4,000 円を限度に補助する。

⑮ 認可外保育施設特別支援保育事業

障がい児を受け入れる施設へ補助を行い、施設の経費負担軽減や保育の質の向上を図り、認可保育所・幼稚園・認可外保育施設の種類の区別なく、障がいのある児童が適切な保育を受けるための公平な支援を行う。

⑯ 放課後児童クラブ運営事業

児童福祉法の規定に基づき、保護者が就労等により昼間家庭にいないことが常態である小学生の児童を対象に、児童クラブ支援員を配置して、放課後の適切な遊び場と生活の場を与え、児童の健全な育成を図る。

（4 月 1 日現在）

児童クラブ名	令和 7 年度	児童クラブ名	令和 7 年度
	児 童 数		児 童 数
勸 興	62 人	春 日	129 人
循 誘	90 人	川 上	94 人

日 新	106 人	松 梅	21 人
赤 松	173 人	春 日 北	130 人
神 野	143 人	富 士	24 人
西 与 賀	85 人	北 山	16 人
嘉 瀬	45 人	三 瀬	12 人
巨 勢	81 人	中 川 副	19 人
兵 庫	230 人	大 詫 間	11 人
高 木 瀬	165 人	南 川 副	64 人
北 川 副	188 人	西 川 副	68 人
本 庄	114 人	東 与 賀	95 人
鍋 島	190 人	久 保 田	60 人
金 立	67 人	愛 の 泉	28 人
久 保 泉	45 人	そらまめ	16 人
蓮 池	34 人	アップル	26 人
新 栄	103 人	附 属	75 人
若 楠	78 人	嘉瀬こどもの森	22 人
開 成	105 人	さんこう	30 人
諸 富 北	71 人		
諸 富 南	79 人	合 計	3,194 人

⑰ 保育士就職支援金給付事業

保育士、保育教諭又は幼稚園教諭として新規に就職する者、または保育施設を退職した後3年以上経過した者が就職する際の準備費用の一部として就職支援金を給付することにより、市内の保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業所に就職するインセンティブを高め、保育人材不足の解消を図る。

⑱ こども誰でも通園制度試行的事業

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化する。

(2) 子育て家庭の負担軽減

① 教育・保育施設の保育料軽減

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化により、3歳から5歳児までの全ての児童と保育の必要性がある住民税非課税世帯の0歳から2歳児までの児童の保育料を無償化している。

0～2歳児までの児童（住民税非課税世帯を除く。）について、保育施設等に2人以上の児童が入所している場合、2人目の保育料を半額、3人目以降を無料とする軽減措置をとっている。なお、年収約360万円未満世帯の場合は、多子計算に係る年齢制限を撤廃し、2人目半額、3人目以降を無料としている。

また、年収約360万円未満のひとり親世帯や障害者同居世帯については、1人目は9,000円、2人目以降は無料とする軽減措置を実施している。

② 助産施設収容措置事業

妊産婦が、保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由により入院助産を受けるこ

とができないと認めるとき、その妊産婦に対し助産施設において助産を行う。「独立行政法人国立病院機構 佐賀病院」「地方独立行政法人 佐賀県医療センター好生館」に助産の実施を委託しており、対象世帯は、生活保護世帯、非課税世帯のうち生活保護基準以下の世帯である。

令和 6 年度措置人数	7 人
-------------	-----

③ ひとり親家庭支援事業

母子・父子自立支援員 2 名を配置し、ひとり親家庭の父母及び児童等の自立と生活安定のための相談を電話、窓口、メールで受けている。また、ひとり親の就労促進のために教育訓練に対する給付金や就業に役立つ高等技能の習得のため、6 か月以上養成機関で修業する場合に、生活の負担軽減を図るため、訓練促進給付金を所得に応じて支給する。

令和 6 年度に令和 7 年度から令和 11 年度まで 5 カ年の「第四次ひとり親家庭等総合支援計画」を策定し、ひとり親家庭の生活の安定とそこに育つ児童の健全育成を目指し、関係機関や庁内の関係部署が緊密な連携を図り、支援施策を総合的かつ効果的に推進している。

事 業	内 容		
相談の充実	ひとり親家庭が抱えている生計、家事・育児・就労・住居等の生活上の悩み事の相談相手になり、問題解決のための支援を行う。		
	令和 6 年度実績	相談延べ件数	3,227 件
母子父子寡婦福祉資金の貸付 (県の制度)	母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活安定とその児童の福祉を増進するため、各種資金貸付を行っている。 ○貸し付けを受けられる方（所得制限等あり） ・母子家庭の母または父子家庭の父：20 歳未満の児童を養育している者 ・寡婦：かつて母子家庭の母として児童を扶養していたことのある者 ・40 歳以上の母子及び寡婦福祉法における配偶者のない女子（母子家庭の母及び寡婦を除く。）		
母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	市が指定した教育訓練給付講座を受講及び修了した母子家庭の母等に対して、対象講座受講料の 6 割相当額を支給する。		
	令和 6 年度実績	給付件数	6 件
		給付金額	2,489,916 円
母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業	母子家庭の母等が、就職に有利な資格取得を目指し 6 か月以上専門学校や大学等の養成機関で修業する場合に、生活の負担軽減を図るため、毎月定額の訓練促進給付金を支給する。また、卒業後に修了支援給付金を支給する。		

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	令和 6 年度実績	給付件数	62 件
		給付金額	48,626,000 円
	令和 6 年度実績	給付件数	0 件
		給付金額	0 円

④ 女性支援事業

女性相談支援員を 2 名配置し、生活や環境上、保護を必要とする女子の発見に努め、窓口、電話、メールなどでの相談に応じ指導や助言を行う。相談内容は離婚、借金、生活困窮、DV 相談等多岐にわたる。

また、県の女性相談支援センター、アバンセ、消費生活センター、弁護士等との連携を図り、相談者の問題解決を図るとともに、必要に応じて同行による支援等を実施している。

令和 6 年度相談件数	1,741 件（うち DV 相談件数 915 件）
-------------	---------------------------

⑤ 母子生活支援施設措置事業

母子生活支援施設への措置は、「配偶者のない女子」または「これに準ずる事情にある女子」及び「その者の監護すべき児童」を入所保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援することを目的として実施している。

令和 6 年度 措 置 状 況	世 帯 数	6 世帯（市内施設 4 世帯、市外施設 2 世帯）
	世 帯 員 数	15 人（市内施設 11 人、市外施設 4 人）

※ 令和 7 年 3 月 31 日時点の状況。

(3) 子育てのための環境の整備・情報発信

① エスプラッツ子育て支援センター「ゆめ・ぽけっと」

ゆめ・ぽけっとは、週に 6 日ひろばを開設し、子育て中の親子に対して交流の場を提供し、子育てに不安や悩みを持つ人の相談対応や子育て情報の発信等を行っている。

また、リフレッシュを目的とした一時的な託児事業や、プレママ・パパサロン等の主催事業及び公民館等で行われている子育てサロンやサークルへの支援を実施している。サロンやサークルの支援では、子育てに関する情報の提供や育児相談を実施し、子育て中の親子同士の交流を深め、子育ての悩みや不安の解消につなげている。

名 称	エスプラッツ子育て支援センター「ゆめ・ぽけっと」
住 所	佐賀市白山二丁目 7 番 1 号（エスプラッツ 2 階）
利 用 日 時	月曜日～土曜日 午前 10 時～午後 5 時
休 館 日	毎週日曜日、国民の祝日（土曜日を除く）、年末年始

オープン	平成 19 年 4 月 20 日
面積	709.3 m ²
令和 6 年度 来館者数	25,739 人

② 子育てサポートセンター「ふるはあと」

アドバイザーが子育ての手伝いをしてほしい人（依頼会員）と子育ての手伝いをしたい人（サポート会員）の組み合わせを行い、保育所（園）・幼稚園等への送迎や保護者帰宅までの預かり、産褥期の母体回復期の家事支援など、市民相互の援助活動を行う有償の子育てボランティア制度である。

		サポートママ		ファミリーサポート	
制度の概要	利 用 対 象	佐賀市在住で、身内から身の回りのお世話が受けられない妊産婦		佐賀市在住または勤務で、身内から援助を受けられない人	
	利 用 期 間	出産後 8 週間以内または切迫流・早産等で医師の指示により安静が必要な期間（実情に応じて、延長可能）		こどもの年齢が 0 歳から小学校 6 年生まで	
	援 助 内 容	家事支援（食事の支度、洗濯、掃除、買い物等）、上の子の遊び相手や送迎、沐浴介助など		保育園等の開始前または終了後の預かり、保育園等への送迎、保護者が病気や用事時の預かりなど	
	利 用 申 込	出産予定日の 2 か月前まで（申込期限が過ぎた人でも応相談）		支援希望日の 1 か月前まで（申込期限が過ぎた人でも応相談）	
	支 援 場 所	依頼者宅など		支援者宅、依頼者宅など	
利用料金	月～金 7 時～19 時	700 円（400 円）		600 円（400 円）	
	上記以外の早朝、夜間、土日祝	800 円（400 円）		700 円（400 円）	
	病気回復期児保	—		700 円（400 円）	
令和 6	会 員 数 (3 月末時点)	依 頼 会 員	9 人	依 頼 会 員	540 人
		提 供 会 員	120 人	提 供 会 員	133 人
				両 方 会 員	4 人

年度実績	利用状況	利用世帯数	23世帯	利用件数	1,953件
		利用件数	103件	利用時間	2,364時間
		利用時間	168時間		

※ 上記料金の（ ）内は市民税非課税世帯、ひとり親家庭（所得制限あり）、生活保護受給世帯等が対象の利用促進事業対象者の金額

③ 子育て支援センター事業〔公立〕

本庄こども園では、週に5日ひろばを開設し、家庭で保育されている未就園児及び保護者を対象とした交流の場の提供や、子育てに不安や悩みを持つ人の相談対応、子育て情報の発信等を行っている。また、就学や特別支援等の専門家による個別相談や、乳幼児健康相談等の出張サロンを実施している。サロンやサークルの支援では、子育てに関する情報の提供や育児相談を実施し、子育て中の親子同士の交流を深め、子育ての悩みや不安の解消につなげている。

④ 子育て支援センター事業〔私立〕

家庭で保育されている就学前児童及び保護者を対象として、交流の場の提供や子育てサロンの実施、地域で活動している子育てサークルの支援、育児相談を実施し、子育て中の親子同士の交流を深め、家庭の育児力の強化を図っている。

⑤ 児童センター事業

児童館は、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする施設である。

○ 利用者

- ・ 市内に居住する児童（乳幼児については、保護者同伴の者に限る）
- ・ 児童によって組織された団体
- ・ 児童の健全育成を目的として組織された団体
- ・ その他、市長が適当と認める者

○ 施設の概要

施設名	所在地	開館時間	休館日	利用者数 (R6年度)
中央児童センター	兵庫北三丁目 7番7号	9:00～18:00	月曜 (祝日を除く) 祝日の翌日 (土・日を除く) 年末年始	43,422人
北部児童センター	大和町大字尼寺 1488番地2	9:00～17:00	日曜 年末年始	5,743人
久保田児童センター	久保田町大字 徳万2514番地1	9:00～17:00	日曜 祝日 年末年始	3,827人

川 副 児 童 館	川副町大字鹿江 442番地	9:00～17:30 (10/1～3/31 9:00～17:00)	月曜 祝日の翌日 年末年始	6,245 人
東 与 賀 児 童 館	東与賀町大字 田中435番地1	9:00～17:00	日曜 祝日 年末年始	5,336 人

(4) 要保護児童対策の充実

① 家庭児童相談室運営事業

家庭相談員等が家庭における児童の養育、その他児童の問題について相談に応じ、指導や助言を行い、必要な場合には家庭訪問等を実施する。

また、必要に応じて関係機関（児童相談所、警察等）との連携、調整を行う。

令和 6 年度相談対応延べ件数	20,817 件
-----------------	----------

② 児童虐待防止ネットワーク推進事業

「佐賀市要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）」を設置し、佐賀市全体の関係機関のネットワークを強化するとともに、こどもの権利擁護及び児童虐待防止に向けた効果的な事業を実施する。

具体的事業名	事業概要
要保護児童対策地域協議会	要保護児童対策のために必要な情報交換や援助方針、役割分担に関する協議を行う。
養育支援訪問事業	家庭養育上困難を抱える家庭に対し、こども家庭支援員等を派遣し、必要な援助等を実施する。
子どもへの暴力防止ワークショップ	こどもや教職員、地域の大人を対象に、ワークショップを開催し、地域ぐるみでこどもへの暴力防止を図る。
児童虐待防止専門化講座	要保護児童対策地域協議会の構成機関の連携強化と対応力の向上・定着を図るための講座や、児童虐待防止に関する正しい知識を深めてもらうために市民対象の講座を実施する。
子育て世帯訪問支援事業	不安や負担を抱える子育て家庭や妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に支援員を派遣し、家事・育児等の支援を実施する。
見守り活動等推進事業	孤立しがちで定期的な状況確認が必要な支援対象児童等に対して、民間団体を活用した訪問や居場所による見守り活動と養育環境の把握を行う。

(5) 障がいのある子どもと家庭への支援

① 障がい児保育事業〔公立・私立〕

子育てと就労の両立支援の一環として、集団保育が可能で日々通園できるが、特別な支

援を要する児童の受入れに対応するため、公立・私立の保育施設の体制強化を図っている。

② 障がい児学童保育事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない金立特別支援学校、大和特別支援学校の児童のうち事前登録をして利用予約をした児童に対し、放課後に児童クラブで遊びを通した生活指導を行うことにより児童の健全育成を図っている。

金立特別支援学校では平成 13 年度から、大和特別支援学校では平成 16 年度から事業を開始している。

	佐賀県立金立特別支援学校	佐賀県立大和特別支援学校
実 施 主 体	佐 賀 市	
登 録 児 童 数	5人（令和7年5月1日現在）	52人（令和7年5月1日現在）
入 所 定 員 数	9人／1日	18人／1日
指 導 員	入所児童3人に対し指導員を1人配置 指導員2人に対し介助補助員を1人配置	

③ 児童発達支援事業

児童福祉法に基づき、自閉症スペクトラム等の発達障がいと診断された未就学児を対象として、日常生活における基本的な動作、集団生活への適応を目的とした発達支援を行う。

実施施設	クラスルームという 兵庫北三丁目 8 番 36 号（ほほえみ館内）
対 象 者	佐賀市にお住まいで、発達障がい（自閉症スペクトラム等）と診断された就学前の児童とその保護者
利用日時	月曜日～金曜日（土曜、日曜、祝日、年末年始は休み） 午前：9 時～12 時 午後：13 時～16 時
利用定員	10 人／日 （内訳）午前：5 人 午後：5 人 ※原則、週 1 回の保護者同伴による通所
利用者数	1,677 人（令和 6 年度実績） ※クラスルームというは、平成 29 年 10 月から開所

④ 発達障がい者及び家族支援事業

発達障がいのあるこどもの保護者を対象とした前向き子育てプログラムを開催する。

〔プログラム参加者数 13 人（令和 6 年度実績）〕

⑤ 親子教室

発達障がいの疑いのあるこどもとその保護者を対象に、遊びを通した関わりの中で障がいに対する理解を深め、こどもへの適切な関わり方等を学ぶ教室を開催する。

	ほっこりたいむ	親子あいあい教室
実 施 主 体	佐 賀 市	

運 営 主 体	社会福祉法人佐賀整肢学園 こども発達医療センター	一般社団法人 佐賀県作業療法士会
対 象 児	2～3歳児	年中児
利 用 者 数 (令和6年度実績)	延べ155家族	延べ28家族

⑥ 私立幼稚園・認定こども園特別支援教育奨励費補助事業

障がい児の幼稚園就園の機会を拡充することによって、障がい児の健全な発達及びその家族を支援する。障がい児と健常児との統合保育を行うことは大切なことであり、障がい児教育のための人件費及び教育管理に要する経費を補助対象とし、障がい児数及び在籍月数に応じて私立幼稚園・認定こども園に補助する。

	対象園児数	対象園児受入園数	事業費
令和6年度実績	156人	37園	55,902千円

【資料】保育施設の運営について

① 保育施設の性格

保育所は、児童福祉法（第24条）の規定により児童（就学前）の保護者が勤務・疾病・障がいなどの理由で、家庭において児童を保育することができない場合に、保護者に代わって、その児童を保育することを目的に設置された児童福祉施設である。

また、平成27年度から始まった子ども・子育て支援新制度では、保育所に加えて、認定こども園や地域型保育事業（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）が公的な保育の場として位置付けられ、保育所同様の役割を担っている。

② 保育施設の現状・課題

数多くある社会福祉施設の中でも最も身近な施設である保育所は、核家族化や女性の社会進出を背景に、今日まで整備や充実が図られてきた。特に近年では、共働き世帯の一層の増加や就労形態の多様化、さらにひとり親世帯の増加などの要因から、保育に対する市民のニーズは、これまで以上に高まっている。

これらの課題に取り組み、安心して子育てできる環境を整備するため、「子ども・子育て支援法」が平成24年8月に成立し、幼児期における学校教育・保育や地域の子ども・子育て支援を充実させる「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から施行された。

このことにより、市民のニーズを反映した「佐賀市子ども・子育て支援事業計画」を策定した。計画では、教育・保育の量の見込みをもとに、需給バランスを考慮した「提供体制の確保」、延長保育や、一時預かり保育などの「保育サービスの充実」、家庭における子育て等の知識と教育力を向上させるための「子育てサークルや子育てサロンの充実」に取り組んでいくことを定めている。

今後は、人間形成の基礎を培う重要な時期に一人一人のこどもがすこやかにたくましく成長するよう考慮し、親への教育を並行させながら、事業を進めていくことが重要なこととなっている。

③ 入所できる基準

児童と同居している父母等が、次のいずれかの事情により、その児童が保育を必要とすると認められる場合に入所できる。

保育を必要とする理由	入所が可能な期間	保育の必要量
(ア) 就労を常態としている (自営業、内職、農林漁業も含む)	就労している期間	月 56 時間～月 120 時間 未満で保育が必要 → 短時間 月 120 時間以上 保育が必要 → 選択可能 標準時間/短時間
(イ) 同居親族等の介護をしている	介護が必要でなくなるまで	
(ウ) 大学・専門学校・職業訓練校等に通学している	最終通学日の月末まで	
(エ) 出産をする	母子健康手帳発行後から出産予定日以後 8 週間を経過する日の翌日を含む月の間	選択可能 標準時間/短時間
(オ) 療養が必要な病気を患っている若しくは心身に障がいがある	療養が必要でなくなるまで	選択可能 標準時間/短時間
(カ) これから仕事をみつける ※起業準備も含む	入所した日から 3 ヶ月	短時間
(キ) 出生児童の育児休業取得時に既に保育を利用している ※他子の育児休業取得中に、当該児童を出産するために保育を利用した場合を除く	最長、出生児童の年齢が 1 歳になる年の年度末まで ※ただし、1 歳になる年の年度末を越えて育児休業を取得する場合は、この限りではない	
(ク) その他、保育が必要であると判断できるもの ※災害復旧に従事している、虐待やDVの疑いがある等	保育を必要とする状態がなくなるまで	必要に応じて判断する

④ 保育料について

保育料は、児童を養育している保護者（父母等）の市民税所得割額・入所児童の支給認定及び年齢により算定している。

令和元年 10 月から幼児教育・保育の無償化により、3 歳から 5 歳児の全てのこどもと保育施設を利用する住民税非課税世帯の 0 歳から 2 歳児の保育料は無償となる。

○ 佐賀市の教育・保育施設等

	H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
保育園（公立）	4	4	4	4	4	4	4	3	3
保育園（私立）	32	32	30	30	30	26	23	14	4
認定こども園（幼保連携型） （公立）	0	0	0	0	0	0	0	1	1

認定こども園（幼保連携型）	16	16	19	19	20	21	22	25	26
認定こども園（幼稚園型）	10	11	11	11	11	11	11	12	12
認定こども園（保育所型）	1	1	1	1	1	4	7	16	25
認定こども園（地方裁量型）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
幼稚園（公立 私学助成）	－	－	－	－	－	－	－	－	－
幼稚園（公立 施設型給付）	1	1	1	1	1	1	1	0	0
幼稚園（私立 私学助成）	11	9	4	2	2	2	2	0	0
幼稚園（私立 施設型給付）	4	5	10	12	11	11	10	9	7
幼稚園（国立大学附属）	1	1	1	1	1	1	1	1	1
小規模保育A	13	16	20	21	21	22	22	22	23
小規模保育B	5	4	3	3	3	2	1	1	0
小規模保育C	0	0	0	0	0	0	0	0	0
家庭的保育事業	1	1	1	0	0	0	1	1	0
居宅訪問型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業所内保育（小規模A型）	1	2	2	3	3	3	3	3	3
事業所内保育（小規模B型）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業所内保育（保育所型）	2	2	2	2	2	2	1	1	1
合計	102	105	109	110	110	110	109	109	107

※分園はカウントせず、本園のみカウントしている。

※R7 は令和 7 年 4 月現在の数で、それ以外は年度末の数。

認可保育所 7 施設（令和 7 年 4 月 1 日現在）

（公立：3 施設、私立：4 施設）

公私立	施設名	所在地
公立	川原保育所	佐賀市川原町 4 番 44 号
	若葉保育所	佐賀市日の出一丁目 21 番 71 号
	城東保育所	佐賀市東佐賀町 4 番 20 号
私立	光明保育園	佐賀市蓮池町大字蓮池 272 番地
	北部保育園	佐賀市富士町大字大串 1045 番地 1
	東与賀保育園チャイルドハウス	佐賀市東与賀町大字飯盛 503 番地 2
	林檎の木保育園	佐賀市鍋島町大字蛸久 2381 番地 2

認定こども園 67 施設（令和 7 年 4 月 1 日現在）

（幼保連携型：28 施設、幼稚園型：12 施設、保育所型：27 施設）

種類	施設名	所在地
幼保	本庄こども園（公立）	佐賀市本庄町大字本庄 68 番地 1
	愛の泉こどもの園	佐賀市水ヶ江六丁目 12 番 1 号

連携型	にじのはねこども園	佐賀市鍋島町大字蛸久 646 番地 3
	嘉瀬こどもの森	佐賀市嘉瀬町大字十五 57 番地 1
	川上こども園	佐賀市大和町大字東山田 1857 番地 1
	どんぐりこども園	佐賀市北川副町大字江上 104 番地 3
	認定こども園くぼた	佐賀市久保田町大字徳万 2197 番地
	神野こども園	佐賀市駅前中央三丁目 9 番 12 号
	認定こども園さくら	佐賀市川副町大字西古賀 320 番地 1
	鍋島幼稚園おひさまハウス	佐賀市鍋島町大字森田 618 番地 1
	博愛の里こども園	佐賀市川副町大字早津江 560 番地 1
	佐賀女子短期大学付属ふたばこども園	佐賀市本庄町大字本庄 1253 番地 1
	九州龍谷短期大学付属龍谷こども園	佐賀市水ヶ江三丁目 5 番 20 号
	鳳鳴乃里幼稚舎	佐賀市川副町大字西古賀 941 番地 1
	おへそこども園	佐賀市水ヶ江一丁目 6 番 32 号
	エミールこども園	佐賀市兵庫町大字湊 892 番地
	日新こども園	佐賀市長瀬町 2 番 18 号
	城西こども園	佐賀市西与賀町大字厘外 1421 番地 3
	たかぎこども園	佐賀市若宮三丁目 125 番 2 号
	そらいろこども園	佐賀市高木瀬町大字長瀬 2490 番地 1
	日新こども園好生館分園きらら	佐賀市嘉瀬町大字中原 60 番地 1
	幼保連携型認定こども園光生幼稚園	佐賀市兵庫町大字瓦町 383 番地
	ふくろうの森こども園	佐賀市与賀町 30 番地 1
	ふじかげこども園	佐賀市高木町 11 番 12 号
	鍋島保育園	佐賀市開成一丁目 3 番 1 号
	信光幼稚園	佐賀市西与賀町大字高太郎 125 番地 6
	たかきせこども園	佐賀市高木瀬東三丁目 19 番 9 号
	若楠こども園	佐賀市城内一丁目 2 番 2 号
幼稚園型	金立幼稚園・保育園	佐賀市金立町大字金立 2467 番地
	小鹿幼稚園・むつみの園保育所	佐賀市川副町大字鹿江 668 番地 1
	佐賀西部幼稚園・保育園	佐賀市嘉瀬町大字荻野 3076 番地 3
	西九州大学附属三光幼稚園	佐賀市若宮一丁目 13 番 3 号
	新栄幼稚園・栄保育園	佐賀市八戸溝二丁目 9 番 4 号
	千布幼稚園千布こども園	佐賀市金立町大字千布 2142 番地 1
	中折幼稚園・和保育園	佐賀市天祐一丁目 15 番 6 号
	諸富北幼稚園	佐賀市諸富町大字徳富 1646 番地
	諸富南幼稚園	佐賀市諸富町大字為重 652 番地 1
	白鳩幼稚園・白鳩保育園	佐賀市長瀬町 10 番 13 号
	しらげこども園	佐賀市与賀町 64 番地
	宝正こども園	佐賀市兵庫町大字若宮 2430 番地
保育	西九州大学附属三光保育園	佐賀市若宮一丁目 13 番 17 号

所型	西九州大学附属三光保育園分園 PINO	佐賀市多布施二丁目 195 番地 1
	開成保育園	佐賀市鍋島町大字八戸溝 1578 番地 1
	小部保育園	佐賀市朝日町 7 番 20 号
	保育所型認定こども園久保田保育園	佐賀市久保田町大字新田 3320 番地 1
	あかつき保育園	佐賀市諸富町大字為重 457 番地
	三瀬保育園	佐賀市三瀬村三瀬 2769 番地
	新栄保育園	佐賀市鍋島町大字八戸 1064 番地
	尚賢保育園	佐賀市鍋島町大字蛸久 312 番地 3
	城北保育園	佐賀市高木瀬東六丁目 10 番 32 号
	嘉瀬保育園	佐賀市嘉瀬町大字荻野 65 番地
	城南保育園	佐賀市本庄町大字袋 126 番地 1
	兵庫保育園	佐賀市兵庫町大字瓦町 1096 番地 1
	和泉ふたば保育園・和泉こども園	佐賀市久保泉町大字上和泉 1252 番地 2
	あおぞら保育園	佐賀市兵庫町大字藤木 1465 番地 2
	諸富保育園	佐賀市諸富町大字山領 465 番地 1
	堀江保育園	佐賀市神野西二丁目 2 番 10 号
	佐賀保育園	佐賀市多布施二丁目 2 番 30 号
	巨勢保育園	佐賀市巨勢町大字牛島 425 番地 12
	ちえんかん保育園	佐賀市兵庫北四丁目 15 番 37 号
	なかよし保育園	佐賀市諸富町大字諸富津 109 番地 1
	春日保育園	佐賀市大和町大字尼寺 1301 番地
	川上保育園	佐賀市大和町大字川上 5470 番地 1
	認定こども園ひなた村自然塾	佐賀市大和町大字久池井 1368 番地
	認定こども園 ひなた村自然塾分園風の音保育園	佐賀市大和町大字久池井 1374 番地 1
	南部保育園	佐賀市富士町大字内野 322 番地 1
	みなみ保育園	佐賀市川副町大字鹿江 1513 番地 1

幼稚園 8 施設（令和 7 年 4 月 1 日現在）

（施設型給付（私立）：7 施設、国立大学附属：1 施設）

種類	施設名	住所
施設型給付	高岸幼稚園	佐賀市多布施三丁目 14 番 19 号
	翠幼稚園	佐賀市蓮池町大字小松 467 番地
	佐賀カトリック幼稚園	佐賀市中央本町 1 番 17 号
	錦華幼稚園	佐賀市巨勢町大字牛島 97 番地 2
	東与賀幼稚園	佐賀市東与賀町大字飯盛 503 番地
	真生幼稚園	佐賀市神園二丁目 5 番 10 号
	ロザリオ幼稚園	佐賀市大和町大字久池井 1520 番地 2

国立 大学 附属	佐賀大学教育学部附属幼稚園	佐賀市水ヶ江一丁目 4 番 45 号
----------------	---------------	--------------------

地域型保育事業 27 施設（令和 7 年 4 月 1 日現在）
（小規模保育 A：23 施設、事業所内保育：4 施設）

種類	施設名	住所
小規模保 育 A	はとぼっぼう	佐賀市高木瀬西五丁目 10 番 27 号
	ふじ保育園	佐賀市新中町 11 番 39 号
	そらいろ保育園	佐賀市駅前中央二丁目 5 番 10 号
	しらゆき保育園	佐賀市兵庫南二丁目 5 番 5 号
	さかのゆめ保育園	佐賀市兵庫北四丁目 4 番 27 号
	ニチイキッズ夢咲保育園	佐賀市兵庫北二丁目 15 番 26 号
	佐賀駅南小規模保育園	佐賀市駅前中央一丁目 1 番 18 号 アクロス 103
	さかのゆめ第 2 保育園	佐賀市兵庫南二丁目 15 番 32 号
	すまいりい保育園	佐賀市開成四丁目 5 番 3 号
	ニチイキッズ卸本町保育園	佐賀市卸本町 5 番 28 号
	七賢人の里おへそ保育園	佐賀市白山二丁目 7 番 1 号 エスプ ラッツ 2F
	きらめき保育園	佐賀市兵庫南二丁目 1 番 23 号
	小規模保育園なないろ	佐賀市多布施一丁目 3 番 20 号
	さかのゆめ八幡保育園	佐賀市八幡小路 3 番 13 号
	小規模保育園みんなの和	佐賀市大和町大字川上 169 番地 1
	小規模保育園そらいろのたね	佐賀市駅前中央二丁目 2 番 1 号
	まなみ保育園	佐賀市駅前中央三丁目 8 番 16 号
	めでる保育園	佐賀市高木瀬西二丁目 5 番 25 号
	若竹保育園	佐賀市鍋島二丁目 4 番 17 号
	こころね保育園	佐賀市本庄町大字本庄 261 番地
	あやとり保育園	佐賀市鍋島五丁目 4 番 12 号
	キッズルームえんじえるず	佐賀市大和町大字尼寺 3239 番地 1
	小規模保育園そらとまる	佐賀市大財六丁目 4 番 66 号
事業所内 保育 （保育所）	ゆめっこ保育園	佐賀市北川副町大字新郷 647 番地 1
事業所内 保育 （小規模 A）	イオンゆめみらい保育園佐賀大和	佐賀市大和町大字尼寺 3535 番地 イオンモール佐賀大和内
	ヤクルト保育園ミルミルテラス	佐賀市大和町大字尼寺 2867 番地 2
	佐賀中部病院内保育園サンキッズ	佐賀県佐賀市兵庫南三丁目 8 番 1 号 佐賀中部病院附属介護老人保健施設 内

○ 教育・保育施設等の入所児童数

(令和6年度末現在)

		令和6年度				
		定員	児童数	入所率	待機児童	園指定待機
		A	B	B/A		
3号	0歳	778人	716人	92.03%	0人	205人
	1歳	1,128人	1,110人	97.52%	0人	31人
	2歳	1,268人	1,092人	86.12%	0人	9人
2号	3歳	1,160人	1,161人	100.09%	0人	1人
	4歳	1,184人	1,225人	103.46%	0人	0人
	5歳	1,200人	1,231人	102.58%	0人	1人
計		6,718人	6,535人	97.28%	0人	247人
1号等	0歳	制度上、利用できません				
	1歳					
	2歳	149人	372人	249.66%	-	-
	3歳	994人	476人	47.89%	-	-
	4歳	1,035人	579人	55.94%	-	-
	5歳	1,042人	631人	60.56%	-	-
	計	3,220人	2,058人	63.91%	-	-
合計	0歳	778人	716人	92.03%	0人	205人
	1歳	1,128人	1,110人	97.52%	0人	31人
	2歳	1,417人	1,464人	103.32%	0人	9人
	3歳	2,154人	1,637人	76.01%	0人	1人
	4歳	2,219人	1,804人	81.30%	0人	0人
	5歳	2,242人	1,862人	83.05%	0人	1人
	計	9,938人	8,593人	86.47%	0人	247人

※1号等の児童数の一部（私学助成の幼稚園の児童数）は、5月1日時点の数値です。

※本来、定員については、2、3号は「0歳」・「1歳・2歳」・「3歳～5歳」の区分で、1号等は「2歳（満3歳）3～5歳」の区分で設定するものですが、上表においては学年単位で設定しています。

3 就学前教育の充実

(1) 幼児教育の充実

① 幼保小の接続期における教育推進

幼児期から小学校までの子どもの「育ちと学び」の連続性を保障し、教育・保育施設から小学校へスムーズな移行が行えるよう、研修会の実施や幼保小連携推進を図り、幼保小接続期プログラム「えがおわくわく」を教育・保育施設、小学校で実践する。

② 私立幼稚園振興事業

子どもが適切な幼児教育を受けられるように、私立幼稚園の円滑な運営、振興を図るため、運営に係る経費の一部を補助する。

③ 私立幼稚園施設型給付事業

私立幼稚園に対し、子ども・子育て支援法に規定する教育を実施した場合において、教育の実施に要する費用を支払う。

④ 施設等利用費

私立幼稚園（私学助成）及び国立大学附属幼稚園の利用者に対し、利用料の無償化を実施する。

⑤ 私立幼稚園特別支援教育奨励費補助事業

障がい児の幼稚園就園の機会を拡充することによって、障がい児の健全な発達及びその家庭を支援する。障がい児と健常児との統合保育を行うことは大切なことであり、障がい児教育のための人件費及び教育管理に要する経費を補助対象とし、障がい児数及び在籍月数に応じて私立幼稚園に補助する。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受入人数	92人	127人	159人	144人	156人
受入園	25園	32園	37園	39園	37園
実績額	25,392千円	41,360千円	50,380千円	58,101千円	55,902千円

⑥ 幼保の食育指導の充実

管理栄養士を保育幼稚園課に配置し、健康な生活の基本となる「食を営む力」の基礎を培うために、教育・保育施設や園児・保護者への食育指導、栄養・衛生管理・アレルギー等の助言を行う。

(2) 就学前特別支援教育の充実

就学前児童特別支援教育推進事業

特別支援教育相談員を保育幼稚園課に配置し、教育・保育施設を巡回して特別な支援が必要な子どもをもつ保護者、その担当保育士・幼稚園教諭・保育教諭等から、子どもの状況に応じた支援について相談を受け、必要な情報の提供や見取り等を行う。子どもたちが健やかな園生活を送ることができるよう、また、個に応じた適切な小学校就学となるように支援する。

教育・保育施設に対し専門的な見地からの助言等のため、発達支援アドバイザーを配置する。

4 母子保健

(1) 妊婦健康診査

妊婦及び胎児の健康状態を確認し、異常を早期に発見・対応するために、妊婦の健康診査を実施する。これにより、妊娠期を安心して過ごし、安全な出産につなげることを目的としている。妊娠届出時に妊婦健康診査受診票を 1 人 14 枚（多胎妊婦には 19 枚）交付する。

○ 受診状況（令和 6 年度）

	交付数 (枚)	延受診者 (人)	受診率 (%)	1 枚あたりの 補助単価
うぐいす 【基本項目】	11,998	9,786	81.6	5,020 円
ピンク 【基本項目・超音波検査】	1,327	1,219	91.9	11,400 円
オレンジ 【基本項目・血液検査】	1,327	1,313	98.9	15,550 円
浅黄 【基本項目・クラミジア】	1,327	1,310	98.7	8,540 円
レモン 【基本項目・血糖検査】	1,327	1,312	98.9	12,950 円
藤紫 【基本項目・GBS】	1,327	1,227	92.5	8,000 円
償還払い等		150		
合計	18,633	16,317		

○ 償還払い（令和 6 年度）

実助成数 (件)	延受診者数 (人)	受診年度内訳（人）	
		現年度	過年度
46	202	150	52

(2) 産婦健康診査事業

産後うつ予防や新生児の虐待予防等を図るため、産後 2 週間及び産後 1 か月の時期に産婦の健康診査を実施する。産後の初期段階に支援が必要な母子を把握し、医療機関等の関係機関と支援を行い妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制の整備を図る。妊娠届出時に産婦健康診査受診票を 1 人 2 枚交付する。

○ 受診状況（令和 6 年度）

区分	対象者数 (人)	受診者数		診断の結果			
				フォローなし		フォローあり	
		人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
産後 2 週間	1,380	1,320	95.7	1,049	79.5	271	20.5
産後 1 か月	1,380	1,337	96.9	1,163	87.0	174	13.0

○ 償還払い（令和 6 年度）

実助成数 (件)	延受診者数 (人)	受診年度内訳（人）	
		現年度	過年度
122	210	199	11

(3) 妊産婦・乳幼児訪問指導

妊産婦や乳児の健康状態、生活環境、疾病予防、発育、栄養等について家庭訪問のうえ適切な指導を行うことで、不安を解消し、安心して出産、育児に臨むことができるよう支援する。

○ 実施状況（令和 6 年度）

妊 婦		産 婦		新生児 ※1		未熟児		乳 児 ※2		幼 児		その他		総 計	
実 ※3	延 ※4	実	延	実	延	実	延	実	延	実	延	実	延	実	延
80	91	1,379	2,925	25	34	137	147	1,228	2,714	211	235	5	5	3,065	6,151

※1 未熟児除く、※2 新生児・未熟児のぞく、※3 実人員、※4 延人員

(4) 産後ケア事業

母子が産科医療機関に宿泊し、心身のケアや育児のサポートを受け、安心して子育てができるよう支援する。

○ 利用状況（令和 6 年度）

種別	申請延人数	利用人数	利用延人数	利用延泊数
ショートステイ (宿泊型)	28	25	30	67

(5) 妊婦のための支援給付金及び妊婦等包括相談支援事業（旧：出産・子育て応援事業）

妊産婦や子育て家庭の不安を解消するために、相談支援を実施する。また、子育てサービス等に活用できる「妊婦のための支援給付金（旧：出産・子育て応援給付金）」を支給する。

○実績（令和6年度）

・伴走型相談支援

①妊娠届出時面談	②妊娠7か月アンケート	③妊娠8か月面談	④出生後面談 (アンケート徴取)
1,337	1,310	76	1,432

・応援給付金支給支援

出産応援給付金 (妊婦1人あたり5万円)		子育て応援給付金 (児童1人あたり5万円)		計	
件数	金額	件数	金額	件数	金額
1,336	66,800,000	1,422	71,100,000	2,758	137,900,000

(6) 新生児聴覚検査

生後1か月未満の赤ちゃんに対し、耳のきこえの検査を行うことにより先天性難聴を早期に発見し、早期療育に繋げることを目的に、初回検査の一部費用を助成する。

(7) 乳児健康診査

身体の発育途上にある乳児に対し、健康診査を行うことにより異常を早期に発見し、必要に応じて適切な指導を行い、乳児の保健管理の向上を図る。

乳児健康診査受診票は1人3枚交付する。

○受診状況（令和6年度）

対象者 (人)	延交付数	受診者数(人)			延受診者数 (人)	受診率 (%)	診断結果(人)			
		1回目	2回目	3回目			正 常	要指導 要観察	要精密	要治療 ※1
1,391	4,173	1,416	1,426	1,264	4,106	98.4	3,451	372	63	220

※1 管理中の者を含む

(8) 乳幼児健康相談

対象者	従事者	方法または内容
乳幼児 保護者	保健師 看護師 栄養士 歯科衛生士 助産師	○妊婦や乳幼児を持つ親の、悩みや不安等の相談に個別に応じている。また、母親同士の交流・情報交換の場となっている。 ○日程：年間28回（令和6年度実績） ○内容：身体計測、発達チェック、個別相談（育児相談・栄養相談・母乳相談・歯科相談）

○実績（令和6年度）（人）

保健師相談	栄養士相談	歯科衛生士相談	助産師相談	相談来所者数
延人数	延人数	延人数	延人数	延人数
1,146	247	126	216	1,161

(9) 子育て専門相談室

対象者	従事者	方法または内容
幼児 保護者	医師 公認心理師 言語聴覚士 保健師	○乳幼児健康相談、幼児健診、電話相談、訪問等の結果、ことばの遅れやしつけ等に関して経過観察や事後指導が必要な児について医師・公認心理師・言語聴覚士による個別相談を行う。

○実績（令和6年度）（人）

乳幼児	
実人数	延人数
272	300

(10) 母子保健推進員（子育て応援隊）活動

市においても全国同様に少子化、核家族化が進行し、育児に悩む親・育児不安を抱えて孤立する親が増加している。

市では、子育て支援事業の一環として、母子保健推進員を「子育て応援隊」と名付け、母子保健に関心のある市民を公募して養成し、その修了者に活動を委嘱している。

母子保健推進員の活動の充実により、子育て中の親子の孤立化が防止され、育児不安の早期解決、育児負担感の軽減を図ることを目的とする。

平成21年度から取り組んでいる全戸訪問事業の重要な担い手となっている。

<活動内容>

- ① 乳児訪問による問題の早期把握
- ② 母子保健事業の案内
- ③ 地域での子育てサークル、子育てサロン等への支援、協力等

○活動実績（令和6年度）

推進員数	訪問（件数）		報告会 （件）	研修会 （件）	自主活動 （件）	その他の協力活動 （件）	合計
	乳児 （延）	妊婦・幼児 （延）					
100	1,184	173	413	187	646	109	2,712

(11) 親子セミナー（親子生活習慣病予防事業）

大人の生活習慣が子どもの生活習慣を作る観点より、乳児期から生活習慣病を予防する。

<事業内容>

○ 4～5 か月児セミナー（子どもの生活習慣と離乳食）

対象者	従 事 者	方法または内容
4～5 か月児とその親、家族、 （祖父母、兄弟）	保 健 師 栄 養 士	日程：毎月 1 回（年間 12 回） 会場：ほほえみ館 内容：保健師による生活リズムと発達についての講話 栄養士による離乳食のすすめの講話

※第 1 子のみを対象に実施。

○ 1 歳～1 歳 5 か月児セミナー（子どもの生活習慣とむし歯予防）

対象者	従 事 者	方法または内容
1 歳～1 歳 5 か月児とその親、家族（祖父母、兄弟）	保 健 師 歯 科 医 師 歯 科 衛 生 士	日程：毎月 1 回（年間 12 回） 会場：ほほえみ館 内容：保健師による生活リズムと発達についての講話 歯科衛生士による歯科保健講話 歯科健診・フッ化物塗布（希望者のみ）

○ 実績（令和 6 年度）（人）

4～5 か月児セミナー	1 歳～1 歳 5 か月児セミナー
307	149

(12) 1 歳 6 か月児健康診査

歩行や言語発達等のはじまる 1 歳 6 か月児に健康診査を行い、運動機能や精神発達の度合いを把握し、疾病等を早期に発見し、心身障害の進行を防止する。

また、生活習慣の自立、むし歯予防、幼児の栄養、その他の育児に関すること等適切な指導を行い、幼児の健康の保持増進を図る。

○ 一般健康診査（令和 6 年度）

対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	診 断 結 果						
			異常なし		要指導	要観察	要精密	要治療	管理中
			(人)	(%)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
1,517	1,521	100.3%	428	28.1%	361	537	54	141	

○ 歯科健康診査（令和 6 年度）

対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	診 断 結 果					
			むし歯のない者		むし歯のある者		むし歯の総数	1 人あたりのむし歯数
			(人)	(%)	(人)	(%)	(本)	(本)
1,517	1,521	100.3%	1512	99.4%	9	0.6%	16	0.01

(13) 3歳児健康診査

身体発育及び精神発達の面から最も重要な時期である3歳児に小児科、歯科、視力、聴力等の総合的な健康診査を行い、疾病の早期発見のみならず、幼児の健全育成、保護者への育児支援を図る。

○ 一般健康診査（令和6年度）

対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	診 断 結 果						
			異常なし		要指導	要観察	要精密	要治療	管理中
			(人)	(%)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
1,757	1,724	98.1%	376	21.8%	403	578	193	174	

○ 歯科健康診査（令和6年度）

対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	診 断 結 果				
			むし歯のない者		むし歯のある者		1人あたりのむし歯数
			(人)	(%)	(人)	(%)	(本)
1,757	1,722	98.0%	1,526	88.6%	196	11.4%	0.33

(14) 5歳児健康診査

知的を伴わないものや軽度な発達障がい等の症状は、5歳ごろに集団生活を通して顕著に表れる。小児科診察や保育士による集団遊び、心理士や保健師等による保健指導などの総合的な健康診査を行い、発達障がい等のこどもの発達特性を早期に把握し、就学前の適切な支援につなげる。

(15) 幼児の歯科保健

むし歯予防効果の高いフッ化物を応用し、歯質を強化するとともに、むし歯予防に対する意識啓発を図る。

① フッ化物洗口事業（令和6年度）

○対象者：4歳児、5歳児クラスの幼児で保護者が希望する者

実施施設数	対 象 園 児 数 (人)			実 施 者 数 (人)			希望率 (%)
	4歳児	5歳児	計	4歳児	5歳児	計	
34	635	742	1,377	596	691	1,287	93.5

② フッ化物塗布事業

○対象者：以下事業の対象児で保護者が希望する者

- i 乳児(1歳～1歳5か月児)セミナーの対象児
- ii 1歳6か月児健康診査の対象児
- iii 3歳児健康診査の対象児

○実績（令和6年度）

実施事業	歯科受診者 (人)	フッ化物塗布者 (人)	塗布率 (%)
1歳6か月児健康診査	1,521	1,367	89.9
3歳児健康診査	1,722	1,407	81.7
1歳～1歳5か月児セミナー	149	146	98.0

(16) 養育医療給付事業

養育のため病院に入院することを必要とする未熟児に対し、養育に必要な医療費の給付を行う。

○ 実績（令和6年度）

給付実人員	38人
-------	-----

○ 出生時の体重の状況

出生時の 体重	1,000g以下	1,001g以上 1,500g以下	1,501g以上 1,800g以下	1,801g以上 2,000g以下	2,001g以上 2,300g以下	2,301g以上 2,500g以下	2,501g以上	計
新規給付決定 実人員	1人	4人	8人	7人	4人	1人	5人	30人

(17) 母子保健情報アプリ等活用事業

母子保健や子育てに関する情報等を時期に応じて効果的に提供する母子保健情報アプリを発信し、安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくりをすすめる。また本アプリを入れたタブレットを活用して、保健指導や訪問活動を実施する。

令和6年度登録者数 7,749人

教育委員会

1 佐賀市教育振興基本計画

佐賀市教育委員会では、佐賀市ならではの教育施策を進めていくためには、0歳から義務教育修了時の15歳までの「子どもの育ち」を念頭に入れた中期的な視点で教育の方向性を定める必要があるとの認識のもと、平成18年3月、初めての中期的な計画（5年間）である「佐賀市教育振興基本計画」を策定した。

その後、平成23年4月に「第2次佐賀市教育振興基本計画」を、平成27年4月には「第3次佐賀市教育振興基本計画」、令和2年3月に「第4次佐賀市教育振興基本計画」を策定して、将来を展望した教育施策を総合的に推進してきた。

令和6年度で「第4次佐賀市教育振興基本計画」が最終年度となったことから、これまで実施した様々な事業と課題を検証し、上位計画である第3次佐賀市総合計画を踏まえたうえで、佐賀市の教育行政の基本的な方向性を示す「第5次佐賀市教育振興基本計画」を令和7年3月に策定し、取組を推進している。

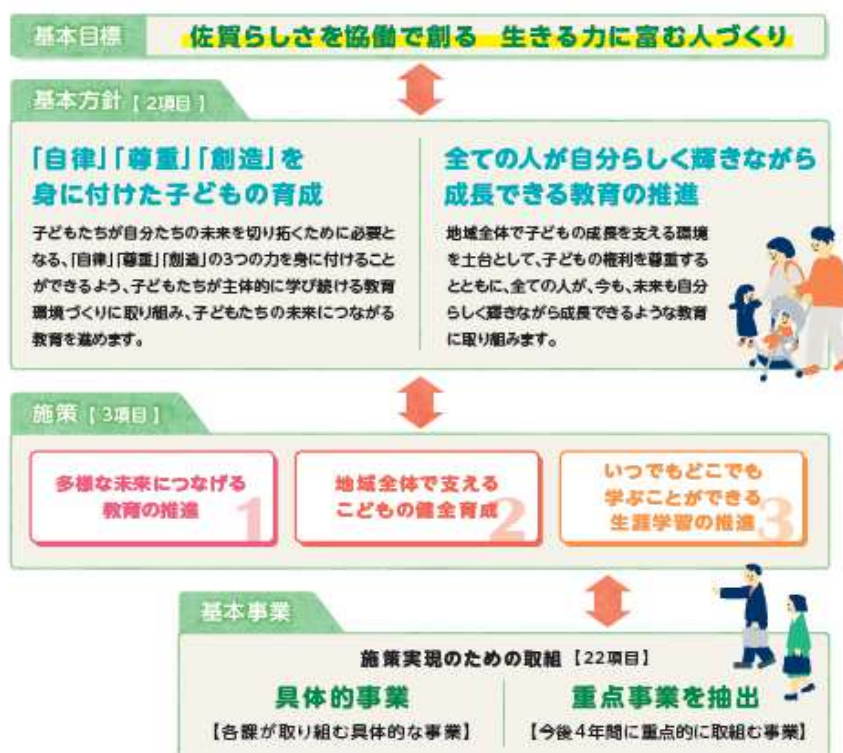
(1) 佐賀市教育振興基本計画の「基本目標」「基本方針」

基本目標 佐賀らしさを協働で創る 生きる力に富む人づくり

基本方針 ◇「自律」「尊重」「創造」を身に付けた子どもの育成
◇全ての人が自分らしく輝きながら成長できる教育の推進

(2) 佐賀市教育振興基本計画の「施策の展開」

佐賀市教育委員会では、基本目標に掲げる『佐賀らしさを協働で創る 生きる力に富む人づくり』を実現するため、『「自律」「尊重」「創造」を身に付けた子どもの育成』、『全ての人が自分らしく輝きながら成長できる教育の推進』という2つの基本方針を設定し、その基本方針を達成するために3項目の「施策」を掲げ、体系的に施策を展開していくことにより、基本目標の実現を図る。



2 教育長・教育委員

役 職 名	氏 名	職 業	就任年月日	委員現任期
教育長	丹宗 成一	公務員	R5. 11. 5	R5. 11. 5 R8. 11. 4

※任期 3 年で再選されることができる。

役 職 名	氏 名	職 業	就任年月日	委員現任期
委員 (教育長職務代理者)	堤 和義	会社員	H29. 11. 5	R3. 11. 5 R7. 11. 4
委員	鳥飼 亜由美	弁 護 士	R2. 11. 5	R6. 11. 5 R10. 11. 4
委員	長崎 美聡	保 護 者	R4. 11. 5	R4. 11. 5 R8. 11. 4
委員	山田 久三江	元短期大学 准教授	R5. 11. 5	R5. 11. 5 R9. 11. 4
委員	榎原 靖宏	保育園長	R6. 11. 5	R6. 11. 5 R10. 11. 4

※任期 4 年で再選されることができる。

3 就学後の教育の充実

(1) 義務教育の充実

① キャリア教育推進事業

現行教育課程で重視されている小学校における商業体験（キッズマート）や職業教育、中学校における職場体験を通した職業観教育や進路学習などの「キャリア教育」の充実を図るための支援を行う。NPO法人と連携し、学校におけるカリキュラム作成や、商業体験、職場体験における地域企業とのコーディネートを行い、キャリア教育を支援する。

令和6年度実践校	キッズマート	実施なし
	職場体験 職業体験	佐賀市立全中学校 18校
	インタビュー	実施なし

② A L T の活用推進

小中学校に、英語を母国語とする者、または同等の能力を有する外国語指導助手（A L T）を配置する。

実際に生きた英語に触れ、英語を使った自分の考えや気持ちを伝え合う言語活動を通して、小学校3、4年生ではコミュニケーションを図る素地となる資質・能力を、5、6年生ではコミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を育成する。中学校では、簡単な情報や考えなどを理解したり表現したり伝え合ったりするコミュニケーションを図る資質・能力を育成する。また、A L T との体験的な触れ合いが、文化等の理解を深め、国際理解教育にも役立つ。

③ オンライン英会話

中学1年生を対象に、一人一台端末を活用した海外在住の外国人講師による「オンライン英会話」を試験導入する。

一人一人が外国人講師とやりとりをする経験をすることによって、子どもたちの外国語によるコミュニケーションへの意欲や、国際理解への興味・関心を高める。

④ 各種大会出場助成

学校教育の一環として行っている部活動等で全国及び九州規模の各種大会に出場する児童生徒に対し、遠征費用の一部を補助金として交付し、保護者の負担軽減と競技力・技術力の向上を図る。

⑤ 早稲田・佐賀21世紀子どもプロジェクト

早稲田大学との連携により、21世紀の日本を担う人材の育成を図る。

市内在住の中学生を対象とした出前講座や教職員講座、大隈重信をテーマにしたスピーチコンテスト等を開催することにより、子どもたちが大隈重信やふるさと佐賀への理解を深め、郷土の良さを見直す機会や、教職員の資質向上の機会を提供する。

⑥ 学校問題解決サポート事業

教育委員会で学校問題解決サポート事業体制を整備し、関係機関や専門分野と連携して、学校問題（問題行動・いじめ・不登校・体罰・トラブル等）の未然防止・対策・解決を図

る。また、スクールサポーター（警察官ＯＢ）を学校に配置し、気になる児童生徒や配慮を要する児童生徒についての学校の指導・サポート、児童生徒の相談・指導を行う。

⑦ 学校災害共済・賠償補償保険給付事業

（独）日本スポーツ振興センター災害共済給付制度（児童生徒対象）及び全国市長会学校災害賠償補償保険に加入することにより、学校におけるケガや事故に備え、学校教育、学校業務の円滑な推進を図る。

⑧ ふるさと学習支援事業

佐賀市を学ぶ「ふるさと学習」を支援することを目的とし、バス借り上げにかかる費用を助成する。子どもたちに豊かな自然や文化的・歴史的遺産を体験できる機会や先人にまつわる施設・名所を見学する機会を提供することにより、ふるさとを愛し佐賀を誇りに思う心をはぐくむ。

⑨ 環境教育の推進（主管：環境政策課）

小中学校における環境教育を推進するために、環境政策課と連携し、各学校の環境教育の現状を把握し、研修などを通して学校支援を行う。

⑩ 学校版環境ＩＳＯの取組（主管：環境政策課）

児童生徒と教職員が環境について考え、環境保全を実践し、環境にやさしい学校マネジメントシステムを目指す取組を行う。

平成 14 年度に佐賀市と佐賀市教育委員会が設けた「学校版環境ＩＳＯ制度」により、各学校が独自に作成した実行計画をもとに取り組む。

⑪ 学校経営方針の明確化と学校運営の改善

個性を活かした特色ある開かれた学校づくりを推進するため、各学校では、教育目標を分かりやすく示すとともに、より具体化した教育計画の策定に努める。教育目標を具現化するために、各学校では、学校運営組織の見直しに取り組み、組織としての機能の充実に努める。

⑫ 到達度等調査研究事業

市立小中学校の児童生徒の学習到達度や学習状況等を調査・分析し、指導法改善や児童生徒の理解に活かす。また、児童生徒一人一人についての理解と対応方法、学級集団の状態と学級経営の方針を把握できる標準化された心理テストを実施し、学級経営に役立てることで学力向上の取組を行う。

⑬ 教育委員会マネジメント事業

教育委員会が、教育行政のリーダーシップをとるための体制づくりを強化する。また、教育行政への理解と関心を高めるために教育情報の提供の充実に図る。

⑭ 小中学校のマネジメント支援事業

学校の独自性を高める教育活動に関わる事業について学校長からの申請を受け付け、申請に基づいて教育長が査定を行い、学校長の目標とする特色ある学校運営に資すると認めたものについて事業費を配分し、各学校が申請内容に沿った事業を実施する。

〔申請事業の主な内容〕

◇ 学校目標の実現のための学校の強みの強化、弱みの補強を図る事業

◇ 地域との連携による地域に開かれた特色ある学校づくり又は地域人材を活用した授業や活動を行う事業

◇ 小中連携事業に係る経費を支援するもの

⑮ 学校評議員等活用事業

学校の教育課題や教育活動について、保護者や地域住民等の意向を把握し反映させるため、勸興小、赤松小、西与賀小、高木瀬小、北川副小、本庄小、金立小、久保泉小、新栄小、若楠小、川上小、中川副小、大詫間小、城南中、城西中、城北中、金泉中、松梅校、富士校、諸富北小・諸富南小・諸富中（諸富中学校区3校合同）に各校15名程度の「学校運営協議会委員」を、他の26校（芙蓉校、北山校、三瀬校は小中合同で配置）においては、原則として各校5名の「学校評議員」を選び、教育委員会が委嘱する。学校では、校長が年3回程度、学校評議員の意見を反映させるための会議の開催や、個別に意見を述べてもらう場を設定する。また「学校関係者評価」の評価者として、学校自己評価に対する意見や改善策等を述べてもらい、今後の学校運営に活かすとともに、学校と地域・保護者をつなぐ役割を担う。

⑯ 学校外部評価システムの充実

校長、教職員、児童生徒、保護者による自己評価に加えて、保護者、地域住民、学校評議員等による学校関係者評価を全校で実施し、評価を生かした信頼される学校づくりを目指す。

⑰ 教育委員会の評価制度

教育に関し学識経験を有する者の知見を活用するために、評価委員会を設置し、教育委員会による自己評価に加え、評価委員会による第三者評価を行い、事業の継続的な改善を図っていく。また、教育政策市民満足度調査結果を施策に反映させることで、市民の意見を反映した教育施策を進めていく。

⑱ 学校事務改善事業

教員の事務負担を軽減することで、学校経営管理時間を創出し教育の質の充実を図ることを目的に、学校事務共同実施協議会を設置し市内10ブロックで学校事務の共同実施を行う。また、学校事務や教育活動を円滑に進めるための支援をする。

⑲ 教科等研究会研究委託事業

本市教育における課題解決のために、学校内の研修だけでなく、学校を超えて各教科等部会を組織する。そしてそれぞれの教科で学習指導要領の趣旨を踏まえた喫緊の教育課題について研究テーマを設定し、事例研究や授業研究会を実施して研究協議を行い、指導方法の工夫・改善及び指導内容の充実を図るなど、学校教育の一層の充実を図る。

⑳ 研究指定校委嘱事業

本市教育の推進に関する研究を学校に委嘱し、教育課題の解明に努め、本市教育の発展を図る。佐賀市研究委嘱校の指定（原則2年間）を行い、その成果を研究発表等で広く公開する。また、国や県の研究指定も併せて行い、教職員のより一層の資質向上を目指す。

㉑ 佐賀市教育研究所運営事業

教育界の動向及び児童生徒の喫緊の課題や実態等を的確に捉えた調査・研究、情報・資料の収集・提供・広報等を行う。特に、市の課題に対しては、「国語部会」、「算数・数学部会」、「理科部会」、「協働的な学び部会」を組織し、顧問を4名、所員を16名委嘱して年間4回程度の研究所員会を開催し、研究・検討を深めていく。その成果については、研究授業・授業研究会の開催、電子データの活用によって広く公開する。

②② 学校フリー参観デーの開催

市内各小中学校において、年間 2 回実施する。開かれた学校づくりの一環として、授業や給食など教育活動の参観を児童生徒の保護者だけでなく広く市民にも公開し、佐賀市の教育に対する理解促進を図る。

令和 6 年度 参観者実績	第 1 回目（6 月）	第 2 回目（秋）
	21,952 人	20,588 人

②③ コミュニティ・スクール推進事業

地域と学校が目標やビジョンを共有し、地域が一体となって子どもを育むことを目指すコミュニティ・スクールの設置を推進する。

	令和 7 年度設置校
小 学 校	赤松小・西与賀小・北川副小・本庄小・金立小・久保泉小・若楠小・大詫間小・川上小・勸興小・高木瀬小・新栄小・中川副小
中 学 校	城南中・金泉中・城西中・城北中
小 中 一 貫 校	松梅校・富士校
中 学 校 区	諸富中学校区（諸富北小・諸富南小・諸富中）

②④ 生徒会活性化事業

佐賀市教科等研究会特別活動部会との協働で、生徒会役員リーダー研修会を開催し、生徒のリーダー性を伸ばすとともに、生徒会が自分たちで企画・立案・実行する中学校パワーアッププラン事業を行い、生徒会活動を通して主体性を育む。

②⑤ 学校職員安全衛生管理事業

市立小中学校の安全衛生管理体制を整備し、教職員の安全の確保及び健康の保持を行う。各学校は衛生・健康管理委員会を、教育委員会は学校総括安全衛生委員会を開催し、職員の健康保持増進に関することを協議する。また、精神科医によるカウンセリングやストレスチェック、教職員対象の研修会を実施する。

②⑥ 学校業務改善推進事業

教職員の多忙化解消のための業務改善策を検討・実施し、事務負担軽減を図り、児童生徒と接する時間の確保及びきめ細かな教育指導の充実につなげる。

②⑦ 教職員用情報機器整備事業

校務の情報化、情報共有を推進するため、小・中学校の校務サーバー及び教職員 1 人 1 台整備した校務用パソコン並びに校務管理システムの維持管理及び運用を行う。また、学校ヘルプデスクを配置し、情報機器の運用支援及び障害対応を行う。

②⑧ 小・中学校運営経費

学校の運営や施設の管理に要する経費（消耗品費、燃料費、光熱水費、備品購入費、修繕料、検査手数料、警備ほか施設管理委託料、原材料費等）において、各学校の実情に応じた予算編成を行うことで、自主・自律性が発揮できる学校運営を図っている。

②⑨ 小・中学校教材整備事業

一般教材や音楽教材、体育教材など学校の授業に必要な教材の整備や副読本の作成を行い、学校教育の振興及び教育の向上を図っている。

③⑩ 理科教育振興事業

小中学校の理科の授業に必要な備品を整備し理科教育の振興を図っている。理科教育振興法の設置基準に定められている設備を整備する場合、その設備に要する費用の 2 分の 1 を国が補助する。隔年で、小学校と中学校を整備している。

③⑪ 部活動指導員活用事業

部活動指導員を活用し、教員の負担軽減や生徒の多様なニーズに対応した部活動指導体制の充実を図り、より適正な部活動の在り方を推進する。

③⑫ 教員業務支援員配置事業

教職員の業務をサポートし、教職員が児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備するため、小中学校に教員業務支援員を配置する。

③⑬ 部活動地域展開推進事業

健全で持続可能な「教育環境」「文化・スポーツ環境」を創り出していくため、学校部活動の適正化を進める。また、地域とともに、子どもたちの多様な価値観、考え方に答えることができる選択肢を創出し、幅広い活動機会の確保に取り組む。

(2) 学校体育の推進

① 学校体育の充実

体育・スポーツ活動を通して、健康で明るい生活を営み、健康の保持増進、体力の向上を図っていくための正しい理解と望ましい習慣を身につけさせるため、次のような事業を実施している。

- ・ 体育主任会や各種実技講習会の開催等による指導者の資質の向上
- ・ 各種体力・運動能力調査に基づく小・中学生の運動能力の実態把握

(3) いじめ、不登校等対策と特別支援教育の充実

① スクールカウンセラー活用事業

小中学校での不登校の増加による教育相談事業の重要性を考慮し、児童生徒の臨床心理に関して高度の専門的な知識・経験・資格（臨床心理士等）を有する専門のスクールカウンセラーを各小中学校に配置し、学校におけるカウンセリング機能の充実を図る。具体的活動としては、悩みを抱えている児童生徒・保護者に対しての解決に向けてのカウンセリング、教職員からの相談に対して指導助言を行う。

② 不登校対策事業

教育支援センター「くすの実」を設置・運営し、心理的要因で登校できない状態にある児童生徒に対して、社会的自立を促し、集団生活に対応する力をはぐくむことを目指す。また、「サポート相談員」を配置し、不登校児童生徒の家庭を訪問して、不安の解消を図る。

令和 6 年度配置実績	サポート相談員
	6 人

③ 不登校児童生徒支援事業

ア ICT学習支援員を活用した学習活動支援

家にこもりがちな児童生徒を対象に、生活空間の拡充、学習教材の提供、支援を目的として、支援員を自宅に派遣する。

令和6年度派遣実績	ICT学習支援員
	10人

イ 別室対応支援員を活用した学習活動支援

学校において別室登校している児童生徒の学習支援や相談相手をするすることで、社会的自立を促す支援を行う。市立小中学校に配置している。

令和6年度配置実績	別室対応支援員
	22人

④ 不登校ICTサポート事業

不登校の傾向にある児童生徒を対象に、自宅からオンラインで学校の様子を視聴したり、友人や先生等と交流したりすることができるように自宅にインターネット環境を整え、学校復帰のきっかけをつくり、不登校の長期化の予防を図る。

⑤ 特別支援教育推進事業

特別な支援が必要な障がいのある児童生徒の在籍する小中学校に学校生活支援員、特別支援学級支援員を配置し、対象児童生徒の自立のための支援を行うことで、学校生活への適応及び生活上の安全を図る。

また、特別支援学級に在籍する児童生徒及び通級指導教室に通う児童生徒を対象に、一人一台端末を使って包括支援プログラムを利用できるように整備し、認知機能を高めるトレーニングに取り組むことで、学習面や生活全般の困りごとの軽減を図る。

令和6年度配置実績	学校生活支援員	特別支援学級支援員
	81人	43人

⑥ 医療的ケア児支援事業

医療的ケアを必要とする児童生徒を支援するために、小中学校の児童生徒に対し、市と委託契約を結んだ訪問看護ステーションから派遣された看護師又は准看護師が医療的ケアを行う。

⑦ 通級指導教室設置事業

通常の学級に在籍するLD・ADHD等の発達障がいのある児童生徒や、言語障がいのある児童に対して、障がいの軽減や克服を目的とした自立活動の指導を行うために通級指導教室を設置している。

	学 校 名	通級教室数
通級指導教室設置実績	勸興小学校	3教室
	北川副小学校	2教室
	高木瀬小学校	3教室

	春日小学校	1 教室
	東与賀小学校	1 教室
	鍋島小学校	1 教室
	兵庫小学校	1 教室
	成章中学校	2 教室
	大和中学校	1 教室
	計 9 校	計 15 教室

⑧ 発達障がい児相談室（ひまわり相談室）運営事業

発達障がいを理由に学校における支援が困難である児童生徒を対象とし、本人及び保護者、学校関係者を交えた相談業務を行うことにより、困難さを軽減し、学校生活への適応を図る。

(4) 公平な教育機会の確保

① 就学援助

経済的な理由により就学が困難だと認められる市内小中学生の保護者に対して、必要な経済的支援を行う。保護者からの申請により審査を行い、援助が必要と認められる場合は、その保護者に対し、学用品費、新入学用品費、修学旅行費、旅行費、給食費、医療費の一部又は全部を補助する。

令和 6 年度就学援助費（令和 7 年度新入学用品費入学前支給分を除く）

令和 6 年度実績	認定者	事業費
小学校	1,654 人	101,393 千円
中学校	1,011 人	80,356 千円
合 計	2,665 人	181,749 千円

令和 7 年度新入学用品費入学前支給分

令和 6 年度実績	認定者	事業費
小学校	162 人	9,243 千円
中学校	295 人	18,585 千円
合 計	457 人	27,828 千円

② 特別支援教育就学奨励費

特別支援学級に就学する市内小中学生の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、特別支援学級への就学に必要な経費（学用品費、給食費等）を援助する制度。保護者からの申請により審査を行い援助する。

令和 6 年度実績	認定者	事業費
小学校	659 人	18,716 千円
中学校	259 人	10,192 千円
合 計	918 人	28,908 千円

③ 通学費補助事業（小学校・中学校）

富士町、大和町、三瀬村の山間地域に居住し、通学区域の市立の小学校・中学校へ通学する遠距離通学の児童又は生徒の保護者に対して、バス定期券代等を補助する。

令和 6 年度	支給人数	事業費
小学校	63 人	3,981 千円
中学校	25 人	2,538 千円
合 計	88 人	6,519 千円

④ 通学区域制度の弾力化推進事業

本市では、在学中における住所の変更や心身上事由など「相当と認められる理由」がある場合、通学区域の弾力的な取扱い（就学校の変更）を認めている。

さらに、新小学 1 年及び転入、転居により転入学する小学 1～6 年を対象に居住している小学校及び隣接している小学校から 1 校を選べる隣接校の選択制、市内のどこからでも選択できる特認校制を実施するなど、保護者のニーズに対応した学校選択制を導入している。

隣接校選択制・・・市内全小学校

特 認 校 制・・・芙蓉校（小）、松梅校（小）、富士校（小）、北山校（小）、北山東部小学校、三瀬校（小）

(5) 安全な給食の提供と食育の推進

① 学校給食管理運営事業

学校給食を安全かつ円滑に提供するために、市内 28 か所の給食調理場（自校方式、センター方式）の適切な管理を行う。なお、中部学校給食センターについては、選択制弁当方式（ケータリング方式）で給食を提供している。

② 食に関する教育指導の充実

栄養教諭や県費学校栄養職員が配置されていない学校に学校栄養職員を配置し、安定した給食運営を行う。また、学事課に管理栄養士を配置し、市内の栄養教諭、学校栄養職員及び各学校の給食主任と連携を取りながら、食教育の充実を図る。

③ 学校給食における安全衛生の充実

「佐賀市学校給食衛生管理基準」を独自に策定し、安全で衛生的な給食の提供に努めている。給食で使用する食品については、「佐賀市学校給食納品規格書」に沿って購入する。さらに食品が納入される際は、複数人で品質、生産地、賞味期限等を確認し、安全な食材を給食で使用している。

④ 学校給食食材の地場産品導入による食農教育の推進

学校給食で使用する食材（農産物）について、地元産の食材をより多く導入できるよう生産者・納入業者・J A・市農業振興課等と協力して取組を進める。給食で地元の食材を使用し、同時に給食指導や給食だよりを通じて啓発を行うことにより、地元の農業や生産者のことを理解し、食農教育の推進を図る。

⑤ 学校給食の一部民間委託事業

学校給食調理員の正規職員退職者を補充せずに順次委託化を進めている。学校給食の作業工程のうち調理・洗浄部分を業務委託の対象としており、委託化によって削減された経費で学校栄養職員の配置を行うなど、給食事業の充実を図る。

⑥ 学校給食施設整備事業

安全な学校給食を提供するため、国が定める「学校給食衛生管理基準」に基づき、給食実施に必要な施設・設備について、順次衛生面での改善を図る。

(6) 教育環境の充実

① 学校施設の老朽化対策

学校施設の老朽化対策として「佐賀市公共施設等総合管理計画」の長寿命化の実施方針に基づき大規模改修を行う。

② 小・中学校施設改修事業

小・中学校施設について、子どもや教職員及び地域住民など施設利用者が安全で安心かつ快適に利用できるよう、改修、改善を行う。

③ 小・中学校児童生徒用図書整備

学校図書館の児童生徒用の図書整備を進め、読書指導の活性化はもとより、学校の教育課程の多様な展開に寄与するとともに、児童生徒が自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応する能力を育て、学習情報センターとしての機能充実を目指す。

また、学校図書館と市立図書館とのネットワークにより、学校間及び市立図書館との図書資源の共同利用を行っている。

④ 小・中学校教育用情報機器整備事業

文部科学省の提唱する、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを目指すG I G Aスクール構想に基づき整備した児童・生徒一人一台パソコンの維持管理及び更新を行う。

また、児童・生徒の学力向上及び教職員の授業準備に係る負担を軽減するため、小・中学校の普通教室、特別支援教室及び特別教室に整備した電子黒板及び表示用パソコン並びに書画カメラ等周辺機器の維持管理及び更新を行う。あわせて、I C T支援員を配置し、I C T機器の利活用を推進する。

(7) 健やかな体の育成

① 学校医・学校歯科医・学校薬剤師の配置

学校医（内科・眼科・耳鼻科）、学校歯科医、学校薬剤師を各学校へ配置し、健康診断の実施や保健管理に関する相談・指導・助言等を行うことにより、児童生徒の健康の保持増進を図り、学校教育の円滑な実施と児童生徒の健康に関する自己管理意識を高める。

② 児童生徒・教職員の各種健康診断等の実施

法により実施を義務付けられている、「児童生徒の健康診断」、「教職員の健康診断」、

「未就学児（次年度小学校入学予定者）の健康診断」を実施している。

③ フッ化物洗口むし歯予防事業

虫歯の予防、歯の健康に対する意識の高揚を図ることを目的とし、学校で週 1 回、希望する児童生徒にフッ化物洗口を実施する。

④ 学校環境衛生改善事業

学校環境衛生基準に基づき、学校薬剤師、佐賀大学の協力で学校環境衛生検査（空気検査、プール検査等）を実施している。空気検査（ホルムアルデヒド等）は年 1 回、プールの水質検査は使用期間中に 1 か月に 1 回程度実施している。

⑤ 市中学校体育連盟の運営に係る補助等

市中学校体育連盟の運営に要する経費等について補助金を支出することにより、中体連の活動を活性化させ、生徒の体位・体力の向上及び心身の健全育成を図る。

⑥ 学校体育外部指導者派遣事業

市立中学校の運動部活動の指導に関し、実技に堪能な地域の外部指導者を招くことにより、スポーツ技術の向上と生徒の心身の健全育成を図り、同時に社会性を養う。

(8) 子どもの安全確保のための取組

① 学校安全の推進

児童生徒の学校生活等における安全（生活安全、交通安全、災害安全）を確保するため、各学校で安全教育と安全管理を効果的に進める体制を構築する。学校施設・設備等の点検・管理や設置場所の適正化、家庭・地域・学校の連携・協働、PDCA サイクルに基づく通学路合同点検の実施等により、学校安全の推進に努める。

② さがんメール（学校情報メール）配信事業

あらかじめ、さがんメールに登録した小中学校の児童生徒の保護者等に対し、犯罪・災害等の情報を即時に通知する。あわせて、学校行事の変更など、学校情報の提供も行う。

令和7年度児童生徒数一覧表（小学校）

令和7年5月1日現在

学校名	区分	通 常 学 級							特別支援 学級	合 計
	学年	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	小 計		
勸 興	児童数	29	33	26	48	50	41	227	39	266
	学級数	1	1	1	2	2	2	9	7	16
循 誘	児童数	49	44	46	57	44	45	285	22	307
	学級数	2	2	2	2	2	2	12	5	17
日 新	児童数	62	57	64	52	47	41	323	58	381
	学級数	2	2	2	2	2	2	12	12	24
赤 松	児童数	90	85	105	85	113	91	569	42	611
	学級数	3	3	3	3	4	3	19	8	27
神 野	児童数	107	101	125	121	119	108	681	50	731
	学級数	4	3	4	4	4	4	23	10	33
西与賀	児童数	53	49	49	60	44	51	306	21	327
	学級数	2	2	2	2	2	2	12	5	17
嘉 瀬	児童数	41	37	43	39	52	41	253	20	273
	学級数	2	2	2	2	2	2	12	4	16
巨 勢	児童数	47	59	50	63	38	60	317	42	359
	学級数	2	2	2	2	2	2	12	10	22
兵 庫	児童数	89	107	126	106	137	141	706	50	756
	学級数	3	4	4	3	4	4	22	10	32
高木瀬	児童数	132	144	126	115	144	141	802	55	857
	学級数	4	5	4	4	5	5	27	10	37
北川副	児童数	105	113	114	113	111	122	678	63	741
	学級数	4	4	4	4	4	4	24	11	35
本 庄	児童数	68	67	65	77	78	71	426	39	465
	学級数	2	2	2	3	3	3	15	7	22
鍋 島	児童数	86	108	112	115	132	118	671	49	720
	学級数	3	4	4	4	4	4	23	9	32
金 立	児童数	36	36	33	46	33	31	215	33	248
	学級数	2	2	1	2	1	1	9	6	15
久保泉	児童数	18	14	24	17	23	26	122	13	135
	学級数	1	1	1	1	1	1	6	4	10
芙 蓉	児童数	12	12	13	14	13	11	75	16	91
	学級数	1	1	1	1	1	1	6	4	10
新 栄	児童数	60	63	44	55	71	48	341	38	379
	学級数	2	2	2	2	3	2	13	8	21
若 楠	児童数	44	47	40	47	48	41	267	36	303
	学級数	2	2	2	2	2	2	12	7	19
開 成	児童数	59	55	61	58	81	47	361	51	412
	学級数	2	2	2	2	3	2	13	10	23

男	141人
女	125人
男	153人
女	154人
男	210人
女	171人
男	322人
女	289人
男	354人
女	377人
男	154人
女	173人
男	133人
女	140人
男	202人
女	157人
男	367人
女	389人
男	437人
女	420人
男	386人
女	355人
男	255人
女	210人
男	354人
女	366人
男	130人
女	118人
男	70人
女	65人
男	44人
女	47人
男	209人
女	170人
男	149人
女	154人
男	232人
女	180人

令和7年5月1日現在

学校名	区分								特別支援 学級	合 計		
	学年	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	小 計				
諸富北	児童数	22	38	31	30	44	31	196	22	218	男	109人
	学級数	1	2	1	1	2	1	8	7	15	女	109人
諸富南	児童数	29	24	36	36	37	42	204	34	238	男	129人
	学級数	1	1	2	2	2	2	10	7	17	女	109人
春 日	児童数	88	91	85	75	97	74	510	40	550	男	283人
	学級数	3	3	3	3	3	3	18	7	25	女	267人
川 上	児童数	53	52	52	58	55	49	319	29	348	男	176人
	学級数	2	2	2	2	2	2	12	6	18	女	172人
松 梅	児童数	9	6	0	8	7	10	40	12	52	男	23人
	学級数	1	1	0	0	1	1	4	3	7	女	29人
春日北	児童数	73	77	75	87	91	78	481	39	520	男	277人
	学級数	3	3	3	3	3	3	18	7	25	女	243人
富 士	児童数	3	10	12	9	9	11	54	9	63	男	41人
	学級数	1	1	1	1	1	1	6	2	8	女	22人
北 山	児童数	4	4	8	8	6	10	40	2	42	男	19人
	学級数	1	0	1	0	1	0	3	2	5	女	23人
北山東部	児童数	7	2	1	3	1	3	17	0	17	男	5人
	学級数	1	1	0	1	0	1	4	0	4	女	12人
三 瀬	児童数	6	1	3	4	10	8	32	2	34	男	19人
	学級数	1	0	1	0	1	1	4	1	5	女	15人
中川副	児童数	13	11	10	13	8	14	69	6	75	男	40人
	学級数	1	1	1	1	1	1	6	2	8	女	35人
大詫間	児童数	5	13	7	16	9	14	64	6	70	男	37人
	学級数	1	1	1	1	1	1	6	2	8	女	33人
南川副	児童数	33	38	43	31	29	29	203	14	217	男	114人
	学級数	1	2	2	1	1	1	8	5	13	女	103人
西川副	児童数	42	41	37	43	39	58	260	29	289	男	142人
	学級数	2	2	2	2	2	2	12	5	17	女	147人
東与賀	児童数	50	39	63	55	55	68	330	41	371	男	187人
	学級数	2	2	2	2	2	2	12	7	19	女	184人
思 斉	児童数	48	52	44	50	50	74	318	24	342	男	167人
	学級数	2	2	2	2	2	3	13	4	17	女	175人
合 計	児童数	1,672	1,730	1,773	1,814	1,925	1,848	10,762	1,046	11,808人	男	6,070人
	学級数	68	70	69	69	76	73	425	214	639学級	女	5,738人

11,808人

複式学級

(複式は、運用する実際の組合せで記載)

令和7年度児童生徒数一覧表（中学校）

令和7年5月1日現在

学校名	区分	通 常 学 級				特別支援 学級	合 計		
	学年	1年生	2年生	3年生	小 計				
成 章	生徒数	119	144	150	413	34	447	男	242人
	学級数	4	4	4	12	7	19	女	205人
城 南	生徒数	197	160	162	519	34	553	男	257人
	学級数	6	4	5	15	8	23	女	296人
昭 栄	生徒数	166	140	156	462	55	517	男	268人
	学級数	5	4	5	14	10	24	女	249人
城 東	生徒数	169	224	186	579	49	628	男	324人
	学級数	5	6	6	17	11	28	女	304人
城 西	生徒数	108	114	125	347	17	364	男	192人
	学級数	4	4	4	12	4	16	女	172人
城 北	生徒数	144	158	148	450	47	497	男	276人
	学級数	5	5	4	14	8	22	女	221人
金 泉	生徒数	44	66	63	173	14	187	男	98人
	学級数	2	2	2	6	4	10	女	89人
芙 蓉	生徒数	10	12	10	32	7	39	男	24人
	学級数	1	1	1	3	3	6	女	15人
鍋 島	生徒数	173	208	188	569	55	624	男	322人
	学級数	5	6	5	16	10	26	女	302人
諸 富	生徒数	56	68	71	195	22	217	男	121人
	学級数	2	2	2	6	5	11	女	96人
大 和	生徒数	230	175	212	617	31	648	男	339人
	学級数	7	5	6	18	6	24	女	309人
松 梅	生徒数	7	8	6	21	10	31	男	22人
	学級数	1	1	1	3	2	5	女	9人
富 士	生徒数	11	12	7	30	3	33	男	18人
	学級数	1	1	1	3	2	5	女	15人
北 山	生徒数	9	10	2	21	0	21	男	13人
	学級数	1	1	1	3	0	3	女	8人
三 瀬	生徒数	9	10	12	31	2	33	男	17人
	学級数	1	1	1	3	1	4	女	16人
川 副	生徒数	102	69	100	271	14	285	男	144人
	学級数	3	2	3	8	3	11	女	141人
東与賀	生徒数	52	66	61	179	19	198	男	99人
	学級数	2	2	2	6	3	9	女	99人
思 斉	生徒数	48	68	67	183	14	197	男	110人
	学級数	2	2	2	6	3	9	女	87人
合 計	生徒数	1654	1712	1726	5092	427	5,519人	男	2,886人
	学級数	57	53	55	165	90	255学級	女	2,633人

5,519人

1年生 選択対象	⇒	少規模学級選択	/	
2年生 選択対象	⇒	A選択 少人数学級希望	/	B選択 TT選択
3年生 選択対象	⇒	少人数学級希望	/	少人数学級希望なし

小・中学校 総合計	17,327人	男	8,956人
	894学級	女	8,371人

【資料】小中学校教職員数一覧

令和7年5月1日現在

校 名	県 費 職 員 数													市 費 職 員 数										総合計					
	校 長	副 校 長	教 頭	主 幹 教 諭	指 導 教 諭	教 諭	養 護 教 諭	養 護 助 教 諭	栄 養 教 諭	講 師	事 務 職 員	栄 養 士	計	事務職員		栄養士		調理員		事務員		図書館職員		計		職員	会計 年度		
														職員	会計 年度	職員	会計 年度	職員	会計 年度	職員	会計 年度	職員	会計 年度	職員	会計 年度			職員	会計 年度
勸 興	1		1		1	20	1			3	1		28		1.0		1.0			1.0			1.0	1.0	3.0	29.0	3.0		
循 誘	1		1		1	18	1			1	1		24		1.0		1.0				1.0		1.0		4.0	24.0	4.0		
日 新	1		1		1	27	1		1	2	1		35		1.0					1.0			1.0	1.0	2.0	36.0	2.0		
赤 松	1		1	1	1	29	1	1	1	4	2		42		1.0						1.0		1.0		3.0	42.0	3.0		
神 野	1		1	1	1	35	1	1	1	6	2		50		1.0						1.0		1.0		3.0	50.0	3.0		
西与賀	1		1		1	20	1			3	1		28		1.0		1.0				1.0		1.0		4.0	28.0	4.0		
嘉 瀬	1		1		1	19	1			1	1		25		1.0		1.0	3.0			1.0		1.0	3.0	4.0	28.0	4.0		
巨 勢	1		1		1	24	1			1	1		30		1.0		1.0				1.0		1.0		4.0	30.0	4.0		
兵 庫	1		2	1	1	36	2	1	1	7	2		54		1.0						1.0		1.0	1.0	2.0	55.0	2.0		
高木瀬	1		2	1	1	42	2		1	4	2		56		1.0						1.0		1.0	1.0	2.0	57.0	2.0		
北川副	1		1	1	1	40	1		1	5	2		53		1.0						1.0		1.0		3.0	53.0	3.0		
本 庄	1		1		1	26	1		1	2	2		35		1.0						1.0		1.0		3.0	35.0	3.0		
鍋 島	1		1	1	2	38	1	1	1	4	2		52		1.0						1.0		1.0		3.0	52.0	3.0		
金 立	1		1		1	17	1			3			24		1.0		1.0	3.0			1.0		1.0	3.0	4.0	27.0	4.0		
久保泉	1		1		1	10	1			1	1		16		1.0		1.0				1.0		1.0		4.0	16.0	4.0		
芙 蓉		1			1	10				1	1		14	0.5		1.0					0.5		0.5		2.5	14.0	2.5		
新 栄	1		1		1	19	1		1	5	1		30		1.0						1.0		1.0		3.0	30.0	3.0		
若 楠	1		1		2	20	1			1	1		27		1.0		1.0				1.0		1.0		4.0	27.0	4.0		
開 成	1		1	1	1	26	1			3	1		35		1.0		1.0				1.0		1.0		4.0	35.0	4.0		
諸富北	1		1		1	17	1			1	2		24		1.0						1.0		1.0		3.0	24.0	3.0		
諸富南	1		1		1	18	1	1		3	1		27		1.0					1.0		1.0	1.0	2.0		28.0	2.0		
春 日	1		1	1	1	27	1	1	1	2	2		38		1.0						1.0		1.0		3.0	38.0	3.0		
川 上	1		1		2	19	1			2			26		1.0		1.0				1.0		1.0		4.0	26.0	4.0		
松 梅		1				7	1	1		2	1		13	0.5							0.5		0.5		1.5	13.0	1.5		
春日北	1		1	1	2	28	1		1	4	2		41		1.0						1.0		1.0		3.0	41.0	3.0		
富 士	1		1		2	8		1			2		15	0.5							1.0		0.5		2.0	15.0	2.0		
北 山		1			2	5	1	1		1	1		12	0.5							0.5		0.5		1.5	12.0	1.5		
北山東部	1		1			4	1				1		8	0.5							1.0		0.5		2.0	8.0	2.0		
三 瀬	1		1		1	5	1			1	1		11	0.5							0.5		0.5		1.5	11.0	1.5		
中川副	1		1		1	8	1		1	2	1		16		1.0					1.0		1.0	1.0	2.0		17.0	2.0		
大詫間	1		1		2	8	1				2		15	0.5							1.0		0.5		2.0	15.0	2.0		
南川副	1		1		1	13	1			1	1		19		1.0						1.0		1.0		3.0	19.0	3.0		
西川副	1		1		1	20		1		3	1		28		1.0						1.0		1.0		3.0	28.0	3.0		
東与賀	1		1		1	23	1			5	1		33		1.0		1.0				1.0		1.0		4.0	33.0	4.0		
思 斉	1		1		1	18	1			3	1	1	27		1.0					2.0			1.0	2.0	2.0	29.0	2.0		
小学校計	32	3	34	9	40	704	34	10	12	87	45	1	1011		31.5		12.0	6.0			8.0	26.0	31.5	14.0	101.0	1,025.0	101.0		
																								計 115.0	計 1,126.0				

令和7年5月1日現在

校 名	県 費 職 員 数													市 費 職 員 数										総 合 計				
	校 長	副 校 長	教 頭	主 幹 教 諭	指 導 教 諭	教 諭	養 護 教 諭	養 護 助 教 諭	栄 養 教 諭	講 師	事 務 職 員	栄 養 士	計	事務職員		栄養士		調理員		事務員		図書館 職員		計		職員	会計 年度	
														職員	会計 年度	職員	会計 年度	職員	会計 年度	職員	会計 年度	職員	会計 年度	職員	会計 年度			職員
成 章	1		1	1	1	36	1			3	2		46		1.0					1.0		1.0		3.0	46.0	3.0		
城 南	1		1	1	1	36	1	1		6	2		50		1.0					1.0		1.0		3.0	50.0	3.0		
昭 栄	1		1	1	1	38	1			4	2		49		1.0					1.0		1.0		3.0	49.0	3.0		
城 東	1	1	1	1	2	41	2	1		4	2		56		1.0					1.0		1.0		3.0	56.0	3.0		
城 西	1		1		2	24	1			2	1		32		1.0					1.0		1.0		3.0	32.0	3.0		
城 北	1		1	1	2	31	1			3	2		42		1.0					1.0		1.0		3.0	42.0	3.0		
金 泉	1		1		1	16	1			2	1		23		1.0					1.0		1.0		3.0	23.0	3.0		
芙 蓉	1		1		1	8	1			3			15		0.5					0.5		0.5		1.5	15.0	1.5		
鍋 島	1	1	1	1	1	43	2			3	2		55		1.0					1.0		1.0		3.0	55.0	3.0		
諸 富	1		1		1	18	1		1	1	1		25		1.0					1.0		1.0		3.0	25.0	3.0		
大 和	1		1	1	1	33	1			5	2		45		1.0				1.0			1.0	1.0	2.0	46.0	2.0		
松 梅	1		1			10	1			1	1		15		0.5					0.5		0.5		1.5	15.0	1.5		
富 士	1		1		2	7	1		1		1		14		0.5					1.0		0.5		2.0	14.0	2.0		
北 山	1		1		1	6							9		0.5					0.5		0.5		1.5	9.0	1.5		
三 瀬	1		1			5	1			2	1		11		0.5					0.5		0.5		1.5	11.0	1.5		
川 副	1		1		1	18	1				3		25		1.0					1.0		1.0		3.0	25.0	3.0		
東与賀	1		1		1	18	1			1	2		25		1.0					1.0		1.0		3.0	25.0	3.0		
思 斉	1		1		1	16	1	1		1	1		23		1.0				2.0			1.0	2.0	2.0	25.0	2.0		
中学校計	18	2	18	7	20	404	19	3	2	41	26		560		15.5					3.0	14.0	15.5	3.0	45.0	563.0	45.0		
																									計 48.0		計 608.0	

小中学校 総合計	50	5	52	16	60	1,108	53	13	14	128	71	1	1,571		47.0		12.0	6.0		11.0	40.0		47.0	17.0	146.0	1,588.0	146.0	
																									計 163.0		計 1,734.0	

〔注〕【県費】 小中一貫校の芙蓉校長、松梅校長、北山校長は小中兼務

〔注〕【市費】 0.5・・・事務職員・図書兼務

⇒小規模校では、学校図書館職員が学校事務職員を兼務

〔注〕【市費】 0.5・・・一貫校の小中兼務

⇒芙蓉校、北山校では、事務職員・事務員・図書館職員は小中兼務

⇒松梅校、三瀬校では、事務員は小中兼務

【資料】小中学校建物等一覧

令和 7 年 5 月 1 日現在

学 校 名	校地面積 (㎡)					校舎面積 (㎡)				保 有 教 室 数	
	建 物 敷 地 面 積	運 動 場 敷 地 面 積	そ の 他 敷 地 面 積	総 面 積	児 童 1 人 あ た り 面 積	鉄 筋 ・ 鉄 骨	木 造	総 面 積	児 童 1 人 あ た り 面 積	普 通 教 室	特 別 教 室
勸 興 小	11,542㎡	9,065㎡		20,607㎡	77.47㎡/人	5,614㎡	78㎡	5,692㎡	21.40㎡/人	16	20
循 誘 小	16,679㎡	13,839㎡		30,518㎡	99.41㎡/人	5,601㎡	69㎡	5,670㎡	18.47㎡/人	17	14
日 新 小	16,292㎡	8,498㎡		24,790㎡	65.07㎡/人	5,627㎡	78㎡	5,705㎡	14.97㎡/人	24	9
赤 松 小	16,069㎡	13,901㎡	202㎡	30,172㎡	49.38㎡/人	5,970㎡	76㎡	6,046㎡	9.90㎡/人	27	13
神 野 小	11,468㎡	9,150㎡	198㎡	20,816㎡	28.48㎡/人	5,585㎡	80㎡	5,665㎡	7.75㎡/人	33	10
西 与 賀 小	9,608㎡	12,980㎡		22,588㎡	69.08㎡/人	4,608㎡	98㎡	4,706㎡	14.39㎡/人	17	8
嘉 瀬 小	11,518㎡	9,739㎡		21,257㎡	77.86㎡/人	4,172㎡	129㎡	4,301㎡	15.75㎡/人	16	5
巨 勢 小	9,347㎡	9,015㎡		18,362㎡	51.15㎡/人	3,431㎡	199㎡	3,630㎡	10.11㎡/人	22	7
兵 庫 小	11,946㎡	18,829㎡	436㎡	31,211㎡	41.28㎡/人	5,917㎡	397㎡	6,314㎡	8.35㎡/人	32	7
高 木 瀬 小	12,869㎡	11,817㎡	174㎡	24,860㎡	29.01㎡/人	5,360㎡	80㎡	5,440㎡	6.35㎡/人	37	10
北 川 副 小	9,925㎡	14,459㎡	202㎡	24,586㎡	33.18㎡/人	5,154㎡	217㎡	5,371㎡	7.25㎡/人	35	11
本 庄 小	8,981㎡	10,485㎡	262㎡	19,728㎡	42.43㎡/人	5,649㎡	80㎡	5,729㎡	12.32㎡/人	22	8
鍋 島 小	15,043㎡	13,237㎡	536㎡	28,816㎡	40.02㎡/人	6,962㎡	129㎡	7,091㎡	9.85㎡/人	32	11
金 立 小	10,565㎡	11,926㎡		22,491㎡	90.69㎡/人	3,383㎡	78㎡	3,461㎡	13.96㎡/人	15	8
久 保 泉 小	11,401㎡	9,130㎡		20,531㎡	152.08㎡/人	3,298㎡	－	3,298㎡	24.43㎡/人	10	7
芙 蓉 小	14,619㎡	14,473㎡		29,092㎡	319.69㎡/人	1,536㎡	78㎡	1,614㎡	17.74㎡/人	10	0
新 栄 小	8,836㎡	14,097㎡	191㎡	23,124㎡	61.01㎡/人	3,779㎡	1,028㎡	4,807㎡	12.68㎡/人	21	6
若 楠 小	7,948㎡	13,318㎡		21,266㎡	70.18㎡/人	4,944㎡	78㎡	5,022㎡	16.57㎡/人	19	7
開 成 小	18,989㎡	12,490㎡	104㎡	31,583㎡	76.66㎡/人	5,545㎡	136㎡	5,681㎡	13.79㎡/人	23	12
諸 富 北 小	9,081㎡	11,711㎡		20,792㎡	95.38㎡/人	4,225㎡	－	4,225㎡	19.38㎡/人	15	11
諸 富 南 小	12,284㎡	9,531㎡		21,815㎡	91.66㎡/人	4,672㎡	60㎡	4,732㎡	19.88㎡/人	17	8
春 日 小	12,303㎡	8,364㎡		20,667㎡	37.58㎡/人	6,040㎡	65㎡	6,105㎡	11.10㎡/人	25	10
川 上 小	11,078㎡	9,339㎡	152㎡	20,569㎡	59.11㎡/人	4,456㎡	93㎡	4,549㎡	13.07㎡/人	18	8
松 梅 小	5,576㎡	2,820㎡	18㎡	8,414㎡	161.81㎡/人	1,849㎡	31㎡	1,880㎡	36.15㎡/人	7	6
春 日 北 小	15,144㎡	13,750㎡	152㎡	29,046㎡	55.86㎡/人	5,044㎡	209㎡	5,253㎡	10.10㎡/人	25	8
富 士 小	12,135㎡	9,200㎡	45㎡	21,380㎡	339.37㎡/人	－	2,281㎡	2,281㎡	36.21㎡/人	8	7
北 山 小	11,380㎡	8,148㎡		19,528㎡	464.95㎡/人	715㎡	609㎡	1,324㎡	31.52㎡/人	5	4
北 山 東 部 小	6,607㎡	10,984㎡	663㎡	18,254㎡	1,073.76㎡/人	－	1,241㎡	1,241㎡	73.00㎡/人	4	6
三 瀬 小	7,351㎡	4,634㎡	482㎡	12,467㎡	366.68㎡/人	622㎡	2,339㎡	2,568㎡	75.53㎡/人	5	8
中 川 副 小	8,198㎡	12,240㎡		20,438㎡	272.51㎡/人	4,005㎡	－	4,005㎡	53.40㎡/人	8	12
大 詫 間 小	6,397㎡	9,052㎡		15,449㎡	220.70㎡/人	2,303㎡	－	2,303㎡	32.90㎡/人	8	7
南 川 副 小	12,866㎡	10,020㎡		22,886㎡	105.47㎡/人	4,613㎡	－	4,613㎡	21.26㎡/人	13	11
西 川 副 小	10,775㎡	13,741㎡		24,516㎡	84.83㎡/人	4,273㎡	－	4,273㎡	14.79㎡/人	17	8
東 与 賀 小	10,185㎡	14,394㎡		24,579㎡	66.25㎡/人	4,701㎡	－	4,701㎡	12.67㎡/人	19	9
思 斉 小	12,285㎡	9,263㎡	805㎡	22,353㎡	65.36㎡/人	5,436㎡	－	5,436㎡	15.89㎡/人	17	15
計	397,290㎡	387,639㎡		789,551㎡	66.87㎡/人	145,089㎡	10,036㎡	154,732㎡	13.10㎡/人	639	311

(改築中建物について、完成予定面積を算入し、取り壊し予定面積は除く。)

令和7年5月1日現在

学 校 名	屋内運動場					給 食 室			プ ー ル		
	構 造	面 積	ク ラ ブ ハ ウ ス	建築年度	児 童 1 人 あ た り 面 積	構 造	面 積	建築年度	構 造	面 積	建築年度
勸 興 小	R	1,049㎡	200㎡	H5	3.94㎡/人	R	179㎡	53	RC	525㎡	33
循 誘 小	S	1,200㎡	－	H23	3.91㎡/人	S	234㎡	R2	FRP	450㎡	H5
日 新 小	R	1,230㎡	220㎡	H9	3.23㎡/人	R	174㎡	H2	RC	485㎡	41
赤 松 小	R	1,387㎡	－	52	2.27㎡/人	R	181㎡	H3	ステンレス	450㎡	H5
神 野 小	S	1,200㎡	－	H22	1.64㎡/人	R	180㎡	H5	ステンレス	400㎡	H20
西 与 賀 小	S	820㎡	－	56	2.51㎡/人	S	204㎡	H28	RC	401㎡	58
嘉 瀬 小	R	999㎡	200㎡	62	3.66㎡/人	S	248㎡	R2	RC	375㎡	40
巨 勢 小	S	943㎡	148㎡	H25	2.63㎡/人	S	204㎡	H29	RC	325㎡	37
兵 庫 小	S	1,200㎡	－	H21	1.59㎡/人	S	204㎡	H18	ステンレス	450㎡	H7
高 木 瀬 小	S	1,200㎡	－	H23	1.40㎡/人	S	204㎡	H10	RC	450㎡	57
北 川 副 小	S	1,064㎡	－	56	1.44㎡/人	S	204㎡	H12	ステンレス	475㎡	61
本 庄 小	R	1,049㎡	200㎡	H3	2.26㎡/人	R	179㎡	H4	ステンレス	450㎡	H3
鍋 島 小	S	1,200㎡	－	H20	1.67㎡/人	S	224㎡	H28	RC	405㎡	40
金 立 小	S	944㎡	152㎡	H24	3.81㎡/人	S	204㎡	H29	RC	399㎡	39
久 保 泉 小	S	1,200㎡	－	H20	8.89㎡/人	R	135㎡	H8	RC	375㎡	32
芙 蓉 小	R	589㎡	－	H12	6.47㎡/人	R	129㎡	H6	RC	425㎡	大33小58
新 栄 小	S	945㎡	148㎡	H26	2.49㎡/人	S	204㎡	H29	RC	450㎡	47
若 楠 小	S	990㎡	－	53	3.27㎡/人	S	204㎡	R1	RC	450㎡	53
開 成 小	R	1,049㎡	200㎡	H1	2.55㎡/人	R	180㎡	H1	FRP	450㎡	H1
諸 富 北 小	R	920㎡	358㎡	H3	4.22㎡/人	－	－	－	RC	325㎡	39
諸 富 南 小	R	991㎡	238㎡	H16	4.16㎡/人	－	－	－	RC	325㎡	45
春 日 小	R	972㎡	108㎡	57	1.77㎡/人	S	204㎡	H30	RC	410㎡	41
川 上 小	R	942㎡	140㎡	H4	2.71㎡/人	R	228㎡	H4	RC	422㎡	42
松 梅 小	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
春 日 北 小	R	929㎡	178㎡	H7	1.79㎡/人	R	228㎡	H7	ステンレス	455㎡	H7
富 士 小	W	892㎡	103㎡	H17	14.16㎡/人	－	－	－	ステンレス	325㎡	H17
北 山 小	R S	569㎡	－	H19	13.55㎡/人	－	－	－	ステンレス	321㎡	H20
北 山 東 部 小	R	463㎡	－	57	27.24㎡/人	－	－	－	RC	265㎡	H14
三 瀬 小	S	660㎡	－	H16	19.41㎡/人	－	－	－	－	－	－
中 川 副 小	R	696㎡	－	57	9.28㎡/人	－	－	－	ステンレス	475㎡	H10
大 詫 間 小	R	800㎡	201㎡	H1	11.43㎡/人	－	－	－	RC	373㎡	40
南 川 副 小	R	941㎡	263㎡	62	4.34㎡/人	－	－	－	RC	750㎡	40
西 川 副 小	S	944㎡	152㎡	H23	3.27㎡/人	－	－	－	RC	525㎡	39
東 与 賀 小	S	1,193㎡	－	45	3.22㎡/人	S	304㎡	H8	RC	1,300㎡	41
思 斉 小	R	947㎡	359㎡	63	2.77㎡/人	S	333㎡	63	RC	1,300㎡	48
計	－	33,117㎡	3,568㎡	－	2.80㎡/人	－	4,972㎡	－	－	15,761㎡	－

R(=RC)…鉄筋コンクリート造、S…鉄骨造、RS…鉄筋コンクリート・鉄骨造、FRP…繊維補強プラスチック

令和 7 年 5 月 1 日現在

学 校 名	校地面積 (㎡)					校舎面積 (㎡)				保 有 教 室 数	
	建 物 敷 地 面 積	運 動 場 敷 地 面 積	そ の 他 敷 地 面 積	総 面 積	児 童 1 人 あ たり 面 積	鉄 筋 ・ 鉄 骨	木 造	総 面 積	児 童 1 人 あ たり 面 積	普 通 教 室	特 別 教 室
成 章 中	13,563㎡	20,378㎡		33,941㎡	75.93㎡/人	5,402㎡	61㎡	5,463㎡	12.22㎡/人	19	17
城 南 中	17,405㎡	17,714㎡		35,119㎡	63.51㎡/人	7,488㎡	58㎡	7,546㎡	13.65㎡/人	23	17
昭 栄 中	17,034㎡	19,285㎡		36,319㎡	70.25㎡/人	8,263㎡	58㎡	8,321㎡	16.09㎡/人	24	19
城 東 中	14,728㎡	13,226㎡		27,954㎡	44.51㎡/人	7,054㎡	107㎡	7,161㎡	11.40㎡/人	28	18
城 西 中	12,889㎡	15,002㎡		27,891㎡	76.62㎡/人	6,168㎡	58㎡	6,226㎡	17.10㎡/人	16	20
城 北 中	16,271㎡	22,618㎡		38,889㎡	78.25㎡/人	5,598㎡	111㎡	5,709㎡	11.49㎡/人	22	13
金 泉 中	11,475㎡	12,049㎡		23,524㎡	125.80㎡/人	3,656㎡	－	3,656㎡	19.55㎡/人	10	11
芙 蓉 中	－	－		0㎡	0.00㎡/人	1,886㎡	112㎡	1,998㎡	51.23㎡/人	6	8
鍋 島 中	13,559㎡	18,041㎡		31,600㎡	50.64㎡/人	5,876㎡	107㎡	5,983㎡	9.59㎡/人	26	16
諸 富 中	12,351㎡	15,395㎡		27,746㎡	127.86㎡/人	4,483㎡	21㎡	4,504㎡	20.76㎡/人	11	17
大 和 中	19,700㎡	23,894㎡		43,594㎡	67.27㎡/人	7,709㎡	－	7,709㎡	11.90㎡/人	24	22
松 梅 中	6,394㎡	9,421㎡		15,815㎡	510.16㎡/人	2,202㎡	20㎡	2,222㎡	71.68㎡/人	5	10
富 士 中	9,034㎡	6,811㎡	1,434㎡	17,279㎡	523.61㎡/人	539㎡	1,859㎡	2,398㎡	72.67㎡/人	5	8
北 山 中	－	－		0㎡	0.00㎡/人	1,511㎡	650㎡	2,161㎡	102.90㎡/人	3	9
三 瀬 中	6,625㎡	2,769㎡		9,394㎡	284.67㎡/人	1,829㎡	－	1,829㎡	55.42㎡/人	4	6
川 副 中	15,781㎡	16,314㎡		32,095㎡	112.61㎡/人	7,660㎡	－	7,660㎡	26.88㎡/人	11	29
東 与 賀 中	11,198㎡	17,794㎡		28,992㎡	146.42㎡/人	4,238㎡	9㎡	4,247㎡	21.45㎡/人	9	13
思 斉 中	16,741㎡	10,925㎡	488㎡	28,154㎡	142.91㎡/人	4,874㎡	－	4,874㎡	24.74㎡/人	9	17
計	214,748㎡	241,636㎡		458,306㎡	83.04㎡/人	86,436㎡	3,231㎡	89,667㎡	16.25㎡/人	255	270

(改築中建物について、完成予定面積を算入し、取り壊し予定面積は除く。)

令和 7 年 5 月 1 日現在

学 校 名	屋内運動場					給 食 室			プ ー ル		
	構 造	面 積	ク ラ ブ ハ ウ ス	建 築 年 度	児 童 1 人 あ た り 面 積	構 造	面 積	建 築 年 度	構 造	面 積	建 築 年 度
成 章 中	R	1,342㎡	－	48	3.00㎡/人	－	－	－	ステンレス	400㎡	H24
城 南 中	R	1,537㎡	474㎡	H4	2.78㎡/人	－	－	－	FRP	400㎡	H4
昭 栄 中	R	1,436㎡	－	57	2.78㎡/人	－	－	－	RC	375㎡	38
城 東 中	R	1,277㎡	348㎡	62	2.03㎡/人	－	－	－	FRP	400㎡	H9
城 西 中	R	1,277㎡	348㎡	63	3.51㎡/人	－	－	－	ステンレス	400㎡	63
城 北 中	R	1,315㎡	310㎡	H7	2.65㎡/人	－	－	－	RC	400㎡	44
金 泉 中	S	1,157㎡	180㎡	H17	6.19㎡/人	－	－	－	ステンレス	400㎡	H10
芙 蓉 中	R	749㎡	－	H12	19.21㎡/人	－	－	－	－	－	－
鍋 島 中	R	1,375㎡	269㎡	58	2.20㎡/人	－	－	－	FRP	400㎡	58
諸 富 中	S	1,151㎡	－	R4	5.30㎡/人	－	－	－	RC	425㎡	52
大 和 中	R	2,315㎡	199㎡	62	3.57㎡/人	－	－	－	RC	1,000㎡	46
松 梅 中	R	897㎡	－	H2	28.94㎡/人	－	－	－	RC	465㎡	49
富 士 中	S	961㎡	－	41	29.12㎡/人	－	－	－	ステンレス	250㎡	H29
北 山 中	R S	725㎡	－	H19	34.52㎡/人	－	－	－	－	－	－
三 瀬 中	S	455㎡	－	H16	13.79㎡/人	－	－	－	－	－	－
川 副 中	R	2,595㎡	474㎡	H5	9.11㎡/人	－	－	－	－	－	－
東 与 賀 中	R	1,197㎡	381㎡	62	6.05㎡/人	－	－	－	－	－	－
思 斉 中	R	1,364㎡	540㎡	H9	6.92㎡/人	－	－	－	－	－	－
計	－	23,125㎡	3,523㎡	－	4.19㎡/人	－	－	－	－	5,315㎡	－

R(=RC)…鉄筋コンクリート造、S…鉄骨造、RS…鉄筋コンクリート・鉄骨造、FRP…繊維補強プラスチック

[資料] 令和6年度就学援助費・特別支援教育就学奨励費補助給付状況

内訳 種別		小学校			中学校			合計 (円)
		児童 総数 (人)	給付 児童 数 (人)	給付額 (円)	生徒 総数 (人)	給付 生徒 数 (人)	給付額 (円)	
就学 援助 費	修学旅行費	12,017	1,654	5,208,323	5,555	1,011	15,696,631	20,904,954
	旅行費 (市費単独事業)			2,620,439			2,445,184	5,065,623
	学用品費等			23,523,499			25,723,759	49,247,258
	校外活動費 (宿泊を伴うもの)			743,526			22,226	765,752
	新入学用品費			2,967,120			1,512,000	4,479,120
	給食費			65,629,674			34,709,895	100,339,569
	医療費			700,569			199,534	900,103
	通学費			0			47,066	47,066
	新入学用品費 (入学前支給)		162	9,243,720		295	18,585,000	27,828,720
	計			110,636,870			98,941,295	209,578,165
特別支援教育就学奨励費			659	18,716,347		259	10,192,321	28,908,668
合計				129,353,217			109,133,616	238,486,833

4 家庭・地域・企業等の教育力の向上

(1) 「子どもへのまなざし運動」の推進

① 「子どもへのまなざし運動」の概要

子どもが健やかに成長していく過程では、多くの他者とのかかわり、とりわけ大人とのかかわりが重要である。そこで佐賀市では、子どもが社会において保障されるべき様々な権利の尊重に努め、すべての大人が子どもの育成に関心を持ち、かつ、主体的にかかわる社会『子どもへのまなざし“100%”のまち』の実現を目指し、市民総参加で子どもを育む市民運動を展開する。平成 19 年度には、この運動の後ろ盾となる「佐賀市未来を託す子どもを育むための大人の役割に関する条例」を制定（平成 20 年 4 月 1 日施行）、平成 20 年度から本格的な推進を図っている。

ア 運動の理念

- i 大人は、子どもを育むことに対する役割と責任を自覚する。
- ii 大人は、子どもの声に耳を傾け子どもの権利を尊重する。
- iii 大人は、子どもの手本となるよう大人自身が模範を示す。

イ 大人の役割と行動指針

i 子どもを育む 4 つの場

家 庭・・・子どもを一人前の大人に育てる。

地 域・・・子どもに地域の一員としての自覚を促す。

企業等・・・仕事と家庭生活との両立を支援し、子どもの勤労感・職業観を育む。

学校等・・・子どもに生きる力を身に付けさせるとともに、学ぶ喜びを育む。

ii 子どもを育む 4 つの視点

子どもを育む上で大切にしたい「命」・「自立」・「他者とのかかわり」・「子どもを取り巻く環境」という 4 つの視点から、大人の行動指針を提案する。

② 「子どもへのまなざし運動」の具体的な取組

ア 市民の認知度や関心を高めるための取組

i 子どもへのまなざし運動の啓発・PR 活動

テーマソング、のぼり旗・ベスト・帽子などの啓発グッズ、まなざし君、シンボルマーク等を活用した PR を実施し、認知度の向上に繋げる。

ii 子どもへのまなざし運動の内容を伝える取組

出前講座等を実施する。コミュニティサイト、ホームページ等で地域の取組やイベント情報等を発信する。

イ 市民が運動に共感し、実践に繋げるための取組

i 家庭の役割を支援する取組

家庭教育講座の開催、なかまほいく実施事業

ii 地域の活動を促す取組

推進大会を開催し、運動実践事例発表と地域や各種団体の優良事例を表彰する「まなざしキラリ賞」の表彰を行う。

iii 企業等への実践活動を促す取組

運動参加企業の募集や佐賀市役所が運動の参加企業としてのモデル的な取組の周知案内を行う。

iv 学校と地域等、連携強化を図る取組

地域教育コーディネーターの配置など地域学校協働活動を推進する。

③ 家庭教育講座講師派遣事業

より多くの保護者に、子どもの心のよりどころとなる家庭での教育に関心を持ってもらい、全市的に家庭教育力の向上を図ることを目的として実施する。

ア 新入学説明会等を活用した家庭教育講座

市内小中学校における新入学説明会等の保護者が多数参加する行事の際に講師を派遣し、家庭教育講座を開催する。

イ その他の家庭教育講座

保育園、幼稚園、小・中学校 PTA、子育てサークル等が開催する家庭教育講座に講師を派遣する。

④ なかまほいく実施事業

子育て中の保護者同士及び支援者のつながりを作ることで親の育ちや親の学びを支援する。

⑤ 地域学校協働活動推進事業

学校・家庭・地域が連携協力し、地域住民等による学校の環境整備や登下校の見守り、授業支援等、教育支援活動を行うことで、子どもたちの地域への愛着心を育んだり、コミュニケーション力や学力の向上を図るとともに、子どもたちが地域全体で見守られ、安心して健やかに育まれる環境づくりを推進する。

令和 6 年度 本部設置校	9 校（北川副小学校、若楠小学校、小中一貫校松梅校、小中一貫校富士校、大詫間小学校、本庄小学校、諸富北小学校、諸富南小学校、諸富中学校）
------------------	--

⑥ 放課後子ども教室推進事業

放課後や週末等において、子どもたちの安全・安心な活動場所を確保し、地域の人材の協力を得て、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域との交流活動など様々な活動を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する。

令和 6 年度 事業実施校区	7 校区 （日新、嘉瀬、北川副、新栄、若楠、松梅、兵庫）
-------------------	---------------------------------

⑦ 体験型学習の実施

子どもたちが公民館等で様々な体験型学習やボランティア活動を通じて、子ども同士や地域住民との交流を促進し、子どもの自立心や協調性を育み、地域住民の地域で子どもを育てようという機運の醸成を図る。

令和 6 年度 事業実施状況	通学合宿：6 館（日新、神野、嘉瀬、巨勢、若楠、三瀬） 防災キャンプ：3 館（川上、西川副、東与賀） 夏休み子ども教室：25 館 観光ボランティアガイド養成講座：2 館（循誘、東与賀）
-------------------	---

⑧ 社会教育助成補助事業

社会教育の振興を図るため、社会教育に関する事業を実施する社会教育団体及び青少年健全育成に関する事業を実施する社会教育団体に対して補助金を交付し、その活動を支援する。

⑨ 山村留学助成事業

佐賀市立北山東部小学校において山村留学生を受け入れる。長期留学では1年間、短期留学では夏休み中に2泊3日で地域の方の家にホームステイする。留学生を受け入れることで、地域全体で子どもたちを見守り、育てていく意識の醸成を図る。また、少人数の児童間における人間関係に変化を期待する。事業主体である「やまばと山村留学実行委員会」に対し、補助金を交付する。

(2) 子ども・若者の健全育成

① 非行防止対策事業

市内全域にまなざし育成委員（121名）を配置し、月4回、午前、午後又は夜間に26校区・地区ごとの街頭見守り活動を実施することで、問題行動の早期発見及び早期指導を行い、青少年の非行を未然に防止する。

また、青少年センターに子ども・若者支援専門官を配置し、まなざし育成委員の指導や合同街頭見守り活動、地域環境点検活動、インターネット見守り活動等を実施し、青少年の非行防止及び健全育成を図る。

② 子ども電話・面接・メール相談事業

友人関係や親子関係などの青少年の悩みを抱える子どもや家族に対して、問題解決の糸口となるよう、電話相談、面接相談及びメール相談により助言や関係機関等との調整を行う。

令和6年度 相談対応件数	電話相談	面接相談	メール相談
	14件	3件	3件

③ 子ども・若者支援事業

佐賀市内のニート、ひきこもり、不登校等の困りごとを抱える子ども・若者を対象とした相談を受け付け、相談支援、訪問支援を行う。また、学校復帰・社会復帰につながることを目的にした講座や教室を開催する。

令和6年度相談対応件数	2,784件
支援対象者人数	322人

④ 久米島町中学生交流事業

沖縄県久米島町と佐賀市の中学生が交流し、双方の異なる歴史や文化、環境に触れることにより、郷土への理解を深める。

また、佐賀市出身で久米島町に大きな業績を残した第11代齋藤用之助の功績に触れ、郷土に誇りを持つ人材を増やす。

⑤ 青少年センター管理運営事業

昭和47年7月1日に青年の家として設立後、平成15年4月1日に青少年センターと名称変更した。また、平成28年10月1日に佐賀バルーンミュージアム3階に移転した。青少年に学習と憩いの場を与え、健やかな成長の支援を行い、また、困難を有する青少年等の支援を行うための施設である青少年センターの管理運営事業を実施する。

【佐賀市青少年センター利用者の推移】

(実人数)

	小中学生	高校生	大学生	一般成人	合 計	1 日平均
令和 2 年度	16,275 人	35,210 人	8,963 人	11,854 人	72,302 人	213 人
令和 3 年度	19,963 人	32,658 人	12,996 人	14,517 人	80,134 人	224 人
令和 4 年度	24,236 人	38,491 人	8,854 人	15,229 人	86,810 人	243 人
令和 5 年度	22,911 人	40,645 人	7,001 人	16,173 人	86,730 人	241 人
令和 6 年度	24,622 人	44,061 人	6,742 人	16,223 人	91,648 人	257 人

⑥ 佐賀市二十歳のつどい

佐賀市二十歳のつどいは、その年度に二十歳を迎える方を対象に、毎年 1 月、成人の日の前日の日曜日に開催する。

大人としての自覚を持ち、自ら生き抜こうとする二十歳を迎える方を祝福し、これからの社会を担っていく若者を激励するために開催する。

【令和 6 年度佐賀市二十歳のつどい】

会 場	開 催 日 時	開 催 場 所	出席者数
佐 賀	令和 7 年 1 月 12 日(日) 14:00～	佐賀市文化会館	1,370 人
諸 富		諸富文化体育館	74 人
大 和		ホテル龍登園	176 人
富 士		富士公民館	15 人
三 瀬		三瀬公民館	12 人
川 副		スポーツパーク川副	85 人
東 与 賀		東与賀文化ホール	85 人
久 保 田		久保田農村環境改善センター	53 人

⑦ 子どもの発明力・創造力共育事業

佐賀県発明協会と市教育委員会との共催で、平成元年度に佐賀市少年少女発明クラブを発足。佐賀市からの補助金と佐賀商工会議所等の企業・事業所からの協力金でクラブを運営している。クラブ員は市内の小学 4 年生から中学生までの 35 名で、クラブ員個々がアイデアを出しながら、年間を通してオリジナルの作品を作り上げ発表する。専任指導員 1 名と指導員数名にて指導を行い、勸興小学校において土曜日の午前中、年間 30 回程度の活動を行っている。

5 自ら学ぶ生涯学習の推進

- (1) 生涯学習施設の整備・運営（その他の生涯学習施設については、「公民館・農村環境改善センター・コミュニティセンター」ページを参照）

① 施設の設置状況

種 類	該 当 施 設	運 営 形 態
社会教育施設 (2 施設)	金立教育キャンプ場	直営
	星空学習館	指定管理者 (佐賀天文協会)

② 施設の管理運営

ア 金立教育キャンプ場

市民、特に、小中学生を対象にキャンプ施設を提供することで、社会性、創造性、自然を愛する心を養うことにより青少年の健全育成を図る。

イ 星空学習館

星空学習館の管理運営を行い、天体・科学に関する学習を推進することで、生涯学習の振興を図る。

6 佐賀市立図書館

(1) 図書館運営事業

佐賀市立図書館本館を拠点に、7つの分館、6つの分室を設置し、遠隔地には自動車図書館を運行することで、市内全域の図書館サービスを展開している。

また、地域の情報拠点、生涯学習の拠点、市民の交流の場としての機能をさらに充実させ、市民の教養、文化の向上を図るため、利用者ニーズにあった多様な資料収集に努めている。

(2) 図書館施設管理事業

建築物・設備の適切な維持管理を行い、市民が利用しやすい図書館づくりに努めている。

(3) 図書館資料整備事業

あらゆる人々の多様なニーズに応じていくため、図書資料、視聴覚資料、郷土・行政資料など、幅広く奥行きのある蔵書の収集、整理、保存に努め、図書館サービスの充実を図っている。

(4) 読書活動支援事業

図書館や学校等でのボランティア活動を支援するために施設等の提供を行い、読み語り講座や対面朗読のボランティア養成講座を実施している。

また、課題解決型読書支援として、図書館の使い方講座、調べもの講座など、各種支援講座を実施している。

(5) 情報発信事業

展示ギャラリー等での地域情報の発信のほか、市報さが、図書館だより、市立図書館ホームページ、マスコミ等を活用した様々な情報発信を行っている。

(6) 分館・分室運営事業

公民館等内に設置された分館（大和館、諸富館、東与賀館、富士館、三瀬館、川副館、久保田館）では、地域の利用者ニーズに応じた特色ある図書館運営を行いながら、地域の学校やボランティアとの連携を図ることで利用促進に努めている。

また、市街周辺部（開成、金立、鍋島、高木瀬、本庄、巨勢）の公民館内に設置した分室においても定期的にイベントを実施し、地域住民や高齢者等の図書館の利用推進を図っている。

(7) 自動車図書館運営事業

交通が不便な山間部や遠隔地で運行している自動車図書館は、随時、サービスステーションを見直しながら、すべての市民が身近に利用できるように図書館サービスに努めている。

(8) 図書館ネットワークの充実

利用者が貸出・返却場所を自由に選べるように本館、分館、分室、自動車図書館での資料の流通を図っている。

また、相互貸借制度を利用し、市立図書館に所蔵していない図書資料を他の公共図書館から借り受けて利用者に提供している。

そのほか、市立小・中学校との資源共有を進め、資源の効率的な活用を図るとともに、学校図書館への支援を通して児童生徒の学習、読書活動を支援している。

(9) 図書館サービスの充実

利用者のニーズに応じた資料の貸出・返却、A V(視聴覚資料)館内視聴サービス、目の不自由な方や小さい字が読みづらい方のための対面朗読などのハンディキャップサービス、子どもに本との出会いを提供する児童サービス、青少年の読書活動を推進するヤングアダルトサービス、資料等に関する相談に応じるレファレンスサービスを行っている。

また、図書館資料の検索や予約ができるW e b サービスの充実を図っている。

(10) 図書館資料リユース（再使用）の推進

市立図書館で除籍した図書資料を学校図書館、公共施設、市民に再使用してもらい、資源のリユースを推進している。

(11) 市民との協働、ボランティアの推進

市民とのパートナーシップを推進し、市民と協働して図書館サービスの充実を図る。

また、ボランティア養成のための講習会等を定期的に行い、継続していくことでボランティアの確保に努める。

(12) 子どもの読書活動推進事業

平成 30 年度に策定した「佐賀市子どもの読書活動推進計画（令和 5 年度修正、令和 6 年度～令和 10 年度）」をもとに、関係課である学校教育課・こども健康課と協力しながら、子ども達が読書に親しむための環境づくりに取り組む。

(13) 図書館大規模改修事業

図書館本館は、建築物・設備が老朽化していることから大規模な改修を行う。同時に誰にとっても開放的で居心地のよい空間を提供して、多くの人が集う図書館を整備する。

(14) 電子図書館システム運用管理事業

図書館への来館や紙の書籍の利用が難しい人へのサービスを充実させ、郷土関連資料（行政資料・郷土資料・市民の学習の成果など）を整理・公開する。

○ 佐賀市立図書館利用案内

項 目		内 容		
1	開 館 時 間	本 館 ・ 大 和 館 ・ 諸 富 館 ・ 富 士 館 ・ 東 与 賀 館	火～土曜日 10:00～19:00（富士館は18:00 まで） 日 曜 ・ 祝 日 10:00～17:00	
		三瀬館・川副館・久保 田 館 ・ 分 室 （開成・金 立・鍋島・高木瀬・本 庄・巨勢）	火曜日 12:00～17:00 水曜日～土曜日 10:00～17:00	
2	休 館 日	休館日	毎週月曜日（祝日のときは翌日）、年末年始 ※三瀬館・川副館・久保田館・分室は日曜・ 祝日休館	
		館内整理日	12 月を除く毎月最終木曜日 （祝日のときは翌日）	
		特別整理期間	年 7 日以内	
3	貸出の対象	① 佐賀中部広域連合構成市町に在住する者 ② 佐賀市内に通勤、通学する者 ③ その他館長が認める者		
4	個 人 貸 出	資 料	数 量	期 間
		図 書 資 料	15 点以内	2 週間以内
		ビ デ オ ・ D V D	合わせて 2 点以内	2 週間以内
		C D ・ カ セ ッ ト	合わせて 3 点以内	2 週間以内
		絵 画	1 点	1 箇月以内
5	団 体 貸 出	図 書 資 料	1,000 冊以内	3 箇月以内
		そ の 他 の 資 料	個人貸出の例による	
6	集 会 室	多目的ホール （165 m ² ）	図書館法による集会活動。ただし、図書館運営に支 障のない範囲内で一般の利用に供する。 ○使用料 [10 時～12 時 2,200 円] [13 時～17 時 4,400 円] [18 時～21 時 4,400 円] ※営利目的、政治活動、宗教活動は利用できない。	
		大集会室 （100 m ² ）	図書館法による図書館活動に沿った利用等。 ※営利目的、政治活動、宗教活動は利用できない。	
備 考	※「図書資料」とは、本・雑誌・紙芝居のことで、雑誌についてはバックナンバー を貸出対象としている。 ※貴重本等については、館外貸出規制を設けているものもある。 ※佐賀中部広域連合構成市町 4 市 1 町 （佐賀市、多久市、小城市、神埼市、吉野ヶ里町）			

○ 図書館利用統計

年 度		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
本 館 入 館 者 数		322, 529	354, 927	360, 625	377, 284	373, 019
市内個人登録者数		86, 012	86, 568	86, 742	87, 076	87, 309
貸 出 点 数	本 館	917, 705	994, 543	950, 201	892, 935	857, 918
	大 和 館	153, 417	162, 284	146, 317	152, 471	151, 659
	諸 富 館	56, 029	59, 425	56, 235	51, 591	50, 753
	東 与 賀 館	47, 779	49, 779	47, 079	45, 258	44, 231
	富 士 館	22, 783	22, 514	20, 342	16, 579	15, 077
	三 瀬 館	8, 740	7, 164	6, 690	5, 431	5, 520
	川 副 館	23, 489	23, 708	21, 065	17, 510	18, 063
	久 保 田 館	17, 472	23, 900	22, 136	21, 325	20, 375
	自動車図書館・本館団体貸出	18, 468	19, 410	17, 659	15, 037	15, 047
	開 成 分 室	25, 993	28, 247	23, 451	23, 256	20, 508
	金 立 分 室	31, 253	32, 329	26, 639	23, 565	29, 929
	鍋 島 分 室	37, 764	46, 810	46, 400	42, 177	42, 351
	高 木 瀬 分 室	48, 223	46, 657	43, 715	37, 760	34, 037
	本 庄 分 室	42, 438	44, 610	42, 722	40, 368	39, 941
	巨 勢 分 室	29, 019	30, 811	30, 813	27, 987	24, 935
	合 計	1, 480, 572	1, 592, 191	1, 501, 464	1, 413, 250	1, 370, 344
資 料 所 蔵 数		791, 581	794, 912	786, 236	782, 972	778, 652
予 約 点 数		164, 738	182, 601	181, 767	184, 543	214, 836
レファレンス件数		30, 465	31, 855	31, 595	32, 095	28, 857
本 館 開 館 日 数		274	289	289	286	288
本 館 入 館 者／日		1, 177	1, 228	1, 248	1, 319	1, 295
貸 出 点 数／日		5, 404	5, 509	5, 195	4, 941	4, 758
予 約 点 数／日		601	632	629	645	746
レファレンス件数／日		111	110	109	112	100

経済部

1 商工業の振興

(1) 中小企業の振興

① 中小企業の経営支援

ア 各種商工業団体等の支援

消費者ニーズの高度化・多様化、そして規制緩和の進展や商業施設の郊外進出等による新たな業態の急激な変化に対応するため、各種商工業団体等の支援を行うことにより、商工業の振興に努める。

イ 経済団体の支援

地域商工業の総合的な改善と、地元産業の振興や地域活性化のために事業を実施する団体を支援する。

i 商工会議所支援事業

佐賀商工会議所が小規模事業者等に対して行う、巡回指導や窓口相談指導、講習会の開催などの経営改善普及事業に対して補助を行うことで小規模事業者等の経営改善や業績向上、経営の安定を図る。

ii 商工会支援事業

佐賀市北商工会及び佐賀市南商工会が小規模事業者等に対して行う、巡回指導や窓口相談指導、講習会の開催などの経営改善普及事業及び商工業や観光等の地域総合振興事業に対して補助を行うことで小規模事業者の経営改善や、業績向上、経営の安定を図る。

iii 小規模事業者伴走型支援強化事業

国の認定を受けた「経営発達支援計画」に基づき商工会及び商工会議所が行う、調査分析、販路開拓等の小規模事業者に対する伴走型支援にかかる経費の一部を補助することで、小規模事業者の持続的な経営発展を図る。

② 新産業の創出支援

ア DX推進支援

2年かけて体制整備からツール導入までを支援することで、中小企業のDX推進を図る。

○ DX体制整備事業

DX計画の策定及び社内DX推進マインドの醸成等に取り組む中小企業に対し、経費の一部を助成する。

- ・補助率 5分の4以内
- ・補助限度額 160万円

○ DX導入支援事業

DX体制整備事業により策定したDX計画に基づくデジタル技術の導入に取り組む中小企業に対し、経費の一部を助成する。

- ・補助率 2分の1以内（DX認定を取得した場合は、3分の2以内）
- ・補助限度額 200万円

イ 産業支援プラザ管理運営事業

中小企業の振興や起業家の育成支援を図るため、i スクエアビル 5 階の産業支援プラザにおいて産学官連携で新産業創出のためのさまざまな支援を実施する。

i ベンチャー支援

10.5 m²、13.5 m²、24.0 m²、25.0 m²の 4 タイプ 10 室のインキュベートルームを平成 14 年度に設置。新ビジネス展開を計画するベンチャー等を支援する。

【これまでの実績（令和 7 年 5 月末時点）】（単位：件）

入居者総数	60
事業継続中	47
現入居	9
退去者	38
市内創業者	30
市外創業者	8
廃業者	13

ii 経営・技術相談への対応

産業支援相談室において、中小企業や創業希望者を対象に、販路開拓・創業・経営改善・新分野進出などに関する相談業務を実施する。特に起業・創業支援については日本政策金融公庫との連携で資金調達に関する支援にも力を入れている。

iii 創業資金の支援

創業支援セミナー等を受講した創業者が金融機関へ融資の返済を行う際に、返済開始時点から 2 年分の利子を助成する。

iv 産業人材育成の支援

産学官民連携の支援体制「CREATIVE LINK SAGA」を発足し、20～30 代の若者を主な対象に、課題の発見から解決策の提案・実践まで行えるクリエイティブ人材の育成とコミュニティ形成支援を実施。若者の活躍による中小企業の稼ぐ力の強化やスタートアップ創出を図る。

ウ 中小企業人材確保支援事業

中小企業の人材確保や人材定着のため、採用情報の充実を含むホームページ等の作成・改修及び求人メディア等への掲載、従業員満足度調査や人事評価や就労規則等の見直しにかかる経費の一部を助成する。

・補助率 2 分の 1 以内

・補助限度額 30 万円

③ 販路開拓の支援

ア 販路開拓支援事業

「都市圏の流通関係者との人的ネットワークの形成」、「メディアの活用」、「商談会等の開催」に取り組み、市内で生産、製造された優れた産品（農水産物、食品加工品、伝統工芸品等）を、県外に売り込むための流通ルートの開拓を進めることによって、市内企業等の収益向上、ひいては地域経済の発展を図る。

○ 物産展等催事出店事業

販路開拓のため、佐賀県外で開催される物産展等で、催場に出店し、対面販売、試食販売等を行う中小企業等に対し、経費の一部を助成する。

- ・補助率 2 分の 1 以内
- ・補助限度額 15 万円

○ 展示会・見本市等出展事業

販路開拓のため、佐賀県外及びオンラインで開催される見本市及び展示会に出展する中小企業等に対し、経費の一部を助成する。

- ・補助率 2 分の 1 以内
- ・補助限度額 15 万円（開催地が海外の場合 30 万円）

イ 地域ブランド振興事業

菓子、伝統工芸品、家具、地酒など魅力的な佐賀の商品について、流通関係者との商談の場を設けること、市内事業者のスキルアップや新商品の開発等を支援することにより、販路拡大の可能性を高め、産業の活性化を図る。

○ 需要開拓事業

販路開拓、販路拠点拡充のための取組（E C サイトの構築、クラウドファンディングへの出品等）を行う中小企業等に対し、経費の一部を助成する。

- ・補助率 2 分の 1 以内
- ・補助限度額 15 万円

○ 新商品等開発事業

新商品の開発及び宣伝のための取組（広報誌への掲載、ポスター、パンフレット等の作成等）を行う中小企業等に対し、経費の一部を助成する。

- ・補助率 2 分の 1 以内
- ・補助限度額 15 万円

○ 知的財産権取得事業

製品の競争力及び経営基盤の強化のため、特許権・商標権・意匠権を取得する中小企業等に対し、経費の一部を助成する。

- ・補助率 2 分の 1 以内
- ・補助限度額 特許権の場合 10 万円（国際出願は 15 万円）
商標権の場合 5 万円、意匠権の場合 10 万円

④ 地場・伝統産業の振興

ア 諸富家具団体等支援事業

伝統的地場産品である諸富家具の知名度を向上させ情報発信力を高めるため、展示会開催などの取組を支援する。

イ 佐賀錦振興事業

佐賀市の伝統工芸品である佐賀錦の展示紹介や実演等を行うことで、佐賀錦を県内外に広く P R し、産業としての振興を図る。

ウ 売茶翁情報発信事業

「佐賀が生んだ煎茶の祖、高遊外壳茶翁」の魅力を向上し、認知度を高めるためのイベントを通じて売茶翁の歴史や文化を広く発信し、佐賀市歴史民俗館周辺のにぎわい創

出を図る

エ 伝統工芸リブランディング事業

佐賀県指定伝統的地場産品指定の事業者（団体）に対し、現代ニーズを捉えた商品開発伴走支援及び需要喚起につながるプロモーション等を行い、本市伝統工芸の商品力の強化、認知度向上、イメージアップを図る。

⑤ 金融対策の支援

中小企業等に対する融資を円滑にすることにより、経営の高度化を促進し、中小企業の振興を図る。

ア 中小企業振興資金貸付事業

中小企業に対する、工場、設備等の近代化、店舗改善等に必要な資金や小口運転資金の融資を円滑にし、経営の合理化を促進し、中小企業の育成発展を図るため、市と契約した金融機関に対し、融資のための原資を預託する。

○ 佐賀市中小企業振興資金（令和7年度）

資金使途	運 転 資 金	設 備 資 金
融 資 対 象	市内で 6 か月以上継続して同一の事業を営み、市税を完納している中小企業	
信用保証料率	年 0.45%～1.9%（信用保証料は市が全額補助）	
融 資 限 度 額	1,000 万円	1,000 万円
	（合算限度額 1,000 万円）	
融 資 利 率	年 1.3%	
融 資 期 間	7 年以内	10 年以内
償 還 方 法	月賦償還 据置期間 6 か月以内	
担 保	原則として不要	
保 証 人	原則として不要 法人の場合は原則として、法人代表者（実質経営者を含む）のみ	
申 込 先	各融資取扱金融機関 随時受付	

⑥ 雇用の確保と労働環境の向上

就業機会の確保と就業条件の向上を図るとともに、労働環境の整備等を促進する。

ア 労政情報発信事業

社会保険労務士による労働相談を実施し、雇用主、労働者からの相談を受ける。また、市内企業の事業主及び事業所の労務担当者等に対して、年 2 回広報誌の発行等により、労働行政に関する各種情報を提供する。

イ 労働金庫預託事業

九州労働金庫に対し、勤労者生活資金、勤労者福利厚生資金に必要な原資を預託し、市内居住労働者の生活の安定を図る。

(2) 工業の振興

① 企業誘致と新産業の創出

市内外の優良企業を誘致し、市民の雇用の場の確保と拡大及び市内工業等の活性化を図

ることにより、市内産業の発展を推進する。

ア 進出企業一覧（平成 17 年度以降）

○ 製造業等

進 出 企 業 名	進出年月	事 業 内 容	最終雇用者数（予定）
小糸九州(株)	H17.9 H19.12(拡張)	自動車用照明器具の製造・販売	1,300
(有)二鶴堂	H18.1	菓子製造・卸・販売	90
プライムデリカ(株)	H18.2(拡張)	調理パン・惣菜類の製造・販売	650
(株)サンパック	H18.9	各種梱包・包装資材の設計・製造・販売	30
佐賀勇気屋(株)	H18.10	工業用ゴム製品の製造	31
(株)かわでん	H19.1(拡張)	配電盤、分電盤、制御盤、監視制御装置の製造	115
美光九州(株)	H19.6 H22.2(拡張) H28.1(拡張) H29.9(拡張)	自動車照明器具の表面処理加工	110
(株)西兼	H20.8	ボルト、ナットの卸販売及び部品加工	10
(株)クッキングセンター佐賀	H20.12	日配弁当並びに仕出しの製造販売	260
(株)望月工業	H23.11	自動車用サブハーネスの組立等	62
サガ電子工業(株)	H23.11	各種通信用アンテナ製造	23
公栄工業(株)	H24.11	精密板金、製缶、ステンレス・アルミ加工	28
(株)橘化成工業	H25.4	プラスチック製容器の製造	17
(株)山本海苔店	H25.5	海苔の加工	80
(株)太興電機製作所	H25.10	電気機械器具の製造	13
サンビット(株)	H25.10	産業用ロボットの製造等	9
(株)若林商会	H25.11	食品添加物の加工	9
(株)アルビータ	H27.3	藻類の培養、販売及び研究開発	39
福岡ロジテム(株)	H27.7	倉庫業、貨物利用運送業	40
(株)中静工業所	H28.1 H30.4(拡張)	自動車用灯具等の製造販売	42
(株)戸上コントロール	H28.3	電気機器組立・電子機器組立	210
黒田木材商事(株)	H28.4	木材製材加工販売等	15

佐賀冷凍食品(株)	H28. 9	冷凍惣菜・冷凍弁当の開発・製造	20
(株)三宝化学研究所	H29. 2	電子材料用化学製品の製造・販売	16
(株)ルミナス佐賀	H30. 8	自動車用灯体部品の組立・組付け及び検査納入	30
小野建(株)	R4. 8	鋼材の販売、加工	20
江藤酸素(株)	R5. 8	産業用ガス及び医療用ガスの製造・貯蔵・販売及びその他付随事業	15
(株)協和製作所	R5. 10	水門制御用機械装置の製作、大型金属製品（水門外扉）の機械加工、産業機械の製作	50
計 (R7. 4 時点雇用状況：2,901 人)			3,334

○ ビジネス支援サービス業等

進 出 企 業 名	進出年月	事 業 内 容	最終雇用者数（予定）
損害保険ジャパン(株)	H17. 4	コンタクトセンター	700
(株)イーダブリュエムファクトリー	H18. 8	e ビジネスに関する制作業務	20
F-LINE(株)佐賀受注センター	H20. 10	コンタクトセンター	91
(株)ビジョン	H23. 3	コンタクトセンター	165
セゾン自動車火災保険(株)	H24. 3	コンタクトセンター	124
レバレジーズ(株)	H24. 10	メディア構築業務	202
(株)杉養蜂園	H24. 11	コンタクトセンター	70
ヤマトマネージメントサービス(株)	H25. 2	総務事務及び給与計算等の受託業務	80
ジェイアイ傷害火災保険(株)	H25. 11	保険金支払業務、保険契約等問合せ業務等	61
(株)アイエスエフネット	H26. 1	コンタクトセンター	30
(株)フォーバル	H27. 1	情報通信、経営コンサルティング	35
(株)アイセル	H27. 3	ビジネスソリューション、ユビキタスネットワーク事業	50

(株)Faber Company	H28. 7	サーチエンジンマーケティング支援事業	30
(株)キーワードマーケティング	H28. 10	リスティング広告運用代行事業、検索エンジンマーケティング支援事業	30
(株)Cygames	H29. 4 H30. 7(拡張)	ゲームソフトウェア開発業	300
(株)インフォネット	H30. 5	Web サイト構築、システム開発	30
(株)マリエッタ	H30. 8	ソフトウェア受託開発	15
(株)大西	H30. 10	グループ各社への IT に関する開発業務	15
(株)アイトリガー	H30. 10	インターネット広告のオペレーション業務	10
(株)イーバイピー	H31. 2	電子帳票システムの製品テスト、システム開発事業	26
Citynow Asia(株)	H31. 3	IT システム受託開発事業	60
(株)BTM	R1. 6	システム受託開発事業	20
(株)グローバルワークス	R2. 4	システム開発、スマートフォンアプリ開発、Web サイト制作	10
グローバルブレインズ(株)	R2. 6	IT システム開発事業、IT システム基盤構築事業	7
ダットジャパン(株)	R3. 1	バックオフィス業、AI チューニング業務、システム開発	61
(株)日本アウトソーシングセンター	R3. 5	給与計算代行	69
(株)ユニゾンシステムズ	R4. 3	ソフトウェア開発、映像制作及び配信サービス業	10
オイシックス・ラ・大地(株)	R4. 4	E コマース、その他システム開発および Web サイト制作	30
ワールドビジネスセンター(株)	R4. 7	ソフトウェア開発・保守、システム運用管理	20
(株)フレイム	R4. 7	3 DCG 制作	38
(株)コンピュータ技研	R4. 10	受託ソフトウェア開発、新規事業に向けた研究開発	17
(株)アクセスポイント	R5. 3	システム開発事業、ユーザー操作・運用の問合せ対応	11

(株)スチームシップ	R5.5	ネットショッピングや Web メディア等の構築・運用支援、地場産品のコーディネートや OEM のディレクション等	50
ポールトゥウィン(株)	R5.9	モニタリング、投稿対策、カスタマーサポート業務等	100
(株)STUDIO KAIBA	R6.2	CG・グラフィック、映像制作	20
(株)プロシップ	R6.3	資産管理の業務パッケージソリューションの開発・販売・導入・保守サービス	100
(株)アドバンス	R6.3	CAD、CAMを用いた試作品製造プログラム供給	10
計 (R7.4 時点雇用状況：1,038 人)			2,717

イ 誘致企業等への助成制度

誘致企業に対するアフターフォロー等として、次のような佐賀市独自の優遇措置制度を設けている。

○ 製造業等

項 目	交 付 要 件		内 容
企業立地奨励金	<ul style="list-style-type: none"> ・市と進出協定を締結 ・市税を完納 	立地に伴い取得した工場等の土地、建物及び償却資産のうち、本来業務の用に供する建物・償却資産の取得費が 2,500 万円超	・投下固定資産に対する固定資産税のうち対象となる部分に相当する額を、最初の課税年度から 3 年間交付
雇用奨励金		新規雇用者及び配置転換者等（雇用保険の一般被保険者、奨励金申請時に佐賀県内に住所を有する者）の数 中小企業 5 人以上 その他 10 人以上	<ul style="list-style-type: none"> ・新規地元雇用者数×50 万円 ・限度額は 2,500 万円
利子補給金		立地に伴い取得した投下固定資産の取得費が 2,500 万円超	<ul style="list-style-type: none"> ・立地に伴い金融機関から借り入れた資金（限度額 1 億円）に係る借入利子の 1%以内に相当する額を交付 ・初回の利子支払い後 7 年間

○ ビジネス支援サービス業等

項 目	交 付 要 件	内 容
設 備 費 補 助 金	<ul style="list-style-type: none"> ・市と進出協定を締結 ・市税の完納 ・新規雇用者及び配置転換者等の数 コンタクトセンター 20人以上 バックオフィス10人以上 それ以外の業種 5人以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・操業開始日から1年経過した日までの設備機器取得または賃借に要した経費の2分の1相当額を補助 ・限度額は1,500万円
ビジネス支援サービス業等立地奨励金		<ul style="list-style-type: none"> ・操業開始日から1年以内に取得した設備機器に係る固定資産税相当額を交付 ・最初の課税年度から3年間
ビジネス支援サービス業等雇用奨励金		<ul style="list-style-type: none"> ・操業開始日から1年経過した日における、換算等新規地元雇用者数1人につき50万円を交付 ・限度額は2,500万円
建 物 賃 借 料 補 助 金		<ul style="list-style-type: none"> ・本来業務の用に供するオフィス賃料（市以外からの補助金額は控除）の2分の1相当額を補助 ・限度額は1,500万円 ・操業開始月から3年間

○ 本社機能移転促進

項 目	交 付 要 件	内 容
設 備 費 補 助 金	<ul style="list-style-type: none"> ・市と進出協定を締結 ・市税の完納 ・新規雇用者及び配置転換者等の数10人以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・操業開始日から1年経過した日までの設備機器取得または賃借に要した経費の2分の1相当額を補助 ・限度額は3,000万円
本社機能移転等立地奨励金		<ul style="list-style-type: none"> ・操業開始日から1年以内に取得した設備機器に係る固定資産税相当額を交付 ・最初の課税年度から3年間
本社機能移転等雇用奨励金		<ul style="list-style-type: none"> ・操業開始日から1年経過した日における、換算等新規地元雇用者数1人につき50万円を交付 ・限度額は2,500万円
配置転換奨励金		<ul style="list-style-type: none"> ・操業開始日から1年経過した日における、配置転換者等（市内在住に限る。）1人につき25万円を交付 ・限度額は1,250万円
建 物 賃 借 料 補 助 金		<ul style="list-style-type: none"> ・本来業務の用に供するオフィス賃料（市以外からの補助金額は控除）の2分の1相当額を補助 ・限度額は3,000万円 ・操業開始月から3年間

ウ 産業団地の開発

大和町東山田地区の「佐賀大和^{インダストリアル} I C 工業団地」の分譲が完了したため、雇用拡大及び地域産業活性化を図ることを目的に新たな産業団地の開発を進める。

エ 企業立地促進支援事業

市内への企業立地の促進を図るとともに市内企業の市外移転を抑制するため、本市の産業振興及び雇用の拡大に資すると認められる製造業等の用に供する施設の立地を行う事業者に対して、立地に係る土地若しくは建物の購入又は立地に係る土地の造成に要した経費等の2分の1相当額を補助する（上限3,000万円）。

2 中心市街地の活性化

(1) 中心市街地活性化基本計画と実践プログラム

全国的に顕著な傾向となっている中心市街地の空洞化や活力低下の主な要因として、市街地の拡大や、モータリゼーションの進展とそれに伴う消費者の行動エリアの拡大が挙げられる。また、都市機能の拡散や大規模商業施設の郊外立地、さらには市街地内のコミュニティの希薄化等も大きな要因となっている。

本市の中心市街地の定住人口は、近年のマンション建設の影響もあり、平成 12 年を底に増加傾向にあったが、平成 30 年度をピーク（9,238 人）として、近年は減少傾向にある。また、中心市街地の歩行者等通行量（4 日間 12 か所計測：佐賀市調査）は、ピーク時（昭和 60 年：349,807 人）から大きく減少したものの、平成 21 年度を底にやや持ち直して以降は横ばい傾向となり、令和 6 年度は 70,356 人となっている。

本市における街づくりは、「佐賀市中心市街地活性化基本計画」（平成 17 年 1 月策定、平成 21 年 3 月修正）と、この計画を 4 核構想エリアにおいて集中的かつ効果的に推進するための実践プログラムである「佐賀市街なか再生計画」（平成 23 年 3 月策定）に基づき、公共公益施設の誘致や、わいわい!!コンテナプロジェクト等、様々な取組を行ってきた。

また、佐賀駅周辺エリアと 4 核構想エリアとを結ぶ中央大通りエリアでは、平成 27 年 3 月に策定した「佐賀市中央大通り再生計画」に基づき、同エリアの再生に向けた取組を行ってきた。

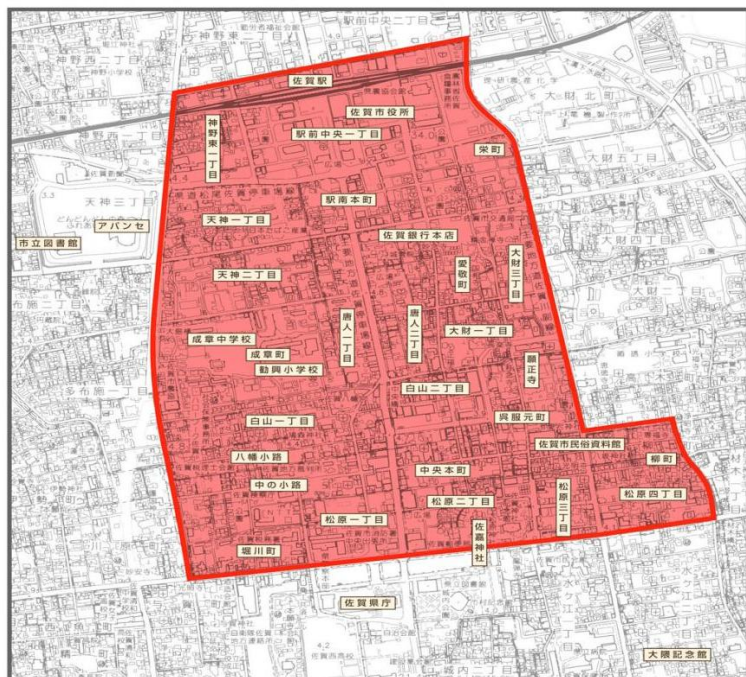
今後は、2023 年 5 月にオープンした SAGAアリーナの集客力を中心市街地の活性化に繋げていくため、引き続き、中央大通りエリアや 4 核構想エリアの取組を進めていくこととしている。

○ 中心市街地の人口、通行量の現状

※ 人口 8,555 人（令和 7 年 3 月末）

※ 通行量 70,356 人（令和 6 年 10 月 10 日～13 日調査実施）

【中心市街地活性化エリア】



(2) 事業の概要

① 街なか居住の推進

「職住近接」のまちづくりを進めるなど、“街なか”居住を推進することによって、定住人口の増加と中心市街地で失われつつあるコミュニティの再生を図る。

② 魅力ある店舗・拠点施設の整備と立地促進

子育て世帯、高齢者、若者、外国人滞在者など、住民や来訪者等のそれぞれのニーズに合致した店舗や公共施設、事務所等の立地促進を図る。

ア 街なか出店伴走支援事業

中心市街地の空き店舗等を活用する新規出店者を対象として、地元の商店主と連携して実施する経営アドバイス会等の取組を支援することにより、経営ノウハウの習得機会等を提供し、店舗経営者の育成及び遊休不動産の活用促進を図る。

イ 戦略的商機能等集積支援事業

中心市街地において戦略的に商機能の集積を図るため、出店意欲のある事業者の新規参入を促進する事業を支援し、遊休不動産の活用促進を図る。

ウ 中心市街地機能複合化推進事業

中心市街地において商機能だけでなく、遊休不動産を活用したオフィス機能の整備を支援する。

③ 賑わい創出支援

中心市街地を歩いてもらうきっかけをつくるため、銀天夜市、バルーンフェスタ・サテライトイベント、サガ・ライトファンタジー、えびすを活かした中心市街地賑わい創出事業等、集客力の高いイベントの支援を行う。

④ NPO等との連携事業の充実

まちづくりの運営などに取り組んでいるNPO、市民団体等との連携を図る。

ア タウンマネジメント事業推進支援事業

特定非営利活動法人まちづくり機構ユマニテさが行う中心市街地の活性化を図るための各種事業を支援する。

⑤ 基盤整備と施設運営

ア エスプラッツのリニューアル

平成 15 年に閉鎖されていた再開発ビル「エスプラッツ」を、カルチャー・交流ゾーン、公共ゾーン、商（サービス）業ゾーンの機能を持った『街づくり基点施設』として、平成 19 年 8 月にリニューアルオープンをした。高齢者から子どもまで楽しく集い、過ごせる賑わい空間の創出をめざす。

イ コミュニティ施設の整備・運営

コミュニティプラザ 656 を取得し、多目的トイレ等を整備した上で平成 22 年 6 月にリニューアルし、指定管理者制度を導入した。また、平成 27 年度には、公衆無線 LAN や休憩設備、音響設備を整備することによって、利便性の高い快適な空間としてリニューアルした。

市民や来街者の交流の場として活用することによって、街に来る人、街を歩く人を増やし、中心市街地の活性化を図る。

3 佐賀駅周辺整備

佐賀駅周辺地区は、佐賀駅高架化移転事業（昭和 51 年竣工）と併せて実施した神野土地区画整理事業による都市基盤の整備以降、50 年近くが経過している。

この間の交通需要などの社会環境の変化に対応するため、西九州新幹線開業（令和 4 年 9 月）や S A G A 2 0 2 4 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催（令和 6 年度）を契機として、駅前広場や周辺道路等を再整備し、都市機能を向上させるとともに、街の玄関口としての魅力向上を図っている。

駅前広場の再整備は、令和 2 年度に着工し、令和 4 年 11 月に完成した。完成した駅前交流広場は市民の憩いの空間、イベントやキッチンカーの出店などによる駅周辺の賑わいを生み出すスペースとして利用されている。

また、佐賀駅と S A G A サンライズパークを結ぶサンライズストリート（市道三溝線）を心地よく歩きたくなる空間とするため、ストリート沿線に休憩や、おもてなし・交流活動の拠点となる施設（交流施設、ポケットパーク、交流スペース）を整備し、活用している。



佐賀駅サンライズロ（北口）の駅前広場



佐賀駅佐賀城口（南口）の駅前広場



交流施設（令和 6 年 5 月完成）



ポケットパーク（令和 6 年 5 月完成）



交流スペース（令和 6 年 3 月完成）

4 観光の振興

(1) 観光動向

① 観光客数

ア 観光客数（日帰り・宿泊別）

〔令和 6 年：5,271 千人〕

（単位：千人）

	R4	R5	前年比	R6	前年比
日 帰 り	4,978	5,176	104%	4,508	87%
宿 泊	501	678	135%	763	113%
合 計	5,479	5,854	107%	5,271	90%

イ 外国人観光客数

〔令和 6 年：74,388 人〕

（単位：人）

	R4	R5	前年比	R6	前年比
外国人宿泊客数	4,682	42,653	911%	74,388	174%

② 観光消費額

〔令和 6 年：37,678 百万円〕

（単位：百万円）

	R4	R5	前年比	R6	前年比
年 間	36,738	40,584	110%	37,678	93%
一人当たり（円）	6,705	6,933	103%	7,148	103%

(2) 観光振興における背景・課題

近年、海外からの観光客の増加や旅行形態の変化によるニーズの多様化など、取り巻く環境が大きく変化しているなか、成長産業としての観光への関心・注目が集まっている。

今後は、ターゲットに応じた効果的な情報発信により、国内外からの誘客を図るとともに、観光消費拡大の視点に立ち、観光イベントの充実や本市固有の資源を活かした新たな着地型観光ビジネスの確立、インバウンド観光の受け入れ体制の充実などに努め、魅力的な観光を提供していく必要がある。

(3) 事業の概要

① 観光機能の整備

ア イベントの充実

i 熱気球国際大会（佐賀インターナショナルバルーンフェスタ）

1980 年（昭和 55 年）から佐賀市で開催している大会は、1984 年（昭和 59 年）から国際大会となり、1989 年（平成元年）、1997 年（平成 9 年）、2016 年（平成 28 年）の 3 回、熱気球世界選手権を開催。毎年 80 万人を超える観客を動員する佐賀の秋の風物詩となっている。

令和 6 年大会は、15 ヶ国・地域から 127 機の気球が参加予定だったが、大会会場が冠水したため、2 日目以降の会場内でのイベントは中止となった。1 日目のみの開催で 8 万 5 千人の観客を動員した。

〔開催期間（令和 6 年度）：10 月 31 日～11 月 4 日〕

	R4	R5	R6
観客動員数（千人）	849	907	8.5

ii 佐賀城下ひなまつり

平成 12 年度から旧長崎街道沿いの歴史的建造物などを会場に 2 月～3 月にかけて開催。県内外から多くの来訪客がある早春の風物詩となっている。

〔開催期間（令和 6 年度）：2 月 8 日～3 月 9 日〕

	R4	R5	R6
観客動員数（千人）	85	105	109

iii 佐賀城下栄の国まつり

毎年 8 月上旬に開催。2 日間で 20 万人を超える市民でにぎわう夏の風物詩となっている。令和 7 年度からは、日程を 5 月下旬に変更して開催。

〔開催期間（令和 6 年度）：8 月 3 日～8 月 4 日〕

	R4	R5	R6
観客動員数（千人）	240	243	238

イ 観光施設の管理運営

i 佐賀バルーンミュージアム（佐賀市松原二丁目 2-27 tel 40-7114）

年間を通して熱気球の魅力に触れることができる、日本初の熱気球に関する常設展示館として平成 28 年 10 月に開館。280 インチの「スーパーハイビジョンシアター」やバルーンの操縦を疑似体験できる「フライトシミュレーター」など大人から子どもまで楽しく学べる施設となっている。バルーンに関連グッズやお土産を販売する「ショップ」や、佐賀県産の食材を使った料理を提供する「カフェ」を併設。

〔令和 6 年度の来館者数（推計）：163,000 人 ※青少年センター除く。〕

ii 佐賀市歴史民俗館（佐賀市柳町、松原 tel 22-6849）

旧長崎街道沿いの柳町と松原四丁目に所在し、歴史的建造物としていずれも市の重要文化財に指定されている旧古賀銀行、旧古賀家、旧牛島家、旧三省銀行、旧福田家の 5 施設及び旧森永家・久富家の総称。

旧古賀銀行には長崎街道関係の資料等の展示と飲食コーナーを設置しており、旧古賀家と旧福田家は貸館として茶道や華道の教室などに利用されている。また、旧福田家では佐賀の伝統工芸である佐賀錦の実演と展示を行っている。

そのほか、「佐賀城下ひなまつり」や「公募イベント」などを開催している。

〔令和 6 年度の来館者数：181,755 人〕

iii 佐賀市大隈重信記念館・旧宅（佐賀市水ヶ江二丁目 11-11 tel 23-2891）

早稲田大学の創設者であり政治家であった大隈重信の生誕 125 年を記念して建設さ

れた記念館。平成 29 年（2017）には、建築の再現が難しく、芸術性が高いとして、国の登録有形文化財に登録され、館内では大隈重信に関する貴重な資料を展示している。

また、敷地内の生家は、天保以前の武家屋敷として貴重なもので、国史跡に指定され、内部を一般公開している。

〔令和 6 年度の来館者数：10,352 人〕

iv 旧筑後川橋梁（筑後川昇開橋）（佐賀市諸富町大字為重）

筑後川をはさんで佐賀市（諸富町）と大川市を結ぶかつての鉄道橋で、高さ約 30 m の国内最古の昇開式可動橋。平成 15 年に国の重要文化財に指定されたほか、平成 19 年には機械遺産にも認定されている。

〔令和 6 年度の通行者数：34,596 人〕

v やまびこ交流館（佐賀市三瀬村藤原 3890-1 tel 40-7110）

昭和の古き良き時代を思わせる茅葺きと、瓦葺きの農家の住宅をモデルに移築復元した建物。一棟まるごとを貸し切り、短時間の会議から数泊の合宿まで幅広く利用できる。

〔令和 6 年度の来館者数：646 人〕

ウ 温泉施設・泉源の管理運営

i 市営温泉の管理運営

熊の川温泉「衛（ちどり）の湯」、三瀬温泉「やまびこの湯」を管理運営することにより、観光産業の振興を図り、地域の活性化につなげる。

ii 泉源管理事業

泉源や、各旅館への温泉給湯設備、温泉給湯使用料の管理を行い、温泉の適正な使用とその保護を図る。

② 観光客の誘致

i 観光広報 P R 事業

市内のイベントや観光素材を、年間を通して各種メディアを活用して P R することにより、市内への観光客誘致を図る。

ii 観光情報発信会館の運営

佐賀市観光情報発信会館「橋の駅ドロンプ」

筑後川昇開橋の絶景スポットに位置しており、世界遺産に登録された「三重津海軍所跡」まで車で 5 分ほどの距離にある。市内の観光スポットや地域のイベント情報等を提供するほか、地元農産物や「有明海」の海の幸、海苔製品などを展示・販売している。

〔令和 6 年度の来館者数：83,727 人〕

③ 観光意識（おもてなし意識）の醸成

i 観光ボランティア育成事業

観光客に対し観光情報をきめ細やかな案内ができる観光ボランティアを育成する。

④ コンベンションの誘致

i コンベンション誘致推進事業

大会・会議等の開催に対し助成を行うこと等により市内での開催を誘致し、宿泊客の増加による経済波及効果の増大を図る。

⑤ 外国人観光客への対応

i インバウンド観光推進事業

観光商談会への参加や、デジタルマーケティングを活用した観光情報の発信、市内の受入体制強化を図ることにより、アジアを中心とした海外から観光客を誘致し、市内での経済波及効果の増大を図る。

⑥ 観光産業の振興

i MICEと連携した観光消費促進事業

SAGAアリーナ等来場者向け特別クーポンの発行、プロスポーツ観戦者向け宿泊助成、観光周遊タクシーの助成等を行い、市内の周遊及び消費促進を図る。

農林水産部

1 農林水産

(1) 農林水産業の現状と対応

近年の農林水産業を取り巻く状況は、自然災害の発生、担い手の減少や高齢化、資材等の高騰といった生産環境の変化に加え、貿易自由化の潮流や外国為替の変動といった周辺環境の変化も農林水産物の価格等に大きく影響を及ぼすことから、厳しく不安定なものとなっています。

このような中、農業については、本市の農業の目指すべき姿とその実現方法を具体的に示した「第4次佐賀市農業振興基本計画」を策定し展開しています。

この計画では、①「稼ぐ農業の確立」、②「担い手の確保・育成」、③「農地の保全と利用促進」、④「地域内循環の促進」、⑤「農のあるまちづくりの推進」の5つの基本目標を設定しており、これを推進していくことで農家の農業所得の向上と農業経営の安定化を図り、消費者の農業への理解を深めながら持続可能な農業、農村の振興を図ります。

林業については、「第2次佐賀市森林・林業再生計画」を策定し、持続可能な森林・林業の確立を目指しています。

本市の森林面積の約8割はスギやヒノキであり、その多くが伐採適齢期（木材生産時期）を迎えています。このような中、作業の効率化、低コスト化に向けた高性能林業機械の導入、木材を流通・加工するための体制を強化するなど、林業の活性化に取り組んでいます。また、林業従事者の支援とともに、人材の育成・確保を図ります。

水産業については、有明海でのノリ養殖業が中心であり漁業生産額のほとんどを占めていますが、漁業者は近年の漁場環境の変化、漁船や乾燥機など施設の大型化等に対応するため、生産コストが増加しており、経営の安定化が求められています。

今後は、「佐賀のり」ブランドを生かしたPR事業の充実、共同利用施設の有効活用などの取組を推進し水産業の振興を図ります。

○ 農家の概要

耕地面積	総面積 (ha)	10,454	2020年農林業センサス
	うち田 (ha)	10,060	
農家戸数 (戸)		2,662	2020年農林業センサス

(2) 農業振興地域整備計画

この計画は、農業上の土地の用途区分を定める農用地利用計画と、地域の農業振興方策を明らかにした各種計画で構成されており、農業生産の基礎となる優良農地を明確化して確保・保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的かつ集中的に実施しています。

今後も農業以外の土地利用との調整を図りながら、農業生産の基盤となる農用地を十分に確保する必要があります。

○ 利用区分面積の状況(令和6年12月31日現在)

(単位: ha)

農業振興地域	農 用 地 区 域 面 積										地 農 域 振 面 白 積 地	
	農 地				採 草 放 牧 地	混 牧 林 地	施 設 用 地	農 業 用 地	山 林 原 野	そ の 他		計
	田	畑	樹 園 地	小 計								
22,149	10,037	644	60	10,741	75	14	63	26	1,513	12,432	9,717	

(3) 経営所得安定対策等の推進

麦・大豆等を生産する農業者に対して、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する畑作物の直接支払交付金や、米穀・麦・大豆等を生産する農業者に対して、収入の減少が経営に及ぼす影響を緩和する収入減少影響緩和交付金、及び水田を活用し麦・大豆等の生産や地域の特色を活かした魅力的な産地づくりを支援する水田活用の直接支払交付金等に係る事務を行うことで、農業経営の安定を図ります。

○ 主食用米以外の作付目標と実績

年 度	水田面積 (ha)		主食用米以外の作付状況等			
			目標面積(ha)	目標率(%)	実施面積(ha)	達成率(%)
5	本 庁	3,479.89	1,178.98	33.88	1,468.98	124.60
	諸 富 支 所	518.31	201.45	38.87	205.25	101.89
	大 和 支 所	626.42	202.76	32.37	258.26	127.37
	富 士 支 所	730.44	242.72	33.23	278.82	114.87
	三 瀬 支 所	241.36	92.73	38.42	113.20	122.07
	川 副 支 所	2,373.91	995.04	41.92	1,131.79	113.74
	東与賀支所	955.84	330.96	34.63	367.37	111.00
	久保田支所	779.12	284.45	36.51	416.13	146.29
	計	9,705.29	3,529.09	36.36	4,239.80	120.14
6	本 庁	3,466.97	1,156.88	33.37	1,429.72	123.58
	諸 富 支 所	522.61	204.27	39.09	206.87	101.27
	大 和 支 所	611.28	186.32	30.48	238.17	127.83
	富 士 支 所	728.22	294.40	40.43	313.96	106.64
	三 瀬 支 所	240.75	96.54	40.10	116.25	120.42
	川 副 支 所	2,381.66	1,000.41	42.00	1,215.82	121.53
	東与賀支所	950.16	323.10	34.00	349.46	108.16
	久保田支所	777.31	281.46	36.21	433.70	154.09
	計	9,678.96	3,543.38	36.61	4,303.95	121.46

(4) 園芸振興

本市の園芸農業は、山間地から平坦部まで変化に富んだ地形を活用し、野菜、果樹、花き等において様々な品目に取り組んでいます。

平坦部は、土地利用型農業の複合経営策としての取組が主であり、アスパラガス、いちご、きゅうり、トマト、なす等の施設野菜やたまねぎなどの露地野菜、中山間地域では、温州みかんや中晩柑などの高品質の果樹、北部の山間地では冷涼な気候を活かした、ほうれんそう、パセリ、ピーマンなどの多彩な高冷地野菜の産地が形成されています。

施設園芸においては、施設の長寿命化や省力化・低コスト化等が進む一方で、資材価格の高騰や高齢化による農業従事者の減少が進んでいる厳しい状況となっています。

今後は、安全・安心な作物を求める消費者のニーズや市場の求める安定的な生産に対応した園芸産地づくりを行うとともに、担い手の育成を図っていく必要があります。

このため、国・県・市の補助事業による機械・施設整備等の推進による生産振興、野菜価格安定のための基金助成、各作物部会の組織・活動の支援等により、園芸農家の所得向上と、競争力があり収益性の高い園芸産地づくりを図っていきます。

○ 主要園芸作物販売額（令和6年度作付面積に基づく農業産出額推計）

野菜、果樹、花き					
	品 目	販売額（千円）		品 目	販売額（千円）
1	いちご	2,423,898	8	ほうれんそう	420,369
2	アスパラガス	1,546,821	9	花き（キク）	345,975
3	トマト	952,312	10	花き（バラ）	319,275
4	温州みかん	921,452	11	パセリ	168,815
5	きゅうり	912,168	12	小ねぎ	164,045
6	たまねぎ	659,135	13	れんこん	133,457
7	なす	607,992	14	トルコギキョウ	122,443

【事業内容】

① さが園芸888整備支援事業（県・市補助）

園芸農業を魅力ある産業として持続的に発展させていくため、農業者が行う収量・品質の向上や経営規模の拡大、経営コストの削減など、農業所得の確保・向上ができる園芸農業の確立に必要な施設・機械等の整備に要する経費に対し、助成を行っています。

～令和6年度実績～

件 数	事業費(円)	補助金額（円）	内 訳	
			県費	市費
19	92,875,099	48,235,000	39,171,000	9,064,000

② 農業生産資材廃棄物適正処理事業

農業生産資材の廃棄に係る農家の負担軽減と環境に負荷を与えない農業の推進の一環として、農業生産資材廃棄物適正処理推進協議会が実施する農家から排出される廃棄ビニールなど農業生産資材廃棄物の集団回収処理に要する経費に対し、助成を行っています。

～令和 6 年度実績～

回収量 (t)	事業費 (円)	補助金額 (円)
224.2	10,709,922	1,561,000

③ 施設園芸導入推進事業

野菜、花き及び果樹等の園芸特産物の生産を振興し、農家所得の向上を図るため、小規模な園芸施設用ハウス等の設置に要する経費に対し、助成を行っています。

～令和 6 年度実績～

事業主体数	事業費 (円)	補助金額 (円)
2	23,465,027	1,926,000

④ 園芸特産物集団化育成事業

園芸特産物の安定的な生産拡大及び農業者の生産技術向上を図るため、農業者等で組織する団体が行う経営改善のための研修、販売促進活動等に要する経費に対し、助成を行っています。

～令和 6 年度実績～

200,000 円 補助事業者：佐賀県農業協同組合中部地区（佐賀市）園芸特産振興協議会

(5) 匠な特産物開発事業

収益性のある新たな農産物の導入及び産地化に向け、試験栽培に要する経費に対し、助成を行っています。

～令和 6 年度実績～

件数	事業費 (円)	補助金額 (円)
5	587,041	471,811

(6) 麦・大豆生産技術向上事業

輸入依存度の高い麦・大豆について、国産麦・大豆の生産性向上のための団地化の推進や新たな営農技術の導入、などを支援することにより、国内における麦・大豆の生産基盤を強化し、安定供給体制の構築を推進します。

○令和 6 年度 営農技術の導入支援実績

件数	事業費 (円)	補助金 (円)
4	6,985,000	6,985,000

(7) 麦・大豆機械導入対策事業（産地生産基盤パワーアップ事業）

国産麦・大豆の生産拡大に必要な機械の導入に対し、助成を行っています。

～令和 6 年度実績～

件数	事業費 (円)	補助金 (円)
13	227,756,026	112,320,000

(8) スマート農業推進事業

先端技術を活用したスマート農業機器の導入支援や普及啓発活動として現地研修会、講演会を開催しています。

～令和6年度実績～

【導入支援】

機器導入支援(件数)	事業費(円)	補助金(円)	内訳	
			国費(円)	市費(円)
35	106,753,552	26,841,000	13,420,500	13,420,500

【普及啓発】

現地研修会(回)	講演会(回)	事業費(円)	補助金(円)	内訳	
				国費(円)	市費(円)
3	1	2,785,938	2,785,938	1,392,969	1,392,969

(9) 地域農政対策事業の推進

農業経営基盤強化促進法に基づき、農業経営改善計画及び青年等就農計画の審査・認定を行い、地域農業の担い手となる認定農業者や認定新規就農者を確保し、地域農業の振興を図るとともに、農用地の確保により、有効利用と農業の担い手育成を図っていきます。

○ 認定農業者及び認定新規就農者数

区分	令和6年度末
認定農業者	882 経営体
認定新規就農者	48 経営体

(10) 農用地利用集積の推進

土地利用型農業における農業の経営基盤の確立を図るため、利用権設定等促進事業を積極的に推進し、農用地の利用集積を図ります。

○ 農用地利用集積計画の実績（令和6年度公告分）

年 度	利用権等設定	面 積	設定期間（面積内訳）
令和6年度	1,467 件	856.8ha	6年未満 486.8ha 10年以上 241.7ha
			10年未満 58.4ha 所有権移転 69.9ha
			利用権移転 - ha

(11) 農地中間管理機構事業受託事業

農業経営の規模拡大、農用地の集約、新規参入促進等による農用地利用の効率化・高度化を図り、耕作放棄地の発生防止とともに、農業の生産性向上を図ります。

(12) 中山間地域等直接支払推進事業

中山間地域での耕作放棄の発生を防止し、農地が持つ多面的機能を維持していくために集落協定を締結した集落に対し、助成を行っています。

～令和 6 年度実績～

集落数	協定面積（㎡）	事業費（円）	補助金額（円）	内 訳	
				国・県費	市費
64	11,532,427	222,859,480	222,859,480	166,874,496	55,984,984

(13) 畜産振興

佐賀市の畜産業は、農業との複合経営の中で、小頭数を飼養する者が多くを占めています。また、飼料の高騰などの厳しい経営情勢のなか、飼養者の高齢化・後継者不足、環境問題及び近年の国内での豚熱や鳥インフルエンザ等の家畜伝染性疾病の発生等により、年々農家戸数、飼養頭羽数とも減少傾向にあります。

このような状況のなか、畜産農家の経営安定と安全・安心な家畜畜産物の生産の推進を図っていきます。

【事業内容】

○ 佐賀市における家畜の飼養状況（令和 7 年 2 月 1 日現在）

	乳用牛	肉用牛 （和牛）	豚	養鶏 （採卵）	養鶏 （肉用）	馬
畜産農家戸数	5 戸	19 戸	7 戸	24 戸	6 戸	8 戸
頭 羽 数	71 頭	1,148 頭	15,460 頭	65,494 羽	227,900 羽	125 頭

① 家畜防疫対策事業

安全・安心な畜産物の生産を推進するため、佐賀市家畜畜産物衛生指導協会において、家畜伝染病の予防及び家畜衛生に関する技術指導事業を行っています。

＜主な事業＞

ア 予防接種事業

イ 消毒薬配布事業

ウ 家畜排泄物処理に関する指導

エ 家畜衛生に関する研修会及び講習会の実施など

② 死亡獣畜処理対策事業（県・市補助）

畜産環境の保全を図るため、畜産農家が死亡獣畜を処理場まで搬送した経費に対し、助成を行っています。

～令和 6 年度実績～

件 数	事業費（円）	補助金額（円）
80	1,200,000	800,000

③ 畜産振興事業

仔牛の品質向上による畜産経営の安定を図るため、佐賀県農業協同組合が優良な種雌牛を導入し畜産農家に貸し付ける事業や、畜産農家による優良な種雌牛の導入に要する経費に対し、助成を行っています。

～令和 6 年度実績～

頭 数	事業費（円）	補助金額（円）
20	7,557,300	2,273,065

④ 飼料価格高騰対策支援事業

世界的な穀物価格の上昇等により、輸入穀物を原料とする配合飼料の価格が高騰したことに伴い、経営が悪化している畜産経営体の営農意欲の維持と経営の安定を図るため、購入した配合飼料、単味飼料の経費に助成を行っています。

～令和 6 年度実績～

経営体数（戸）	補助単価	購入数量（トン）	補助金額（円）
23	400 円/トン	22,065	8,826,000

⑤ 粗飼料価格高騰対策支援事業

世界的な穀物価格の上昇等により、輸入に依存している粗飼料の価格が高騰したことに伴い、経営が悪化している酪農経営体の営農意欲の維持と経営の安定を図るため、市内の酪農経営体に対して、粗飼料の価格高騰分に助成を行っています。

～令和 6 年度実績～

経営体数（戸）	補助単価	頭数（頭）	補助金額（円）
6	10,000 円/頭	101	1,010,000

(14) 特産物協議会支援事業

佐賀市産農産物の消費拡大と地産地消の推進を図るため、佐賀市特産物振興協議会が行う農産物 P R や販売促進活動に要する経費に対し、助成を行っています。

① 販売促進活動

バルーンフェスタ会場での P R 活動や、さが桜マラソンおもてなし会場でのいちごさん・ミニトマトの振る舞いによる P R 活動などを実施しています。

② 地産地消推進活動

新鮮で安全・安心な市産農産物を求める消費者が購入できるよう、生産者、J A、スーパー及び直売所などと連携した、啓発推進と消費拡大に取り組んでいます。

③ さが農農業サポーター登録制度

消費者に農業のファンになってもらい、農業を支える意識を高めてもらうため、サポーター登録者への情報発信や農業に関するイベントを実施しています。

ア 登録者数 3,807 人（令和 6 年度末現在）

イ サポーター体験・販売イベント 6 回（令和 6 年度）

④ 情報発信

ケーブルテレビスポット CM や SNS などを利用して佐賀市農産物の魅力や佐賀市における地産地消を推進する取組などの情報を発信しています。

(15) 直売所・加工所連絡協議会支援事業

消費者の食の安全に対する意識が高まるなか、新鮮で安心な生産者の顔が見える地元産の農産物を販売する農産物直売所が注目されています。

消費者のニーズに即した農産物等を提供し、地産地消を推進するため、佐賀市農産物直売所・加工所連絡協議会が行う事業や研修、P R 活動に要する経費に対し、助成を行っています。

- ① 佐賀市農産物直売所・加工所連絡協議会
直売所 5 組織、加工所 3 組織（令和 6 年度末現在）
- ② 活動内容（令和 6 年度実績）
 - ア PR 活動（スランプラリー企画） 1 回
 - イ 研修会の実施 4 回
 - ウ 消費者交流事業（ふるさと自慢教室） 2 回
 - エ 農産物販売イベント出店 2 回

(16) 佐賀市大和町松梅地区活性化施設

佐賀市大和町松梅地区活性化施設（「道の駅」大和そよかぜ館）は、中山間地域である松梅地区を中心として生産された農産物の展示・販売や、道の駅としての観光情報の提供等を通して、地域の活性化に寄与しています。

【施設の概要】

- ① 本館（木造平屋建）621 m²
研修室、調理実習室、展示・多目的ホール、屋内トイレ、事務室
- ② 付属施設
駐車場、屋外トイレ、搬入棟、オートキャンプ場（8 区画）、炊飯棟

(17) 6 次産業化・農商工連携推進事業

経営多角化による所得向上のため、生産者、実需者である商工業者及び支援団体から収集した情報をもとに、農産物等の販路拡大や新たな商品化に向けた取組に対して支援を行っています。

また、農林漁業者が行う自らの生産物等を活用した加工品開発や販売等の 6 次産業化に取り組む際に必要な経費に対し、助成を行っています。

さらに、6 次産品認定制度『いいモノさがし』で認定された加工品を市内外に広く PR しています。

- ① はじめてみよう！佐賀市 6 次産業化支援事業費補助金（令和 6 年度実績）

件 数	事業費（円）	補助金額（円）
4	1,080,420	539,000

- ② 6 次産品認定制度『いいモノさがし』 1 事業者、1 商品を新規認定（令和 6 年度）
『いいモノさがし』認定状況 15 事業者、36 商品（令和 6 年度末現在）

(18) トレーニングファーム整備推進事業

富士町に定住し、地域農業の担い手となる意欲ある新規就農者を確保・育成するため、研修から就農までを地域農業者や関係機関が一体的にサポートする体制整備に要する経費に対し、助成を行っています。

○ 研修概要

場 所	佐賀市富士町大字藤瀬
作 物	ハウレンソウ
受入人数	毎年 2 組 4 名（原則、夫婦又は親族）
期 間	2 年間（1 年目：全体研修 16a、2 年目：模擬経営、各組 23a）
施 設	研修用ハウス：19 棟 62 a（新設 10 棟 24 a、補修 9 棟 38 a） 研修室・車庫・機械倉庫：85 m ² 、堆肥置き場：14 m ²
備 品 等	軽トラック(2)、トラクター、播種機(2)、管理機、土壌消毒機ほか

～令和 6 年度実績～

研修生：2 組 2 人、修了生（就農者）：10 組 14 人（令和 7 年 3 月末現在）

(19) 新規就農者育成総合対策時事業

① 経営発展支援事業

独立・自営就農の要件を満たした認定新規就農者に対して、就農後の経営発展のために必要な機械・施設等の導入に要する経費の助成を行っています。

～令和 6 年度実績～

対象者 (人)	事業費 (円)	補助金 (円)	内訳	
			国費 (円)	県費 (円)
2	6,843,570	5,130,000	3,420,000	1,710,000

② 経営開始資金

独立・自営就農の要件を満たした認定新規就農者に対して、経営が不安定な就農直後の所得を確保するため、一人当たり年間最大 150 万円（最長 3 年間）の資金を交付しています。（農業次世代人材投資事業（経営開始型）の後継制度）

～令和 6 年度実績～

区 分		補助金 (円)	10/10 国庫負担
交付対象者	16 人	19,875,000	
うち夫婦	4 組	7,875,000	

(20) 担い手・農地総合対策等推進事業

・農業次世代人材投資事業（経営開始型）

独立・自営就農の要件を満たした認定新規就農者に対して、経営が不安定な就農直後の所得を確保するため、一人当たり年間最大 150 万円（最長 5 年間）の資金を交付しています。

～令和 6 年度実績～

区 分		補助金 (円)	10/10 国庫負担
交付対象者	13 人	11,637,554	
うち夫婦	2 組	3,016,940	

(21) 担い手育成・確保事業

認定農業者等による新技術の導入に必要な農業用機械の購入経費や、次世代を担う農業者等が、研修会へ参加する経費や農業体験等を開催するために必要な経費に対して、助成を行っています。

～令和 6 年度実績～

補助金交付先	補助金(円)	事業の内訳 (円)
佐賀市担い手育成総合支援協議会（佐賀県農業協同組合、佐賀市中央農業協同組合、佐賀県、佐賀市農業委員会、佐賀市で構成）	5,796,676	新技術・新規作物導入推進事業 3,253,000 (補助件数：15 件) 次世代農業者育成支援事業 2,490,542 (補助件数：113 件) 協議会事務費 53,134

(22) ニューファーマー総合支援事業

① 中山間農業技術継承事業

富士町又は三瀬村に住所を有する農業者が組織する団体が、農業技術継承のための研修会開催に必要な資材費等の経費に対して、助成を行っています。

～令和 6 年度実績～

団体数	事業費 (円)	補助金 (円)
2	137,421	135,000

② 親元就農支援給付金

富士町又は三瀬村に住所を有し、当該区域内で農業経営をしている担い手農業者の後継者として親元就農する者に対し、一人当たり年間 60 万円（最長 2 年間）の給付金を交付しています。

～令和 6 年度実績～

給付対象者 (人)	給付金 (円)
2	1,200,000

(23) 経営継承・発展支援事業

認定農業者等である先代農家から経営を継承した後継者に対して、その経営を発展させる取組に必要な機械購入等に要する経費の助成を行っています。（※令和 6 年度実績なし）

(24) 有機農業普及啓発事業

有機農業の理解を促進するため、年間を通して圃場実習を行う農業研修や親子向けの体験学校を実施しています。また、有機農業の普及・拡大を図るため、有機農業の実践者が必要な有機 J A S 認定料や出荷資材の作成などの経費等に対し、助成を行っています。

・有機農業研修・体験学校（令和6年度実績）

		登録者数	開催回数	会場
農業研修	夏野菜コース	4人	21回	巨勢町修理田の圃場
	冬野菜コース	5人	21回	
体験学校		50人	5回	

・有機農業普及啓発事業費補助金（令和6年度実績）

件数	事業費（円）	補助金額（円）
5	670,589	268,000

(25) 農山漁村交流支援事業

消費者の農業に触れる機会をつくり、農業への理解を促進するため、食と農を題材にした消費者体験ツアーを実施しています。また、農林漁業体験の実践者（団体）の活動を活発化させ、都市と農山漁村の交流を促進するため、農林漁業者が行う自主的な体験交流活動の経費に対し、助成を行っています。

・「食」と「農」の体験交流モデル事業（令和6年度実績）

地区	開催回数	のべ参加者数
北部エリア	8回	211人
南部エリア	1回	62人

・農山漁村交流支援事業費補助金（※令和6年度実績）

件数	事業費（円）	補助金（円）
1	232,475	217,000

(26) 体験農園・市民農園

農業と触れ合う機会を提供することにより、農業に対する理解の促進や都市住民との交流を促進するため、佐賀市三瀬体験農園や街なか体験農園の運営、農家等が運営する市民農園の広報支援を行っています。

・体験農園・市民農園（令和6年度実績）

		運営主体	年間開園日数 ・開催回数	使用料等	備考
三瀬体験農園		佐賀市	73日	5,230円/年	登録者13人
街なか体験農園	夏野菜コース	佐賀市	6回	3,000円/半年	登録者42人
	冬野菜コース		6回	3,000円/半年	登録者57人
市民農園		農家等	開設数 14箇所	3,300円～ 11,000円/年	農園利用方式等

(27) クリーク公園

佐賀平野特有のクリークが姿を消しつつある中、クリークの持つ特性を後世に伝え、クリークと水田の織り成す四季折々の田園風景を保全・創出し、農村の原風景を再現した「農業公園」の管理運営を行っています。

園内では、身近な農産加工体験として、味噌づくり体験などを実施しています。また、四季折々の花々で公園利用者に癒しを提供しています。

～令和 6 年度実績～

年間来場者数 30,589 人

○公園の概要

〔公園面積〕 6.15ha

〔管 理 棟〕 四季のめぐみ館（延床面積 630 m²）

〔開館時間〕 9：30～17：00

〔休 館 日〕 月曜日、祝祭日の翌日、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）

〔所 在 地〕 〒849-0913 佐賀市兵庫町大字淵 4413 番地

TEL・FAX 36-9039

(28) 富士地区地域ブランドの強化と販路拡大支援事業

富士地区の農家等が組織する団体が行う特産品の商品化及びブランド化並びに販路拡大等の活動経費に対し、助成を行っています。

・富士地区地域ブランドの強化と販路拡大支援事業費補助金（令和 6 年度実績）

件 数	補助金額（円）
1	500,000

（※令和 5 年度実績なし）

(29) 三瀬地区地域ブランドの強化と販路拡大支援事業

三瀬村活性化会議が行う地域農産物等を使った加工品の研究開発及びブランド化並びに販路拡大等の活動経費に対し、助成を行っています。

・三瀬地区特産品開発事業費補助金（令和 6 年度実績）

件 数	補助金額（円）
1	2,600,000

(30) 鳥獣被害防止対策事業

近年、イノシシやアライグマ等の獣類及びカラスやカモ等の鳥類による農作物被害が深刻化しています。鳥獣被害は農業者の経済的損失のみならず、営農意欲の減退、耕作放棄地の増加にもつながるおそれがあることから、佐賀県農業協同組合や猟友会など関係機関と組織する佐賀北部地域有害鳥獣広域駆除対策協議会や佐賀市鳥獣害対策協議会が実施する鳥獣の駆除や地域による自衛活動を支援し、農作物被害の軽減を図っています。

○有害鳥獣駆除実績（令和 6 年度実績）

種別	種類	駆除数
獣類 (単位：頭)	イノシシ	2,778
	アライグマ	303
	合計	3,081
鳥類 (単位：羽)	カラス	719
	カモ	586
	その他	293
	合計	1,598

(31) 地域おこし協力隊事業

三瀬地域における定住促進と農業の活性化を図るため、地域おこし協力隊員 1 人を配置し、地域活性化の拠点である三瀬村地場産品振興部会が運営する直売所の支援等を行っています。

○隊員の活動内容

- ・三瀬村の農産物直売所の運営支援
- ・農業と観光を一体化した事業展開の検討
- ・農村集落内組織の活動支援

(32) 森林保全と林業の振興

森林は、木材を生産するだけでなく、水資源のかん養、国土の保全、保健休養や地球温暖化の防止など多くの公益的機能を有しており、市民生活を行う上で貴重な「みどりの資源」として、市民すべての財産となっています。

しかし、過疎化、高齢化による後継者の不足等に伴い、維持管理が適切に行われない森林が増加し、森林の持つ公益的機能が低下しており、市民生活に影響を及ぼすことが懸念されています。

このような状況の下、平成 31 年 4 月から「森林経営管理制度」が始まり、森林所有者の意向を確認して、市が管理を受託し、森林の整備を行うことができるようになりました。「森林整備」と、人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備の促進」に充てる財源として、令和元年度から森林環境譲与税が譲与されています。

また、市の森林・林業を再生するため、令和 5 年に「第 2 次佐賀市森林・林業再生計画」を策定し、市民、事業者、行政等が一体となって各種事業に取り組んでいます。この計画において、多くの公益的機能を有している森林の価値を見つめ直し、森林施業の効率化やスマート林業の推進を図ることにより、森林経営の改善を推進します。

○ 佐賀市所有形態別森林面積表（R6 佐賀県森林・林業統計要覧）

単位：ha

区 分	国有林	民 有 林					合 計
		市有林	県営林	森林整備センター	私有林	計	
面 積	3,120	1,848	256	556	11,879	14,539	17,659

① 林業団体支援事業

林業振興の発展のため設立された団体の支援を行っています。

～令和 6 年度実績～

団体数	事業費（円）	補助金額（円）
1	300,170	280,000

② 後継者対策事業

担い手の育成を図るため、林業振興活動及び林業事業体における雇用促進策に対し助成を行っています。また、担い手の確保を図るため、林業就業体験を実施しています。

ア 森林整備担い手育成事業

～令和 6 年度実績～

団体数	事業費（円）	補助金額（円）
2	10,381,963	6,017,726

イ 林業就業体験

～令和 6 年度実績～

参加者数：4 名

③ 民有林森林整備事業

林業の振興・促進及び森林の有する公益的機能の高度発揮のため、森林組合等の事業主体で実施される森林整備等に要する経費の一部を助成しています。

～令和 6 年度実績～

皆伐 (ha)	間伐 (ha)	作業道開設 (m)	下刈 (ha)	枝打ち (ha)	人工造林 (ha)	補助金額 (円)
2.49	57.52	13,514	56.7	0.37	8.62	14,799,680

④ 森林浴セラピー事業

森林内の遊歩道を活用した森林浴を市民に体験してもらい、地域の活性化を図るため、森林浴体感ツアーを実施しています。

～令和 6 年度実績～

開催数	参加者数
3	68

⑤ 地域おこし協力隊事業

都市部の人材を招致してその定着を図るとともに、森林・林業に活力を与え、山間地域の活性化につながる林業振興活動を行う地域おこし協力隊員を任用しています。

⑥ 間伐等森林整備促進対策事業

低コストで効率的な木材の生産・供給を推進するため、高性能林業機械の導入を支援しています。

～令和 6 年度実績～

団体数	事業費（円）	補助金額（円）
1	21,450,000	16,650,000

⑦ ふるさとの森林づくり事業

荒廃した森林又はその恐れのある森林を伐採整備することで、適切な森林管理を図っています。

～令和 6 年度実績～

間伐 (ha)	下刈 (ha)
2.16	1.12

⑧ 森林経営管理事業

森林経営管理法（森林経営管理制度）に基づき、森林の経営管理について森林所有者へ意向調査を行い、市が管理を受託して森林整備を行っています。また、林業の担い手の確保・育成、市産材利用の促進や普及啓発等を行っています。

ア 意向調査

～令和 6 年度実績～

地区森林面積 (ha)	調査森林面積 (ha)	調査人数 (人)	調査地区
7,821	4,997	3,250	旧佐賀市 大和町 富士町 三瀬村

イ 森林整備

～令和 6 年度実績～

事業名	伐採面積 (ha)	事業内容
受託私有林整備事業	2.35	市が経営管理を受託した私有林の森林整備（切捨間伐）
里山林整備事業	0.85	民家裏の危険な木の伐採（除伐）

事業名	測量距離 (km)	事業内容
測量設計等委託料	4.37	市が経営管理を受託した私有林で、切捨間伐を行う予定地の測量

ウ 担い手の確保・育成

i 自伐林家育成研修

～令和 6 年度実績～

コース	受講者数 (人)	研修内容
初級編	5	安全講習、チェーンソーを使った伐倒技術の基礎及び伐倒・造材における伐採の応用など
中級編	4	ロープワーク等を用いた発展的な伐木技術の習得など

ii 自伐林家等育成・確保のための助成

～令和 6 年度実績～

補助金名	件数	補助金額（円）	補助内容
自伐林家林業研修資格取得事業費補助金	2	26,000	安全講習や技能講習の受講及び資格取得に要する経費
素材生産拡大推進事業費補助金	4	537,000	林業機械のレンタル経費
自伐型林業協議会助成金	1	600,000	自伐林家等で組織する団体が行う活動経費

iii 林業経営体への担い手育成・確保のための助成

～令和 6 年度実績～

補助金名	件数	補助金額（円）	補助内容
スマート林業推進事業費補助金	2	417,000	I C T 技術等、スマート林業を促進する機器等の導入経費
林業経営体経営効率化支援事業費補助金	4	4,212,000	人材育成や高性能林業機械等のリースなどに要する経費
林業経営体人材確保事業補助金	3	3,366,917	林業経営体が負担する森林整備を担う人材の福利厚生費用

エ 市産材利用の促進や普及啓発

～令和 6 年度実績～

委託名	委託金額（円）	委託内容
市内林業団体紹介動画作成・放送業務委託	2,750,000	林業団体の活動内容を紹介する動画を作成し、C A T V で放送
木育普及啓発事業委託	150,000	市産木材の木製机・椅子を導入した市内小学校に対し、木育普及啓発の講義を実施

補助金名	件数	補助金額（円）	補助内容
木質ペレット等活用推進費補助金	1	2,400,000	木質ペレット等の生産における調査・研究に要する経費
森林教育推進事業費補助金	2	1,598,000	木材等への親しみや木の文化への理解を深めるための教育活動に要する経費

オ 森林ゾーニング設定業務

～令和 6 年度実績～

委託名	委託金額（円）	委託内容
森林ゾーニング作成業務委託	15,290,000	市内民有林を「生産林」と「環境林」に区分した、森林ゾーニング図等を作成

⑨ 林道維持管理事業

既存林道を、安全にかつ安心して通行できるよう林道の補修等維持管理を行っています。

林 道	開 設		舗 装	
	路線数	延長（m）	延長（m）	舗装率（％）
	91	193,446	171,150	88.47

⑩ 林道橋りょう改修事業

既設林道橋を、安全にかつ安心して通行できるように、橋梁の点検・補修を行っています。

～令和 6 年度実績～

林 道 橋	橋数（L≧4 m）	点検に基づき補修した橋数
	49	1

⑪ 山村強靱化林道整備事業（林道栈敷野口線）

近年毎年のように起こる豪雨、台風災害が激甚化・頻発化する中、持続的な森林経営の実現のため、また公共用道路が災害時に通行不能な場合など、被災者を早急に安全な場所へと導く迂回路として、さらに緊急車両による輸送が円滑に実施できるよう森林基盤の強化を図っています。

⑫ 市有林造林事業

市有林における間伐、下刈等、適期の森林整備を実施することにより、市有財産管理の適正化とともに、森林の持つ水源かん養・国土保全など、多面的・公益的機能の確保、向上を図ります。

～令和 6 年度実績～

間伐 (ha)	下刈 (ha)	人工造林 (ha)
2.97	9.53	4.92

(33) 水産業振興

① 佐賀市の水産業の特徴

佐賀市は、有明海でのノリ養殖が盛んで、日本有数の産地である佐賀県の中で最も主要な産地となっています。

有明海は、ほぼ陸地に囲まれた“閉鎖的な内海”です。そこに、多良岳から流れでる塩田川、天山から六角川、背振山から嘉瀬川、遠く阿蘇山や九重山からは筑後川、矢部川などの大きな川が、栄養分を豊富に含んだ水を運んでくれるため、有明海はとても豊かな海となっています。

また、有明海は干満の差が大きいことで有名です。佐賀市の漁場は、湾の一番奥に位置するため、その有明海の中でも最も大きな潮の満ち引きがあります。この潮の満ち引きが川の真水と海の塩水をノリ養殖に適した濃度に調整したり、養分や酸素を供給してくれます。

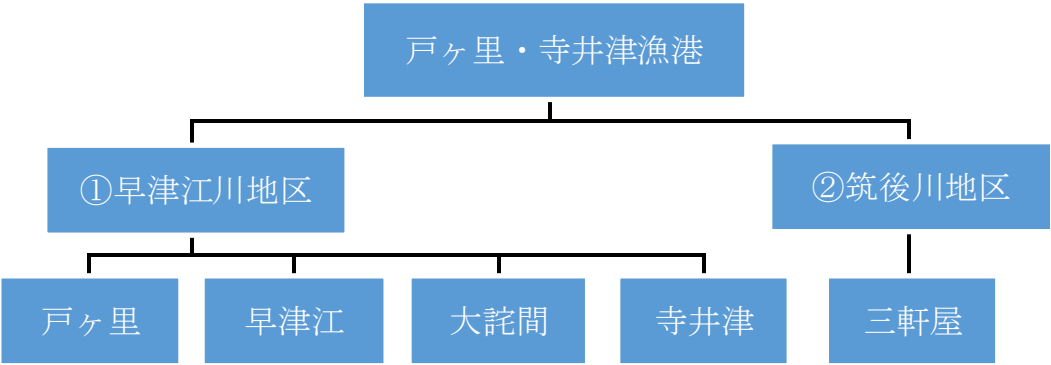
さらに、有明海の潮の満ち引きは、沖合い 5k mに及ぶ広大な干潟をもたらしてくれます。そこは有名なムツゴロウやワラスボなどの有明海独特の生きものの“宝庫”となっています。

佐賀市のノリ養殖は、この干潟に支柱を建ててノリ網を固定し、一日に2回干出させることによって“佐賀海苔”独特のうまみと柔らかさをつくり出しています。このように、恵まれた漁場で生産された佐賀海苔は、令和6年度の生産枚数が9.6億枚（うち、佐賀市は7.3億枚）、生産金額が233億円（うち、佐賀市は179億円）と国内でもトップクラスのシェアを誇っています。

② 佐賀市の漁港

ア 戸ヶ里・寺井津漁港（第2種漁港）

陸揚量	17,682.7 t
陸揚金額	10,170 百万円
登録漁船隻数（令和5年港勢調査）	
3 t 未満	303 隻
3～5 t	272 隻
5～10 t	11 隻
10～20 t	1 隻



漁港の所在	佐賀県佐賀市川副町大字犬井道字戸ヶ里 川副町大字早津江 川副町大字大詫間字海路端 諸富町大字寺井津字搦 川副町大字大詫間字三軒屋
漁港の指定	昭和27年5月28日（農林省告示第230号）
漁港管理者の指定	昭和30年9月7日（佐賀県告示第406号）
関係漁協	佐賀県有明海漁協諸富町支所、早津江支所、大詫間支所、 南川副支所

※令和4年5月17日佐賀県告示第109号 戸ヶ里漁港の名称変更

○ 主な施設

護 岸	78m	道 路	6,569m
物揚場	4,094m	船揚場	237m
栈 橋	2,450m	漁船保管施設用地	18,800 m ²
橋 梁	28m	航 路	14,769m

イ 広江漁港（第1種漁港）

陸揚量 5,784.6 t

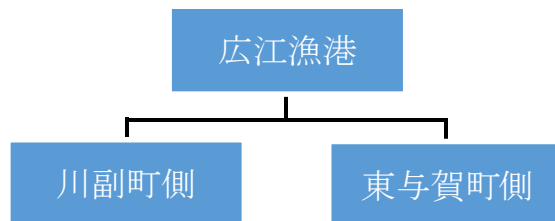
陸揚金額 3,539 百万円

登録漁船隻数（令和5年港勢調査）

3 t 未満 146 隻

3～5 t 129 隻

5～10 t 3 隻



漁港の所在 佐賀県佐賀市川副町大字小々森字広江
東与賀町大字下古賀字年徳搦

漁港の指定 昭和27年5月28日（農林省告示第230号）

漁港管理者の指定 昭和32年5月27日（佐賀県告示第205号）

関係漁協 佐賀県有明海漁協広江支所、東与賀町支所

○ 主な施設

物揚場	1,643m	道 路	2,345m
栈 橋	565m	加工場用地	33,344 m ²
船揚場	100m	橋 梁	30m
航 路	6,400m		

ウ 佐嘉漁港（第1種漁港）

陸揚量 2,075.3 t

陸揚金額 1,493 百万円

登録漁船隻数（令和5年港勢調査）

3 t 未満 54 隻

3～5 t 47 隻

漁港の所在 佐賀県佐賀市西与賀町大字相応津（本港）
嘉瀬町大字十五（分港）

漁港の指定 昭和48年5月16日（農水省告示第1022号）

漁港管理者の指定 昭和48年6月15日（佐賀県告示第293号）

関係漁協 佐賀県有明海漁協佐賀市支所

○ 主な施設

護 岸	561m	道 路	383m
物揚場	905m	航 路	8,602m

エ 福所江漁港（第1種漁港）

陸揚量 1,123.9 t（久保田町分）

陸揚金額 618 百万円（久保田町分）

登録漁船隻数（令和5年港勢調査）

3 t 未満 30 隻（久保田町分）

3～5 t 30 隻（久保田町分）

漁港の所在 佐賀県佐賀市久保田町大字江戸

小城市芦刈町大字下古賀

漁港の指定 昭和53年12月6日（農林省告示第555号）

漁港管理者の指定 昭和54年2月21日（佐賀県告示第327号）

関係漁協 佐賀県有明海漁協久保田町支所、（芦刈支所）

○ 主な施設（久保田町分）

物揚場	35m	棧 橋	158m
船揚場	30m		

③ 市内の漁協

（令和5年港勢調査）

支所名	正組合員数	漁家数	経営体数
諸 富 町	86	48	48
早 津 江	49	27	24
大 詫 間	128	77	77
南 川 副	230	155	112
広 江	110	65	65
東 与 賀 町	108	71	67
佐 賀 市	53	50	31
久 保 田 町	23	36	32
計	787	529	456

④ ノリ養殖の協業化

協業化とは、各漁家で行っていたノリ養殖の作業を複数の漁家がグループになり、共同で行うことです。協業化により各漁家にかかる経済的負担の軽減、労働時間の短縮が可能です。

たとえば、漁場での作業をグループで行えば、漁家ごとに必要な漁船もグループで数隻を所有、維持、管理すればよくなりますし、加工、製造にかかる機械類も共同で購入、利用（ノリ共同加工場を整備）することでコストの削減と規模の拡大による生産性の向上が図られます。

また、従来繁忙期には各漁家が連続して行っていた漁場での作業（種付けや展開、摘採）と陸上での作業（加工、製造）を分担して行うことで、労働時間の短縮につながるとともに、これまで以上に品質管理を徹底できるようになり、良質なノリの安定生産が可能となります。

○ ノリ協業化状況（令和6年9月末現在）

支所名	協業化施設 整備数(ライン)	行使者数 (経営体) A	協業漁家数 (経営体) B	協業化率 B / A (%)
諸 富 町	9	44	30	68.2
早 津 江	5	24	14	58.3
大 詫 間	3	60	8	13.3
南 川 副	25	113	74	65.5
広 江	11	52	38	73.1
東 与 賀 町	16	63	52	82.5
佐 賀 市	9	29	28	96.6
久 保 田 町	6	16	15	93.8
計	84	401	259	64.6

2 土地改良事業

(1) かんがい排水事業

① 国営筑後川下流土地改良事業

本地区は有明海に面した全国有数の農業地帯で、佐賀・福岡の両平野にまたがる水田農業地帯と山麓に広がる果樹園地帯からなる。

筑後川及び嘉瀬川等からの導水による大規模な用排水系統の再編成、淡水取水からの切替え、農業用水の安定供給および排水不良の解消を図るとともに、地盤沈下の防止を目的として行われた。併せてほ場整備事業等により農業基盤を整備し、生産性の向上と農業経営の安定化を図った。

- ア 関係市町村 佐賀・福岡の 20 市町村
(佐賀県：佐賀市外 6 市 6 町 福岡県：久留米市外 7 市 1 町)
- イ 受益面積 40,899 ha
- ウ 主要工事 揚水機場 3 か所、導水路 27.8km、幹線水路 208.2km
排水水門 20 か所、制水工 2 か所
- エ 事業の経過
- 昭和 51 年度 市町村特別申請事業として着工
- 昭和 54 年度 第 1 回計画変更 事業の促進を図るため、一般型、特別型（白石）及び水資源開発公団事業の 3 事業に分割。
- 昭和 60 年度 一層の事業促進を図るため、一般型事業のうち未着手となっていた徳永線、諸富線の 2 路線について部分特別型事業を導入。
- 平成 6 年度 部分特別型事業の完了
- 平成 7 年度 第 2 回計画変更 受益面積、事業費等を見直し
- 平成 8 年度 筑後川から通水開始 翌 9 年度、水資源開発公団事業の完了
- 平成 17 年度 第 3 回計画変更 第 2 回計画変更以降の受益面積の減少、用水系統や施設計画の見直し、軟弱地盤対策や工法変更等による総事業費の増加などから、事業計画の変更が行われた。
- 平成 21 年度 筑後大堰がかり施設完了
- 平成 23 年度 嘉瀬川ダム建設事業（国土交通省）完了
- 平成 30 年度 佐賀西部地域嘉瀬川ダムがかり施設完了
- オ 総事業費 1,840 億円
- カ 工 期 平成 30 年度まで（筑後大堰掛かりは H21 に完了）
- キ 主な工事

○ 公団営、部分特別型

区 分		事業主体	名 称	事業費	工 期	進捗
基幹施設	公 団	水公団	筑 後 大 堰	13 億 7,000 万円	S48～S59	完了
		水公団	佐賀東部導水路	466 億 3,800 万円	S54～H 9	

末端施設	公 団	水公団	大 詫 間 幹 線	110 億 700 万円	S54～H 9	完了
	部 分 特 別	農水省	諸 富 線	37 億 5,400 万円	S60～H 6	完了
			徳 永 線	86 億 1,600 万円		

○ 一般型（事業主体＝農水省）

基幹施設	名 称	工 期	備 考
	佐賀東部導水路	～H19	総事業費 17 億 1,500 万円 ※ 淡水取水施設の撤去工事の追加
	佐賀西部導水路	～H23	平成 23 年度完成

末端施設	名 称	進捗率(%)	備 考
	三 田 川 線	100.0	平成 19 年度完成
	千 代 田 線	100.0	
	南 里 線	100.0	
	諸 富 線	100.0	
	徳 永 線	100.0	
	城 原 金 立 線	100.0	平成 21 年度完成
	徳永線排水機場	100.0	平成 16 年度から稼動
	佐賀西部高域線	79.0	令和 10 年度完成予定

② 国営筑後川下流土地改良事業・佐賀西部地域（嘉瀬川右岸上流地区）（事業主体＝農水省）

	名 称	工 期	備 考
基幹施設	佐賀西部導水路	～H23	総事業費 300 億円
末端施設	佐賀西部高域線	～R7 予定	総事業費 20 億円

佐賀市（旧大和町）・小城市・多久市を跨ぐ、佐賀西部地区で川上頭首工を取水とした農業用導水路を国営で平成 30 年度に造成完了し、末端施設を県営かんがい排水事業で実施。

(2) ほ場整備事業

かつて、佐賀平野の農地等の区画は狭小不整形で、道路、小河川の幅員も狭く屈曲し、そのうねクリークは用排水兼用で貯水位が高く、農地の汎用性を妨げており、農業近代化への阻害要因となっていた。

このため、農業近代化に必要なほ場条件の整備をはかり、省力化、多目的土地利用（農地の

汎用化)、農業経営の近代化(協業経営、委託耕作等)、集団化(生産団地)等を目的として、農道の整備、大型機械導入が可能な大区画ほ場(30a以上)による乾田化、用排水分離の水管理の合理化等は場整備条件の整備を実施した。

また、基盤整備の目的は、地域農業生産の向上のため、担い手を育成し効率的で安定した農業経営体を組織し、農業構造の改善と確立を目的とする。

事業地区	受益面積 (ha)	工期	完了公告年度	事業名
蓮池	152.8	S49～H5	H9	①一般型
久保泉東部	188.6	S60～H11	H16	①一般型
久保泉西部	133.1	S61～H11	H16	①一般型
久保泉南部	57.3	H3～H15	H16	①一般型
江頭	36.7	H4～H8	H13	①一般型
川副東部	116.4	S59～H5	H14	①一般型
南川副南部	339.1	S60～H11	H13	①一般型
南川副西部	174.3	S61～H8	H10	①一般型
南川副東部	153.3	S62～H11	H13	①一般型
大詫間	427.9	S44～S53	S54	①一般型
諸富	534.0	S49～H11	H12	①一般型
東与賀	552.1	S41～S47	S50	①一般型
久保田	509.9	S45～S55	S57	①一般型
金立南部	158.4	H1～H15	H17	②担い手育成型
金立北部	92	H3～H12	H17	②担い手育成型
金立東部	132.4	H9～H19	H20	②担い手育成型
鍋島	73.1	H8～H15	H16	②担い手育成型
兵庫北部	107.6	H9～H16	H19	②担い手育成型
兵庫東部	78	H14～H19	H20	②担い手育成型
川上南部1	204.8	S54～H5	H12	②担い手育成型
川上南部2	221.8	S54～H4	H12	②担い手育成型
久保田西	459.7	S45～S55	S57	③干拓地等農地整備
嘉瀬	492.2	S55～H11	H13	③干拓地等農地整備
城西第1	244.2	S57～H9	H13	③干拓地等農地整備
城西第2	247.7	S58～H9	H13	③干拓地等農地整備
北川副	254	S61～H11	H16	③干拓地等農地整備
巨勢	153.6	S63～H11	H14	③干拓地等農地整備
兵庫南部	165	H1～H12	H17	③干拓地等農地整備
川副北部	226.7	S60～H10	H14	③干拓地等農地整備

川 副 中 部	232.0	S59～H10	H14	③干拓地等農地整備
川 副 西 部	376.1	S51～H2	H3	③干拓地等農地整備
東与賀（北部）	571.4	S46～S60	S61	③干拓地等農地整備
兵 庫 西 部	127.1	H5～H13	H19	④農地還元資源利活用
合 計	7,993.30			

(3) 経営体育成基盤整備事業

ほ場整備事業にかわる平成 15 年度からの事業で、効率的かつ安定的な経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立する為必要となる生産基盤及び生活環境の整備を経営体の育成を図りながら一体的に実施することにより、高生産性農業の展開が見込まれる大規模水田地域の整備を着実に推進するとともに、優良農地を将来にわたり適切に維持・保全することで、食料自給率の向上、農業の多面的機能の十分な發揮に資することを目的とする。

① 地域 大授搦・大搦地区

- ア 事業申請 平成 18 年度に受益面積 329ha で申請（集積型）
- イ 総事業費 15 億円
- ウ 工期 平成 18 年度～平成 26 年度

② 地域 蓮池地区

- ア 事業申請 平成 20 年度に受益面積 147ha で申請（旧一般型）
- イ 総事業費 9 億円
- ウ 工期 平成 20 年度～平成 25 年度

③ 地域 鍋島東地区

- ア 事業申請 平成 24 年度に受益面積約 67.0ha で申請（面的集積型）
- イ 総事業費 17.4 億円
- ウ 工期 平成 24 年度～令和 6 年度

④ 地域 鍋島本村地区

- ア 事業申請 平成 25 年度に受益面積 41.9ha で申請（面的集積型）
- イ 総事業費 13.8 億円
- ウ 工期 平成 26 年度～令和 8 年度

⑤ 地域 高木瀬地区

- ア 事業申請 平成 27 年度に受益面積 76.1ha で申請（面的集積型）
- イ 総事業費 32.2 億円
- ウ 工期 平成 28 年度～令和 9 年度

⑥ 地域 久保田地区

- ア 事業申請 令和 3 年度に受益面積 850.1ha で申請（面的集積型）
- イ 総事業費 49.4 億円
- ウ 工期 令和 3 年度～令和 12 年度

○負担割合（集積型） 国 50% 県 32.5% 市 8.75% 農家 8.75%
（旧一般型） 国 50% 県 27.5% 市 11.25% 農家 11.25%
（面的集積型） 国 50% 県 25% 市 12.5% 農家 12.5%

※ 集積型は佐賀県独自の要件を定めたもの

(4) 農道整備事業

農作物等の運搬に支障を来している地区において、農道の維持補修を行うことにより、荷痛み防止等の営農条件の改善条件及び生産効果を高める。

○ 令和 7 年度事業費 6,705 千円

(5) 農地耕作条件改善事業（県事業名：基盤整備促進事業）

農地中間管理事業の重点実施区域等において、農地中間管理機構による担い手への農地集積を推進し、地域のニーズに応じた基盤整備による耕作条件の改善や、高収益作物への転換を図る。

○事業主体 市

○事業期間 最長 3 年間

○事業費 令和 7 年度 41,715 千円

○工事概要 農用地の保全（湧水処理）、区画整理 など

○補助率 （小規模整備型） 国 50% 佐賀市 50%
（さが園芸 888 推進型） 国 50% 県 15% 佐賀市 17.5% 地元 17.5%
（国 55% 県 15% 佐賀市 15% 地元 15%）
（元気な中山間づくり型） 国 55% 県 15% 佐賀市 21% 地元 9%

(6) 集落基盤整備事業（農村振興総合整備事業）

ほ場整備事業などで生産基盤整備がすでに行われた地域もしくは現在整備中の地域において、集落内の水路や道路の整備を行い、生活環境を改善し、将来にわたって安心して豊かに暮らせる農村づくりを目指す。

ア 平成 15 年度から 22 年度まで、佐賀中北部地区（金立町、久保泉町、兵庫町、巨勢町）において事業実施済み。（補助対象事業費 15 億 8,700 万円）

イ 平成 24 年度から令和 6 年度まで、佐賀地区（大和町、諸富町、川副町、東与賀町、嘉瀬町、西与賀町、本庄町、北川副町、蓮池町）において事業実施中。
（補助対象事業費 19 億 6,900 万円）

- i 平成 20 年度 佐賀市農村振興基本計画の策定
- ii 平成 20 年度 佐賀市田園環境整備マスタープランの策定
- iii 平成 22 年度 佐賀地区 農村振興総合整備事業実施計画の策定
- iv 平成 24 年度 佐賀地区 集落基盤整備事業（農村振興総合整備事業）着手
- v 平成 29 年度 佐賀地区 集落基盤整備事業（農村振興総合整備事業）第 1 回計画変更
- vi 令和 4 年度 佐賀地区 集落基盤整備事業（農村振興総合整備事業）第 2 回計画変更

【事業計画】

工 種	総事業量（箇所）
農業集落道路	2,267m（8）
農業集落排水施設	20,197m（49）

ウ 令和 8 年度より次期事業（高木瀬地区、鍋島地区、兵庫地区の 3 地区を含むエリア）を計画している。（補助対象事業費 約 5 億円）

- i 令和 5 年度 佐賀市農村振興基本計画の改訂
- ii 令和 6 年度 事業計画策定
- iii 令和 7 年度 県協議・国申請
- iv 令和 8 年度～令和 12 年度 事業期間（予定）

【事業計画】

農業集落排水施設 予定 L=4,500m（15 箇所）

(7) 農地防災事業

① 国営総合農地防災事業＜佐賀中部地区＞

ア 事業概要

本地区の用水施設は、国営嘉瀬川農業水利事業で昭和 24 年から昭和 48 年に造成されたもので、現在では地域の地盤沈下を主な原因とした機能障害により末端までの配水に支障をきたしており、また、都市開発の進展、有明海沿岸部における干潟の発達等を原因とした排水障害により湛水被害が拡大している。

このため、本事業では用水施設の改修や排水施設の新設により通水・排水機能の回復を図り、農地及び農業用施設を災害から護り、土地利用の高度化を実現し、農業経営の安定と近代化を図っている。

本事業の対象外となっていた川上頭首工の改修、機能低下の発生した用水路等の改修を行うため、事業量、事業費、受益面積及び事業期間の見直しを行い、平成 9 年度に事業計画の変更を行った。

イ 事業内容

- i 地 域 佐賀市、小城市（佐賀土地改良区管内）
- ii 受益面積 10,810ha
- iii 総事業費 680 億円
- iv 主要工事 頭首工 川上頭首工改修
用 水 大井手幹線水路 他 7 路線 改修延長 65.1 k m
排 水 城西排水機場 他 11 機場及び付帯排水路 15.3 k m
- v 工 期 平成 2 年度～平成 22 年度
- vi 平成 22 年度をもって事業完了
平成 23 年度に事業費を償還

※ 排水路、排水機場は佐賀市、頭首工、用水路は佐賀土地改良区で維持管理

② 国営総合農地防災事業＜筑後川下流右岸地区＞

ア 事業概要

クリークは農業用水の安定供給や、洪水時に雨水を一時貯留し地域を湛水被害から守るなど、重要な役割を有している。

しかし、近年、法面の崩壊が著しく進行しており、今後、崩壊がさらに進行すれば、周辺の農地や道路への被害が増大するほか、崩壊した土砂の堆積により、排水機能や洪水調整機能が発揮できなくなり、広範囲で湛水被害が生じる恐れがある。

このため、クリークの法面保護を行うことで、クリークが本来有する洪水調整機能を回復し、安心、安全な農業や生活の環境づくりを図る。

イ 事業内容

- i 地 域 佐賀市、小城市、神埼市、みやき町、吉野ヶ里町、上峰町（3市3町）
- ii 受益面積 10,822ha
- iii 総事業費 690億円
- iv 主要工事 クリークの法面保護工 延長 173 km
- v 工 期 平成 24 年度～令和 12 年度
（うち佐賀市分）
受益面積 6,242ha
概算事業費 約 399 億円
延 長 約 100km
令和 6 年度末実績 74.6km（進捗率 74.5%）
令和 7 年度予定 約 3.1km

③ 県営湛水防除事業（クリーク防災機能保全対策事業）

ア 事業目的

筑後川下流地域のクリークは、農業用水の貯水・送水の他、洪水の一時貯留や地域の排水など公益的な機能を有しているが、近年では、都市化・混住化の進行に伴う水利機構の変化により、クリークに対する洪水負荷が増大しており、クリークの法面崩壊及び湛水被害が拡大している状況である。このため、地域の幹線的な水路等に、急激な水位変動を伴う排水管理に耐えうるような護岸整備を行い洪水調整機能の保全・強化を図ることを目的とする。

イ 事業内容

- i 受益面積 約 8,060ha
- ii 工 法 木柵工法（嘉瀬地区のみ張コンクリート工法）
- iii 概算事業費 約 297 億円
- iv 延 長 約 333km
- v 負担割合 国 55%、県 35%、地元 10%（市 5%、農家 5%）
- vi 工 期 平成 24 年度～令和 11 年度

ウ 事業実施状況

地区名	場 所	総延長 (m)	R6 年度ま での実績 (m)	進捗率 (%)	R7 年度の 予定 (m)
佐賀市東部	兵庫、巨勢	36,697	35,130	95.7%	290
佐賀市南東部	北川副、諸富	17,197	17,197	100.0%	0
佐賀市西部	久保田	12,984	12,984	100.0%	0
佐賀市南部	城西、東与賀	75,576	59,992	79.4%	500

大詫間	大詫間	24,068	24,068	100.0%	0
川 副	川副、諸富	112,046	75,330	67.2%	610
東与賀	大授搦、大搦	20,352	17,387	85.4%	400
嘉 瀬	嘉瀬	33,871	3,517	10.4%	240
合 計		332,791	245,605	73.8%	2,040

④ 県営地盤沈下対策事業<佐賀中部地区>

ア 事業目的

地盤沈下に起因する施設の機能を従前の状態に回復するために必要な用水施設や排水施設の新設や改修等を行い、農業生産性の向上と農村地域の保全を図る。

イ 事業概要

国営総合農地防災事業<佐賀中部地区>の付帯関連事業として、地区内末端 300ha 未満の施設について本事業で実施する。

ウ 事業内容

- i 地 域 佐賀市、小城市（佐賀土地改良区管内）
- ii 受益面積 9,391ha
- iii 総事業費 約 176 億円
- iv 主要工事 用水 水路改修 26 km
排水 水路改修 31 km、 排水機場 3 ヶ所
- v 工 期 平成 3 年度～令和 12 年度（完了予定）
- vi 令和 6 年度末進捗率 83%
- vii 令和 7 年度予算 2 億円（予定）
- viii 令和 7 年度事業計画 南川副線（用水路工 L=100m）、芦刈 1 号排水路（排水路工 L=130m、制水門 1 ヶ所、水道管移設設計）

⑤ 国営総合農地防災事業<嘉瀬川上流地区>

ア 事業概要

佐賀市及び小城市に広がる水田の基幹的な農業水利施設である北山ダムにおいて、貯水池法面の崩壊や貯水池内堆砂の進行等により低下したダムの機能回復を図るため、堆砂対策、法面保護及び洪水吐ゲート等の整備を行った。

イ 事業内容

- i 総事業費 54 億円
- ii 受益面積 9,431ha
- iii 事業主体 佐賀土地改良区
- iv 事業期間 平成 23 年度～令和元年度
- v 負担割合 国 70% 県 30%
- vi 事業内容 北山ダム内の法面保護工、堆砂除去、ゲート・管理施設等の改修

(8) 土地改良施設維持管理事業

① 土地改良区事業

土地改良施設の機能の保持と耐用年数の確保に資するため、土地改良区が土地改良施設の維持管理を実施する場合に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

ア 佐賀市土地改良施設維持管理適正化事業補助金

イ 佐賀市ストックマネジメント事業補助金

ウ 佐賀市基盤整備促進事業補助金

	ア 維持管理適正化事業 補助金	イ ストックマネジメント 事業補助金	ウ 基盤整備促進事業 補助金
対象	国の土地改良施設適正化事業に採択された事業	国のストックマネジメント事業に採択された事業	県の基盤整備促進事業実施要綱の暗渠排水型の規定に基づく交付金の交付対象事業
	○用排水路 ○樋門及び樋管	○用排水路 ○制水門・樋門及び樋管	○暗渠排水
補助率	○用排水路 事業費の 28% ○樋門及び樋管 事業費の 36%	○用排水路 事業費の 17.5% ○制水門・樋門及び樋管 事業費の 31.5%	○暗渠排水 事業費の 17.5%
R6 事業 (補助金)	○佐賀市土改区 水路浚渫 (1,400 千円)	○佐賀市土改区 揚水機・水管橋補修工事 (3,798 千円) ○諸富土改区 揚水機補修工事 (1,754 千円) ○川上南部土改区 揚水機補修工事 (1,035 千円) 制水門補修工事 (2,700 千円) ○川副土改区 揚水機補修工事 (11,428 千円) ○大詫間土改区 揚水機補修工事 (403 千円) 制水門補修 (2,498 千円) ○東与賀土地改良区 制水門補修 (3,150 千円)	○佐賀市土改区 暗渠排水工事 (10,264 千円) ○川副町土改区 暗渠排水工事 (12,539 千円)

② 水利施設管理強化事業

地域内の的確な用排水管理を行うため、国営造成施設及び国営附帯造成施設を管理する土地改良区の管理体制の整備・強化を図る。

対象となる土地改良区管内の市町村が受益面積割合に応じて補助金を負担し交付している。

○ 事業対象経費 経常経費（施設管理費、施設費、整備補修費等）の 37.5%以内

	佐 賀 土 地 改 良 区	佐 賀 東 部 土 地 改 良 区
関 係 市 町 村	佐賀市外 1 市	佐賀市外 1 市 3 町
佐 賀 市 負 担 割 合	78.96 %	30.59 %

③ 基幹水利施設管理事業

国営で整備された施設のうち基幹的な施設について、国・県からの補助を受け、管理を行う。平成 20 年度より実施。

ア 補助率 国 30%・県 30%・地元 40%

イ 実施基幹施設 国営徳永線・南里線（筑後川下流 1 地区・2 地区）・城原金立線

ウ 実施施設 国営筑後川下流土地改良事業（徳永線・南里線排水機場）
国営総合農地防災事業（嘉瀬・城西・東与賀第二戊申排水機場）

④ 基幹水利施設ストックマネジメント事業

排水機場等の国営、県営土地改良事業により造成された農業水利施設を、機能診断に基づく機能保全対策工事を実施することにより、財政負担の低減及び対象施設の長寿命化を図る。

ア 補助率 （県営）機能診断、機能保全計画の策定 国 50%・県 50%
機能保全計画に基づく対策工事 国 50%・県 30%・市 20%

※ ダム、排水機場、排水樋門の場合

イ 実施施設 川副西部排水機場（令和元年度まで）
西新地排水機場（令和元年度まで）

○ 佐賀東部 2 期地区

昭和 52 年度から県営かんがい排水事業により現在までに用水を確保し、既存の用排水路を整理統合しながら用排水の合理化を図ってきた。しかし、ゲート整備及び水管橋については事業開始から 30 年以上が経過し施設の老朽化が著しく補修・更新が必要な状況である。

- i 地 域 佐賀東部地区（受益面積 5,440ha）
佐賀県：佐賀市、神埼市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町
福岡県：久留米市、大川市
- ii 総事業費 275,000 千円
- iii 対象路線 徳富線、大堂線、曾根線、詫田線、浮島線
- iv 主要工事 ゲート設備は扉体及び開閉装置の部品交換・補修等
水管橋は本管及び弁類の部品交換・補修等
- v 工 期 令和 2 年度～令和 7 年度

- 丸目地区（丸目排水機場）
 - i 地 域 佐賀市（本庄町、西与賀町）（受益面積 435.6ha）
 - ii 総事業費 949,000 千円
 - ii 工 期 令和 3 年度～令和 9 年度（予定）

⑤ 水路浚渫事業費補助金

佐賀市内（市街化区域を除く）において、農業用水路の用水及び排水を円滑にし、生産力の増強を図る目的で、各生産組合を単位として実施されている水路の浚渫作業に対し、補助を行う。

ア 補助率 人力作業（20%以内）・機械作業（70%以内）

イ 予算額 1,425 千円（予算の範囲内で交付）

(9) 災害復旧事業

豪雨、台風等災害による農地、農業用施設の被害箇所のうち、被害査定額 40 万円以上及び 1 か所工事範囲 150m 以内について復旧工事を行う。

- 補助率

施設	国 65%・地元 35%（市 35%・地元 0%）
農地	国 50%・地元 50%（市 35%・地元 15%）

(10) 多面的機能支払事業（旧農地・水・環境保全向上事業）

農地や農道、水路などの農業生産基盤は、これまで受益者である農業者により保全管理されてきた。しかし、農業者の高齢化、農地の担い手への集積による農家の減少、また混住化などで十分な保全管理が困難になっている。

このため保全管理を農業者だけでなく、地域住民、自治会などの団体が幅広く参加し共同して保全管理を行い、将来にわたり農業農村の基盤を維持し、環境の向上を図る。

① 事業内容（多面） ※令和 6 年度実績

- ア 地 域 佐賀市全域
- イ 活動組織 54 組織（広域組織 1 を含む）
（取組別活動組織数）

	農地維持支払	49 組織（広域組織 1 を含む）
	資源向上支払（共同活動）	40 組織（ " ）
	資源向上支払（長寿命化）	45 組織（ " ）
ウ 対象面積	農地維持支払	8,164 ha
	資源向上支払（共同活動）	7,896 ha
	資源向上支払（長寿命化）	7,985 ha
エ 事業費	627,935 千円（市負担 156,984 千円）	
オ 負担割合	国 50%・県 25%・市 25%	

② 事業内容（田んぼダム）

田んぼダムとは、田んぼの排水口に切り欠きを開けた調整板を設置し、大雨時の水の流出を抑制することで、田んぼがダムの役割を果たす。

多くの地域で田んぼダムに取り組むことで、水路や河川の水位上昇を緩和し、下流域の洪水被害を軽減する効果がある。

ア 地 域	兵庫・巨勢・金立・久保泉全域
イ 活動組織	19 組織（広域組織の 12 組織含む）
ウ 対象面積	501 ha
エ 事業費	令和 7 年度 12,026 千円（市負担 4,009 千円）
オ 事業期間	令和 4 年度～令和 9 年度
カ 負担割合	3 年目まで 県 2,000 円/10a・市 1,000 円/10a 4 年目から 県 1,000 円/10a・市 500 円/10a

(11) その他一般単独事業、起債事業

① 農業用施設新設改良、維持管理修繕工事及び原材料支給

生産組合から申請のあった箇所について、市職員及び地元関係者立ち会いの上、工事査定を行い新設・改良・維持・修繕の請負工事を行い、簡易で地元施工が可能な工事には原材料を支給する。

○ 令和 7 年度事業費	委託料	8,000 千円
	工事請負	53,325 千円
	原材料支給	10,010 千円

② 排水機場等管理

佐賀大学周辺を含む佐賀南西部地域の湛水排除を目的とし、洪水時における排水機場の運転管理を行う。

○ 令和 7 年度事業費 50,916 千円

佐賀市管理農林関係排水機場							
	排水機場名	竣工年	形 式 排水能力		排水機場名	竣工年	形 式 排水能力
		管 理 受諾年				管 理 受諾年	
1	嘉 瀬 （基幹水利施設管理事業）	H13	横軸斜流 φ 1800*3	10	徳 永 線 （基幹水利施設管理事業）	H16	横軸斜流 φ 1000*2
		H23	7.3*3=22.0 [t/s]			H20	2.5*2=5.0 [t/s]
2	城 西 （基幹水利施設管理事業）	H9	横軸斜流 φ 1650*3	11	川副東部	S59	立軸斜流 φ 800*3
		H23	6.0*3=18.0 [t/s]			S60	1.33*3=4.0 [t/s]
3	丸 目	S56	横軸斜流 φ 1350*3	12	第 2 戊申 （東与賀） （基幹水利施設管理事業）	H19	横軸斜流 φ 1500*3
		S57	3.3*3=10.0 [t/s]			H23	5.3*3=16.0 [t/s]
4	得 仏 （国交省）	S59	立軸斜流 φ 700*2	13	久保田第 1 （下新ヶ江）	H9	横軸斜流 φ 1200*2
			1.0*2=2.0 [t/s]			H23	2.5*2=5.0 [t/s]
5	得 仏 （県）	H9	立軸斜流 φ 600*1	14	久保田第 1 （西新地）	S58	横軸斜流 φ 800*2
			0.8*1=0.8 [t/s]				1.5*2=3.0 [t/s]

6	川 上	H12	横軸斜流 φ 1350*3 3.7*3=11.0 [t/s]	15	久保田第 2 (江戸)	H14	横軸斜流 φ 1000*1 2.5*1=2.5 [t/s]
		H23				H23	
7	南 里 線 (基幹水利施設管理事業)	H13	横軸斜流 φ 1350*2 4.0*2=8.0 [t/s]	16	久保田第 2 (干拓)	S59	横軸斜流 φ 1000*2 2.5*2=5.0 [t/s]
		H20				S60	
8	川副西部	S57	φ 1100*1+1200*2 2.0+3.0*2=8.0 [t/s]	17	福 富	H13	横軸斜流 φ 800*2 1.5*2=3.0 [t/s]
		S58				H13	
9	湾 道	H21	立軸水中斜流 φ 400*2 0.3*2=0.6 [t/s]	18	久留間	H27	立軸斜流 φ 600*3 0.83*3=2.5 [t/s]
		H23				H30	

③ 農村公園等維持管理

集落内の生活環境の保全及び活性化を図るため、農村総合整備モデル事業や農村振興総合整備事業により整備された施設の維持を行う。

○ 農村公園施設の維持管理費 令和 7 年度 2,937 千円

④ 横堤保存事業

横堤は、神崎市との境から巨勢川までの延長 1,650m（面積 6,777 m²）にわたる緑地帯で、佐賀平野に残された貴重なグリーンベルト、生態系ネットワークの拠点、ふるさとの原風景、歴史的遺産として保存を目的とした維持管理を行う。

○ 事業費 令和 7 年度 1,597 千円（維持管理業務委託）

⑤ 水草除去事業

農業農村整備事業で造成された基幹的農業用排水路の機能保全を図るとともに地域住民の環境保全に対する意識の向上に資する。

○ 事業費 令和 7 年度 5,295 千円

⑥ 水草除去強化支援事業

平成 25 年度から本格的に実施されているクリーク防災事業を契機に市内全域での水草除去を行い、有明海への水草の流出防止による海苔の品質向上及び特定外来種（ナガエツルノゲイトウ等）の新種の水草の初期段階での撲滅を図る。

ア 事業対象 クリーク防災整備以外の市内全域の水路（約 370 km）

イ 事業期間 平成 25 年度～令和 13 年度

ウ 事業費 令和 7 年度 55,000 千円

都市戦略部

1 都市計画

(1) 都市計画区域

現行の都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）は、大正 8 年に制定された旧都市計画法が廃止され、新たに制定されたものである。

「都市計画区域」は、一体の都市として総合的に整備し、開発し、保全する必要がある区域であり、本市の一部地域が「佐賀都市計画区域」として指定されている。

○ 佐賀都市計画区域変遷表（佐賀市）（令和 7 年 4 月 1 日現在） 単位：ha

告示年月日	都市計画 区域面積	行政区域 面積	区 域 範 囲
—	14,458	—	佐賀市全域 10,376 諸富町全域 1,202 大和町の一部 2,880 ※1
平 22.10.1	22,085	43,142	川副都市計画を変更して川副町の全域、東与賀町 及び久保田町の全域を佐賀都市計画区域とした。 佐賀市全域 10,376 諸富町全域 1,202 大和町の一部 2,880 川副町全域 4,649 東与賀町全域 1,539 久保田町全域 1,439
—	—	43,184	※2
—	—	43,182	※3
—	—	43,181	※4

※1 平成 17 年合併時の佐賀都市計画区域面積

※2 国土地理院が平成 26 年 10 月 1 日時点の「全国都道府県市区町村別面積調」に用いる計測方法の変更と計測の基礎となる地図の切り替えを行ったことにより、より正確となったものである。

※3 国土地理院が令和 3 年 1 月 1 日時点の「全国都道府県市区町村別面積調」で公表した面積値計測に使用する電子国土基本図の更新に伴い、面積が変更となっている。

※4 国土地理院が令和 6 年 1 月 1 日時点の「全国都道府県市区町村別面積調」で公表した面積値計測に使用する電子国土基本図の更新に伴い、面積が変更となっている。

〔参考〕 佐賀都市計画区域変遷表（旧佐賀市） 単位：ha

告示年月日	都市計画 区域面積	行政区域 面積	区 域 範 囲
昭 3. 9. 6	909	909	佐賀市全域
昭 5. 4. 21	2,855	909	佐賀市全域 兵庫村の一部 巨勢村の一部 鍋島村の一部 本庄村の一部 高木瀬村の一部 北川副村の一部 西与賀村の一部

昭 29. 3. 31	5,787	4,657	<p>昭和 29 年 3 月 31 日、佐賀市が巨勢村、兵庫村、高木瀬村、西与賀村、嘉瀬村との合併、同時に都市計画区域を変更した。</p> <p>佐 賀 市 4,657</p> <p>旧佐賀市 909 新高木瀬町 701</p> <p>新巨勢町 415 新西与賀町 538</p> <p>新兵庫町 1,114 新嘉瀬町 980</p> <p>本 庄 村 416 鍋 島 村 462</p> <p>北川副村 252</p>
昭 33. 7. 1	3,323.6	10,368	<p>昭和 30 年、11 町村との合併を完了し、都市計画区域を再検討し変更した。</p> <p>○本庁管内全域</p> <p>○巨勢町大字牛島・高尾</p> <p>○北川副町大字木原・新郷</p> <p>○本庄町大字袋・本庄・正里・末次</p> <p>○西与賀町大字厘外</p> <p>○兵庫町大字藤木・西湊・湊</p> <p>○鍋島町大字八戸溝・八戸</p> <p>○高木瀬町大字高木・東高木</p>
昭 35. 3. 9	3,335	10,368	新たに、西与賀町大字今津 11.4ha を都市計画区域に編入した。
昭 46. 7. 5	14,429	10,368	<p>大和都市計画を変更し、大和町全域より山村振興地域 2,672ha を除く地域、佐賀市及び諸富町の全域を佐賀都市計画区域とした。</p> <p>佐賀市全域 10,368</p> <p>諸富町全域 1,220</p> <p>大和町の一部 2,841</p>
—	14,458	10,376	<p>佐賀市全域 10,376 (※1)</p> <p>諸富町全域 1,202 (※2)</p> <p>大和町の一部 2,880 (※2)</p>

※1 面積は建設省が昭和 63. 10. 1 現在で境界未定（佐賀市及び神埼郡神埼町）の合計面積として公表したものを従来の面積比で按分したものである。

※2 国土地理院が「全国都道府県市区町村別面積調」に用いる国土地理院発行の地図の縮尺が、昭和 63. 10. 1 現在の公表値より、5 万分の 1 から 2 万 5 千分の 1 に変更になり、より正確となったものである。

〔参考〕 佐賀都市計画区域変遷表（諸富町）

単位：ha

告示年月日	都市計画 区域面積	行政区域 面 積	区 域 範 囲
昭 46. 7. 5	14,429	1,220	<p>大和都市計画を変更し、大和町全域より山村振興地域 2,672ha を除く地域、佐賀市及び諸富町の全域を佐賀都市計画区域とした。</p> <p>佐賀市全域 10,368 諸富町全域 1,220</p> <p>大和町の一部 2,841</p>
—	14,458	1,202	<p>佐賀市全域 10,376 (※1)</p> <p>諸富町全域 1,202 (※2)</p> <p>大和町の一部 2,880 (※2)</p>

※1 面積は建設省が昭和 63. 10. 1 現在で境界未定（佐賀市及び神埼郡神埼町）の合計面積として公表したものを従来の面積比で按分したものである。

※2 国土地理院が「全国都道府県市区町村別面積調」に用いる国土地理院発行の地図の縮尺が、昭和 63. 10. 1 現在の公表値より、5 万分の 1 から 2 万 5 千分の 1 に変更になり、より正確となったものである。

〔参考〕 佐賀都市計画区域変遷表（大和町）

単位：ha

告示年月日	都市計画 区域面積	行政区域 面積	区 域 範 囲
昭 35. 7. 8	1, 181 (大和都市 計画区域)	5, 513	大和町の一部を大和都市計画区域とした。
昭 46. 7. 5	14, 429	5, 513	大和都市計画を変更し、大和町全域より山村振 興地域 2, 672ha を除く地域、佐賀市及び諸富町 の全域を佐賀都市計画区域とした。 佐賀市全域 10, 368 諸富町全域 1, 220 大和町一部 2, 841
—	14, 458	5, 542	佐賀市全域 10, 376 (※1) 諸富町全域 1, 202 (※2) 大和町の一部 2, 880 (※2)

※1 面積は建設省が昭和 63. 10. 1 現在で境界未定（佐賀市及び神埼郡神埼町）の合計面積として公表したものを従来の面積比で按分したものである。

※2 国土地理院が「全国都道府県市区町村別面積調」に用いる国土地理院発行の地図の縮尺が、昭和 63. 10. 1 現在の公表値より、5 万分の 1 から 2 万 5 千分の 1 に変更になり、より正確となったものである。

〔参考〕 佐賀都市計画区域変遷表（川副町）

単位：ha

告示年月日	都市計画 区域面積	行政区域 面積	区 域 範 囲
平 2. 6. 30	4, 649 (川副都市 計画区域)	4, 649	川副町の全域を川副都市計画区域とした。

(2) 市街化区域と市街化調整区域

都市計画区域において、都市の無秩序な市街化を防止し、計画的に市街化を図ることを目的として、「市街化区域」と「市街化調整区域」が定められている。

「市街化区域」は、すでに市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域であり、「市街化調整区域」は、市街化を抑制すべき区域である。

○ 佐賀市（令和 7 年 4 月 1 日現在）

単位：ha

都 市 計 画 決 定		内 容	面 積	
年 月 日	告示番号		市 街 化 区 域	市 街 化 調整区域
—	—	平成 17 年 10 月 1 日、1 市 3 町 1 村により市町村合併した。	2,950	11,508
—	—	平成 19 年 10 月 1 日、1 市 3 町により市町村合併した。	2,950	11,508
平 22. 10. 1	佐賀県告示第 340 号	川副町、東与賀町及び久保田町の全域を市街化調整区域に編入した。	2,950	19,135
平 30. 9. 28	佐賀県告示第 391 号	都市計画に関する基礎調査の結果により、区域区分線を見直した。	2,955	19,130

[参考] 旧佐賀市

単位：ha

都 市 計 画 決 定		内 容	面 積	
年 月 日	告示番号		市 街 化 区 域	市 街 化 調整区域
昭 46. 7. 6	佐賀県告示第 340 号	旧佐賀市全域及び巨勢町、北川副町、本庄町、西与賀町、鍋島町、高木瀬町の一部を市街化区域とした。	2,118	8,250
昭 55. 11. 1	佐賀県告示第 740 号	鍋島町、高木瀬町の一部（150ha）を市街化区域に編入した。	2,268	8,100
昭 63. 1. 5	佐賀県告示第 1 号	兵庫町の一部（67ha）を市街化区域に編入した。	2,335	8,033
※			10,376	
平 10. 9. 2	佐賀県告示第 484 号	兵庫町の一部（132ha）を市街化区域に編入した。	2,467	7,909
平 10. 12. 18	自治省告示第 285 号	金立町大字金立の一部（1ha）と佐賀郡大和町大字久池井の一部（1ha）の市町の境界変更に伴い市街化区域及び市街化調整区域を修正した。	2,466	7,910

※ 面積は建設省が昭和 63. 10. 1 現在で境界未定（佐賀市及び神埼郡神埼町）の合計面積として公表したものを従来の面積比で按分したものである。

[参考] 諸富町

単位：ha

都 市 計 画 決 定		内 容	面 積	
年 月 日	告示番号		市 街 化 区 域	市 街 化 調整区域
昭 46. 7. 6	佐賀県告示第 340 号	大字寺井津、大字為重、大字山領、大字諸富津及び大字徳富の一部を市街化区域とした。	228	992

昭55. 11. 1	佐賀県告示 第 740 号	徳富地区外（26ha）を市街化区域に編入した。	254	966
※			1, 202	

※ 国土地理院が「全国都道府県市区町村別面積調」に用いる国土地理院発行の地図の縮尺が、昭和 63.10.1 現在の公表値より、5 万分の 1 から 2 万 5 千分の 1 に変更になり、より正確となったものである。

[参考] 大和町

単位：ha

都 市 計 画 決 定		内 容	面 積	
年 月 日	告示番号		市 街 化 区 域	市 街 化 調整区域
昭46. 7. 6	佐賀県告示 第 340 号	大字尼寺の一部と大字久池井の一部を市街化区域とした。	220	2, 621
※			2, 880	
平10. 9. 2	佐賀県告示 第 483 号	大字久池井の一部（9.3ha 小川東地区）を市街化区域に編入した。	229	2, 651
平10. 12. 18	自治省告示 第 285 号	大字久池井の一部（1ha）と佐賀市金立町大字金立の一部（1ha）の市町の境界変更に伴い市街化区域及び市街化調整区域を修正した。	230	2, 650

※ 国土地理院が「全国都道府県市区町村別面積調」に用いる国土地理院発行の地図の縮尺が、昭和 63.10.1 現在の公表値より、5 万分の 1 から 2 万 5 千分の 1 に変更になり、より正確となったものである。

[参考] 川副町・東与賀町・久保田町

単位：ha

都 市 計 画 決 定		内 容	面 積	
年 月 日	告示番号		市 街 化 区 域	市 街 化 調整区域
平22. 10. 1	佐賀県告示 第 340 号	川副町、東与賀町及び久保田町の全域を市街化調整区域に編入した。	—	7, 627

(3) 用途地域

都市活動の機能性、安全性、快適性等の増進を目的とした土地利用計画を決定するにあたって、発展の経緯、空間的構造等を把握すると共に将来の人口・産業等の規模を想定して、都市としての適正な機能及び環境を維持できるよう指定している。

本市においては、昭和 13 年に用途地域の区域指定を受け、その後数度の変更を重ね、法改正により昭和 48 年に 8 種類の用途地域を指定した。

その後、平成 4 年の法改正により用途地域が 8 種類から 12 種類に細分化されたことに伴い、平成 8 年 4 月 1 日に新用途地域を指定した。

令和 7 年 4 月 1 日現在

種 類		面 積 (ha)	面積割合 (%)	建蔽率 (%)	容積率 (%)
住居系	第一種低層住居専用地域	311.6	10.5	50	80
	小 計	20.8	0.7	60	100
	第二種低層住居専用地域	332.4	11.2		
	第一種中高層住居専用地域	10.2	0.4	50	80
	小 計	593.3	20.1	60	200
	第二種中高層住居専用地域	8.5	0.3	60	150
	第一種住居地域	601.8	20.4		
	第二種住居地域	151.1	5.1	60	200
	準住居地域	777.4	26.3	60	200
	計	150.6	5.1	60	200
商業系	近隣商業地域	98.6	3.3	60	200
	商業地域	196.6	6.7	80	200
	小 計	130.5	4.4	80	400
	計	37.3	1.3	80	500
工業系	準工業地域	167.8	5.7		
	工業地域	349.1	11.8	60	200
	工業専用地域	77.6	2.6	60	200
計		41.9	1.4	60	200
		2,955.1	100.0		

(4) 特別用途地区

特別用途地区は、用途地域内においてその用途を補完し、特別の目的から土地利用の増進、環境の保護等を図るために定めるものであり、この地区では用途地域による制限のほか、地方公共団体の条例により地区の特性に応じた規制が行われる。

本市においては、都市計画法第 8 条第 1 項第 2 号による特別用途地区として、次表のとおり指定しており、「佐賀市特別用途地区建築条例」及び「佐賀市特別工業地区条例」を制定している。

① 文教地区

この地区は、佐賀市中心部にあり、学校・図書館・博物館等の教育文化施設が集中的に立地しており、この地区の教育文化の環境を保護するため文教地区に指定した。

② 第 1 種特別業務地区及び第 2 種特別業務地区

佐賀駅の高架事業に伴い鍋島駅が貨物駅となったため、貨物運送業・倉庫業及び卸売業等の流通関係施設の集団立地を図るため、鍋島駅南側の土地区画整理事業地域内の都市計画道路上多布施町北島線以北を第 1 種特別業務地区に、それ以南及び東側にある準工業地域を第 2 種特別業務地区に指定した。

③ 第 3 種特別業務地区

主要幹線道路（都市計画道路環状南線・環状北線）の開通に伴い、自動車の販売及び整備等の自動車関係業種の再配置が必要と考えられ、これら特別業種の集中立地と利便を図るため、幹線道路沿線を第 3 種特別業務地区に指定した。

④ 特別工業地区

早津江川沿いの寺井津に位置する集落地は、漁家の住宅及び作業場が多く立地しており、この地区に乾海苔及び味付海苔製造等の海苔加工施設の立地を誘導し地場産業を育成するため、国道 444 号線（旧道）以南に特別工業地区を指定した。

令和 7 年 4 月 1 日現在

地 区 別	面 積	最終指定年月日	当初指定年月日
文 教 地 区	129.3ha	平成 30 年 9 月 28 日 佐賀市告示第 135 号	昭和 48 年 12 月 27 日 佐賀市告示第 94 号
第 1 種特別業務地区	14.2ha	平成 30 年 9 月 28 日 佐賀市告示第 135 号	昭和 48 年 12 月 27 日 佐賀市告示第 94 号
第 2 種特別業務地区	22.1ha	平成 30 年 9 月 28 日 佐賀市告示第 135 号	昭和 48 年 12 月 27 日 佐賀市告示第 94 号
第 3 種特別業務地区	72.2ha	平成 30 年 9 月 28 日 佐賀市告示第 135 号	昭和 48 年 12 月 27 日 佐賀市告示第 94 号
特 別 工 業 地 区	21.6ha	平成 30 年 9 月 28 日 佐賀市告示第 135 号	昭和 48 年 12 月 27 日 諸富町告示第 76 号
計	259.4ha		

(5) 高度地区

高度地区は、建築物の高さについて用途地域を補完するもので、「市街地の環境を維持するため、建築物の『最高限度』を定める」ものと「市街地の土地利用の増進を図るため建築物の『最低限度』を定める」ものとの 2 種類がある。

本市においては、『最高限度』を定めている。

令和 7 年 4 月 1 日現在

種 類	面 積	建築物の高さの最高限度	告示年月日
高 度 地 区 (城内周辺地区)	約 92.0ha	1 建築物の高さの最高限度は、15m とする。 2 建築物（軒の高さが 7m 未満かつ地階を除く階数が 2 以下のものを除く。）の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が 8m 以下の範囲にあっては当該水平距離に 1.25 を乗じて得たものに 5m を加えたもの以下とする。	平成 14 年 9 月 13 日 佐賀市告示第 99 号

(6) 高度利用地区

市街地における土地利用の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る地区である。この地区では、容積率の最高限度、最低限度及び建築面積の最低限度等を定めている。

令和 7 年 4 月 1 日現在

種 類	面 積	容積率の 最高限度	容積率の 最低限度	建 蔽 率 の 最 高 限 度	建築面積の 最 低 限 度	指 定 年月日
高度利用地区 (佐賀中央第1地区)	約 0.9ha	500% 以下	200% 以上	80% 以下	200 m ² 以上	平成 2 年 3 月 28 日
・市街地再開発事業施行区域 ・壁面の位置の制限なし ※ ただし、建蔽率の最高限度は、建築基準法第 53 条第 3 項各号のいずれかに該当する建築物にあっては 10%を、同項第 1 号及び第 2 号に該当する建築物又は同条第 4 項第 1 号に該当する建築物にあっては 20%をそれぞれ加えた数値とする。						

(7) 防火地域及び準防火地域

市街地における火災の危険を防除するため、防火地域及び準防火地域に指定している。
この地域では、建築物を耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要する。

令和 7 年 4 月 1 日現在

種 別	面 積	最終指定年月日 告 示 番 号	備 考
防火地域	1.72ha	昭和 35 年 3 月 29 日 建設省告示第 395 号	中央大通り一帯 (道路両側とも奥行き 11m) 準防火地域より分離
準防火地域	459.68ha	昭和 35 年 3 月 29 日 建設省告示第 395 号	当初指定年月日 昭和 24 年 8 月 29 日 建設省告示第 739 号 461.4ha

(8) 風致地区

都市において自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観を維持するために定め、「佐賀市風致地区内における建築等の規制に関する条例」の適用を受ける。この条例により建築物の建築、土地の形質の変更又は木材の伐採等の行為についてあらかじめ市長の許可を必要とする。

令和 7 年 4 月 1 日現在

名 称	位 置	面 積	最終指定年月日	当初指定年月日
神野公園風致地区	神園四丁目地内	6.4ha	平成 26 年 5 月 30 日 佐賀市告示第 100 号	昭和 25 年 7 月 5 日 建設省告示第 696 号 15.0ha
松原公園風致地区	松原二丁目地内	7.0ha	平成 26 年 5 月 30 日 佐賀市告示第 100 号	昭和 25 年 7 月 5 日 建設省告示第 696 号 8.0ha

(9) 地区計画

地区計画とは、同じ特性をもった地区（一定のまとまりのある街区や市街地）において、その特性に応じた良好なまちづくりを目指し、土地の所有者、関係権利者などと行政が一緒になってつくる、建築に関する制限などのきめ細かいルールである。

地区計画は次の二つから構成されている。

① 地区計画の方針

将来、地区をどのようにするかという地区の将来構想を定めるものであり、地区計画の目標や地区の整備、開発及び保全の方針を決める。

② 地区整備計画

地区の方針に沿って具体的なルールを定めるものであり、地区計画区域の全部又は一部に、道路、公園、広場などの施設の配置や建築物等に関する制限などを詳しく定める。

※ 具体的な規制があり、届出も必要となる。

本市においては、兵庫北地区地区計画、佐賀城内地区地区計画、新県立病院建設地区地区計画、藤木西地区地区計画、東山田地区地区計画及び川上地区地区計画の都市計画決定を行った。

令和 7 年 4 月 1 日現在

名 称	位 置	面 積	最終指定年月日	当初指定年月日
兵 庫 北 地 区	兵庫北一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目及び七丁目地内	123.4 ha	平成 27 年 3 月 10 日 佐賀市告示第 40 号	平成 18 年 5 月 24 日 佐賀市告示第 113 号
佐 賀 城 内 地 区	城内一丁目、城内二丁目、水ヶ江一丁目、水ヶ江三丁目地内	64.0 ha	平成 22 年 2 月 19 日 佐賀市告示第 23 号	平成 19 年 4 月 20 日 佐賀市告示第 79 号
新 県 立 病 院 建 設 地 区	嘉瀬町大字中原字三本黒木籠及び字五本谷籠地内	6.4 ha	平成 20 年 10 月 1 日 佐賀市告示第 183 号	平成 20 年 10 月 1 日 佐賀市告示第 183 号
藤 木 西 地 区	兵庫町大字藤木字一本松地内	2.2 ha	平成 25 年 3 月 19 日 佐賀市告示第 35 号	平成 25 年 3 月 19 日 佐賀市告示第 35 号
東 山 田 地 区	大和町大字東山田及び大字川上地内	7.7 ha	平成 31 年 2 月 1 日 佐賀市告示第 14 号	平成 31 年 2 月 1 日 佐賀市告示第 14 号
川 上 地 区	大和町大字川上地内	14.5 ha	令和 5 年 10 月 10 日 佐賀市告示第 157 号	令和 5 年 10 月 10 日 佐賀市告示第 157 号

(10) 土地区画整理事業

土地区画整理事業は、土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の促進を図るため、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更を行う事業である。

○ 土地区画整理事業一覧表（佐賀市）

地区名	施行者	施行面積 (ha)	区域 決定 年月日	事業 認可 年月日	施行 年度	総事 業費 (百万円)	減歩率 (%)	整備 状況	概 要
佐 賀	佐賀市	13.5	S12 3.31	不明	S13～ S15	不明	不明	施行済	不明
神 野 (第1工区)	佐賀市	33.3	S31 10.8	S32 5.4	S35～ S52	950	16.8	施行済	第1工区(33.3ha) 第2工区(50.2ha) 佐賀駅高架事業と同時
神 野 (第2工区)	佐賀市	50.2	S31 10.8	S32 5.4	S42～ S56	3,498	19.8	施行済	に施行し、駅周辺の街 づくりをした。 第3工区(26.9ha)
神 野 (第3工区)	佐賀市	26.9	S47 2.4	S47 10.11	S47～ S55	1,138	17.5	施行済	鍋島駅周辺を貨物駅流 通センターとして整備 した。
西神野	組 合	34.6	S48 11.9	S49 1.28	S48～ S55	1,322	25.2	施行済	佐賀競馬場の鳥栖市移 転に伴い跡地を中心と して市街地を造成し た。
八戸溝	共 同	10.2	—	S50 7.2	S50～ S51	348	37.0	施行済	環状北線の開通と、貨 物駅の移転に伴い環状 北線沿いに商業卸売団 地を整備した。
鍋 島	組 合	93.4	S55 11.1	S56 2.6	S55～ H2	6,710	27.6	施行済	佐賀医科大学（現佐賀 大学医学部）の開設に 伴い、学園都市として の街づくりを目的とし て整備した。
兵 庫	組 合	66.7	S63 1.5	S63 2.10	S62～ H9	11,201	30.4	施行済	東部地域の開発の一環と して環状東線を中心とす る都市計画道路の整備と 併せて健全な市街地の形 成を図るため整備した。
兵庫北	組 合	120.7	H10 9.2	H10 10.16	H10～ H26	16,638	33.6	施行済	兵庫土地区画整理地区 と一体的な整備を図る と共に都市計画道路の 整備と併せて健全な市 街地の形成を図った。

旧佐賀市計		449.5							
諸富町 大津	組 合	5.4	—	H3 7.19	H3～H6	399	33.1	施行済	市街化区域の農地であり、河川整備と良好な住宅市街地の供給を目的として整備した。
大和町 国分	組 合	0.8	—	H5 9.22	H5～H8	86	35.2	施行済	市街化区域の農地であり、街路や下水路整備を先行して、良好な住宅市街地の供給を目的として整備した。
大和町 新道	組 合	1.7	—	H7 1.25	H6～ H12	215	35.6	施行済	無秩序な市街化に対処するため、事業を実施して公共施設の整備などで健全な市街地の形成を図った。
大和町 小川東	組 合	8.8	—	H12 9.29	H12～ H18	850	56.7	施行済	高速道路の I C に近く、都市基盤の整備と快適な住宅市街地の形成を図った。
旧郡部		16.7							
計	13	466.2							

(11) 立地適正化計画

平成 26 年 8 月に都市再生特別措置法が改正され、利便性の高い市街地に都市機能を集約するとともに居住をゆるやかに誘導することで、コンパクトで持続可能な都市を目指す「立地適正化計画制度」が創設された。

上記の考えを踏まえ、令和 6 年 4 月に「佐賀市立地適正化計画」を策定し、市街化区域内に居住誘導区域と都市機能誘導区域を定めた。

※都市計画区域内で一定の開発・建築等行為を行う場合、届出が必要となる。

○ 佐賀市立地適正化計画

① 居住誘導区域

令和 7 年 4 月 1 日現在

名 称	面 積	変更年月日	当初公表年月日
中心拠点居住誘導区域	2,400ha	—	令和 6 年 4 月 1 日
諸富地域拠点居住誘導区域	170ha	—	令和 6 年 4 月 1 日
大和地域拠点居住誘導区域	230ha	—	令和 6 年 4 月 1 日
計	2,800ha		

② 都市機能誘導区域

令和 7 年 4 月 1 日現在

名 称	面 積	変更年月日	当初公表年月日
佐賀駅周辺拠点都市機能誘導区域	400ha	—	令和 6 年 4 月 1 日
諸富地域拠点都市機能誘導区域	20ha	—	令和 6 年 4 月 1 日
大和地域拠点都市機能誘導区域	15ha	—	令和 6 年 4 月 1 日
計	435ha		

2 都市緑化の推進

都市のみどりは、大気の浄化をはじめ生活環境の保全や都市景観を向上する等、多様な機能を持つものであり、快適でうるおいのある都市環境を形成する上で、極めて重要な役割を果たしている。

農村部の楊柳、鎮守の森や城内の老楠、貫通道路のいちよう並木は佐賀の誇りであり、象徴でもある。また、市民の憩いの場として、身近にある街区公園や近隣公園、地区公園、都市の代表的な総合公園、市町の区域を超える広域レクリエーション需要の充実に資する広域公園、史跡の保全を目的とする特殊公園、都市の自然的環境の保全及び都市景観の向上等を図る都市緑地、災害時の避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図る緑道が開設されている。

(1) 都市公園・緑地総括表

(令和7年4月1日現在)

区 分		面 積 (ha)	箇 所	令和2年度 国勢調査人口	市民一人当たり 面 積 (㎡)
公 園	計 画	150.96	43	233,301 人	6.47
	開 設	150.02	61		6.43
緑 地	計 画	48.07	4		2.06
	開 設	33.07	11		1.42
合 計	計 画	199.03	47		8.53
	開 設	183.09	72		7.84

(2) 佐賀都市計画公園一覧表

(令和7年4月1日現在)

種 別	公 園 番 号			公 園 名	計画面積 (ha)	開 設
	区分	規模	番号			
街区公園 【計画】31カ所・7.66ha 【開設】45カ所・11.74ha	2	2	1	中 の 小 路 公 園	0.22	0.22
	2	2	2	堀 江 公 園	0.16	0.16
	2	2	3	三 溝 公 園	0.26	0.26
	2	2	4	古 賀 公 園	0.17	0.17
	2	2	5	新 家 公 園	0.29	0.29
	2	2	6	草 場 公 園	0.20	0.20
	2	2	7	大 藤 公 園	0.29	0.29
	2	2	8	田 代 公 園	0.36	0.34
	2	2	9	市 役 所 前 公 園	0.14	—
	2	2	10	八 戸 溝 公 園	0.31	0.31
	2	2	11	新 川 公 園	0.14	0.14
	2	2	12	天 神 公 園	0.25	0.25
	2	2	13	西 神 野 記 念 公 園	0.59	0.59

種 別	公 園 番 号			公 園 名	計画面積 (ha)	開 設
	区分	規模	番号			
街区公園 【計画】31カ所・7.66ha 【開設】45カ所・11.74ha	2	2	14	下 田 公 園	0.25	0.25
	2	2	15	大 財 公 園	0.21	0.21
	2	2	16	西 大 島 公 園	0.12	0.12
	2	2	17	高 木 公 園	0.13	0.13
	2	2	18	多 布 施 公 園	0.25	0.25
	2	2	19	新 栄 公 園	0.11	0.11
	2	2	20	新 村 公 園	0.10	0.10
	2	2	21	南 佐 賀 公 園	0.49	0.49
	2	2	22	鍋島区画記念公園	0.24	0.24
	2	2	23	し ら さ ぎ 公 園	0.20	0.20
	2	2	24	西 中 野 公 園	0.20	0.20
	2	2	25	東 中 野 公 園	0.20	0.20
	2	2	26	昭 栄 公 園	0.41	0.41
	2	2	27	東 寺 小 路 公 園	0.24	0.24
	2	2	28	下 村 公 園	0.10	0.10
	2	2	29	北 川 副 南 公 園	0.64	0.64
	2	2	101	西 寺 井 児 童 公 園	0.16	0.14
	2	2	201	築 山 児 童 公 園	0.23	0.32
	—	—	—	諸富鉄橋展望公園	—	0.47
	—	—	—	大 津 児 童 公 園	—	0.12
	—	—	—	サイクルパーク小杭公園	—	0.34
	—	—	—	修 理 田 公 園	—	0.10
	—	—	—	土 井 公 園	—	0.20
	—	—	—	藤木天満宮公園	—	0.08
	—	—	—	藤 木 中 央 公 園	—	0.10
	—	—	—	藤 木 公 園	—	0.71
	—	—	—	西中野天満宮公園	—	0.16
	—	—	—	ね む の き 公 園	—	0.47
	—	—	—	西 中 野 西 公 園	—	0.57
	—	—	—	明 見 小 公 園	—	0.05
	—	—	—	西 中 野 橋 公 園	—	0.07
	—	—	—	久保田ふれあいクリーク公園	—	0.31
	—	—	—	東与賀ふれあい公園	—	0.42
近隣公園 【計画】5カ所・12.30ha 【開設】8カ所・17.21ha	3	2	1	大 溝 公 園	1.00	1.00
	3	4	2	蓮 池 公 園	4.60	3.00
	3	3	3	本 庄 公 園	2.00	2.00
	3	3	4	巨 勢 公 園	2.90	2.51
	3	3	101	諸 富 公 園	1.80	1.94
	—	—	—	夢 咲 公 園	—	3.60

種 別	公 園 番 号			公 園 名	計画面積 (ha)	開 設
	区分	規模	番号			
	—	—	—	トシボの池公園	—	2.37
	—	—	—	高木瀬ふれあい公園	—	0.93
地区公園	5	4	1	神 野 公 園	5.60	5.40
【計画】3カ所・17.60ha	4	4	201	大 和 中 央 公 園	7.90	7.85
【開設】3カ所・17.35ha	4	4	1	佐 野 記 念 公 園	4.10	4.10
総合公園	5	5	2	佐 賀 城 公 園	33.20	28.60
【計画】2カ所・60.60ha	5	5	4	金 立 公 園	27.40	25.91
【開設】3カ所・63.35ha	—	—	—	干 潟 よ か 公 園	—	8.84
広域公園	9	6	2	森 林 公 園	52.40	40.00
特殊公園	8	2	1	松 原 公 園	0.40	0.37
都市緑地 【計画】3カ所・47.57ha 【開設】9カ所・31.99ha	第1号 嘉瀬川緑地				9.00	4.60
	第2号 中の島緑地				6.50	3.90
	第3号 多布施川河畔公園				32.07	21.24
	— どんどんどんの森ふれあい広場				—	1.54
	— ルックワールド				—	0.13
	— 大津ふれあい公園				—	0.05
	— 大津緑地				—	0.09
	— ファニチャーパーク				—	0.11
	— 諸富家具団地緑地				—	0.33
緑 道	第4号 青丸緑道				0.50	0.63
【計画】1カ所・0.50ha	— 山領緑道				—	0.45
合 計						
〔計画〕47カ所・199.03ha						
〔開設〕72カ所・183.30ha その他（開発公園等494カ所25.40ha）						

※ 佐賀市内において1人当たりの公園面積7.85㎡（1,833,067㎡÷233,301人）

※ 人口：令和2年国勢調査

(3) 緑化活動の推進

樹木や花などのみどりは、二酸化炭素の吸収、大気の浄化、地球温暖化の防止等の機能を有している。また、人と自然が共生する良好な都市環境の形成に大きく寄与することから、みどりあふれるまちづくりを推進するために様々な事業に取り組んでいる。

① 緑化推進事業

ア 花づくりボランティア団体及び自治会等への花苗等の支援

自主的かつ継続的に緑化活動を行う花づくりボランティア団体（203団体）へ花苗及び緑化資材を配布している。（R6花苗122,314苗、球根17,200個、種12kg、その他肥料・土などの資材）

※ 花苗122,314苗のうち70,000苗は、福祉事業所に育苗を委託

イ 公共施設への花苗配布

保育・幼稚園及び小・中学校、高等学校及び公民館等の公共施設に年2回花苗の配布を行っている。(R6 花苗 60,000 苗 春 246 箇所、秋 246 箇所)

※ 花苗はすべて福祉事業所に育苗を委託

ウ 緑化協定・緑化支援補助

市民及び事業者が、接道部の緑化を推進することを市と協定締結した場合、植栽等の経費について支援を行っている。

補助金額：緑化経費の1/2 (上限は5万円)

(R6 緑化支援補助金交付実績なし)

エ 民間施設・公共施設の緑化協議

一定規模以上の開発等の行為を行う場合「佐賀市みどりあふれるまちづくり条例」に基づき、敷地内の緑化について協議を行い、緑化計画書の提出を求めている。

オ 都市計画法第32条の規定に基づく公共施設の管理者との同意・協議

敷地面積が3,000㎡以上の開発許可の申請をする場合、あらかじめ公園・緑地・広場について協議を行い、協議書を締結する。

② 緑化啓発事業

ア 花とみどりのまちづくりリーダー

みどりあふれるまちづくりを先導する人材の育成を目的として、花とみどりのまちづくりリーダーを養成し、市役所周辺、さが維新広場、市立図書館周辺の花壇づくりを行っている。

イ パークメイト

市内公園で緑化活動ができる人材の育成を目的として、パークメイト(公園サポーター)を養成し、神野公園、金立公園、蓮池公園を中心に樹木の剪定などの活動を行っている。

ウ みどりを楽しむ教室

各校区公民館等において花づくりに関する講座を開催し、市民の緑化知識の向上に寄与している。

エ facebook ページ『みどり、はじめました。』

佐賀市内のみどりに関する情報や、イベントなどを発信している。

③ 保存樹保護事業

市民の皆さんとともに、市内に残る古い樹木や大きな樹木を守り、未来へ引き継いでいく事業に取り組んでいる。令和6年度末現在69本を「保存樹」として指定している。

④ 緑の募金事業

ア 緑の少年団支援(R6 活動団体：2 団体)

地域内外での緑化活動に要する経費を助成している。

イ 森林づくりボランティア団体支援(R6 活動団体：1 団体)

活動に要する経費の一部を支援している。

ウ 森林・緑の県土づくり活動支援(R6 活動団体：7 団体)

森林づくりを目的とした森林の整備活動等に要する経費を助成している。

エ 地域環境緑化

i 自治会・子ども会等が実施する植樹活動に対し樹木や緑化資材を配布している。

(R6 142 本植樹)

- ii 枝打ち体験などができる緑化イベント（活樹祭）を開催している。
- iii 名木・古木の治療を行っている。

オ 普及啓発事業

- i 街頭募金活動を行っている。
- ii みどりの自由研究を開催している。

(4) 公園の整備

公園施設の機能保全・向上対策による安全性の確保など、都市公園における総合的な安全・安心対策事業を緊急かつ計画的に実施し、誰もが安全で安心して利用できる都市公園の整備を推進することを目的としている。令和 6 年度は、7 公園について遊具、園路、照明設備等の改修工事を行った。

(5) 児童遊園の運営

児童の健全な遊び場として、市立児童遊園・市立児童広場を設置している。

○ 市立児童遊園

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

	名 称	設 置 場 所	設置年月日	面積 (㎡)
1	循 誘 児 童 遊 園	東佐賀町	昭 35. 4. 1	655
2	双 葉 児 童 遊 園	本庄町大字本庄	昭 37. 9. 1	1,256
3	愛 敬 島 児 童 遊 園	愛敬町	昭 40. 4. 1	940
4	た し ろ 児 童 遊 園	田代二丁目	昭 45. 1. 15	1,514
5	中 の 館 児 童 遊 園	中の館町	昭 45. 11. 4	1,324
6	城 北 児 童 遊 園	高木瀬東六丁目	昭 52. 3. 30	696
7	城 西 児 童 遊 園	光二丁目	昭 52. 3. 30	456
8	高 木 団 地 北 児 童 遊 園	若楠三丁目	昭 54. 8. 27	1,108
9	高 木 団 地 南 児 童 遊 園	若宮三丁目	昭 54. 8. 27	567
10	ほ が ら か 児 童 遊 園	開成五丁目	昭 60. 5. 1	537
11	あ お ぞ ら 児 童 遊 園	開成六丁目	昭 60. 5. 1	657
12	な か よ し 児 童 遊 園	八戸溝三丁目	昭 60. 5. 1	482
13	本 庄 団 地 児 童 遊 園	本庄町大字本庄	昭 60. 5. 16	551
14	光 法 児 童 遊 園	北川副町大字光法	平 3. 4. 1	590
15	平 尾 児 童 遊 園	高木瀬町大字長瀬	平 17. 5. 16	847
16	松 尾 児 童 遊 園	三瀬村杠	昭 和 48 年 度	1,052

○ 市立児童広場

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

	名 称	設 置 場 所	設置年月日	面積 (㎡)
1	高 木 中 広 場	若楠三丁目	昭 52. 3. 30	859
2	高 木 南 広 場	若宮三丁目	昭 52. 3. 30	950
3	城 西 広 場	光二丁目	昭 52. 3. 30	630

(6) 地区児童遊園地の補助制度

地元自治会等の協力により管理されている各地区の児童遊園地について、遊具等の新設・補修の際に、佐賀市と社会福祉協議会が補助・助成を行っている。

① 補助基準

ア 新設

	補助・助成基準	限 度 額
佐賀市	新設費 × 0.5	15 万円
市社協	新設費 × 0.3	10 万円

イ 補修

	補助・助成基準	限 度 額
佐賀市	補修費 × 0.5	9 万円
市社協	補修費 × 0.3	6 万円

② 令和 6 年度実績

件 数：14 件

補助・助成額：1,233,900 円

3 建築指導

(1) 建築基準法施行事務

建築基準法では安全で快適な建築物と住環境を創出するために必要な基準と手続きが定められている。

新築や増改築などをする場合には、事前に建築確認申請書を提出し、その計画が建築基準法及び関係規定に適合しているかを確認することになっている。着工後は、工事途中での中間検査と工事完了後の完了検査を受けることになっており、これらの一連の手続きを経て使用できることになる。なお、建築確認・検査については、民間の指定確認検査機関でも受けることができるようになっている。

また、佐賀市では中高層建築物や携帯電話の電波塔及びワンルームアパートの建築に伴うトラブルを防止するため、近隣住民への説明やトラブル発生時の調整、調停制度を盛り込んだ条例を定め、より快適な住環境の創出に取り組んでいる。

① 令和6年度建築確認申請等状況

種 別	建 築 物	建 築 設 備	工 作 物
建 築 確 認 申 請 等	962	28	19
市	244	14	10
指定確認検査機関	718	14	9
計 画 変 更 確 認 申 請 等	85	0	0
市	22	0	0
指定確認検査機関	63	0	0
完 了 検 査 申 請 等	928	22	11
市	220	10	4
指定確認検査機関	708	12	7
中 間 検 査 申 請 等	434	—	—
市	64	—	—
指定確認検査機関	370	—	—
許 可 ・ 認 定 申 請 等	55	—	—
市	55	—	—
適 合 性 判 定	27	—	—
市(構造)	0	—	—
市(省エネ)	0	—	—
指定適判機関(構造)	15	—	—
指定適判機関(省エネ)	12	—	—

① 令和 6 年度道路の位置指定件数及び延長

指 定 件 数 (件)	7
指 定 総 延 長 (m)	236.00

※ 変更・廃止申請を含めず

③ 令和 6 年度建築指導関連届出等状況

建築計画概要書交付件数	1089
諸証明件数	717
建築紛争相談件数	10
優良住宅認定件数	0
工場立地法届出件数	6
バリアフリー法申請件数	0
省エネ法届出件数	23
長期優良住宅申請件数	343
福祉のまちづくり条例新築等届出件数	13
佐賀市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例	5
佐賀市ワンルーム形式集合建築物に関する指導要綱	3

④ 令和 6 年度違反建築物取締状況

違反建築物件数	4
違反建築物是正件数	4

(2) 開発行為許可事務

市域において開発行為（主として建築物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう）を行う場合、市長の許可を受ける必要がある。

市街化区域内の開発行為については、1,000 ㎡以上で許可が必要になり、市街化調整区域内では農林漁業の用に供するものなど、一定のものを除き開発行為は禁止されている。

また、非線引都市計画区域での開発行為については 3,000 ㎡以上、都市計画区域外での開発行為については、10,000 ㎡以上で許可が必要になる。

① 開発行為許可（都市計画法第 29 条）

区域	年 度		令和 5 年度		令和 6 年度	
	予定建築物等	34 条 該当条文	件数	開発面積 (㎡)	件数	開発面積 (㎡)
市街化区域	共 同 住 宅		1	3,638.01	0	0
	宅 地 分 譲		1	9,907.03	4	9,311.20
	店 舗		0	0	0	0
	工 場		0	0	0	0
	事 務 所		0	0	0	0
	ガソリンスタンド		0	0	0	0
	倉 庫		0	0	0	0
	公 益 施 設		0	0	0	0
	そ の 他		0	0	0	0
	小 計		2	13,545.04	4	9,311.20
市街化調整区域	日用品店舗等	34 条 1 号	2	2,407.25	0	0
	公共公益施設	34 条 1 号	0	0	4	9,951.51
	農林漁業用	34 条 4 号	0	0	0	0
	工 場	34 条 7 号	1	2,561.00	0	0
	ドライブイン	34 条 9 号	0	0	0	0
	ガソリンスタンド	34 条 9 号	0	0	0	0
	地区計画	34 条 10 号	1	144,517.97	0	0
	条例による許可	34 条 11 号	45	86,546.02	35	66,797.67
	条例による許可	34 条 12 号	7	4,747.87	7	3,638.67
	そ の 他	34 条 14 号	0	0	0	0
	工場団地	34 条の 2	0	0	0	0
	小 計		56	240,780.11	46	80,387.85
	合 計		58	254,325.15	50	89,699.05
都市計画区域外			0	0.00	0	0.00

② 市街化調整区域の建築許可（都市計画法第 42 条・43 条）

区 分	年 度	令和 5 年度		令和 6 年度	
建 築 物 用 途	34 条 該当条文	件数	面 積 (㎡)	件数	面 積 (㎡)
日用品店舗・ドライブイン	34 条 1～9 号	6	33,945.40	6	25,621.13
条 例 に よ る 許 可	34 条 11 号	23	13,219.44	19	7,326.74
条 例 に よ る 許 可	34 条 12 号	99	46,399.95	113	45,422.79
そ の 他	34 条 14 号	5	1,826.34	4	3,982.28
合 計		133	95,391.13	142	82,352.94

(3) 土地取引の規制に関する事務

一定規模（市街化区域 2,000 ㎡、市街化調整区域 5,000 ㎡、都市計画区域外 10,000 ㎡）以上の一団の土地について、土地売買等の契約を締結した場合は、国土利用計画法第 23 条に基づき市長を経由して知事に届け出なければならない。

① 国土利用法に基づく届出状況

国土利用計画法 第 23 条 届 出	年 度	令和 5 年度		令和 6 年度	
	区 域	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)
	市街化区域	11	33,995.78	9	56,793.34
	市街化調整区域	2	14,183.20	4	198,479.05
	都市計画区域外	5	110,302.98	10	363,369.55
	合 計	18	158,481.96	23	618,641.94

(4) 景観形成事業

本市では、平成 2 年度に「佐賀市都市景観基本計画」を策定、平成 4 年度に「佐賀市都市景観条例」を制定し、市民共有の財産である佐賀市の景観を守り、育て、つくるためのさまざまな施策に取り組んできた。

平成 17 年の景観法施行後、本市も景観行政団体に移行し、平成 24 年度には景観法に基づく「佐賀市景観条例」及び「佐賀市景観計画」を施行、これまでの取組をさらに推進するための体制を整え、景観計画区域における行為の届出、景観形成地区の指定、景観重要建造物等の指定などを行い、市内全域の良好な景観形成の推進に取り組んでいる。

① 景観計画区域における行為の届出等（令和 6 年度）

種 別	柳 町	城 内	それ以外	合 計
届 出	1	13	58	72
変 更 届 出	0	1	6	7
通 知	0	5	18	23
合 計	1	19	82	102

② 景観形成地区

都市景観条例において指定した都市景観形成地区を、景観条例においても景観形成地区に指定したものとみなし、重点的な景観誘導を行っている。

指 定 地 区 名	備 考
長崎街道・柳町景観形成地区	平成 11 年度※ ¹
城内景観形成地区	平成 14 年度※ ¹

※¹ 都市景観形成地区の指定年度

③ 景観重要建造物等の指定

年 度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26～令和 5 年度	令和 6 年度	合 計
指定件数	2	1	0	0	3

※ 都市景観重要建築物等として 30 物件を指定（平成 14 年度から平成 23 年度まで）

(5) 風致地区内行為の許可事務

風致地区とは、良好な環境を維持するために都市計画で定められた地区であり、地区内の建築・開発行為や樹木の伐採等について一定の規制を行うことにより、生活環境を維持するもので、市内では松原公園風致地区及び神野公園風致地区がある。

風致地区内では、建築物の新築・改築、宅地の造成、木竹の伐採等を行う場合は許可が必要である。

地区内行為の許可状況

年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
建築行為等の許可件数	1	0	0	2	1

(6) 建設リサイクル法に関する事務

大量生産、大量消費、大量廃棄型社会から資源循環型社会への転換を図るため、「建設工事にかかる資源の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)が平成 14 年 5 月 30 日に施行された。

法施行に伴い、一定規模以上で特定建設資材が発生・使用される工事を対象とし、現場での分別解体・再資源化及び対象の届出が義務付けられた。

① 一定規模以上の工事

解体	80 m ² 以上
新築、増築	500 m ²
修繕・模様替	1 億円以上（契約額）
その他工作物等の土木工事	500 万円以上（契約額）

② 特定建設資材（4 品目）

コンクリート・アスファルト・木材・コンクリート二次製品

◎ 建設リサイクル法に基づく届出・通知等状況

年 度	令和 5 年度			令和 6 年度		
種 別	届出件数	通知件数	合 計	届出件数	通知件数	合 計
解 体	472	3	475	500	3	503
新築・増築	33	8	41	25	0	25
リフォーム	5	0	5	8	0	8
工 作 物	46	201	247	64	155	219
合 計	556	212	768	597	158	755

(7) 屋外広告物対策事務

平成 17 年度に佐賀県屋外広告物条例の権限移譲を受け県条例に基づく許可事務を開始し、平成 20 年度に佐賀市屋外広告物条例を施行、屋外広告物の許可、違反広告物の指導・助言、屋外広告物の調査・把握、違反簡易広告物の除却などの業務を行っている。

① 屋外広告物許可件数等

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
許可申請数（件）	555	712	571	510	754
許可物件数（枚）	2,443	2,996	2,497	1,956	3,030
手 数 料（円）	4,558,430	4,021,820	5,210,520	3,428,480	4,949,370

② 違反簡易広告物（はり紙、はり札、広告旗、立看板）の除却件数

種 類 別	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
は り 紙	58	57	50	54	44
は り 札	221	291	168	140	89
広 告 旗	0	0	0	0	0
立 看 板	20	1	0	0	0
合 計	299	349	218	194	133

(8) 空き家等対策事務

「空き家等対策の推進に関する特別措置法」、「佐賀市空家空地等の適正管理に関する条例」及び「佐賀市空家等対策計画」に基づき、近隣の住民に対して何等かの危険或いは衛生的な害を与える可能性がある空き地・空き家(以下、この項では、「空き家等」という。)について、その所有者や管理者に対して、除草や老朽家屋の適正管理などを行うよう指導を行った。また、空き家の危険な状態等を解消するために、建物等の解体の措置を講じる者に対し、その解体費用の一部を助成している。

市内にある空き家等及び跡地の活用促進を図るため、「佐賀市空き家等情報登録制度」を平成 31 年 3 月に策定し、令和元年度から本格的に運用を開始している。なお、この制度策定に先立ち、平成 31 年 2 月「佐賀県宅地建物取引業協会」及び「全日本不動産協会佐賀県本部」の両協会と本制度への協力協定を締結した。令和 6 年度からは、空き家等の活用を更に促進するため、相談窓口を開設するとともに、空き家等の活用を促進するため

に必要な措置を講じる者に対し、利活用可能性調査費用、リフォーム費用又は利用困難地の解消を伴う解体費用の一部を助成している。

4 生活バス路線の確保

これからの人口減少や少子高齢社会の進展等、社会変化を見据えたコンパクトなまちづくりの実現に向け、利便性の高い公共交通の構築が求められている。

令和 5 年 3 月に策定した「佐賀市地域公共交通計画」に基づき、行政や交通事業者、市民及び利用者等が協調して、地域特性に応じた移動手段を検討するとともに、佐賀市が目指すコンパクトなまちづくりを考慮した利便性・効率性の高い公共交通ネットワークの構築を図る。

事業名	内 容	令和 6 年度実績	
		路線数等	乗 客 数 (人)
生活交通路線維持費協調補助	生活に必要な交通手段を確保し、市民福祉の向上を図るため、国及び県補助の対象路線を運行する市交通局に対し、補助金受領後の欠損補助を行った。	10 路線	3,811,985 (市営バス全体)
赤字路線バス運行委託	公共交通サービスの維持と市民の移動手段の確保を図るため、市交通局が運行する 25 路線のうち、赤字幅が大きい路線を市の交通政策路線に位置付けて交通局に運行を委託した。	7 路線	
都市間バス路線等運行費補助	広域生活圏の機能保持を図るとともに市民の移動手段の確保を図るため、利用者の減少により路線の維持が困難になっている都市間広域バス路線及び生活バス路線を運行する民間バス事業者 5 者に対し、沿線自治体と協調して補助を行った。	9 路線	1,012,016
松梅地区デマンドタクシー運行費補助	大和町松梅地区において、バス路線の廃止に伴う公共交通空白地域の移動手段を確保するため、デマンドタクシーを運行する交通事業者に対し、欠損補助を行った。	区域運行	10,587
コミュニティバス運行費補助	富士町及び三瀬地区において、バス路線の廃止に伴う公共交通空白地域における地域住民の移動手段を確保するため、コミュニティバスを運行する交通事業者 4 者に対し、欠損補助を行った。	8 路線	24,947

公共交通空白地域等における地域内交通運行費補助	大和町春日北校区において、公共交通空白地域における地域住民の移動手段を確保するため、デマンドタクシーを運営する地域団体へ運行経費の補助を行った。	区域運行	3,488
-------------------------	--	------	-------

建設部

1 地籍調査事業

地籍調査は、国土調査法（昭和 26 年 6 月 1 日法律第 180 号）及び国土調査促進特別措置法（昭和 37 年 5 月 19 日法律第 143 号）に基づく国土調査の一環として、土地の一筆ごとの所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査です。

(1) 佐賀市の地籍調査

昭和 43 年度から地籍調査を実施しており、旧大和町、旧富士町、旧三瀬村、旧諸富町、旧久保田町、旧川副町及び旧東与賀町は完了している。現在は旧佐賀市中心部のみ未実施となっており、平成 28 年度から旧佐賀市中心部における地籍調査を再開した。

なお、計画面積 348.94 k m²のうち実施面積は 340.10 k m²であり、進捗率は 97.5%である。

事業費負担割合：国 50%、県 25%、市 25%

○ 旧佐賀市(平成 28 年度より再開)

単位：k m²

実 施 地 区	実施年度	実施面積
嘉瀬地区（鍋島の一部含む）	S52	9.20
西与賀・本庄地区（嘉瀬及び蓮池の一部含む）	S53	9.74
鍋島・蓮池地区	S54	12.00
金立・久保泉地区（南部）	S55	11.43
金立・久保泉地区（中部）	S56	8.52
金立・久保泉地区（北部）・北川副・巨勢地区（東部）	S57	7.07
北川副・巨勢地区（西部）・兵庫町（一部）地区	S58	8.76
兵庫町（一部）地区	S59	8.67
高木瀬（一部）地区	S60	4.28
高木瀬町（一部）・日の出一丁目、二丁目・高木団地・若宮三丁目・新中町・八丁畷町	S61	2.31
鍋島町（一部）・卸本町・神園四丁目	S62	1.24
鍋島町（一部）・八戸溝一丁目、二丁目、三丁目・天祐一丁目、二丁目・天祐団地・神園五丁目、六丁目	S63	1.16
白山二丁目・中央本町・呉服元町・柳町・松原二丁目、三丁目、四丁目	R1	0.41
成章町、白山一丁目、八幡小路、中の小路、堀川町、松原一丁目	R2	0.47
計		85.26

○ 旧大和町（事業完了）

単位：k m²

実 施 地 区	実施年度	実施面積
池上	S44～S46	3.97
東山田	S47	2.36
実 施 地 区	実施年度	実施面積
久留間・川上（一部）	S48	2.24
尼寺（一部）・久池井（一部）	S49	2.34
尼寺（一部）・久池井（一部）	S50	3.38
久池井（一部）	S51	3.07
梅野（一部）	S52	4.70
梅野（一部）・松瀬（一部）	S53	4.36
久留間（一部）・川上（一部）	S54	4.03
川上（一部）・東山田（一部）・久池井（一部）	S55	3.38
川上（一部）・八反原	S56	3.22
松瀬（一部）・名尾	S57	3.48
松瀬（一部）	S58	4.26
松瀬（一部）	S59	3.41
計		48.20

○ 旧富士町（事業完了）

単位：k m²

実 施 地 区（大字）	実施年度	実施面積
上合瀬・下合瀬（一部）	S49～50	3.26
下合瀬（一部）	S50	1.35
古場（一部）・藤瀬（一部）	S51	3.09
古場（一部）・藤瀬（一部）	S52	7.20
下無津呂	S53	3.21
上無津呂	S54	13.29
麻那古・中原・大串・大野（一部）	S55	15.26
栗並・大野（一部）	S56	11.11
関屋	S57	10.99
小副川	S58	11.37
畑瀬・古湯	S59	9.23
杉山・市川（一部）・苅木（一部）	S60	7.76
市川（一部）	S61	12.27
鎌倉・苅木（一部）	S62	7.93
上熊川・内野・下熊川	S63	10.14
計		127.46

○ 旧三瀬村（事業完了）

単位：k m²

実 施 地 区（字名）	実施年度	実施面積
明神	S63	0.32
菅田・西ノ谷・宮ノ口・田ノ字曾	H 1	1.91
原田・野田・詰ノ瀬・園田・宇土・床並	H 2	2.52
実 施 地 区（字名）	実施年度	実施面積
中谷・西落合・浦田・松尾南	H 3	2.15
岸高・神有・原ノ谷・今原・軽井谷	H 4	2.25
山中・反田・宿・長畑・境峠	H 5	2.81
丸駒・土師・小切・栗原（甲）	H 6	2.23
井手野・吉野山・栗原（乙）	H 7	1.44
ゾウメキ・柳瀬・杉本・長谷	H 8	2.53
桜・湯穴・岸下・北向・船石・芹田	H 9	2.47
大谷・池田・川原谷・笹ノ瀬・裏田・高山・山谷・鳥巢	H10	2.08
早馬・岸高・大地・天塘・小ヶ倉・柳谷	H11	2.97
薙野・井頭・牟田元・椎ノ木・大佐古・小竹・岩屋・平松	H12	2.40
計		28.08

○ 旧諸富町（事業完了）

単位：k m²

実 施 地 区（大字）	実施年度	実施面積
大字大堂（一部）	S46	3.10
大字山領・大字大堂（一部）・大字徳富（一部）・大字為重（一部）・大字諸富津（一部）	S47	6.79
大字寺井津・大字徳富（一部）・大字為重（一部）・大字諸富津（一部）	S48	2.13
計		12.02

○ 旧久保田町（事業完了）

単位：k m²

実 施 地 区（大字）	実施年度	実施面積
大字徳万（一部）・大字久富（一部）・大字新田（一部）・大字久保田（一部）・大字江戸	S43	8.75
大字徳万（一部）・大字久富（一部）・大字新田（一部）・大字久保田（一部）	S44	5.43
計		14.18

○ 旧川副町（事業完了）

単位：k m²

実 施 地 区 （大字）	実施年度	実施面積
大字大詫間の一部	H 6	1.31
大字大詫間の一部	H 7	4.01
大字大詫間の一部	H 8	0.45
大字大詫間の一部	H 9	0.44
大字福富の一部	H10	0.38
大字福富、早津江、早津江津の各一部	H11	0.47
大字早津江、早津江津の各一部	H12	0.52
大字西古賀、小々森の各一部	H13	0.54
実 施 地 区 （大字）	実施年度	実施面積
大字西古賀、小々森の各一部	H14	0.49
大字小々森の一部	H15	1.91
大字鹿江の一部	H16	0.72
大字鹿江の一部	H17	0.58
大字犬井道の一部	H18	0.46
大字犬井道の一部	H19	0.33
大字犬井道の一部	H20	0.59
大字犬井道の一部	H21	0.52
大字南里の一部	H22	0.63
大字犬井道の一部	H23	1.85
大字南里の一部	H24	0.73
大字南里の一部	H30	0.07
計		17.00

○ 旧東与賀町（事業完了）

単位：k m²

実 施 地 区（字名）	実施年度	実施面積
大字下古賀字東大授、大字田中字中大授、大字飯盛字第二戊申	S61	2.28
大字下古賀字年徳搦、東社搦、中社搦、千秋搦 大字田中字西社搦、東大搦 大字飯盛字西大授、中大搦、西大搦、東戊辰、白島搦、土居外	S62	3.71
大字下古賀字二本榎、小搦、大明神搦、三本榎、四本榎、外搦、 孫十搦、東栄徳搦、西栄徳搦、土居副、年徳搦、千秋搦 大字田中四本榎、五本榎、一本杉、二本杉、一本谷、二本桃、一 本桃、二本谷、三本杉、四本杉、五本杉、ツルの内、住吉、一本 柳、二本柳、二番搦 大字飯盛字二本榎、三本榎、津留、土居外、一本柳、二本柳、三 本柳、一本谷、利右エ門搦、権佐エ門搦、伊十搦、大搦、白島搦	S63	0.78
大字下古賀字三本榎、四本榎、一本黒木、二本黒木、船津、三本 黒木、二本杉、三本杉、四本杉、五本杉、一本松、三本松、四本 谷、五本谷、一本榎、四本黒木、土居副、小石佐屋、今町、二本 榎 大字田中字三本黒木、四本黒木、五本松、五本黒木、三本谷、二 本谷、一本谷、二本杉、一本杉、五本榎、一本桃 大字飯盛字二本榎、五本榎	H 1	0.57
大字下古賀字二本谷、三本谷、四本谷、五本谷、一本杉、二本 榎、二本杉、実久、一本榎、五本杉、三本杉、四本杉、四本榎 大字田中字一本杉、一本黒木、二本黒木 大字飯盛字一本松、二本松、三本松、四本松、五本松、二本柳、 三本柳、一本杉、一本榎、三本谷、一本谷、二本谷	H 2	0.53
東与賀町全域（取りまとめ工程）	H 3	0.03
計		7.90

2 道路

(1) 道路状況（市道）

（R 7. 4. 1 現在）（SA05）

	路線数	実延長(m)	舗装道(m)	舗装率(%)	道路部面積(m ²)
佐 賀	2,945	850,565.3	829,674.0	97.5%	5,137,016
諸 富	481	116,861.0	113,652.0	97.3%	597,613
大 和	467	163,935.2	159,209.7	97.1%	882,052
富 士	192	145,435.1	141,435.5	97.2%	884,292
三 瀬	52	46,081.4	45,544.3	98.8%	282,018
川 副	589	238,796.4	230,559.4	96.6%	1,059,704
東 与 賀	222	111,004.5	110,961.5	100.0%	540,704
久 保 田	233	97,664.9	97,559.4	99.9%	488,391
計	5,181	1,770,343.8	1,728,595.8	97.6%	9,871,790

(2) 橋りょう状況（市道）

（R 7. 4. 1 現在）（SA02）

	木橋		永久橋		計	
	個数	延長(m)	個数	延長(m)	個数	延長(m)
佐 賀	1	4.1	1,690	9,482.8	1,691	9,486.9
諸 富	0	0	153	780.3	153	780.3
大 和	0	0	211	1,494.4	211	1,494.4
富 士	0	0	140	2,495.8	140	2,495.8
三 瀬	0	0	39	459.7	39	459.7
川 副	0	0	403	1,662.6	403	1,662.6
東 与 賀	0	0	132	658.3	132	658.3
久 保 田	0	0	88	675.6	88	675.6
計	1	4.1	2,856	17,709.5	2,857	17,713.6

(3) 道路関係予算の年度別推移

道路関係予算の 年度別推移	R2	R3	R4	R5	R6	年度	R6 年度事業費 (千円)
事業費	27.6	28.5	32.4	33.1	31.3	億円	3,134,661
道路維持費	26	31	25	30	27	%	832,530
道路新設改良費	50	47	48	42	45	%	1,426,003
交通安全対策事業費	2	2	2	2	2	%	60,000
橋りょう新設改良費	10	9	14	7	11	%	346,696
街路事業費	12	11	11	19	15	%	469,431

(4) 佐賀市市道認定基準について（要綱より抜粋）

① 一般的基準

ア 市道として認定する道路は、不特定多数の者の通行の用に供し、かつ、次に掲げる要件を具備する道路でなければならない。

i 道路の幅員が 4 メートル以上であり、当該道路の敷地となる土地の境界が明確であること。

ii 道路の敷地を直ちに佐賀市に無償で譲渡することができ、当該敷地に所有権以外の権利の登記がなされていないこと。

iii 道路の起点が国県市町道（以下「公道」という。）に接続し、終点が公道又は公共施設（水路、河川、都市下水路等を除く。以下同じ。）に接続していること。

iv 道路の線形、縦断、勾配等が道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）及び佐賀市道路の構造の技術的基準等を定める条例（平成 25 年佐賀市条例第 2 号）の規定に適合し、かつ、道路の排水施設が十分な処理能力を有し、流末処理に問題がないこと。

v 道路の舗装が、認定した後 2 年以上補修を要しない強度を有すること。

vi 道路に道路管理上の支障物件がないこと。

イ 終点が公道又は公共施設に接続していない袋路状道路で、建築の用に供する目的の土地 5 区画以上が隣接し、かつ、次のいずれかの要件を具備するものは、上記アの iii 内の「終点が公道又は公共施設（水路、河川、都市下水路等を除く。以下同じ。）に接続していること。」の要件を具備しているとみなすことができる。

i 道路の延長が 35 メートル以下であること。

ii 道路の幅員が 6 メートル以上であること。

iii 終端及び区間 35 メートル以内ごとに建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 144 条の 4 第 1 項第 1 号ハの自動車の転回広場が設けられていること。

iv 昭和 45 年以前に築造されたこと。

② 特例条項

ア 昭和 30 年以前に設置された不特定多数の通行の用に供している道路は、その幅員を 2.5 メートルまで緩和することができる。

イ 山間部において、住民の生活上必要と認められる道路

※ 山間部とは佐賀市大和町、富士町、三瀬村の都市計画区域外の区域とする。

③ 手続き

ア 市道の認定又は変更を受けようとする者は、市道認定及び道路敷地寄付申請書を市長に提出しなければならない。

イ 市長は、申請書を受理したときは、必要な調査を行い、その内容について佐賀市道路認定委員会の審議を得るものとする。

(5) 私道等整備補助金について

① 目的

市道として認定することが困難な私道等の整備工事へ補助金を交付することにより、私道等の生活環境の向上および交通安全に資すること。

② 整備工事

舗装工事、側溝排水施設工事、橋りょう工事、防護柵工事、護岸工事

③ 対象

ア 5戸以上の家屋が立ち並び利用されている道路

イ 幅員 2.5m 以上、ただし交通安全のための自転車・歩行者専用道路で、特に市長が認めたものについては、1.5m まで。

ウ 一方が公道に通じている道路、ただし橋りょう工事は公道から公道に通じている私道等。

④ 補助金の額

ア 舗装工事 50%

イ 側溝排水施設工事 50%

ウ 橋りょう工事 50%

エ 防護柵工事 50%

オ 護岸工事 50%

※ 補助金の総額が 10 万円未満の場合は、補助金を交付しない。

(6) 放置自転車対策事業

昭和 50 年代後半、自転車需要の増大に駐輪場の設置が追いつかず放置自転車が全国的に社会問題となった。本市においても、市街地が佐賀平野の中心部に位置し高低差の少ない地形でコンパクトであるため、自転車利用者が非常に多く、特に佐賀駅周辺において通勤・通学する人の放置自転車が数多く見受けられる状況であった。

このため、放置自転車の撲滅及び通勤通学者の自転車・原付バイク利用の利便を図るため、平成 5 年 3 月末、J R 佐賀駅周辺に 3 ヶ所の自転車駐車を整備し、同年 4 月 1 日から「佐賀市自転車駐車場条例」と「佐賀市自転車等の放置防止に関する条例」を施行した。

さらに、同年 7 月 1 日には J R 佐賀駅周辺を自転車等の放置禁止区域に指定し、即日強制撤去を開始した。条例が施行される前は、多い日で一日に 1,500 台程度の自転車やバイクが放置されていたが、現在は 1 台程度の放置となっている。

平成 16 年度から 18 年度にかけて、放置が多い佐賀駅の南北の市道上に路上コイン式駐輪機 154 台を設置した。3 ヶ所の自転車駐車場と同じく、2 時間まで無料、1 日 1 回 100 円で自転車利用者の利便に供していた。

また、佐賀駅東自転車駐車場については、平成 23 年度に駐輪器具の改修工事を行い、佐賀駅西自転車駐車場については、平成 27 年度に便所の改修工事、平成 28 年度に保全工事（鉄骨柱塗装、通路床防水、フェンス塗装等）を行った。サイクルラック入れ替えは、平成 28 年度に 463 台、平成 29 年度に 552 台、平成 30 年度に 526 台、令和元年度に 260 台行った。

令和 4 年度には、佐賀駅周辺整備に伴う駅北口・南口の整備に合わせ、駅前の南北市道上に設置した路上コイン式駐輪機を駅北側にある市有地に移設し、新たに佐賀駅北第二自転車駐車場を開設した。佐賀駅北第二自転車駐車場には 172 台の駐輪機を設置した。

放置禁止区域内の放置自転車については、会計年度任用職員 2 名で毎日撤去を行っており、返還時に移動・保管に要する費用として、自転車は 1,500 円、原付バイクは 2,000 円を所有者から徴収している。引取りがない自転車については、スクラップとして処分するか、福祉事業を行っている NPO 法人等は無償譲渡し、整備等が行われリサイクル自転車として販売される。

この放置自転車対策事業をより効果的に行うため「佐賀市放置自転車等対策協議会」を設置し協議を行っている。

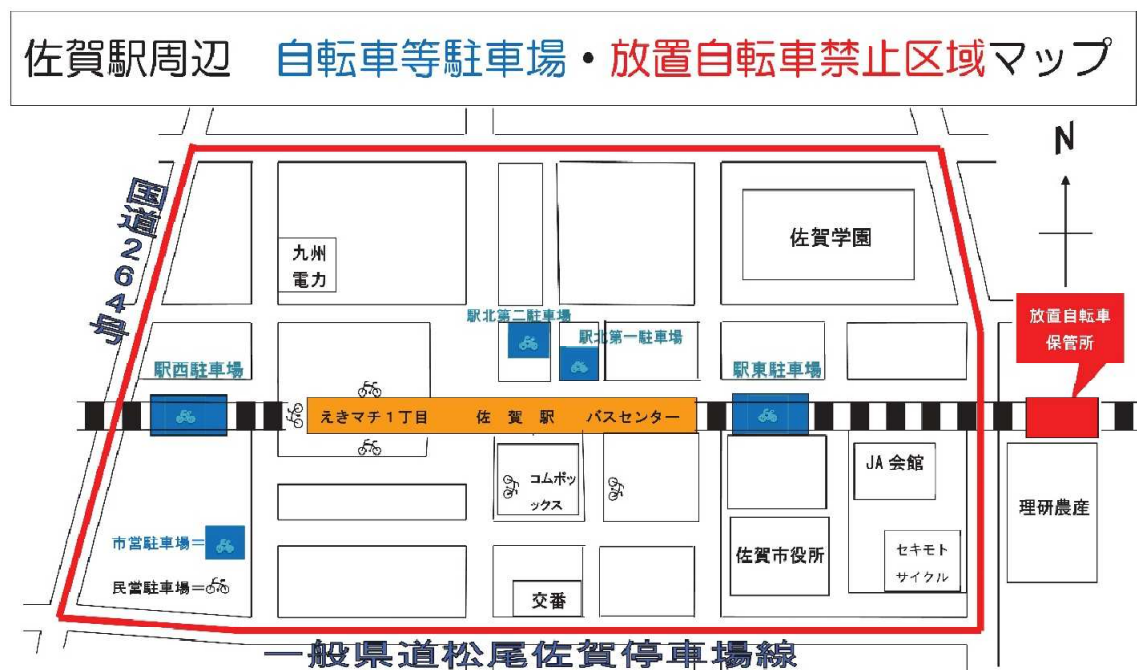
(自転車駐車場における収容可能台数 合計 3,802 台 R7.4.1 現在)

○ 自転車駐車場使用料

(R7.4.1 現在)

使用の種別		使用期間	自転車	原付バイク
定期使用	学 生	1 か月	1,040 円	1,580 円
		3 か月	2,870 円	4,300 円
		6 か月	5,320 円	7,990 円
	一 般	1 か月	1,270 円	1,910 円
		3 か月	3,460 円	5,220 円
		6 か月	6,390 円	9,600 円
一時使用		1 日（1 回）	100 円	150 円

○ 放置禁止区域・自転車駐車場・自転車保管所案内図



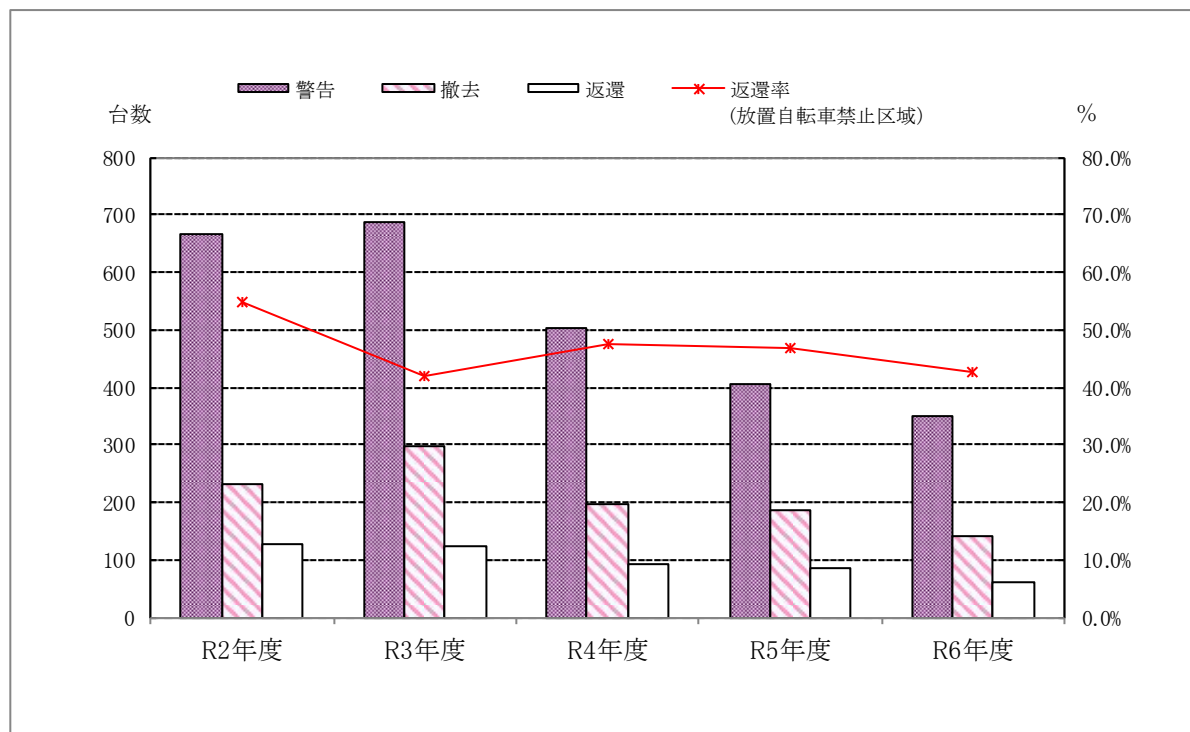
R2年度～R6年度佐賀市自転車等駐車場稼働率及び利用者数

	駐車台数（1日平均）					稼働率				
	R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6
駅北口路上自転車 駐車場（50台）	77	102	125			154.0%	204.0%	250.0%		
駅南口路上自転車 駐車場（104台）	179	194	205			172.1%	186.5%	197.1%		
駅北自転車駐車場 （250台）	125	104	98	99	102	50.0%	41.6%	39.2%	39.6%	40.8%
駅北第二自転車 駐車場（172台）			148	181	101			86.0%	105.2%	58.7%
駅西自転車駐車場 （1896台）	1,471	1,669	1,740	1,672	1,698	77.6%	88.0%	91.8%	88.2%	89.6%
駅東自転車駐車場 （925台）	834	849	828	835	835	90.2%	91.8%	89.5%	90.3%	90.3%
計 ※R7.3.31現在 3243台	2,686	2,918	2,905	2,787	2,736	83.3%	90.5%	89.8%	85.9%	84.4%

※原付バイク含まず

※R4は南北路上自転車駐車場が9月まで、北第二駐車場が10月から利用開始となった。
そのため駐輪台数の合計及び稼働率は上半期と下半期の平均として算出している。

R2年度～R6年度 放置自転車の撤去及び返還数



年度別警告・撤去・返却台数および返還率

年度別		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
警告台数		668	686	502	407	350
放置禁止区域	撤去台数	231	298	196	186	141
	返還台数	127	125	93	87	60
	返還率	55.0%	41.9%	47.4%	46.8%	42.6%
放置禁止区域外	撤去台数	147	103	115	121	79
	返還台数	12	10	19	22	18
	返還率	8.2%	9.7%	16.5%	18.2%	22.8%

※原付バイクは含まず

令和6年度撤去した内の盗難自転車	放置禁止区域	15
	放置禁止区域外	4

(7) 都市計画道路

都市活動の大動脈である都市計画道路は昭和 6 年 9 月 29 日最初の 13 路線が決定された後逐次増加し平成 17 年 10 月及び平成 19 年 10 月の市町村合併を経て現在では 89 路線、149,690m が決定されるに至った。

これらの都市計画道路の中には計画決定をして半世紀以上も整備を行っていない路線も存在し、都市施設であることから道路の計画区域内に建築制限がかかり、計画的な土地利用ができないなど、全国的な問題となっている。佐賀市では、全国的にも早く平成 16 年度より佐賀市都市計画道路網再編検討委員会において、都市計画道路網の見直しを行い、旧佐賀市にあっては平成 17 年 12 月に、また旧大和町にあっては平成 18 年 12 月に都市計画道路網の見直し方針を公表し、順次都市計画変更の手続きを行っている。なお、旧諸富町における 2 路線の都市計画道路は、全て整備が完了している。

現在の都市計画道路の整備状況は 7 割強で、近年では城内線、神野町八戸溝線、環状東線などの整備を県事業において着手している。また、市の事業としては八戸天祐線、東高木木角線、水ヶ江町新郷線の事業に着手している。

都市計画道路現況

(令和 6.4.1 現在)

規模	幅員の範囲	計画延長	改良済延長	概成済延長	進捗率 (改良済/計画)
3	22m 以上～40m 未満	37,410m	32,940m	3,510m	88.1%
4	16m 以上～22m 未満	71,580m	47,922m	3,538m	66.9%
5	12m 以上～16m 未満	28,590m	20,881m	7,179m	73.0%
6	8m 以上～12m 未満	8,880m	7,020m	670m	79.1%
7	8m 未満	3,230m	3,230m	0m	100.0%
89路線		149,690m	111,993m	14,897m	74.8%

※ 改良済延長・・・道路用地が計画幅員どおり確保されており、一般の通行の用に供している道路延長をいう。

※ 概成済延長・・・改良済以外の区間のうち、路線として都市計画道路と同等の機能を果たしうる現道の延長をいう。おおむね計画幅員の 2/3 以上または 4 車線以上の幅員を要する道路とするが、必ずしも都市計画道路の区域内に含まれる道路とは限らない。

3 排水対策

(1) 排水体系

本市の平坦部は、筑後川、城原川、巨勢川、嘉瀬川をはじめ多くの河川が運んだ土砂や有明海の潮流により運ばれた泥土によって形成された肥沃で広大な平野である。

しかし、低平地であり有明海の潮位がT P +3.0mにも及ぶため満潮位以下の地域は内水被害が頻発しており、特に近年の経済成長は佐賀市を中心とする人々の低平市街地への集中化、流域の開発による流出量の増大、また、地下水汲み上げによる地盤沈下とも重なって水害被害も益々増大し、昭和 55 年 8 月の出水では 12,000 戸、平成 2 年 7 月の出水でも 12,000 戸の浸水被害が発生している。

このような、洪水被害から守るために佐賀市とその周辺地区において昭和 55 年と平成 2 年の 2 度の水害後に河川激甚災害対策特別緊急事業の指定を受け、佐賀江川、巨勢川、新川、八田江が改修され、また、中小河川事業では、巨勢川、中地江川、本庄江等の改修が促進された。

佐賀市東部地区排水の主河川である佐賀江川は、佐賀市街地東部より東流し、筑後川に流入する河川で、巨勢川、中地江川の各河川で洪水を集め、佐賀江川、八田江、新川の 3 河川で筑後川、有明海に排水する本市の重要な河川である。また、佐賀市西部地区排水の主河川である本庄江は、佐賀市街地西部排水の重要な河川である。

このような地域を洪水氾濫から防御するための治水対策として、北部山間地域からの洪水流量を巨勢川調整池及び佐賀導水路により軽減させ、中・下流部においては洪水流量をスムーズに流下させるため、河道拡幅、ショートカット等河道改修、さらに河川末端には排水ポンプを設置し洪水を処理するようにしている。

(2) 排水対策

近年の頻発する浸水被害に対して、被害を最小限にする取り組みを強化するため、平成 25 年度に佐賀市排水対策基本計画を策定した。さらに今後の取り組みを推進するため、計画は令和 2 年度に改訂した。

① 河川事業

昭和 60 年	市街地から東へ流れ筑後川に通じる佐賀江川に蒲田津排水機場を每秒 30 トンの規模で建設
昭和 63 年	市街地東部を南下する八田江に八田江排水機場を每秒 20 トンから每秒 30 トンに強化 蒲田津排水機場を雨季前に每秒 60 トンの能力に強化、完成
平成 6 年	7 月から新川排水機場が每秒 30 トンで稼動
平成 7 年	八田江排水機場を每秒 30 トン増設、合計每秒 60 トンに改正、三間川と巨勢川の合流点に每秒 10 トンのポンプが完成 佐賀江川の蛇行部をショートカットし、新たな農業用水路を整備する事業が完成
平成 12 年	市街地西部を南下する本庄江に地蔵川排水機場が每秒 10 トンで完成

平成 17 年	巨勢川調整池に毎秒 30 トンのポンプが完成
平成 20 年	佐賀導水事業（巨勢川の洪水調節や市内河川への浄化用水供給を目的とする）完成
平成 24 年	嘉瀬川ダムが完成し運用を開始

② 雨水事業

～昭和 62 年	大溝川雨水幹線 延長 3,800mを整備（市街地東部排水に効果）
～平成 3 年	八田雨水幹線 延長 327mを整備（市街地南部排水に効果）
～平成 6 年	下村雨水幹線 延長 950mを整備（東部新市街地排水に効果）
～平成 20 年	下村雨水幹線 延長 1,200mを整備（東部新市街地排水に効果）
～平成 25 年	大藤川雨水準幹線 延長 1,100mを整備（佐賀駅周辺部に効果）
～平成 28 年	十間堀川雨水幹線 延長 650mを整備（中心市街地排水に効果）
～平成 29 年	石塚雨水ポンプ場を毎秒 4 トンで整備（諸富市街地及び市街地東部排水に効果）
～令和元年	厘外ポンプ場を毎秒 2 トンで整備（市街地西部排水に効果）
～令和 3 年	尼寺第 2 雨水調整池を整備（市街地北部排水に効果）
～令和 4 年	新村愛敬雨水幹線狭窄部 4 箇所を整備（中心市街地排水に効果）
～令和 4 年	平松厘外雨水幹線 延長 520mを整備（市街地西部排水に効果）
～令和 5 年	尼寺排水機場を毎秒 3 トンで整備（市街地北部排水に効果）

4 河川浄化

(1) 河川浄化運動

① 「川を愛する週間」における清掃参加者の推移（人）

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
春	9,467	36,218	41,148	40,225	41,269
秋	44,350	43,245	43,787	43,248	43,364
合計	53,817	79,463	84,935	83,473	84,633

※ 実施日は町区によって異なる。

※ 全ての町区が年 2 回清掃を行っているわけではない。

② 「川を愛する週間」における清掃用具の借用申し込み状況

	胴長	半長	長鎌	鎌	モカキ	ガンヅメ	ジョレン	スコップ ※1	一輪車	舟 ※2	金ホウキ	コンテナ
6 年春	1,511	1,181	436	2,909	860	673	70	931	702	267	647	6,865
6 年秋	2,142	1,779	572	3,838	1,038	1,128	113	1,201	1,227	490	1,105	11,118

※1 剣先スコップと角型スコップの合算

※2 ごみ回収用舟は大・中・小サイズの合算

○ 清掃用具は無料で貸し出しを行っている（随時）。

(2) ふれあい水辺の設置

川とのふれあいを通して、自然環境の中で健全な遊びと河川浄化の精神を学ぶため、幼児から小学校低学年を対象に昭和 58 年から 7 月中旬からお盆を除く 8 月下旬までの期間、多布施川水遊び場を設置開放している。

水遊び場の設置場所は、護国神社の境内に東に面した場所であり、市街地の中心部で水遊びができるとあって、毎年大勢の子どもたちでにぎわっている。

この河川愛護を目的とした活動が認められ、昭和 60 年に佐賀県河川愛護協会の表彰、昭和 61 年 5 月には、日本河川協会の表彰を受け、さらには第 1 回「手づくり郷土賞」のふれあい水辺部門で建設省（当時）から認定された。

5 市営住宅

(1) 市営住宅一覧

(R7. 4. 1 現在)

地域	団 地 名	建 設 年 度	構 造	棟 数	戸 数	住戸面積 (㎡)	所 在 地
	嘉 瀬	H23, 24	中耐	3	87	45. 3, 66. 0 76. 50	嘉瀬町大字中原2456番地1～3
	安 住	S36	準耐・木造	14	44	29. 75 34. 71	今宿町8番
	道 崎	H26	中耐	2	58	49. 57～ 62. 31	巨勢町大字修理田289番地1
	光 法	R6	中耐	1	39	40. 98～ 61. 98	北川副大字光法1205番地2
	兵 庫	H28	中耐	3	99	52. 51～ 65. 51	兵庫町大字渕2862番地1
	植 木	S42～51	準耐	16	64	32. 18～ 47. 05	鍋島町大字蛸久9番地 鍋島町大字蛸久1番地
		S51～53	中耐	11	200	51. 69～ 55. 80	鍋島町大字蛸久1番地
	常 盤	S44～47	中耐	8	136	34. 09～ 45. 69	神園四丁目5番111～826号
	南 佐 賀	S46	中耐	3	56	42. 91 45. 69	南佐賀三丁目6番111～338号
	千 々 岩	S47, 48	中耐	4	72	42. 91 45. 69	新郷本町27番111～438号
	高 木	S48～51	中耐	5	80	45. 69～ 51. 69	高木瀬西三丁目3番111～528号
	築 地	S48～62	準耐・木2	7	7	65. 88 67. 90	中折町1番21号
	本 庄	S52～60	準耐	11	11	65. 88	本庄町大字袋97番地1
	天 祐	S46～62	準耐・木造	21	21	64. 26 65. 88	多布施三丁目12～14番
	田 代	S57	準耐	6	6	65. 88	田代二丁目8, 9番
	田 代 東	S60	準耐	5	5	65. 88	巨勢町大字牛島569番地1
	西 佐 賀	S55～60	中耐	10	216	58. 29～ 64. 43	鍋島町大字八戸溝1238番地1
	鍋 島 西	S61～63	中耐	7	136	59. 42	鍋島二丁目11番, 16番
	正 里	H1, 2	中耐	4	80	59. 42	本庄町大字本庄1038番地
	西 与 賀	H3, 4	中耐	5	80	45. 46～ 61. 39	光三丁目14番111～526号
	袋	H4, 5	中耐	3	56	50. 10～ 73. 87	本庄町大字袋409番地2
	楊 柳	H5～8	中耐	8	148	44. 92～ 85. 19	兵庫南三丁目9, 10番
	城 南	H7	中耐	2	24	54. 70 67. 01	本庄町大字袋126番地1
	江 頭	H9～11	中耐 高耐	8	124	51. 18～ 75. 76	鍋島町大字森田841番地1
諸 富 町	船 津	S50, 51	中耐	2	32	52. 40	諸富町大字徳富1047番地1
	石 塚	S54～56	中耐	4	72	61. 40～ 64. 80	諸富町大字為重328番地1
	東 寺 井	H11, 12	中耐	4	72	56. 47～ 72. 63	諸富町大字為重898番地1
	千 歳	H17	低耐	1	10	58. 80 74. 10	諸富町大字徳富1763番地6

大和町	小川	S48～52	準2	12	72	42.75～58.80	大和町大字久池井1030, 1031番地2
	北原	R2	中耐	2	39	49.57～62.31	大和町大字久池井1536番地1
	池上	S49～59	準耐	7	7	66.35 66.74	大和町大字池上1719番地ほか
	花久保	S49～56	準耐	5	5	66.35 66.74	大和町大字久池井4002番地ほか
富士町	小副川 永 淵	H2, 10	木造、木2	6	10	53.38～74.77	富士町大字小副川1406番地2
	小副川 ひ な た	H10	木造、木2	5	10	52.66 74.77	富士町大字小副川530番地35
	小副川 峰	H11	木造、木2	2	4	52.66 74.77	富士町大字小副川774番地1
	中原	H14, 15	木造、木2	5	10	55.60 75.20	富士町大字中原170番地2, 1163番地1
	古湯本村	H14	木2	2	10	53.40 71.20	富士町大字古湯749番地
三瀬村	岸高	H10, 17	木造・木2	7	14	54.65～79.40	三瀬村三瀬2787番地1
	広瀬	S49	木造	3	8	41.10 44.40	三瀬村三瀬2318番地1
	弥栄	S63, H3	木2	10	20	66.25～70.35	三瀬村三瀬2741番地84
	弥栄第2	H5	中耐	1	11	24.70 37.05	三瀬村三瀬2741番地89
	岩屋	S43, 54, H4	木造、木2	3	3	85.5, 130.0, 74.50	三瀬村三瀬2614番地2, 2696番地4
川副町	西古賀	S52, 53	中耐	3	56	52.8, 59.9	川副町大字西古賀1105番地1
	鹿江	H11, 12	中耐	3	65	55.8～73.4	川副町大字鹿江1071番地1
東与賀町	下古賀	S52, 53	中耐	2	48	54.0～62.0	東与賀町大字下古賀1141番地3
合 計				256	2,427		

(2) 特定公共賃貸住宅一覧

(R7.4.1 現在)

地域	団地名	建設年度	構造	棟数	戸数	住戸面積 (㎡)	所在地
旧佐賀市	楊柳	H6, 8	中耐	※2	5	84.36～85.19	兵庫南三丁目9, 10番
	江頭	H10, 11	中耐 高耐	※3	8	75.76	鍋島町大字森田841番地1
三瀬村	岸高	H10, 17	木2	2	4	77.47 83.70	三瀬村三瀬2787番地1
川副町	鹿江	H11, 12	中耐	※2	6	76.8	川副町大字鹿江1071番地1
合 計				※9	23		

※ 楊柳団地、江頭団地、鹿江団地の棟数は市営住宅の棟数に含まれる。

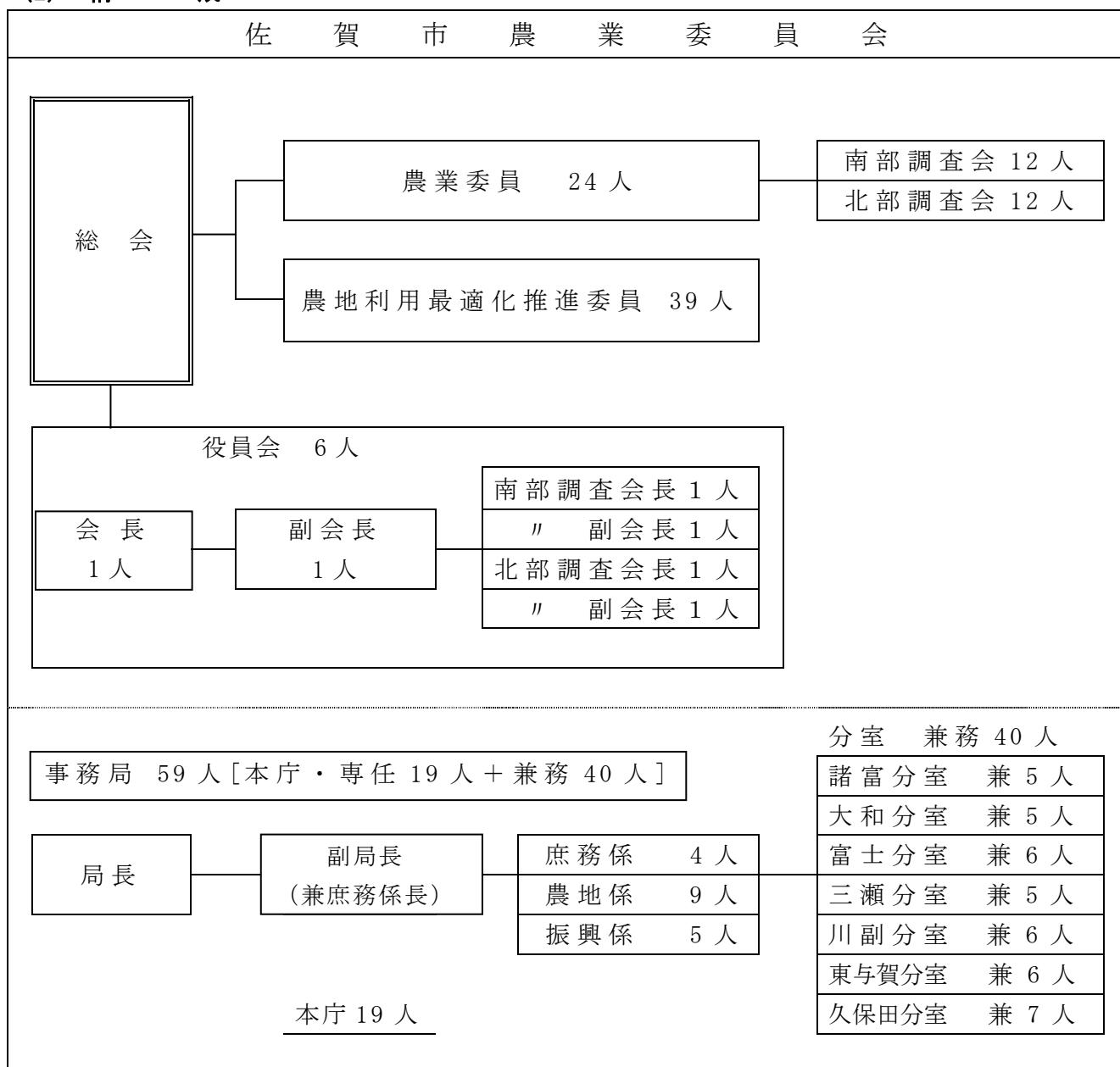
農業委員会

(1) 委員定数

委員の名称	委員数	任 期
農業委員	24 人	令和 6 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日
農地利用最適化推進委員	39 人	令和 6 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

- ・法改正に伴い、平成 30 年度から新体制に移行し、令和 6 年 4 月 1 日から新制度移行 3 期目
- ・農業委員は、議会の同意を得て市長が任命
- ・農地利用最適化推進委員は、農業委員会が委嘱

(2) 構 成



○農業委員会関係会議（令和6年度の開催状況）

会 議 名	回数	内 容	会 議 名	回数	内 容
総 会 （臨時・通常）	2	事業計画、事業報告ほか	役 員 会	12	委員会の運営に関する事項ほか
定 例 総 会	12	月 1 回 申請案件等の 審議	農 業 者 年 金 グ ル ー プ	5	農業者年金に関する事項
調 査 会	24		広 報 グ ル ー プ	6	広報等に関する事項
現 地 調 査	18				

(3) 事務局事務分掌

区 分		職名及び職員数		備 考
		局 長	1	事務局の総括
		副局長	1	局長を補佐し、事務の推進を図る。
本 庁	庶務係 （直通） 40- 7340	副局長兼 係 長 主 査	(1) 3	1 公印の管理に関する事 2 所属職員の任免、服務その他人事に関する事 3 文書の収受、発送及び保存に関する事 4 予算・決算に関する事 5 物品の請求、備品の管理、消耗品の受払保管に関する事 6 条例、規程等の整備に関する事 7 総会及び役員会に関する事 8 他の係の所管に属しない事
	農地係 （直通） 40- 7341	主幹兼係長 主 幹 主 査 主 事	1 2 3 3	1 農地法関係事務及び総会、調査会に関する事 2 農地利用状況調査（農地パトロール）に関する事 3 農地利用意向調査に関する事 4 遊休農地の発生防止・解消に関する事 5 農地紛争の和解の仲介に関する事
	振興係 （直通） 40- 7342	主幹兼係長 主 幹 主 査 主 事 再任用	1 1 1 1 1	1 農地中間管理事業による利用権設定に関する事 2 農地売買等特例事業に関する事 3 農業者年金に関する事 4 農地等利用最適化推進施策に関する意見書に関する事 5 農業委員会活動の啓発・広報に関する事 6 農地中間管理機構との連携に関する事 7 農地等の贈与・相続に伴う納税猶予に関する事 8 その他農業振興に関する事
	計		19	

(4) 所管事務分掌

①農地係関係

農地法の規定に基づき、農業振興地域の整備に関する法律・国土利用計画法・都市計画関係諸法との関連に配慮しつつ、農業生産の場である農地の確保と、計画的な農地の有効利用を図ります。

ア 農地法関係事務及び総会、調査会

i 農地法第 3 条（農地を農地のまま権利の移転、設定をする場合）許可申請については、農地法第 3 条第 2 項各号の規定により、調査会及び総会で審議・決定をします。

また、相続等により農地の権利を取得した者についても、第 3 条の 3 の規定による届出の処理を行います。

ii 農地法第 4 条（自らの農地を農地以外の目的に供する場合）及び第 5 条（農地の権利移転等を伴って農地を農地以外の目的に供する場合）の規定に基づく転用許可申請については、農地転用許可基準に基づき、調査会及び総会で審議・決定をします。

iii 農地法第 18 条第 1 項（農地の賃貸借の解約等をする場合）の許可申請については、同条第 2 項の規定に基づき、調査会及び総会で審議・決定をします。

iv その他、農地法に基づく届出及び諸証明等の事務処理については、適正かつ迅速に処理を行います。

イ 農地利用状況調査（農地パトロール）

農業委員会が、管内全ての農地の利用状況について調査を行い、遊休農地がある場合には是正指導等を行います。

ウ 農地利用意向調査

農地利用状況調査により判明した遊休農地に関しては、所有者等への意向調査を行い、農地の有効活用を推進します。

エ 遊休農地の発生防止・解消

農地の有効利用を図るため、遊休農地の発生防止及び解消に向けて、ホームページ等での啓発活動を行うとともに、農業委員・農地利用最適化推進委員による農地パトロールを実施し、遊休農地の解消に努めます。

オ 農地紛争の和解の仲介

農地の利用関係をめぐる紛争が生じた場合は、農地法に基づき対処します。

②振興係関係

ア 農地中間管理事業による利用権設定の推進

意欲ある農業者に対する農用地の利用集積・集約、これらの農業者の経営管理の合理化を図り、農業経営基盤の強化を促進するため、農業振興地域内の農地について、農地中間管理機構（佐賀県農業公社）と連携し、農地中間管理事業による利用権設定を推進します。

イ 農地売買等特例事業の推進

農業委員会（農業委員・農地利用最適化推進委員）に売却相談があった農地を、農業経営の規模拡大等を考えている担い手（認定農業者等）に、農地利用最適化推進委員等があっせん（仲介）を行い、売買の調整ができたもの

について、県農業公社が買入れた後、担い手に売渡す農地売買等特例事業を推進します。

ウ 農業者年金事業の推進

農業者の老後生活の安定と福祉の向上を図るため、農業者年金の加入推進に努めます。

エ 農地等利用最適化推進施策に関する意見書の提出

農業委員会活動の中で得られた知見等に基づき、農地利用最適化の推進をより効率的かつ効果的に実施するため、農地等利用最適化推進施策に関する意見書を市長へ提出します。

オ 農業委員会活動の周知・啓発

毎年1月に発行する「さがし農業委員会だより」に、農業委員・農地利用最適化推進委員や担い手の紹介、農業者年金の加入推進や全国農業新聞の購読推進、農地の売買・転用・利用権設定の手続きに関する情報などを掲載し、市内の農業者等に対して、農業委員会活動の周知・啓発を行います。

カ 農地等の贈与・相続に伴う納税猶予制度の周知等

農業後継者が生前一括贈与により農地を取得した場合、また、相続人が相続又は遺贈により農地を取得した場合には、それぞれに贈与税、相続税の納税猶予制度が設けられています。農業後継者の育成と農地の分散防止のため、農地等の納税猶予制度の周知及びその制度に付随する事務手続き等を行います。

キ その他農業振興関係事務

農地所有適格法人・一般法人に対する指導や家族経営協定の推進など、農業振興上必要な事務等を行います。

(5) 令和6年度における取扱状況

① 各地区別農地関係取扱状況

区分 地区	3条（注1）		18条（注2）		4条（注3）				5条（注4）				処 理 件 数
	許可		通知		許可（注5）		届出（注6）		許可（注5）		届出（注6）		
	件数	面積（㎡）	件数	面積（㎡）	件数	面積（㎡）	件数	面積（㎡）	件数	面積（㎡）	件数	面積（㎡）	
北川副	2	4,726.47	5	23,257.47	0	0.00	3	1,105.69	3	2,905.00	0	0.00	13
本庄	0	0.00	7	29,922.00	1	126.00	4	380.00	2	2,905.00	0	0.00	14
西与賀	2	16,415.00	13	57,113.06	0	0.00	0	0.00	6	6,871.06	1	290.00	22
嘉瀬	3	7,464.00	18	77,728.00	1	467.00	0	0.00	6	7,287.10	0	0.00	28
鍋島	6	8,079.01	2	4,656.00	0	0.00	1	112.00	12	12,364.01	2	1,326.00	23
高木瀬	5	21,666.00	3	15,150.00	0	0.00	1	199.00	12	10,069.21	0	0.00	21
金立	9	20,511.00	5	18,835.00	0	0.00	0	0.00	8	8,537.00	0	0.00	22
久保泉	9	7,913.00	3	4,372.00	4	3,660.16	0	0.00	6	10,186.00	0	0.00	22
巨勢	2	1,274.00	9	34,705.00	0	0.00	3	319.00	6	5,739.44	2	2,098.00	22
蓮池	0	0.00	2	23,116.00	0	0.00	0	0.00	2	5,376.27	0	0.00	4
兵庫	4	6,422.00	12	126,696.00	0	0.00	0	0.00	6	6,394.50	0	0.00	22
中央	0	0.00	0	0.00	0	0.00	7	1,795.00	0	0.00	4	2,113.00	11
諸富	6	13,119.00	46	267,350.69	2	107.00	1	62.00	5	1,877.00	2	136.00	62
大和	37	47,404.67	9	50,900.00	4	1,370.00	2	46.00	34	24,649.34	12	6,780.00	98
富士	21	40,516.01	3	2,487.00	1	468.00	0	0.00	1	480.00	0	0.00	26
三瀬	1	1,370.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1
川副	10	12,165.80	77	418,112.00	8	3,316.85	0	0.00	6	3,478.02	0	0.00	101
東与賀	6	22,309.00	30	158,570.00	4	1,007.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	40
久保田	6	28,665.00	27	125,636.00	4	1,117.90	0	0.00	1	865.00	0	0.00	38
計	129	260,019.96	271	1,438,606.22	29	11,639.91	22	4,018.69	116	109,983.95	23	12,743.00	590

注釈（注1） 3条 農地のまま権利移転するための許可

（注3） 4条 権利移転を伴わない農地の転用

（注5） 許可 市街化区域以外の転用

（注2） 18条 賃借権の合意解約の通知

（注4） 5条 権利の移転を伴う農地の転用

（注6） 届出 市街化区域内の転用

② 農業経営基盤強化促進事業実績

年	利用権設定		所有権移転		合 計	
	件数	面積（㎡）	件数	面積（㎡）	件数	面積（㎡）
令和6年度	1,357	8,913,682.34	121	699,154.00	1,478	9,611,836.34

交通局

(1) 事業経営計画

令和元年度以降の健全経営に向けての経営計画「佐賀市営バス事業新経営計画」（令和元年度～令和 5 年度）が令和 5 年度に終了したため、「佐賀市交通事業経営戦略」（令和 6 年度～令和 15 年度）を策定した。

① 基本方針

公営バス事業者として将来にわたりサービスの提供を安定的に継続できるよう、中長期的な視野での投資・財政経営を推進し、収入の増加対策や支出の節減対策を実施することで、資金不足を生じない健全経営に努める。

② 主な改善項目

- ア ICカードを活用した各種サービスの継続、拡充
イ バスの乗り方教室の継続実施
ウ ドライブレコーダーの活用
エ インバウンド（訪日外国人観光客）への「おもてなし」
オ モニター制度の充実
カ 新バイオディーゼル燃料の使用

(2) 職種別職員数

(单位:人)

区分 現在	事務職 (局長含む)	運 行 管理者	運転士	整備士	その他	計
令和 3. 4. 1	9	4	35	3	0	51
令和 4. 4. 1	9	3	35	3	0	50
令和 5. 4. 1	11	4	34	3	0	51
令和 6. 4. 1	11	5	35	3	0	54
令和 7. 4. 1	11	5	39	3	0	58

(3) 車両数（令和7年4月1日現在）

- | | | | | |
|---|------|---|---|----------------------------------|
| ① | 用途 | 乗 | 合 | 74 両 |
| ② | 平均車齡 | 乗 | 合 | 12 年 7 月 |
| ③ | 車両型式 | 乗 | 合 | 大 型 15 両
中 型 56 両
マイクロ 3 両 |

(4) 運賃制度

① 乗合バス運賃（令和元年 10 月 1 日改定）

ア 全線対キロ区間制

イ 基本運賃率 1 人 1 キロ当たり 40 円 70 銭を基準とする。（初乗り運賃：160 円）

ウ 佐賀県内民営バス基準運賃率（令和元年 10 月 1 日）

昭和自動車株式会社 44 円 10 銭

西日本鉄道株式会社 31 円 80 銭

祐徳バス株式会社 45 円 20 銭

エ 定期券の割引率（単位：％）

適用期間	通 勤		通 学		小児（通学）	
	15 km までの 部 分	15km を超える 部 分	15 km までの 部 分	15km を超える 部 分	15 km までの 部 分	15km を超える 部 分
1 ヲ月以上 2 ヲ月未満	35.00	50.00	50.00	80.00	75.00	80.00
2 ヲ月以上 3 ヲ月未満	36.30	51.00	51.00	80.40	75.50	80.40
3 ヲ月以上 4 ヲ月未満	38.25	52.50	52.50	81.00	76.25	81.00
6 ヲ月以上 7 ヲ月未満	41.50	55.00	55.00	82.00	77.50	82.00

オ 特殊定期・特殊制度

i 片道定期

通勤、通学定期の半額（同一方向のみの定期券）

ii 回数券共通乗車制度

昭和 63 年 7 月 1 日から回数乗車券による県内共通乗車制度実施（高速バスを除く）

（市営、昭和、祐徳、西鉄、西肥、ジェイアール九州バス）

※市営バスでの回数券の販売は平成 29 年度で終了

iii 1 日乗車券（紙版、デジタル版）

全線フリー乗車券、指定区域フリー乗車券の 2 種類

iv ワンコイン・シルバーパス券

65 歳以上を対象にした、1 乗車につき 100 円の全線フリー定期券

v ノリノリワイド

中学生、高校生に限り、市営バスの全路線（臨時バスを除く）が乗り放題になるフ

リー定期券 1 か月 4,000 円、3 か月 11,000 円、6 か月 20,000 円

※令和 4 年 10 月価格改定後の金額

vi 昼のりワイド

利用時間限定（9 時から 16 時まで）で市営バスの全路線（臨時バスを除く）が乗

り放題になるフリー定期券 1 か月 4,000 円、3 か月 11,000 円、6 か月 20,000 円
 ※令和 4 年 10 月価格改定後の金額

vii 乗り継ぎ割引「のりわり」

交通系 IC カード「nimoca」を利用し、同一停留所で 60 分以内に市営バス同士を
 乗り継いだ場合、最大 90 円運賃を割引くサービス、他社間乗り継ぎ割引サービ
 スの適用を佐賀駅 BC に加え、県庁前周辺にも拡大

viii えびす駐車券利用制度

中心市街地共通駐車サービス券を市営バスの乗車券として利用できる制度

(5) 路線運行系統及び停留所

区 分			令和 7 年 4 月 1 日現在
免 許 路 線 キ ロ			197.57km
営 業 路 線 キ ロ			168.69km
休 止 路 線 キ ロ			28.88km
運 行 系 統	全 系 統 数		83 系統
	系 統 キ ロ 数	最 長	24.7km
		最 短	2.0km
		平 均	10.3km
停 留 所	全 停 留 所 数		367 箇所
	区 間 キ ロ 数	最 長	5.8km
		最 短	0.1km
		平 均	0.4km

(6) 運輸成績

年度	区分	在籍車両数 (両)	延実在車両数 (日車)	延実働車両数 (日車)	実働率 %	総走行キロ (km)	輸送人員 (人)	運送収入 (千円)
令和 2 年度		70	24,846	19,008	76.5	2,367,065	2,428,977	481,758
令和 3 年度		70	25,559	19,030	74.5	2,369,264	2,642,142	492,837
令和 4 年度		71	26,006	19,008	73.1	2,346,778	3,136,231	552,007
令和 5 年度		73	26,386	19,373	73.4	2,330,097	3,588,083	647,006
令和 6 年度		74	26,549	19,635	74.0	2,298,615	3,811,985	691,532

(7) 決算状況

① 収益の収入及び支出

(単位：千円)

年度 区分	令2	令3	令4	令5	令6
収 入 ①	1,077,790	1,024,928	1,088,379	1,091,101	1,108,126
支 出 ②	1,014,385	1,025,435	1,044,479	1,082,462	1,176,470
純損益	63,405	△ 507	43,900	8,639	△68,344
累積損益	308,809	308,302	352,202	360,842	292,498

② 資本の収入及び支出

(単位：千円)

年度 区分	令2	令3	令4	令5	令6
収 入 ③	70,091	46,923	24,775	34,205	13,579
支 出 ④	126,422	100,508	115,835	109,855	40,935

(8) 財政収支状況

(単位：千円)

年度 区分	令2	令3	令4	令5	令6
収 入 ①+③	1,147,881	1,071,851	1,113,154	1,125,306	1,121,705
支 出 ②+④-⑤	1,044,347	1,089,071	1,069,352	1,118,047	1,126,650
単年度 資金収支	103,534	△17,220	43,802	7,259	△4,945
累積資金 収 支	463,841	446,621	490,423	497,682	492,737

※ ⑤損益勘定留保資金

上下水道局

1 水道

(1) 業務の状況

項 目	単位	令和 4 年度 実績	令和 5 年度 実績	令和 6 年度 実績	前年度 対比 (%)
給 水 区 域 内 人 口	人	201,327	200,295	199,423	99.6
給 水 区 域 内 戸 数	戸	92,358	93,031	93,793	100.8
給 水 人 口	人	195,875	194,816	193,948	99.6
給 水 世 帯 数	戸	90,023	90,659	91,395	100.8
給 水 普 及 率	%	97.3	97.3	97.3	100.0
年 間 給 水 量	m ³	22,019,033	21,829,669	21,873,975	100.2
一 日 最 大 給 水 量	m ³	R5. 1. 26 68,002	R5. 12. 4 62,843	R6. 11. 25 63,695	101.4
一 日 平 均 給 水 量	m ³	60,326	59,644	59,929	100.5
年 間 有 収 水 量	m ³	20,101,176	19,930,488	19,977,502	100.2
有 収 率	%	91.3	91.3	91.3	100.0
年 間 取 水 量	m ³	22,733,281	22,698,099	22,735,679	100.2
年 間 受 水 量	m ³	9,266,667	9,301,565	9,220,807	99.1
メ ー タ 設 置 個 数	個	91,872	94,099	97,162	103.3
配 水 管 総 延 長	m	1,101,046	1,101,424	1,102,049	100.1

※以上の項目については、佐賀市水道事業給水区域内の数値。

(2) 施設の概要

名 称	施 設 規 模 等
① 上下水道局庁舎	延床面積：3,544.11㎡
② 神野浄水場	処理能力：50,000㎥/日 配水池容量：20,000㎥
③ 神野第2浄水場	処理能力：35,000㎥/日 配水池容量：10,000㎥
④ 春日第1浄水場	処理能力：2,920㎥/日
⑤ 春日第2浄水場	処理能力：2,380㎥/日
⑥ 川上浄水場	処理能力：2,310㎥/日
⑦ 金立圧送所	浄水池容量：62.7㎥
⑧ 金立高所配水池	配水池容量：1,500㎥
⑨ 春日配水池	配水池容量：2,000㎥
⑩ 川上配水池	配水池容量：1,750㎥
⑪ 横馬場高所配水池	配水池容量：105㎥
⑫ 松梅北部水道施設	処理能力：192㎥/日
⑬ 大和柚木水道施設	処理能力：25㎥/日
⑭ 富士南部水道施設	処理能力：108㎥/日
⑮ 富士中央水道施設	処理能力：585㎥/日

令和7年3月31日現在



(3) 決算状況

① 収益的収入及び支出

(単位：円、消費税抜き)

年度・区分 項 目	令和 4 年度決算	令和 5 年度決算	令和 6 年度決算
収 入	4,176,371,416	4,234,784,428	4,212,350,161
支 出	3,558,425,626	3,790,941,394	3,742,044,365
純 損 益	617,945,790	443,843,034	470,305,796
前年度繰越利益剰余金	0	0	0
その他未処分利益 剰余金変動額	477,858,417	440,026,520	440,072,671
当年度未処分利益剰余金	1,095,804,207	883,869,554	910,378,467

② 資本的収入及び支出

(単位：円、消費税込み)

年度・区分 項 目	令和 4 年度決算	令和 5 年度決算	令和 6 年度決算
収 入	592,496,583	1,186,207,509	603,939,664
支 出	2,223,161,894	2,619,928,460	2,134,910,310

(4) 水道料金表

① 基本水量付通増制従量料金

(単位：円・1 か月、消費税抜き)

区 分	使 用 水 量	一 般 用	工 場 用
基本料金	5 m ³ まで	1,150	1,150
	5 m ³ を超え 10 m ³ まで	1,300	1,300
超過料金 (1 m ³ につき)	10 m ³ を超え 30 m ³ まで	190	190
	30 m ³ を超え 60 m ³ まで	195	195
	60 m ³ を超え 80 m ³ まで	240	240
	80 m ³ を超え 300 m ³ まで	270	270
	300 m ³ を超え 3,000 m ³ まで		96
	3,000 m ³ を超える部分	200	

② 単一従量料金（単位：円・1 m³当たり、消費税抜き）

種 別	料 金
湯 屋 用	135
福 祉 用	95
臨時給水用	515

(5) 加入金（単位：円・消費税抜き）

メータ口径	金 額
13 ミリメートル	60,000
20 ミリメートル	90,000
25 ミリメートル	180,000
40 ミリメートル	600,000
50 ミリメートル	1,140,000
75 ミリメートル	2,880,000
100 ミリメートル	5,400,000
150 ミリメートル	10,800,000
200 ミリメートル以上	管理者が別に定める

(6) 給水収益と原価（消費税抜き）

年度・区分 項 目		令和 4 年度決算	令和 5 年度決算	令和 6 年度決算
給 水 収 益 (A)		3,677,260,216 円	3,649,456,487 円	3,672,162,117 円
経 費 (B)		3,352,987,840 円	3,580,102,272 円	3,520,664,191 円
有 収 水 量 (C)		20,101,176 m ³	19,930,488 m ³	19,977,502 m ³
1 m ³	供給単価 A/C	182.94 円	183.11 円	183.81 円
当たり	給水原価 B/C	166.81 円	179.63 円	176.23 円

2 工業用水道

(1) 業務の状況

項 目	単位	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和6年度 実績	前年度 対比(%)
年 間 給 水 量	m ³	47,012	43,673	52,916	121.2
一 日 平 均 給 水 量	m ³	129	119	145	121.8
年 間 有 収 水 量	m ³	47,012	43,673	52,916	121.2
有 収 率	%	100.0	100.0	100.0	100.0
給 水 収 益	円 (税込)	3,863,838	3,874,530	4,259,838	109.9

(2) 施設の概要

水道施設	名 称	施設規模等
	① 工業用水道浄水場	給 水 能 力 : 1,000 m ³ /日 取 水 能 力 : 1,075 m ³ /日
	② 工業用水道配水池	配水池容量 : 300 m ³
	③ 工業用水道第3水源	取 水 能 力 : 576 m ³ /日



(3) 給水状況

① 料金

基本料金 30 円／m³、超過料金（基本使用水量超過分）40 円／m³

② 供給先企業 3 社

(4) 決算状況

① 収益的収入及び支出

(単位：円) ※

年度・区分 項 目	令和 4 年度決算	令和 5 年度決算	令和 6 年度決算
収 入	13,865,573	12,160,619	13,486,781
支 出	12,924,157	10,729,711	11,731,417
純 損 益	941,416	1,430,908	1,755,364
前年度繰越利益剰余金	0	0	0
その他未処分利益 剰余金変動額	2,118,670	2,154,053	2,190,034
当年度未処分利益剰余金	3,060,086	3,584,961	3,945,398

※令和 4 年度決算までは消費税込み、令和 5 年度決算からは消費税抜きで記載している。

この変更は、適格請求書等保存方式（インボイス制度）導入に伴い、免税事業者から課税事業者になったためである。

② 資本的収入及び支出

(単位：円、消費税込み)

年度・区分 項 目	令和 4 年度決算	令和 5 年度決算	令和 6 年度決算
収 入	800,000	38,448,300	28,596,686
支 出	2,918,670	43,329,883	33,611,800

3 下水道

佐賀市の公共下水道は、昭和 47 年に、旧佐賀市市街化区域を全体計画区域として策定し事業に着手した。その後、昭和 53 年 11 月に供用を開始して事業の進捗に努め、順次供用開始区域を拡大してきた。2 度の市町村合併を経て現在では、旧富士町及び旧久保田町の特定環境保全公共下水道を合わせて全体計画面積 4,776.6ha、全体計画人口 177,400 人となった。

旧諸富町、旧大和町については、市町村合併に先立ち、処理場の共同化を進め、それぞれ平成 17 年 3 月 31 日、平成 17 年 4 月 1 日に供用開始している。旧川副町についても処理場を共同化し、平成 21 年 10 月 1 日に供用開始している。旧東与賀町は平成 13 年 3 月 30 日に特定環境保全公共下水道として供用開始し、令和 2 年度に公共下水道事業に編入する事業計画の変更を行った。旧東与賀町は令和 3 年度より公共下水道事業として取り組んでいる。

また、旧富士町は平成 14 年 4 月 1 日、旧久保田町は平成 13 年 12 月 1 日に特定環境保全公共下水道として供用開始している。

平成 30 年度をもって計画的な面整備事業は概ね完了している。なお令和 6 年度末の佐賀市の下水道整備状況は、整備面積 4,689.42ha、普及世帯 78,012 世帯となっている。

(1) 公共下水道全体計画・事業計画

① 汚水

ア 旧佐賀市

処 理 分 区	全 体 計 画		事 業 計 画	
	処理面積	処理人口	処理面積	処理人口
八田処理分区	741.3 ha	29,520 人	741.3 ha	33,570 人
厘外処理分区	1,235.4 ha	51,960 人	1,235.4 ha	59,080 人
大島処理分区	428.0 ha	18,370 人	428.0 ha	20,890 人
下高木処理分区	429.4 ha	17,580 人	429.4 ha	20,000 人
兵庫処理分区	260.6 ha	10,230 人	260.6 ha	11,630 人
久保泉処理分区	100.0 ha	1,180 人	100.0 ha	1,340 人
金立処理分区	88.6 ha	2,360 人	88.6 ha	2,690 人
計	3,283.3 ha	131,600 人	3,283.3 ha	149,600 人

※処理人口は、東与賀処理区からの直接流入人口 400 人分を含む。

イ 旧諸富町

処 理 分 区	全 体 計 画		事 業 計 画	
	処理面積	処理人口	処理面積	処理人口
諸富処理分区	258.8 ha	7,380 人	258.8 ha	8,460 人
大中島処理分区	39.0 ha	820 人	39.0 ha	940 人
計	297.8 ha	8,200 人	297.8 ha	9,400 人

ウ 旧大和町

処 理 分 区	全 体 計 画		事 業 計 画	
	処理面積	処理人口	処理面積	処理人口
春日処理分区	349.4 ha	13,600 人	322.9 ha	15,600 人
計	349.4 ha	13,600 人	322.9 ha	15,600 人

エ 旧川副町

処 理 分 区	全 体 計 画		事 業 計 画	
	処理面積	処理人口	処理面積	処理人口
川副東部処理分区	49.3 ha	1,190 人	49.3 ha	1,320 人
川副西部処理分区	54.9 ha	1,970 人	54.9 ha	2,190 人
川副北部処理分区	91.5 ha	2,980 人	91.5 ha	3,330 人
川副中央処理分区	200.2 ha	5,160 人	200.2 ha	5,760 人
計	395.9 ha	11,300 人	395.9 ha	12,600 人

オ 旧東与賀町

処 理 区	全 体 計 画		事 業 計 画	
	処理面積	処理人口	処理面積	処理人口
東与賀処理区	229.3 ha	7,000 人	229.3 ha	7,800 人
計	229.3 ha	7,000 人	229.3 ha	7,800 人

カ 旧富士町（特環）

処 理 区	全 体 計 画		事 業 計 画	
	処理面積	処理人口	処理面積	処理人口
富士南部処理区	80.9 ha	1,300 人	80.9 ha	1,500 人
計	80.9 ha	1,300 人	80.9 ha	1,500 人

キ 旧久保田町（特環）

処 理 区	全 体 計 画		事 業 計 画	
	処理面積	処理人口	処理面積	処理人口
久保田処理区	140.0 ha	4,400 人	140.0 ha	4,900 人
計	140.0 ha	4,400 人	140.0 ha	4,900 人

② 雨水

ア 旧佐賀市

処 理 分 区	排 水 面 積		
	全体計画	事業計画	放 流
八田江排水区(第1～第4)	515.6 ha	386.7 ha	八田江
佐賀江排水区(第1～第5)	1,371.8 ha	1,249.8 ha	佐賀江川
新 川 排 水 区	142.7 ha	112.1 ha	新 川
上 碓 排 水 区	263.1 ha	159.3 ha	上 碓 川
本 庄 江 排 水 区	619.9 ha	559.2 ha	本庄江
久 保 泉 排 水 区	56.0 ha	56.0 ha	焼 原 川
中 原 排 水 区	82.0 ha	— ha	嘉 瀬 川
新 町 排 水 区	22.0 ha	— ha	本庄江
計	3,073.1 ha	2,523.1 ha	

イ 旧大和町

処 理 分 区	排 水 面 積		
	全体計画	事業計画	放 流
尼 寺 排 水 区	141.6 ha	140.6 ha	黒 川
西 小 川 排 水 区	68.0 ha	47.6 ha	農業用水路左岸幹線水路
黒 川 排 水 区	80.0 ha	63.5 ha	黒 川
駄市川原排水区	34.0 ha	30.9 ha	農業用水路左岸幹線水路
久 池 井 排 水 区	19.0 ha	－ ha	嘉 瀬 川
川 上 排 水 区	196.0 ha	－ ha	嘉 瀬 川
計	538.6 ha	282.6 ha	

ウ 旧諸富町

処 理 分 区	排 水 面 積		
	全体計画	事業計画	放 流
早津江川排水区(第1～第4)	5.7 ha	5.7 ha	国営幹線水路徳永線
山領排水区(第1～第4)	26.5 ha	26.5 ha	新 川
小 杭 川 排 水 区	17.4 ha	17.4 ha	小 杭 川
諸 富 中 央 排 水 区	78.9 ha	77.9 ha	筑 後 川
大堂排水区(第1～第5)	17.3 ha	2.1 ha	水資源開発公団営幹線水路 大詫間線
勘の島川排水区(第1～第6)	12.8 ha	－ ha	勘の島川
橋津排水区(第1～第3)	4.4 ha	－ ha	県営かんぱい排水路大堂線
大渡川排水区(第1～第5)	9.4 ha	－ ha	大 渡 川
寺井排水区(第1～第3)	17.4 ha	17.4 ha	新 川
新川排水区(第1～第3)	12.4 ha	12.4 ha	新 川
大五川排水区(第1～第14)	49.3 ha	49.3 ha	大 五 川
大中島排水区(第1～第3)	31.3 ha	31.3 ha	筑 後 川
中の島川排水区(第1～第8)	7.7 ha	－ ha	中の島川
三重排水区(第1～第4)	8.7 ha	－ ha	国営幹線水路徳永線
福田排水区(第1～第3)	2.8 ha	－ ha	福 田 川
計	302.0 ha	240.0 ha	

③ 整備状況

ア 汚水布設管路延長(m)

年 度 区分	R2	R3	R4	R5	R6	累計
旧佐賀市	2,741.11	6,874.24	5,268.18	4,609.85	2,882.59	701,963.23
旧諸富町	0.00	0.00	35.77	194.00	0	75,267.51
旧大和町	192.68	0.00	225.43	141.30	411.10	74,386.89
旧川副町	376.98	146.25	161.97	32.30	0	110,723.90
旧東与賀町	—	19.60	0.00	0.00	80.40	100.00

イ 人孔(基)

年 度 区分	R2	R3	R4	R5	R6	累計
旧佐賀市	120	134	135	116	79	23,530
旧諸富町	0	0	2	11	0	2,370
旧大和町	9	0	11	8	19	2,738
旧川副町	8	11	12	1	0	3,673
旧東与賀町	—	2	0	4	2	8

ウ 汚水枳(箇所)

年 度 区分	R2	R3	R4	R5	R6	累計
旧佐賀市	273	342	404	243	184	42,766
旧諸富町	1	0	2	22	0	3,723
旧大和町	32	0	21	14	37	4,838
旧川副町	40	26	28	5	0	4,388
旧東与賀町	—	5	0	9	12	26

(2) 公共下水道普及状況（特定環境保全公共下水道除く）

（R7.3.31 現在）

供 用 開 始 面 積 (ha)	八田処理分区	695.73
	厘外処理分区	1,191.32
	大島処理分区	422.83
	兵庫処理分区	255.92
	久保泉処理分区	97.70
	下高木処理分区	444.06
	金立処理分区	74.63
	諸富処理分区	275.54
	大和处理分区	322.90
	川副処理分区	302.20
	東与賀処理分区	204.70
合 計		4,287.53
普及人口	(人)	184,453
人口普及率	(%)	86.07
普及世帯	(戸)	75,497
世帯普及率	(%)	75.57
水洗化人口	(人)	169,627
水洗化世帯	(戸)	70,674

全 体 計 画 比 94.11%
事 業 計 画 比 94.66%

→ $\frac{\text{普及人口}}{\text{行政区域人口}}$

→ $\frac{\text{普及世帯}}{\text{行政区域世帯}}$

(3) 污水处理施設

① 佐賀市下水浄化センター

- 位置 佐賀市西与賀町大字高太郎 2667 番地
- 敷地面積 86,627.78 m²
- 建設年度 1 期工事 昭和 49 年 12 月～昭和 53 年 8 月
- 建設事業費 6,169,000 千円
- 運転開始 昭和 53 年 11 月 26 日
- 計画污水处理能力 67,000 m³/日
- 現在污水处理能力 67,000 m³/日
- 処理方式 標準活性汚泥法(4 池)・担体投入標準活性汚泥法(3 池)
- 計画汚泥発生量 脱水汚泥量 30 t/日
- 主な設備

沈砂池設備	自動除塵機 2 基
ポンプ設備	汚水ポンプ 4 台 (600φ×42 m ³ /分×185kW (1 台) ・ 600φ×42 m ³ /分×200kW (1 台) ・ 400φ×17 m ³ /分×90kW (1 台) ・ 400φ×20 m ³ /分×90kW (1 台))
水処理設備	送風機 3 台 (180 m ³ /分×260kW (2 台) 150 m ³ /分×230kW (1 台)) 最初沈殿池 3 池・エアレーション池 7 池・最終沈殿池 7 池
汚泥処理設備	重力濃縮設備 1 基・機械濃縮設備 3 基・消化タンク 3 槽 ・ボイラ 1 基・ガスタンク 1 基・遠心脱水機 3 台・脱硫設備 2 基
非常用発電設備	ディーゼル発電機 1 台 (6,600V 1,500kVA)
汚泥堆肥化施設	堆肥化処理能力:30 t/日 (脱水汚泥) 発酵棟 1 棟 (受入槽 (1 槽) ・混合槽 (1 槽) ・発酵槽 (17 槽) ・ 多目的槽 (3 槽))、脱臭棟 1 棟
消化ガス発電設備	消化ガスマイクロコージェネレーションシステム 25kW×24 台

(4) ポンプ場

① 八田ポンプ場

- 位置 佐賀市南佐賀一丁目 15 番 1 号
- 敷地面積 4,376.34 m²
- 建設年度 昭和 49 年 12 月～昭和 53 年 3 月
- 建設事業費 2,152,000 千円
- 運転開始 昭和 53 年 11 月 26 日

主な設備	型式・寸法	台数
沈砂設備	自動除塵機	1
ポンプ設備	汚水ポンプ (350φ 14.2 m ³ /分 75kW)	3
非常用発電設備	ディーゼル発電機 (3,300V 1,000kVA)	1
脱臭設備	活性炭吸着	1
雨水沈砂設備	自動除塵機	2
雨水ポンプ設備	電動 (1,000φ 150 m ³ /分 190kW)	1
	ディーゼル (1,000φ 150 m ³ /分 300Ps)	1

② 東与賀浄化センター

- 位置 佐賀市東与賀町大字下古賀 2490 番地 1
- 敷地面積 15,053.00 m²
- 建設年度 平成 10 年度～平成 15 年度
- 建設事業費 1,120,413 千円
- 運転開始 平成 13 年 3 月 30 日

主な設備	型式・寸法	台数
沈 砂 設 備	-	-
ポ ン プ 設 備	汚水ポンプ (150φ 2.3 m ³ /分 11kW)	2
	(150φ 2.1 m ³ /分 15kW)	1
非 常 用 発 電 設 備	ディーゼル発電機 (210V 100kVA)	1
脱 臭 設 備	土壌脱臭	1

③ 鍋島汚水ポンプ場

- 位置 佐賀市鍋島一丁目 4 番 27 号
- 敷地面積 454.09 m²
- 建設年度 昭和 57 年 12 月～昭和 59 年 3 月
- 増設年度 平成元年 9 月～平成 2 年 3 月
- 建設事業費 393,000 千円
- 運転開始 昭和 59 年 4 月 1 日

主な設備	型式・寸法	台数
沈 砂 設 備	し渣破砕機	1
ポ ン プ 設 備	汚水ポンプ (150φ 1.7 m ³ /分 11.0kW)	1
	(150φ 2.7 m ³ /分 18.5kW)	2
非 常 用 発 電 設 備	ディーゼル発電機 (210V 100kVA)	1
脱 臭 設 備	活性炭吸着	1

④ 八戸ポンプ場

- 位置 佐賀市新栄西一丁目 14 番 25 号
- 敷地面積 1,997.08 m²
- 建設年度 昭和 62 年 8 月～平成元年 3 月
- 増設年度 平成 8 年 4 月～平成 9 年 3 月
- 建設事業費 886,730 千円 (うち増設 29,252 千円)
- 運転開始 平成元年 4 月 1 日

主な設備	型式・寸法	台数
沈 砂 設 備	自動除塵機	2
ポ ン プ 設 備	汚水ポンプ (400φ 20 m ³ /分 75kW)	2
	(200φ 4.5 m ³ /分 15kW)	3
非 常 用 発 電 設 備	ディーゼル発電機 (6,600V 375kVA)	1
脱 臭 設 備	土壌脱臭	2

⑤ 久保泉ポンプ場

- 位置 佐賀市久保泉町大字上和泉字泉 1823 番地 15
- 敷地面積 869.78 m²
- 建設年度 平成 7 年 1 月～平成 8 年 3 月
- 建設事業費 417,400 千円（うち他事業分 187,700 千円）
- 運転開始 平成 8 年 4 月 1 日

主な設備	型式・寸法	台数
沈 砂 設 備	-	-
ポ ン プ 設 備	汚水ポンプ（前段 150φ 1.65 m ³ /分 11kW）	3
	（後段 150φ 1.65 m ³ /分 22kW）	3
非 常 用 発 電 設 備	ディーゼル発電機（210V 125kVA）	1
脱 臭 設 備	土壌脱臭	1

⑥ 下高木ポンプ場

- 位置 佐賀市八丁畷町 10 番 11 号
- 敷地面積 1,382.32 m²
- 建設年度 平成 13 年 12 月～平成 15 年 6 月
- 建設事業費 698,695 千円
- 運転開始 平成 15 年 6 月 10 日

主な設備	型式・寸法	台数
沈 砂 設 備	自動除塵機	1
ポ ン プ 設 備	汚水ポンプ（200φ 4.3 m ³ /分 18.5kW）	1
	（200φ 6.0 m ³ /分 22kW）	1
	（250φ 6.4 m ³ /分 22kW）	1
非 常 用 発 電 設 備	ディーゼル発電機（220V 175kVA）	1
脱 臭 設 備	土壌脱臭	1

⑦ 諸富汚水中継ポンプ場

- 位置 佐賀市諸富町大字山領 282 番地 1
- 敷地面積 1,743.00 m²
- 建設年度 平成 15 年 9 月～平成 17 年 3 月
- 建設事業費 478,930 千円
- 運転開始 平成 17 年 3 月 31 日

主な設備	型式・寸法	台数
沈 砂 設 備	し渣破碎機	1
ポ ン プ 設 備	汚水ポンプ（150φ 2.1 m ³ /分 18.5kW）	3

非常用発電設備	ディーゼル発電機 (210V 150kVA)	1
脱臭設備	土壌脱臭	1

⑧ 川副第1中継ポンプ場

- 位置 佐賀市川副町大字犬井道 4262 番地 1
- 敷地面積 1,192.87 m²
- 建設年度 平成 19 年 12 月～平成 21 年 9 月
- 建設事業費 386,137 千円
- 運転開始 平成 21 年 10 月 1 日

主な設備	型式・寸法	台数
沈砂設備	し渣破碎機	1
ポンプ設備	汚水ポンプ (200φ 3.2 m ³ /分 37kW)	2
非常用発電設備	—	—
脱臭設備	土壌脱臭	1

⑨ 今町ポンプ場

- 位置 佐賀市東与賀町大字下古賀 1256 番地 4
- 敷地面積 849.00 m²
- 建設年度 平成 15 年度
- 建設事業費 184,506 千円
- 運転開始 平成 16 年 3 月 31 日

主な設備	型式・寸法	台数
真空ポンプ	封水自吸式真空ポンプ (φ 50×2.6 m ³ /分)	3
集水タンク	4.0 m ³	1
圧送ポンプ	槽外型横軸ポンプ (φ 100mm×0.7 m ³ /分)	2

⑩ し尿等前処理施設

- 位置 佐賀市巨勢町大字牛島 528 番地
- 敷地面積 3,454 m²
- 建設年度 令和 3 年 3 月～令和 5 年 6 月
- 建設事業費 1,614,740 千円
- 運転開始 令和 5 年 7 月 1 日

主な設備	型式・寸法	台数
沈砂設備	沈砂除去設備	1
	し渣除去脱水設備	2
ポンプ設備	汚泥移送ポンプ (100φ 0.3 m ³ /分 15kW)	2
非常用発電設備	ディーゼル発電機 (220V 100kVA)	1

脱 臭 設 備	活性炭吸着装置（低濃度）生物脱臭装置（高濃度）	1
---------	-------------------------	---

⑪ 石塚雨水ポンプ場

- 位置 佐賀市諸富町大字為重 340-17
- 敷地面積 827.00 m²
- 建設年度 平成 28 年 3 月～平成 29 年 8 月
- 建設事業費 913,000 千円
- 運転開始 平成 29 年 6 月 5 日

主な設備	型式・寸法	台数
ポ ン プ 設 備	雨水ポンプ（900φ 120 m ³ /分 250kW）	2
除 塵 設 備	自動除塵機	2
非 常 用 発 電 設 備	ディーゼル発電機（6,600V 800kVA）	1

⑫ 厘外ポンプ場

- 位置 佐賀市光三丁目 1161 番 66
- 敷地面積 1,500.00 m²
- 建設年度 平成 29 年 2 月～令和元年 12 月
- 建設事業費 998,700 千円
- 運転開始 令和元年 6 月 5 日

主な設備	型式・寸法	台数
ポ ン プ 設 備	雨水ポンプ（700φ 60 m ³ /分 45kW）	2
除 塵 設 備	自動除塵機	1
非 常 用 発 電 設 備	ディーゼル発電機（420V 260kVA）	1

⑬ 尼寺排水機場

- 位置 佐賀市高木瀬町大字長瀬 2563 番 1
- 敷地面積 1,467.00 m²
- 建設年度 平成 29 年 10 月～
- 建設事業費 1,502,600 千円
- 運転開始 令和 5 年 7 月 25 日

主な設備	型式・寸法	台数
ポ ン プ 設 備	雨水ポンプ（800φ 90 m ³ /分 55kW）	2
除 塵 設 備	自動除塵機	1
非 常 用 発 電 設 備	ディーゼル発電機（420V 200kVA）	1

(5) 水洗便所改造資金融資あっせん状況

① 融資あっせん制度の概要

ア 融資あっせん額

便槽または浄化槽 1 か所につき 60 万円を限度

便槽または浄化槽に接続するトイレが 2 か所以上ある場合は、2 か所目から 30 万円×トイレ数を上記の 60 万円に加算する。ただし、1 工事あたりの限度は 200 万円。

利率 年 1.3%（平成 27 年度～）

イ 償還

5 か月から最高 42 か月元利均等償還

ウ 利子補給額

家屋 1 棟につき、60 万円の融資額における利子額を限度

② 融資あっせん及び利子補給状況

区分 \ 年度		R2	R3	R4	R5	R6
融資あっせん	件 数	4	0	1	0	1
	金額（千円）	2,515	0	450	0	960
利 子 補 給	件 数	7	2	3	3	1
	金額（千円）	48	12	25	21	6

(6) 下水道使用料

○ 旧佐賀市、旧諸富町、旧大和町、旧川副町及び旧東与賀町の区域内

（単位：円・1 か月、消費税抜き）

種 別	区 分	汚 水 量	使 用 料
一 般 汚 水	基 本	10 m ³ まで	1,100
	超 過 (1 m ³ につき)	10 m ³ を超え 20 m ³ まで	178
		20 m ³ を超え 30 m ³ まで	189
		30 m ³ を超え 50 m ³ まで	200
		50 m ³ を超え 100 m ³ まで	234
		100 m ³ を超える部分	289
浴場業 汚 水	—	1 m ³ までごとに	20

※ 旧諸富町は平成 16 年 12 月 22 日施行、旧大和町は平成 20 年 4 月 1 日に上記に統一、旧川副町は平成 21 年 3 月 26 日施行、旧東与賀町は特定環境保全公共下水道事業から公共下水道事業へ令和 3 年 4 月 1 日編入。

(7) 受益者負担金制度

○ 地区別単位負担金額

負担地区	面積	単位負担金額	告示日	負担地区	面積	単位負担金額等	告示日
八 田	338ha	168 円/㎡	S48.9.1	開 成	122ha	550 円/㎡	H13.3.30
鍋 島	120ha	371 円/㎡	S56.4.1	下高木	366ha	550 円/㎡	H13.3.30
平 松	332ha	450 円/㎡	S57.6.1	佐賀第 1	541ha	550 円/㎡	H18.4.24
中 央	177ha	465 円/㎡	S63.3.31	佐賀第 2	188.9ha	550 円/㎡	H23.1.6
袋	23ha	450 円/㎡	H5.9.10	諸富第 1	99ha	300 円/㎡	H15.9.29
新 栄	129ha	512 円/㎡	H5.9.10	諸富第 2	141ha	300 円/㎡	H17.8.17
大 財	90ha	520 円/㎡	H5.9.10	諸富第 3	57.2ha	300 円/㎡	H22.2.19
兵 庫	67ha	520 円/㎡	H5.9.10	春 日 (大和)	275ha	土地の面積が 500 ㎡までは 15 万円 とし、500 ㎡を超 える場合は、超え た面積 1 ㎡当たり 200 円を加算	H14.12.24
神 野	208ha	550 円/㎡	H8.12.24				
北川副	138ha	535 円/㎡	H8.12.24	犬井道	99ha	公共ます 1 か所 に対応する土地につ き 200,000 円	H21.4.14
下 田	33ha	535 円/㎡	H8.12.24	川 副 中東部	105ha	公共ます 1 か所 に対応する土地につ き 200,000 円	H22.2.19
巨 勢	99ha	550 円/㎡	H13.3.30	川 副 西北部	146.4ha	公共ます 1 か所 に対応する土地につ き 200,000 円	H23.5.23
八 戸	93ha	550 円/㎡	H13.3.30	東与賀	229ha	公共ます 1 か所 に対応する土地につ き 200,000 円	H13.3.30

(8) 公共下水道事業決算状況

① 収益的収入及び支出

(単位：円、消費税抜き)

年度・区分 項 目	令和 4 年度決算	令和 5 年度決算	令和 6 年度決算
収 入	6,232,910,291	6,369,623,640	6,692,943,870
支 出	6,118,862,599	6,261,298,777	6,470,868,273
純 損 益	114,047,692	108,324,863	222,075,597
前年度繰越利益剰余金	166,346,433	166,394,125	166,718,988
その他未処分利益 剰余金変動額	150,000,000	180,000,000	220,000,000
当年度未処分利益剰余金	430,394,125	454,718,988	608,794,585

② 資本的収入及び支出

(単位：円、消費税込み)

年度・区分 項 目	令和 4 年度決算	令和 5 年度決算	令和 6 年度決算
収 入	7,317,156,202	5,341,100,326	3,898,875,140
支 出	8,747,442,257	6,584,095,522	6,024,320,650

③ 使用料と原価

(消費税抜き)

年度・区分 項 目	令和 4 年度決算	令和 5 年度決算	令和 6 年度決算
使 用 料 (A)	3,144,075,971 円	3,136,328,576 円	3,149,650,307 円
汚 水 処 理 費 (B) (公費負担分を除く)	2,493,063,511 円	2,445,416,902 円	2,446,428,993 円
有 収 水 量 (C)	17,733,136 m ³	17,674,678 m ³	17,739,267 m ³
1 m ³ 使用料単価 A/C	177.30 円	177.45 円	177.55 円
当たり 汚水処理原価 B/C	140.58 円	138.36 円	137.91 円

(9) 特定環境保全公共下水道事業

① 全体計画と事業計画

旧富士町における下水道計画は、「富士町振興計画」及び「富士町下水道整備構想」等を基本とし、平成 3 年度に基本計画として「下水道整備計画調査」、平成 4 年度には実態調査が行われた。近年では、平成 15 年度に事業変更認可を行い、認可面積 80.9ha を整備面積とした。旧東与賀町における下水道計画は、平成 3 年 3 月に策定した「下水道整備構想エリアマップ」を基に、平成 6 年 3 月に全体計画として「下水道整備計画」を策定、平

成 8 年 1 月に工事着手した。近年では、平成 19 年度に事業変更認可を行い、認可面積 229.3ha を整備面積とした。旧久保田町の下水道計画は、平成 5 年 2 月に策定した「久保田町下水道基本構想」を基に、平成 7 年 2 月に「下水道基本計画」を策定、平成 9 年 9 月に工事着手した。近年では、平成 16 年度に事業変更認可を行い、認可面積 140ha を整備面積とした。

平成 30 年度に、旧 3 町の事業計画を取り纏め、佐賀市特定環境保全公共下水道事業計画として変更し、事業期間を令和 5 年度に延伸している。令和 2 年度に旧東与賀町を公共下水道事業へ編入する事業計画の変更を行った。旧東与賀町は令和 3 年度より公共下水道事業として取り組んでいる。令和 5 年度に、事業期間を令和 10 年度に延伸している。各処理区の基本計画の概要は次の通りである。

処理区名	面 積 (ha)	人口(人)	備 考
富 士 南 部	80.9	1,300	
東 与 賀	—	—	令和 3 年度より公共下水道事業として取り組み開始
久 保 田	140.0	4,400	
計	220.9	5,700	

※ 旧東与賀町は、令和 3 年度以降、公共下水道事業の欄に記載する。

② 整備状況

ア 汚水布設管路延長(m)

年 度 区分	R2	R3	R4	R5	R6	累計
旧富士町	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	34,264.00
旧東与賀町	0.00	—	—	—	—	51,339.22
旧久保田町	87.60	159.63	32.50	54.20	105.7	40,166.49

イ 人孔（基）

年 度 区分	R2	R3	R4	R5	R6	累計
旧富士町	0	1	0	0	0	1,031
旧東与賀町	0	—	—	—	—	1,526
旧久保田町	7	8	1	5	6	1,230

ウ 汚水柵（箇所）

年 度 区分	R2	R3	R4	R5	R6	累計
旧富士町	2	2	0	0	0	767
旧東与賀町	4	—	—	—	—	2,271
旧久保田町	13	28	1	7	10	1,576

※ 旧東与賀町は、令和3年度以降、公共下水道事業の欄に記載する。

③ 普及状況 (R7.3.31 現在)

	富士	久保田	計
普及人口（人）	1,422	4,253	5,675
普及世帯数（戸）	750	1,765	2,515
水洗化人口（人）	1,364	3,795	5,159
水洗化世帯（戸）	612	1,575	2,187
水洗化率（％）	81.60	89.24	86.96

※ 水洗化率＝水洗化世帯（戸）／普及世帯数（戸）

④ 富士南部環境センター

ア 施設概要

建設年度：平成11年度～平成13年度（第1期）

平成19年度～平成20年度（第2期）

位 置：佐賀市富士町大字梅野1721番地

事業費：1,304,000千円 敷地面積：11,206.32㎡

計画汚水処理能力：1,900㎥/日 計画処理人口：1,300人

処理方式：オキシデーションディッチ法

計画水質(BOD)：流入水質 190mg/l、放流水質 15mg/l

供用開始：平成14年4月1日 ポンプ施設：45か所(マンホールポンプ)

イ 処理状況

年 度 区分	R2	R3	R4	R5	R6
最大処理水量（㎥/日）	1,512.0	1,949.0	941.0	1493.0	1,136.0
平均処理水量（㎥/日）	746.8	738.9	694.7	681.4	724.0
年間総処理水量（千㎥）	272.7	269.9	252.8	248.7	264.2
年間有収水量（千㎥）	194.2	186.1	187.2	187.3	186.2
汚泥量（㎥/日）	4.3	4.2	3.8	3.4	3.2
年間汚泥処分量（㎥）	1,570.0	1,539.0	1,393.0	1258.0	1,183.0

ウ 処理水状況

(単位：mg/l)

年度 項目	R2		R3		R4		R5		R6	
	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流
BOD	89	0.4	63	0.4	65	0.5	150	0.4	170	0.6
S S	98	1.3	88	1.1	150	1.0	240	1.1	110	1.3
総窒素	23	1.4	23	1.1	21	1.1	25	1.3	18	1.1
総リン	2.0	1.5	3.1	1.5	2.2	1.5	3.6	1.6	2.6	1.4
pH	7.2	7.3	7.5	7.3	7.2	7.3	7.4	7.5	7.0	7.5

⑤ 久保田浄化センター

ア 施設概要

建設年度：平成11年度～平成13年度（第1期）

平成18年度～平成19年度（第2期）

位置：佐賀市久保田町大字久保田1928番地・1929番地

事業費：1,288,611千円 敷地面積：13,755.00㎡

計画汚水処理能力：2,200㎥/日 計画処理人口：4,400人

処理方式：オキシデーションディッチ法

計画水質(BOD)：流入水質 220mg/l、放流水質 15mg/l

供用開始：平成13年12月1日 ポンプ施設：20か所(マンホールポンプ)

イ 処理状況

年度 区分	R2	R3	R4	R5	R6
最大処理水量(㎥/日)	2,274.0	4,014.0	2,182.0	2,140.0	1,808.0
平均処理水量(㎥/日)	1,025.1	997.8	974.9	988.0	991.5
年間総処理水量(千㎥)	374.2	364.2	355.8	360.6	361.9
年間有収水量(千㎥)	355.2	352.3	347.6	343.9	349.0
汚泥量(㎥/日)	7.6	7.5	7.2	7.1	6.8
年間汚泥処分量(㎥)	2,763.3	2,721.8	2,634.3	2,593.0	2,498.0

ウ 処理水状況

(単位：mg/l)

年度 項目	R2		R3		R4		R5		R6	
	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流
BOD	228	1.1	229	1.2	226	1.1	198	1.5	213	1.5
S S	217	2.4	219	2.4	211	2.8	182	3.0	190	2.8
総窒素	47	2.2	35	1.6	42	1.3	34	1.3	48	2.7
総リン	4.9	2.2	2.4	1.8	4.3	2.3	6.8	2.3	6.4	2.5
pH	7.7	6.9	7.7	7.0	7.5	7.0	7.5	7.0	7.6	7.0

⑥ 収益的収入及び支出 (単位：円、消費税抜き)

年度・区分 項 目	令和 4 年度決算	令和 5 年度決算	令和 6 年度決算
収 入	349,791,778	337,251,371	339,234,920
支 出	349,791,778	337,251,371	339,234,920
純 損 益	0	0	0
前年度繰越利益剰余金	0	0	0
その他未処分利益 剰余金変動額	0	0	0
当年度未処分利益剰余金	0	0	0

⑦ 資本的収入及び支出 (単位：円、消費税込み)

年度・区分 項 目	令和 4 年度決算	令和 5 年度決算	令和 6 年度決算
収 入	211,988,120	273,681,966	248,870,416
支 出	218,571,061	296,740,069	281,959,707

⑧ 使用料と原価 (消費税抜き)

年度・区分 項 目	令和 4 年度決算	令和 5 年度決算	令和 6 年度決算
使 用 料 (A)	96,149,114 円	95,820,109 円	97,223,296 円
汚 水 処 理 費 (B) (公費負担分を除く)	99,277,169 円	109,398,884 円	115,806,229 円
有 収 水 量 (C)	534,805 m ³	531,271 m ³	535,656 m ³
1 m ³ 使用料単価 A/C	179.78 円	180.36 円	181.50 円
当たり 汚水処理原価 B/C	185.63 円	205.92 円	216.20 円

(10) 農業集落排水事業

農業集落地域から排出される、し尿及び生活雑排水等の汚水処理する施設の整備を行い、農業用排水の水質保全・農業用排水施設の機能維持及び公共用水域の水質保全を図り、集落の生活環境の改善と魅力ある地域づくりを目指すものである。

- ① 対象地域 農業振興地域（これと一体的に整備することが望ましい地域を含む）
内の農業集落
- ② 受益戸数 20 戸以上の集落
- ③ 処理できる汚水 し尿、生活雑排水、農業の作業排水
※ 有害物質を含む恐れのある工場排水は含めない。

④ 処理対象人口 おおむね 1,000 人以下

⑤ 事業主体 佐賀市

⑥ 事業実施地区（記載した年は年度）

- ・ 西与賀町元相応地区 (H 8 事業採択、H 9 工事着工、H11 供用開始)
- ・ 蓮池町蓮池地区 (H14 事業採択、H16 工事着工、H20 供用開始)
- ・ 諸富町諸富北部地区 (H 9 事業採択、H10 工事着工、H11 供用開始)
- ・ 富士町無津呂地区 (H 5 事業採択、H 5 工事着工、H 9 供用開始)
- ・ 富士町藤瀬地区 (H 6 事業採択、H 6 工事着工、H13 供用開始)
- ・ 富士町杉山地区 (H 7 事業採択、H 7 工事着工、H10 供用開始)
- ・ 富士町合瀬地区 (H 7 事業採択、H 7 工事着工、H11 供用開始)
- ・ 富士町市川地区 (H 8 事業採択、H 8 工事着工、H12 供用開始)
- ・ 富士町鎌原地区 (H 9 事業採択、H 9 工事着工、H13 供用開始)
- ・ 富士町上小副川地区 (H10 事業採択、H10 工事着工、H13 供用開始)
- ・ 富士町富士北部地区 (H14 事業採択、H14 工事着工、H19 供用開始)
- ・ 東与賀町大授地区 (H 8 事業採択、H 9 工事着工、H12 供用開始)
- ・ 久保田町下新ヶ江地区 (H 6 事業採択、H 6 工事着工、H10 供用開始)
- ・ 久保田町久富地区 (H 8 事業採択、H 8 工事着工、H12 供用開始)
- ・ 久保田町江戸地区 (H 9 事業採択、H10 工事着工、H14 供用開始)

⑦ 収益的収入及び支出 (単位：円、消費税抜き)

年度・区分 項 目	令和 4 年度決算	令和 5 年度決算	令和 6 年度決算
収 入	472,620,773	461,522,071	454,660,548
支 出	472,620,773	461,522,071	454,660,548
純 損 益	0	0	0
前年度繰越利益剰余金	0	0	0
その他未処分利益 剰余金変動額※	0	0	0
当年度未処分利益剰余金	0	0	0

⑧ 資本的収入及び支出 (単位：円、消費税込み)

年度・区分 項 目	令和 4 年度決算	令和 5 年度決算	令和 6 年度決算
収 入	287,635,672	499,442,877	436,554,151
支 出	300,483,555	535,971,234	478,353,092

⑨ 使用料と原価

(消費税抜き)

年度・区分 項 目		令和 4 年度決算	令和 5 年度決算	令和 6 年度決算
使 用 料 (A)		74,060,815 円	73,687,461 円	73,381,308 円
汚 水 処 理 費 (B) (公費負担分を除く)		205,183,213 円	198,611,988 円	182,163,162 円
有 収 水 量 (C)		463,683 m ³	460,085 m ³	457,424 m ³
1 m ³	使用料単価 A/C	159.72 円	160.16 円	160.42 円
当たり	汚水処理原価 B/C	442.51 円	431.69 円	398.24 円

(11) 市営浄化槽事業

市が設置主体となって浄化槽を整備し、し尿と雑排水（工場排水、雨水その他の特殊な排水を除く。）を併せて処理することにより、生活排水の適正な処理の促進を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

また、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業で整備しない区域を対象として、申請により合併浄化槽を設置、寄附受納を実施し、浄化槽の整備及び維持管理を行う。

- ① 事業対象地域 佐賀市全域（ただし、佐賀市公共下水道事業認可区域、佐賀市農業集落排水事業採択区域及びその他市長が定める区域を除く。）
- ② 事業対象施設 合併処理浄化槽であって、放流水の BOD20mg/l（日間平均値）以下の機能を有し、窒素又は磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽の設置
浄化槽設置届出がされ、適正な維持管理及び使用が確認できる浄化槽の寄附受納

- ③ 実施件数 (令和 6 年度 単位：基)

人槽区分	設 置	帰 属
5 人槽	60	2
6～ 7 人槽	25	8
8～10 人槽	4	2
11～20 人槽	1	1
21～30 人槽	—	—
31～40 人槽	—	—
41～50 人槽	—	—
51 人槽以上	—	—
合 計	90	13

- ④ 受益者分担金 (単位：円)

人槽区分	5 人槽以下	6 人槽以上 7 人槽以下	8 人槽以上 10 人槽以下	11 人槽以上
分担金の額	120,000	150,000	200,000	標準工事費に係る費用に 0.4 を乗じて得た額

⑤ 使用料

保守点検や消毒薬品の補充、汚泥の引き抜き、清掃、法定検査など、法律で義務付けられた維持管理費の一部を浄化槽使用者から徴収する。

(単位：円／1 か月、消費税抜き)

人槽区分	使用料	人槽区分	使用料	人槽区分	使用料
5 人槽以下	2,381	16～20 人槽	8,953	36～40 人槽	16,572
6～ 7 人槽	2,858	21～25 人槽	11,619	41～45 人槽	18,096
8～10 人槽	3,810	26～30 人槽	13,524	46～50 人槽	19,619
11～15 人槽	7,810	31～35 人槽	15,048	51 人槽以上	当該浄化槽の維持管理費用を考慮し定める

⑥ 収益的収入及び支出

(単位：円、消費税抜き)

年度・区分 項 目	令和 4 年度決算	令和 5 年度決算	令和 6 年度決算
収 入	412,068,886	439,620,448	477,131,325
支 出	412,068,886	439,620,448	477,131,325
純 損 益	0	0	0
前年度繰越利益剰余金	0	0	0
その他未処分利益 剰余金変動額	0	0	0
当年度未処分利益剰余金	0	0	0

⑦ 資本的収入及び支出

(単位：円、消費税込み)

年度・区分 項 目	令和 4 年度決算	令和 5 年度決算	令和 6 年度決算
収 入	161,335,196	148,459,092	104,654,313
支 出	187,724,484	179,331,535	161,927,415

⑧ 使用料と原価

(消費税抜き)

年度・区分 項 目	令和 4 年度決算	令和 5 年度決算	令和 6 年度決算
使 用 料 (A)	142,724,555 円	147,083,193 円	150,943,723 円
汚 水 処 理 費 (B) (公費負担分を除く)	274,949,322 円	298,752,457 円	333,038,126 円
有 収 水 量 (C)	1,274,315 m ³	1,312,912 m ³	1,347,147 m ³
1 m ³ 使用料単価 A/C	112.00 円	112.03 円	112.05 円
当たり 汚水処理原価 B/C	215.76 円	227.55 円	247.22 円

佐賀中部広域連合

(1) 経 緯

本広域連合は、佐賀市、多久市、小城市、神崎市及び神埼郡吉野ヶ里町により構成され、介護保険事務、消防事務及び広域行政に係る調査研究事務の３事務を行っています。

その沿革は、介護保険事務を共同処理するために、平成 11 年 2 月に当時の佐賀市、多久市、佐賀郡 6 町、神埼郡 6 町村及び小城郡 4 町の 18 市町村によって本広域連合が設立されました。

平成 15 年 4 月からは、佐賀地区広域市町村圏組合との統合により、当時の佐賀市、多久市、佐賀郡及び小城郡の消防事務及び佐賀市、多久市、佐賀郡、小城郡及び神埼郡（三田川町及び東脊振村を除く。）のふるさと市町村圏事務を本広域連合で行うこととなりました。

平成 22 年 4 月からは、ふるさと市町村圏事務を廃止しましたが、その発展として現在の 4 市 1 町による広域行政の推進に係る調査研究事務に取り組むこととしました。

平成 25 年 4 月からは、神埼地区消防事務組合との統合により、消防事務についても 4 市 1 町によるものとなりました。

(2) 佐賀中部広域連合の概要

① 構成団体（4 市 1 町）

佐賀市、多久市、小城市、神崎市、吉野ヶ里町

② 主な業務内容

ア 介護保険に係る次の事務に関すること。

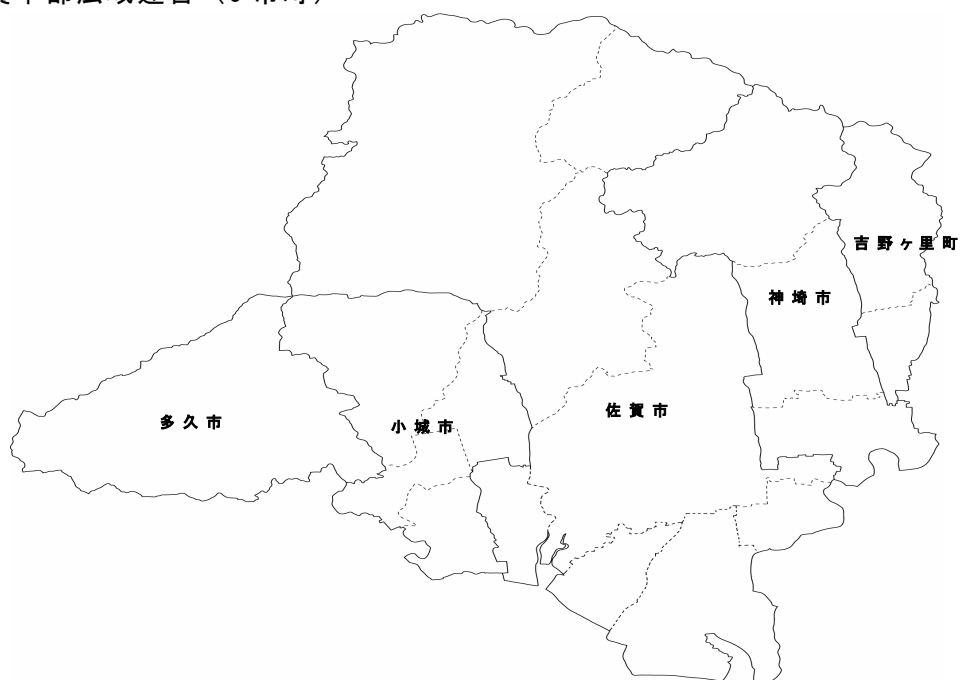
- i 被保険者の資格管理に関すること。
- ii 介護認定審査会の設置及び運営に関すること。
- iii 要介護認定及び要支援認定に関すること。
- iv 保険給付に関すること。
- v 介護保険事業者（介護保険施設を除く。）の指定及び指導監督に関すること（佐賀県事務処理の特例に関する条例（平成 12 年佐賀県条例第 2 号）第 2 条の規定により広域連合が処理することとされる事務を含む。）。
- vi 地域支援事業及び保健福祉事業に関すること。
- vii 介護保険事業計画の作成に関すること。
- viii 介護保険料の賦課及び徴収に関すること。
- ix i から viii までの事務に附随する事務に関すること。

イ 障がい支援区分認定審査会（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 15 条に規定する市町村審査会をいう。）の設置及び運営に関すること。

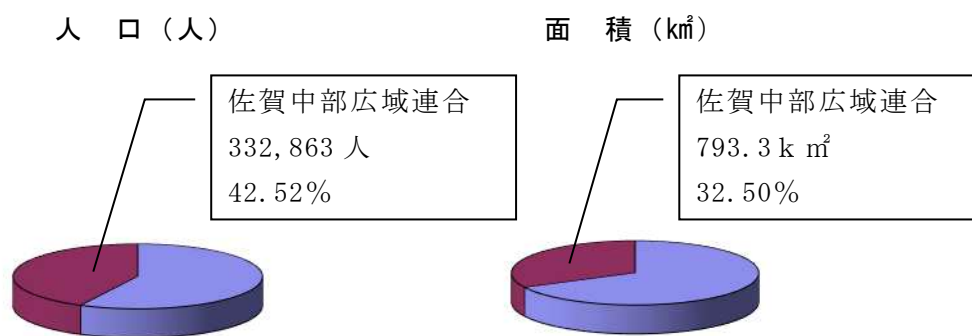
ウ 消防事務（消防団に関する事務並びに消防水利施設の設置及び維持管理に関する事務を除く。）に関すること。

エ 広域行政の推進に係る調査研究に関すること。

佐賀中部広域連合（5 市町）



基本指数（令和 7 年 4 月 1 日現在）



③ 所在地

ア 佐賀中部広域連合事務局
（介護保険業務及び広域行政業務）

佐賀市白山二丁目 1 番 12 号 佐賀商工ビル 5 階

イ 佐賀広域消防局
（消防業務）

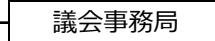
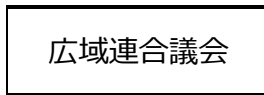
佐賀市兵庫北三丁目 5 番 1 号

④ 組織

佐賀中部広域連合組織図

令和7年4月1日現在

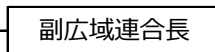
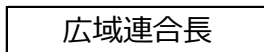
(議会)



事務局及び消防局総務課職員
佐賀市議会事務局職員 兼務

(執行機関)

※総務課長及び業務課長は兼務
※認定審査課長及び給付課長は兼務
※障がい認定係は認定第1係の一部で兼務



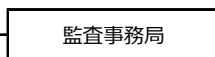
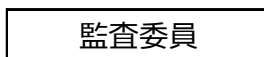
首長選出4名
副首長選出1名

事務局			
事務局長			
課等	定員	係等	定員
総務課	7	総務係	4
		企画係	2
認定審査課	15	認定調整係	6
		介護認定第1係	4
		介護認定第2係	4
		障がい認定係	3
給付課	15	給付係	5
		指導係	5
		包括支援係	4
業務課	9	業務係	3
		賦課収納係	5

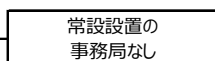
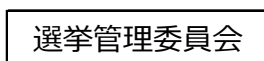
佐賀広域消防局			
消防局長			
消防局副局長（兼総務課長・佐賀消防署長） 2名			
課等	定員	係等	定員
総務課	17	総務係	5
		人事係	6
		経理係	4
予防課	11	査察調査係	3
		建築係	3
		危険物係	3
警防課	9	救急防災係	4
		消防救助係	3
情報指令課	25	情報管理係	2
		指令センター（第1・第2・第3）	21
佐賀消防署	120	西分署	20
		東分署	20
多久消防署	37	多久南西出張所	10
南部消防署	47	久保田出張所	10
北部消防署	47	富士出張所	10
小城消防署	59	北分署	20
神埼消防署	57	三脊出張所	10
		吉野ヶ里出張所	10

※会計管理者・出納室長は事務局長が兼務
※出納室は総務課総務係で兼務

会計部門	
会計管理者	
出納室	



総務課企画係兼務
消防局総務課総務係兼務



(3) 業務の概要

① 介護保険業務

ア 要介護・要支援認定状況

○ 要介護（要支援）認定者数（令和7年3月末現在）

単位：人

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
第1号被保険者	3,594	3,816	4,970	2,378	2,249	1,272	964	19,243
第2号被保険者	42	53	86	57	32	27	16	313
総数	3,636	3,869	5,056	2,435	2,281	1,299	980	19,556

イ 被保険者の状況

○ 第1号被保険者数（令和7年3月末現在）

年齢区分	人数（人）	構成率
65歳以上75歳未満	45,510	45.16%
75歳以上	55,258	54.84%
計	100,768	100.00%

○ 徴収区分別被保険者数（令和7年4月賦課分）

徴収区分	人数（人）	構成率
特別徴収	93,681	92.97%
普通徴収	7,086	7.03%
計	100,767	100.00%

ウ 保険給付の状況

○ 令和 6 年度保険給付費執行状況

(単位：円)

介 護 給 付 費	令 和 6 年 度 給 付 費 累 計 ①	1 月 当 た り 平 均 給 付 費	令 和 5 年 度 給 付 費 累 計 ②	伸 率 ① / ②
居宅介護サービス給付費	10,755,332,764	896,277,730	10,741,524,017	100.1%
特例居宅介護サービス給付費	425,583	35,465	434,412	98.0%
地域密着型介護サービス給付費	5,431,735,878	452,644,657	5,456,968,768	99.5%
施設介護サービス給付費	8,630,652,909	719,221,076	8,640,808,790	99.9%
居宅介護福祉用具購入費	21,804,243	1,817,020	23,276,639	93.7%
居宅介護住宅改修費	30,503,686	2,541,974	32,541,049	93.7%
居宅介護サービス計画給付費	1,114,693,407	92,891,117	1,097,904,705	101.5%
介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費 ①	25,985,148,470	2,165,429,039	25,993,458,380	100.0%
介護予防サービス給付費	1,133,764,762	94,480,397	1,085,137,692	104.5%
特例介護予防サービス給付費	0	0	0	—
地域密着型介護予防サービス給付費	278,685,289	23,223,774	241,580,657	115.4%
介護予防福祉用具購入費	19,835,665	1,652,972	17,420,011	113.9%
介護予防住宅改修費	64,092,772	5,341,064	50,956,091	125.8%
介護予防サービス計画給付費	195,623,533	16,301,961	187,410,114	104.4%
介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費 ②	1,692,002,021	141,000,168	1,582,504,565	106.9%
高 額 介 護 サ ー ビ ス 費 ③	604,297,039	50,358,087	587,814,703	102.8%
高額医療合算介護サービス費④	104,500,846	8,708,404	102,050,058	102.4%
特定入所者介護サービス費⑤	554,816,880	46,234,740	597,020,791	92.9%
給付費合計（①＋②＋③＋④＋⑤）	28,940,765,256	2,411,730,438	28,862,848,497	100.3%
審 査 支 払 手 数 料 ⑥	40,730,963	3,394,247	40,155,934	101.4%
総 合 計 （①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥）	28,981,496,219	2,415,124,685	28,903,004,431	100.3%

② 広域行政業務

広域行政業務は、佐賀市、多久市、神埼市及び小城市の 4 市で、広域市町村計画及びふるさと市町村圏計画に基づき事務を実施していましたが、平成 21 年 3 月に広域市町村圏及びふるさと市町村圏制度が国において廃止され、本広域連合においては、平成 22 年 3 月に同制度に係る事務を廃止しました。

現在は、発展的に、広域市町村圏及びふるさと市町村圏の区域に、神埼郡吉野ヶ里町を加えた 4 市 1 町において、広域行政の推進に係る調査研究に係る事務を行うこととしています。

③ 消防業務

ア 佐賀広域消防局管内



構成市町

- ・ 佐賀市
- ・ 多久市
- ・ 小城市
- ・ 神埼市
- ・ 吉野ヶ里町

令和7年4月1日現在【火災・救急・救助・通信は令和6年中】

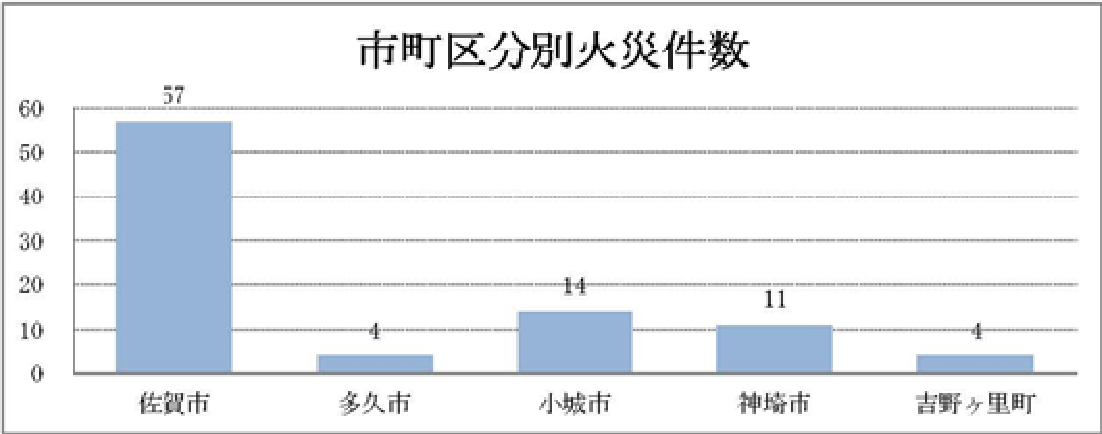
面積・人口・世帯	面 積		人 口		人口密度	世 帯 数	
	793.30km ²		332,863人		420人／km ²	141,814世帯	
	佐賀市	431.81 km ²	佐賀市	227,018 人		佐賀市	99,926 世帯
	多久市	96.56 km ²	多久市	16,987 人		多久市	6,825 世帯
	小城市	95.81 km ²	小城市	42,879 人		小城市	16,735 世帯
	神埼市	125.13 km ²	神埼市	29,755 人		神埼市	11,864 世帯
	吉野ヶ里町	43.99 km ²	吉野ヶ里町	16,224 人		吉野ヶ里町	6,464 世帯
予算・機構・人事	消防予算		局・署・所		職 員 数	消防団員数	
	55億3997万円 住民1人当り 16,643円 1世帯当り 39,065円		消 防 局	1	定数 450 人	定数 6,269人	実員 5,353人 (内女性団員147人)
			消 防 署	6	実員 426 人		
			分 署	3	(定数外職員32人除く)		
			出 張 所	5			

※推計人口を基礎として算出しております。

イ 火災発生状況

令和6年中

市 町 区 分			佐賀市	多久市	小城市	神埼市	吉野ヶ里町	計
火災 件 数	火災 種 別	建 物	30	1	7	6	2	46
		林 野	3		1			4
		車 両	5		2	3	1	11
		船 舶						0
		航 空 機						0
		そ の 他	19	3	4	2	1	29
		爆 発						0
	計		57	4	14	11	4	90
焼 損 棟 数	火元	全 焼	6		2	2	1	11
		半 焼			1	1		2
		部 分 焼	8		1	1		10
		ぼ や	16	1	3	2	1	23
	類 焼	全 焼	7		2	2		11
		半 焼	2					2
		部 分 焼	5		1	2		8
		ぼ や	5		4	1		10
	計		49	1	14	11	2	77
罹災 世帯	全 損		8		3	2		13
	半 損		3			1		4
	小 損		13	1	5	4		23
	計		24	1	8	7	0	40
罹災 人員	人 員		62	2	19	18		101
	死 者		2		2			4
	負 傷 者		12		3	1		16



ウ 消防車両一覧表

令和7年4月1日現在

種 別 所 属 別		ポン プ 車	救 助 ポン プ 車	タン ク 車	化 学 車	は し ご 車	救 助 工 作 車	水 難 救 助 車	高 規 格 救 急 車	指 揮 隊 車	災 害 支 援 車	機 動 連 絡 車	査 察 車	指 令 車	資 材 搬 送 車	林 野 火 災 工 作 車	連 絡 車 (普)	連 絡 車 (軽)	人 員 輸 送 車	燃 料 補 給 車	特 殊 車 両	合 計
局	総 務 課																2	1	1			4
	警 防 課									1		1						1	1			4
	予 防 課												1							1		3
	小 計									1		1	1				2	3	2	1		11
佐賀消防署	署	2		2		2	2		4	1			1		1			3	1		2	21
	西 分 署	1		1					1									1				4
	東 分 署	1		1					1									1				4
	小 計	4		4		2	2		6	1			1		1			5	1		2	29
多久消防署	署	1		2		1			1					1	1		1		1			9
	南西出張所		1						1									1				3
	小 計	1	1	2		1			2					1	1		1	1	1			12
南部消防署	署	1	1		1				1		1			1	1			1	1			9
	久保田出張所	1							1									1				3
	小 計	2	1		1				2		1			1	1			2	1			12
北部消防署	署		1	1	1			1	2					1	1			1	1			10
	富士出張所	1							1										1			3
	小 計	1	1	1	1			1	3					1	1			2	1			13
小城消防署	署	1		1			1		2		1			1	1			1	1			10
	北 分 署	1		1					1									1				4
	小 計	2		2			1		3		1			1	1			2	1			14
神埼消防署	署	1	1		1				2					1	1	1	1		1		1	11
	三脊出張所	1							1									1				3
	吉野ヶ里出張所			1					1									1				3
	小 計	2	1	1	1				4					1	1	1	1	2	1		1	17
合 計		12	4	10	3	3	3	1	20	2	2	1	2	5	6	1	4	17	8	1	3	108

※ 特殊車両：「水陸両用バギー」及び「重機」を示す。



重機



重機搬送車



消防ポンプ自動車CD-1型

エ 防火対象物数

令和7年4月1日現在

市 町 用 途		佐 賀 市	多 久 市	小 城 市	神 埼 市	吉 野 ヶ 里 町	計
1	イ 劇場・映画館・観覧場等	16	3	1	0	2	22
	ロ 公会堂・集会場	89	15	26	9	6	145
2	イ キャバレー・カフェ・ナイトクラブ等	0	0	0	0	0	0
	ロ 遊技場・ダンスホール	14	0	3	2	3	22
	ハ 性風俗営業店舗等	0	0	0	0	0	0
	ニ カラオケボックス等	6	0	1	0	2	9
3	イ 待合・料理店	5	0	1	5	3	14
	ロ 飲食店	507	27	57	40	46	677
4	百貨店・物品販売業	445	27	69	37	26	604
5	イ 旅館・ホテル・宿泊所	217	5	42	36	2	302
	ロ 寄宿舍・下宿・共同住宅	3,239	67	273	209	156	3,944
6	イ 病院・診療所・助産所	247	14	29	26	24	340
	ロ 老人短期入所施設等	221	14	34	28	7	304
	ハ 老人デイサービスセンター等	428	40	66	48	22	604
	ニ 幼稚園・特別支援学校	65	0	2	0	2	69
7	学校・各種学校	321	28	47	47	11	454
8	図書館・博物館・美術館	15	3	2	1	4	25
9	イ 蒸気浴場等	4	0	1	0	1	6
	ロ 上記以外の公衆浴場	5	0	0	0	0	5
10	車両停車場・航空機発着場	2	0	0	1	1	4
11	神社・寺院・教会等	199	20	40	37	8	304
12	イ 工場又は作業場	917	141	191	182	136	1,567
	ロ 映画、テレビスタジオ	1	0	0	0	0	1
13	イ 自動車車庫・駐車場	166	14	23	17	3	223
	ロ 航空機等の格納庫	3	0	0	0	3	6
14	倉庫	863	125	179	175	109	1,451
15	前項に該当しない事業場	1,158	114	134	128	115	1,649
16	イ 特定複合用途防火対象物	685	33	62	35	12	827
	ロ 上記以外の複合用途	326	14	27	22	14	403
16の2	地下街	0	0	0	0	0	0
17	重要文化財・史跡	14	4	4	3	0	25
18	50m以上のアーケード	2	0	0	0	0	2
19	市町村長の指定する山林	0	0	0	0	0	0
20	総務省令で定める舟車	0	0	0	0	0	0
計		10,180	708	1,314	1,088	718	14,008

オ 数量別危険物施設数

令和7年4月1日現在

区分 数量	製造所	貯蔵所							取扱所			計
		屋内	屋外	屋内タンク	屋外タンク	地下タンク	簡易タンク	移動タンク	給油	販売	一般	
5倍以下	0	76	0	3	38	84	0	106	6	1	78	392
5倍超 10倍以下	2	26	12	1	33	52	0	9	10	1	35	181
10倍超 50倍以下	2	18	16	1	47	47	0	18	45	3	43	240
50倍超 100倍以下	3	4	1	0	25	6	0	1	22	0	9	71
100倍超 150倍以下	0	2	0	0	4	2	0	0	13	0	0	21
150倍超 200倍以下	0	2	0	0	5	1	0	0	23	0	3	34
200倍超 1,000倍以下	2	6	0	0	7	3	0	0	46	0	2	66
1,000倍超 5,000倍以下	0	5	0	0	1	0	0	0	0	0	0	6
計	9	139	29	5	160	195	0	134	165	5	170	1,011

カ 危険物施設数

令和7年4月1日現在

区分	市町	佐賀市	多久市	小城市	神埼市	吉野ヶ里町	計
製造所		3	0	1	0	5	9
貯蔵所	屋内	70	10	16	10	33	139
	屋外	4	5	0	2	18	29
	屋内タンク	2	0	0	2	1	5
	屋外タンク	72	10	19	21	38	160
	地下タンク	109	19	26	27	14	195
	簡易タンク	0	0	0	0	0	0
	移動タンク	71	3	12	16	32	134
取扱所	給油	101	17	23	15	9	165
	販売	5	0	0	0	0	5
	一般	90	18	18	26	18	170
計		527	82	115	119	168	1,011

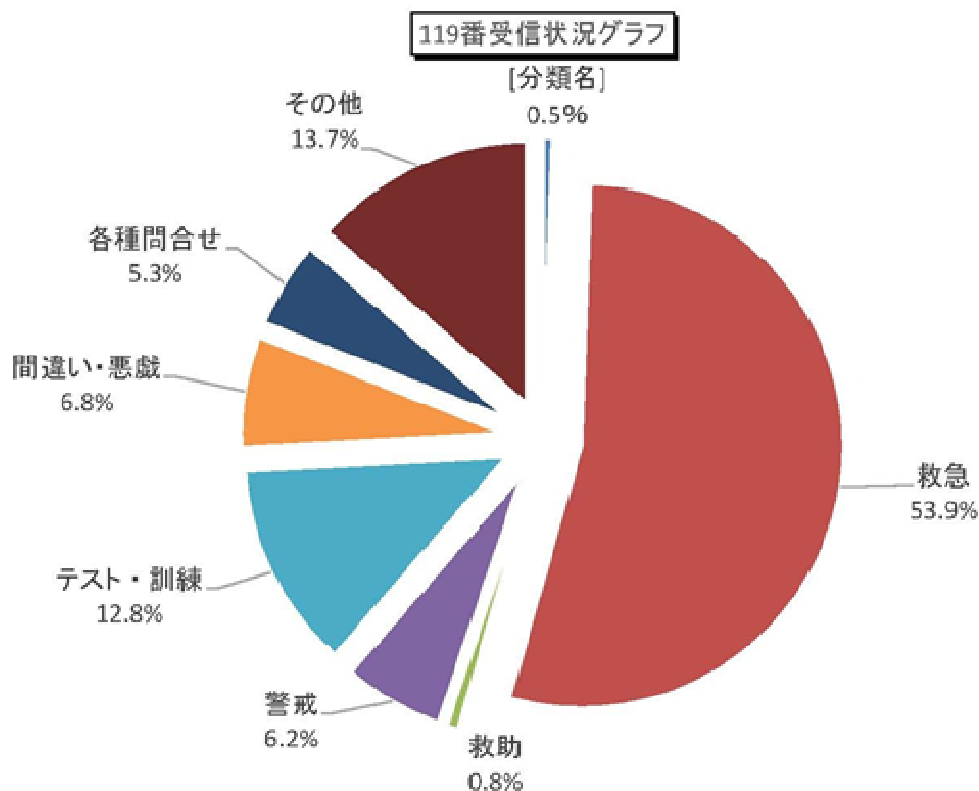
キ 119 番受信状況

令和 6 年中

種別 \ 月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計(回)
火災	11	5	8	4	32	12	8	27	12	10	15	24	168
救急	1,485	1,190	1,236	1,157	1,285	1,197	1,614	1,678	1,296	1,214	1,223	1,701	16,276
救助	23	25	19	19	19	17	20	18	13	18	18	25	234
警戒	187	135	155	121	140	131	168	159	153	142	159	217	1,867
テスト・訓練	315	310	387	309	370	306	218	205	242	340	481	373	3,856
間違い・悪戯	173	179	170	168	164	133	195	193	169	153	135	231	2,063
各種問合せ	139	87	114	92	115	102	205	190	123	130	129	190	1,616
その他	293	279	352	381	322	341	370	332	362	397	334	368	4,131
計 (回)	2,626	2,210	2,441	2,251	2,447	2,239	2,798	2,802	2,370	2,404	2,494	3,129	30,211

※「その他」には、重複通報や陳情などが含まれます。

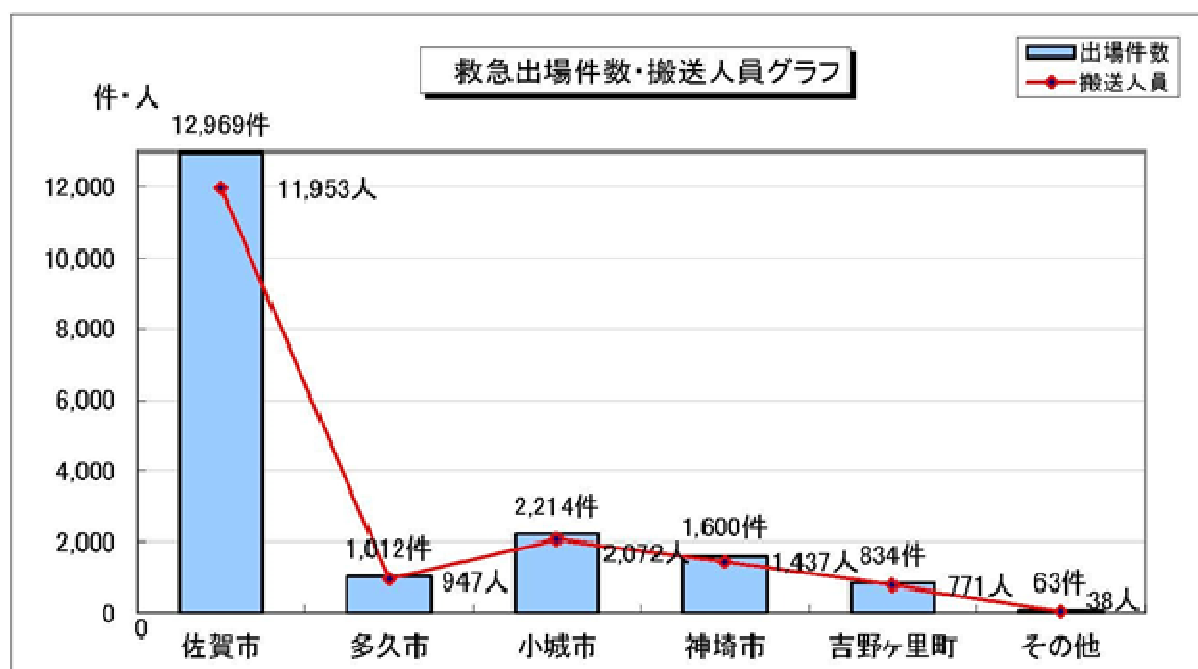
※重複通報：例) 火災など一つの災害で多数の人が119番通報をすること。



ク 事故種別救急出場件数・搬送人員

令和6年中

市町 種 別		佐賀市	多久市	小城市	神埼市	吉野ヶ里町	左記以外	計
火災	災害	60	5	19	20	9	4	117
自然	災害	8	1	2	1	1		13
水難		11	0	1	2	0		14
交通		908	41	139	146	74	42	1,350
労働	災害	86	6	34	24	7		157
運動	競技	149	10	30	8	5		202
一般	負傷	1,630	150	259	186	101	1	2,327
加害		34	1	6	1	2		44
自損	行為	89	5	20	11	6		131
急病		7,712	663	1,314	985	519	14	11,207
その他	転院	1,770	96	304	160	93		2,423
	医師							0
	資器材							0
その他		512	34	86	56	17	2	707
出場件数(計)		12,969	1,012	2,214	1,600	834	63	18,692
傷病程度	死	184	18	33	25	12	1	273
	重	1,217	90	233	162	99	2	1,803
	中	6,107	434	1,031	768	360	14	8,714
	軽	4,443	405	775	482	300	21	6,426
	その他	2						2
搬送人員(計)		11,953	947	2,072	1,437	771	38	17,218
不搬送		1,097	68	152	174	71	31	1,593

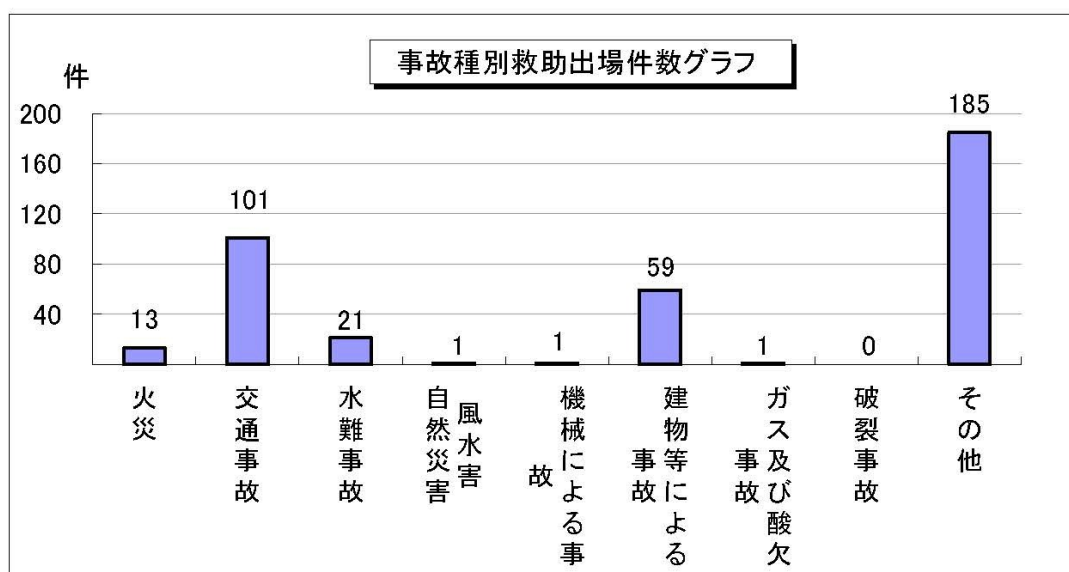


ケ 事故種別救助出動件数・救助人員

令和6年中

市 事故種別	佐賀市	多久市	小城市	神埼市	吉野ヶ里町	左記以外	合計
火 災	8		3	2			13
	5		2				7
交 通 事 故	44	4	5	14	11	23	101
	22	4	1	10	9	3	49
水 難 事 故	17		1	3			21
	6		1	3			10
風 水 害 自 然 災 害	1						1
機 械 に よ る 事 故			1				1
			1				1
建 物 等 に よ る 事 故	45	2	6	6			59
	30	1	2	4			37
ガ ス 及 び 酸 欠 事 故			1				1
破 裂 事 故							
そ の 他	107	17	28	17	7	9	185
	67	9	14	12	3	1	106
計	222	23	45	42	18	32	382
	130	14	21	29	12	4	210

※ 上段は出動件数、下段は救助人員を示す。



コ 幼少年女性防火委員会

i 委員会の目的

幼年消防クラブ及び少年消防クラブ並びに女性防火クラブの結成促進と育成強化を図り、自主防災意識の高揚と地区防災体制の一層の充実に資することを目的とする。

名 称	結 成 年 月 日	事 務 局
佐賀地区幼少年女性防火委員会	平成12年4月1日	佐賀広域消防局 予防課

サ 幼年・少年消防クラブ

i クラブの目的

このクラブは、幼年・少年期において、火の大切さと火の取り扱いを間違えた時の恐ろしさを教え、火遊び・いたずらによる火災の防止を図り、また、災害時の身の守り方を身につけさせるとともに、このクラブ活動を通じ子供達を健全に礼儀正しく、協調性を養うことを目的とする。

ii 結成状況

《幼年消防クラブ》

令和7年4月1日現在

市名	クラブ数	クラブ員数
佐賀市	36	2,185
多久市	13	291
小城市	12	232
神埼市	8	844
吉野ヶ里町	5	473
計	74	4,025

《少年消防クラブ》

令和7年4月1日現在

市名	クラブ数	クラブ員数
佐賀市	0	0
多久市	1	84
小城市	1	56
神埼市	0	0
吉野ヶ里町	1	31
計	3	171

シ 女性防火クラブ

i クラブの目的

このクラブは、一般家庭からの火災を防止するため、特に家庭で使用される火気取扱器具の化学的知識と適切な使用方法を知り、更に火災発生時の避難通報要領と初期消火方法等を習熟するとともに、火災予防思想の高揚を図り、明るい安全な地域と家庭を築くことを目的とする。

ii 結成状況

令和7年4月1日現在

市名	クラブ数	クラブ員数
佐賀市	1	7
計	1	7

ス 消防音楽隊

i 概 要

音楽を通じて市民の火災予防思想の普及を図り、併せて消防職員の士気の高揚と情操の育成に資することを目的として、昭和44年5月1日に同好者23名で音楽部を結成した。逐年の活動の結果、各種行事での演奏の機会も多くなり、消防広報を更に効果的なものにするため、昭和48年8月1日に音楽隊の設置規程を制定し、名称も佐賀市消防音楽隊として正式に発足した。昭和57年3月には同規程の一部を改正して、消防団員も音楽隊員に委嘱することができるようにし職団員をもって消防広報に活躍している。平成12年4月1日佐賀広域消防局発足と同時に名称変更が行われ、『佐賀広域消防局消防音楽隊』となった。

平成26年4月からは、消防職団員以外の者も広く音楽隊員に委嘱できるようにした。現在は、週一回の定期的な合同練習を行い、各種演奏出場に備えている。

ii 編 成

令和7年4月1日現在

楽 器 名 等	職 員			講師	一 般	人員計
	隊長	副隊長	隊 員		隊 員	
指 揮				1		1
フルート (ピッコロ)					4 (2)	4 (2) 0
クラリネット (バスクラリネット)			2		4 (2)	6 (2)
アルトサクソフォン テナーサクソフォン バリトンサクソフォン		1	2		4 (3)	(3) 7 (1)
トランペット		1			5 (2)	6 (2)
ホルン					4 (1)	4
トロンボーン			2		4 (1)	6 (1)
ユーフォニウム			1 (1)		2 (2)	3 (3)
チューバ	1				2	3
ベース コントラバス			1 (1)			1 (1)
パーカッション			2		3	5
計	1	2	10 (2)	1	32 (13)	46 (15)

() 内はうち女性隊員数

iii 令和6年の主な演奏出場

演奏月	行 事 名
1月	佐賀市消防団出初式
2月	さが農業まつり
3月	佐賀県消防大会
3月	春の火災予防コンサート
4月	佐賀県消防職員意見発表会
8月	脊振わんぱくまつり
9月	救急フェスタ
9月	リレー・フォー・ライフ・ジャパン2024佐賀
10月	ライトファンタジーオープニングパレード
11月	さが防火フェスタ2024

佐賀県後期高齢者医療広域連合

(1) 経緯

平成 18 年 6 月 21 日に公布された「健康保険法等の一部を改正する法律」により、「老人保健法」が「高齢者の医療の確保に関する法律」（平成 20 年 4 月 1 日施行）と全面的に改正され、75 歳以上の高齢者等に係る医療については、後期高齢者医療制度で行うことになった。

また、平成 20 年 4 月から始まったこの後期高齢者医療を運営するのは、都道府県の区域ごとに全市町が加入する広域連合とされ、その設立に向け、「佐賀県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会」を平成 18 年 9 月 1 日に設けた。

12 月に全ての市・町で議決され、平成 19 年 1 月 23 日に県から設置許可書の交付を受け、2 月 1 日に「佐賀県後期高齢者医療広域連合」が発足した。

平成 19 年度は、制度施行の準備が行われ、平成 20 年 4 月 1 日から後期高齢者医療制度が開始された。

(2) 佐賀県後期高齢者医療広域連合の概要

① 構成団体：県内全市町（10 市 10 町）

佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町、玄海町、有田町、大町町、江北町、白石町、太良町

② 主な業務

- ア 被保険者の資格の管理に関する事務
- イ 医療給付に関する事務
- ウ 保険料の賦課に関する事務
- エ 保健事業に関する事務
- オ その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務

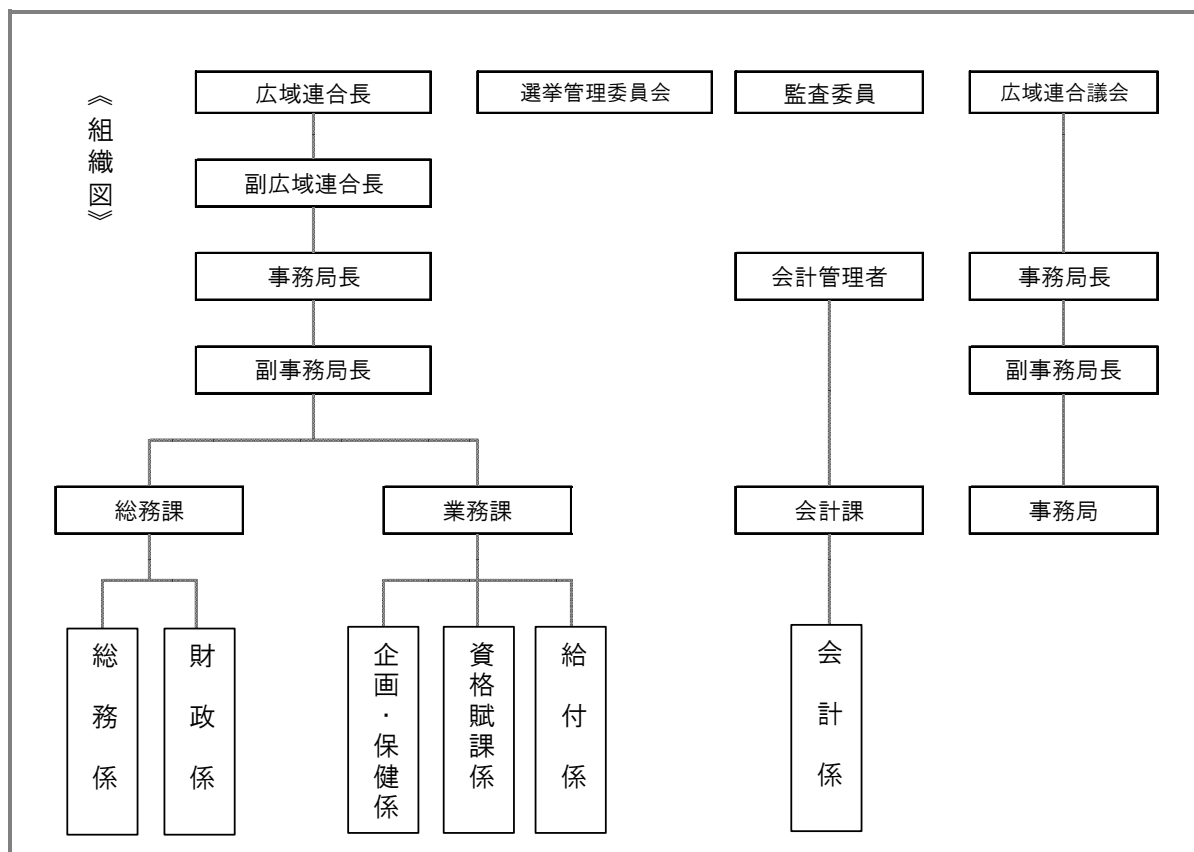
③ 市町と広域連合の役割

広域連合の役割	市町の役割
<ul style="list-style-type: none">○ 保険料の決定○ 被保険者の資格認定○ 医療を受けたときの給付○ 保健事業に関する業務	<ul style="list-style-type: none">○ 保険料の徴収○ 申請や届出の受け付け○ 資格確認書等の引き渡し○ 広報及び相談○ 保健事業に関する業務

(3) 組織図

現在、佐賀市大和支所 3 階に事務局を設け、構成市町から派遣された 24 名の職員により、後期高齢者医療制度の円滑な運営のための業務を行っている。

(令和 7 年 4 月 1 日現在)



※ 所在地 佐賀県後期高齢者医療広域連合事務局

佐賀市大和町大字尼寺 1870 番地 佐賀市大和支所 3 階

(4) 後期高齢者医療制度のしくみ

① 被保険者

佐賀県後期高齢者医療広域連合区域内である佐賀県内の市町に住所を有する

ア 75 歳以上の方

イ 65 歳から 74 歳で一定の障がいがある方

(本人の申請に基づき、広域連合の認定を受けた方)

② 保険料

ア 保険料の計算方法

保険料＝所得割額【（前年中の総所得金額等－基礎控除額×所得割率】＋被保険者均等割額

	令和 6 年・7 年度
被 保 険 者 均 等 割 額	57,100 円
所 得 割 率	11.09% (※1)
賦 課 限 度 額	800,000 円 (※2)

※1 基礎控除後の総所得金額が 58 万円以下の方の所得割率は、令和 6 年度に限り 10.27%を適用。

※2 令和 5 年度末時点で 75 歳以上、または令和 6 年度末以前の障害認定による被保険者の賦課限度額は、令和 6 年度に限り 73 万円。

イ 保険料の軽減措置と激変緩和措置（これまでの経緯）

制度施行状況を踏まえて、高齢者の置かれている状況に十分配慮し、低所得者層を中心に保険料の軽減対策が措置されている。

	所得の低い方 (軽減措置)	被扶養者であった方 (激変緩和措置)
恒常的な措置	○被保険者均等割の 7 割、5 割、 2 割軽減	○所得割の賦課なし ○制度加入時から 2 年間 ・被保険者均等割の 5 割軽減
平成 20 年度に おける措置	○被保険者均等割 7 割軽減世帯の 8.5 割軽減 ○所得割の 5 割軽減	○4 月～9 月 ・保険料負担の凍結 ○10 月以降 ・被保険者均等割の 9 割軽減
平成 21 年度に おける措置 ※平成 28 年度 まで継続	○被保険者均等割 7 割軽減世帯の 9 割軽減又は 8.5 割軽減 ○所得割の 5 割軽減	○被保険者均等割の 9 割軽減
平成 29 年度に おける措置	○被保険者均等割 7 割軽減世帯の 9 割軽減又は 8.5 割軽減 ○所得割の 2 割軽減	○被保険者均等割の 7 割軽減
平成 30 年度に おける措置	○被保険者均等割 7 割軽減世帯の 9 割軽減又は 8.5 割軽減	○被保険者均等割の 5 割軽減
令和元年度にお ける措置	○被保険者均等割 7 割軽減世帯の 8.5 割軽減又は 8 割軽減	(「恒常的な措置」に戻る)
令和 2 年度にお ける措置	○被保険者均等割 7 割軽減世帯の 7.75 割軽減	(「恒常的な措置」に戻る)
令和 3 年度以降 における措置	(「恒常的な措置」に戻る)	(「恒常的な措置」に戻る)

ウ 保険料の納付方法

- i 特別徴収 保険料徴収は原則として年金からの引き落とし（特別徴収）となる。
- ii 普通徴収 年金受給額が年額 18 万円未満の方や介護保険料とあわせた保険料額が、年金受給額の 2 分の 1 を超える場合には、特別徴収とならない。
納付書や口座振替による支払いとなる。

※ 保険料の納付方法の変更（特別徴収から普通徴収への変更）について
年金からの引き落とし（特別徴収）の方については、市町へ申し出いただくことにより、口座振替（普通徴収）へ変更できる。

③ 保険給付の内容

療養の給付、療養費、入院時食事・生活療養費、高額療養費、訪問看護療養費、移送費、葬祭費、高額介護合算療養費の支給。

(5) 業務の状況

① 被保険者の状況（令和 7 年 3 月末現在）

年 齢 区 分	人数（単位：人）	構成率
65 歳から 74 歳で一定の障がいがある方（広域連合の認定を受けた方）	1,419	1.04%
75 歳以上の方	134,588	98.96%
計	136,007	100.00%

② 保険料徴収の状況（令和 6 年度／令和 7 年 5 月末現在）

調定額（円）	収納額（円）	収納率（%）
10,633,669,000	10,594,700,272	99.63

③ 保険給付費の状況（令和 6 年度保険給付費執行状況）

区 分	件数（件）	給付費（円）
療養給付費	4,528,000	127,122,622,831
療養の給付	4,454,507	126,227,816,869
柔道整復	51,704	376,088,607
療養費（治療用装具ほか）	6,817	163,058,043
療養費（はり、きゅう、あんま、マッサージ）	14,972	355,659,312
訪問看護療養費	12,292	1,096,392,703
特別療養費	0	0
移送費	2	7,010
高額療養諸費	443,526	7,461,868,782
高額療養費	433,990	7,328,782,973
高額介護合算療養費	9,536	133,085,809

葬祭費	8,713	261,390,000
-----	-------	-------------

④ 保健事業の状況（令和 6 年度）

健康診査 255,947,538 円（委託事業費等）

受診者数（人）	受診対象者数（人）	受診率（％）
27,537	124,729	22.08

佐賀市土地開発公社

(1) 目 的

土地開発公社は、佐賀市と一体となり、市の施策に対応し、都市的機能の整備を推進するに必要な用地確保を行い、もって市民福祉の増進に寄与すること目的とする。

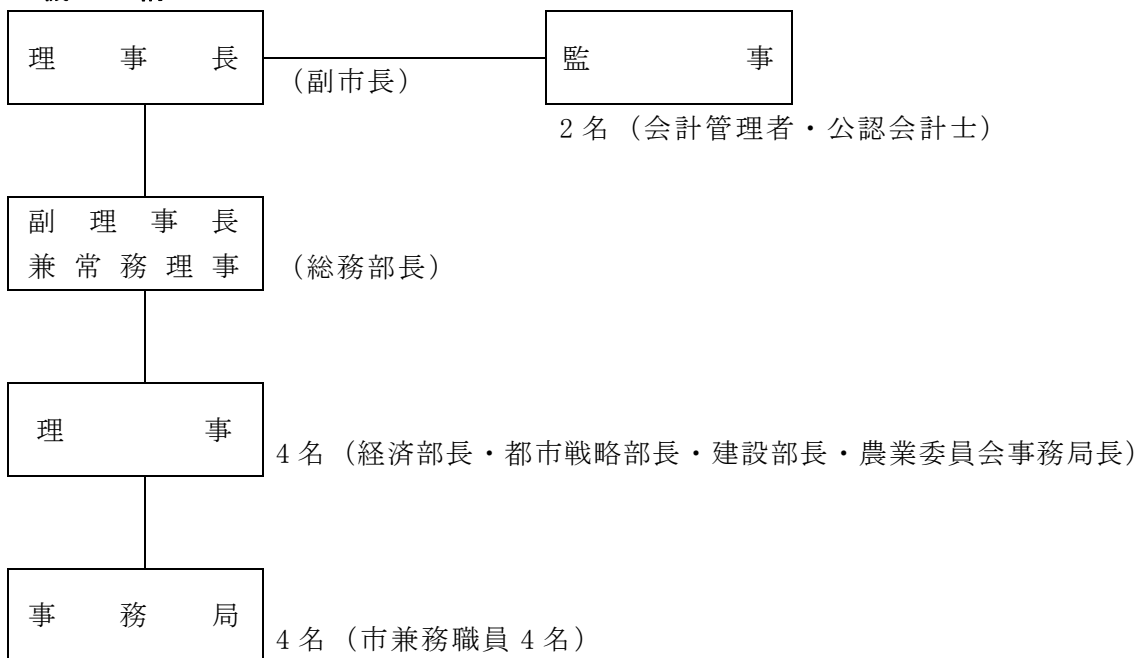
(2) 名称・所在地

佐賀市土地開発公社 佐賀市栄町1番1号

(3) 基本財産

500 万円（佐賀市からの出資金）

(4) 機 構



(5) 事業計画（令和7年度）

① 買収予定

区 分	数量（㎡）	金額（千円）	摘 要
—	—	—	—
計	—	—	—

② 売却予定

区 分	数量（㎡）	金額（千円）	摘 要
—	—	—	—
計	—	—	—

(6) 保有地一覧

(令和7年4月1日)

	事業 番号	事業名	地目	面積 (㎡)	金額 (円)
公 有 用 地	013	都市計画街路 呉服元町～湊線	宅地	705.38	118,653,362
	026	葉隠発祥の地周辺整備事業	山林外	8,565.72	285,133,593
	101	城内公園整備予定地	宅地	1,928.81	276,740,169
	小 計			11,199.91	680,527,124

特 定 土 地	—	—	—	—	—
	小 計			—	—

土 地 開 発 中	—	—	—	—	—
	小 計			—	—

合 計				11,199.91	680,527,124
-----	--	--	--	-----------	-------------

佐賀東部水道企業団

(1) 事業の概要

佐賀東部水道企業団は、佐賀市、神埼市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町及びみやき町の水道用水供給事業と、佐賀市の一部（川副町、東与賀町）、神埼市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町及びみやき町の6市町の水道事業を行っている。

企業団が行う事業のうち水道用水供給事業とは、筑後川から取水した原水を北茂安浄水場で浄水処理し、送水ポンプによってみやき町皿山地内の標高 50m 地点の白壁中継ポンプ場に圧送し、更に加圧ポンプによって同町香田地内の標高 100m 地点の中原調整池（33,690m³）で貯水した後、自然流下によって5市町へ水道用水を供給し、また、飛地となっている基山町へは、福岡導水事業の導水管から受水し基山浄水場で浄水処理した後、町内に供給する、言わば水の「卸売り」の事業である。

また、水道事業は、水道用水供給事業から受水した水をそのまま管網整備した配水管を通して各家庭へ給水する「小売り」の事業である。

以上のように当企業団は、水道用水供給事業と水道事業を併営する全国でも希有な水道事業体である。

	水道用水供給事業		水 道 事 業	
計 画	供給区域	6 市町（370.87 k m ² ）	給水区域	6 市町（210.5 k m ² ）
	給水人口	305,500 人	給水人口	116,600 人
	一日最大取水量	102,000m ³ /日	一日最大給水量	48,500m ³ /日
	一日最大供給量	85,400m ³ /日		
実 績	令和 6 年度		令和 6 年度	
	給水人口	281,172 人	給水人口	113,373 人
	年間供給水量	20,141,591m ³	年間給水量	11,340,593m ³
	一日最大供給量	63,231m ³ /日	一日最大給水量	38,914m ³ /日
	建設改良費（税込）	395,889 千円	建設改良費（税込）	921,598 千円



佐賀東部水道企業団

本庁

佐賀市兵庫町大字西淵 1960 の 4

T E L (0952) 30-6151

三養基営業所（みやき町防災センター別館 1F）

三養基郡みやき町大字東尾 737 の 5

T E L (0942) 89-2868

北茂安浄水場

三養基郡みやき町大字江口 3986 の 1

T E L (0942) 89-5676

基山浄水場

三養基郡基山町大字園部 1682 の 3

T E L (0942) 92-7209

脊振共同塵芥処理組合

- 施設名称 脊振広域クリーンセンター ※令和 5 年度で稼働終了
- 所在地 佐賀県神埼市脊振町鹿路 3362 番地 1
- 構成団体 吉野ヶ里町・神埼市・佐賀市（旧三瀬村・旧諸富町）
- 共同処理の事務 塵芥処理施設の設置、管理及び経営並びに収集に関する事務
※令和 6 年度からは塵芥処理施設の管理、運営及び廃止に関する事務

(1) ごみ焼却処理施設

- ① 建設年度 平成 6 年度～平成 8 年度（3 カ年継続事業）
- ② 敷地面積 40,000 m²（粗大ごみ施設・洪水調整池含む）
- ③ 処理能力 111 t / 24H（55.5t/24h×2 炉）
- ④ 燃焼方式 全連続燃焼式（炉数：2 炉）
- ⑤ 焼却炉数 2 炉
- ⑥ 主要設備
 - ア 受入供給設備 ピットアンドクレーン方式
 - イ 燃焼設備 ストーカー方式
 - ウ 燃焼ガス冷却設備 水噴射冷却方式
 - エ 排ガス処理設備 バグフィルタ・有害ガス除去設備（乾式）
- ⑦ 建設事業費 3,264,136 千円
 - 財源内訳 [国庫補助金 372,121 千円]
 - [地方債 2,570,500 千円]
 - [一般財源 321,515 千円]

(2) 粗大ごみ処理施設

- ① 建設年度 平成 6 年度～平成 8 年度（3 カ年継続事業）
- ② 処理能力 25 t / 日
- ③ 選別種類 鉄類・アルミ類・可燃物・不燃物の 4 種類
- ④ 主要設備
 - ア 受入供給設備 受入れホッパ方式
 - イ 破碎設備 粗破碎機（二軸）・回転破碎機
- ⑤ 建設事業費 1,116,108 千円
 - 財源内訳 [国庫補助金 227,102 千円]
 - [地方債 789,000 千円]
 - [一般財源 100,006 千円]

(3) 埋立処分地施設

- ① 建設年度 平成 6 年度～平成 7 年度（2 カ年継続事業）
- ② 埋立施設面積 13,000 m²
- ③ 埋立面積 11,000 m²

- ④ 埋立容量 100,000 m³
- ⑤ 埋立工法 セル工法
- ⑥ 主要設備
- ア 流出防水設備 土堰堤
- イ 遮水設備 全面遮水シート工（一部2重シート）
- ウ 浸出水処理施設 処理能力 60 m³/日
 処理能力 生物処理＋凝集沈殿処理＋砂ろ過＋キレート吸着
 ＋活性炭吸着＋塩素滅菌 ※浸出水処理水はごみ焼却施設にて再利用
- ⑦ 建設事業費 930,996 千円
- 財源内訳 [国庫補助金 166,231 千円]
 [地方債 651,800 千円]
 [一般財源 112,965 千円]

(4) 施設全体建設事業費

5,311,240 千円

財源内訳 [国庫補助金 765,454 千円]
 [地方債 4,011,300 千円]
 [一般財源 534,486 千円]

(5) 灰溶融施設概要

- ① 建設年度 平成 18 年度事業（繰越事業）
- ② 工期 平成 18 年 12 月 4 日～平成 19 年 12 月 20 日
- ③ 施設名称 脊振広域クリーンセンター灰溶融施設
- ア 処理能力 12.6 t / 16 h （6.3 t / 16 h × 2 炉）
- イ 溶融方式 焼却炉直結溶融方式
- ウ 主要設備
- i 灰溶融炉
- ii 酸素供給設備（V S A 酸素製造装置）
- iii 燃料供給設備（L P G 供給設備）
- iv スラグ搬出設備
- v 溶融飛灰搬出設備
- エ 建設事業費 973,665 千円
- （内訳）工事費 962,850 千円
 事務費 10,815 千円
- オ 財源内訳 [国庫交付金 307,239 千円]
 [地方債 591,900 千円]
 [一般財源 74,526 千円]

天山地区共同衛生処理場組合

(1) 施設の概要

- ① 名 称 クリーンセンター天山
- ② 所 在 地 佐賀県小城市牛津町勝 861 番地
- ③ 構 成 団 体 佐賀市（大和町・久保田町）・小城市・多久市
- ④ 共同処理の事務 し尿の終末処理、処理の計画、衛生処理施設の建設及び維持管理に関する事務
- ⑤ 施設の処理方式 標準脱窒素処理方式＋高度処理（凝集沈殿、オゾン酸化、砂ろ過）
- ⑥ 施設の処理能力 180kℓ/日（し尿：169.4kℓ/日、浄化槽汚泥：10.6kℓ/日）
- ⑦ 施設建設事業費 2,837,203 千円

(2) 令和 6 年度し尿・浄化槽汚泥搬入量及び負担金実績

（単位：kℓ）

区 分	佐 賀 市	小 城 市	多 久 市	計	構 成 比
し 尿 搬 入 量	4,504	11,989	9,922	26,415	17.05%
浄化槽汚泥搬入量	8,401	13,568	5,201	27,170	30.92%
計	12,905	25,557	15,123	53,585	24.08%

（単位：千円）

区 分	佐 賀 市	小 城 市	多 久 市	計	構 成 比
運 営 負 担 金	89,687	161,055	99,258	350,000	25.62%

三神地区環境事務組合

- ① 施設の名称 三神地区汚泥再生処理センター
- ② 所在地 佐賀県神埼市千代田町柳島 1290 番地
- ③ 構成団体 佐賀市（三瀬村）・神埼市・吉野ヶ里町・基山町・みやき町・上峰町
- ④ 共同処理する事務 汚泥再生処理施設の設置及び管理運営
- ⑤ 施設の処理方式 膜分離高負荷脱窒素処理＋高度処理
- ⑥ 施設の処理能力 139 k L / 日
(し尿：40 k L / 日、浄化槽汚泥：83 k L / 日、農業集落排水汚泥：16 k L / 日)
- ⑦ 施設改良事業費 31 億 695 万円

⑧令和 6 年度し尿・浄化槽汚泥搬入量

(単位：k L)

区分	佐賀市	その他の市町	計	構成比
し尿搬入量	459	13,583	14,042	3.27%
浄化槽汚泥搬入量	1,382	33,847	35,229	3.92%
計	1,841	47,430	49,271	3.74%

⑨令和 6 年度負担金

(単位：千円)

区分	佐賀市	その他の市町	計	構成比
運営負担金	19,503	315,547	335,050	5.82%

天山地区共同斎場組合

(1) 施設の概要

- ① 位置 多久市東多久町大字別府 2949 番地 743
- ② 敷地面積 9,599.30 m²
- ③ 建築面積 1,198.67 m² (建床面積 859.06 m²)
- ④ 建物構造 鉄筋コンクリート、一部鉄骨、平屋建
- ⑤ 施設内容
 - ア 待合棟 ホール、待合室 4 室、事務室、給茶機、自動販売機、便所
 - イ 火葬棟 前室、収骨室 (2 室)、告別室、炉前ホール、火葬炉 4 基、発電機室、残灰処理室、機械室、作業員控室
 - ウ 駐車場 28 台
- ⑥ 着工及び竣工 昭和 48 年 2 月 25 日着工 昭和 48 年 11 月 20 日竣工
- ⑦ 業務開始 昭和 48 年 12 月 1 日
- ⑧ 全面改修年度 平成 11 年度
- ⑨ 事業費 401,701 千円 (改修費)

(2) 使用料

(単位：円)

① 遺がいの火葬料 (1 体につき)	地区内居住者	地区外居住者
大人 (12 歳以上)	6,000	60,000
子ども (12 歳未満)	4,000	40,000
死産児	2,000	20,000
② 改葬遺骨の火葬料 (1 体につき)	地区内居住者	地区外居住者
区分なし	2,000	20,000
③ 焼却料	地区内居住者	地区外居住者
人体の一部	2,000	20,000
汚物等	1,000	10,000

(3) 利用状況 (令和 6 年度)

区 分		件 数	区 分		件 数
大 人	地 区 内	948 件	改葬遺骨の火葬		地区内 61 件
	地 区 外	21 件			地区外 0 件
子 ど も	地 区 内	2 件	焼 却 料	人 体 の 一 部	地区内 0 件
	地 区 外	0 件			地区外 0 件
死 産 児	地 区 内	11 件	汚 物 等		地区内 0 件
	地 区 外	0 件			地区外 0 件

佐賀市シルバー人材センター

(1) 概 要

- ① 名 称 公益社団法人 佐賀市シルバー人材センター
- ② 設 立 昭和 59 年 3 月 7 日
- ③ 所在地 佐賀市兵庫北三丁目 8 番 36 号

(2) 会員数調

○ 会員数及び平均年齢、最高・最低（令和 7 年 3 月 31 日現在）

区 分	会員数	平均年齢	最高年齢
男	541 人	75.3 歳	92 歳
女	249 人	75.2 歳	97 歳
合 計	795 人	75.2 歳	

(3) 会員の年齢別構成

（令和 7 年 3 月 31 日現在）

区 分	構 成 数		
	男	女	合 計
60 歳 未 満	1 人	0 人	1 人
60 歳 ～ 64 歳	17 人	9 人	26 人
65 歳 ～ 69 歳	54 人	38 人	95 人
70 歳 ～ 74 歳	189 人	79 人	270 人
75 歳 ～ 79 歳	189 人	76 人	265 人
80 歳 以 上	91 人	47 人	139 人
合 計	541 人	249 人	795 人

(4) 年度別 会員数・契約件数・金額（公共・民間別）一覧表

年度	会員数 (人)	男 (人)	就 業 実人員 (人)	就業率 (%)	契約 件数 (件)	公共事業 (件)	契約金額 (円)	公共事業 (円)	公共・民間 比 率 (%)
		女 (人)				民間事業 (件)		民間事業 (円)	
R2	902	599	675	70.0	5,506	327	298,819,588	124,759,705	41.8
		303				5,179		174,059,883	58.2
R3	864	593	607	70.3	5,505	379	307,199,137	138,766,943	45.1
		271				5,126		168,432,194	54.9
R4	836	572	593	70.9	5,458	337	301,597,978	129,922,184	43.1
		264				5,121		171,675,794	56.9
R5	849	581	570	67.1	5,037	316	298,711,486	130,385,039	43.6
		268				4,721		168,326,447	56.4
R6	795	541	526	66.2	4,490	320	298,759,920	136,579,172	45.7
		249				4,170		162,180,748	54.3

佐賀市社会福祉協議会組織図

☎32-6670



(2) 社会福祉事業拠点区分

区 分	事 業 名	事 業 の 概 要	対 象
法人運営事業	法人運営事業	①将来的な展望に立った財政確保の方策として、社協会費制度の周知、拡大などを図るとともに、資金の効果的かつ効率的な運用に努め、財政基盤の強化を図る。	理事・評議員等
		②職員は社協の役割と使命を認識し、業務目標の達成に向けた業務遂行に努める。また、職員研修等を通じて広範な知識と専門性を養い、意識改革、資質の向上に努めると同時に、職場環境の整備、充実を図る。	
		③理事、評議員の各種事業への参画意識を高め、理事会・評議員会の活性化を図る。	
		④苦情解決システム管理要綱に基づき、利用者等からの苦情について適切な解決を図る。また、利用者等の権利を擁護するとともに、本会が実施する事業の質の向上及び運営の信頼性を高める。	

区 分	事 業 名	事 業 の 概 要	対 象
地域福祉活動事業	企画・広報	①佐賀市社会福祉大会の開催	市内の福祉関係者
		②社協だより“愛・あい”の発行	市内全世帯及び事業所
		③ホームページの運用	一般市民
	地域福祉活動計画策定事業	第4期計画（令和3年度～令和7年）の最終年度にあたり、進捗状況の振り返りを行う。また、第5期計画（令和8年度～令和12年度）の策定に向けて取り組んでいく。	一般市民
	ボランティアセンター事業	住民主体の地域福祉の推進の為に、ボランティア機能（コーディネート・人材育成等）の整理、各事業における評価・方法等を検討する。併せて、地域福祉教育の視点を踏まえ、各事業、助成を活かした地域力の向上を図っていく。	
		①ボランティアセンター運営事業	

	②ボランティア団体等助成事業	ボランティア団体等
	③各町村ボランティア連絡協議会活動助成	ボランティア団体等
	④災害ボランティアセンター事業	被災者 一般市民 ボランティア等

区 分	事 業 名	事 業 の 概 要	対 象
地域福祉活動事業	高齢者ふれあいサロン事業 (佐賀市委託)	高齢者が住み慣れた自宅や地域で安心して暮らせるように、地域住民の協力のもと、地域の様々な施設（地区公民館、集会所等）を利用し、高齢者と地域住民が気軽に集い、お互いに交流を深める。また、生きがいづくりや健康づくりを推進し、高齢者が閉じこもりや寝たきりにならないよう、自立生活の助長を図ることで、介護予防に繋げる。	概ね 65 歳以上の閉じこもりがちな高齢者
	地域子育て支援センター事業	子育て世代の親子等に対する支援について、継続的に事業を展開していく。また、地域で子育てに関する活動を行っているサークル等との連携強化も図っていく。 北部拠点：大和ふれあい広場 南部拠点：東与賀ふれあい広場	未就園児及びその保護者・ボランティア
	多機関協働事業 (佐賀市委託)	令和 4 年度から佐賀市で取り組んでいる重層的支援体制整備事業の中核を担う事業として、単独の相談支援機関だけでは対応が困難な複合的な課題や狭間の問題を抱えた人や世帯など各分野の相談支援機関が支援に行き詰った困難ケースに対し、必要に応じて重層的支援会議や支援会議を開催し、支援機関の役割分担や情報共有、課題の整理など分野を超えた支援機関の連携と協働を促す。 また、アウトリーチ機能（相談者の元に出向く）を活かし、相談に対し迅速かつ丁寧な対応ができるように取り組む。 ※福祉まるごと相談窓口	一般市民

	平成 28 年 9 月から市役所 1 階 14 番窓口で「福祉に関するワンストップ窓口（全世代対応型の総合相談窓口）」として、どんな相談でも「断らない、一旦受け止める」ことを意識しながら相談を受けている。さらに、今年度から新たにビデオ通話アプリ「Zoom」を使ったオンライン相談を開始する。	
アウトリーチ等を通じた継続支援事業 (佐賀市委託)	重層的支援体制整備事業の必須事業として、アウトリーチを基本とした支援を 3 つのエリア別に地区担当（CSW）が地域に出向いていき、制度やサービスの対象とならない方なども含め世帯単位で支援していく。また、校区（地区）社協社会福祉協議会等と協力し、地域課題を住民と共に協働して支援を行い地域福祉活動の推進を図っていく。	一般市民
参加支援事業 (佐賀市委託)	重層的支援体制整備事業の必須事業として、対象者に対して社会（地域）とのつながりを作るために、対象者のニーズや課題を把握し、地域の社会資源を活用しながら本人や世帯が地域や社会と継続的につながる支援を展開していく。また、制度にないサービスが必要であれば新たな社会資源を開発していくことで、社会資源の拡充を働きかけるなど継続的な伴走型支援を行っていく。	一般市民
第 2 層生活支援コーディネーター事業 (佐賀市委託)	おおむね中学校圏域ごとに第 2 層生活支援コーディネーターを配置し、高齢者の生活介護・介護予防サービスの体制整備を推進するため、地域の生活課題（ゴミ出し、外出、買い物など）を地域住民と協働して支援を行い、生活課題の解決に向けた地域づくりを行う。	一般市民

区 分	事 業 名	事 業 の 概 要	対 象
地域福祉活動事業	地域福祉推進事業	①民生委員・児童委員活動支援 ②児童遊園地整備助成 ③小災害罹災世帯に対する見舞 ④実習生受け入れ	一般市民 民生委員児童委員 校区社協 高齢者 児童 障がい児・者 福祉関係団体
	地域福祉推進補助事業	①校区（地区）社協役員研修会 ②校区（地区）社協活動助成 ③校区（地区）社協会長会運営費助成 ④「助け合い・支え合い」の地域づくり推進事業 ⑤福祉協力員等設置推進支援事業	

		「地域で安心安全な暮らしを支える体制作り」の実現に向け、自治会単位で充実した福祉連絡会の実施と未設置校区への設置推進を強化していく。 ⑥福祉バス運行事業	
共同募金配分金事業	歳末助け合い配分事業	前年度、運動期間中（12月1日から1ヶ月間）に集まった募金を元に、住民ニーズに応じた事業を展開する。	
		①年末年始地域福祉事業	地域住民
	共同募金配分金事業	本会への配分金を基に、法人からの繰入金と併せて共同募金配分事業として事業を行う。	
		①校区（地区）社協活動助成 ②校区交流事業 ③ふれあいのまちづくり支援事業助成 ④福祉体験学習指導者派遣事業 ⑤新たな居場所づくり（コミュニティカフェ）事業 ⑥生活困窮者支援事業 ⑦ヤングケアラー支援事業 ⑧新入生応援プロジェクト 新入生がおり、入学等に必要な備品が用意できない困窮世帯に対して、必要品を提供し、子どもが健やかに学校生活を送れるよう支援を行う。 ⑨福祉団体助成	一般市民 高齢者 校区社協 福祉関係機関・団体 障がい児・者

区 分	事 業 名	事 業 の 概 要	対 象
福祉サービス利用支援事業	福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）	「福祉サービス利用者の利益の保護」を図ることを目的に、判断能力に不安を持つ認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者などを対象に、安心して自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助・日常的金銭管理・書類等の預かり等の支援をする。 契約後に判断能力が低下している利用者に対して、必要に応じ、成年後見制度へのスムーズな移行を進めていく。 また、専門員（職員）や生活支援員への計画的な研修等を実施していくことで、利用者へのサービス向上等に繋げていく。	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分だが、本事業の契約内容について判断し得る能力を有していると認められる者

	法人後見事業	法人として成年後見人等となって身上保護や財産管理を行い、その人らしい尊厳のある生活を最後まで送れるよう、障がいの程度に関わらず被後見人等の意思を最大限に尊重した長期的な支援を行う。 そのため、より専門的な後見業務にも対応ができるよう知識習得を目的とした職員研修等を計画的に実施していく。	家庭裁判所から受任を受けた者
	佐賀市成年後見センター (佐賀市成年後見制度利用支援事業：佐賀市委託)	佐賀市成年後見センター（成年後見制度利用促進法における中核機関）として制度に関する相談や後見人等（専門職や親族）への支援を行い、地域住民や関係機関を対象とした研修会等で広報・啓発活動を引き続き実施する。また、後見人等の担い手不足の課題に対して、関係機関（家庭裁判所・県・市・専門職団体等）と、専門職団体からの新たな担い手を拡大していくことや市民後見人の養成についての協議を重ねていき、さらに、地域連携ネットワーク構築を具現化していく。	一般市民
	移送サービス事業	既存の交通機関による移動が困難であり、歩行補助具等の使用が必要な高齢者や身体障がい者を対象に、ボランティアの協力のもと、車椅子搬送仕様自動車を利用した移送サービスを提供する。（利用対象地域：三瀬村、富士町、大和町松梅地区）	歩行補助具等の使用が必要な高齢者や身体障がい者
生活福祉資金貸付事業	生活福祉資金貸付事業	金融機関からの借入れや公的貸付制度の利用が困難な世帯、障がい者や介護を要する高齢者の属する世帯に対し、必要な資金の貸付けの相談はもとより、生活の安定を図ることを目的に、相談援助を行う。 また、コロナ禍において特例貸付を利用された世帯の生活課題に対して、必要に応じ他機関とも連携しアウトリーチによる支援（フォローアップ事業）を行う。	低所得者世帯、障がい者世帯、高齢者世帯、失業中の世帯等
	福祉資金（小口）貸付事業	低所得世帯の自立のため、他からの資金借入れが困難かつ緊急の場合に貸し付けを行う。さらに、貸付のみに終わらず、総合相談窓口の機能も発揮しながら対応していく。	低所得者世帯

(3) 施設経営事業拠点区分

区 分	事 業 名	事 業 の 概 要	対 象
老人福祉センター等運営事業		高齢者が地域で安心して、心豊かに楽しく過ごせる場所を提供するため、市内5箇所（平松、巨勢、金立、開成、大和）の老人福祉センター等を運営する。各センターでは教養講座（高齢者大学等）、クラブ活動や行事などを行い、生きがいの充足、また積極的な「仲間づくり」を進め、さらには各センターにおいて健康相談を実施し、健康で明るい生活を営んでもらうための事業の推進に努める。	
	老人福祉センター事業	(1) いきがい館平松（平松老人福祉センター） ①平松老人福祉センター事業 ②佐賀市平松清風大学 (2) いきがい館巨勢（巨勢老人福祉センター） ※佐賀市委託 ①巨勢老人福祉センター事業 ②巨勢シルバーカレッジ (3) いきがい館開成（開成老人福祉センター） ※佐賀市委託 ①開成老人福祉センター事業 (4) いきがい館大和（大和老人福祉センター） ※佐賀市委託 ①大和老人福祉センター事業 ②大和いきがい文化講座	①は 60 歳以上の方 ②は 市内在住の 60 歳以上で学習意欲のある方
	金立いきいの家事業 （佐賀市委託）	(1) いきがい館金立（金立いきいの家） ①金立いきいの家事業 ②金立いきいの家文化講座	

(4) 介護保険等事業拠点区分

区 分	事 業 名	事 業 の 概 要	対 象
通所介護事業	開成デイサービスセンター事業	要支援及び要介護認定を受けた方が、居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・食事・レクリエーション等のサービスを提供する。	介護保険の要支援・要介護者

(5) 認可外保育施設運営拠点区分

区 分	事 業 名	事 業 の 概 要	対 象
松梅保育 所運営事 業	松梅保育所運 営事業 (佐賀市委託)	松梅地区唯一の保育施設として、佐賀市から認可外 保育所の委託を受けて実施する。	1～5 歳 児、就学 前の幼児

(6) その他の事業

区 分	事 業 名	事 業 の 概 要	対 象
共 同 募 金・歳末 たすけあ い募金運 動への協 力		公的な福祉サービスでは支えられない分野の支援を行 うため、佐賀県共同募金会佐賀市支会として募金活動 を展開する。	
	赤い羽根募金	10 月 1 日から 12 月 31 日までの 3 ヶ月間、各種団体な どの協力を得て実施する。戸別、街頭、法人、資材、 学校、イベント、職域等の各種募金を行う。	市内全世 帯、自治 会、学 校、ボラ ン テ ィ ア、関係 機関、企 業、民生 児童委員 等
	歳末たすけあ い募金	12 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 ヶ月間、各種団体な どの協力を得て実施する。戸別、職域等の各種募金を行 う。	市内全世 帯、自治 会、関係 機関、関 係団体、 学校等
	災害義援金の 募集・受付	各地で発生した災害などに対し義援金の募集及び受付 を行い、集まった義援金は佐賀県共同募金会に全額送 金し、同会を通じて被災地へ送金する。	一般市民
	小災害罹災世 帯に対する見 舞	火事等により、罹災者が物的・精神的な援護が必要な 状況において、自力更生の一時的な援助を図るため見 舞金を支給する	罹災世帯

区 分	事 業 名	事 業 の 概 要	対 象
日本赤十字社事業の推進 (日本赤十字社佐賀県支部佐賀市地区)	会費・寄付金募集	国際救護活動や災害救護活動等の人道的使命に基づき、国内外で事業を実施している日本赤十字社の佐賀市地区として、赤十字事業の普及と事業推進に必要な資金の確保に努める。	自治会 (市内全世帯)
	各種講習会	佐賀県支部が開催する各種講習会を積極的に推進するとともに、市内で行われる蘇生法などの講習に講師又は指導員の派遣調整を行う。 ・赤十字救急法講習会 ・講習への講師(指導員)派遣調整	一般市民
	防災・減災活動等への取り組みに対する助成	校区自治会及び自主防災組織等が、防災・減災意識の高揚を目的に実施する防災・減災活動及び研修会、講習会等に対して助成金を交付する。	校区自治会 自主防災組織
	災害義援金の募集・受付	各地で発生した災害などに対し義援金の募集及び受付を行い、集まった義援金は日本赤十字社佐賀県支部に全額送金し、県支部を通じて被災地へ送金する	一般市民
	火事等の罹災世帯への援助	罹災世帯に対し、見舞金や毛布、日用品等の物資を支給する	罹災世帯

令和 7 年度版
さが市政概要

発行 令和 8 年 1 月
編集 佐賀市議会事務局
〒840-8501 佐賀市栄町 1 番 1 号
TEL (0952) 40-7310
FAX (0952) 25-5407
E-MAIL gikai@city.saga.lg.jp
ホームページ
<http://sagashi-gikai.gijiroku.com/>



市 章

《平成 18 年 4 月 1 日 制定》

佐
賀
市
議
会
事
務
局

佐賀市の頭文字である「S」をモチーフに、人と人とのふれあいをイメージし、二つの円は、はじき出る個性とはぐくみ成長する英知を表しています。

また、青色は空を、緑色は大地を表し、佐賀の豊かな自然を表現しています。